

開港新潟の対外関係と居留外国人

2021年3月

新潟大学大学院

現代社会文化研究科

青柳正俊

開港新潟の対外関係と居留外国人

目次

序章	開港新潟を眺める視角	5
	(1) 研究史・叙述史と本論考の射程	5
	(2) 課題設定	9
	(3) 本論考の構成	13
	(4) 典拠史料と考察手法	14
第I部	開港前後の外交と貿易	16
第一章	戊辰戦争と新潟開港	16
	第一節 「正式」開港へ	16
	(1) 「新潟開港問題」まで	16
	(2) 外国商船とイギリス人居留民の動向	20
	(3) 六九年元日開港に向けて	23
	(4) 天皇政府による開港宣言とその後	27
	第二節 開港初年の貿易	30
	(1) 箱館戦争の局面推移と商船	30
	(2) 新潟への先駆	34
	(3) 貿易活動の本格化	38
第二章	新潟通商司の経緯	45
	第一節 イギリスが捉えた経緯	45
	(1) 通商司政策と新潟	45
	(2) 新潟における始動	50
	(3) 現地新潟の混乱	56
	(4) 公使館と日本政府	63
	(5) 通商司・商社の更なる抵抗	69
	(6) 事態の収束	74
	第二節 日本側の内幕	80
	(1) 東京への伝達と「書面へ下ケ札」	80
	(2) 現地での政策調整	83
	(3) 本野は知っていたのか	85
小括		90

第Ⅱ部 外国領事からの視角 93

概観 93

第三章 イギリス領事館 95

第一節 領事館の概要と基本史料 95

- (1) 基本的事項 95
- (2) 年次報告書について 98

第二節 前半期の領事館 100

- (1) 初代ラウダーによる領事館開設
- (2) トゥループと貿易港新潟の盛衰 105,100
- (3) 暫定閉鎖 111

第三節 後半期の領事館 116

- (1) 再開まで 116
- (2) トゥループ二回目の赴任 118
- (3) 特需の港活況に伴う領事赴任 121
- (4) 領事館の閉鎖 123

第四章 ドイツ領事館 127

第一節 領事館の概要と基本史料 127

- (1) 領事館の開設まで 127
- (2) 領事館の基本的性格 130

第二節 本国への年次報告書 132

第三節 報告から見る領事館活動 147

- (1) 基本的事項 147
- (2) 領事館の地位変遷 148
- (3) 領事館の閉鎖 148

第四節 公使館の視点 150

小括 154

第Ⅲ部 外国人居住をめぐる問題 157

第五章 外国人居住問題の所在と展開 157

第一節 雑居地新潟の構造 157

第二節 明治五年までの状況 162

- (1) 開港直後の様相 162
- (2) 外国人への制限導入と「粗漏ノ約定」 164

第三節 矛盾の露呈―「居留地外居住問題」 170

- (1) 国による「明治七年の措置」 170
- (2) ドロアール借家騒動 178

第六章 借地規則制定への取組 187

第一節 寺島外務卿期 187

- (1) 借地に関する動き 187
- (2) 県庁独自の約定書雛形 189
- (3) ファインソン借地騒動 191
- (4) 寺島・パークス談判 191
- (5) ファインソンの工夫 198

第二節 井上外務卿期 202

- (1) 井上就任によるリセット 202
- (2) 条約改正予備会議 204
- (3) 佐渡夷港官営倉庫の取壊しをめぐって 208
- (4) 井上・パークス論争 210
- (5) 再開された規則案の協議 214

第七章 着地点・明治十八年 221

- (1) 宣教師らによる借地の行方 221
- (2) 貿易商人の居留途絶 226
- (3) 借地規則の成案見送り 228

小括 232

終章 明治十八年以降の開港の行方 237

第一節 外国人居住の処罰化 237

- (1) 内達行政からの決別 237
- (2) 公然取締りへの転換 239
- (3) 宣教師による借地の定形化 244

第二節 対岸貿易と北洋漁業への道筋 247

総括 251

注 255

参考文献一覧 274

図表一覧 279

付録

- 1 イギリス領事年次報告 1
- 2 ドイツ領事年次報告 33

凡例

本論考においては、年月日は原則として西暦（グレゴリオ暦）を用いて論述を進める。ただし、日本側史料を主体に論述を進める場合には、和暦（旧暦）で本文を論述する。日本及び外国（イギリス及びドイツ）の一次史料を重層的に用いる本論考の性格から、煩瑣を厭うことなく、西暦・旧暦を括弧書きにより併記する。

日本語史料の原文引用に関しては、刊本、本論筆者による一次史料の翻刻ともに、原則として、原文の旧字体を常用漢字に改め、変体仮名はひらがなとし、読点を適宜付す。

外国語（英語及びドイツ語）からの翻訳・概要訳は、すべて拙訳である。

序章 開港新潟を眺める視角

新潟港は、時代の推移に伴って特徴的なくつかの機能を担ってきた。

この港は、何よりもまず、近世初め以来、関西から蝦夷地に至る日本海を介した物流における重要な中継地であった。新潟の町の歴史は、まさに港とともに始まった。海を通じ川を通じ、和船によって遠方あるいは近隣が結ばれる、という、近代に入ってもしばらく継続した輸送のあり方の中で、新潟はその拠点であり続けた。そこに、明治に入ってから外国貿易港としての機能が付加された。一躍、我が国の近代化を担う役割が与えられたのであった。また、明治後半から大正・昭和初期にかけては、港は北洋漁業の基地をなした。地元新潟のみならず日本海側の広い地方の漁民・事業者が北方の海域で漁業活動を営むための発着点として、この港は長いあいだ機能した。更に新潟港は、我が国の大陸進出と絡んで、朝鮮半島・中国東北部への物と人の流れを担う重要な中継点と位置付けられた。戦後の高度成長期からは、本州日本海側唯一の特定重要港湾に指定されるとともに、エネルギー基地としての役割を担ってきた。対岸諸国との交流の窓口としての機能も果たしてきた。そして現在は、日本海側唯一の中核国際港湾であり、また、日本海側の総合的拠点港に位置づけられている。

本論考では、こうした新潟港の変遷のなかで、この港が開港五港の一つとしての機能を顕現していた時期の港都新潟を、近代初頭における我が国の対外関係史の脈絡に包摂して通観する。

(1) 研究史・叙述史と本論考の射程

考察を進めるにあたり、本論考がいかなる領域を対象に収めようとしているのか、また、本論考がその領域をいかなる視点から検討しようとしているのか、ということについて、以下三つの視点から明らかにしたい。

① 我が国の幕末・近代史と本論考

まず、我が国の政治史・経済史の視点から、これまで開港新潟がどのように捉えられてきたかを確認したい。

日本近代史の文脈において、開港たる新潟が重要な要素として意識されたことは極めて少なかった、と言えよう。これは、開港後の新潟が貿易港としては著しく低迷し、やがて開港五港の一つとしての性格を喪失していった、ということの当然の帰結とも言える。新潟で営まれた貿易は、我が国の総体から見れば実に微々たるものであった¹⁾。貿易額が皆無であった年も珍しくなかった。また、居留した外国人数も、他の開港開市と比較して各段に少なかった。まさに、当時すでに新潟に対して使われていた「有名無実の開港場」²⁾という表現にふさわしい状況だったのである。

こうしたことから、開港たる新潟が研究の俎上にのることは多くない。我が国の近代海

運の発展の軌跡を追った研究群においては、新潟は、統計に組み入れられ、あるいは通覧上の一つとして挙げられることはあっても、そこに殊更に重要な含意を伴って扱われた例は見出しづらい³⁾。

しかしながら、当時開港で生起していた事象は外交に直結する可能性を常に孕んだものであり、本来的に国としての関心事であった。本論考は、開港地たる明治期の新潟は、我が国にとつて外国との数少ない窓口の一つであった、という事実を改めて見つめ直し、開港であったがゆえに生じた新潟での諸現象を、単なる地方的な出来事とはみなさず、広く全国的な同時代の対外関係史のなかに位置づけることを目指す。明治政府中央の為政者・省庁、諸外国の公使ら、あるいは居留外国人らを主要なプレーヤーとして捉えて、開港新潟がたどった展開を立体的に明らかにしたい。

国際取極上、新潟は明治初年から一貫して開港であった。税関等、貿易港としての施設・機能は維持され、居留外国人が活動した。その環境は、明治末に不平等条約の改正が実現し、他の多くの港に先行して貿易に開かれたことの意味が喪失する時期まで続いていたのである。ここでは、先に述べた、明治政府や諸外国、居留外国人をプレーヤーとした営みが継続されていた。規模が小さかったことが、開港としての新潟を研究する価値を減ずるものではない。むしろ、新潟が、諸外国との当初の条約に定められた五港の中で唯一、江戸幕府ではなく明治政府の手によって開港を果たした港であったこと、また、新潟が唯一、外国人専用の居留地が存在しない港であったこと、といった独自性は、この時期の我が国の対外関係を考えるための、他の開港にはない研究素材を提供しているのではないか。

更に言えば、新潟が本州日本海側に位置する開港であったこと、すなわち、明治中頃以降、太平洋側の地域に一方的に資源や人材を収奪される、いわゆる「裏日本」と呼ばれていく道をたどる地域の開港であったこと⁴⁾を背景として考え合わせれば、そのような開港のありようを確認することは、我が国近代の政治・経済史を考えるうえで有益な材料を提供し得るのではないか。本論考はそうした視点に立つ。

新潟が我が国の対外関係史の脈絡において重要地点として扱われた事例としては、戊辰戦争期の新潟開港をめぐる動きがある。新潟は一八六九年一月一日（明治元年十一月十一日）に正式に開港した、とされている。しかしその前年にはしばらく「事実上の開港」と言われる状態となり、港に外国船や外国商人らが往来した。そうした事情は、戊辰戦争の進展と絡みながら、外交上の争点にもなった。これらは、かつて石井孝が詳しく明らかにし、戊辰戦争史のなかに位置づけた⁵⁾。石井はまた、そうした状況下で新潟港を中心として活動した外国商人が戦局の推移に与えた影響についても詳しく描いた。しかしながら石井の研究は、一八六八年秋、新潟の港と町が薩摩・長州ら天皇政府軍に占領され、やがて新潟の正式開港が確定する時点までにとどまる。結局のところ、我が国の対外関係史の中で、全国的な視野から新潟港が描かれたのは右の局面まで、と述べてよからう。開港してからの諸現象への研究的関心は、一般的に希薄と言わざるを得ない。かくして、開港新潟をめぐるのは広大な未研究の領域が残されている。本論考はこの領域に踏み込む。

② 開港を扱った地方通史と本論考

次に、地方史の領域において、新潟開港をめぐる知見がどのように集積されてきたかを確認し、その上で本論考を位置づけたい。このことに関しては、本論考で用いる一次史料の確認をかねて、まず地方通史の編纂の流れを追っていきたい。

新潟市は、一九三四（昭和九）年に『新潟市史』⁶を刊行した⁶。この画期的な初の市史は、全体を市井の変遷発展・港湾（前編・後編）・政治・神社宗教・教育及び文学・産業など十編の項目立てとし、町の様々な分野の歴史の変遷の様子を編年体で網羅的に記録した。新潟開港については、港湾後編のなかで、前段として開港に至るまでの経緯に触れ、更に「開港場としての諸施設」の一章を設けて、税関・倉庫上屋等の施設整備の状況、領事館と領事、居留民関係などの事項を掲載した。また、産業編では開港後の貿易の状況を年次統計に沿って解説した。

一般に、新潟市に関する史料の残存状況は芳しくない⁷とされる⁷。その状況下で、この旧市史では港に直接関係する事項、すなわち税関等施設や貿易状況に関しては、明治末に国の横浜税関が編纂した『新潟税関沿革史』⁸を主な典拠史料とした⁸。また、外国領事館の設置状況などに関しては、明治前半の『新潟縣史料』に基づいて記載した⁹。なお、開港に伴って推進された文化・教育、社会面での近代化に関する外国人の貢献や活躍に関する記述は、編纂・刊行の時代を反映して、極めて少ない。

一九六九（昭和四十四）年には『新潟開港百年史』¹⁰がまとめられた。この出色の史誌は、題名のとおり開港から百年を迎えたことを記念して、地元で編纂されたものである。港の成り立ちから同書刊行当時までを通観し、なかでも、開港前後の動向が重点的に描かれている。新潟が開港地に指定されてから戊辰戦争を経て実際に開かれるまでの時期に関しては、江戸幕府による基礎史料、及び『大日本外交文書』のほか、すでに県内外で蓄積があった北越戊辰戦争関連の刊行史料及び研究成果を十分に活用した。また開港後に関しては、『新潟税関沿革史』を典拠の中心としつつ、新潟市に残る「新潟町会所文書」などを十分に生かすとともに、地元史家や関係機関から独自に収集して得た史料ほか情報を反映させた。港湾施設や貿易と並んで、居留外国人に関して詳しく記述した。

一九八〇年代には『新潟県史』の編纂が進められた。県政から文化・習俗に至る広大な分野、そして地域性豊かで広い県土を叙述の対象とする県史において、新潟開港前後に関する直接的な叙述は、紙幅としても限定されたものであったが、それでも、開港を背景とした経済・教育・社会の近代化の歩みを含めて幅広く扱われた。典拠史料に関しては、開港に限らずこの時代全般の叙述において、『稿本新潟縣史』¹⁰を重要な材料として加えた。また、外務省外交史料館が所蔵する、新潟開港に関連する主要な一次史料群が資料編において翻刻・抄出されたこと¹¹は、新潟開港研究への新たな道づけを行ったと言える。

更に一九九〇年代には新しい『新潟市史』¹²が刊行された。ここでは、市の歴史のうえで重要な画期を成す開港とそこから派生した事項が、ここまで掲出した諸史料の再整理及び

市役所に残る文書の再活用によって、豊富に描かれた。とりわけ新潟に居留した外国人の動向については詳しい記述を施した。

以上が、新潟開港に関する叙述から見た地方史編纂の大きな流れである。

さて、これらが一般に、開港以前の経緯に詳しく、実際に開港してからの記述に苦心が見受けられるのは、前者が江戸幕府による信頼性の高い史料が十分に残されているのに対し、後者を裏付ける史料状況がやや心もとないことによると考えられる。新潟の開港は政治的・経済的にまさに混乱の時期と重なった。後年の編纂とはいえ信頼度の高い『新潟税関沿革史』や『新潟縣史』を典拠史料の中心に据えんとすることはよいとしても、明治政府の手によるそうした公式記録に、巧みに膨らみや陰影を添加するはずの、地域社会における指導者・民衆の営みを記す史料に乏しく、あるいは残存していても活用が難しい状態が長く続いてきたようである。しかし、関係者による長年の努力によって、開港後に関する史料と知見の蓄積もかなり進んだ。

一般に、地方通史はその地域内で完結する歴史像を描こうとする傾向を脱し得ない。これを本論考のテーマになぞらえた場合、新潟における各々の政策展開に臨んだ明治政府中央の意図・背景や政府内の調整過程、あるいは明治政府と諸外国との折衝経過、などの追求は一定にとどめ置かれ、時には敢えて捨象される。しかしながら、先に述べたように、本来的に国レベルの事項である開港新潟をめぐる諸事象の全体的理解には、こうした領域を真正面から捉えることが不可欠なのである。本論考は、地方史編纂の成果を踏まえ、またその過程で発掘され紹介された一次史料群を貴重な道しるべとして、地方史が捉える領域を大きく超越する。

③ 開港から波及した分野における研究と本論考

最後に、もう一つ別の角度から本論考の射程を捉えてみる。

言うまでもなく、幕末のいわゆる開国は、列強諸国が我が国との貿易を求めた結果であった。開港場は、文字通り、まず何よりも貿易の場であった。しかし、近代国家としての歩みを始めた日本にとって、開港場は、貿易・経済に限らず新しい知識・文化をいち早く摂取する窓口でもあり得た。横浜・神戸はじめ各々の開港におけるこうした西洋知識の導入や文化の流入についても、様々に研究が進められてきた。

この観点において、新潟に関して代表的なものは、西洋医学の導入であろう。新潟の場合、一八七三(明治六)年に創設された官立新潟医学校へ外国人教師四名が順次派遣され、先進的な西洋医学の伝授にあたった¹²⁾。また、同じ頃、医療宣教師が市中で活躍し、広く地元の人々に当時先進的な医療を施した。彼らに学び、あるいは彼らに協力した日本人医師の活躍も記録されている。こうした事績は、すでに三十年以上も前から、地元の熱心な研究者、医療関係者によって詳らかにされてきた¹³⁾。

また、医学以外の分野でも御雇い外国人の活躍が記録されている。新潟での御雇い外国人の主な活動分野は、医学と並んで語学教育であった。開港を契機として英語教育の場が

設けられ、やがて官立の英語学校が設置された¹⁴。そこで活躍した外国人教師らのことは、概ね彼らの雇用関係や教育課程などに関する記録が残されていることもあり、確実に把握され、教育関係者によって地方教育史のなかに刻まれている¹⁵。

更には、キリスト教の布教活動も、開国とともに新たな展開を見せた事柄である。外国人の居住が認められた新潟では、一八七三（明治六）年のキリスト教の事実上解禁を待たずに布教が着手され、その後も外国人宣教師の活動が長らく継続的に行われた。新潟でのこうした初期の布教活動の様子についても、教団・教会に残されている記録に基づいて克明に明らかにされており、その全国的な位置づけも与えられている¹⁶。

さて、こうして開港から波及した個別分野に関する研究の整理が進めば進むほど、残された感を強くするのが貿易に関してである。確かに、日々の欲求を満たす経済活動は学問・文化的事象とは性格が異なる。また、日本人への教育や布教を目的とした活動とは違い、個々の貿易商人が接触する日本人は港に関わる一部の人々に限られるため、記録に残ることは比較的少ない。しかも、開港時の記憶は現在の新潟港と大きく断絶されており、現在、歴史のなかの「新潟港」といえば、一般に、「開港五港の一つ」ということよりも「北前船の寄港地」としてのイメージがはるかに強い。そのため、開港新潟をめぐる研究の対象として本丸であるはずの領域が、およそ五十年前の『新潟開港百年史』の刊行以降、ややおざなりとなってしまうた感があるのではないか。

本論考は、そうした認識を下敷きとして、新潟開港をめぐる研究の照準を「港とその周辺」へと改めて引き戻すことを目指すものでもある。

（2）課題設定

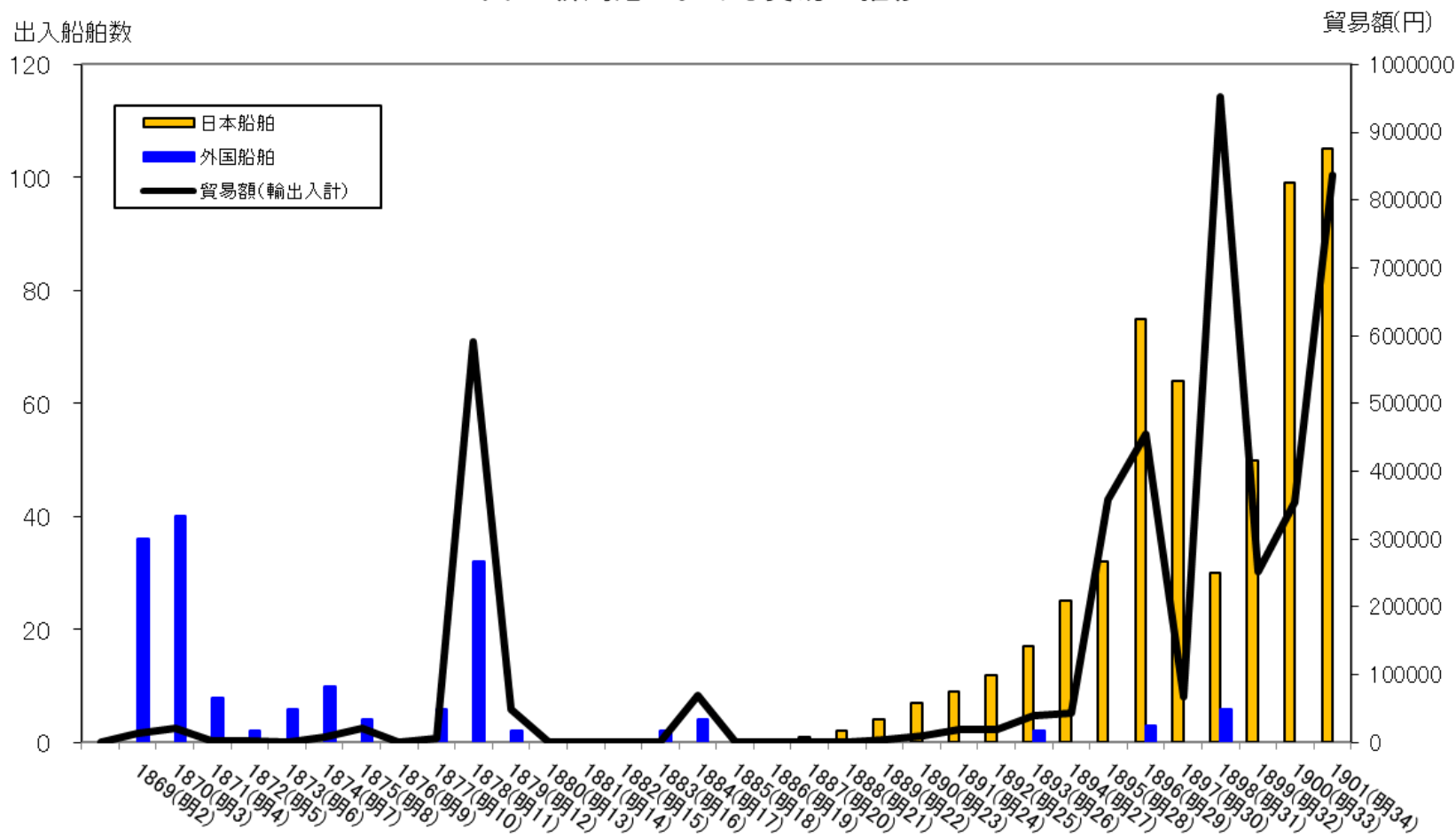
さて、このように考察の射程を定めたいうえで、それでは開港をめぐる諸事象をどのような問題意識を持って掘り下げていくのか、ということについて、手始めとして、新潟での貿易実績に即して具体的に示してみよう。

『新潟税関沿革史』には、開港以来の外国船の出入港数及び貿易額の年次統計が掲げられている。この統計記録は、明治期の新潟で営まれた貿易を眺め渡そうとする時、通常これまで用いられてきている基本的なものであり、かつ我が国唯一の統計と言ってよい。図1及び表1で図表化した。『新潟税関沿革史』に基づく新潟港での貿易の推移は、以下のよう

に概括することができる。

開港した一八六九年とその翌年の二年間、新潟港には各々二十隻ほどの外国船が新潟港と他の港とを往復し、この新しい貿易港での活動が開始された。しかし、以降の新潟港は低迷を続けた。新潟港と海外港とを直接航行する船はわずかであり、一八七七（明治十）年からの三年間だけに限られた。一八七八年には中国（清）で飢饉が発生した影響で米の特需があったが、活況はこの一年だけにとどまった。一八八〇年頃からは、一時期、新潟港での貿易は皆無に近い状況となった。ところが、その後、港は北洋漁業の基地として活用されることとなり、貿易額は飛躍した。新潟港は、日本人が漁業のために使う港として

図1:新潟港における貿易の推移



出典：『新潟税関沿革史』

活路を見出していった。

以上のように、新潟港は、開港五港の一つとして近代国家建設を担うための、先進国との結節点としての役割を期待されながら、その役割を果たすことなく、もっぱら地域的利益を充足させるための港へと移行した。貿易統計に基づく分析からは、当然ながら、この港が明治前半期を通じて不振を極めた、と結論づけられている。また、統計が示す品目別の輸出入実績の分析を取って進め、近隣地域の産業状況からは本来期待できたはずの生糸の輸出が振るわなかったこと、年によっては米の輸出が盛況であったこと、などに解説が加えられることもある。

しかしながら、ここで示した右の統計に更に考慮を加えるならば、次の二つの着目点を指摘することができよう。

一つは、開港一、二年目の外国船出入港数と貿易額との乖離である。外国船の出入りがそれなりにありながら貿易額がほとんど記録されていないのは、それらの船がすべて国内の他の開港との行き来であり、ほとんどの貨物の通関はそれら他港で行われたことが理由であった。

『新潟税関沿革史』とは別に、当時、新潟に駐在したイギリス領事が同国公使館へ報告した港湾統計がある(表2)。これは、税関に加えて個々の居留商人からの助力により情報を収集し、彼ら諸外国の側の関心に沿って、(船籍に関わらず)西洋形大型船の出入港状況や、外国商人が扱う積載貨物全般を捕捉しようとしたものであった¹⁷⁾。その統計からは、開港一、二年目に関して、新潟での通関額をはるかに上回る額の貨物を外国船が輸送していた実態が明らかとなる。このことは開港三年目以降も変わらない。付け加えれば、外国船の出入りが頻繁でない新潟では、日本船を利用した外国商扱い貨物も相当程度あったと推測される。イギリス領事による統計は、これをも捕捉しようとした。

つまり、新潟に居留する外国商人らの主な役割は、彼らの直接のカウンターパートである横浜その他に本拠を置く外国商会と、新潟を中心とした広大な国内輸送網・商圏とを結びつける、ということにあった。そこには、当時の新潟が現在とは比較できないほどの国内輸送の重要拠点であった、ということが背景にある。したがって、『新潟税関沿革史』の統計は貿易実績としては正しくとも、この統計からは、新潟に対する諸外国の関心の度合いや、新潟で活動した貿易商人の実態は見えてこないのである。本論考では、そうした、いわば水面下で繰り広げられた港での活動や、その活動を取り巻いた日本側と外国側との折衝、駆け引きがどのようなものであったか、ということに関心を払っていく。

貿易統計から着目すべきもう一つは、一八七八(明治十一)年に記録されている、突出した外国船出入数・貿易額である。この年は、前年からの中国(清)での飢饉のため、新潟から大陸方面へ大量の米が直接輸出された。港湾別の年次貿易額では、大阪を含め幕末・明治初年に開港した六港のなかで、新潟が最下位を脱したのは、わずかにこの年の一度だけであった。

表2:新潟港の船舶出入港及び輸移出入額
(イギリス領事商業報告から)

	外国船			日本船(国外建造船・三菱汽船)				
	入港数	輸移入額 (ドル)	輸移出額 (ドル)	輸移出入計 (ドル)	入港数	輸移入額 (ドル)	輸移出額 (ドル)	輸移出入計 (ドル)
1869年 (明治2年)	18	542,471	177,501	719,972	4	-	0	-
1870年 (明治3年)	25	405,075	227,448	632,523	8	5,444	30,440	35,884
1871年 (明治4年)	3	105,234	3,448	108,682	9	28,386	38,886	67,272
1872年 (明治5年)	1	50,108	8,918	59,026	2	3,114	18,110	21,224
1873年 (明治6年)	3	85,292	2,714	88,006	3	29,786	33,476	63,262
1874年 (明治7年)	6	161,740	43,035	204,775	2	33,492	54,722	88,214
1875年 (明治8年)	2	60,968	14,558	75,526	9	91,200	126,806	218,006
1876年 (明治9年)	0	0	0	0	15	94,090	58,850	152,940
1877年 (明治10年)	3	39,085	30,000	69,085	-	-	-	-
1878年 (明治11年)	16	44,313	524,167	568,480	19	253,976	153,985	407,961
1879年 (明治12年)	1	9,170	47,422	56,592	36	674,085	672,880	1,346,965

表1:新潟港の船舶出入港及び輸出入額
(新潟税関統計から)

	入港数	輸入額 (円)	輸出額 (円)	輸出入計 (円)	
明治2年 (1869年)	18	2,124	12,379	14,503	【輸入】蠟燭、石鹼、毛織製品、ライフル 【輸出】蚕卵紙(11,894)、水菓子、種人参
明治3年 (1870年)	20	15,904	6,128	22,032	【輸入】支那油(8,100)、豆(4,725)、石炭(2,200) 【輸出】蚕卵紙(4,943)、茶、干鮑
明治4年 (1871年)	4	3,388	0	3,388	【輸入】赤砂糖(3,388)
明治5年 (1872年)	1	0	3,359	3,359	【輸出】蚕卵紙(4,943)、茶、干鮑
明治6年 (1873年)	3	0	452	452	【輸出】乾鮑、漆器
明治7年 (1874年)	5	8,850	49	8,899	【輸入】繰綿(8,850)
明治8年 (1875年)	2	20,260	404	20,664	【輸入】赤砂糖(20,260)
明治9年 (1876年)	0	1,470	0	1,470	【輸入】生金巾(1,250)
明治10年 (1877年)	3	62	6,000	6,062	【輸出】米(6,000)
明治11年 (1878年)	16	7,810	583,960	591,770	【輸入】窓硝子(3,000)、白砂糖(2,500)、釘(1,300) 【輸出】白米(582,599)
明治12年 (1879年)	1	601	47,675	48,276	(※輸入:居留外国人の私用品のみ) 【輸出】米(47,302)
明治13年 (1880年)	0	339	63	402	(※輸入:居留外国人の私用品のみ)
明治14年 (1881年)	0	891	0	891	
明治15年 (1882年)	0	0	568	568	(※輸出:居留外国人の私用品のみ)
明治16年 (1883年)	1	1,400	106	1,506	【輸入】鯨肉(1,124) (※輸出:居留外国人の私用品のみ)
明治17年 (1884年)	2	0	69,847	69,847	【輸出】米(69,743)
明治18年 (1885年)	0	0	0	0	

ところで、新潟が外国貿易港として振るわなかった要因が語られる時、従来から、まず何よりも、貿易には不向きな港の形状のことが挙げられるのが常套である。新潟港は信濃川の河口に位置し、その河口には内陸からの大量の土砂が運び込まれる。そのため港は水深が浅く、したがって喫水の深い大型の外国船の出入りには不向きであった。加えて、港とその周辺には適当な碇泊地を欠いていた。こうした条件は、基本的には明治時代を通じて変わらない¹⁸⁾。

しかし、港の不振の要因がそれだけで片付けられるものであったのならば、この一八七八年の貿易隆盛の瞬きをどう理解すればよいのであろうか。この年は、右の宿命的なハンディキャップを、旺盛な輸出需要の膨圧が押しやった。すると、貿易不振は本当に開港当初からの逃れざる宿命であったのだろうか。

本論考では、港の形状から生じた宿命のみを説く従来からの語り口をひとまず捨象し、何らかの条件が整えば、場合によっては貿易港としての新潟に、現実とは別の可能性が開けていたのではないか、という意識を持ちながら、一次史料と虚心に向き合う。

(3) 本論考の構成

本論考の構成について述べる。

第I部では、正式開港直前の一八六八(慶応四・明治元)年から一八七〇(明治三)年に至るまで、およそ二年近くの間の新潟港をめぐる外交と貿易を扱う。貿易が開始された新潟港に、少なからず注目が集まった時期である。

すでに述べたように、本論考が射程として捉えるのは、これまで我が国の政治史・経済史においてほぼ等閑視されてきた、「新潟開港問題」以降である。そこで、ここではペリー来航・開国から戊辰戦争までに至る流れについては、その前史として概略を記すにとどめる。「新潟開港問題」に関しては、本論筆者の観点を加味しつつ概観する。その上で、本論考が中心に据える時期へと到達する。まさにこの時点からは、それまでの遅延から一転して、開港の体裁を整えることが一刻も急がれた。例えば、開港宣言日(六八年十二月二十四日)から実際の開港日(六九年一月一日)までの日数の間隔は極めて短かった。そしてまた、イギリス領事は厳冬期の陸路を新潟へと急いだ。ところが、それにもかかわらず開港から四ヶ月以上、新潟港には外国商船が一隻も現れなかった。そうした動きの背景を、外交と商業者の両方の視点から探る。とりわけ新潟で諸外国が展開した具体的な商業活動については、戊辰戦争期に列藩同盟側へ武器を供給した商人スネルへの関心が、これまで突出している。それ以外の研究は、ようやくごく近年になって端緒に就いたばかりである。本論考では、そうした外国商会・商人の活動に関して得られた現在までの知見を示す。以上が第一章である。

第二章では新潟通商司を扱う。正式開港した新潟ではあったが、税関や港内作業船はじめ、国際取極が定めた貿易のための諸施設の整備は進んでおらず、しかも内戦の影響で政治経済は混乱していた。そのような中でも、一八七〇(明治三)年前半の新潟通商司を扱

ぐる経緯は、開港から間もない時期の港の混乱の頂点をなすものであった。この新潟通商司の経緯に関して得られていた知見は、これまでわずかであったが、本章ではイギリス外交文書の記録を大きな支えとして事実の解明を目指す。明治政府が全国の流通掌握を企図して展開したこの政策は、新潟においては開港二年目の重要な時期と重なり、まもなく諸外国、とりわけイギリスとの大きな争点の的となった。そして、新潟港が諸外国によって試用される段階から低迷期へと移行する、重要な画期となった。

続く第Ⅱ部では、新潟に駐在した外国領事らの視角から新潟港を論じる。開港後、新潟に実際に領事館を開いた外国は、イギリス・ドイツ（北ドイツ連邦）・オランダ・アメリカの四ヶ国であった。このうち、長期にわたって維持され、開港新潟の動向に実質的な影響を与えたのはイギリス及びドイツの二ヶ国の領事館であった。これまでほとんど知られることのなかった、この二つの領事館の実態及びその活動について、各々第三章、第四章で考察する。ここでとりわけ配意することは、叙述にあたって領事館及びそこに駐在した領事らの側に主体の立場を与える、ということである。開港直後の様々な困難をはじめ、彼らが遭遇した新潟での出来事もまた、主に彼らの視点から描写する。これまで客体とされていた側からの視点を把握することで、開港新潟の姿をより重層的に捉える材料とする。

第Ⅲ部は、新潟における外国人居住の問題を論じる。新潟では、一八六七（慶応三）年に合意された国際取極によって、他の開港開市にあるような専用の外国人居留地は設定しないこととされた。このことは従来から周知であったにもかかわらず、そこに何か重要な問題が含まれているものとして意識されることは皆無であった、と言ってよい。ところが、このことこそが、明治政府と諸外国とが、明治前半期を通じて最も継続的に、最も激しく折衝を繰り返した、根の深い問題点なのであった。江戸幕府と諸外国とが合意し、明治に入ってその矛盾が露呈した新潟での外国人の居住のあり方をめぐっては、その後、解決に向けた努力が延々と続けられたものの、結局その努力は実らなかった。一方、現実に新潟に居住した外国人は、そうした矛盾のもとで不自由と不利益を強いられた。第五章から第七章までにおいて、時系列に沿ってその経過を綿密に明らかにする。

終章では、一八八五（明治十八）年以降の開港新潟の様子を確認する。この年、外国人居住の問題は放擲されることとなり、加えて、居留していた西洋人商人が最終的に去っていった。新潟からは開港としての要素が極めて希薄となり、一八九九（明治三十二）年、諸外国との条約改正の発効により、新潟は「開港五港の一つ」という地位を名実ともに喪失した。そこに至るまでの時期の港と居留外国人の姿をたどる。

そして、むすびに本論考を総括する。

（４）典拠史料と考察手法

本論考の典拠史料について、全般的事項を述べる。

対外関係史の客観的な考察及び重層的な叙述を担保するのは、関係する多様な主体の視点を摂取することである。本論考では、その観点から、外国語史料を活用する。とりわけ、

本論考の大部分にわたってイギリスの外務省文書を事実確認と考察の素材とする。幕末・維新期の日本に圧倒的な影響力を及ぼした同国の対日関係外交文書は、第二次世界大戦後の早い時期から我が国による網羅的な収集の対象とされた。その結果、研究者が比較的内容に活用できる状況にあり¹⁹、我が国の対外関係を解き明かすにあたって頻繁に用いられ、数多くの研究成果を導いてきた²⁰。本論考は、新潟に関しても極めて有用なこの史料の全面的な活用を図るものである。

また、ドイツの外交文書等を合わせて活用する。現在、ベルリンに所在する複数の公文書館が開港前後の新潟についての関係文書を所蔵している²¹。新潟開港をめぐる主たる対外関係はイギリス及びドイツとのあいだで生じており、本論考においてイギリスと並んでドイツの関連一次史料を紐解く意義は大きい。

他にも、横浜及び神戸で発刊されていた居留民向けの新聞記事等も活用する。

こうした、複数の文書館が所蔵する様々な言語からなる史料を用いて歴史的対象を明らかにしていくマルチリンガルな研究手法は、日本史研究の新たな地平を開くものとして、近年、注目度も高い²²。本論考は、新潟を研究対象としてこの研究手法を全面的に実践するもの、と位置づけることができる。

これら外国語史料と相対する日本側の典拠に関しては、これまで地方史編纂が発掘し活用可能とした諸史料が中心である。しかし先述のとおり、これら史料は往々にして、地方通史の叙述の範囲内で敢えて抑制的に用いられてきており、史料本来の価値が十分に発揮されていないものも多い。それら史料を、より広い歴史考察の脈絡のなかに解き放ち、外国語史料との相加・相乗を図る。

第I部 開港前後の外交と貿易

第一章 戊辰戦争と新潟開港

第一節 「正式」開港へ

(1) 「新潟開港問題」まで

一八五四（安政元）年、江戸幕府は、艦隊を率いたアメリカ合衆国のペリーの威圧の前に、日米和親条約を調印し、開国への一步を踏み出した。続く一八五八（安政五）年の七月から十月にかけて、アメリカ・オランダ・ロシア・イギリス・フランスの五ヶ国とのあいだに相次いで修好通商条約が結ばれた。そして翌一八五九（安政六）年、横浜・長崎・箱館において、これら諸国との自由貿易が開始された。

新潟は、この修好通商条約で幕府が開港を約束した港の一つであった。より正確には、アメリカなど各国は交易地として日本に西海岸（日本海側）の一港を開くことを要求し、「新潟」の名を挙げつつも、「もし新潟港を開き難き事あらば、その代わりとして一港を別に開くべし」としたのであった²³。オランダ・ロシアの二ヶ国との条約に至っては、「西海岸の一港」とあるだけで、新潟の名が記されていなかった。しかし、いずれにせよ、大名領の良港を開くことが現実には困難な状況において、幕府側の基本方針は、直轄領の港を開くことであった。すると、日本海側の開港場としては、新潟が最も妥当な選択肢だったのである。

開港日と定められていた一八六〇年一月一日を前に、その前年の春から、ロシア・オランダ・イギリスといった国の測量船が新潟に来港するようになった²⁴。それらによる実地調査の結果、新潟が開港場として不適當という判断に傾いた諸外国は、代港を開くことも視野に入れて、幕府との再協議を希望し、期日どおりの開港は見送られることになった。折しも、一八六〇（万延元）年春には桜田門外の変が起こり、その後猛然と尊皇攘夷の気運が高まるなか、一八六二（文久二）年、幕府とイギリスは、新潟（またはその代港）の開港を、兵庫開港及び江戸・大坂の開市とともに、一八六八年一月一日まで延期することとで正式に合意した。他の諸国もこれに倣った。

新たな開港期日が迫った一八六七（慶応三）年春、再び日本海沿岸の開港場選定及び諸港調査の動きが活発となった²⁵。フランス、アメリカと並んで現地海域の調査を行ったイギリスの場合、同年七月から八月、軍艦サーペント号、バジリスク号により新潟沖や信濃

川、佐渡沿岸の測量調査を行うとともに、公使ハリー・パークス (Harry Parkes) が新潟に来航し、新潟奉行と意見交換し、市内を視察した。

新潟を含めた日本海側各港の調査後、パークスは「新潟は便利な土地だが、船繋ぎ場がない」として、代わりに七尾を日本海側の開港場とすることを要求した。もともと、パークスによる、商業地としての新潟の評価は、他を圧倒していた、ということは確認しておかねばならない。新潟は繁栄した商業地だが港がない、七尾は良港だが寂しい町、敦賀は我々が開港地と考えている方面ではない、というのが、各港調査のパークスの総括だった。パークスにとって最良の選択肢は、新潟を開港として七尾をその補助港とすることであった。しかし、本港から一二〇マイルも隔たった補助港は、いかにも不便であった²⁶。開港地の選定は、当時の英字新聞の表現を借りれば、「日本西海岸には、港があれば町がない、町があれば港がない²⁷」という状況のなかでの作業であった。

しかしながら、幕末の政局が激動の度合いを増すなかで、結局、一八六七年十一月二十四日(慶応三年十月二十九日)、新潟佐州夷港外国人居留取極の締結により、新潟の開港が正式決定した。補助港は佐渡夷港とされた。また、同時にその開港は、東京開市とともに、予定されていた六八年一月一日(慶応三年十二月七日)から三ヶ月延期し、同年四月一日(慶応三年三月九日)とする、とされた。あまりに時間が切迫していたからであった。この時期、列強諸国の関心は兵庫(神戸)に集中し、一方新潟に関しては、いずれにしても冬場の交易活動が期待できないのであるから、三ヶ月の延期には実質的な不利益はない、との判断もあつた²⁸。

しかし我が国の政情は急展開し、この間、大政奉還から王政復古のクーデター、更には鳥羽伏見の戦いを端緒とした戊辰の内戦へと事態は進んでいった。六八年二月十八日、列強各国は日本の内戦に関して局外中立を宣言した。

新たな開港予定日である六八年四月一日が近づいてきたが、新潟は依然として天皇政府の支配下にはなかつた。三月二十八日、列強諸国は天皇政府と協議のうえ新潟への進出を暫時見合わせた²⁹。この協議を受けて、イギリス公使パークスは、次の告知を居留地に向けて発して、自国民の新潟行きを制した³⁰。

「現在、日本政府の形勢に変革が起こっており、江戸及び新潟の一般的治安にも影響しかねない状況である。駐日全権公使たる本官は、状況が鎮静化するまで我が国民がこれら府港に行くことは安全でない、との考えである。ここに、我が国民が四月一日からこれら都港で商業活動を行うための調整を暫時見合わせていることを告知する。同地の居住と商業活動を安全に行うことができると判断した時点で、すみやかに追報する」

この暫時見合わせは、正式な国際取極ではなかつた。この時点で、列強ほどの国も天皇政府を我が国唯一の政府と見なしていたわけではなかつた。イギリスにしても、天皇に信任状を奉呈してその政府を承認したのは、その後の六八年五月二十二日であった。

こうして暫時見合わせにはなつたものの、早期の新潟開港を望む国もあつた。特に、自

国の主要産業である絹産業が日本からの蚕種（蚕卵紙）の供給に大きく依存していたイタリヤは、そのほとんど唯一の輸出港である横浜への商品集積が関東一円での騷擾によって困難となることを憂慮していた。そして、その代港としての新潟に注目していた。

六月六日、各国代表と天皇政府の神奈川裁判所総裁東久世通禧らとの協議が行われた。日本の正統政府であることの承認を条約の履行を通じて得る必要があった天皇政府の東久世は、種々議論のなかで、「国際取極上、新潟の開港は拒み得るものではない」との言質を与えた³¹。六月二十四日、各国代表による会議が開催され、新潟開港問題に対する意見調整が試みられたが、結局意見はまとまらず、各国は各々の公使が正しいと判断した指示を自国民に与えることとなった³²。同日、プロイセン公使フォン・ブランド(Maximilian von Brandt)及びイタリヤ公使ド・ラ・トゥール(Vittorio de la Tour)は、七月十五日以降に新潟で貿易を行うことを認める、と自国民に告知することとした。そのうち、フォン・ブランドが自国の箱館領事ライスに伝えた六月二十四日付の指示は、次のとおりである³³。「今年三月の通知は撤回するので、貴官管轄下の我が国民に対してその旨を告知されたい。三月に述べた同地の危険はなくなったわけではないが、蚕種買付けのためあらゆる可能な手段を我が国民に提供することがより大きな利益である、と思料するものである。ただし、告知においては、新潟への進出は一定の危険を伴うものであり、同地進出を企てる者には、他の開港と同程度の安全は保障されていないことを併せて通知されたい」

一方、パークスは六月二十五日、自国イギリス居留民に対して、三月に通知した方針を変更する意思がないことを改めて明らかにし、両国の動きを牽制した³⁴。

「箱館港のイタリヤ及びプロイセン領事より、来月十五日以降は公使の許可を得て新潟に進出し、条約で認められた商業活動を一定のリスクのもとで行ってもよい、と各々の国民に対して告知されたと聞く。ミカド政府からは本官に対して、新潟では現在ミカド政府と会津藩とのあいだで内戦が行われている、と公式に通知を受けているところであり、本官としては、三月の告知で表明した、新潟は危険であり同地には進出すべきではない、との見解を改めるには至っていない」

こうして各国公使の見解の不一致が明らかになっていった頃、越後には本格的な戦乱が迫っていた。先の六月二十四日の各国代表による会議の三日前、すなわち同月二十一日、小千谷の慈眼寺において、長岡藩の実権を握る河井継之助と、天皇政府軍の東山道先鋒総督府軍監である岩村精一郎との談判が行われた。談判は決裂し、やがて両軍の戦闘が開始された。七月八日、政府軍は長岡城を陥落させた。

この長岡城陥落とほぼ同じ頃、天皇政府は列強六ヶ国に対して、「新潟近傍は戦地となっている。多くの軍兵が集結しているが、未だ平定されていない。外国人の保護は十分にできないので開港はしばらく延期したい」と申し入れた（イギリス・アメリカ・プロイセン・オランダへは七月七日、フランス・イタリヤへは七月九日）³⁵。しかしこの時点で各国からの同調は得られなかった。七月二十三日、プロイセンのフォン・ブランドは天皇政府に

対して「正式な国際取極である新潟の四月一日開港は明確に否定されていない。新潟近傍が不穏というならば、横浜近傍とて同じく不穏であり、それが新潟での蚕種その他の取引を妨げる理由にはならない」と伝え、新潟を開港したとみなす自らの立場を改めて正当化した³⁶。オランダも翌二十四日、同じ立場を表明した³⁷。四月一日の開港を取り極めた大君政府との約束がその後破棄されていない以上、この取極は今でも有効である、というのが、これらの国の論理であった。

こうした戊辰戦争の流れのなかで、新潟の「事実上の開港」と言われる状況が生まれた。七月初め以降、オランダの庇護を受けた商人エドワード・スネル (Edward Schnell) 及びイタリアの蚕種商人一行が新潟に進出して商業活動を行った。スネルは列藩同盟への軍需品補給の役割を担った。同月中旬以降、北越戦線は停滞した。膠着状態はその後二ヶ月近く続いた。新潟港からの武器補給が得られる同盟軍は、むしろ戦況を優位に進めることができる状況でさえあった³⁸。

九月三日、天皇政府は、「奥州・出羽・越後の海岸で外国船がしきりに貿易を行っているようである。これを中止するよう自国民へ通知していただきたい」と各国に申し入れを行った³⁹。

天皇政府からの申入れに対して、フランス公使ウートレー (Ange-Maxime Outrey) は九月二十四日付の返答で「こうした布告は、日本の一部のみではなく、全国に施行すべきではないのか」と疑問を投げかけた⁴⁰。オランダ公使ファン・ポルスブルック (Dirk de Graeff van Polsbroek) はその翌日付で、「密貿易の禁止は、三州以外の未開港場である鹿児島、下関、御手洗、江戸などについても行うべきである」と返答した⁴¹。いずれも、西南諸港などでイギリス商人らが天皇政府側と軍需品を活発に取引している実態を示唆した。これに対して、一八六八年九月十二日、列強各国のなかで唯一イギリスだけが、天皇政府からの申入れに沿った次の告知を自国民に対して行った⁴²。

「新潟が開港するよりも前に外国人または外国商船が同港へ赴くことに對し、この度日本政府から抗議の申入れがあつた。新潟はいまだ貿易に開かれていない。同港に進出する我が国民は、その企てを自らのリスクで行っているものであり、我が政府から保護を受けることを期待できない」

イギリスの天皇政府寄りの姿勢は際立っていた。イギリス商船は内戦時を通じて天皇政府の軍兵の西南から東北への海上輸送に備船されていた。パークスはこれを黙認しながら、同盟軍支配下の新潟港での商業活動については、これを厳しく制止し続けていたのである。

九月十一日、天皇政府軍は北越戦線の打開を目指して新潟北方沖から精銳部隊を上陸させ、同月十五日、新潟を占領した。同盟軍は新潟港を通じた物資補給路を断たれた。商人スネルも新潟から逃れた。天皇政府軍は、新潟占領と同日、その四日前に一度は奪還された長岡城を奪い返し、同盟軍を会津方面へと潰走させた。天皇政府軍にとって、東北での戦争を決する視界が開けてきた。

(2) 外国商船とイギリス人居留民の動向

さて、以上まとめた「新潟開港問題」に続く考察を、「事実上の開港」とされる時期を含むこの一八六八年の新潟港での外国船の往来がどのようなようであったか、その実態を探ることから始めていきたい。

幕末から明治期の外国商船の動きに関しては、当時のイギリス領事による報告記録がよく用いられる。しかし、この年の新潟については、同史料に基づいて網羅的に外国船の動きを補足することが難しい。箱館駐在イギリス領事ユースデン (Richard Fusden) が公使館に報告した一八六八年の記録(表3)は、自国イギリス船の出入港だけでなく、通常一緒に報告される他の外国船のものはない⁽⁴³⁾。ユースデンは報告に際して、「箱館居留の多くの商人は、一年間のうちの相当な期間を西海岸に向向いていたために、当地を不在がちであり、しかも彼らの記録には少なからず混乱が見られる」とした。更には、「統計で示したよりもはるかに多くの船が、当地を経由して武器・弾薬を運んで西海岸に向かったものの、これらの船は往々にして当地にわずかな時間だけ寄港したにすぎなかった」とし、つ

まりは、自らの報告の不完全

さを認めている。箱館のこの六八年の統計は、その後、他港領事からの数字との突合により補正が試みられた。しかし、結局はこれが断念された⁽⁴⁴⁾。内戦の混乱期ゆえの情報錯綜により、他港から新潟に至る場合に寄港する可能性が高い箱館出入港の動向把握さえ、この年に限っては難しかったのである。しかもユースデンの報告は、パークスがこの年を通じて外国貿易港と認めていなかった新潟への自国商船の出入りを認める性格のものであった。そのため、結局本国へは報告されず、この年の箱館の海運統計は、日本全体に関するイギリス海運統計から例外的に抹消されているのである⁽⁴⁵⁾。

六八年の新潟港での外国船

表3: イギリス商船による日本国内開港間の運航実績(1868年)

箱館への入港	出発港	船舶数			積載量(トン)			船員数	貨物価額(ドル)
		貨物あり	貨物なし	合計	貨物あり	貨物なし	合計		
	兵庫	1	2	3	309	856	1,165	115	8,630.08
	長崎	0	1	1		134	134	19	3,583.78
	新潟	2	0	2	663	0	663	77	不明
	神奈川	5	3	8	1,203	804	2,007	167	35,334.36
	合計	8	6	14			3,969	378	

箱館からの出港	到着港	船舶数			積載量(トン)			船員数	貨物価額
		貨物あり	貨物なし	合計	貨物あり	貨物なし	合計		
	新潟	1	1	2	316	327	643	77	不明
	江戸	2		2	607		607	24	8,345
	神奈川	8	4	12	2,299	1,141	3,440	310	45,365
	合計	11	5	16			4,690	411	

表4：1868年に新潟港を出入りしたと推測される外国商船

	船名	船籍・種別 /トン数	掲載内容その他
1	クーリエ (Currier)	露/汽/480	横浜発 4月8日、行先港「新潟」とある。
2	ツヴァイ・ゲブリューダー (Zwei Gebrüder)	独/?/139	横浜発 5月11日、行先港「新潟」とある。
3	ヴルカーン (Vulkan)	独/汽/493	横浜着 5月18日、出発港「新潟」とある。
4	カガノカミ (Kaga no Kami)	米/ /300	横浜発 6月25日、行先港「新潟」とある。スネルが乗船した。
～～ 7.15 イタリア、ドイツが通知した新潟開港日 ～～			
5	アルビオン (Albion)	英/帆/800	横浜港 7月17日、新潟着 7月24日。新潟発 8月25日、横浜着 8月30日。往復ともイタリア蚕種商人が乗船した。
6	アダ (Ada)	英/汽/398	横浜港 7月19日、行先港「新潟」とある。
7	オーサカ (Osaka)	英/汽/?	9月15日の天皇政府による新潟上陸攻撃時に新潟に碇泊していた。スネルと思われる人物が傭船した。
8	ヒューロン	英/?/?	同上
9	ビスマルク (Bismark)	独/?/149	横浜着 9月22日、出発港「新潟」とある。
10	ホンキュー (Honque)	米/汽/360	神戸発 10月8日、行先港「新潟」とある。傭船者はアドリアン商会

【出典】1～6、9は The Japan Times' Overland Mail (横浜)、10は The Hiogo and Osaka Herald (神戸)、7,8は『大日本外交文書 第一巻 第一冊』による。

【注】横浜港、神戸港の SHIPPING・リストを用いてこの年に新潟港を往来した外国商船の把握を試みる場合、以下のような制約がある。

- ・リストには、出発港・行先港の具体名がなく Inland (国内へ)、North (北方へ)、West Coast (西海岸へ) あるいは cruise (各地巡航) などとだけ表示されている船があり、これらの中に新潟に出入港した船が含まれることも考えられる。
- ・横浜港のリストで横浜港・箱館港間の往来とされている船のうちの少なくとも一部は、更に先の箱館・新潟間を往来したとも考えられるが、このことは確認できない。
- ・現存史料として欠けている新聞発行日 (横浜：2月13日、11月4日、11月18日、神戸：6月13日、7月22日、9月30日～11月7日、11月11日) の掲載リストは確認できない。

往来を把握するには、他に、横浜及び神戸の居留民向け新聞に掲載されている船舶出入港記録 (SHIPPING・リスト) から、新潟港に立ち寄った、あるいは立ち寄る予定であった商船を拾い上げる、という方法も考えられる。本論筆者がこれを試みたのが表4である。⁴⁶⁾しかし、こちらもまた記録は混乱しており、全体像とはほど遠い。紙上のSHIPPING・リストには、出発港・行先港の欄が個別の港名ではなく「国内へ (Inland)」「北方へ (North)」あるいは「各地巡航 (cruising)」などと示されているものが多々ある。また横浜に関しては、箱館との往来とされている船のうちの少なくとも一部は更に先の箱館・新潟間を往来したとも考えられるが、このことは確認できない。更には、横浜、神戸ともに、現存しない新聞発行日も多い。

このように、一八六八年の新潟をめぐる商船動向の正確な把握には困難が伴う。しかし、こうした当時の記録からは、一つの着目点が浮かび上がってくる。それは、イギリス商船の動向である。どうやら、自国公使から制止の指示を受けていた彼らとて、それなりに新潟港を往来していたのではないか。「新潟開港問題」に絡むスネルやイタリア蚕種商人の動

きにおいても、彼らが備船したのはイギリス船であった。パークスの意向は、必ずしもそのまま居留者の行動として反映されていなかったのではないか。そのような疑念が生じるのである。

当時のイギリス居留民のあいだに漂っていた雰囲気は、次の横浜居留地の新聞によって窺い知ることができよう。

六八年九月十二日にパークスが「イギリス政府は新潟へ赴くあなたがたを保護しない」と告知したことを受けて、同月二十六日、ジャパン・タイムズの一面には「新潟は開港したのか否か (Niegata: Open or shut?)」との見出しが載った⁴⁷。同紙の編集者はイギリス人リカビー (Charles Rickerby) である。「居留民の貿易上の利益擁護を基本方針としている本紙としては、この際、新潟開港をめぐる各国代表の意見不一致という問題についての議論を避けるわけにはいかない」という前置き⁴⁸に続く論説記事は、相当な長文であるが、概ね次のように要約できる。

「パークス卿の告知はイギリスの通商に極めて深刻な打撃をあたえかねない。新潟は危険というが、もともと多少なりとも危険なことを承知で日本での商業活動を行う者は多い。しかし、公使から「新潟は未だ外国貿易に開かれていない」などという不正確で紛らわしい言辞を受け取っては、このこと自体が商業者にとって明確なリスクとなる。というのも、イギリス国民は居留地内で有効な布令⁴⁹により「両国条約で定められた港以外で行われる商業活動については、これを違法とみなす」とされ、「そのような商業活動に従事した商会、船主、船長及び上級船員は違法者とみなされ、処分の対象となる。有罪が確定すれば二年以下の禁固または懲役、あるいは十万ドル以下の罰金に処する」と定められている。今回の告知では、こうした罰則を適用する意思が公使にあるのかどうか不明だ。公的機関たる公使がこのような告知で居留民の困惑を誘うのは残念なことだ。

公使は「新潟が未だ外国貿易に開かれていない」と告知したが、正確には「イギリスによる通商に開かれていない」ということではないか。「外国貿易に」とするのはプロイセン及びイタリアの公使に対するあてつけである。両国公使はイギリス公使に対して、この言葉に何らかの含意があるのか否かを尋ねる権利がある。

新潟開港が条約国の権利であることには、疑問の余地はない。国際取極により新潟は四月一日に開かれると定められた。一月一日に兵庫を開港させた際、「開港は危険である」と告げた慶喜將軍を、我が国公使やフランス公使のロッシュュ氏 (Léon Roches)、アメリカ公使のヴァン・ヴァルケンバーグ氏 (Robert van Valkenburg) が軍艦の威圧をもって無視したように、フォン・ブランツト氏とド・ラ・トゥール氏は、「武力」でなく「権利」の主張によって同じことを実行することができたのである。こうしてプロイセンとイタリアが、自国の貿易に資する、として自国と日本との条約に基づいてすでに開かれたと認めた港において、イギリス人が条約上の最恵国待遇を援用して通商することによって、一体、何が危険に晒される、と我が国公使は言っているのではあ

ろうか。

遺憾ながら、パークス卿に対しては、今回の告知の直接的な影響として、貿易商会のいくつかがイギリス船の所有者に対して別の国旗を掲げて航行させようとしている、ということを上げねばならない。次回の通商統計で、イギリス船による実績がブレイセンやイタリアによる取引額として計上されるとすれば、それは残念なことである。外交官は、通商が事態の変化に極めて敏感に反応するものだとこのことを忘れがちである。市場の利益擁護が目的で日本に派遣されている外交官がこうしたことを忘れるようでは、これは深刻な落ち度である。

パークス卿は、先般の告知を撤回すべきである。少なくとも、その告知が意味するところを、彼が擁護すべき国民に対して明確に説明する義務がある」

このように、右の論説では、パークスの告知が厳しく批判された。そしてまた、それだけでなく、イギリス商人・商船が、実際にはすでに新潟への航行を企てている、ということが強く示唆されていた。同国居留民のあいだには、公使パークスの制止によって他国商業者に新潟での取引を先んじられていることへの不満と焦燥があったと考えられる。他の列強諸国公使らとは距離を置くパークスの独自の姿勢には、少なからぬ自国居留民から、厳しい視線が注がれていたのである。

(3) 六九年元日開港に向けて

一方、パークスとて、自国の商業者にただ辛抱を強いるだけではなかった。彼は、内戦下の新潟をめぐる状況を見極める材料の収集に腐心していた。

パークスの布告より四日先立つ一八六九年九月八日、公使館書記官のアダムス (Francis Otweil Adams) 及び日本語通訳官サトウ (Ernest Satow) の二名は、軍艦ラトララーで横浜を出港し北方へと向かった。パークスがアダムスらに命じた任務は二つあった。一つは、当時、ロシアが国後島を占拠したらしい、という情報があったことから、蝦夷北部を探索してこの情報の真偽を確かめる、ということであった。もう一つは、新潟周辺の状況把握であった。この時点で、越後においては、長岡藩を中心とする列藩同盟側と天幕政府軍とが長い戦線の両側で対峙していた。事態は膠着状態にあった。パークスはアダムスに対して、状況によって蝦夷北部と新潟周辺のどちらを優先させてもかまわない、と指令していた⁴⁹⁾。

ラトララーの出航に際して、パークスがアダムスらへ発した新潟視察に関する具体的指示は、多岐にわたる。それらのうち主なものを列挙すると、以下のとおりである。こうした指示には、新潟をめぐる情勢に関するパークスのスタンスが如実に示されていると言えよう。

- ・ 列藩同盟に参集した勢力の範囲、及び彼らの軍事目的などに関して、可能な限りの情報を収集すること。
- ・ 正式開港前に新潟を訪れる外国人に対して、列藩同盟がどのような姿勢で臨もうとし

ているかを見極めること。

・新潟に到着した時点で同地を支配している勢力に対して、我が国は日本の内戦に関して中立の立場であり、両国の条約が順守される限りにおいて、我が国は日本に友好的である、ということを得させるように努めること。

・新潟でイギリス人またはイギリス船を見かけた場合には、決して彼らの挙動を黙許しないこと。そして、自らの行動には自らが責任を負っており、イギリス政府の保護は期待できない、ということを告げること。

・イギリス人その他の外国人のこれまでの新潟での挙動や商業活動に関する情報を収集すること。

・商業地としての新潟の可能性に関する情報を収集すること。

このような指示を受けたアダムスらであったが、実際には、このパークスからの指示が実行されることはなかった。というのも、箱館に着いたアダムスは、パークスからの二つの指示のうち、蝦夷北部へ向けた航行を優先させたのである。しかも、その探索の途中でラトラーは座礁してしまった。そのため、結局はその後、日本海を本州方面へと赴くことがないまま、情報収集活動を終えた。フランス軍艦の助けを借りて横浜に帰着したのは、十月十七日であった⁵⁰。すなわち、アダムスらによる新潟訪問は未遂に終わったのであった。

パークスが新潟に関する情報を直接得るために講じた手立てはもう一つあった。アダムスとサトウが北方の海域で無為な時間を費やしていた頃、すでに江戸を発って新潟へと向かっていた別の公使館員がいた。医官ウィリス (William Willis) である。ウィリスは、天皇政府からイギリス公使館への要請を受けて、戦地の負傷兵に対する医療活動のために、陸路で北越から会津へと赴いた、とされる。しかし、ウィリスの旅先からパークスへの報告を確認すると、その半分は確かに彼の医療活動そのものについてではあるが、残る半分は、天皇政府側の支配下に入った地域で、その支配がどれほど確立しているか、ということ、あるいは、彼が訪れた地方の気候・風土・産物などの一般情報などであった、ということがわかる。パークスがウィリスを派遣した動機の中には、他の方法では得難い、こうした精度の高い情報を享受することがあったに違いない。

そのウィリスは、十月五日に江戸を発ち、十一月五日から同月十三日まで新潟に滞在した。天皇政府が同地を占領しておよそ一ヶ月半を経過した時点での状況について、ウィリスは詳細にパークスに報告している⁵¹。その主な内容は次のとおりである。

・新潟とその周辺地域では、天皇政府の権威が十分に確立されているようである。天皇政府では、二名の長州藩士と一名の薩摩藩士が新潟の統治にあたっており、新潟の秩序は十分に保たれている。

・新潟は、私が江戸を立出して以来訪れたなかで、間違いなくもつともりつばな町である。人々は一見して豊かである。内陸の広大な土地を流れる信濃川の河口に位置することから、外国貿易を行う場所として西海岸でもつとも重要であるに違いない。

・今年三月の大火で約六〇〇戸が、また九月に天皇政府軍が上陸した際の大火事で約三〇〇戸が、各々焼失した。これらの家々は現在再建中であり、一年もすれば町はそれ以前の様子を取り戻すであろう。

・外国製の綿製品・毛織物を並べる店を非常にたくさん見かけた。厳しい気候からすると、毛織物の需要が増すのではないか。魚や野菜も豊富であり、江戸や横浜より格段に安価である。

・気候に関しては、風が強く、一日たりともその風がやむことがなかった。冬期にこの海域に出ようとすると船はごくわずかであろう。一ヶ月前には日本の蒸気船が砂州近くに乗り上げたし、日本人が所有する別の西洋船は、砂州の北側二里ほどの場所で破船してしまった、とのことである。

こうしたウイリスからの情報は、パークスにとって極めて貴重だったのであろう。この頃はパークスにとって、はたして新潟の開港を認めるか、そして領事派遣の準備に着手するか、そのタイミングを慎重に見定めている時期であった。

時を若干さかのぼり戊辰戦争の経過を追う。

一八六八年九月中旬、天皇政府軍は新潟港を接收し、長岡からも列藩同盟軍を退けた。そして十月初旬、若松城下に攻め入った。頑強な籠城戦が一ヶ月近く続いた後、十一月六日、会津藩は降伏を決断した。その後、同盟藩の降伏が相次いだ。厳しい冬の到来を目前に、戊辰戦争の形勢は決定的となった。

十一月十一日、新潟開港をめぐる極めて重要な会談が設けられた。その様子をイギリス外務省文書によって確認しよう。この日、外国官副知事の東久世通禧はイギリス公使館を訪った。会談で東久世は、パークスに対して彼の戦況判断を次のように率直に語った⁵²。

「ここ数日間、若松が陥落したとの報が出回っているが、これは確かではない。北方の冬は厳しく、やがて戦闘は中断せざるを得ないであろう。この戦いが来年春まで持ち越されるか、それとも本格的な冬の到来前に決着するかどうかは、まもなく決することであろう」

東久世がこのように発言した右の会談は、会津藩降伏の五日後のものである。しかし、情報伝達の時間差と、その情報の真偽の見極め、といった事情から、東久世は会津降伏を確信してはいなかった、ということになる。戦いが長期戦へと持ち越される可能性も高い、というのが東久世の見解であった。

東久世のこの日の訪問目的は、東京開市を翌六九年一月一日とする旨の天皇政府の決定に関して、パークスから内々の了解を得ておくことであった。東京開市の準備は整いつつあったので、両者の協議は難なくまとまった。両者が新潟について話題としたのは、この後と考えられる⁵³。新潟に関するやり取りは以下のとおりである。

パークスは、天皇政府が東京開市に具体的な日限を設定したことにおそらくは関連させて、「新潟はどうするおつもりか」と東久世に話しを向けた。そして、「新潟開港は、西海岸において天皇政府の権威が確立したことを国内に広く示すことになるのではないか。そ

れに、私としては、秩序が回復されるまでのやむをえぬ期間以上に、イギリス国民が同港で活動することを禁じる気はない」と述べた。新潟の早期開港に向けて、天皇政府の決断を迫ったのである。パークスは更に、「開港の遅れは無節操な商人を儲けさせるだけで、政府もそうだが正直な商人がもっと犠牲になってしまふであらう」と続けた。

これに対して東久世は「新潟の件は外国官でも慎重に検討している」と応じた。そして、このことを納得させるため、ある文書をパークスに手渡した。それは、天皇政府として新潟開港を決すべき、と外国官が論じた政府内部文書の写しであった。その内容は次のとおりであった。

「各国と合意されていた今年初めの新潟の開港は、その後、外交代表から延期を受け入れてもらえたものの、今や反徒らが越後から駆逐された。外国官としては、外国人居留地や税関を設けるなど同港の開港準備にすみやかに着手するとともに、列強各国に対して同港で貿易を開始してよい旨を通告すべきと考える。

新潟開港には、貿易によって得られる利益のほかに、以下の利点がある。

一、プロイセン及びイタリヤの蚕種買付け商人たちにとっては、開港によって天皇政府と密接な関係を結ばざるをえなくなる。そのことによって、彼らから北方の反徒らとの関係及び不正な利益を断ち切らせることが期待できる。

二、北方の反徒らにとっては、横浜・新潟間の海上航路が開かれれば、この海域沿岸において外国商人らと不正な商取引を行うことができなくなる。更に、ロシア・プロイセン・アメリカの商人らが他国商人を不利に陥れつつ反徒らと秘密裏に商取引を行うことに対して、これを防止する措置を取ることができる。

三、外国側が動きを見せる前に、我が方が主体的に開港を宣言することは、我が国の信用を高めることになる。

外国官としてはこのように開港することの優越を認めるところであり、政府として断然そのように決し、すみやかに新潟開港の準備に取り掛かるべきである」

この文書を手渡した後、東久世はパークスに対して「もし新潟を来年一月一日に開港することが貴官の意にかなうのであれば、本官としては、その準備がこの日までに完了することを疑わない」と付け加えた。パークスはこれに対して、「その日限であれば十分である」と応じた。

以上が、イギリス外務省文書で確認できる両者による密談である。こうして十一月十一日、東久世は、新潟を翌年元日に開港する目論見にはイギリスの後押しが得られる、と心得たわけである。

この密談に関して更に解説を加えるとすれば、以下のように言えるのではないか。すなわち、新潟は、横浜からは太平洋沿岸、津軽海峡、更には日本海沿岸を越えて、遙かに遠望する港であった。その途中経路の海域は、現在、天皇政府の敵方が優勢を誇っていた。

天皇政府への無条件恭順に抗う榎本武揚が率いる旧幕府艦隊は、十月四日、江戸湾を離れて仙台藩領に向かい、この十一月半ばの時点でもまだそこに居座っていた。その海域にイ

ギリス商船が新たな開港への通商路を設定することで、天皇政府は、外国商人から列藩同盟や榎本らへの武器等供給を強く牽制できる。つまり、この時点での天皇政府の意図としては、戊辰の内戦が収束に向かいつつあったので、新潟を開港しようとしたのではなく、内戦を収束させるために、開港を目ざしたのである。

一方、パークスは十一月十三日の時点で、榎本艦隊が確保した仙台の港は、列藩同盟側にとつて、すでに失った新潟港を十分に補いうるものになるかもしれない、と考えていた。

このことも確認できる⁵⁴。すなわち、パークスにとつては、列藩同盟・旧幕府の勢力は侮れるものではなく、北方海域は引き続き危険、と認識されていた。しかし一方では、新潟の早期開港を要求する自国居留民の世論も背後に抱えていた。そうしたことから、東京開市と同日での新潟開港が窮余の選択とされた。イギリス外務省文書を丹念にたどっていけば、そのようなパークスの認識及び判断が明らかとなる。

(4) 天皇政府による開港宣言とその後

列藩同盟各藩の降伏によって終結すると見られていた戦乱は、榎本武揚ら旧幕府軍の一团によってなおも継続される様相が次第に明らかとなってきた。一八六九年十二月に入ると、旧幕府艦隊は天皇政府に降伏した仙台藩の港を離れて蝦夷地を目指した。同月三日、艦隊は蝦夷・内浦湾内の鷲ノ木沖に上陸した。そして、箱館府・松前藩・津軽藩などからなる天皇政府側と戦闘を重ねながら南下し、同月九日には箱館五稜郭を占拠した。箱館府知事の清水谷公考は早々に蝦夷を離れて青森へ退去した。箱館に拠点を得た旧幕府軍は、以降、松前藩と戦いながら蝦夷地平定に着手していく。

北方の戦乱がこうした経過をたどる頃は、パークスにとつては、やがて開かれる新潟の領事に、自らが擁する外交スタッフのうちの誰を据えるべきかを決すべき時期でもあったはずである。しかしイギリス外務省文書からは、意外にもこのことに関する彼の逡巡が明らかに見てとれる。

時を遡るが同年五月二日、このことに関してパークスは本省に対して、「新潟は開港に向けた状況がはっきりしない。大阪のラウダーからは「どこか領事ポストに空きができたならば、私が拝命したい」という希望も出ているが、状況が見通せるようになるまで領事の選任は保留したい」という考えをすでに伝えていた⁵⁵。七月六日、本省はパークスに対して「貴官の意向は承知した。新潟領事を暫定的に任命する判断は貴官に委ねる」と回答した⁵⁶。流動的な情勢を鑑みて、パークスが本省の事前了解を得ずに領事を選任することを認めたのであった。その後、十月となり、長崎に赴任している別の者から新潟領事拝命への希望がパークスのもとに届いた⁵⁷。新潟領事の候補者は複数となったが、パークスはまだ具体的人選を進めなかった。十一月十一日の東久世との会談で新潟の六九年元日開港が視野に入って以降も、彼の姿勢は変わらなかった。すなわち、十二月二日に至ってもなお、「戦況がより明らかになるまで、新潟の領事職選任は今しばらくの猶予をいただきたい」と本省に報告しているのである⁵⁸。

結局パークスは、天皇政府による新潟開港宣言よりも前には領事選任を本省に伝えていない。つまり、パークスにとつてそれほどまでに北方の戦乱は予断を許さなかった。

そうした北方の状況下で、ようやく十二月二十三日、東久世が以前パークスに渡した政府内部文書で言及されていた「列強各国への通告」が発せられた。外国官知事伊達宗城及び同副知事東久世通禧の名で英・仏・米・蘭・普・伊の六か国公使に宛てた通知は次のとおりであった⁵⁹。

「北越新潟之儀、此節全く平定いたし候間、来ル本月十九日より開港可致積二付、御異存無之候ハ、右之都合相整え可申候」

列強各国に異存がなければ新潟を六九年一月一日に開港したい、とした右の通知は、その開港予定日のわずか九日前に発せられた。

それにしても、なぜこのような切迫したタイミングでの開港宣言となったのであろうか。このことは、東京開市の経過と対比しながらでなければ理解が難しいものであろう。東京もまた六八年四月一日に開かれるとされていたが、実際の開市は六九年元日となった。期的には新潟と同じ経過となったが、東京の内情は新潟と大いに異なっていた。六八年四月一日以後の状況回復は相対的に早かったのである。

そもそも東京の場合には⁶⁰、幕府支配下の六七年六月、兵庫開港の勅許が下され、残る二都二港の開港開市への視野が開かれた時点で、築地周辺を外国人居留地とすることが市中に布告され、その地にあった町人屋敷・武家屋敷の移転が具体的に検討され始めていた。築地鉄砲洲には運上所も設けられた。その後、日本国内の政情変化に伴って開市が六八年四月一日へと延期され、更にはこの日の開市も見送られた。しかしながら、五月の江戸開城、七月の上野戦争を経て、関東地方における旧幕府勢力は大きく後退し、治安は一応の回復をみた。東京を早期に開くことには、新政府・諸外国とも大きな異論はなかった。やがて一旦は九月三十日の開市が布告されたが、これは時期尚早として延期された。それでも、居留地関門の管理規則や具体的な鑑札のあり方、外国人警護といった事柄が、諸外国との協議を経ながら定められていった。先に触れた十一月十一日の東久世・パークス会談はこうした流れのなかで設けられたものであった。その会談で天皇政府は、東京開市を翌年元日とすることでパークスの内諾を得た。そして翌十二日、列強各国に対して開市について協議する会議の開催を持ちかけた。同月十七日、天皇政府は各国に対して、近日中に東京開市の日取りを定める、とさえ伝えていた。同月二十六日には天皇が東上したが、懸念された治安の問題は生じていなかった。十二月に入り、天皇政府は居留に関する取極の一部改正を提案し、これに各国の承諾が得られたことから、最終的に六九年元日の開市を通知したのであった。つまり、通知までには具体的な準備、十分な前触れ、列強諸国との事前協議など、綿密なプロセスがあった。

ところが新潟に関しては、そうしたプロセスの一切がない。それでいて、六九年元日に東京と同日で開港、という期的な方針だけがパークスとの間で了解されていた。このタイミングを見送る選択肢は考えづらかったのである。

そしてまたこの頃、天皇政府にとっては、列強各国による局外中立を解除させる、という課題が視野に入っていたはずである。各国との条約が定めた五港二都の開港開市は、新潟を最後に完遂する。東京開市に加えて新潟開港を自らの手で実現することは、天皇政府の正統性確立とともに、局外中立解除への道を開くものとして理解されていたであろう。

こうして六八年十二月二十三日、東京と同日とはいえ、新潟に関しては、おそらくイギリス以外の各国にとっては唐突に開港宣言が発せられた。準備万端であった東京に、ただ日程的な帳尻だけが揃えられた、というのが実際のところではないか。

もつとも、新潟に関しては、列強各国と十分に意思疎通を図ってからの開港宣言、などというのとはとも困難であった。プロイセン及びイタリアはすでに新潟は開港済みという立場であったし、オランダもそのような見解を一度は天皇政府に伝えていた。これらの国にとっては天皇政府による前触れや事前協議を受け入れる余地はなかったであろう。東京とは違い新潟の場合、天皇政府による「正式」な開港なるものに対して、各国の協調が望める事情にはなかった。

列強各国の協調欠如は、天皇政府による開港宣言以降も続いた。

一八六八年十二月二十三日の通知に対して、イギリスのパークスは翌日のうちに「新潟開港に異存はない。現在大坂・兵庫領事代理にあるフレデリック・ラウダーを新潟領事代理に任命した」と回答した⁶¹。

他の国では、十二月二十六日付でプロイセンのフォン・ブランドが「これまでの書翰を御覧いただきたい」と、また十二月二十八日付でイタリアのド・ラ・トゥールが「六月二十四日及び七月二十三日の書翰を御覧いただきたい」と各々返答し、「新潟はすでに開港済み」との立場を堅持した。

また、続いて六九年一月十八日、東久世は各国公使らに対して、「新政府としては、新潟へ外国官を派遣し、居留地及び港則について協議したい。については現地へ領事を派遣していただきたい」と要請した⁶²。イギリスはこれに対して、同年一月二十五日付で「すでに領事に任命したラウダーが貴国官員の同道を得て一月十日までには当地〔東京〕を出立する予定であったが、貴国官員がまだ出立できないということなので、ラウダーは今でも東京に滞在している」とし、任命済みの領事が天皇政府による護衛が得られないために赴任できないことへの不満を伝えた。それまで領事選任では逡巡を重ねたかのようなパークスであったが、天皇政府による宣言の後は、一転してその宣言への対応を急いだのである。

一月十八日の領事派遣要請に対するイギリス以外の反応としては、フランスのウートレーだけが一月三十日付で「新潟での我が国民の利益に関しては、イギリス領事に委任する」と回答した。プロイセン・イタリア・アメリカからの回答は記録されていない。なお、プロイセンのフォン・ブランドは天皇政府による新潟の六九年元日開港について、本国に宛てて「新潟がイギリス船に対して開かれた」（傍点は筆者）と報告している⁶³。また、アメリカの場合には、局外中立解除前のこの時点では、厳格にその中立を維持したものと考

えられる。

このように、前年の「新潟開港問題」において各国の見解が不一致であったことや、そこから生じた「事実上の開港」という事態を天皇政府が国際取極を度外視して上書きした、という事情を反映して、新潟「正式」開港に対する列強各国の足並みは乱れた。

さて、イギリス外務省文書を確認する限り、パークスが大阪のラウダーに対して「新潟に赴任せよ」と正式に指示したのは十二月三十日であった⁶⁴。しかし、天皇政府へはすでに同月二十四日にラウダーの領事任命を伝えているので、非公式にはラウダー本人への伝達はもっと早くにあったのではないかと筆者は推測する。そのラウダーは、翌六九年一月八日に神戸でイギリス汽船アゾフに乗り込み⁶⁵、同月十日に横浜に着いた⁶⁶。先述の一月十八日の天皇政府からの照会への回答からすると、パークスはそれから即刻にでもラウダーを新潟に送り込みたかったらしい。横浜から新潟へは陸路を予定した。パークスは「厳しい季節に不馴れな海域へ我が軍艦を差向ける費用と危険を回避するため」と本省に説明している⁶⁷。

しかしながら、外国官権判事三澤揆一郎及び水野千波による同道の準備は、一月十日どころか、その後改めて約束された同月二十二日になっても間に合わず、更に五日延期された。パークスは「貴方の準備が整わないのであれば当方だけでも出立する」と迫った⁶⁸。開港したと宣言しながら足取りが重い天皇政府とは対照的に、イギリスは一日も早い新潟でのプレゼンスを渴望した。そこでは、不満を積もらせたイギリス居留民の欲求を満たすこととともに、天皇政府の手による新潟開港を既成事実化し、他の列強各国を局外中立解除にまとめあげる、という目前に迫った課題をパークスが意識していた、といった事情が推測できよう。結局、一行は同月二十七日にようやく板橋を出立した⁶⁹。

一行が信州路経由の旅を終えて二月十日に新潟に着いた時、越後はまだ混乱していた。貿易港新潟を含めた統治を任されたはずの新潟府は実態がなく、北陸道鎮撫総督府の流れを汲む越後府が存在していて、その知事を称する四条隆平が長岡で戦後統治にあたった。新潟では、開港に向けた準備がほとんど行われていなかった。唐突な開港のことは一般住民にも知らされていなかったであろう。ラウダーは赴任から八日後の同月十八日付の公使館への報告で「新潟が開港したことはまだ一般に告知されておらず、私がここにいるのは、私の興味のためか、あるいは日本政府の好意によるものと思われる」と嘆いた⁷⁰。そうしたラウダー着任後の様子は、後段(第三章)で改めて詳しく解き明かしたい。

第二節 開港初年の貿易

(1) 箱館戦争の局面推移と商船

一八六八年十二月初めに蝦夷地に上陸した榎本武揚ら旧幕府軍は、その後も軍を進め、翌六九年一月中旬には蝦夷地全島の領有を宣言した。新潟開港と時期的に重なる展開であ

った。厳冬期を迎え、やがて戦線は膠着した。

国内の戦乱としてはこうして継続した戊辰戦争だが、外交的見地ではやがて内戦は決着済みと見なされていた。列強各国は前年六八年の二月以来、局外中立を宣言していたが、天皇政府からの度重なる要請を受け、六九年二月九日にこれを撤廃した。国際法上は対等な交戦団体であった列藩同盟と異なり、蝦夷地の旧幕府軍はもはや日本の正統な新政府に対する反徒にすぎなかった。ただ、北方には相変わらず大勢の軍兵と不穏な海域が存在しており、そこは我が国の貿易の中心を担う横浜港から新潟港へと至る航路上にあった。

ところで、内戦のこうした成りゆきが国内に膨大な船舶需要を生み出したことは、本論考にとって見逃すことのできない重要なポイントである。例えば、時を少し遡るが、六八年十一月中旬、旧幕府艦隊が江戸湾を出て北上していることを知った新政府は、これに對抗するため、まず福山藩（備後）及び越前大野藩の藩兵を急遽動員した。両藩の本領からの兵員輸送は、イギリス汽船モーナをチャーターしてのものであった⁷¹。また、同月八日からの清水谷府知事、松前藩兵らの青森への退去には、やはり外国商船が利用された。更には十二月二十日、津藩・岡山藩・久留米藩の兵は、イギリス汽船アゾフ及びブロイセン汽船ハママルに分乗して横浜から戦地を目ざし、青森とその近傍に駐留した⁷²。箱館戦争における初期の応戦や青森への退避及び国内各地からの兵力集結において、外国商船は新政府に大いに頼られた。しかも傭船料は莫大であった、との記録も存在する⁷³。

当然ながら外国商船には、商船本来の活動があった。旧幕府軍は箱館を占領した後、数日間の閉鎖を経て運上所を再開し、同地での貿易を管理下に置いた。箱館は貿易港として機能し続けた。一方、明治新政府の兵員等が集まった青森では、当座の生活物資の需要が急速に高まった。この頃、外国船は青森港に頻繁に入津し、青森とその周辺には様々な外国製品が出回っていた、という⁷⁴。

さて、箱館戦争に伴う北方でのこうした特異な情勢は、外国商船・商人らの観点からはどうのように捉えられるであろうか。彼らにとつては、この状況は、敢えて津軽海峡を越えて日本海に乗り出さずとも、商売上の利益が十分に見込める、という好都合を意味したのではないだろうか。ましてや季節は真冬である。新潟開港に対する横浜居留地の関心は北方の特需にかき消されたのではないか。

ところが史料を探っていくと、一般的状況はそうであっても、なかには新潟に関心を持つ外国商人がいたようである。

イギリス外務省文書からは、箱館領事ユースデン (Richard Fusden) が六九年を通じて同港の様子を日ごとに端的に綴り、それを公使館に報告していたことが判明する。ユースデンによるこの六九年の「日誌報告」とでも呼ぶべきものには、特に西洋形船舶の箱館港出入りが克明に、漏らさぬように記録されている⁷⁵。これが本論考による考察には大きな助けとなる。

その「日誌報告 (Journal)」によれば、六九年元日以降にも何隻かの船が箱館から日本海方面へと出港している。それらを拾い上げたのは表5である、そのなかで、最初に新潟

を目ざした船として記録されているのは、ロシアの蒸気船シャフツベリーであった。一月二十八日、箱館を出港したシャフツベリーは新潟へと向かい、二月四日、しかしその新潟に到達することなく箱館へと帰港した、とある。これに次いだのは、北ドイツ連邦⁷⁶の帆船ゾフィー（Sophie）であった。横浜から箱館に三月十五日に来港したゾフィーは、同月二十一日に同港を発って新潟に向かった。おそらくはこのゾフィーこそ、六九年元日以降で最初となる貿易商品を新潟へと運んだ最初の外国船であった。ゾフィーについては後段で改めて触れる。

箱館での局面推移に戻ろう。

戦争勃発から一ヶ月余を経て、現地は一時的に小康状態に入っていた。新政府は厳冬期における蝦夷地再奪取は試みず、兵員は引き続き青森とその近傍に駐留した。旧幕府勢力は蝦夷地経営を進めた。しかしながら、気候が和らぐのに合わせて、新政府軍は旧幕府勢力征伐の準備を整えていった。

六九年四月十日以降、品川沖から出撃を開始した新政府艦隊は、甲鉄（ストーンウォール）など軍艦六隻が主体であったが、輸送船として外国商船（オーサカ、アルビオンなど）がチャーターされていた⁷⁷。艦隊は五月上旬、順次青森に入り、五月十七日、二十二日、更には二十六日と三回に分けて蝦夷地上陸を企図した。ここでも右の商船が活躍した。他にも箱館戦争による外国商船の特需が続いた。

一方の箱館港での商業活動は当然影響を受けた。五月中旬以降の新政府軍による蝦夷地反攻作戦は、江差や松前（福山）周辺での海上砲撃を伴った。戦線は漸進し、六月上旬、新政府は旧幕府軍を箱館湾に包囲した。この五月中旬頃から六月上旬頃までの間が、商業目的での津軽海峡横断がもつとも困難な時期だったのではないか。その後の戦闘は箱館湾に収斂され、津軽海峡の大部分はもはや戦域ではなくなった。箱館居留の外国人の多くは、新政府軍による箱館総攻撃を前に、むしろ海上の船舶に待避した。その総攻撃は六月二十日に開始され、一週間後の同月二十七日、旧幕府軍は降伏した。ここにおいて、約一年半に及んだ戊辰戦争はついに終局を見た。

さて、こうした箱館戦争後半期の経過を念頭に置きながら、この開港初年の新潟をめぐる外国商船の動向を、まずは概観しておきたい。

表6は、この一八六九年に新潟に出入港した外国船の一覧表である。

表5: 1869年1月以降の西海岸での外国商船航行状況

	船名	記録内容
1月7日	オーガスタ(米)	西海岸に向けて出航した
1月20日	ハヤマル(普)	西海岸に向けて出航した
1月26日	フォン・ブラント(普)	西海岸から到着した
1月28日	シャフツベリー(露)	新潟に向けて出航した
2月4日	シャフツベリー(露)	新潟に到達せず戻ってきた
3月21日	ゾフィー(普)	新潟に向けて出航した
3月21日	アーヌス(デンマーク)	西海岸から到着した
3月28日	ゾフィー(普)	巡航から戻ってきた

(イギリス箱館領事による記録)

表6: 1869年における外国商船の新潟港出入状況

	船名	船籍/種別/トン数	出発港(・経由港)	新潟出入港日		(経由港)到着港	運航会社
				入港	出港		
-	ソフィー Sophie	独/帆/215	横浜 箱館 → 3.15/3.21 →	入港できず (小木港出入)		箱館 → 3.28	ウェーバー(独)
1	スタッグ Stag	英/帆/258	神戸 4.27 →	5.18	6.2	神戸 → 6.23	アスピナル・コーンズ(英)
2	ヘンリエッタ Henrietta	英/帆/181	神戸 5.4 →	5.25	6.12	神戸 → 7.3	キルビー(英)
3	クラウン Crown	英/帆/298	神戸 5.3 →	5.29	6.12	神戸 → 6.30	レーマン・ハルトマン(英)
4	レティシア Letitia	米/帆/250	横浜 ? → →	6.17	7.10	→ 横浜 → 8.5	クニフラー(独)
5	ケバン・ドレム Keban Dolem	蘭/汽/250	横浜 ? → →	6.20	?	→ 横浜 → ?	?
6	ケーダー Kedar	英/帆/500	横浜 6.8 → →	6.21	7.22	箱館 横浜 → 7.28通過 → 8.10	ドウ・コーニン・ベルネード(蘭)
7	オタゴ Otago	英/汽/457	横浜 箱館 ? → 7.3通過 →	7.7 7.20	7.11 8.5	箱館 横浜 → 8.9/8.10 → 8.12	テクストール(独)
8	モーナ Mona	英/汽/564	横浜 7.8 → →	7.13	8.5	箱館 横浜 → 8.7/8.8 → 8.11	ウオッシュ・ホール(米)
9	オーサカ Osaka	英/汽/330	箱館 8.18 →	8.24	9.1	箱館 横浜 → 9.4/9.4 → 9.9	?
10	ホンキュー Honque	米/汽/450	横浜 箱館 9.6 → 9.9/9.12 →	9.14	?	箱館 横浜 → 9.17/9.20 → 9.25	ウオッシュ・ホール(米)
11	ラニーミード Runnymede	英/帆/180	箱館 8.12 →	9.14	9.21	箱館 → 9/30	?
12	オーシャン・クイーン Ocean Queen	英/汽/376	横浜 箱館 9.8 → 9.12/9.13 →	9.15	9.22	箱館 横浜 → 9.24/9.25 → 9.28	ファーブル・プラント(瑞)
13	オーサカ Osaka	英/汽/417	長崎 ? →	10.8	?	長崎 → ?	?
14	オーシャン・クイーン Ocean Queen	英/汽/376	横浜 箱館 10.5 → 10.8/10.10 →	10.14	10.31	箱館 → 11.3	ファーブル・プラント(瑞)
15	ラニーミード Runnymede	英/帆/140	箱館 10.10 →	10.18	?	箱館 → 11.20	?
16	C. J. テクストール C.J. Textor	英/汽/418	横浜 箱館 10.22 → 10.26/10.28 →	10.30	?	箱館 横浜 → 11.26/12.3 → 12.7	テクストール(独)
17	オーシャン・クイーン Ocean Queen	英/汽/376	箱館 11.8 →	11.16	11.28	→ 酒田沖で難破	?

新潟税関統計(『新潟開港百年史』所載)、横浜・神戸の新聞掲載シッピングリスト(注 参照)、ユースデン「日誌報告」(本文参照)に基づいて作表した。トン数にバラツキがあるが原史料のままとした。複数の史料の相互に不整合がある場合には作表者の判断により一部整理している。

- ・「帆」=帆船、「汽」=蒸気船、「瑞」=スイス、「独」=ここでは北ドイツ連邦、傭船者は商会名
- ・7オタゴの「新潟出入港日」欄は、一度新潟を出港して再び入港したため二段書きとなっている(原史料のまま)

この年、先述のゾフィーを除けば、イギリス帆船スタッグがまず新潟港に現れた。このスタッグが、新潟開港後に無事入港した外国船としては初めてのものとなった。同じくイギリスの帆船であるヘンリエッタ及びクラウンが続いた。いずれも、神戸から新潟への往復であり、神戸の居留地新聞のシッピング・リストには、イギリス系貿易商会の名が運航会社として挙げられている。

これら神戸からの商船三隻が新潟に入港した時期(五月中旬頃から六月上旬頃まで)は、新政府軍の大艦隊が蝦夷地反攻を目ざして北上していた時期と重なる。この時期は、海戦を伴った戦いのために、津軽海峡を抜ける商船の航行には大きな危険が伴ったであろう。その時期に、神戸から出航した外国商船が新潟に寄港していた。この点に関しては、例えば、最初に新潟に着港したスタッグの航行実績を確認すると、この時期、スタッグは主に神戸・横浜間のチャーター運航にあたっていたものを、アスピナル・コーンズ商会(Aspinall, Cornes & Co.)が横浜から神戸へと回航し、神戸から新潟への航行に用いた、といった事情が判明する(図2)。横浜から津軽海峡を通過して新潟へ至るルートを敢えて回避した、

ということが推測できる。箱館戦争の影響によって、開港後の外国商船の新潟進出は、神戸からの経路が先んじた。

当時、外国商会の活動の中心は圧倒的に横浜であった。また、横浜・箱館間は、外国船とすればすでに多くの航行実績があった。しかも、神戸は前年初めに開港したばかりである。普通に考えて、開いたばかりの新潟港での取引を外国商会が企図するのであれば、横浜から箱館、新潟へという東回りのルートが設定されるであろうし、実際に、その後に新潟港を発着する外国船のほとんどが横浜又は箱館との往復であった。こうしたことを考えるならば、神戸からの往復、という新潟開港の出だしは、やはり、かなり変則的なものであったと言えよう。加えて、これらの商船がすべて帆船であったのは、蒸気船は戦時輸送のために好んで傭船された、という事情もあろう。

神戸からの三隻に続いては、六月の三隻、すなわちレティシア（アメリカ帆船）、ケバン・ドレム（オランダ蒸気船）、及びケダー（イギリス帆船）が新潟に入港した。この時期は、箱館総攻撃から旧幕府軍降伏までの時期と重なる。これら三隻の箱館寄港は、ユースデンの「日誌報告」には記載されていない。津軽海峡を抜ける航行は可能だったが箱館への寄港は避けた、と推察される。表6から理解できるように、横浜・新潟の間を往来する船が途中の箱館に寄港するようになるのは、ようやく八月になってからであった。

(2) 新潟への先駆

ここでは少し時を戻して、先述したゾフィー、及びゾフィーに乗り込んで新潟への先駆を果たしたドイツ商人ウエーバー（Arthur Richard Weber）について、詳しく確認してきた。

ウエーバーは、一八六三年に来日し、長崎及び横浜においてクニフラー商会⁷⁸の社員として経験を積んだ。長崎の外国人名調べの記録⁷⁹によれば、慶応二年三月年以降は、彼の居留が確認できる。その居留記録は、慶応三年十二月が最後である。おそらくは、六十八年元日に開港したばかりの神戸に移ったものと思われる。六八年十一月二十四日、ウエーバーは神戸からドイツ公使フォン・ブランドンに対して、新潟が内戦の影響を脱して無事に

図2: イギリス帆船「スタッグ」の航行実績(1869年)

		備 船 者	
神戸着	1.19 ←	1.? 発	横 浜
神戸発	1.25 →	1.28 着	横 浜
神戸着	? ←	3.11 発	横 浜
神戸発	? →	3.28 着	横 浜
神戸着	4.22 ←	4.17 発	横 浜
新潟着	5.16 ←	4.27 発	神 戸
新潟発	6.2 →	6.23 着	神 戸
神戸着	7.14 →	7.20 着	横 浜
		横浜碇泊	
横浜発	10.20 →	サイゴンへ	

※ 数字は月日

The Japan Times' Overland Mail(横浜)、The Hiogo and Osaka Herald(神戸)に基づき本論考筆者が作表した。

貿易活動を営むことができる状況であるかどうか、と照会を行った⁸⁰。しかしその返事を得ないまま、神戸から横浜へと移った。神戸から横浜への移動は、奇しくも、先述したイギリスの初代新潟領事と同じ六九年一月八日、同じ蒸気船アゾフに乗船してであった⁸¹。同月十日に横浜に着いた⁸²。ウェーバーは、ゾフィーが新潟に向けて横浜を発つ三月上旬まで、おそらくはクニフラー商会の支援を受けながら新潟進出に向けての準備を行っていたことだろう。新潟でウェーバーは当初から独立してウェーバー商会 (Weber & Co.) を営むが、クニフラー商会との取引を保っている。

さて、六九年二月十日に江戸からの陸路ですでに新潟に赴任していたラウダーの報告⁸³には、季節外れに新潟を目指してやってきたある船は、佐渡までしか近づけず、結局新潟港には入れなかったのだが、その貨物は佐渡から小舟で新潟へと運搬され、途中で水没した一部を除き新潟での商取引の対象となった、とある。また、イギリスによる六九年の貿易統計では、この年、北ドイツ連邦の帆船一隻が積み荷を佐渡・小木経由で新潟に運んでおり、その貨物を新潟手前まで運んできた外国船自体は新潟に入港しなかったものの、貨物は統計実績に含めている⁸⁴。本節の最後に掲げた表7 (7・1) でこれが確認できる。このことから、正式開港後の新潟での貿易は、これまで『新潟開港百年史』などを通じて周知されてきた同年五月のスタッグによってではなく、四月上旬に新潟近海に現れたゾフィーの積荷と推測される商品と、その商品を運んできた新潟に進出したウェーバーによって開始された、とすべきであることは明らかである。

ウェーバーが運んできた商品の少なくとも一部は、オランダ貿易会社 (Nederlandsche Handel Maatschappij) からの受託商品であった⁸⁵。というのも、四月十三日、ウェーバーは同社の横浜代理店をつとめるファン・デア・タック (I. van der Tack) に宛てて、自身の新潟到着の様子を次のように伝えていた⁸⁶。

「幸運にも当地に四日前に着きました。しかし、残念ながら、私が受託した貨物の一部である捺染布一箱 (五〇点) 及びラストイング一箱 (二〇点) が舢の事故に遭ったことをご報告しなければなりません。このうち捺染布一箱は海から引き揚げましたが、ラストイングは海で散乱し、箱の中に残っていた九点だけを引き揚げる事ができました。その舢は破壊されたので、保険会社へは全損として届出を行うことになりました。損害はすべて補填できるものと望んでおります。事故に関する書類は横浜プロイセン領事館に送りましたので、どうぞ閲覧ください」

新潟港は河口に堆積する土砂によって水深が浅かった。そのため、大型の船は沖合に碇泊し、そこから信濃川左岸の岸までは小型の港内運搬船 (舢船) を使用して積み荷を往来させた。ウェーバーによれば、その舢の作業中に水損事故が起こった。

なお、ウェーバーは後年となって自叙伝的小説⁸⁷を著しているが、その小説の中で、明治新政府が開港を宣言したことを受けて彼が新潟進出を決意したことに関して、次のように記している。

「ミカドの政府が新潟の開港を宣言したことによって、万一私が暴力によって生命や

財産を失うことがあったとしても、財産のほうは、日本政府にはこれを補償する責任が生じたことになった。またあらゆる海難事故に対しては、保険会社がその補償に応ずることになっているから、委託者にとってはべつに何の危険もない」

新潟への航海途上で戦乱による被害を受けた場合、開港宣言のおかげで新政府からの補償が期待できるようになり、しかも海上での自然災害などによる被害は海上保険会社の保険の対象にされることになった、というのである。つまり、ウェーバーによる右の文章では、先の「正式」開港宣言が商業者らにとってどのような実質的な意味を持つものであつたか、ということが如実に語られている。ウェーバーはこうした条件を確認したうえで新潟への委託貨物を集めたのであつた。冬の日本海への果敢な航海によって、誰よりも先に新潟での商業活動に臨んだウェーバーであつたが、前年新潟で活動したスネルのような冒險商人とは本質的に異なっていた、と言えよう。

ところが、ここでウェーバーが述べた海難事故が現実となつてしまった。イギリス領事ラウダーは、七月末の先の報告⁸⁸のなかで、この舢舨の事故について「六隻中四隻が難破したため商品はひどい損害を受けてしまった。しかし商品はかなり有利な価格で取引されたようである。この事故は、開港のまさに最初に起こつただけに不運なことであつた。新潟に対する悪い印象を遠方の商人に与えただけでなく、小舟による運送リスクを横浜の保険会社が引き受けなくなつてしまった」と記している。

海上保険における新潟港の極めて低い評価については、複数の史料で確認できる。例えば、同じくイギリスの領事代理として後年新潟に駐在したエンスリーも、七二年八月に公使館へ提出した報告⁸⁹のなかで、新潟港への船舶に対する保険の割増料金が極めて高いこと、明治政府が六七年の国際取極に基づいて供用した新潟・夷間の小蒸気船⁹⁰に積載される貨物に対して保険会社が付保しないこと、などを挙げている（エンスリーによる同報告は第三章第二節で抄出）。また、日本で初の本格的な損害保険会社である東京海上保険会社の創業計画時（一八七六年）においても、新潟港を航行する船舶に対しては高い保険料率が設定されており、しかも港内運搬船による作業から生じた損害（「端舟ノ危険」）は免責事項とされる、ということが明記されている⁹¹。これらは、先のラウダーの報告にまさしく対応するものである。

やや先走るようであるが、新潟港を訪れる外国船は、開港三年目からは大きく減少する。潜在的な物流の需要自体が突如減少したとは考えづらい新潟が外国船から敬遠された背景には、その有力な要因として、海上輸送保険における圧倒的に不利な取扱いがあつた、と筆者は推測する。

さて、ウェーバーが新潟で活動を始めた後、一ヶ月余りを経て港に現れたのは、先述のとおりスタッグ・ヘンリエッタ、クラウンであり、神戸の居留地新聞のシッピング・リストは、この三隻の運航はいずれもイギリス系商社によるものと記録する。しかし、オランダ貿易会社の史料に含まれる先述のウェーバーからオランダ貿易会社への書翰においては、

これらの外国船が新潟からの米の運び出しを目的として日本商人によってチャーターされたものであった、ということが明記されている⁹²。言うまでもなく、新潟と関西を結ぶ航路は近世以来の重要な物流の動脈である。したがってこれら三隻の航行は、従来の国内物流の脈絡で捉えられるべきものであったようだ。とはいえ、神戸から新潟への往路においては通常外国商人が扱う貨物を積んでいた。更には、この年新潟に来港した外国船のなかで、これら三隻に限っては、どうやら新政府の官員が同乗していたらしい。『新潟開港百年史』が掲載する当時の税関記録には、三隻に関する記録に、すべて「大坂出張所箱館会所雇上ヶ役人」が乗り組んだことなどが載っている⁹³。外国商船への日本政府官員の同船は、一体何を意味するのか。「雇上げ役人」とは、実際にはこの海域を熟知した日本商人と理解するべきであろうか。スタッグはじめ神戸からの三隻は、新潟開港にあたっての新政府とイギリスとの特別な関係とも絡んだ、おそらくは年貢米の運搬に供されたのではないかとも考えられるのだが、一方で、これらの運航に明治新政府の整然とした意思を感じ取ることできない。というのも、これら三隻が目論んだ新潟からの米の運び出しは、結局達成できなかったからである。このことは後述する。なお、オランダ貿易会社の史料から判明するところでは、同社ないしウエーバーは、これら三隻の積荷には関わっていない。

更に一ヶ月を経た六月下旬には、レテイシア、ケバン・ドレム、ケダルの三隻が相次いで着港する。新潟での商売が成算ありとみたウエーバーは、オランダ貿易会社史料によれば、自らレテイシアをチャーターした。ウエーバーは、帰り荷として近隣の諸侯から米の輸送を引き受けていた。横浜のシッピング・リストには、レテイシアの運航に関してクニフラー商会の名が挙がっているので、このチャーターは、ウエーバーが彼自身が直前まで勤めていた同社からの協力を得て実行したと考えてよいだろう。

一方、オランダ貿易会社は、ウエーバーに対して、ケダルをチャーターしたことを伝え、行き荷である繊維品の新潟での販売や、帰り荷とするつもりでの米の積み込みに関してウエーバーからの協力を要請した。ケダルには同社の社員であるブルームが乗船して新潟での売買の任を負っていた。ウエーバーはブルームへの協力を約束した。もう一隻、オランダ蒸気船ケバン・ドレムは、船自体の売却を目論んで新潟に回航したものであった。ウエーバーはこの売却にも尽力する⁹⁴。なお、オランダ貿易会社からの書翰では、ケバン・ドレムは「青森経由で新潟に向かう」とある。レテイシア、ケバン・ドレム、ケダルの新潟への航行は、六月二十日に新政府軍が箱館への総攻撃を開始する以前に津軽海峡を抜けた、というタイミングであった。

以上、開港初年前半の外国商船の動きに関しては、オランダ貿易会社史料を加えることにより、かなり詳しく把握することができる。それらをまとめると、ドイツ商人ウエーバーがいち早く新潟に拠点を構え、このウエーバーを支点として、クニフラー商会、オランダ貿易会社というドイツ、オランダの商社が先駆けた、といった様相がおぼろげながら見えてくる。

続く七月には、いずれもイギリスの蒸気船であるオタゴ及びモーナが来港した。この二

新潟に向けて徐々に外国商人が押し寄せてきたのは、九月中旬にホンキュウ、ラニーミード、オーシャン・クイーンの三隻が立て続けに入港した頃であった。ラウダーに代わって八月初めから新潟に駐在したイギリス領事代理のトゥーループは、九月二十二日の時点で「ここ十日間でドイツ・オランダ・スイスの商人が何人かやってきた。これで当地の居留商人は全部で十五名ほどになった」と報告している⁹⁶。具体的な名が確認できる商人としては、まず、ホンキュウで新潟に乗り込んだアトリアン（Theodor Adrian）及びファン・カステール（van Kasteel）が挙げられる。ともにオランダ人であり、それまでは神戸にお

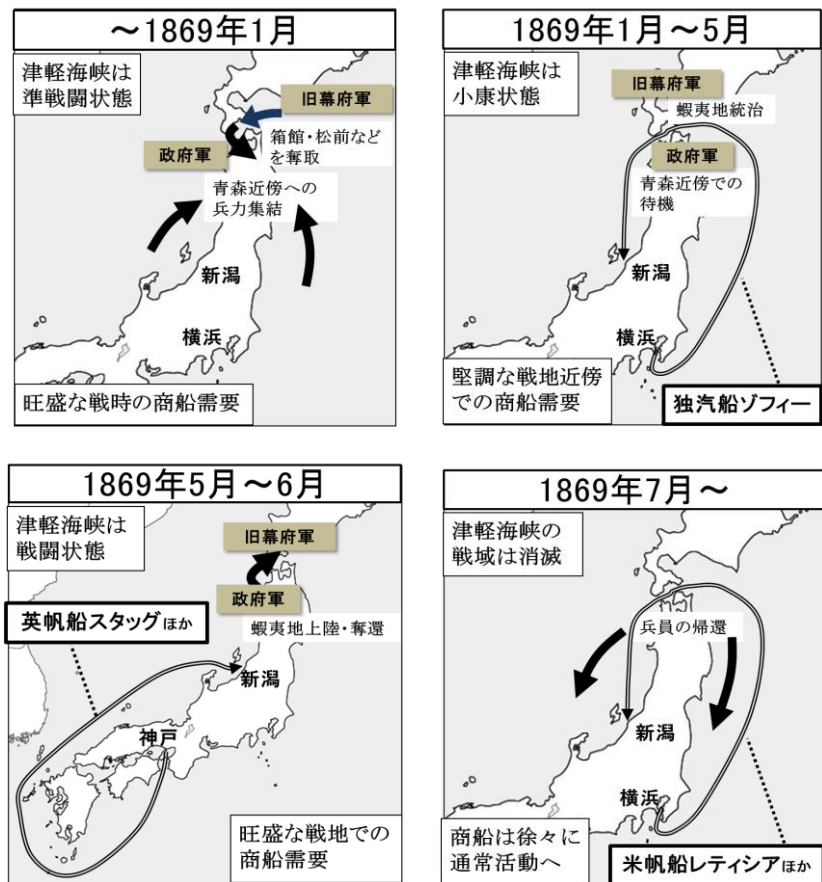
見せた。

新潟に向けて徐々に外国商人が押し寄せてきたのは、九月中旬にホンキュウ、ラニーミード、オーシャン・クイーンの三隻が立て続けに入港した頃であった。ラウダーに代わって八月初めから新潟に駐在したイギリス領事代理のトゥーループは、九月二十二日の時点で「ここ十日間でドイツ・オランダ・スイスの商人が何人かやってきた。これで当地の居留商人は全部で十五名ほどになった」と報告している⁹⁶。具体的な名が確認できる商人としては、まず、ホンキュウで新潟に乗り込んだアトリアン（Theodor Adrian）及びファン・カステール（van Kasteel）が挙げられる。ともにオランダ人であり、それまでは神戸にお

（3）貿易活動の本格化

四月上旬にウエーバーが新潟に先駆した後しばらくは、彼に続いて新潟での居留を試みる商人は現れなかったようである。イギリス領事ラウダーが七月末の時点で、「今年初めの開港以来、新潟で居を構えた商人は一人のみである」と報告している⁹⁵。ところからすれば、スタッグをはじめとした商船には、そのまま新潟にとどまる外国商人はいなかったであろう。こうした状況は、戦乱に伴う北方海域の特殊事情が霧消した時点でようやく変化を見せた。

図3：箱館戦争期における新潟への商船の動き（概念図）



り、新潟で二人は共同して商会 (Adrian Jr. van Kasteel & Co.) を営んだ⁹⁷。また、オーシャン・クイーンでライスナー (Adolph Laysner) が新潟に着いた。北ドイツ連邦の領事を兼ねた人物で、ウエーバーと共同でウエーバー・ライスナー商会 (Weber, Laysner & Co.) を営むことになった (ライスナーに関しては第四章で詳述する)。更にはオランダのファン・デン・ブルーク (I. van den Broek) が九月半ばまでには新潟を拠点とした活動を開始している⁹⁸。他にも、やはりいずれもオランダのファン・ボーフェン・ファツハ (van Boven Fagg)・アーノルド (Arnold) がすでに新潟に現れていた記録が残る⁹⁹。

十一月半ばに入港したオーシャン・クイーンには、オランダ貿易会社の社員であるメーヌ (Rudolf Adrian Mees) が乗船していた。それまでウエーバーを代理店としていたオランダ貿易会社は、この時点で、自社社員を新潟に送り込んで活動することとし、ウエーバー (この時点ではウエーバー・ライスナー商会) との代理店関係を解消したのであった。

振り返ってみれば、この六九年秋以降、冬の訪れとともに港の活動が休止するまでの時期が、すでに開港新潟のピークであったと言える¹⁰⁰。夏から秋にかけて新潟で居留を始めた商人らは、その大方がこの冬を新潟で過ごした。そして翌七〇年の春先に彼らを待ち受けていたのは、新潟の町と港を襲った商業上の大きな困難であった。この件については、次の第二章で詳しく追うことになる。

以上追ってきた外国商人と外国船の活動をまとめておこう。

開港後、初めて港に商品を送ってきたのは、ドイツ商人ウエーバーであった。横浜から箱館経由で商品を運搬したウエーバーは、その船では新潟に入港できず、やむなく小木港にいったん退避し、舩を使って新潟に商品を運んだ。商品の一部は水損したものの、運ばれた商品は新潟で取引された。正式開港後の新潟における、外国商人・外国船による貿易活動の開始であった。

その後、榎本軍と新政府軍とが戦鬪を開始し、津軽海峡を通過するルートでの新潟進出は阻まれた。代わりに、神戸から外国商品を積んだ帆船が三隻現れ、これらが、実際に新潟港に出入した初めての外国船となった。これらの船は、新政府が新潟港からの米の運び出しを目論んだものと考えられるが、現地当局はこの運び出しを拒んだ。以降も、横浜や箱館でチャーターされた船が新潟からの米の運送を目指したが、その多くは難航した。

一方、外国からの輸入製品の新潟での販売は、かなり好調だったようである。特に繊維品の取引は好調であった。他にも、砂糖・鉄などが輸入された。それらの商品の多くは、すでに国内他港で通関を済ませたものであったが、それにしても、輸入商品の消費地としての新潟はまずまずの評判だったようである。ただし、そこには陸路との競争があった。横浜から新潟へ商品を持ち込む場合、地図で確認するまでもなく、陸路のほうが圧倒的に距離が短い。コスト面を含めて、日本商人と太刀打ちできるかどうか。それが今後の取引の成りゆきを決するポイントであった。また、その前提として、通貨の混乱、米取引の混乱をはじめ、内戦直後ゆえの政治経済上の困難が早期に終息されること、更には、港施設

の整備が進むこと、などが期待された。

こうした開港初年の様子について、イギリスの初代領事ラウダーは、彼が離任する直前の六九年七月三十一日付で、公使館に対して報告書を作成した¹⁰¹。この報告書は、内容的には、彼の約半年の新潟駐在を総括したものであった。その報告書でラウダーは、最初に新潟に乗り込んだウェーバーの様子や、その時点ですでに活発に行われていた輸入繊維品の活発な取引の様子を伝えた。そしてまた、彼が貿易地としての新潟の可能性を極めて高く評価したことを、次のような言葉で伝えていた。

「新潟町は交易という目的に適した位置にある。内陸部とは水路による行き来が容易で、奥州、出羽の養蚕地域、越後の茶栽培地域、及び会津の豊富な銅山にとつての天然の積出し地となっている。また、加賀、越前から通航が最も容易な港と言える。劣悪な通貨や、この地域で語られることの多い先年来の革命による悪影響にもかかわらず、すでに輸入は開始されており、今後の取引の見通しは明るい。それに、現在日本から輸出されている製品のいずれも、ここでは需要に見合う十分な量を調達できるであろう。確かに今のところ、地元商人は自分の商品に法外な値段を要求してくるし、輸入品に対して最初は驚くほど低い値段を提示する。しかし、この理由は外国商人どうしの競争がないためだと考えられる。当地の日本人には、外国との取引を行う上で大きな意味を持つ市場価格、両替、様々な手数料に関する知識がなく、したがって自分たちの計算では外国人が提示する値段が適当かどうか判断できない。値段が適当であるかを納得する唯一の方法は、実際に取引の感覚をつかむことである。新潟でこの感覚をつかんでいく方法はないので、横浜に自ら赴くか、あるいは人を遣って情報を集めている者もいる。外国人居留商人が次第に増え、外国商品の市場価格に関する知識が新潟で得られるようになり、外国取引のやり方を会得しさえすれば、新潟が日本の主要な交易地の一つとならない理由など私には思い当たらない。新潟港は、日本の少なくとも四分の一の地域の輸出入を担いうる港である。

新潟にとつての大きな障害は、その港施設の不備である。この不備が補われない限り、交易を十分に発展させることはできないであろう。外国商人は、市場が若干有望だからといって、敢えて新潟に投資するリスクを冒さないであろう。輸出も輸入も、高くて回り道だとしても危険の少ないルートを選んで市場を探すであろう。新潟の当局もこうした不都合を十分認識しており、しばらく前から中央政府と交渉を行って、新潟町がある信濃川河口に港を建設するための工事を即刻開始する許可を得ようとしている。そして、この許可取得の見通しに関しては樂觀できることを付け加えておく」

また、イギリス領事館は、開港初年の様子について、別のまとまった報告も残している。領事代理トゥループがまとめた一八六九年の正式な年次報告書である。

そのトゥループによる年次報告書は、全体として、新潟港の潜在力に対する明るい期待

を表明している点では、右のラウダーの報告と相通じる。報告書全文は付録として本論考末に原文とともに掲出するが、ここでは、この報告書のなかの以下の一節を抄出しておきたい。

「新潟港が集積すると考えられるのは広大な地域である。すなわち出羽、岩代と呼ばれることになった旧会津領とその近隣、越後、上州の一部、信州、越中、能登、加賀、飛騨、それに佐渡島である。これらの地域の産品が集積し、またこれらの地域へ輸入品を送り出すことが期待されるのは、やはり他の開港場ではなく新潟港である。信濃川と阿賀野川によつて、そしてこの二つの川と交差する河川、支流、入り江、運河など無数の水路によつて新潟と越後各地や会津その他の地域とが結びついている内陸交通網には、実に見張るべきものがある」

右の年次報告書には年間の貿易実績が統計として付されている。これは、トゥループが徹底した情報収集を試み、新潟港をめぐる流通の全体像を把握しようとするものであった。

例えば、トゥループ自身が報告書の中で述べるところによると、開設されたばかりの運上所（税関）に頼っていは統計数字の信頼性に欠ける、として、トゥループは、外国商人らから自分たちが扱った輸移出入商品の取引実績の提供を求めて情報を補なつた。また、新潟港が国内輸送の拠点であることを鑑みて、日本側に特に依頼をして、日本船舶（和船）による移出入の統計を作成してもらい、これを入手した。更には、横浜から陸路を経由して新潟港周辺の地域に送られてきた輸入品の推計量も把握した。近郊内陸地域から川船で新潟に運ばれる産品の量及び価格まで彼の作成した統計に加えた。要するに、トゥループは、新潟港が担っている物流全体の実態を、その潜在的なものを含めて把握しようと試みたのであった。若干の整理を加えて表7及び表8にまとめた。

この開港初年の年次報告は、横浜の居留地新聞にも掲載され、高い評価を受けた¹⁰²。

こうしたイギリス領事の報告を眺めれば、開港初年、新潟港には様々な困難があつたものの、一方では、この港は外国貿易港として十分に有望であることを窺わせるものであつた。彼らによる報告には、新潟の現実的困難と将来的期待との交錯が如実に示されている。

表7: 1869年の新潟港輸送実績(外国船)

7-1) 外国船の船籍別の出入港

		船籍別		積載量 (トン)	船員数	貨物価額 (ポンド)
		船数	トン			
英国船	入港	14	4,944	326	102,931	
	出港	14	4,944	321	37,688	
	合計	28	9,888	647	140,619	
他外国船	入港	*4	1,096	75	19,125	
	出港	4	1,096	75	2,250	
	合計	8	2,192	150	21,375	
合計	入港	18	6,040	401	122,056	
	出港	18	6,040	396	39,938	
	合計	36	12,080	797	161,994	

注) 他外国船の入港船舶数「*4隻」の内訳はアメリカ2隻、北ドイツ連邦1隻、オランダ1隻。このうち北ドイツ連邦は300トンのブリク型帆船だが、新潟港やその補助港の奥港には入港せず、佐渡の小木港の投錨地に到着した。しかし、この船は新潟を目指していたものであり、またその貨物は佐渡から舩船で新潟へ運ばれたことから、新潟港の出入港に含めることとする。

7-2) 外国船の入港内訳

新潟への入港	出発港	船舶数			積載量(トン)			船員数	貨物価額 (ポンド)
		貨物あり	貨物なし	合計	貨物あり	貨物なし	合計		
		神奈川	6		6	2,680			
兵庫	1	2	3	181	556	737	36	1,350	
函館		4	4		1,110	1,110	82		
長崎	1		1		417	417	34	16,875	
合計	8	6	14	3,278	1,666	4,944	326	102,931	

7-3) 外国船の出港内訳

新潟からの出港	到着港	船舶数			積載量(トン)			船員数	貨物価額 (ポンド)
		貨物あり	貨物なし	合計	貨物あり	貨物なし	合計		
		神奈川	5		5	2,232			
兵庫		3	3		737	737	36		
函館	4	1	5	1,377	181	1,558	113	9,855	
長崎		1	1		417	417	34		
合計	9	5	14	3,609	1,335	4,944	321	37,688	

7-4) 外国船による輸移入貨物内訳

品目名	数量	単位	価額 (ドル)
米	35,245	ヒク	139,773
蚕卵紙	30,553	枚	29,676
その他			8,052
合計			177,501
ポンド換算 (1ドル=4.6シリング)			39,938

7-5) 外国船による輸移入貨物内訳

品目名	単位	数量				価額 (ドル)
		英国産	英国産以外	産地不明	合計	
綿製品						
装飾布	ピース				700	2,800
木綿糸	ヒク	383			383	24,226
雲斎布	ピース	500	1,200	500	2,200	12,700
ギンガム	〃	500			500	1,200
モスリン	〃				166	1,444
擦染布	〃				800	2,550
金巾(生地)	〃	10,650			10,650	34,985
襦袢・股引	ダース				1,550	8,900
唐棧	ピース	500	8,600	1,500	10,600	32,850
天竺布	〃	1,220			1,220	5,100
緋金巾(生地)	〃	100	200	350	650	2,200
緋金巾(擦染布)・更紗	〃		600	800	1,400	4,700
天鷲絨	〃	200	300	600	1,100	10,850
交織製品						
綿及び毛	〃	100		2,750	2,850	25,950
綿及び絹	〃				450	1,800
毛及び絹	〃				300	3,500
毛製品						
バラシース	〃				100	500
毛布	組	500		5,360	5,860	27,600
キャムレット	ピース	1,170		420	1,590	24,644
キャムレット糸	〃	200			200	800
布地	〃	14		300	314	11,950
フランネル	〃				600	3,600
ラストイング	〃	200		300	500	7,600
羅脊板	〃	300			300	2,800
Lustre	〃				200	500
オルレアン、黒	〃				1,750	14,400
装飾布	〃		1,600	900	2,500	28,000
金属						
鉄(釘材)	ヒク	1,500			1,500	5,250
弾薬						10,000
武器						71,762
線綿	ヒク		1,448		1,448	57,030
氷砂糖	〃		2,986		2,986	20,100
水飴	〃				50	400
その他						79,780
合計						542,471
ポンド換算 (1ドル=4.6シリング)						122,056

表8：1869年の新潟港輸送実績（日本船・その他）

8-1) 日本船による国内他港と移出入貨物内訳

品目名	数量	単位	移入額 ^a (ドル)	数量	単位	移出額 ^b (ドル)
竹	407,065	ピース	20,365	160,908	ピース	7,955
竹製品	977	包	977	812	包	1,502
蠟燭			0	43	ビクル	1,290
木炭	100,357	ビクル	82,860	23,505	〃	20,135
石炭	39,432	〃	24,707	31,882	〃	20,546
繰綿	1,790	〃	94,415	866	〃	53,468
綿製品(日本製)	4,840	包	24,157	2,149	包	89,079
刃物・金物	1,200	〃	9,600	890	〃	7,320
染料(紺)	436	ビクル	14,968	19	ビクル	285
薪用材木	6,928	束	12,124	336	束	672
薪	76,340	〃	9,106			0
干魚(肥料用)			0	4,833	ビクル	12,273
干魚(各種)	913	ビクル	18,245	474	〃	9,300
干魚(にしん)	59,394	包	44,493	53,922	包	43,916
塩漬魚	17,373	ビクル	73,680	10,033	ビクル	80,132
穀物類(米を除く)			0	58,400	〃	147,800
帽子・傘	2,570	包	15,330	2,458	包	11,096
鉄・鋼	18,536	〃	60,184	10,935	〃	35,582
漆器	321	〃	3,210	4,228	〃	41,390
葎	8,502	〃	29,762	7,762	〃	15,590
医薬	1,710	〃	8,600	1,400	〃	6,777
味噌			0	1,500	ビクル	4,080
油(植物油ほか)	2,349	ビクル	38,237	1,552	〃	25,400
紙	7,668	包	230,040	6,633	包	188,990
陶器・磁器	10,928	〃	32,784	10,228	〃	31,267
米			0	104,646	ビクル	313,938
酒	4,500	ビクル	60,400	25,434	〃	132,960
塩	148,849	〃	206,490	129,696	〃	264,049
海草	9,676	〃	15,482	6,291	〃	10,150
干貝(アワビ他)	238	〃	4,542	202	〃	3,906
焼酎			0	2,554	〃	18,239
醤油			0	2,442	〃	8,380
石製品			0	240	ピース	300
砂糖・蜜糖	21,360	ビクル	186,940	8,259	ビクル	71,660
茶	1,265	〃	80,960	1,037	〃	10,370
材木	226,214	ピース	76,814	27,048	ピース	34,540
煙草	671	ビクル	2,625	2,145	ビクル	8,580
素麺	15,358	包	7,679	13,500	包	6,750
酢			0	6.5	ビクル	40
木蠟	5,443	ビクル	77,816	3,252	〃	46,000
その他	1,848	包	9,200	1,808	包	7,590
合計			1,576,792			1,793,297
ポンド換算 (1ドル=4.6シリング)			354,778			403,267

8-2) 日本船の船籍地方別の入港数

船の属する地方	船舶数	積載量 (トン)
伯耆	2	119
因幡	2	149
豊後	1	45
伊予	1	134
備後	1	89
備中	1	45
日向	1	89
筑前	1	134
阿波	3	223
薩摩	2	298
大阪	84	5,461
播磨	1	89
出雲	24	1,577
石見	40	2,009
若狭	14	387
安芸	3	238
讃岐	5	253
隠岐	10	536
長門	12	565
周防	12	878
加賀	124	5,163
能登	166	6,458
越中	278	8,184
越前	62	3,869
丹後	19	937
但馬	47	2,425
南部	23	1,146
津軽	14	491
松前	25	1,235
出羽	203	2,693
越後 (新潟港以外)	1,156	24,612
佐渡	329	5,312
合計	2,666	75,843
新潟	203	6,964

表8つぎ: 1869年の新潟港輸送実績(日本船・その他)

8-3) 長岡・三条などから新潟港に到着した川舟

出発地	船数
長岡	580
会津	560
三条	800
真野、葛塚、新発田ほか	750
合計	2,690

8-4) 長岡・三条などから川舟で新潟港に輸送された産品

品目名	数量	単位	価額 (ドル)
木炭	15,215	ピクル	10,145
綿製品(日本製)	67,569	ヤード	5,215
刃物・金物	402	包	3,216
染料、紺(上質品)	1,223	ピクル	42,080
染料、紺(低質品)	44	〃	660
薪用材木	4,226	束	8,452
穀物類(米を除く)	73,759	ピクル	194,397
漆器	317	包	3,250
医薬	658	〃	3,300
味噌	2,980	ピクル	8,578
油(植物油各種)	311	〃	5,050
紙	530	包	15,880
陶器・磁器	1,700	〃	5,100
米	162,025	ピクル	486,075
酒	70,177	〃	385,410
干貝(沿岸から陸路で川へ)	22,092	〃	24,346
焼酎	2,450	〃	17,543
醤油	5,164	〃	19,134
茶(一般品)	722	〃	7,225
煙草	267	〃	1,336
材木	5,963	ピース	20,535
酢	290	ピクル	1,700
合計			1,268,627
ポンド換算 (1ドル=4.6シリング)			285,441

8-5) 新潟港に出入港した全船舶数と積載量・推計

	船舶数	積載量 (トン)	貨物価額 (ポンド)
イギリス船舶の出入港	28	9,888	140,619
他の外国船舶の出入港	8	2,192	21,375
国内他港船籍の入港	2,666	75,843	
同 出港*	2,666	75,843	758,045
新潟港船籍の出港	203	6,964	
同 入港*	203	6,964	
合計	5,774	177,694	920,039

*の各数値は推計

8-6) 横浜から越後各地への陸路による輸入製品・推計

品目名	数量	単位	価額 (ドル)
綿製品			
木綿糸	3,600	ピクル	216,000
金巾	35,000	ピース	105,000
天鵞絨	2,000	〃	20,000
毛製品			
キャムレット	5,000	ピース	75,000
布地	300	〃	12,000
オルレアン	5,000	〃	40,000
繰綿	2,000	ピクル	70,000
その他			250,000
合計			788,000
ポンド換算 (1ドル=4.6シリング)			177,300

第二章 新潟通商司の経緯

第一節 イギリスが捉えた経緯

(1) 通商司政策と新潟

明治新政府の一部署である通商司が展開した政策は、新政府による国内支配力の強化を通じて、我が国が近代国家形成を旨とした取組の一つであった。そのため通商司政策は、廃藩置県以前の国内各地に残存する半ば独立的な経済領域に分け入り、同時に圧倒的な資本力によって我が国の貿易を独占する諸外国に対抗することを企図した。通商司は本司を東京に、支署を開港場及び主要商業地にそれぞれ置いた。当初、通商司の所掌事項は外国貿易の管理とされたが、やがて流通・金融・産業育成など広範な分野での役割を担うこととなった¹⁰³。また、官庁である通商司に加えて、民間の組合的結社である通商会社・為替会社が設置されて、政策の実質的な推進役となった。ここでは、三井組、小野組、島田組といった東京・大阪などの特権的な大商人が中心的な担い手をつとめ、この政策の地方への浸透を図った。しかし、一八六九年四月（明治二年二月）に着手された通商司政策は、早々に失敗が明らかとなり、七一年八月（明治四年七月）には通商司が廃止された。通商・為替両会社もまた資金的に行き詰り、七二年十一月には大幅な改革を迫られた。そして、やがて実質的な整理段階に入り、清算・解散へと進んでいった。

さて、そのように全国的に展開された通商司政策であったが、新潟の場合には、その展開が、まさに開港から二年目の年と重なった。真冬の新潟では船の往来は困難であり、居留外国商人の多くは、年の変わり目を新潟で過ごした。翌年の貿易シーズン到来を期待していたことであろう。しかしながら、彼らを待ち受けていたのは、通商司が惹起した、新潟の商業全体を混乱に陥らせる騒動であったわけである。本章では、この通商司政策の新潟での展開を詳しく追う。

新潟における通商司の成りゆきについては、これまで知られていることは極めて限られていた。というのも、その分析に用いられてきた主要史料¹⁰⁴、すなわち外交史料館所蔵「新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使ヨリ抗議一件」（以下、「日本側通商司史料」とする）には、一義的な解釈を躊躇させる、曖昧かつ断片的な表現が散見されるのである。

新潟の事例を扱った通商司研究としては、いくつかが挙げられる。岩崎¹⁰⁵は、東京商社についてその前後の時期を含めて通観する中で、同商社の傘下にある地方商社の一つとして新潟商社の動きを概観した。間宮¹⁰⁶は、通商司政策により貿易独占を企図する日本政府と、これを察知したイギリスとの対立を扱うなかで、右の「日本側通商司史料」を活用して、明治政府内の齟齬という問題を扱った。また崎島¹⁰⁷は、この政策が本来新たな商律（商業の規律）形成を標榜しながら、政策実行者がこれを正しく理解せず、このことが通商司政策を自滅に導いた、という政策内在的な側面を重点的に検討したが、その分析に

おいては、やはり「日本側通商司史料」を主な材料として用いた。このほか、自治体通史である新潟県史¹⁰⁸や新潟市史¹⁰⁹においても関連の記述及び史料紹介がある。

しかしながら、「日本側通商司史料」を解釈して、整然たる一つの像を描こうとする試みは、悉く失敗に帰している。ここでは、史料の曖昧さに足をすくわれ、しばしば広範な憶測を含む解釈が提示されているのである¹¹⁰。

ところが、どうやら私たちは、この騒動のあらましについて一貫性と豊富な具体性をもって語ってくれる重要な史料を長年にわたって見逃してきたようである。その史料とは、本論考が中心的史料の一つとするイギリス外務省の記録文書である。そこに含まれる通商司関連の一群の文書類（以下、本章においては「英国側通商司史料」とする）には、新潟通商司の経過に関するイギリスの行動や見解はもちろんのこと、通商司政策に対する新潟商人の反応、あるいは明治政府側の手によるものでありながら日本側史料には残されていない文書類などが克明に記録されているのである。

そこで、新潟通商司をめぐる経過を確認するにあたり、本節では、「英国側通商司史料」を最大限に活用する。具体的には、本節において、まず、イギリス側の視点を定点として通商司政策の推移を順を追って描写する。そのため、本節での考察は、以下の二つを典拠とする。

① 「英国側通商司史料」（表9）

② 「日本側通商司史料」に含まれる日英両国による会談記録（表10）

「英国側通商司史料」は、パークスはじめ英国の在日外交官らが相互に交わした十四通の往復書翰、及びそれら書翰に添えられた附属文書からなる。往復書翰の中には、通商司政策が展開された現地新潟に駐在する領事代理トゥループがパークスに宛てて、現地での事態とそれに対する彼の見解及び行動を伝えた七通の報告が含まれる。またパークスからは、トゥループに宛てて、東京での日本側との折衝状況及びトゥループに対する指示が伝えられているとともに、ロンドンの外務省本省に宛てては、状況が煮詰まった段階で四回の報告が行われている。

また、本節においては、この「英国側通商司史料」を補完する材料として「日本側通商司史料」の一部（右の②）を用いる。これは、同史料のうちの両国の会談記録であれば、イギリス側は当然その内容を知り得ていた、と考えられるからである。「日本側通商司史料」全体は、これらを含め、明治政府内の外務省・民部大蔵省・新潟県庁などの文書上のやり取りをまとめた一件史料であるが、両国会談のほかは、まず一度捨象する。

なお、「日本側通商司史料」とは別の日本側史料からも、日英両国の一回の接触が確認できることから、これについても考察の材料とする。表10に示した。

本節では、こうした手法により、新潟通商司をめぐる経過の骨格を把握する。だが、それは当然として、まだ経過の全体像ではない。改めて「日本側通商司史料」全体を再検討し、新潟通商司の全体像に確認する作業は、次の第二節で行う。

表9(1): イギリス外交文書における新潟通商司関連の文書群(「英国側通商司史料」)

西暦 (1870年) 書翰日付	往復書翰の発元・発信先 または 附属文書の内容	和暦日付 (明治3年)	「日本側通商司史料」 での史料の 存在の有無	本論考での 史料番号
附属文書日付	往復書翰の大意			
1 8月20日	パークス公使からグランヴィル外務卿への書翰[公信第114号] 新潟において我が国の通商上の権利を妨害する事態が生じている。添付の文書で詳細を報告する。新潟では通商司と商社が結託して流通の独占を図っているようだ。現地でトゥループが抗議するとともに、私は数度に亘り日本の外務省・民部大蔵省の首脳と会談した。彼らは現地官員の措置に反対である。現地ではなおも中央政府の意向に反した行動をとっていたが、中央政府は通商司支署を新潟から引き揚げさせ、県知事を辞任させる方針である。もっとも、まだ注意は必要である。	<7月24日>		
2 4月22日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 今年2月以来、通商司・商社の活動が見られる。これらと県庁による布告文書類を送る。当地での我が国の通商を阻害するものと思われる。引き続き注視する。	<3月22日>		
<2月>	新潟商社規則(「掟」)【英訳】	1月	有	史料一
<2月>	商社加入願書雛形(「願」)【英訳】	1月	有	史料二
<4月13日>	港流通商品に対する一律徴収金の告知及び料率表(「触書・覚」)【英訳】	3月13日	有	史料五
3 5月16日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 新潟での布告類をさらに送る。商社の性格がさらに明らかになってきた。我が国との取極に反する。新潟での商品取引は4月27日から休止状態に陥った。県知事へ書面で抗議を行い回答を得たが、その内容は不十分である。	<4月16日>		
<3月>	北海道産物に関する布告【英訳】*	2月	有	史料三
<3月>	北海道産物の取扱規則書【英訳】	2月	無	史料四
<4月29日>	「触書・覚」の実施に関する急告【英訳】	3月29日	無	史料八
<4月>	商社への報奨金に関する告知【英訳】	3月	無	史料七
4月27日	トゥループ領事から三条西知事への書翰	<3月27日>	有	
<4月30日>	三条西知事・本野大参事からトゥループ領事への書翰	3月30日	有	史料十
4 5月18日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 5月16日に報告した、新潟商人の陳情とその回答を送る。	<4月18日>		
<4月>	地元商人から県庁への嘆願書【英訳】	3月	無	史料六
<5月>	嘆願書に対する県庁の回答【英訳】	4月	無	史料九
<5月20日頃か>	「触書・覚」「掟」「願」を批判する注釈書き(「書面へ下ケ札」)【英訳】	4月20日頃か	有	史料十四
5 6月2日	パークス公使からトゥループ領事への書翰 4月22日、5月16日、5月18日の報告を承知した。新潟のほか大阪以外ではこのような通商司・商社の活動はない。日本政府へ申入れを行った。原口氏派遣との由。新潟の状況を関心を持って注視する。追報されたい。	<5月4日>		

表9(2): イギリス外交文書における新潟通商司関連の文書群(「英国側通商司史料」)

西暦 (1870年)	往復書翰の発出元・発信先 または 附属文書の内容	和暦日付 (明治3年)	「日本側通商司史料」 での史料の 存在の有無	本論考での 史料番号	
書翰日付					
附属文書日付	往復書翰の大意				
6	5月30日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 商業活動休止状態は、その後一部解消した。しかし今度は多くの和船が沼垂へ向かった。新潟の商人らは商店を閉鎖して抗議の意思を表明した。私は県知事に改めて書面で抗議した。まもなく通商司・商社の措置を見直す布告が発出された。町は安堵。	<5月1日>		
	5月24日	トゥループ領事から三条西知事への書翰	<4月24日>	有	
	<5月28日>	三条西知事からトゥループ領事への書翰【英訳】	4月28日	有	史料十一
	<5月28日>	県庁から検断への告知【英訳】【日本語原文写し(F.O.262のみ) *】 … 「見直し布告」	4月28日	有	史料十二
7	7月2日	アダムス書記官からパークス公使への書翰(新潟から発出) 新潟に着いたところ、県の布告を打ち消す告知を商社が行っていた。本日の談判で詰問した。県庁は中央政府からの指示を明確には知らないという。厳格な処置を取るよう約束させた。	<6月4日>		
	7月5日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 アダムスの当地出立後も県庁・通商司を追及するため、本日彼らと面談した。中央政府の意向はすでに早い時点で通商司本司の原口氏が新潟に伝えてあったようだが、現地官員の説明はあいまいである。	<6月7日>		
8	<5月30日>	「商社門前の掲札」【英訳】【日本語原文写し(F.O.262のみ) *】 … 「上書き告知」	5月1日	有	史料十六
	<7月2日>	三条西知事からトゥループ領事への書翰【英訳】	6月4日	有	
	<7月2日>	県庁から検断への布告【英訳】【日本語原文写し(F.O.262のみ) *】 … 「取消し布告」	6月4日	有	史料十八
	7月22日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 原口氏が新潟を訪問した際のことについて、関連文書を入手した。通商司・商社が現れてからの布告類は撤回されているようだ。通商司官員は東京へ引き揚げることを望んでいるが、まだ確かではない。商社は財務的な困難に陥っている。	<6月24日>		
9	<5月14日>	民部大蔵省大隈・伊藤から原口少佐への「委任状」【英訳】【日本語原文写し(F.O.262のみ) *】	4月14日	無	史料十九
	<5月>	通商司本司から新潟通商司への書翰【英訳】	4月	無	
10	8月22日	パークス公使からグランヴィル外務卿への書翰[公信第119号] 8月11日付けで澤卿へ書翰を発出した。私自身の新潟訪問の意向を告げた。日本政府も処置に動いているが、新潟での通商司・商社の行動はまだ信用できない。	<7月26日>		

表9(3): イギリス外交文書における新潟通商司関連の文書群(「英国側通商司史料」)

西暦 (1870年)	往復書翰の発元・発信先 または 附属文書の内容	和暦日付 (明治3年)	「日本側通商司史料」 での史料の 存在の有無	本論考での 史料番号
書翰日付				
附属文書日付	往復書翰の大意			
11 8月29日	パークス公使からグランヴィル外務卿への書翰[公信第130号] 通商司が新潟から撤退した旨、トゥループから報告があった。	〈8月3日〉		
12 8月16日	トゥループ領事からパークス公使への書翰 中島通商正が新潟を訪問し、通商司官員は引き払った。商社の活動も正常化した。	〈7月20日〉		
13 8月26日	パークス公使からトゥループ領事への書翰 8月16日の報告を受け取った。満足すべきことである。貴君の尽力を多とする。本省へも一切を報告した。	〈7月30日〉		
14 9月5日	パークス公使からグランヴィル外務卿への書翰[公信第133号] 8月11日付けの私から澤卿への書翰に対する回答は満足できるものであった。どうやら日本政府は真剣に対処している。新潟県知事に任命された平松氏も私を訪れ善処を約束した。	〈8月10日〉		
〈9月3日〉	澤外務卿・寺島外務大輔からパークス公使への書翰【英訳】	8月8日	有	史料二十二

英国外交文書General Correspondence, Japan(F.O.46/126,127)に残る Despatches from Harry S. Parkes to the Foreign Office 1870, No.114, No.119, No.130, No.133 を基とし、同じくEmbassy and Consular Archives, Japan : Correspondence (F.O.262)に残る文書でF.O.46)にはないものを補足(*を付した文書)して作表した。

表10:「新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使ヨリ抗議ノ一件」(「日本側通商司史料」)のうち日英両国の会談記録

日付 (西暦1870年)	参会者	日付 (明治3年)	本論考での 史料番号
5月18日	外務省:(不明) / 英国:シーボルト日本語書記官	4月18日	
1 5月22日	外務省:寺島大輔 民部大蔵省:伊藤少輔 / 英国:アダムス書記官	(両国談判・第一) 4月22日	史料十三
2 6月1日	外務省:澤卿、寺島大輔 民部大蔵省:大隈大輔、伊藤少輔 / 英国:パークス公使 …「頂上談判」	(両国談判・第二) 5月3日	史料十五
3 6月20日	外務省:寺島大輔 / 英国:シーボルト日本語書記官	(両国談判・第三) 5月22日	史料十七
4 7月29日	外務省:寺島大輔 / 英国:パークス公使	7月2日	
5 8月6日	外務省:澤卿 民部大蔵省:伊達卿、大隈大輔 / 英国:パークス公使	(両国談判・第四) 7月10日	史料二十
6 8月22日	外務省:澤卿、町田大丞 大蔵省:大隈大輔 民部省:大木大輔、吉井少輔 / 英国:パークス公使	7月26日	
7 8月29日	外務省:澤卿 新潟県知事拜命:平松 / 英国:パークス公使	(両国談判・第五) 8月3日	史料二十一
8 10月19日	外務省:澤卿、寺島大輔 / 英国:パークス公使	9月25日	
9 12月20日	外務省:水野少丞 / 英国:パークス公使、サトウ書記官	閏10月28日	
10 12月20日	外務省:水野少丞 / 英国:パークス公使、サトウ書記官	閏10月28日	
11 12月22日	外務省:澤卿、水野少丞 / 英国:パークス公使	11月1日	

1)最上段の1870年5月18日は「新潟港米穀津留一件」による。以下の欄外に1から11の番号を付したものは「日本側通商司史料」(「新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使ヨリ抗議ノ一件」)による。

2)1870年8月18日(明治3年7月10日)、それまで実質的に一体であった民部省と大蔵省が分離された(民蔵分離)。両省には専任の輔・丞を置くこととされ、大隈重信(大輔)、伊藤博文(少輔)は大蔵省専任となった。

本節の具体的な論述方法としては、①公使パークスや領事トゥループなどが書翰に記した文言を直接引用するかたちで用い、論述の流れの骨格とし、②「英国側通商司史料」に含まれる附属文書のうちの主要なものを掲出史料扱いとし、併せて「日本側通商司史料」の会谈記録も原文史料のまま掲載する。このようにして、典拠史料の特性を踏まえて事態推移を叙述的に記していく。

なお、「英国側通商司史料」内の附属文書で本節に掲載するものは、日本側の作成になる文書であるが、同史料では一部を除きそれらの英語訳のみが添付されている。しかし、ここでは可能な限り（すなわち、「日本側通商司史料」の中に「英国側通商司史料」内のものと同一の文書が確認できる場合は）、その原文たる日本語で掲載する。これは原文書に即して、より正確な理解を期するためである。そして、日本語の原文が見出せない場合（すなわち、「日本側通商司史料」の中に原文がない場合）のみ、日本語訳で掲載する。また、通商会社は商社、貿易商社、通商会社、商社会所など様々に呼称されることがあるが、新潟に関する限り、これらはまったく同一と理解してよい。ここでは、原文史料の掲載を除き、商社または通商会社と記す。

（2）新潟における始動

英国側が新潟通商司とその配下にある新潟商社の動きを察知したのは、一八七〇年二月であった。新潟領事トゥループは、一八七〇年四月二十二日付で、公使館に向けて本件に関する最初の報告を送った。その報告は以下の文言から始まる。

「当地新潟において、通商政策の所管官庁である通商司、及び為替業務に携わる為替会社と交易業務に携わる通商会社（または商社）という組織が設置されたことについて、ここに報告する。当地では、一年前にも、ある官員の監督のもとで同じような組織が作られた。しかしその際は、数人のさほど影響力のない商人が集まったばかり、政府から委任された通貨検査を除けば、取るに足りない業務を行っただけであった。したがって、交易に影響を与えるものではなかった。このたびは、その時と同じようにすべての開港場及び主要な都市において支署が設置されたようである。設置の表向きの目的は、通商関連法令に基づいた施政を行い、交易を促進する、というものである。これらの組織は二月に新潟に姿を現わした」（トゥループからパークスへ 一八七〇年四月二十二日）

トゥループによれば、新たな通商政策（商法）に関する最初の動きは日本政府から出された二通の文書であった。一つは「掟」とされた文書であり、そこには新潟での新たな「商法」の基本が示されていた。

【史料一 新潟商社規則（「掟」） 一八七〇年二月】

掟

今般為替会社・貿易商社御取建、商法御改正之御主意厚相心得、商業盛大御国内普通

之儀、専ラ尽力可致事

一、両会社法律之儀、東京規則各条之通相心得可申事

一、三都府諸開港場、為替手形・正金双方無差支引換可申事

一、北海道産物之儀ハ、御規則之通取扱可申事

一、外国交易ハ御条約面之通相守、売買之時ハ当社へ届出可申事

但、御制禁之品売買或ハ密商働候族於有之ハ、速ニ訴出可申事

一、諸国之産物入船之節荷数品訳を以届出候ハ、売買至当ニ取計可申事

但、拔荷其外不正之取計いたし候ハ、取糺之上、其品取上ケ可申事

一、権威私情を以不都合之処置、毛頭不可致事

右之条々堅相守へきもの也

午正月

為替会社

貿易会社

正福寺在宿

古谷通商権大祐

もう一つは、この新たな「商法」に基づいて設置される組合会社への加入を申し込む際の申請書雛形であった。

【史料二 商社加入願書雛形（「願」） 一八七〇年二月】

乍恐以書翰奉申上候

今般通商司当港御出張ニ相成、為替会社并貿易法商社御取建ニて、普通盛大之商社御開可相成之段承知仕候ニ付ては、私共儀右社中へ合併被 仰付候ハ、尽力仕度候間、此段御聞届被成下候様奉願候、以上

明治三年午

何町 誰 印

一、金壹万兩 頭取取締

一、金五千兩 同並同断

一、金五百兩 肝煎

一、金三百兩 同並同断

右之通、通商社ニて御入用之節用達可申候、其節は一ヶ月尅分利足御書附御下ケ相成申候、此方入用之金子、右手形ニて借用、尅分五厘ニ借用相成申候

（以下略）

「英国側通商司史料」及び「日本側通商司史料」には、史料二に続く末尾に新潟通商司支署及び新潟商社の構成員が記録されている。それによると、新潟通商司は五名、新潟商社は七名で構成されていた。

新潟通商司

新潟商社

古谷通商権大佑	西村長左衛門	名代 橋本功三郎
関戸通商少佑	島田七郎左衛門	名代 小野善助
石原通商大令史	田中治郎右衛門	名代 近沢藤九郎
海老原通商大令史	三井八郎右衛門	名代 村田恒五郎
三橋通商少令史	増田嘉兵衛	名代 増田武兵衛
	栖原嘉治郎	名代 島田助九郎
	下役 福田徳之助	

こうして地元商人の加入を募りつつ着手された会社設立の動きを察知したトゥループは、当初段階でこの会社組織の性格を次のように分析した。

「この組織は、西洋的な意味での一般の株式会社を目ざしているものではなく、むしろ銀行のような業務を行うことが意図されているようである。加入者には預託金の支払いが求められており、この金には月に定率1%の利子がつく。預託者がこの金を自分の商売に使用したのであれば、月1・5%の利子を支払えばこれを受け取ることができる。こうしたやりとりでは、一方だけが得をするように思えるが、おそらくは組織に加入した特典によってその損失が補われる、ということなのであろう」(トゥループからパークスへ 一八七〇年四月二十二日)

「商社は商品を担保としてこの金を預託者などに貸し付ける。こうした措置の表向きの理由としては、このような貸付金によって、とりわけ外国との交易を奨励することが挙げられている。組合に加入する特典の一つが、加入者は日本商人が外国商人と行うすべての取引に関する報告を組合から得られる、ということなのである。商品を積んだ日本船が入港する際には、商社へ報告する義務があり、商社は商品を検査して有利に取引が行われるよう配慮する。この際に、商社自身が商品を買取取るのか、あるいは荷主に代わって商品を売りさばくのか、という点は不明である」(トゥループからパークスへ 一八七〇年四月二十二日)

また、商社が実際に地元商人への勧誘を進めていく様子について、トゥループは次のように伝えた。

「この願書による加入申請は任意のものではない。商社の者が当地の有力商人らを呼び寄せて、この組合結社に加入しなければならない、と伝えたのである。呼び出しを受けた町で最も富裕な商人らは、加入しなければ今後商売を禁じられることを恐れて組織に加わった。加入を拒んだ何人かの商人はその意向を受け入れてもらえず、通商司の官員から加入を強制された。こうして新潟町とその周辺の商人およそ百名が組合結社に加入した。交易に携わる者でまだ加入を辞退しつづけているのは、ほんのわずかである」(トゥループからパークスへ 一八七〇年四月二十二日)

次に、「英国側通商司史料」は、新潟での商業統制が具体的に進められていく状況も記録している。翌三月には、新潟港の主力産品の一つである北海道産物の取扱に通商司・商社が今後強く関与することが布告された。

【史料三 北海道産物に関する布告 一八七〇年三月十三日】

北海道産物之儀は、以来商社にて取扱、歩合金取立相成候条、入津之節は送り状又は船腹書付を以通商司へ相届可申、自然ニ自儘ニ水揚いたし扱荷其他不正之取計いたし候もの有之節は、取糺之上、其荷物取上ケ可申間、心得違無之様可相守事

但、産物取扱方規則抜書一冊相渡候条、不洩様可相心得事

一、当港へ入津之諸廻船、其時々積荷書付商社へ可差出事

右之通相達候条、得其意心得違無之様、其筋取扱之者共へ不洩様、急度可触示もの也

庚午二月十三日

新潟局

「英国側通商司史料」には、この史料三で触れられている北海道産物の「取扱方規則抜書」に符合すると推測されるものが見出せる。この規則抜書は「日本側通商司史料」には見当たらず、したがって日本語の原文が確認できない。

【史料四 北海道産物の取扱規則 一八七〇年三月】

北海道産物の取扱について

北海道産物への手数料はこれまで様々であったが、このたび法律が改正され、今後は産物の区別なく売価に対してすべて一律に徴収されることとなった。

北海道産物を積載した船が入港した場合、その船を扱う者は積荷書を持参してすみやかに通商司へ届け出なければならぬ。船荷積卸しの際には、通商司が船へ立ち入り、その積荷書をもとに検査を行う。検査の後、商品の売買はすぐに相対で行うか、または通商司を通じて競売に付すか、いずれか有利な方法で行う。相対売買の場合には、その売買の場に官員が立ち会い、期限を定めて支払いを命じる。その際には保証金を徴収する。支払期限は、遅くとも取引合意から二十日以内とする。売買の際には税金及び商品代金を明記した書類を作成し、その書類に基いて通商司が取引内容を記帳する。書類は記帳後、押印のうえ返却される。但し、すでに他港において納税済の商品でその証明書がある場合には、税金の支払は不要である。

これらの手続きが遵守されなかった場合、またはその他不正があった場合には、取調べの後、商品を没収する。また、不審行為を発見して届け出た者には、相応の報奨金を与える。

没収した商品は売り払うこととし、通商司がこれにより得た代金は、貧窮者に対して与える。

一八七〇年三月

こうした措置により、政府官員による取引現場の徹底した管理、及び確実な徴税が目指されていたのであった。

なお、通商司・商社が登場して以来の流通統制は、北海道産物と並ぶ新潟港の主力商品である米にも及んでおり、このことはすでにイギリス側も承知していた¹¹¹。すなわち、二月二十四日、新潟港からの米の移出を二ヶ月後に禁止することが水原県によって宣言された。水原県¹¹²はこの米禁輸の理由を、今年の収穫状況により米不足が解消できることを見極めるため、と説明した。しかし英国側の見立ては、これは表向きの理由に過ぎず、実際のところは、新潟での米穀流通を政府が掌握することにより、政府が収入を独占する目的とみていた。

北海道産物の統制から一ヶ月後の四月十三日、更に水原県新潟局から、すべての商品を流通統制の対象とする旨の以下の布告が検断¹¹³に対して発せられた¹¹⁴。

【史料五 港流通商品に対する一律徴収金の布告及び料率表（「触書・覚」） 一八七〇年四月十三日】

当港輸出入諸売買品口銭或は手数料と唱へ、是迄下方自儘勝手に受取之、更に無商律段相聞へ、不埒之事に候、以後輸出入諸品とも、其時々商社会処へ相届改を請可申、依ては下方相對にて口銭・手数料等取受候儀不相成、向後別紙之通手数料取受方御改定相成候条、心得違無之様可致事

右之趣、小前未々まで不洩様、早々可相触示者なり

庚午三月十三日 新潟局

覚

一、北海道産物類

尙割請取之

内

四分 税上納

二分五厘 商社積金

三分五厘 取扱人世話料

右は着荷物、入札或は相對を以公平之相場に売捌之上、前書口銭、荷主より請取之可申候、尤税済入津之分は手数料六分請取之事

一、輸入 塩、繰綿、蠟、砂糖、紙、木綿、呉服、釵、銃、水油、傘

四分請取之

内

壹分五厘 商社積金

貳分五厘 取扱世話人料

(以下略)

この触書では、取引を行う商品一切の商社への報告、及びそれら商品に対する徴収金の

支払いが義務づけられた。そしてまたその触書に続く「覚」では、取引品目別の徴収金が具体的に示されてあった。それら徴収金は、上の史料五で掲載を省略した箇所を含めてまとめると表11のとおりである。この触書及び覚に対するトゥループの見方は、以下のとおりであった。

「この布告によれば、移入・移出される商品すべてを商社に届け出なければならぬとされ、しかも従来なかった様々な高率の徴収金⁽¹⁵⁾が新たに課せられるようである。政府への税金は、その相当額が商社の資本金に回る。また取扱人世話料とは、どうやら船が他港からの国内産品を積んできた際、当地の商人が船主から受け取っていた手数料に取って代わるものようである(トゥループからパークスへ 一八七〇年四月二十二日)

「不可解なことには、これまでにはなかった高率の徴収金が北海道産物に対して課されている。当地の商人はこの点について、政府は北海道への植民活動を行うために現在多大な経費を費やしており、そのための資金が不足しているのだ」と説明を受けている。高額な徴収金を求める理由を近代的な植民活動のためとするなど、実に馬鹿げたことである(トゥループからパークスへ 一八七〇年四月二十二日)

その上で更に、このような措置が外国交易地としての新潟を不利に追い込むものである、とトゥループは考え、その憂慮をパークスに伝えた。

「移入品への課金は新潟港で売り捌かれる商品だけに課されることから、近隣の町に比較して新潟を不利な状況に置くことになる。こうした措置は外国貿易にも大きな影響を与えることになる。新潟港から外国への輸出品のうちの少なからぬ量は、海路で他港から運び込まれるものだからである(トゥループからパークスへ 一八七〇年四月二十二日)

以上が、トゥループが公使館に伝えた、通商司・商社が新潟に設置されて以来、新たに講じられた一連の措置であった。

表 11: 新潟港での移出入品に課される徴収金(取引額に対する料率)

	移 入			移 出	
	北海道物産類	塩、繰綿、蠟、砂糖、紙、木綿、呉服、釧、銃、水油、傘	竹、材木、七島産、素麺、石炭、炭、石、蕨、笠	米	油、粕、酒、干鰯、菜種、糖
税上納	4%	-	-	1%	1%
商社積金	2.5%	1.5%	1.5%	1%	2%
取扱人世話料	3.5%	2.5%	3.5%	2%	3%
計	10%	4%	5%	4%	6%

(3) 現地新潟の混乱

その後の成りゆきはどうかであったか。「英国側通商司史料」のトゥループは、これらの措置をめぐり政府官員と地元商人とがせめぎ合っていく様子を詳しく観察している。なお、そうした駆け引きの記録は、「日本側通商司史料」には見出せない。これらの内容は、後段のトゥループと新潟県知事らとの書翰のやり取りを除いては、「英国側通商司史料」によって初めて知りうるものである。以降、そうした駆け引きの様子を時系列に叙述していく。

まずトゥループは、地元商人の意を体した検断が、新たな措置への抵抗を示したことを観察している。だが、その抵抗はあつげなく排除された。こうした動きは、報告の文脈からすると、三月の北海道物産に関する布告を受けてのことと考えられる。

「この町の三人の検断のうち二人までが、新たな措置は当地の商業上の利益を損なうものだとして布告を住民に伝えることを躊躇し、不服を申し立てた。町民に代わって不服を表明することは検断の権利であるが、これらの検断は当地の役所によって即座に解任させられた。商社が政府の力に支えられていることが改めて示されたわけである」(トゥループからパークスへ 一八七〇年四月二十二日)

次に、トゥループは、地元商人が当局に対して嘆願を行っていたことも把握していた。この嘆願のほうは、すべての取引商品への一律徴収が布告された四月中旬以降のことと考えられる。嘆願書を入手したトゥループは、その内容を以下のように報告している。

なお、嘆願書で商人らは、これが政府への明らかな抗議と受け取られないよう慎重に文言を選んでいった。そのため、トゥループが公使館に報告するにあたって、書面の字句どおりでは理解が難しい箇所があった。トゥループはそうした箇所に適宜自らの言葉を挿入しながら、以下のとおり嘆願書を英訳した。

【史料六 地元商人による嘆願書 一八七〇年四月(下旬か)】

トゥループが補足した箇所は《》で示した。

嘆願書

私ども、大川前通の下一之町から横町までの間の九つの通りに居住する六十五名の商人⁽¹¹⁶⁾より、謹んでお願い申し上げます。

私どもは下他門店に所属しており、新潟港に運ばれてくる様々な商品を購入入れることで生計を営んでおります。このたび《政府または県庁によって》商社が設けられるとともに、《政府または県庁によって》北海道物産に関する規則が定められ、今後これら商品は現金で正価で取引するものと定められました。北海道産物は、塩と同様、その半分以上を新潟から上州、信州、奥州、及び出羽まで運んでいって売るので、一、二ヶ月のあいだ支払いを猶予する信用取引が行われています。《この新たな規則が施行されると》船から商品を運ぶための経費や、現金を工面するために生じる利息を埋め合わせる元手がありません。

このことは私たちにとって商売上の大きな打撃です。どうかこうした事情を御勘案いただ

き、何分にも御配慮くださいますよう謹んでお願い申し上げます。

《売買の方法が政府または県庁によって変更され、《すべての移入品は現金を用意して正価で買わなければならないため、他人を使ってこれら商品を売ることができず、したがって商品を流通させることができません。》

その他にも、材木などの商品は大量に買い入れた場合には小売を通じて売り捌くのですが、これらの売上金が全部すぐに手に入るわけではありません。そこで問屋《問屋および商社を意味している。新たな措置に関して特に訴えの対象となっていないのは後者のほうだが、商社は政府が設立した組織であり、商人にはこれに申立てを行うことができない》に對して、これまでの商習慣を認めて、現金払の際の値引きを許してくれるようお願いしました。しかし問屋はこの提案を聞こうとはしませんでした。そのため、残された方法として船主に直に掛け合ったところ、船主らは、現金払の際の値引きに関しては価格さえ折り合えればこれまでどおりで構わない、とのことでした。そこで私たちはすぐにこのことを問屋《直接名指しできない商社のことを指す》に伝えたのですが、問屋としては、たとえ船主が同意しても当面はこうした値引きを認めるわけにはいかない、とのことでした。

こうした事態に私たちは非常に困惑しております。どうか、船主や問屋、それに他門の人々が、自分たちで合意したやり方でこれまでどおり取引を行うことを認める御指示をお出しくくださるよう、謹んでお願い申し上げます。

このたびの《政府または県庁から指示のあった》税金や商社積金の徴収に関しては、御当局のお考えのとおり支払いをいたします。

当港に移入される様々な商品の売買取引がこれまでどおりの方法で行えるよう、何分にも特段の御配慮をお願い申し上げます。

以下に六十五名の氏名および押印

一八七〇年四月

県庁へ

従来、新潟港は国内の中継交易地であった。船主から取引仲介業者へ、更には小売商人へと売買された商品の代金は、小売商人が遠方消費地での売買によって商品を現金化するまでのあいだ、仲介業者は支払いを猶予されるのが通例であった。その一方で、小売商人があらかじめ現金を支払ってしまうというものであれば、その分いくらか値引きが入る。こうして成り立っている長年の取引慣行は無視された。政府官員からの命令は、今後は一切正価で取引して現金で即時決済せよ、というものだった。

こうして情勢は悪化していき、この月末には、港での取引が全面停止する事態となった。多くの廻船が新潟港を見捨てようとしていた。トゥループはその様子を次のように伝えている。

「四月二十七日以来、日本商人どうしの商売が完全に休止してしまう、という憂慮すべき事態が生じている。長年当港で船荷を降してきた和船は、商品を積んだまま当港

を離れて越後国内の別の港、あるいは能登に行つて船荷を降ろさざるを得ないことになつている」(トゥループからパークスへ 一八七〇年五月十六日)

このように新潟港での流通は滞つてしまつた。なお、「英国側通商司史料」イギリス外務省資料では触れられていないが、この取引休止状態は、先述した米移出禁止措置も一つの原因であつたと考えられる。予告された米禁輸は四月二十六日に実施に移されていた。

港で表面化してきたこうした混乱を、当局は懐柔策と強圧策とを併用することで打開しようとした。「英国側通商司史料」はそうした様子も確実に捉えている。

【史料七 商社への報奨金に関する告知 一八七〇年四月二十八日】

トゥループが補足した箇所は ≪ ≫ で示した。

告

このたび当港の貿易会社から、運河浄化や病院整備その他の公共的目的のために、同社が得た積金のうち年一万両を提供したい、との申し出を受けた。これはまさに交易を促進しようとする精神に根ざした、誠にありがたい申し出である。県庁ではこの申し出に対して以下のとおり些少の報奨金を与えた。

一八七〇年四月 ≪ 四月二十八日に市中に現れる ≫

新潟県庁

金二千疋 (≪ 五十両) を与える

貿易会社 御中

トゥループはこの告知について、懐疑的な解説を加えてパークスに報告した。

「商社が商社積金から年一万両を政府へ渡すというやり方が県にとってどのような恩恵があるのか、私には理解できない。というのも、この寄附の元手である積金は商社が自らの活動によつて得たものではなく、当地の交易一般に対して政府が賦課した税金なのである。しかも、こうした寄附はまだ約束にすぎないので、実際に行われるかどうかは不明であるにもかかわらず、もう一方の商社への報奨金のほうは、少額であるにせよ現実的なものであり、即座に実行されるものである¹¹⁷⁾。こうした告知を一般町民に向けて行う目的は、おそらくは商社の評判を高め、その重要性を認知させることであろう」(トゥループからパークスへ 一八七〇年五月十六日)

トゥループにとつて若干不可解なこの告知が県庁から市中に流布された翌日、新潟商社は先に新潟局(新潟県)によつて布告済み(史料五「触書・覚」)の一律徴収をいよいよ実行に移すことを明らかにした。

【史料八 「触書・覚」の実施に関する急告 一八七〇年四月二十九日】

急告

今月十四日以降に取引された移出用品につき、明日三十日に確定させて取引報告書を五月一日までに必ず提出すべし。明後日五月一日からは、徴収金受領のため商社係

員が商社事務所、下川口番所及び広小路番所に在勤するので、以下の様式により取引の明細を届け出るべし。

記

数量、品名、単価（両）、総価額（両）、税額（両または分）

上記の商品を、○○地方の○○（氏名）に対して売りました。御確認ください。よろしくお願いいたします。

氏名、月日、商店名

商社 御中

以上につき、各商店に対して直ちに遺漏なく伝達すること。

一八七〇年四月二十九日

商社

正価・即時の決済を前提に、取引を明日確定させ、明後日にはその報告を提出し徴収金を納めよ、との商社からの指示であった。

「先月十四日から三十日までで売買された移出入品を今月一日に報告せよ、との命令は、当地の商人によつて無視され、今のところ実質的に意味のないものになっている。しかし地元商人は結局この命令に従わざるを得ないのでないか」（トゥループからパークスへ 一八七〇年五月十六日）

こうして官員と商人との軋轢が広がるなか、当局の姿勢は、その後やや軟化した。当局は、先の地元商人らの嘆願に対して一定の譲歩を示した。

【史料九 嘆願書に対する県の回答 一八七〇年五月】

急告

このたびの嘆願に関しては、すでに布告済みのおり、通商司に対して税金等を支払うべし。ただし売買代金に関する指示については解除する。

新潟県

一八七〇年五月

（以下略）

公使館への報告のなかでトゥループは、この回答に関して以下のコメントを付している。

「県庁からの回答は嘆願書が触れていない事項にも言及しており、嘆願書とは正確に対応していない印象を受ける。回答は、どうやら書面による嘆願に加えて、口頭での嘆願にも関係しているものと思われる」（トゥループからパークスへ 一八七〇年五月十八日）

五月中旬の時点では、情勢はやや好転していた。

「四月二十七日以来、地元商人によるすべての商業活動が停止していたが、嘆願書へ

の回答があった後、すなわち今月中旬には、問屋その他による商業活動が多少なりとも再開した」（トゥループからパークスへ 一八七〇年五月三十日）

しかし混乱がこれで収まったわけではなかった。それどころか、むしろ新潟港はこの後に混乱のピークに見舞われた。五月二十四日、商人らは精一杯の全面的な抗議行動に及んだ。

「その後、当港にやって来た十五隻ほどの和船が、どうやら材木、竹などの船荷を積んだまま信濃川対岸にある沼垂町に直接行ってしまった¹¹⁸。その際、新潟港の取引仲介業者は静観していた。これらの和船は、通商司や商社による取引への制限と妨害のため、直接沼垂に向かい、そこで船荷を下ろしたのである。それから数日後の今月二十四日、問屋や「仲買」と呼ばれる取引仲介業者をはじめ、すべての商店がごく小さな小売に至るまで一切営業を停止してしまった。私はすぐに知事に照会を行い、こうした取引停止状態について説明を求めた。回答はその日の午後に来た。これらの船は、新発田の大名が沼垂町にある兵営と学校を建てるための建材を積んでいたことから、これを前例としないという条件で沼垂町に船を付けることを認めた、とのことであった。私はその後、少なくともこのうち二隻は役所が許可を与えたものではなかった。新潟町の商人らは当局の許可を得て沼垂町へ渡って新潟町に引き戻した、ということを知った。こうした出来事に直接関係のない業者は、すぐに営業を再開するよう厳しく命じられたことから、多くは二十四日午後にはこの命令に従った」（トゥループからパークスへ 一八七〇年五月三十日）

さて、トゥループは自らが観察したこうした新潟港の混乱ぶりに関して、以上のような成りゆきを公使館へ伝えただけではなかった。「英国側通商司史料」によれば、すでに二月時点、すなわち「捷」（史料一）や「願」（史料二）の存在を察知した時点で、トゥループは現地当局に対して抗議の申し入れを行うことを考えた。だがその一方で、新潟と似たような事態が他港でも生じているのではないかと、若干の躊躇を感じていた。そのため、現地判断ですぐに抗議行動を行うことは控えていた。しかしながら、混乱が拡大の一途をたどっていた四月二十七日に至ってようやく、トゥループは行動に及んだ。すなわち、トゥループは新潟県知事三条西公允に宛てて抗議の書翰を發出した。その書翰でトゥループは、日本商人が外国商人と取引を行う際の商社への報告義務や、政府官員による取引への立会、更には高率の徴収金の賦課などの措置を列挙し、こうした措置は英日通商航海条約第十四条で「英国臣民は日本人と自由に、いずれの商品も売買することができ、こうした売買には日本政府官員の介入を受けることはない」とされた精神に明らかに反する、として、これらの措置の撤回を求めた。

加えてトゥループは、外国交易上の妨害は布告類で明示された以外にもある、と認識していた。

「県への抗議において、私は特に日本商人と外国商人との取引の商社への報告義務を問題とした。それは、公表された規制事項には明示されていないが、この報告義務に

は、おそらくは外国商人との取引交渉が成立する前のもも含まれているからであった。これはすなわち、取引にあたっては商社の事前許可が必要になることを意味する。当地のオランダ副領事は、県知事が彼に宛てた公式の書翰を私に見せてくれたが、この書翰において知事は、少なくとも米の取引においては、日本商人が外国商人に売ろうとする場合には特別な許可がなければ交渉に入れない、と声明していたのである」(トウループからパークスへ 一八七〇年五月十六日)

トウループからのこの最初の抗議に対する県からの回答は以下のとおりであった。

【史料十 英国領事からの抗議に対する県の回答・一回目 一八七〇年四月三十日】
(前略)

抑右商社之儀は、当地之商買、従前不可謂之習弊有之、奸商共競て厚利を貧り来り、就中問屋と唱ふるは我国内諸方より輸入之物品、銘々倉庫ニ引受、其手数之償として荷主より多少之歩合申受、然れとも其品位之検査区々、自儘之商業ニ流れ、往々市勢衰微之憂を察して、商社を立る之法を許し、有志加入を望むものを集て公平便利を旨とせしめ、上ニ通商司之役員を置、其商律を糾すへき之旨、我政府之命あれども、外国貿易筋等携るへきにあらず、右通商司之役員は東京民政部之管轄にして我配下と云にあらず、亦望なき商人を無理ニ可致引入管も無之、直ニ従前問屋共等之取扱を商社ニ移し、国内之諸品各區別を立、歩合を定めて検査之手数料ニ充て候は、開港場不開港場之別なく、凡商社之設ケ有る処、集来れる諸品之適宜を見据、入札或は公平之相場を立、其品ニ寄り、夫々之手数料、商社ニおみて取立候義にて、曾て租税にては無之、殊更蝦夷地産物ハ歩合口銭取立候は既ニ我国内公告ニおよひ有之、一般之事ニ御座候、(中略)元条約第十四条并各公使會議之第五条とも素より違背すへ謂も無之、商社之根拠ハ却て貿易之道をも隆至らしむる之意ニ有之、是等宜御諒察有之度、此段及回答候也、拜具

庚午三月

本野大参事

三条西知事

英国岡士 ツループ貴下

知事及び大参事は、この回答において、新潟での従来の商業のあり方を「奸商どもが競つて厚利を貧り、自儘の商業に流れていた」と痛烈に批判し、それゆえ「市勢衰微の憂いを察して」通商司が商社を設けたものである、とした。更には、商社は地元商人を無理に加入させてはいないし、外国貿易にも関係していない、貴国との取極にも違反していない、と主張していた。つまり、この時点で知事及び大参事は、通商司は県庁に属するものではない、としつつも、その通商司・商社による措置を擁護していた、ということが確認できる。

「英国側通商司史料」によれば、トウループはこの新潟県庁からの返書の内容には大い

に不満であった。県庁からの返書では、新たな商法の趣旨や商社の性格が説明されているだけであり、外国商人との取引に対する通商司・商社の介入、及び商社積金等一律賦課金について、両国条約に照らした具体的な言及がなかった。

それからおよそ一ヶ月後の五月二十四日、新潟港が再び混乱に陥るに至り、トゥループは改めて県庁へ抗議書翰を送った。そして、「触書・覚」(史料五)が両国の修好通商条約に反していないかどうか、明確な見解を示すよう求めた。

この英国領事からの再度の抗議書翰を受け取った新潟県は、ここに至って態度を一転させた。

【史料十一 英国領事からの抗議に対する県の回答・二回目 一八七〇年五月二十八日】
通商司并商社之義ニ付云々御申越之趣、右は本日掛り役輩を以委細為及御引合候通り、商律之義ニ付、過日我三月十三日市民え布告いたし候触書之内、民部省并外務省おいて猶懇切協議いたし居候次第も有之、夫の為今般別ニ通商司役輩出張いたし候間、右触書は先取消シ追て右両省評議決定相成候迄は都て従前之通可相心得旨、改て市民え布告いたし候、依之為御心得別紙布告書写老通相添、回答旁此段申進候、拜具

四月廿八日

三条西知事¹¹⁹

英岡士 ツループ貴下

県知事からのこの回答により、トゥループは、新潟での新たな商法のことはずでに中央政府に伝わっており¹²⁰、民部大蔵省と外務省とで協議が行われていたことを知った。そしてまたトゥループは、中央からは通商司本司の官員¹²¹が新潟に派遣されており、これを受けて、県庁としては先の「触書・覚」を取り消す、ということも伝えられた。県知事からの書翰には、同日発せられた県から検断への次の布告が添えられていた。

【史料十二 県から検断への布告(見直し布告) 一八七〇年五月二十八日】

売買品取扱方之儀ニ付、当三月中相触置候処、尚御詮議之筋も有之候ニ付、右は追て相改可及沙汰候条、此段可相心得候事
右之趣、小前末々に至迄可触示もの也

四月廿八日 新潟県庁

検断へ

「県知事からの回答は、前日午前町に触れ出された布告の写しとともに送付されてきた。この書翰では四月十三日付の「触書・覚」はすでに廃止され、新たな規則を検討しているあいだは通商司・商社の活動は休止状態である、ということが伝えられた。

このことは町に大きな安堵をもたらした。もともと、これが十分に信用できるものかどうかはまだ確実とは言えない」(トゥループからパークスへ 一八七〇年五月三十

日)

確かに、トゥループ宛ての書翰(史料十一)で県庁は「布告書は取り消す(右触書ハ先取消シ)」と伝えたものの、布告(史料十二)の文言では「尚御詮議之筋も有之候ニ付、右ハ追テ相改可及沙汰候条」とされているだけで、布告を取り消す、とまではしていない。新たな商法の見直しを示唆しているだけであった。事態の成りゆきはまだ不透明、と公使館に報告したトゥループの懸念が間違っていないことは、後日判明する。

そうは言いながらも、県庁による方針転換の意向表明は、やはり事態の好転には違いなかった。通商司・商社が現れて以来の新たな商法に対しては、地元商人による必死の懇願と抵抗があり、またトゥループ自らも県庁に抗議を行ったのであるが、トゥループはこの時点で、県庁に「見直し布告」を出すに至らしめたものは、直接的には中央から県庁への指示であったことを認識した。

(4) 公使館と日本政府

ここまでの新潟の状況を確認したうえで、今度は現地新潟と並行した東京での英国側の動きをたどる。

トゥループから最初の報告(四月二十二日付)を受けた英国公使館は、そのトゥループからの報告に添付された「掟」(史料一)、「願」(史料二)、「触書・覚」(史料五)を、シーボルト日本語書記官を通じて日本外務省に渡した。五月十八日のことである。このことは「日本側通商司史料」とは別の史料で確認できる¹²²。そしてその四日後の五月二十二日、同国公使館のアダムス書記官が日本外務省に乗り込み、日本政府側とこの件につき面談した。その記録が「日本側通商司史料」に残っている。以下の内容である。

【史料十三 両国談判・第一 一八七〇年五月二十二日】

午四月廿二日 於外務省 寺島外務大輔・伊藤大蔵少輔・英国書記官アダムスえ対話
書類

一、新潟一条御談判已後、御差置之書面民部省にて夫々評議いたし候処、書面え下ヶ札之通にて如何とも不条理ニ相当り、右様之義は無之事ニ付、事実探索のため官員さし遣候処、同所よりも官員出府候間、尚相尋候処、右様之布令致候事は無之趣ニ候

此時書面にて談判

右之通りニ付、此書面は伊藤書類ニ可有之と存候

本書有之候間、取調可申候

両人之者を対し候旨之事、是は県之取扱にて、外事にて相対し候事にて、通商之事ニ関係無之候

尚双方書面にて談判、此時書面相渡

右書面下ヶ札之趣等ハ、御熟読候ハ、委細相分り可申候

熟読之上にて尚御談判可致候、乍去右出府之役人を御糺被成候成

右之書面ニテ相尋候処、一向不存趣ニ付、致再考候処、書中ニ添書など有之候間、是有覚書ニても有之御考を写取御考と被存候、尤差遣し候官員へも書面之趣意等を申合いたし遣候

承知いたし候、何れ書面熟読之上御談判可致候

この会談記録を仔細に確認する。民部省では、先にシーボルトが外務省に置いていった新潟での一連の文書類について協議したが、それらは「如何とも不条理」であつて、実際のものとは思えない。そこで事実を確かめるために民部省から新潟へ官員を派遣した¹²³。同時に本件に関係する現地官員¹²⁴が新潟から出府してきたので、この者に本件の真偽をただしたところ、そのような布令は行っていない、とのことであつた。また日本側はこの談判において、新潟の文書類の内容を「如何とも不条理」と考ふる論拠を記したものを持参していた。それは、これら布告文書類に下げ札を貼付した体裁であつた。そして、その下げ札に記した文面を伊藤博文がアダムスに示した。すなわちこの伊藤が記した下げ札は、「掟」「願」「触書・覚」といった新潟での布告文書類に対する政府としての見解表明であり、民部大蔵省はこの日の談判でその見解をアダムスに伝えようとしたのであつた。そしてこの談判は、その下げ札の文言をもとに進められた。「書面へ下ヶ札」は相当に長い文書であるため、アダムスがその場で十分に理解できるものではなかつた。また、この下げ札の趣旨は、民部省が新潟に派遣した官員にも伝えてあつた。今般新潟から出府してきた官員は、まだそのことを知らないと言つていた。結局、アダムスは「書面へ下ヶ札」をその場で受け取り、公使館に持ち帰つて熟読して改めて両者で談判を行うこととした。

さて、それではその下げ札とはどのような文言であつたか。その内容は「日本側通商司史料」及び「英国側通商司史料」の両方で確認することができる。これらは長文にわたるが、ここでは「日本側通商司史料」によりその主要部分を確認する。

まず、「掟」（史料一）に關してである。下げ札は、これを公権力行使と私的結社の社内規則とがまつたく渾然としたものになっている、と批判した。「両会社法律之儀」の文言などはその最たるものであり、また商社への届出がない取引を「抜荷」すなわち密輸と称することについては、不正を監視するのは官員が行うべきことであり、商社の手を借りるものではない、と強く否定した。伊藤が記した逐条の批判を「掟」本文とともに以下に示す。傍線（筆者）を付した部分が、伊藤による下げ札にあたる文言である。

【史料十四 「掟」に關する「書面へ下ヶ札」（一八七〇年五月中旬）】

今般為替会社・貿易会社御取建、商法御改正之御趣キ厚相心得、商業盛大 御国内普
通之議、専ラ尽力可致事

此掟社中ニテ定ムル所ノ私律カ、将夕政府司法官ノ禁令カ、不言ニシテ弁スヘキモノナ
リ、立文ノ体裁、甚ソノ当ヲ得サルナリ

一、両会社法律之儀、東京規則各卷通相心得可申事

会社ニテ定ムル私権ノ約束ヲサシテ法律ト称スルハ、字面不当ノ極ナリ、僅々ノ辭弊、終ニ全体ノ旨趣ヲ誤スルニ至ル、宜ク改正ス可シ

- 一、三都府諸開港場、為替手形・正金双方無差支引替可申事
- 一、北海道産物之議ハ、御規則之通取扱可申事

北海道ノ産物ハ開拓使ノ所轄ニ属ス、故ニ此条削去ス可シ

- 一、外国交易は御条約面之通相守、売買之時ハ当社へ届出可申事
但、御制禁之品売買或ハ密商働候もの於有之は、速ニ訴出可申事

外国交易ハ御条約面之通相守ノ義ヲ、社中記憶ノタメ掲載スルハサルコトナレトモ、他ノ商買売買ノ商品時々商社へ可届出ト揭示スルハ、其義甚適當ナラサルナリ、畢竟地方官・海關稅務官ハ何故ノ設ナルヤ、社中輩、其旨了解セサルハ恕ス可キナレトモ、通商司官員ニ於テハ、此レ公法正理ヲ錯誤シ、政体ヲ紊乱スルノ義ニテ、其實頗ル大ナリヘシ

但シ書ノ旨趣ニ於ルモ同義ナリ

- 一、諸国之産物入船之節荷数品、訳を以届出候ハ、、売買至当ニ取計可申事
但、抜荷其他不正之取計いたし候ハ、、取糺之上、其品取揚ケ可申事

商買ノ商品ヲ売買スル、素ヨリ自由ノ私権ヲ有ス、今其商法ノ更ニ流通ヲ便ニセンコトヲ謀リ、却テ権束拘留ノ所置アラハ、コレ惡濕居卑ノ尤甚シキモノナリ、故ニ此旨趣ヲ改メ、商人ノ望ニ任セ、社中ニテ売買スルヲ得リキノ意味ニセハ可ナラン歟
但シ書ノ意味ハ、商社へ届出サルモノヲシテ抜荷トスルカ、コレ権束ノ尤甚シキモノ也、且不正ノ品売買ヲ監視糺督スルハ、固ヨリ有司存ス、何ソ商社ノ手ヲ仮ランヤ

次に、「願」(史料二) についてである。これに対してもまた、下げ札は厳しい批判を加えていた。例えば、商社が徴する商社積金については、以下のように答めた。

【史料十四(続き) 「願」に関する「書面(下ヶ札(抄)」 (一八七〇年五月中旬)】
頭取取締以下肝煎等ノ社中へ積金スルハ臨時商法原金ノ予備ナルヘシ、故ニ其意、協力義ヨリ出ルニシテ、決シテ拘束スルモノナラス、然ルヲ本文ノ如クセハ、商社ハ政府ノ一区ニシテ、其商法ノ調達金ヲ官ヨリ下命スル筋ニ当リ公私混雜、尤体裁条理ヲ乱シ甚不相当ノコトナリ

更には、「触書・覚」(史料五) に関してである。下げ札は、民間たる商社が法律の制定権や監督権を掌握し、更には租稅事務を行っている国家などありえない、もし通商司が新たな「商法」を必要と考えるのなら、現地官員から本省に稟議を上げて定めればよい、として、この布告を厳しく答めた。

【史料十四(続き) 「触書・覚」に関する「書面(下ヶ札(抄)」 (一八七〇年五月

中句)

立国之体裁各邦各様ニテ、或ハ君権無限、万機独裁スルアリ、或ハ制法・行政・司法ノ三權二分チ、政府ト国民ト之ヲ維持スルアリ、或ハ豪族協合之政治、或ハ国君・国民ノ際限ヲ定、才能ヲ拔擢シテ、之ヲ主宰セシムルノ政治、其他尚各種アルベシト雖モ、未タ法制禁令ノ要権ヲシテ、商社ニ属ス体アルヲ聞カス、決シテ然ル可ラサルノ理ナレハナリ、苟モ其制ヲ誤ル、其害実ニ大ナル可シ、今此布告ノ如キハ、則、制法ト禁令ト加フルニ租務ヲシテ、併セテ商社ニ属スルノ義ナリ、何ソ錯誤倒錯ノ甚シキヤ、故ニモシ其他ノ商法定規ナク、商買相共ニ自由ヲ得サルノ弊アリテ、通商司此レヲ修治セサルヲ得サルトセハ、能ク其由ヲ審ニシ、本省ニ稟議シ、コレヲ地方官ニ令シテ、以テ調理ヲ得セシムヘキモノナリ

但書ノ如キハ、尤モ不相当ノ極ト云可シ

これら下げ札の趣意を要するに、新潟で行われている商法は中央政府の考えに著しく反する、よって改めるべし、というものであった。

五月二十二日の談判でのアダムス・寺島・伊藤による申合せのとおり、やがてこれに続く談判の場が設けられた。十日後の六月一日、今度は公使及び外務卿という、両国の最高外交責任者による談判であった。この「頂上談判」とでも称し得る談判に関しても、「日本側通商司史料」のなかに記録がある。以下の内容である。

【史料十五 両国談判・第二 「頂上談判」 一八七〇年六月一日】

午五月三日 於外務省 澤外務卿・寺島外務大輔・大隈大蔵大輔・伊藤大蔵少輔・内海兵庫県大参事 英国公使へ対話書類

新潟ニて町触ニ出し候書面は禁止之御触御差出し可被成候様存候

素より禁止之触は差出候積ニ候

其触はいつれより出候哉

其土地之官員より差出候

政府より御差出被成候方可然候

政府より可差出儀ニは候へとも、全く通商司より出し候書面ニ候哉、其虚実不相分候間、役人差遣し相糺し候上、処置いたし候積ニ候

過日新潟より役人出府候様承知いたし候

其役人相糺候処、右様之事ハ無之、商社之者より差出候趣ニ候、右新潟へ差遣し候役人は十日程已前ニ着いたし候、昨日も新潟より参り候者ニ面会、右之触書を見せ候処、全く商社之ものより差出候書面ニ付、厳敷叱り為相止候趣、是ハ右当地遣し候改役人之到着已前之事之由ニ候

一体通商司と商社之別ハ如何ニ候哉

通商司ハ民部省中之一官ニて、商人之取締いたし、其商法を立、其收税之法を立得儀

なれとも、右役名始り暫時之事ニ付、いまた夫迄之手続ニは至り兼候、商社は全く商人仲間にて組合を立候事ニ候

右町触禁止候御布告之義は、いつ頃迄ニ可相分候哉

一週日頃ニは可相分候

通商司ハ知事ニ随従いたし候ものニ候哉

左様ニは無之、通商司は商買上之事ニ関係候故、其筋を取調、知事へ差出候訳にて、布告書は知事より差出候事ニ候

大坂之商社ニも紛紜差起り居候趣、兎角役人不宜候、夫故商人共も勝手次第之事いたし候様ニテ、更ニ法ハ立不申候

法則不相立ニはあらされとも、最初此官を設候節、拙者共相掛り候積之処、他人被命候間、拙者共とハ見込違之廉も有之、此節右規則改正候積、取調中ニ候得共、或ハ徳法と存候事も実地ニ行ひ、妨碍之有無も難計、夫是斟酌いたし候ニ付、取調方急速ニは行届兼候

左候ハ、御規則御改正迄、通商司御止メ被成候方可然、通商司ハ貿易上無差支様可為致答之処、却て妨碍を生し申候、新潟ニては、右触書は通商司并知事共、尤ニ存居候由、即チ此手紙御読可被成候

此時新潟より差越候日本人之手紙差出

此書面に依れば、新潟は鎖港之体ニ相見へ候

この談判でパークスは、先の「書面へ下ケ札」で示された考えに基づいて現地官員の措置を改める件はどうなっているのか、中央政府が先の新潟の文書類を廃する旨の布告を出すべきではないか、と主張した。更にパークスは、現地官員の行動が不適切なので新潟での貿易に障害が生じている、新潟では港が閉鎖したような状態に陥っている、ということも伝えた。

これに対して日本側は、前回談判（五月二十二日、史料十三）と同じ基本姿勢をもって、パークスに対して次のように弁明に努めた。すなわち、新潟での布告文書類は中央政府として廃止すべきものではあるが、それらは本当に通商司が出したものなのか真偽が明らかでない。このことは、人を派遣して調査したうえで処置する所存である。先般新潟から出府してきた官員によれば、商社が出したものだ、ということだった。また昨日までに新潟から出府した別の者も、これらは商社が出したもののなので商社を叱って止めさせた、と同じように説明した。日本側はそう述べたうえで、更にパークスからの追及に応じて、本来想定していた通商司及び商社のあるべき役割分担を述べるとともに、当初通商司を設けた際には自分たちが担当するつもりであったのだが、実際には他の者が担当したために、通商司は見込み違いのものとなってしまった、これは改めるつもりである、とも打ち明けた。

以上の後段の弁明は、通商司の事情に詳しいその内容から推察して、民部大蔵省の大隈重信ないし伊藤博文によるものであろう。

この談判の翌日、パークスは新潟のトゥループに書翰を発出した。その六月二日付の書翰でパークスは、トゥループからの現地報告を受けて、前日に東京で日本政府首脳と会談を行ったところ、政府首脳らは新潟の官員による措置のあり方を明確に否定した、ということも伝えた。加えてパークスは、トゥループが当初段階で即座に自ら行動に及ぶことを躊躇した理由、すなわちトゥループの眼前に現れた事態が他の開港地・主要商業地などでも同じように生じているのではないか、という懸念を否定した。その上でトゥループが新潟でとった行動を支持した。以下がそのパークスからの書翰の内容である。

「通商司と商社とが結託して新潟において巨大な独占状態を作り上げていること、そしてこの独占状態が続けば国内・海外との交易いずれも極めて重大な制限が加えられることになる、との貴君の報告について、詳細に承知した。江戸ではこうした組織は活動しておらず、私の知る限り兵庫・大阪以外の開港場では活動していない。貴君からの公信を受けて申し入れを行ったところ、日本政府はすでに少掾の職にある原口という官員を先月十三日に新潟へ派遣した、とのことであった。同氏はすでに貴地に到着していると聞いている。また、原口氏が、新潟での布告文書類に対する大蔵省による注釈書きの内容に沿った指示を現地新潟で申し渡した結果として、通商司及び商社を廃止する旨の布告が行われると聞いている。江戸の中央政府は、通商司と商社との結託には反対である、と私に表明している。通商司支署官員、商社、及び新潟県官員らがこうした中央政府の指示にどれほど従っているか、今後も報告されたい」(パークスからトゥループへ 一八七〇年六月二日)

トゥループへのこの書翰によれば、前日の談判において、パークスは、日本側の会談記録(史料十五)にあること以外に、通商司本司の原口少佐が新潟官員へ中央政府の意向を伝えるためにすでに東京を出立していた、ということも聞いていた。五月十八日にシーボルトが日本外務省に「掟」「願」「触書・覚」について情報提供する以前のことである。これは、日本政府は英国公使館から抗議を受ける前にすでに事態收拾に向けて動いた、ということの意味する。注意を要する。

さて、パークスが六月一日の談判において中央政府の考えを確認したことに関連して、彼が伊藤の筆による下げ札に対して高い評価を与えていた、ということも「英国通商司史料」からは確認できる。パークスがそうした見解をロンドンの本省に伝えるのは、新潟での事態が収束に向かう八月二十日になってからなのであるが、ここでその長文の報告の中から、彼が通商司政策を直接的に評した箇所を示しておく。

「自由な商業取引という考え方は、どうやら日本人には馴染みが薄いようである。新政府が成立する以前、この国で商売を始めるためには問屋などの同業組合に加入しなければならなかった。ごく普通の小売店や職人でさえ、その職業を営むには「株」と呼ばれている営業権を取得することが必要であった。商人たちは、こうした規制を維持することに對して地方の役人と同じほど積極的であった。一般的には、商人ら自身がそれぞれの組合員数を決めて、その特権を得るための多額の入会料を課す。こうし

た独占状態ができあがることで、商人らが当局に対して上納金を納めることが可能となる。政府と商人とはこのシステムを維持していくことで利益が一致していた。というのも、役人にとってはすべての商取引が容易に把握でき、したがってそれらを規制することも可能になるからであった。このような行動様式から日本の商業を解き放つということは我々の重要な政策課題である。このような方策の実行が新政府において真摯に企てられているのであれば、そうした新政府の一部の者の自由主義的な考え方は非常に高く評価すべきものであろう。その自由主義者たちは、彼らが儲けを得させようとしている、まさにその階層の人たちの反発に遭遇することになるのであるし、またその商人たちの儲けの中からの収入を絶たれてしまう役人らの不興を買うことになるのである。こうした措置の成否は、政府が各開港場の現地官員や関係者らをどれだけしっかりと制御できるかにかかっている。大阪と新潟で得られた経験からすると、こうした制御は不十分である。そのため、現地の通商司官員は商人らと一緒にあって、彼らの任務であるはずの独占状態解消ではなく、更に一段と包括的な独占状態のもとで商業を盛んにする機会を見出してしまっている。

今回の場合、政府首脳らは、彼らが新潟での措置について承知していなかったこと、そうした措置は自分らの指示に反していること、そのため現地の動きについての情報を得るために官員を派遣したこと、などを私に語り、更には首脳らの指示が入った注釈書き〔「大蔵省の注釈書き」、すなわち「書面へ下ケ札」のこと¹²⁵〕を私に示してくれた。その注釈書きでは、商社設立に関する布告文書類の条文に詳しい検討が加えられていた。首脳らは、通商司の現地官員らが自らの本分を忘れて商社の商人らと結託していることを強い調子で戒めていた。また、通商法令の制定という本来政府だけに認められた権力を商社が行っていることを非難していた。そして、通商司と商社は極めて忌むべき不正に満ちた独占システムを作り上げようとしている、として批判していた」(パークスからグランヴィル外務卿へ 一八七〇年八月二十日)

(5) 通商司・商社の更なる抵抗

さて、ここまで新潟と東京の動きをたどってきたところによれば、英国側は、日本の中央政府は新潟での通商司・商社の措置を厳しく批判していることを知ったものの、その一方で、六月一日の談判(史料十五)で判明したとおり、中央政府は新潟での情勢を正確に把握できず、そのため事態制御のための対応が十分にできていないようであった。そうした中、「英国側通商司史料」は、新潟通商司・商社がなお自らの措置の貫徹を図ろうとした様子を記録している。

五月二十八日の県庁からの「見直し布告」(史料十二)の二日後、新潟商社の門前に新たに告知文が掲示された。それは、県庁によるこの布告を上書きするかのような内容であった。

【史料十六 「商社門前の掲札」(上書き告知) 一八七〇年五月三十日】

前書之通被 仰出候間、以来北海道産物税銀并輸出品仲税之儀は商社ニおいて一切関係不致候へとも、其他商社規則之儀は先般取極候通取扱候事

五月朔日

新潟商社会社

徴収金のうちの税上納だけは商社と関係しない、ということとは、つまり、他の徴収金(商社積金、取扱人世話料)はこれまでどおり商社が取り立てる、ということの意味した。そしてまた、取引一切の商社への報告義務などを定めた商社規則はまだ有効である、と告げられていたわけである。こうした内容の告知文が、県庁から検断への「見直し布告」と並べて、市中に向けて掲げられていたのであった。新潟での新たな商法は、「見直し布告」以降もまだ継続していた。

ところが、「英国側通商司史料」によれば、イギリス公使館はこの「商社門前の掲札」(上書き告知)、史料十六)を知るまでにかかりの日数を要した。現地での成りゆきを注視し続けていたはずのトゥループが「商社門前の掲札」を軽視し、公使館への報告を怠ったからであった。公使館が新潟のある日本人からの知らせによってこの掲札のことを知ったのは、史料十八で判明するとおり、半月以上を経た六月十八日であった。すなわち、六月二〇日、公使館シーボルトは、「二昨日新潟表より申越」があった、として「商社門前の告知」を寺島へ渡したのである。また、トゥループは、公使館への報告を怠ったばかりでなく、現地当局への抗議も行わなかった。トゥループは、彼自身の後日の釈明によれば、知事・大参事ともにしばらく新潟町を離れてしまったため、抗議する適当な相手方官員を見出せなかった。そしてトゥループは、新潟港の主要な後背地をなす内陸地域(会津・米沢方面)の資源調査を行うため、六月十六日以降、新潟を不在にした。開港二年目を迎えていた新潟港周辺の鉱物・蚕糸・茶など輸有望商品の生産地の状況を調査することは、通商司への処置にも劣らず重要な自分の任務である、とトゥループは認識していた。そうした自らの考えや行動について、後日、トゥループは七月五日付のパークスへの書翰で説明した。こうしたことから、東京のパークスは、遅ればせながら六月十八日になって「商社門前の掲札」の存在を把握した、というわけである。

新潟の通商司・商社がなおも中央政府の意向に不服従であることを知ったパークスは、即座に二つの行動に出た。

そのまず一つとしては、日本外務省にシーボルトを遣ってこの掲札のことを訊問した。「日本側通商司史料」には、六月二十日に行われたこの面談の内容が記録されている。

【史料十七 両国談判・第三 一八七〇年六月二十日】

昨廿二日、於外務省、寺島外務大輔、英国書記官シーボルト、公使名代として罷越候節、応接、シーボルト云く

一 新潟商社役所之門前へ布告書張出し有之候趣、一昨日新潟表より申越候、右文大

意

一 北海道之産物は勿論、外国輸出品之外は、今迄商社之規則を已来都テ相守り取行ひ可申事

右之通掲ケ有之候処、先頃大蔵民部之御官員御申聞之趣と今般御布告之趣旨とは相違いたし候、右は如何之訳ニ候哉、既に御承知相成居候哉

差乍一向ニ不存候間、早ニ民部大蔵省へ問合せ、明日迄ニ有無共御挨拶いたし可申候

シーボルトから尋ねられた日本外務省は、「商社門前の掲札」のことを承知していなかった。寺島は、さっそく民部大蔵省にあたって明日までには回答する、と応じるしかなかった。もともと、「英国側通商司史料」及び「日本側通商司史料」を確認する限り、日本政府はこの掲札への処置につき、しばらくイギリス側へ何も回答しなかった。やがて、七月二十九日になってパークスが寺島に催促し、更には八月六日にもパークスが外務卿を前にこの件を持ち出す（両国談判・第四、史料二十）。これらのことは後述する。

パークスが取ったもう一つの行動は、公使館員アダムスを通じての現地新潟官員への直接的働きかけであった。その経緯は「英国側通商司史料」で確認できる。結局はこの働きかけにより事態打開への早道が開かれた。こうした事情を、パークスは本国外務省に対して以下のように報告している。

「この時点において、私は養蚕地域のある町を訪問していたアダムス¹²⁶に対して、そのまま新潟まで足を延ばし、事態を観察して私に報告するよう指示すべきと考えた。アダムスを新潟に派遣することで、新潟の地元当局の動きを我が公使館が注視していることや、我が国の領事の行動を公使館が支持していることを明確に示すことができると考えたからである」（パークスからグランヴィル外務卿へ 一八七〇年八月二十日）

すでに六月六日に東京を出立していたアダムスは、彼の七月二日付書翰によれば、パークスからの指示を信州上田に滞在している間（六月二十日から同二十二日までのいずれかの時点）に受け取った。そして六月二十七日夕方、新潟に着いた。一方、六月十六日に新潟を出立して会津・米沢を巡っていたトゥループは、アダムスが新潟に到着した時点では、まだその調査旅行の途上にあつた。トゥループは、七月一日によく任地新潟に戻った。到着後、トゥループは急ぎアダムスと新潟県庁との会談を設定した。その会談の様子について、アダムスは談判当日（七月二日）のうちに記し、現地から公使館に報告した。そこから確認できる談判での問答は以下のとおりである。

「冒頭、私は知事と大参事に対して、本官の新潟町訪問の目的はすでに我が国公使と江戸の中央政府との間で何度か協議が行われているところの通商司及び商社の経過について承知するためである、と告げた。加えて、近々のうちにパークス公使が当地を訪問する意向であることを述べた」（アダムスからパークスへ 一八七〇年七月二日）

「更に私は、先の四月布告を撤回した新たな布告の二日後の日付で別の告知文が商社

の事務所入口の板に掲示されていたのを見つけ、私は大いに驚いた、この商社からの告知文は如何なる意味であるか、と尋ねた。知事と大参事は、私と同じような驚いた様子を見せた。自分たちはそのような告知文を見たことがない、と言うのである」(アダムスからパークスへ 一八七〇年七月二日)

アダムスは更に続ける。

「私は、商社の活動に厳しい批判を加えた注釈書き「大蔵省の注釈書き」すなわち「書面へ下ケ札」のこと」にも言及し、中央政府からこの文書を收受したあと新潟ではどう処置したのか、と尋ねた。すると、またもや驚いたことに、知事も大参事も、そのような文書は受け取っていない、と答えた。私は大声で言った。新潟での出来事に関して政府から発せられた今年の最も重要な文書が、新潟県で最も権限のある役所に送られていないとは、一体どういうことか、これでは新潟での商取引が休止状態となってしまうのも道理である、開港場で外国交易の所掌を委ねられている役所がこうした文書を逐一承知していないのでは、適切に業務を遂行できるわけではないではないか、と」(アダムスからパークスへ 一八七〇年七月二日)

「私は更に、新潟にいる官員の誰かがこの文書のことを知っているのではないか、誰かが受け取ったのではないか、文書が江戸の民部省から新潟の通商司支署に送られたのであれば、新潟通商司は貴殿らにこの文書を示すべきではないか、と詰問した。するとこの問いに対する知事と大参事からの返答は、通商司支署は県庁からは独立しており、彼らが県庁と協議するほどの重要性を認めないのであれば、我々との協議なしで通知を発出できるのだ、というものであった。私は即座に言った。このような重要事項であっても貴殿らと協議を行わないのであるか、と」(アダムスからパークスへ 一八七〇年七月二日)

「談判の末、我々は、本件について調査を行うことや、告知文を出した人物を処罰すること、そしてその後すべての経緯を江戸の中央政府に報告することで合意した。更に私は、通商司・商社に関わる布告類はすべて撤回された、ということを新潟県庁が即刻改めて布告することを要請した。そしてこのことが約束された」(アダムスからパークスへ 一八七〇年七月二日)

このアダムスの要請に基づいて新たに発出された布告の写しは、同じ七月二日の夕方に新潟領事館に届けられた。この布告は、五月二十八日に県庁が発した「見直し布告」(史料十二)をより厳格にしたもので、そこでは通商司・商社が現れて以来の新たな商法が明確に取り消されていた。

【史料十八 県庁から検断への布告(「取消し布告」) 一八七〇年七月二日】
布告写

売買品取扱之義二付、尚評議之品も有之間、追て相達候迄ハ当三月中達置候布告面は取消之積、四月八日相触候処、未た心得ざるものも有之趣相聞、甚た不都合之至ニ候、

依ては、追て改て相達候迄ハ従前之通可相心得事
右之通不洩可触示もの也

六月 新潟県庁

検断へ

こうして現地での措置はとりあえず是正された。

その一方で、談判で合意したもう一つの事項、すなわち中央政府が新潟に伝えたはずの「書面へ下ケ札」による指示が、その現地新潟でどのように扱われたのか、ということについての追及は難航した。七月二日夕方の時点での県庁からの回答は、「本日先刻の会談において合意したとおり、通商司支署に対して、当港商社が定めた規則に関して政府が注釈書きを加えた文書のことを承知しているか、と照会したところ、同支署からは、この件に關して江戸からは何らの指示も受けていない、とのことであった」というものであった。新潟での談判の翌日、アダムスは養蚕地調査を再開するために上州へと向かった。一方トウループは、七月五日、三条西、本野、及び新潟通商司の関戸由義通商少佑と面談し、改めて「書面へ下ケ札」の行方について追及した。この面談でトウループは、関戸から、原口は確かに民部大蔵省から一種の委任状のようなものを新潟に携えてきたが、それは「書面へ下ケ札」のような詳細な指示の書面ではなかった、と説明を受けた。また関戸は、自分分は五月三十日の「商社門前の掲札」（「上書き告知」）の内容を知らなかったわけではないが、この掲札は商社の責任で行ったものだ、と主張した。

この面談の数日後、トウループは、原口が携えてきた民部大蔵省からの「二種の委任状」の写しを入手した。その内容は以下であった。

【史料十九 民部大蔵省から原口権大佑への「委任状」 一八七〇年五月十四日】

其県為替会社并商社規則之儀、不都合之条件有之趣ニ付、今般委細申合原口通商少佑更ニ出張申付候間、百事商量之上適宜之御取計有之度、此段申入候者也

午四月十四日 大隈民部大輔

伊藤大蔵少輔

新潟県

名和大参事殿

本野大参事殿

右四月廿二日夜受取

これらを含めた新潟官員らの主張をまとめると、原口少佑は七〇年五月二十日に新潟に到着し、同二十一日には上の「委任状」及び口頭により現地官員に対して是正を指示した、そして同二十八日に県庁が「見直し布告」（史料十二）を發出したのを見届けて、翌五月二十九日に新潟を出立した、とのことであった。

以上のことからすれば、イギリスとしては当然存在すると考えていたところの、中央政府から現地新潟への「大蔵省の注釈書き」（すなわち「書面（下ケ札）」に基づく明確かつ詳細な指示は、実は存在していなかった、という可能性もあるようだった。新潟でのトゥループの追及はここまでであった。

（6）事態の収束

「英国側通商司史料」によれば、こうしたいきさつを経て、中央政府の意向に沿った措置が新潟でようやく実行されようとしていた。通商司・商社による過度の介入は排除されつつあった。アダムスによる新潟での直談判以降、商業活動が徐々に通常に戻っていく様子について、トゥループは以下のように報告している。

「今月初め以降、当地の交易はすこしばかり活気を取り戻している様子が窺える。地元商人の話では、取引に対する商社からの介入はなくなった、とのことである」（トゥループからパークスへ 一八七〇年七月二十二日）

「本野大参事は、私に、四月に発出された布告は確かに撤回された、現在、商社の活動は通常の商業的なものに限定されている、また通商司の官員は江戸に引き揚げることを望んでいる、と伝えてくれた」（トゥループからパークスへ 一八七〇年七月二十二日）

「商社はすでに財務的な困難に陥っている、との情報を得た。これは驚くことではない。商社が行っている大きな事業のなかには、損得勘定を全く顧みずに行っているものもある。商社は地元商人のあいだでは極めて不人気である。彼らは強制されて商社に加入したものの、今や商社と関わりを持つことを拒んでいる。また、商社は外国交易に対しても非常に悪い影響を与えている。横浜から当地に運び込まれる外国商品が商社によって売られる価格では、取引をしても損失しか出ない」（トゥループ領事からパークス公使へ 一八七〇年七月二十二日）

一方の東京においては、七月十四日に帰京したアダムスが新潟での自らの行動について復命した。「商社門前の掲札」（史料十六）のいきさつについては、すでに六月二十日にシボルトが外務省の寺島に尋問していたところであったが（両国談判・第三 史料十七）、アダムスからの報告を受けて、七月二十九日、今度はパークスが直接寺島に対して尋ねた。パークスは、このような掲札が商社から出るのは県庁が取締を怠っているのではないかと迫った。

更に八月六日、パークスは民部大蔵卿及び外務卿を前にして、この件を持ち出した。

【史料二十 両国談判・第四 一八七〇年八月六日】

庚午七月十日 於延遼館 伊達民部卿・澤外務卿・大隈民部大輔・英公使、対話之意

公使曰

新潟通商司改革之儀、書面へ下ケ札ニテ御差越ニ付、アダムス持参、知事并二本野大参事へ引合および候処、一向不存、通商司門前へ張札いたし候をも不存由ニ付、談判を止め帰府いたし候由云々申立

大隈答

通商司改革下ケ札は本野出府之節一応一瞥為致候儀ニテ、不存趣意無之云々

この談判での「通商司改革下ケ札ハ本野出府之節一応一瞥」との大隈の言葉を、パークスは重大な関心を持って聞き留めたようである。従来日本側は、「書面へ下ケ札」の新潟での行方に関する追及に対して、終始曖昧な回答でその場をしのいでいた。また、先述のトウループによる新潟での追及からは、結局「書面へ下ケ札」に基づく明確な指示は存在しなかったようでもあった。しかし、この日の談判で、大隈は、通商司・商社の動きが始まってからしばらくして上京してきた新潟県の本野大参事に対して、すでに「書面へ下ケ札」の、少なくともその内容は伝えていた、ということを示した。「英国側通商司史料」によれば、パークスはこの大隈発言を契機として、通商司のみならず新潟県庁への不信感を強めていく。

「アダムスからの報告を受けて、私はすみやかに江戸の官員らに事実を話すとともに、新潟の現地官員らの行動を明確に非難した。彼らの行動には、明らかに裏表があるか、そうでなければ職務怠慢である、と告げた。日本政府の首脳らは、ついに通商司の現地官員たちを新潟から引き揚げられることを私に約束した。しかしながら私は、知事と大参事の誤った行動や不作為が新潟県庁の信用を損なわせている、ということに、もっと注意を向けなければならない、と更に主張した」(パークスからグランヴィル外務卿へ 一八七〇年八月二十日)

八月十一日、パークスは澤外務卿に宛てた書翰で、「本官は近々新潟を訪問するつもりである。その際には本官が何度となく苦情を述べているような官員らではなく、べつの有能な人物と会うことが必要である」と伝え、自らの新潟訪問を予告しながら、傲然と現地官員の刷新を求めた。

やがて新潟通商司撤退の動きが始まった。パークスはその動きについて、まずトウループから知らせを受けた。残された史料からは正確に特定できないものの、撤退日は八月中旬と推測される。おそらくはトウループによる以下の八月十六日付の報告と重なる頃であろう。

「先般、通商司の最高責任者である中島通商正が当地新潟を訪問した。私は中島氏と非公式の会談を二回行った。そこで中島氏は、自分の新潟訪問の目的は通商司支署を当地から引き揚げることである、と私に告げた。そして、商社規則に定められたような規制をたどるべく、今後は江戸の中央政府の承認を得たのちに県庁名で発出することになる、と述べた。更には、通商司の官員が退去したことから、商社は県庁の管轄下の組合結社として存続することになる、商社の活動は商品の一時保管に関

する保証金の貸付、国内他港への為替手形の発行、铸貨等の真贋鑑定など、地元商人の立場で交易を促進するためのものに限定される、商人への商社加入の強制はもう行われないし、商社が個々の商人から取引内容の報告を受けたり、手数料を徴収したりする権利もはや与えられない、とのことであつた」(トゥループからパークスへ 一八七〇年八月十六日)

トゥループからこの報告を受けたパークスは、そのトゥループに対して以下のように返答した。

「中島通商正が中央政府によつて新潟へ派遣された結果、通商司支署が廃止され、同支署の官員が新潟から退去したこと、そして商社の活動が合法的な範囲に限定され、適切な監督下に置かれることについて承知した。満足すべきことである」(パークスからトゥループへ 一八七〇年八月二十六日)

一方、パークスは本省に対して以下のように伝えた。

「新潟では、今や通商司と商社との不法・不正な結託が排除されたものと考えてもつとも、このようなことがふたたび形を変えて起こらないかどうか、まだよく目を光らせておく必要がある。トゥループからの公信によると、本野大参事は、不正な告知類は間違いなく廃止された、通商司の現地官員たちは江戸に戻つた、そして商社の活動が通常の取引における役割に限定されることになつた、と彼に伝えたとのことである。また、地元商人がトゥループに伝えたところでも、もはや商社による妨害行為はなくなつたとのことである。商社は債務超過に陥り、資金的に困難な状態にあるらしい」(パークスからグランヴィル外務卿へ 一八七〇年八月二十日)

新潟の騒動収束が間違いなく不可逆的である、とパークスが納得するには、日本政府からの更なる行動と確約が必要であつた。

八月二十九日、パークスは公使館で澤外務卿と平松時厚の来訪を受けた。平松はこの時すでに三条西に代わる新潟県知事就任を拝命しており、まもなく東京から新潟に向けて出立する予定であつた。

【史料二十一 両国談判・第五 一八七〇年八月二十九日】

明治三庚午八月三日 英公使館おみて 澤外務卿・平松従四位と英公使パークス応接

一 礼畢

今日ハ平松従四位同道罷出候、同人儀ハ新潟県知事拝命、不遠彼地へ出立之積り、就てハ種々御相談申義有之、且御見込も候ハ、御腹藏なく御申聞被下度候

(中略)

以後御懇親所望ニ御座候、是迄何れニ御奉職被成候哉

平 宮内省ニテ権太丞之職ニ居候

新潟之取締ハ勿論商社ニ権を奪れ候てハ不相成、御自分之權利を固守被成事緊要と奉存候、是まで之知県事ハ名のみにて実に尸位也

平 彼地ニ到着、実地経験之上にて、又々申上候次第も可有之候

澤 通商司ハ地方官之命にも従ざる様之事にて不都合故、も早廃却する之議有之候、通商司ハ知県事ニ秘して為事もあり、地方之事等も司り、兎角妨を容れ候

新潟コンシユルより、通商司ハ既ニ廃せしと申来り候

中島ハ通商司之頭取故、右之者を彼地ニ遣候、此者之命令なれハ、必ず行れ候故也、此は廃却之取計可致候

本野大参事と誰か交代いたし候や

其辺之義ニハ未だ運ひ不申、先呼寄吟味いたし候積ニ候、同人出府之節、通商司之義改べく様申つけ候を、不知と申候ハ可疑事ニ候

右之御調ハ当地にて被成や

必ず分明ニ分り可申、通商司之事ハ各国より苦情申立居候

御尤ニ候

大隈・伊東殿之申ニハ、本野ハ其儀承知之事と被申候

承知ながら覚なしと申候ニは、何か子細有之事と存候、同人出府之上、大蔵省之官員と対座之上にて承り糺候ハは、是非判然ニ候

通商司改候廉之書付を直ニ同人之手ニ渡せしにや、或ハ後より遣せしにや

後より送り遣わせしと申ニ疑あり、全くアダムス氏彼地ニ被越候時ニハ、未だ手ニ入り居らず哉も難計候

民部・大蔵分省ニ相成候故、早く取調候はずハ面倒ニ相成、一日も早く取調之積リニ候

驚き入候、右等之些細之事件ハ、一時之間ニも分り候を、四ヶ月も掛り候ハ何事

ニ候哉

大隈・伊東殿ニて書付遣ハせしや否ハ分り候筈

(以下略)

澤は、新潟の通商司は県庁と打合せもせず命令にも従わないので、同司の責任者である中島信行を新潟に派遣して現地から撤退させるつもりだ、と述べた。パークスは、通商司支署の閉鎖などすでに我が国領事から聞いている、それより本野は交代させないのか、と話を向けた。澤は、本野は出府した際に中央政府からの指示を受けたはずだが、本人が知らぬと言っている、何か事情があるやもしれない、いやアダムス氏が新潟を訪問した後に指示があったのかもしれない、などと曖昧に応答しつつも、最後は、一日も早く取り調べるつもりだ、と約束した。パークスは、そんな些細なことを知るためになぜ四ヶ月もかかるのか、大隈や伊藤らに尋ねれば即時にわかる話ではないか、となおも執拗に迫った。

以降、パークスの本野への追及は更に厳しさを増していく。「日本側通商司史料」によれば、この後もパークスは外務省との会談で四回にわたり新潟通商司の件を持ち出す、それらにはもっぱら本野の責任追及であった。パークスは、本野は職務怠慢である、このよう

な官員が開港場の政務を執っているようでは諸事円滑に進むわけではない、と本野を指弾した。これに対して外務省は、本野に罪はない、大隈・伊藤はやはり本野には「書面へ下ヶ札」のことは伝えていなかった、と言っている、などと弁明に努めた。結局、パークスの本野更迭要求はうやむやにされた。もともと、こうした本野をめぐるやり取りは、一方の「英国側通商司史料」には記されていない。

いづれにせよ、この八月二十九日の会談でパークスは、通商司の新潟からの撤退のことを外務卿から直接聞いた。また「戸（かばね）」のような三条西に代わって県知事となる平松に対して、商社に自分の権限を奪われぬように、などと自らの考えを十分に伝えた。

この会談の数日後、更にパークスは、「新潟通商司騒動」の収束を図る日本政府の意向を書面で確認した。八月十一日付でパークスが澤に宛てて、自分が近々に新潟に乗り込むまでに現地官員を刷新しておくように、と脅しをかけた書翰に対する返書であった。澤は、現地官員を律すべきことは平松によく申し渡してある、と改めて伝えた。

【史料二十二 澤外務卿、寺島外務大輔からパークスへ 一八七〇年九月三日】
通商司の儀は引揚候積にて、大蔵省より中島通商正出張いたし候儀に有之、(中略)新潟官員不行届に付、全権のもの差遣、改革可致、且閣下御出向の節相当なる官員へ御面会被成度趣に候得共、其地方官知事にて可及御談判に付、此節別段官員不差遣諸件等閑なく施行候様、是又平松從四位え得と申論差遣候間、左様御承知可有之候廉々及回答候、右可得御意如此御座候

パークスはこの外務卿からの書翰をもって一つの区切りと捉えたようである。彼の新潟訪問の記録は見当たらない。「英国側通商司史料」で確認するところ、新潟通商司にかかるパークスから本省への報告は、以下の伝達をもって終わる。

「私が新潟における様々な問題について善処を求めたことに対する外務卿からの書翰は、満足できるものであった。日本政府はどうやらこれらの問題を真剣に検討したようである。新しく任命されたばかりの新潟県知事も、私を訪問した。そして、新潟での交易を活発にして彼の地での日本人と外国人との友好的関係を涵養するために全力を尽くす旨を私に確約した」(パークスからグランヴィル外務卿へ 一八七〇年九月五日)

新潟通商司をめぐる騒動は、新潟からの通商司支署の撤退、及び新潟県知事の交代をもつて一応の収束を見た。

以上が、イギリスが捉えた新潟での通商司政策の成りゆきであった。これら全体を以下にまとめる。

一八七〇年二月、新潟駐在のイギリス領事トゥループは、新潟通商司及び新潟商社の活動開始に伴って一連の商業上の新たな措置が講じられていくのを認知した。新潟商社規則

（「掟」、史料一）、商社加入願書雛形（「願」、史料二）が通商司・商社の連名で発出され、地元商人に対する商社への加入が強制された。やがて、港の主要取扱商品に対する流通の統制が始まった。この新たな商法の内容は、四月十三日の「触書・覚」（史料五）をもって全面的に明らかになった。港を移出入する全商品に対して高額で一律の徴収金が求められ、取引はすべて正価・現金で、かつ官員立会のもとで行われることとされた。従来の商慣習を否定された地元町民たちは、検断からの申立てや多くの商人からの書面・口頭による嘆願（史料六）によって抵抗を示した。これに対して現地官員は、懐柔策（史料七）を弄し、かつ嘆願に対して一定の譲歩（史料九）を示しつつも、新たな商法を強圧的に押し進める方針を貫いた。そのため港は混乱した。四月下旬以降、新潟の商品流通は断続的休止状態となり、廻船の往来も一時は途絶えた。外国交易への悪影響を憂慮したトゥループは、新潟県庁に対して抗議した。これより先に中央政府からの指示を受けていた県庁は、五月二十八日、「見直し布告」（史料十二）を発し、このことをトゥループに伝えた。すなわち、新たな商法の見直しは中央政府の意思であった。だがその布告は不十分であった。

一方の東京では、現地領事からの報告を受けたイギリス公使館は、五月二十二日、中央政府（外務省・民部大蔵省）との直接談判（史料十三）において、現地措置の是正を迫っていた。談判の場で民部大蔵省から「書面へ下ヶ札」（史料十四）を示されたイギリス側は、中央政府は現地官員の行動を強く否定する考えであることを知った。続く六月一日の談判（史料十五）では、英国公使パークスは民部大蔵省の大隈重信と伊藤博文から、新潟での措置は本来通商司政策が目指したものと異なる、との明言を直接に得た。

しかしながら中央政府の現地事情把握は不十分であり、新潟官員への制御は徹底を欠いた。新潟では、五月三十日の「商社門前の掲札」（史料十六）によって通商司・商社が今後措置の大方を継続することを告知した。すなわち、五月十八日の新潟県庁からの布告は新潟商社によって上書きされていた。これを知ったパークスは、六月二十日、館員を通じて中央政府にこの事実の確認を求める（史料十七）とともに、近傍の日本内地を調査中であった公使館アダムス書記官を急遽新潟に向かわせた。この現地での直談判の結果、七月二日、県庁は新たに「取消し布告」（史料十八）を発出し、通商司・商社が活動を開始して以来の措置を明確に取り消した。

パークスは、なおも事態の徹底した改善を要求するとともに、中央政府が「書面へ下ヶ札」で示した意向が現地で早期に実現しなかった経緯の究明を迫った。八月中旬、通商司の最高責任者である中島信行が自ら新潟に乗り込み、新潟支署の官員を引き揚げさせた。新潟商社は通商司の管轄から離れた。パークスはなおも新潟県庁幹部の刷新を要求し、とりわけ実質的に政務を握る本野大参事の更迭を求めた。だが、日本政府は知事が三条西公允から平松時厚に代わることで幕引きを図った。パークスはこれを一区切りと見た。新潟の混乱は半年余で終結した。

第二節 日本側の内幕

(1) 東京への伝達と「書面へ下ケ札」

本節では、以上イギリスが捉えた経緯を念頭に置きながら、「日本側通商司史料」が記すところを全面的に考察の材料に加え、主に明治政府側の政策調整の内情を確認していく。なお、ここでは日本側史料が考察材料の中心となるので、旧暦を主体とした叙述とし、要所において西暦を併記することで前節と容易に照合できるように図っていく。

最初に、明治政府側において新潟の事態が中央政府に伝達されていく状況と、これに対する中央の初期対応を確認する。

まず、「日本側通商司史料」には、イギリスに加えて北ドイツ連邦領事による通商司への対応が記録されている。新潟での「新たな商法」に対する当初段階での外国からの反応は、この両国によるものであった。

イギリス領事トゥループは、明治三年一月（一八七〇年二月）以降、新潟で事態が推移していく様子を注視していたが、「掟」「願」「触書・覚」を添えて公使館への報告を行ったのは、明治三年三月二十二日（七〇年四月二十二日）以降であった。そして明治三年三月二十七日（七〇年四月二十七日）、三条西県知事・本野県大参事への一回目の抗議書翰を發出した。一方の北ドイツ連邦の場合には、この抗議と同じ日、新潟で商會を営むウェーバーが領事ライスナーに対して、事態への対処を書面で要請した¹²⁷。これを受けて翌日、ラ

表 12: 新潟通商司による「新たな商法」に関する布告類

布告類	時期	発出元
「掟」 新潟商社規則	明治3年1月 (1870.2)	新潟通商司・通商 会社・為替会社
「願」 新潟商社への加入願書の雛形	明治3年1月 (1870.2)	新潟通商司・新潟 商社
北海道産物に関する布告 船荷商品売買への通商司官員 立会など	明治3年2月 (1870.3)	水原県新潟局
北海道産物の取扱規則書	明治3年2月 (1870.3)	新潟通商司
「触書・覚」 港流通商品に対する一律徴収 金(税・商社積金・取扱人世話 料)の賦課、及びその品目別料 率表	明治3年3月13日 (1870.4.13)	水原県新潟局
「触書・覚」の実施に関する急告 3月末までの取引報告及び徴 収金取立を告知	明治3年3月29日 (1870.4.29)	新潟商社

表 13: 現地状況の東京への伝達

時期	伝達者	事項
明治3年3月22日 (1870.4.22)	イギリス領事	「掟」「願」「触書・覚」をイギリス公使館へ発送する。
明治3年4月3日 (1870.5.3)	北ドイツ連邦領事	新潟を出立する。(北ドイツ連邦公使館へ)
明治3年4月5日 (1870.5.5)	新潟県	「掟」「願」「触書・覚」を外務省へ発送する。
明治3年4月6日 (1870.5.6)	古谷(新潟通商司)	新潟を出立する。(中央政府へ)

イスナーは、ウェーバーからの要請書面を添えて三条西らへ抗議書翰を發出した。したがって、ライスナーの書翰發出はトゥループよりも一日遅い。しかし、その書翰の文面はほぼ同一である。トゥループ及びライスナー、あるいはウェーバーを含めた両国の十分な意思疎通が想定される。

しかし、その後のライスナーの対応は、トゥループとは異なった。ライスナーは、三条西らからの反論の返書（トゥループに対する史料十に相応する書翰）を受けると、直接自ら東京に出向くこととした。新潟の地元当局側による東京への情報伝達は、このライスナーの行動が契機となった。すなわち、明治三年四月三日（七〇年五月三日）にライスナーが新潟を立出ると、新潟県庁及び通商司支署の官員らは同地の混乱が外国公使との係争に発展することを覚悟し、中央への情報伝達のために動いたのである。

まず、新潟県が四月五日（七〇年五月五日）付で外務省に対して大部の書翰を發した。そこには「今般、北ドイツ連邦の領事が出府するので、同国公使から申し入れがあるはず。布告類の内容は出張通商司が協議のうえ發したもので、条約に違背してはいない。公使への回答はしばらく見合わせていただきたい」と記されており、併せて「掟」「願」「触書・覚」などの「新たな商法」に関する布告文書や、県庁と新潟通商司との往復書翰、更には外国領事から県庁への抗議とそれらへの知事からの回答などの文書類、といった関係文書類が一括して収められていた。

そもそも、新潟県（事態の当初は水原県新潟局）は、新潟通商司が設置されてからの「新たな商法」の実施に際しては、同司に従属的な立場にあつたと考えられる。関連する布告類の發出元は文書により異なるが、すべて新潟通商司の意思に基づくものと考えてよいであろう。例えば、「触書・覚」は水原県新潟局から發せられているが、布告に先立って新潟通商司が水原県新潟局に対して、「当港輸出入諸品、於商社改方、并手数料取扱人世話料等之件ハ、商社より申立候間、及御相談候、御差支も無之候得は、別紙之通御布告有之度、御掛合および候也」と要請したものであつた。三月十三日、新潟局はこれに「何等差支筋無之間、本日布告取計申候」と応じて、この布告が市中になされた。特定の政策領域での任務を帯びて中央から派遣されてきた官員らを前に、地方庁はその意向に諾々と追従した様子が窺える。

一方、東京への情報伝達に関して、新潟通商司は、四月六日（七〇年五月六日）、出張通商司の官員のなかで最上位職にある古谷敏節通商権大佑が新潟を發つて本司への状況報告に向かった。このことは先の四月五日付の新潟県から外務省への書翰のなかに「明六日より古谷通商権大佑出府いたし、着府早々御省へ出頭、委細之事柄可及弁解」と記されていることから判明する。

新潟県からの文書送付と、新潟通商司の古谷による状況報告との二つを受けて、中央政府はすみやかに対応した（表15）。

まず一つには、通商司本司から現地新潟に向けて官員が派遣された。すなわち「英国側通商司史料」には、五月三日（七〇年六月一日）の頂上談判の直後にパークスが新潟領事

表 14:新潟港の混乱と現地外国領事からの抗議

事 項	状 況 (「英国史料による」)	外国領事からの抗議	抗議に対する新潟県の回答
混乱の第一の頂点 明治3年3月27日 (1870.4.27)	「触書・覚」布告後、多くの廻船が新潟港を嫌い別の港へ。新潟の商品取引は停止状態となる。	・イギリス 3月27日 (1870.4.27) ・北ドイツ連邦 3月28日 (1870.4.28)	3月30日 (1870.4.30) 三条西知事「当地の商業には従来から悪弊があり、これを正すため新たな商法を施行している。外国貿易には関係ない」
混乱の第二の頂点 明治3年4月24日 (1870.5.24)	15隻の廻船が積荷とともに沼垂に入港したのをきっかけに、新潟の商店が全面的に営業を休止させる。	・北ドイツ連邦 4月19日 (1870.5.19) ・イギリス 4月24日 (1870.5.24)	4月28日 (1870.5.28) 三条西知事「触書・覚」をひとまず取り消して民部省・外務省の協議による決定を待つ。それまではすべて従来のみまとする」

表 15: 明治政府(中央)の対応

時 期	相手方	事 項
明治3年4月13日か14日 (1870.5.13か5.14)	新潟通商司・新潟県	通商司本司の原口少佑を新潟へ派遣する。
明治3年4月中旬 〔上との前後は不明〕		民部大蔵省伊藤少輔が「掟」「願」「触書・覚」を批判する「書面へ下ケ札」を記載する。
明治3年4月20日 (1870.5.20)	新潟県	「書面へ下ケ札」を新潟県宛てに送付する。
明治3年4月22日 (1870.5.22)	イギリス公使館 (アダムス書記官)	「書面へ下ケ札」をアダムスに渡す。

トウループに宛てた書翰のなかに、「貴君からの公信を受けて日本政府に申入れを行ったところ、日本政府は原口という官員をすでに先月十三日に新潟へ派遣した、とのことであった」とある(一八七〇年六月二日、前節に掲出)。

新潟から東京への旅路や書翰送達には、当時の標準で最短六日を要したであろうことを考えるならば、四月五日に新潟県が外務省へ送付した文書の内容や、四月六日に新潟を発った古谷からの弁明を、民部大蔵省ないし通商司本司は、早くとも四月十一日にしか知り得ない計算になる。十三日に原口千健通商少佑が新潟に向かった、ということは、原口派遣の決定は即決に近かった。新潟での事態へは厳しい注視を要する、との政府としての判断には躊躇がなかったのである。

そしてまた、原口出立と同じ頃、民部大蔵省では、伊藤博文少輔が新潟での「新たな商法」を逐一批判する詳細な下ケ札(「書面へ下ケ札」)をしたためていた。四月二十日、外務省は同月五日付の新潟県からの書翰に対して、「各国公使よりも、此程より申立候次第も有之候間、委細之義は追て可申進候」と前置きしながらも、新潟から送付があった「掟」「願」「触書・覚」に伊藤による「書面へ下ケ札」を付して返送し、中央政府としてはそれから布告類を改めるべきと考えていることを明示した。

これら中央政府の反応を総合すると、新潟からの情報を四月十日過ぎに受けた中央は、即座に、新潟での「新たな商法」は改められるべき、との認識を抱き、その意向を伝えた官員を四月十三日には東京から出立させ、四月二十日までは伊藤が詳細な「書面へ下ヶ札」をしたためていた、ということになる。

さて、イギリス領事トゥループはすでに三月下旬に「掟」「願」「触書・覚」を公使館に送付した。しかし、確認できる限り、公使館の日本語書記官シーボルトが外務省でこれら文書を渡したのは、四月十八日（一八七〇年五月十八日）であった。その後、四月二十二日に書記官アダムスが、五月三日に公使パークスが、順次外務省を訪ねて明治政府側と談判を重ねていくこととなったのである。

こうしたことからすると、新潟での事態に対する明治政府の対応は、イギリスの抗議を受けてからではなく、政府中央による能動的なものであった、ということが判明する。この後、イギリスが新潟での事態に対して猛烈な外圧を加えていくことは、すでに前節で詳細に確認したところである。ややもすると、その外圧の強さに惑わされかねないのであるが、外圧を加えられるよりも以前に、明治政府は、新潟通商司・商社の動向を厳しく批判し、その自らの判断に基づいて政策調整に動いていた、ということは、ここで理解しておくべき重要なポイントである。

（2）現地での政策調整

中央政府は、伊藤が新潟からの書面に下げ札をしてしたためた内容を伝えるべく、一つには外務省を通じて新潟県庁へ書翰を返し、もう一つには原口を新潟へ遣わせた。このうち原口の動向に関しては、「英国側通商司史料」では、前節で記したとおり、しばらく時を経てからイギリス側が認知することになるのであるが、今度は、時系列に合わせて、ここで確認しておこう。

六月四日（一八七〇年七月二日）の現地談判の後、トゥループに渡された日本語原文は次のとおりであった。すでに一部は前節で史料十九として掲出したが、ここで全文を掲げる。

【史料二十三】（一部は史料十九の再掲）

新潟港商社之儀ニ付不都合之条件有之候間、地方官ト相儀之上不都合之廉取直し可申旨、民部省より命令を請、原口通商少佐左之通之書状を持参いたし四月廿日当港へ来着せり

書状写

新潟県為替会社并商社規則之儀ニ付不都合之条件有之趣ニ付、今般原口通商少佐委細申含更ニ出張申付候条、諸般申合不都合無之様取計可為□候也

午四月

通商司

古谷権大佑殿

関戸少佑殿

右書状持参いたし候ニ付、相議之上、当三月地方官と協議して布告あり商律改正云々之条件不都合ニ付、猶地方官と相儀、右布告は取消し之積りを以左之通更ニ布告ありなり

売買品取扱方之儀ニ付、当三月中相触置候処、尚御詮儀之筋も有之候ニ付、右は追て可及沙汰候間、此段相心得可申事

午四月廿八日 新潟県

右之通布告ありし後、原口少佑は四月廿九日当港出立帰京せり

其県為替会社并商社規則之儀、不都合之条件有之趣ニ付、今般委細申合原口通商少佑更ニ出張申付候間、百事商量之上適宜之御取計有之度、此段申入候者也

午四月十四日¹²⁸ 大隈民部大輔

伊藤大蔵少輔

新潟県

名和大参事殿

本野大参事殿

右四月廿二日夜受取

この文書によれば、原口は、民部大蔵省から新潟通商司及び新潟県に宛てた各一通の書状を携えていた。書状の内容はいずれも、新潟での布告類には不都合があるので原口と協議して取り計らうように、というものであった。原口は四月二十日に新潟に到着した。そして二十二日以降に新潟県との協議に入った。協議の結果、二十八日、県庁は先の触書を見直す旨の新たな布告（「見直し布告」）を發出した。この「見直し布告」の發出を見届けた原口は、翌二十九日に新潟を去った。

こうした経緯からすると、やはり原口は、伊藤による「書面へ下ヶ札」は新潟へは持参していかなかったのであろうか。しかし、その意図するところは十分に伝わったことから、新潟県庁からの「見直し布告」は發出された。

ところが原口が去った翌日、すなわち四月三十日（七〇年五月三十日）、新潟通商司は中央から伝えられた意思に公然と反旗を翻した。前節で叙述したとおり、この日、新潟商社の門前に、新潟県からの右の「見直し布告」に並べて、その「見直し布告」の内容を上書きするかのような「商社門前の掲札」が掲げられたのであった。

一方、外務省からの「書面へ下ヶ札」付きの書翰（四月二十日付）のほうは、四月二十六日以降、おそらくはこの原口の新潟滞在中に県庁に届いた計算になる。また「日本側通

商司史料」及び「英国側通商司史料」の記録によれば、新潟県で政務を実質的に掌握する本野大参事は、四月下旬、原口の新潟滞在中に東京に向かって出立したと推測される。したがって、この時点で本野が新潟で「書面へ下ケ札」をじかに見たかどうかは微妙である¹²⁹。

もつとも、本野は東京にいる間に、おそらく大隈とも会った。すなわち、これも前節で叙述したように、七月十日（七〇年八月六日）の別件談判の折に、大隈は、本野は出府の折に「書面へ下ケ札」を見ていたので知らぬはずはない（「通商司改革下ケ札ハ、本野出府之節一応一瞥為致候儀にて、不存趣意無之」と打ち明かしたのである（両国談判・第四、史料二十）。

五月初め頃から東京に滞在したと考えられる本野は、遅くとも、新潟で三条西知事とともにアダムスとの談判に臨む六月四日までには新潟に帰着していた。

（3）本野は知っていたのか

その六月四日（七〇年七月二日）の現地談判に関しては、「日本側通商司史料」にも記録がある。新潟県は、この不意の談判の三日後、外務省へ書翰を發した。その書翰の内容を確認すると、そこには、事実関係としては、アダムスによる報告とほぼ重なる談判の様子が記されている。すなわち、アダムスは談判において、三月の「触書・覚」を撤回する旨の明快な布告を出すよう求めた。また、「書面へ下ケ札」を收受した後、新潟ではどう処置したのかを詰問した。

「日本側通商司史料」によれば、新潟県が外務省へ訴えたのは、東京から適切な指示がないなかでアダムスからの叱責に晒されたことへの強い不満であった。また、「取消し布告」や「商社門前の掲札」の意味合いについて、県庁なりの言い分が表明されていた。次の書翰である。

【史料二十四】

以書状致啓上候、然は一昨^マ四日、英国書記官アダムス、岡士ツループ共参庁、通商司商社一条品々及引合候、右は当港商社仕法向之布告、其外申合等数ヶ条、書取を以、ツループより先般回国公使へ差贈候処、同人より御省へ御談判之上、民部省へ御打合廉々、御下ケ札を以御答相成候由之書面差出、（中略）書面一覽候処、右は是迄当地へ申達は無之、（中略）一体当港商会之事二付、東京おゐての会議済を御存し無之と申は甚タ不審之至、もしくは出張通商司などの差計ひも可有之杯、大に疑惑を入レ候二付、為念通商司え及掛合候処、別紙之返書差越、尤其義は先般原口通商少佑持参之手扣にて一見候迄にて、此地ニ留候もの無之旨申聞、一体外国互市之地おゐて商法大關係之御応答向は不洩心得居不申候ては不都合は申迄も無之、（中略）素より当県ニ於て右下札にて御弁解之廉々豪も承知不致、（中略）前書商社一条之応答書類其他、右關係之廉々民部省御談之上、早々御差送り有之度、此段至急申進候也

庚午六月七日

新潟県

外務省御中

東京ではイギリスに書面に下げ札をした文書を渡して当港に関する政府の方針を伝えていた、とのことではないか。そのことでアダムスから厳しい追及を受けたが、もとより県庁では承知していない。そのような重要なことを当地に知らせてくれないようでは困る。民部省と連絡を取ってその書類を至急当地へ送ってほしい。県庁はこの書面でどのように訴えていた。

加えて、書翰の後段では、アダムスから「商社門前の掲札」につき追及を受けたため「取消し布告」を発売したことに關して、先般「見直し布告」で廃止したはずの「商律」（新たな商法）が実際にはまだ施行されていたのではないか、というアダムスの追及は「全く誤解にて、前書規則と申は、全ク社中之申合規則にて商律を指候わけニ無之、且仕来外之取立もの一切不致義ニ付、其段篤と及弁解候処、左候ハ、猶一応布告被下度おもむき申聞候間、承届、別紙之通相触候義ニ有之候」と弁解した。もつとも、この弁解を中央政府が取り合わなかったことは、この後の外務省と民部大蔵省のやりとりを確認すればわかる。

さて、こうして現地談判とその前後の様子を双方の史料で確認したが、ここで不可思議な事柄が一つ浮かび上がる。

新潟県庁は、四月下旬、原口が来県した折に「書面へ下ケ札」の趣旨を聞いたのではなかったか。外務省からは、四月二十日付の書翰で「書面へ下ケ札」への中央政府の批判を伝えられていたはずではなかったか。あるいは、とりわけ県の政務を取り仕切る本野は、出府の際に大隈から差し出された「書面へ下ケ札」を一瞥していたのではなかったのか。それにもかかわらず、現地談判でこの書面を示された三条西・本野は「見たことはない」と言い張り、外務省へもこのことを強く訴えた、ということなのである。この齟齬は一体どうしたことか。「新たな商法」を否定する「書面へ下ケ札」の内容は、何らかの行き違いで現地新潟の官員に伝わっていなかったのだろうか。それとも、「そのような文書は知らぬ」という現地談判での三条西・本野の振る舞いは狂言であり、また外務省への強い訴えはまったくの虚言であったのか。

現地談判後の六月七日付新潟県からの訴えを受け取った外務省は迅速に反応した。すなわち六月十三日、さっそく民部大蔵省に次のように伝えた。

【史料二十五】

民部省大蔵省御中

外務省

新潟港取建之通商司取扱向之儀ニ付先達て英公使より申立候趣、并同県より申立候廉も有之、御省にて大少輔殿公使へ御引合之上取消シ相成候廉々下ケ札にて御答ニ相成候由ニ付、英ノ方にては同所出張之通商司并地方官えも御達し相成候事と心得、今般

同所ニテ英国書記官アタムス罷越し、引合之趣別紙の通申越し、同所通商司取扱方之義ニ付不都合之義も有之候間、早速□御答相成候書面写御差廻し、且廃止之廉々施行不致様御厳達有之度候、別紙篤と御熟考差支不相成様、火急御処分有之度候、此段及御掛合候也

六月十三日

この書翰からは、民部大蔵省の大隈・伊藤はパークスへ「書面へ下ヶ札」を示して「新たな商法」を取り消す旨を伝えていた、ということが改めて確認できる。

一方、中央政府は新潟県に対しては、四月二十日付の外務省からの書翰で「書面へ下ヶ札」を送付したものの、「追って委細は申進する」と伝えたのみであった。六月十三日付の右の書翰で、外務省は民部省に対して、「廃止之廉々施行不致様（見直し布告）」の上書きなど商社にさせぬよう「厳達すべきであり、「火急之所分有之度」、と進言したが、この進言に対して、民部大蔵省が早々に対応策を講じたことを伝える記録は、「日本側通商司史料」には存在しない。

民部大蔵省に迅速な対処を進言したにもかかわらずその返答が得られない外務省は、改めて同月十七日に催促の書翰を發した。

【史料二十六】

新潟県より英国公使館アダムス出張致し同所通商司之取扱向之儀ニ付彼地より申越し候云々、無程書類ヲ以御問合申置候処御回答無之二付、於当省官員ヲ以御問合申候処、過日本野大参事出府之節惣て申立之廉は廃止之趣御申談之旨、少輔殿御答之趣、橋本少録申聞候由ニ候得共、英アタムス彼地引合ニは御下札ニテ御取消し之廉有之趣申立之処、地方官ニテハ不存□□出張之通商司官員も不存由ニ付、御申聞とは聊齟齬致し居哉、何分御口達ニテは発輝と不致候ニ付、無程御廻し申候書類へ御附札ニテ早々御回答御□□様致し度、此段御掛合申候也

午六月十七日

外務省

民部省大蔵省御中

伊藤は、「新たな商法」は廃すべきものである、と本野が出府した折に伝えていた。そのように当省の橋本は承ったが、口頭では明確でない。まもなく渡す書面へ付札をして事実を明らかにしていただきたい。外務省は民部省へそのように求めた。しかしながら、民部省からの返事はなかった。

「日本側通商司史料」のこうした記録からすると、本野は、ひとまず原口来港時や外務省からの書翰は脇に置くとしても、自らの出府時に「書面へ下ヶ札」の趣旨を伝えられていた、ということは確かなようなのである。伊藤や大隈の言葉が正しければ、六月四日の

現地談判で、本野はやはりアダムスに対して白々しい狂言を演じていたのか。

この頃から、パークスの関心は、次第に新潟県庁へ、なかならず本野へと集中していった。前節で叙述したとおりである。やがて新潟通商司が撤退し、県知事の三条西が免職されても、パークスの本野問責は止まなかった。七月二十六日（七〇年八月二十二日）の談判で、澤は、本野を新潟から呼び寄せて真偽をただす、と約束した。八月三日（七〇年八月二十九日）、新たな新潟県知事で現地赴任前の平松時厚をパークスに引き合わせた際も、話題は途中から本野へと移った。大隈・伊藤は本野に「書面へ下ケ札」による指示を与えていたというのに、アダムスとの現地面談で本野が知らぬと述べたのには、何かわけがあるはず、などと澤は本野の擁護に努めた。

平松は九月一日に新潟に着任した。九月二十五日、東京ではなおもパークスが澤・寺島に対して、本野をなぜ早く出府させないのか、本野を呼べば事は明瞭になる、と迫っていた。

その本野の再びの出府は、「日本側通商司史料」が記すところによれば、この九月二十五日（七〇年十月十九日）の談判から、外務省が本件で次にパークスと面談した閏十月二十八日（七〇年十二月二十日）までのあいだに実現していた。その後の外務省とパークスとの面談の流れを要すれば、本野から聴取を行った伊藤は、その後にパークスに対して、「書面へ下ケ札」で本野に伝えたというのは誤りだった、と説明したようである。パークスはこれに納得せず、大隈との面談を求めた。しかし大隈は、すでに事は済んだ、として結局面談に応じなかった。パークスはなおも外務省に対して、本野は職務怠慢なので転役するつもりで出府させたはずではないか、と迫ったが、澤は、本野に罪はないことはもはや明らかだ、などとしてパークスの要求をかわした。

なお、県知事の平松は新潟着任後、改めて「書面へ下ケ札」による現地への指示について調査し、その結果を大蔵省に報告した（日付を欠く）。その報告の外務省への同文写しが、史料「日本側通商司史料」の最終葉である。調査結果は、それまで新潟通商司や新潟県が説いてきたこととほぼ変わらぬ、概ね次の内容であった。

・「書面へ下ケ札」のことは知事も大参事も承知しておらず、アダムスから示されて初めて知った。新潟では民部省からの公式の達を受け取ってもいなかった。

・原口が持参したもののなかに下げ札に書付をしたものがあつたかもしれないが、もはや確認できない。推察するに、原口が東京出立前に何らかの文書を書写し持参したとしても、原口はその内容が公然と達せられるものと考えて、自分は短く書き留めただけだったのではないか。

・本野が出府した際に下げ札の内容を書写したことは断じてないし、本野は一瞥したことでも記憶していない。

以上、本第二節においては、前節で「英国側通商司史料」を用いて骨格を捉えた新潟通商司の経緯について、改めて「日本側通商司史料」を加味して考察し、主に明治政府内で

の政策調整の様子を確認した。この確認により、更に多くが判明した。それらを以下にまとめると。

明治三年一月以降、新潟通商司・新潟商社は、「掟」「願」「触書・覚」などの布告類によつて「新たな商法」に着手した。三月下旬、外国領事から抗議の声が上がり、現地官員は、騒動が東京へと伝わることを覚悟した。

四月上旬、新潟県及び新潟通商司が各々中央政府に状況を報告すると、東京では、民部大蔵省の伊藤博文が新潟での「新たな商法」を厳しく批判する「書面へ下ケ札」をしたためた。その「書面へ下ケ札」に記された方針は、新潟に派遣された通商司本司の原口によつて現地に伝えられ、また外務省が新潟県へ文書送付した。イギリス公使館へも渡された。

四月下旬、新潟では県庁が原口との協議を経て「見直し布告」を發した。しかし新潟通商司は商社門前に告知を掲げ、なおも「新たな商法」を続行する意思を明らかにした。

五月中旬、このことをイギリス公使館を通じて知った外務省は、即座に対処するよう民部大蔵省を促した。しかしながらイギリス側の対応のほうが迅速であった。六月初めにはアダムスが現地を訪れた。そこでの談判によつて、現地では「新たな商法」は完全な取消しを余儀なくされた。事態の根本的な収拾に向けては、外務省の再三の事実確認及び催促にもかかわらず、民蔵分離問題に揺れる民部省の動きは鈍かった。しかし七月、民部大蔵省は新潟通商司を撤退させた。新潟県知事の三条西も職を免じられた。

事の次第が明らかになるにつれて、新潟県大参事である本野の動向が、明治政府とイギリスとの議論の俎上にあがった。本野は「書面へ下ケ札」に記された中央政府の意思を早期に伝えられていたにもかかわらず、新潟においてその意を体して行動しなかったようなのである。パークスは、このことが現地での混乱を増幅させた元凶だとして、新潟通商司の撤退及び三条西の交代の後も、なお厳しく本野の非を追及した。しかし本野はこれを否定し、明治政府は本野擁護に徹した。結局、パークスによる本野問責は未決着に終わった。

小括

新潟の開港は、一八六〇年八月一日から一八六八年一月一日へ、更には同年四月一日へ、と延期が重ねられ、ついには戊辰戦争の真只中に放り出された。戦乱の中、正式に開港延期の手續きを取る余地はなかった。列強諸国の駐日代表の判断は分かれた。その結果、列強各国の商船・商業者が往来し、「事実上の開港」と呼ばれる状態が現出した。そうした一部商業者の関与もあり、新潟港は、奥羽越列藩同盟側の物資補給拠点の役割を担った。

イギリス公使パークスは、自国居留民の新潟進出を強く制止した。しかし、その指示は必ずしも遵守されていないようであった。むしろ、イギリス居留民のあいだには、公使の指示によって商業上の好機を他国商業者に奪われている、という不満が存在した。

一方のパークスは、戊辰戦争の勝敗の行方が未だ見定まらない中、公使館スタッフを現地に派遣するなどして、事態打開のタイミングを探った。そして、天皇政府（明治新政府）との密談のなかで、一八六九年元日に新潟を開港させることが、この「新潟開港問題」の落しどころ、との考えを表明した。すでに準備が整った江戸開市と同時に、新潟を開港する、というものであった。このことにより、五港二都を諸外国へ開く、という、かつて江戸幕府が約束したことが、新政府の手によって完遂されることになる。これは、我が国統治者としての新政府の正統性を大きく高めるものであった。事態は新政府とイギリスの主導権によって進められ、一八六九年の元日、「正式開港」が実現した。すでに新潟は開港済である、としたプロイセンやイタリアの見解は、こうした流れの中で上書きされた。

そのような政治的含意とは別に、物理的に捉えれば、新潟開港は明らかな準備不足であった。税関施設は整っておらず、居留取極で定められた、補助港たる佐渡夷港との間の連絡船の運航や、新潟港内の舢の整備など、日本側政府に義務付けられていた措置が、開港に間に合う状況にはなかった。

しかも、開港はしたものの、この頃、北方海域は榎本率いる旧幕府軍の抵抗による戦闘と緊張が継続しており、未だ通常の商業活動が行える状況にはなかった。その中を、諸外国の商業者の一部は、あるいは戦乱の津軽海峡を抜けて、あるいは神戸から大きく西回りで、新潟を目指した。新潟港で通常の貿易活動を営むことのできる環境が整えられたのは、開港から半年あまり、箱館戦争の余韻が鎮まる一八六九年の夏頃であった。

外国船・外国商人らによる本格的な活動が始まると、まもなく様々な問題が明らかとなってきた。地元当局は、新潟港において最も有力な船荷と考えられていた米の輸送を厳しく制限した。内戦後の混乱が続く中、越後内の米不足が懸念されたのであるが、そうした制限のために外国商人らの目算ははずれ、地元との緊張関係も生じた。また、通貨をめぐる混乱も、正常な商業活動を阻害した。

こうした状況であったとはいえ、新潟は開港として大きな可能性を抱かせる港であった。遠距離・近距離の海上輸送網と、川などを通じて広大な地域を結ぶ内陸輸送網に、着任したイギリス領事らは目を見張った。そこで行われている活発な国内商業活動は、開港直後

表 16: 外国船の新潟入港状況(1869年～1870年、月別)

	1869年	1870年	1871年	1872年
1月		●		
2月				
3月				
4月	(△)	● ● ●		
5月	● ● ●	● ●		
6月	● ● ●	● ● ● ◎ ●		
7月	● ●	◎ ● ◎		
8月	●	● ●		
9月	● ● ●	●		
10月	● ● ● ●	●		
11月	●	◎ ◎ ●		
12月				
計	17	21	3	1

計は●+◎ △ = 強風のため小木港に寄港
◎ = 会津藩士らを斗南へ輸送するためのヤンシー号
典拠:『新潟開港百年史』ほか

表 17: 新潟居留外国人数の推移(1869年～1870年)

1869年初め (開港間もなくの)季節外れに一人の商人が来港…。
1869年9月 ここ10日間ほどでドイツ、スイス、オランダ商人が来た。 居留商人は全部で15名ほどになった。
1869年末 外国人は17名、そのうち商人は10名から12名。ほとんどがドイツ人やオランダ人。
1870年末 西洋人は10名ほど。うち4名が商業活動を行っている。
[イギリス領事商業報告から抜粋]

の港を襲ったいくつもの困難にもかかわらず、この港が外国貿易港としても十分に有望であることを窺わせるものであった。開港初年の新潟には、こうして現実の困難と将来への期待とが交差した。

ところが、開港二年目の港のシーズンの初め、居留外国商人らが遭遇したのは、そのうちの困難のほうを一層悪化させる事態であった。新政府の通商司による新たな流通統制・商業統制が展開された。それは、政府中央の本来の政策意図とは異なるものであり、港を混乱に陥れる効果しかなかった。

こうした開港最初期の新潟の動向は、表16、表17からも如実に看取されよう。新潟港に出入りした外国船は、開港一、二年目、すべて国内他港との行き来であったとはいえず、二十隻前後であった。これらの船は、他港ですでに税済の外国商品を新潟まで運ぶと同時に、新潟からは米の積出しを試みる、といった形で、新潟港の使い勝手を新港として見定めようとした。出入港数は、他港と比較すればわずかとは言いがくも、新たな港としては着実に始動であったとも言えよう。しかし、三年目からは、そうした試用の結果として、どうやら大方の商人から見捨てられてしまった。詳細に見れば、一年目の出だしはやや遅れたが、二年目は早々に船が来港した。しかし、それらの船は、新潟通商司が惹起した騒動に遭遇した。二年目の後半からは、船の出入りが減少する。このうちのヤンシー号は、旧会津藩が藩士及びその家族らを新たな封地である斗南へ運ぶために用船したものであるもので、これらの船の出入りを除けば、その傾向は一層明らかに見てとれる。また、居留商人に関し

でも同じことが言える。一年目の夏以降に新潟へ進出した外国商人らは、ひと冬を越えた後、まさに新潟通商司が港を混乱に陥れている間に、この港を去っていったのであった。一八七〇年の初めには十数名はいたと考えられる外国商人は、その年の終わりには四名だけとなった。その後、一八七一年以降しばらくは、わずかにウエーバー及びライスナーという、二名のドイツ人だけが新潟に居留を継続する状況になるのである。

第Ⅱ部 外国領事からの視角

概観

開港場においては、条約国の国民が居留し、商業その他を営む。そうした活動を擁護することが領事の一義的な任務である。すなわち、領事は任地において自国および自国民にとつての利益を増進し、あるいは不利益を回避するために活動する。そのため、任地の相手方機関に対しては、自国民の身体・財産の保護を要請し、通商上の権利を主張する。また、在留・来訪する自国民に対しては、国民としての公的なサービスを提供するとともに、相手国との円滑な関係維持のために、管理や規制を行うことも時として必要となる。更には、任地の一般情勢など、公使館や本国にとつて外交活動上の政策判断の材料となる情報の収集に努める。

一八六九年元日に開港した新潟において、同年一月十八日、外国官副知事の東久世通禧は、各国公使らに対して、次のとおり開港した新潟への領事派遣を促した¹³⁰。

「今般、新潟表へ外国官判事差遣、居留地并港則其外、双方便宜ニ従規則等取設度、就ては、貴国ニおゐても岡土御差遣り、都て実地ニ付御相談之上取極候様いたし度候間、御差遣有之度存候」

各国が任命する新潟領事とのあいだで、現地において港則に関する協議を行いたいとしたこの通知に対する諸外国の反応は鈍かった。わずかにイギリスだけが、明治政府の意向に応じて、即座に領事の任命と現地への派遣を回答した。

その後の各国領事館の設置状況も不安定なものであった¹³¹。開港以降、実際に自国領事を任命し、派遣したのは、イギリス、ドイツ（当初は北ドイツ連邦）、オランダ、アメリカの四ヶ国にとどまった（表18）。

表18：新潟における外国領事館の開設状況

西暦18・・・年	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85
イギリス	■	■	■	■					■	■	■						
ドイツ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
オランダ	■																
アメリカ		■															
明治・年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18

イギリスの色の薄い部分は、館としては存在したが領事が不在であった期間

- イギリス 1869年(明治2年)2月～1872年(明治5年)10月、及び
1876年(明治9年)7月～1879年(明治12年)10月
- ドイツ 1869年(明治2年)9月～1882年(明治15年)7月
(※1872年6月までは北ドイツ連邦)
- オランダ 1869年(明治2年)11月～1870年(明治3年)8月
- アメリカ 1870年(明治3年)10月～1870年(明治3年)11月

また、他のいくつかの国は、これらの国に対して、自国民に対する領事業務を委任した。すなわち、フランスはイギリスへ⁽¹³²⁾、オーストリアはハンガリーもまたイギリスへ⁽¹³³⁾、ロシアは北ドイツ連邦へ⁽¹³⁴⁾、イタリアはオランダへ⁽¹³⁵⁾、各々領事業務を委任した。

こうした不安定な状況は、第I部で明らかにしたとおり、新潟開港当初の諸外国の足並みの乱れが一因ではあるが、同時に、新潟が外国貿易港としての性格を早期に失い、外国商人の関心もやがて萎えていくことも反映していた。何よりも、領事館は一義的には自国商業者の活動を擁護するためのものであるが、その新潟での商業者がわずかとあつては、領事館という諸外国の公的プレゼンスが極めて限定的であつたことは自然な成りゆきと言えよう。

さて、実際に領事館を設置した右の四ヶ国のうち、オランダとアメリカはごく短期のあいだのみであつた。長期にわたつて領事を任命し、領事館の活動が継続されていったのはイギリス及びドイツの二ヶ国であつた。第II部では、この二つの国の新潟領事館に関して、領事の任免、領事館施設・スタッフの変遷、領事館の具体的な活動を明らかにしていく。とりわけ、領事らが本国政府に宛てて記した公式の年次報告書は、事実関係を認識するための基本的かつ最も重要な一次史料と位置づけられるものであるので、それらを十分に分析に活用していきたい。

こうした外国領事館の考察にあたって、本論筆者が有効と考えるのは、領事館の「ひと・もの・こと」の三つを明確に意識していくことである。「ひと」とは、領事館の人員である。本国政府から任命を受けて派遣される領事官と、その補助スタッフからなる。「もの」とは領事館の敷地・建物・備品類である。そして「こと」とは、本省冒頭に記した領事館業務である。基本的には、こうした業務が一定以上あると判断される場合、そこに「ひと・もの」を実際に配置して領事館が置かれる。業務が一定以下と判断されれば、領事館は不要である。残された業務は同じ地にある他国の領事館に委任するか、あるいは自国の他の政府公館が執り行う。後者の場合、公使館が直接管轄することもあれば、他の地にある領事館が兼轄することもある。

領事館における「ひと・もの・こと」という視点は、とりわけ新潟のように、外国領事館が長期に亘り安定的に維持されたわけではない場合に、有効性を発揮する。以降、イギリス、ドイツの順でそれらを詳しく確認していくことになる。

第三章 イギリス領事館

第一節 領事館の概要と基本史料

(1) 基本的事項

さて、新潟でのイギリス領事館に関して、そうした「ひと・もの・こと」はどうかであったか。それらは表19のようにまとめることができる。

イギリスの場合、まず特徴として確認しておくべきは、領事館の中心となる領事職にあり者の任免が頻繁に重ねられたことである。本国から任命を受け実際に赴任した領事官の変遷に着目すると、一見して、領事館は何度も開設・閉鎖を繰り返していたようにも捉えうる。しかしながら、所在地や現地館員などを加えて広く実態を捉えれば、領事館の開設は前半期（一八六九年二月から一八七二年十月まで）と後半期（一八七六年七月から一八七九年十月まで）の二つの時期に分けられるべき、ということが判明する。その二つの時期の間には、「ひと・もの」が存在しない空白の時期が三年八ヶ月ほどあった。また、後半期に関しては、新潟は領事ではなく副領事の職にある者が率いる公館となっていた。し

表19：新潟イギリス領事館の開設状況

	駐在領事官	所在地	現地館員	正式任命者
1869年(明治2年)	ラウダー(領事代理、のち領事) 1869.2.10-1869.8	勝楽寺(西堀通)	警備官(英国人)、書記、雑役夫2、 門番、夜警(計6名) 12月、味方尚作が書記となる。	69.7.6-ラウダー (領事)
1870年(明治3年)	トゥループ(領事代理) 1869.8.4-1871.9.28		警備官(英国人)、書記、雑役夫、 夜警(計4名)	
1871年(明治4年)			書記、雑役夫?	
1872年(明治5年)	エンスリー(領事代理) 1872.5.27-1872.10		警備官(英国人)、書記、雑役夫?	
1873年(明治6年)	エンスリーの離任に際して、ドイツ領事に事務を委任して領事館を閉鎖した。この間、領事館財産は新潟税関に依頼して税関倉庫で保管した。			73.4.1-トゥループ (副領事)
1874年(明治7年)				
1875年(明治8年)				
1876年(明治9年)				
1877年(明治10年)	トゥループ(副領事) 1876.7.3-1877.10.30	(西)大畑の民間家屋	書記、雑役夫、門番、夜警(計4名)	77.4.1-ウィルキンソン (副領事)
			書記のみ	
1878年(明治11年)	エンスリー(副領事代理) 1878.7.7-1878.10.26		書記、雑役夫、夜警(計3名)	
			書記のみ	
1879年(明治12年)	ウーリー(副領事代理) 1879.9.21-1879.10.8			

外交官の駐在だけに着目すると、断続的に開設と閉鎖を繰り返したといえる在新潟イギリス領事館だが、領事館建物の賃貸借や現地館員の存在を考え合わせると、その開設時期は、前半期(勝楽寺に所在)と後半期(寄居大畑地区の民間家屋に所在)とに明確に分けることができる。

たがって、副領事館が正確な名称である。しかし本論では、総称としての領事館ないし領事（または領事官）という呼称を便宜的に併用していく。

領事は、本務領事と名誉領事とに大きく分けられる。本務領事とは、領事を専門の職業とする者である。一方、幕末・維新期の日本における列強各国に関しては、本国の有力な居留商人が任命を受けることが稀ではなかった¹³⁶。それら領事は名誉領事と呼ばれた。新潟に関して、ドイツ・オランダ・アメリカは、すべて新潟に居留する商人が領事を兼務した。これに対して、イギリスだけは一貫して職業的に訓練を受けた政府雇用の外交官を領事として配置していた。これは、新潟に限らず他の開港開市においても同様であった。

職業外交官である彼らは、貿易に従事することを厳しく禁じられていた。以下に示す本国訓令がこのことを明確に示している。初代の新潟領事ラウダーが受け取った訓令である¹³⁷。

「女王陛下による貴職の新潟領事任命にあたり、ここに領事任命状、及び婚姻の儀式を執り行いその登録の権限を有することの証明書を交付する。貴職の俸給は年八〇〇ポンドである。貴職が貿易に従事することは、直接であれ代理人としてであれ、あるいは他のいかなる形態であれ、厳に禁ずるものである。貴職には、常に慎重かつ穩当な行動を心がけること、日本政府及び日本人民との論争を可能な限り回避すること、日本政府が求める徴収金の支払を怠らないこと、が求められている。領事裁判の執行にあたっては、正義の厳正なる執行と穩当かつ思慮深い寛大さとの双方を兼ね備えるよう努められたい。領事館からの支出は最も経済的な範囲内にとどめるよう努められたい。緊急の場合を除き、本省からの直接かつ事前の許可なしに公費の支出を行ってはならない」

イギリスの場合、もう一つ留意すべき点として、領事・副領事の受任者と実際に赴任する代理者との関係がある。すなわち、新潟領事ないし副領事の職名の任免は、しばしば現地派遣の実態と乖離していた。例えば、初めて新潟に赴任したラウダーは、当初は領事代理であり、離任する直前に領事の職名を得た。そして新潟を実際に離れた後も、職名としては新潟領事でありつづける。また、その後しばらくして新潟には領事ではなく副領事が任命されることになるのであるが、その最初の副領事として任命を受けたトゥループは、受任後三年以上を経てから実際に赴任し、その間は副領事職の派遣がない空白期となった。更には、トゥループに続いて新潟副領事の職名を得たウイルキンソンに至っては、およそ五年間この職名を維持しながら、一度も新潟に赴任することはなかった。開設から閉鎖まで足掛けで十一年、途中の暫定閉鎖期を除けば実質的には七年ほどの短い期間だけの在新潟イギリス領事館であるが、これら正式任命者と実際の新潟赴任者との関係は錯綜していた。なお、イギリスによる新潟への領事官の派遣は多くとも一名のみにとどまり、複数の官員が派遣されることはなかった。

新潟イギリス領事館における現地館員の状況も、ほぼ把握が可能である。一八六九年に領事館が新設された際、ラウダーは六名の現地館員を抱えた。しかしその数は次第に縮減

されていた。途中の暫定閉鎖期には現地館員の雇用は打ち切られ、一八七六年の再開とともに四名が改めて雇われた。暫定閉鎖期を除けば、領事の派遣が一時的に途絶えていた期間においても、前半期、後半期を通じて一名以上の現地館員が雇用されていた。なお、これら現地館員のなかに味方尚作という人物が存在する。領事館が開設された一八六九年の暮れから、暫定閉鎖期を除いて一八七九年の領事館閉鎖まで、継続して書記をつとめ、領事館の活動を陰ながら支えた。本節では、以降の考察で味方尚作も対象に加えていく。

建物としての領事館、すなわち領事館所在地に関しては、前半期は西堀通の勝楽寺、後半期は寄居・大畑地区にある民間家屋であった。この点は、各々の賃借料（建築物の一部ないし全体の借上料）に関する記述がイギリス外務省文書で随所に確認できる。これまで、イギリス領事館の所在地に関しては、ラウダーが入居した勝楽寺だけが自治体史などに叙述されているが、後半期は、すでに勝楽寺ではなく別の場所に所在していたのである。

領事館が保護すべき居留民についても述べておく。ここでもイギリスに特徴的なことが一点ある。それは、貿易商人の新潟居留が皆無であったことである。すなわち、当時の新潟に関するいかなる史料においても、開港後の新潟において居留したイギリスの商人の記録を見出すことができない。イギリス外務省文書において同国領事自身が残した記録を確認すれば、例えば一八七六年にはトゥループが、開港以来新潟には同国商人が一人も居留していないことを記している¹³⁸。

もとより、イギリスにとつての貿易活動は、その港に居留した商人によるものがすべてではない。横浜や神戸に拠点があるイギリス系商社では、イギリス以外の国民が新潟に置く商社を代理店として新潟港での取引に関与していた。また、イギリス商船は、少なくとも開港当初は頻繁に港を訪れており、それら船舶、あるいは他国の船舶においても、イギリス商品ないしイギリス商社扱いの商品が輸送されていた。それらの総体が、開港場新潟におけるイギリスの貿易面での関与、とみなすことができよう。

領事には、居留者の保護ばかりではなく、一時的に寄港する船員・船舶に関する業務なども課せられていた。しかしながら、第一章で確認した新潟でのプレゼンスの渴望、あるいは本章でこれから確認していくような新潟港活用に向けた熱心な取組、といったイギリス外交官の動向からすれば、その新潟における自国商人の居留が皆無であった、ということとは、そうした外交官の動向とは好対照をなしていた、と言えよう。結局のところ、新潟に居留したイギリス

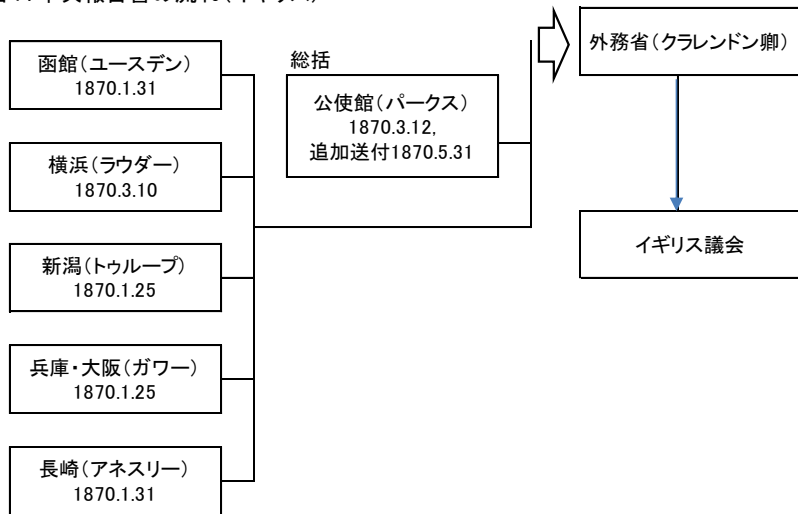
表 20 : 明治前期の新潟に居留したイギリス人

氏 名	居留期間	職 業
キング (Edward H. King)	1871	英語教師
モス (Edward J. Moss)	1873~1876	英語教師
パーム (Theobald A. Palm)	1875~1883	宣教師
ファイソン (Philipp K. Fayson)	1875~1882	宣教師
サマーズ (James Summers)	1876~1877	英語教師
ターベル (W. E. Tarbell)	1876~1877	英語教師
リッドル (Henry Liddel)	1877~1878	英語教師
ランバート (Edward B. Lambert)	1878~1880	英語教師

1)「ジャパン・ディレクトリー」、『御雇外国人』などを参照した。

2)領事館員は除いた。

図4: 年次報告書の流れ(イギリス)



ス国民は、英語教師であった日本政府雇用の者、および宣教師の数名にとどまった(表20)。また、新潟領事館は、出羽(現在の秋田県と山形県)・越後・佐渡・岩代(同じく福島県会津地方)・越中(同じく富山県)・能登及び加賀(同じく石川県)をその管轄範囲としていた¹³⁹。

(2) 年次報告書について

以上概観してきた基本的事項の多くは、イギリス外務省文書を紐解くことによって詳細に確認することができる。本章第一節においては、第I部でも活用した、このイギリス対日外務省文書のうちの、新潟領事館に関連するものを主な典拠史料としながら、国内・地元に残る諸史料を考察に加えて、以降、基本的には時系列に沿ってイギリス領事館の活動の様子を明らかにしていくこととする。

具体的な叙述に入る前に、本節での考察の材料として中心的位置を占める、「領事商業報告(Commercial Report)」について解説を加えておきたい。一般には「領事商業報告」という訳語が使われる文書であるが、端的には各領事館の年次報告としての性格を持つものである¹⁴⁰ので、本論考に限っては、ドイツとの整合性を図る意味からも、以降、文脈に忠じて「年次報告」という呼称を併せて用いたい。

イギリス領事による年次報告は、該当の暦年が終了するとまもなく、その当該年の任地における通商・一般商業・海運・港湾施設の状況・関連法令の変更等、あるいは任地の産業・主要な出来事等の一般事情等々について、各開港開市の領事館がまとめ、通商及び海運に関する年間統計資料とともに、公使館に提出するものであった。公使館はこれら報告を基に日本全体に関する年次報告をまとめて本国に対して提出した。イギリスの対日外交関係についての中心的な報告書である。その報告書の作成・伝達の流れは、例えば一八六九年を対象とした報告であれば、図4のとおりとなる。

領事による年次報告は、当時、活字化され、イギリス議会に対して報告書として提出された。またそれ以前に、当時の居留地新聞でも報告書がそのまま掲載され、あるいはそれら報告書の複写が単独の印刷物として販売されており¹⁴⁰、居留地の人々に広く共有された。こうした高い公開度から、また早い時期からのそれら報告書を編集した刊行本が研究者用に供された¹⁴¹ことから、幕末から明治期にか

表 21: イギリス領事による年次報告(領事商業報告)

対象年	報告者		報告年月	統計添付	内 容
1869年	トゥループ	新潟領事代理	1870年1月	あり	交易状況(1869年)ほか
1870年	トゥループ	新潟領事代理	1871年1月	あり	交易状況(1870年)ほか
1871年	(公使館による総括で『新潟では現在交易が行われていない』と短く言及)				
1872年	エンズリー	新潟領事代理	1872年8月	あり	交易停滞の実情、港改善策提案
1873年	(新潟居留者による報告を転載)		1874年3月	なし	
1874年	ガビンズ	公使館通訳生	1874年10月	なし	新潟港の交易、新潟町ほかの様子、佐渡鉱山・大河津分水工事
1875年	ウーリー	公使館通訳生	1875年10月	あり	交易状況、新潟町ほかの様子
1876年	トゥループ	新潟副領事	1877年2月	あり	交易状況、新潟町ほか越後の様子、港改善策提案
1877年	トゥループ	新潟副領事	1877年10月	あり	交易状況
1878年	エンズリー	新潟副領事代理	1878年10月	あり	交易状況、新潟町・越後・佐渡の様子
1879年	ウーリー	新潟副領事代理	1879年10月	あり	交易状況、新潟町の様子、佐渡鉱山
1880年 ～1884年	クウィン	函館副領事	1885年9月	あり	4年間の交易状況、新潟県の状況

けてのイギリスの外交活動や、日本を取り巻く国際関係の研究・分析にあたって活用されることが多い史料である。とりわけ、通商・海運に関する統計は、この時期における信頼度の高い数値史料として重宝されてきている。

新潟に関しても、領事館が開設されていた間の年次報告が存在する。その状況は表21のとおりである。そしてまた、ここでも新潟に関して顕著な特徴を確認することができる。すなわち、先述のとおり領事官の現地赴任が断続的であったことに伴い、本来は暦年を通じた事項を

まとめあげる性格の年次報告に、年間十二ヶ月の事項が記されていることが、むしろ稀である。暦年の終了を待って統計を整理し報告書をまとめる、という整った形式の年次報告は、一八六九年、一八七〇年、及び一八七六年の三本にとどまる(表21の「報告年月」欄に下線を付したもの)。また一八七四年及び一八七五年に関しては、領事館は暫定閉鎖されていたが、公使館が本国に対してまとめた日本全体の報告においては、これらの年に短期間新潟を訪れた公使館員の調査報告が添付されている。通商・海運統計の添付を欠くもの、あるいは標準的な統計としての形式を満たしていないものもあり、領事商業報告の本来の体裁からすれば不十分なものも多い。新潟からの報告は、他の開港の報告書と比較すれば、形式的には見劣りするものなのである。

しかしながらこのことは、今日からの視点において、報告書としての内容的な興味深さ

を減ずるものではない。イギリスにとって新潟での領事館の存続期間は短くかつ断続的であり、しかも貿易品の商品別輸出入量及び船舶輸送状況の詳細、あるいはそれらの前年との比較、といった、商業報告の中心であるはずの記述には乏しい。しかし、そうであるがゆえに、他の様々な事項に報告書の頁を割く余地が生まれている。新潟の港を改善して貿易により適する施設とするための提案、その改善提案の前提を大きく左右する信濃川分水工事の進展状況をはじめ、より一般的な、新潟町及び近辺の人口・産業・事件・近代化の進展状況といった事項に関する記述を豊富に見出すことができるのである。したがって、イギリス領事による報告からは、同国の直接的な通商的利益の範囲を超えて、同時期の新潟の動向を広く窺い知ることができる。本章では、次節以降、これら新潟からの年次報告の内容を交えながら、以下、新潟イギリス領事館がたどった道筋を踏み分けていく。

第二節 前半期の領事館

(1) 初代ラウダーによる領事館開設

新潟領事館の初代駐在はフレデリック・ラウダー (Frederic Lowder) であった。イギリス外務省文書の記録によれば、ラウダーは一八六一年、江戸のイギリス公使館の通訳生に採用され、新潟赴任の前年、一八六八(慶応四)年の一月には、新たに開港・開市となつた兵庫・大阪の副領事に任命された。そのわずか一年の後、開港直後の新潟への赴任を命ぜられた。その任命及び新潟着任の事情については、前章で若干触れた。すなわち、六年一月八日に任地神戸を発ち、同月十日以降は横浜・東京で待機した。同月二十七日、ようやく東京を発ち、明治新政府による護衛を受けながら、陸路で新潟へ向かった。

六年二月十日(明治元年十二月二十八日)、ラウダーは新潟に到着した。翌二月十一日には新潟からの最初の報告を記し、自らの着任を公使館に伝えた。その報告からは、同道した外国官権判事の三澤揆一郎及び水野千波が新潟到着の直前にラウダーに先んじたことが確認できる¹⁴²⁾。

「江戸を一月二十七日に出発し、当港に昨日午後に着いた。約二六〇マイルに及ぶほぼ十四日間の行程であった。武蔵、上野、信濃、越後と、四つの地方の七つの大名の町を通つたが、私には各地で十分な敬意が払われた。外国官権判事の二名は私と同日に江戸を発つたが、ほとんど顔を合わせることはなかった。むしろ私は、彼らを先に行かせるために途中高田に一日とどまることとした。一緒だと荷物を運ぶための様々な手配が難しいからである。道中、別手組十名が私に十分な敬意と気遣いを示してくれた。私は彼らへの感謝を表明する書翰を出すことにするが、公使からも彼らの任務遂行に対する満足の意を表明していただくようお願いしたい。彼らには一層のねぎらいになるものと考える」

表 22:新潟領事ラウダーから公使館への公信一覧

発信日 (1869年)	内 容(概要)
2月11日	新潟着任(前日)の報告
2月13日	大阪から連れてきた使用人のリスト
2月13日	領事館設置用務(事務用品に関して)
13日	当地の政庁は新発田にある。水野は新発田へ行った。何も準備ができていない。
18日	越後は軍が支配している。三澤・水野は協議のため長岡へ行った。
23日	領事館設置用務(国旗掲揚竿の購入)
24日	長岡で三澤・水野が四条と協議している。
3月1日	領事館設置用務(使用人の旅費請求)
3日	関屋堀割騒動について報告
4日	越後の政府直轄地の政庁が新潟町に置かれることとなった。
6日	判事が新潟町に着き開港を告げた
12日	関屋堀割騒動について報告(つづき)
19日	領事館設置用務(国旗掲揚竿の購入)
23日	領事館設置用務(勝楽寺が領事館への貸与を認めた。)
4月12日	領事館設置用務(旅費)
15日	岩代の産物について報告
5月5日	新津の油田・天然ガスについて報告
14日	壬生が越後の政庁を水原に移す。
6月22日	新潟町民の様子について報告
23日	領事館設置用務(旅費関係)
7月1日	軍船の来港リスト
31日	新潟港の今後の展望について報告

出典:イギリス外務省文書(F.O. 262/176)

ラウダーの新潟での当面の任務は、領事館を立ち上げること、そのこと自体であった。開港後一ヶ月あまりの時点で新潟に着いたラウダーは、この地で最初の外国人であった。居留民はおらず、しかもまだ厳寒期であり、港は休止状態である。ラウダーの早期赴任の背景としては、居留民保護・商業活動の支援といった領事の本来の業務の遂行よりも、明治新政府の意向に沿った新潟開港の外形を確固とする、という政治的意図が先行していたことは明らかである。

しかし新潟の現状は混沌たるものであった。戊辰戦争収束まもなく新潟の統治体制は安定を欠いていた。着任四日目の二月十三日の時点でラウダーは、次のように公使館へ報告を行っている¹⁴³。

「水野氏と面談を行った。当地を管轄する政庁は新発田にあるとのことである。そこで水野氏からは「同役の三澤氏が早速新発田に赴き、自分たちが開港事務責任者として政府から任命されたことを告げるとともに、開港に関してこれまで行われたことを確認してくるので、貴殿との具体的な協議は、三澤氏が新発田から戻ってきてからにしたい」ということであった。：越後地方は、実質的にまだ軍の支配下にあり、その責任者の四条氏は長岡にいる。一方、三澤氏が新発田で会ってきた西園寺氏は、知府事への就任を拒んで江戸に行ってしまった。これから水野氏か三澤氏が長岡に行つて四条氏と協議を行うとのことである。こうした状況なので、私は我が国と日本との取極に基づく措置を何ら進めることができない。それどころか新潟が開港したことさえ、まだ一般に告知されておらず、私がここにいるのも、私の興味のためか、あるいは日本政府の好意によるものと思われている。こうした事態は水野氏や三澤氏の責任ではなく、中央の外務省が十分な指示を出していないか、指示を出しても当地の役所や関係者がそれに不服従であるためかの、いずれかによるものである」

このような状況にあっても、ラウダーは領事館開設を徐々に進めていった¹⁴⁴。領事館の人員は、ラウダー本人、イギリス人警備官に加えて、日本人の事務所使用人として書記・雑役夫二名・門番の計四名に、新潟で雇った夜警一名という、総勢七名であった。警備官フィッツジェラルドは横浜で面接の上採用した。雇用は、横浜での職業訓練期間を含めて、一月十五日からとされている。守衛を除く日本人四名は、ラウダーの前任地である大阪から連れてきた。うち三名は武士であったという。四名の雇用期間は、この年の一月初めからとされている。その他、家事使用人二名も大阪から連れてきた。

宿舎は、新潟に到着した当初から西堀通の勝楽寺であった¹⁴⁵。この前々年八月、公使パークスが新潟を調査のために訪れた際、新潟を開港とした場合にはイギリス領事館の仮住まいとするよう、前もって勝楽寺に申し入れていた、とラウダーは公使館への報告のなかで触れている¹⁴⁶。賃貸借契約に関しては、県庁が仲立ちに入り、三月下旬になって、四月以降は領事業務に十分なスペースを貸し渡すことが了解された。賃借料は月五十ドルであった。ラウダーは、「仮の領事館」として確保した、ある寺の一部の賃借料として、月五十ドルの支出を稟請した。同時にラウダーは、新潟到着直後から正式に賃貸借するまで二ヶ月近くの間の、当座の仮住まいに対する代償として、これとは別に勝楽寺へ五十ドルを支払いたい旨、公使館へ稟請を行っている。こうした史料の記述からは、イギリスにとつては、二月十日の段階で勝楽寺は「仮の仮」の住まいであり、四月によく「仮」の領事館と位置づけられた、ということを読み取ることができる。しかし、勝楽寺におけるこの仮の状態を脱して別の物件探しや独自の領事館建築を検討した様子は、領事館の前半期を通じて史料からは窺えない。

その他、これらと並行して、執務用の備品等の手配を行い、公使館との連絡を、当面は日本政府が東京との連絡用として設営した月三回の定期便を利用させてもらう手配などを整え¹⁴⁷、領事館の立ち上げが進んだ。

ラウダーの活動は、四月以降、こうした「ひと・もの」の整備のもとに次の段階へと入って行ったようである。彼が着手した産業調査の報告が二つ残っている。その一つは、岩代（現在の福島県会津地方）の産物資源に関する報告である¹⁴⁸（表23）。会津地方は阿賀野川を通じて新潟港とつながっており、港の主要な後背地をなすが、報告は、その会津地方の潜在的経済力を見通すためのものと考えられる。しかし、おそらくは何らかの文献からの引用か、あるいは伝聞に基づくものであるうか。報告は二つの表のみであり、ラウダーによる付記がないため、報告の趣旨や経緯は不明である。やや唐突で中途半端な感がある。

続く調査は、新津（現在の新潟市秋葉区）に存在する石油・天然ガスの視察である¹⁴⁹。こちらは彼の実際の現地踏査に基づく報告である。その内容は、要約すると以下のとおりである。

新潟の南東十五マイルほどの新津村には、なだらかな丘陵の麓にいくつかの油井がある。油井の周辺は石油の匂いがし、地面が湿っぽく、歩いて弾力が感じられる。また、近辺の

表 23: 会津の産物資源(ラウダーによる報告)

会津の生産力			
銅(南山鉱山)	625,000	ピクル	
“(その他の鉱山)	81,250	ピクル	
計	706,250	ピクル	
人参	10,000	ピクル	500,000 両
植物油脂	625,500	ピクル	
漆器			30,000 両
磁器			10,000 両
金・銀・鉛		不明	
上記の合計 年間の生産力			3,000,000 両
会津の鉱山			
Akaba 赤羽?		銅、金	
Choshiniwa 銚子庭?		銅	
Iku mayama ?山		鉛	
Itategasawa ?ヶ沢		鉛	
Kio Kuzure ?崩れ		鉛	
Ubasawa 姥沢		銅	
Benisawa 紅沢		鉛	
Ogurisawa 小栗沢		鉛	
Anaiwa 穴岩		銅	
Iwashita 岩下		銅	
Nakano 中野		鉛	
Karuizawa 軽井沢		銀	
Ishigamori 石ヶ森		金	

出典: イギリス外務省文書 (F.O. 262/176)

小川では薄い油膜が川面を覆っている。地区一帯が石油に浸っている感じがある。主要な油井は深さ約百フィートで、側面に組み立てられた木枠を梯子として使い、井戸の底部まで降りることができる。石油は誰が採掘してもかまわず、儲けに対する課税もないというが、近年新たな井戸は掘削されていない。油井から採取される石油は鈍い赤茶色で、粘りが非常に強い。杉の葉で濾過し、蒸留して使用するという。燃料としてのほか灯火としても利用されることもあるというが、これは危険であり一般的ではない。油井とは別に、村には天然ガスが噴き出ている民家があるというので、この家も見学した。家屋下の地面から普通の竹筒を約四フィート使い、屋内に引き込む。筒先は燃えないように鉄製になっている。この家では天井から吊り下げたヤカンで湯を沸かすために用いていた。ガスの噴き上げは一様で安定している。しかし天然ガスの使用は村じゅうで広く行われているわけではないようである。

以上が、ラウダーによる新津の報告である。

ラウダーによる報告のなかで最も興味深いものの一つは、新潟町の市井の人々の印象を記したものである¹⁵⁰。そこでは、民衆のあいだに共有されている現在の最大の不満は通貨の不安定である、とされている。政府は紙幣(金札)を発行し、これを無理に流通させようとしている。紙幣は価値変動が激しく、政府は額面から二十五パーセント減価してその流通を強制し、紙幣の持ち主に大きな損失を与えたかと思うと、今度は額面どおり流通させるように、との命令があった。また、贖金も多く流通している。一般に、新潟では非常に緩やかな支配が行われてきた。町の女性の数は男性の数をはるかに凌ぎ、茶屋や貸座敷は日本のどの町よりも多い。新潟は「遊ぶならこの町」とも言われており、放蕩を許す淫靡な町とされてきた。これまで役所はこうしたことには関わってこなかったのだが、天皇

政府は最初の措置として混浴を禁止し、また貸座敷を町の一角に限り、更に遊女らには税金を課した。税関〔番所〕の規則も非常に厳しくなった。町を出入りする商品にはこれまでも税金〔仲金〕が課されていたが、この規則から逃れることは比較的容易であった。しかし税関職員による頻繁な不正が収賄として処罰されるようになり、これまでにはなかった厳格さで税金が課せられるようになっていく。こうしたことから今の政府は人気がない。新潟の人々は親切で素直で、その取引や仕事ぶりにおいては正直である。不親切や思いやりのなさを嫌う。政府は新しいやり方をもっとゆっくりやればうまくいくであろう。寛容で温和な支配を行っていた前任者の頃と現在とを、人々が比較してしまうのは自然なことである。

ラウダーはそのように新潟の市井の様子を伝えた。

内戦及び開港を経た時期の混乱した新潟の様子について、現在確認できる多くの史料は、基本的には支配者側の立場に立つものであり、為政者から見た事柄の推移、布令禁令など、支配の建前に関するものが多い。そうしたなかで、外国の、しかも自らは貿易活動さえ禁じられている職業外交官であるイギリスの領事は、日本人であれば誰もが逃れがたい出自・立場に由来する建前や先入観、思い入れとは遊離されていた。その領事が、自ら見聞した限りで、被支配者の様子を素直に伝え、時には被支配者の側に立つかのような記述を残している。このことは、当時の新潟を複眼的に眺めることを可能とするものであり、誠に貴重とすべきであろう。

さて、ラウダーは、明治新政府による新潟開港通知を受けてすみやかに公使パークスから新潟領事代理の任命を受けたわけであるが、これはパークスが本省から事前に授与された権限に基づくものであった（第一章第一節で記述）。このラウダーの領事代理任命は、二月二十六日付で本省から追認された¹⁵¹。パークスは四月二十九日には「ラウダーの新潟への派遣は暫定的なものと考えていたが、本人から新潟領事への任命の希望が出された」と本省に伝えた¹⁵²。この申請を受けて七月六日、ラウダーは本省から正式に領事の任命を受けた。先行する三つの開港場において、ラウダーが兵庫・大阪、新潟と立て続けに二つの新たな在外公館立ち上げを果たしたことは、彼の業績として領事昇任を促すものとして評価されたと考えられる。

もつとも、正式任命を受けたラウダーであるが、それからまもなくの八月五日、任地新潟を去った¹⁵³。離任に関する事情は明らかでない。「ラウダーの新潟への派遣は暫定的なもの」とした、先のパークスの四月の言辞からすれば、領事館開設から半年での離任は、あるいは予定どおりであったのかもしれない。領事としての正式な職名と、実際の赴任とは、必ずしも同一でなくともよい、という前提があったと思われる。

その離任直前の七月三十一日付でラウダーが公使館に提出した報告¹⁵⁴は、すでにその一部を第一章第二節で確認した。この報告は、彼のおよそ半年の新潟駐在期間における、港をめぐる情勢を総括したものであり、年次報告そのものではないが、同種の性格と内容を有するものであった。

新潟を離れたラウダーは、その後一年ほど横浜で勤務した後、翌一八七〇年夏には下賜休暇により本国への帰国の途についた。そして、この帰国休暇は二年近くに及んだ。ここで留意すべきは、この間、ラウダーは依然として新潟領事の職名を保持したままであった、ということである。このことは後段で改めて触れる。

(2) トウループと貿易港新潟の盛衰

在任わずか半年ほどで新潟から去ったラウダーに代わってこの地に着任したのは、ジェームズ・トウループであった。イギリス外務省文書の記録によれば、トウループは、一八六三年八月に通訳生として極東領事官のキャリアを開始し、一八六七年初めには日本語通訳官に昇進していた。直前は横浜にいた。

一八六九年七月二十五日、トウループは英国軍艦コーモラント号に乗船して横浜を出航し、途中箱館を経由し、新潟には八月四日に到着した。軍艦への乗船が許されない日本人使用人二名は、別途陸路で新潟に向かった¹⁵⁵。

トウループが赴任した開港初年の夏は、新潟港が外国貿易港として本格的に機能し始めた時期と重なる。箱館戦争の終結により、横浜と新潟を結ぶ北方海域の危険は去った。加えておそらくは、春先以来の新潟における輸入商品の好況は、この最後の開港に商機を見出そうとする商人らを誘ったであろう。九月二十二日の時点で、トウループは、「ここ十日間でドイツ・オランダ・スイスの商人が何名か新潟に進出し、当地の居留商人は全部で十五名ほどになった」と報告している¹⁵⁶。

しかし一方で、港施設の整備はほとんど進んでおらず、新潟港の砂州や浅瀬の存在、碇泊地の欠如、それに夷港を補助港とする不便さが、港の発展を阻むものとしていよいよ現実には明らかになってきた。ラウダーがすでに伝えていた、行政体制の一貫性の欠如も、開始されたばかりの外国商人による商業活動を大きく阻害した。行政の不備や港整備の遅れに関しては、赴任二ヶ月足らずの九月二十二日の時点でトウループが公使館へ伝えた、次の報告をひとまず確認しておこう¹⁵⁷。

「少し前、新潟の当局に対して、夷港では居留取極で定められた貨物積み下ろしのための施設などがまったく整備されていない、ということ指摘した。これに対する当局の返答は、実は新潟港自体を改善しようと検討しており、そうなれば夷港の整備は不要と考えていた。だが中央政府からは、新潟港改修工事の経費は工面できない、という回答があったので、我々としてはこれから夷港を整備していきたい、というものであった。(中略)

今月十九日、イギリスの商船が新潟に寄港した折に夷港を視察した。船を受け入れる必要な施設がないだけでなく、夷港の官員は、外国船の寄港を支援するのではなく、むしろ妨害していた。そこで水野外務小丞に対して、外国船の寄港受け入れに何が必要かを知っている官員を派遣するよう要請した。

外国貿易を進めるならば佐渡は越後と同じ行政府とした方がよいし、その行政の中

心地は新潟町とした方がよい、と考える。新潟はこの地方の最も重要な町であるし、政庁の所在地が水原という内陸の小さな町というわけにはいかない。少なくとも税関及び外国交易に関する事務は新潟港と夷港を同じ組織の管轄とした方がよい、と考える。水原にある役所は外国人との交渉を嫌っており、これが政庁を新潟に置かない主な理由だと思われる」

さて、外国商人による港での商取引を具体的に阻害する要因として、贖金のおびただしい流通があった。このことに関しては、右と同じ九月二十二日の報告において、トゥループは、地元商人が外国商人への支払いに使用した贖金をめぐって、それら地元商人が当局から拘束されたことから、町内では、それら地元商人は外国商人と取引したために罰せられた、という噂が流れたことを伝えている。

また、同じく取引の阻害要因としては、当局による米流通への介入があった。このことに関してもトゥループは、同じ報告のなかで、内陸で米を買い付けて新潟港へ運ぼうとした日本商人を水原県庁が拘束したことを伝えている。

港からの米の移出をめぐっての確執は、この年の暮れには外国商人を標的とした騒動へと発展した。また、米禁輸の動きは一八七〇年に入って再開され、禁輸が再び実施されたうえ、まもなくそれが撤回された¹⁵⁸。しかしこれと並行して、今度は、新潟通商司が港での取引を含めた地域商業へ全面的に介入する、という遥かに大きな騒動が起こった。トゥループが着任してからの一年間は、港での取引を焦点として新潟は大きく揺れ動いた。しかし、そうした出来事とこれに対するトゥループの活躍については、すでに前章で詳述したところである。繰り返しは避ける。

こうした経緯の一方で、トゥループは新潟の貿易港としての潜在力を一貫して高く評価していた。この点も第一章で示したところであるが、ここでは、トゥループが、そうした潜在力を引き出し、新潟をより活用できる港とするための、改善策を提案していた、ということを加えて確認しておきたい。具体的には、七〇年三月及び六月、すなわち新潟通商司によって港が混乱のなかにあった時期に、改善策を二回に分けて公使館に提示している。以下に、それらを抜粋して掲げる¹⁵⁹。

「佐渡夷港を補助港とし、そこから蒸気船や大型の船を用いて新潟港へ貨物運搬する取極が未だ実現していないなか、新潟港自体を改修して外国船を信濃川の中まで航行できるようにする計画が浮上してきた。開港場・新潟の発展、そして存亡自体が、港の不備を補うための何らかの措置を一刻の猶予もなく講ずることにかかっている。双方の計画を早急に比較検討することが必要である。

日本政府にとって実際的と考えられる方策は、信濃川の水深、河床の変化、水流などあらゆる入手可能な情報を、船員や船先案内人をはじめ事情に詳しい関係者から収集すること、そしてこの情報を有能なヨーロッパの技術者に提供することであろう。

この技術者には、その上で現地を調査させて、船が通年信濃川に進入可能となるような改善の具体策を一つ二つ立てさせ、その経費概算の見積を行わせるのである。こう

して立てられる具体策がどれも支障があるのであれば、当初の取極どおりに、夷港の補助港としての運用が今年十月までにできる限り軌道に乗るよう遅滞なく進めていくべきである」(トウループからパークスへの一八七〇年三月十日の提案)

「残念なことに、一八六七年の取極の条項に関して、新潟の役所がこれを未だ実行せずにいることをお伝えしなければならぬ。貨物運送船に関してである。

すでに以前の公信でお伝えしたとおり、昨年十一月、当地に駐在する外国領事らと日本側との間で、日本側が遅くとも六ヶ月以内に適切な舢船を建造することで合意した。この六ヶ月という期間は、日本側が効率的な舢船を建造する猶予として外国領事らが受け入れたものであった。今やその期限も過ぎたことから、今日一日、県令にこの点を伝えたところ、すでに取極どおりに運送船二隻が建造されたことを知った。しかしこれだけでは港施設の不備を補うには十分ではない。十分な数の舢船を用意するよう中央政府から新潟の当局に対して指示がない限り、私の努力は実を結ぶことなく遅きに失してしまうと考える。

本日に至るまでの新潟港の今年の外国交易は、昨年よりも顕著な増加を示している。すなわち、今年は今ままで入港時に難破した一隻を除いて十二隻(イギリス六隻、フランス三隻、米国一隻、北ドイツ一隻、オランダ一隻)の船が新潟港から夷港に入港している。昨年この時期までは四隻であった。残りのシーズンも、少なくともこの割合で増加傾向が継続すると考えてよいはずである。このような状況を考慮いただき、江戸の外務省がこうした重要な問題に対して十分な関心を払うよう、閣下からの取り計らいをお願いいたしたい」(トウループからパークスへの一八七〇年六月十一日の提案)

パークスはこのトウループの報告を基に、中央政府への働き掛けを強めた。やがてトウループの提案どおり、一八七一年六月、イギリス人技師ブラントン(Richard Henry Brunton)が新潟港に派遣されて調査を行った。ブラントンは 河口の流路改修によつて土砂をより遠方へ流し去る工法を提案し、その改修経費として総工費六〇万両の見積りを日本政府に提出した。これを基に同年九月、日本政府とブラントンらイギリス公使館の代表らとの間で協議の場が持たれた。ブラントンは、日本政府が当時完成を急いでいた信濃川分水路工事について、「信濃川下流の水量を減少させ、新潟港にとつて破滅的な結果をもたらす」と警告したのだが、日本政府は「完成間近の分水路工事を放棄するわけにはいかない」として、新潟港改修よりも分水路工事を優先する考えを示した¹⁶⁰。

さて、貿易及び港整備とは直接的に関連しない領域にも目を向けてみたい。トウループには領事として自国民の出生・死亡・婚姻の公的確認という基本業務も存在した。冬の強い季節風に晒される新潟周辺の日本海では海難事故が多く、開港初年である一八六九年の秋には、イギリス帆船ラニーミード及び同蒸気船オーシャン・クイーンが相次いで座礁した。また、同年十一月四日には、港内で死亡事故も発生した。ラニーミード及びイギリス蒸気船テクスツール号の両方の船長を含む乗組員が、夜半に河岸から碇泊地で投錨中の船

に小舟で向かったところ、その小舟が途中で転覆したのである。トゥループによる十一月八日付の報告は、以下のとおりである¹⁶¹。

「私は事故の知らせを聞いてすぐに現場に赴いた。県庁から派遣された者のほか、領事館の職員や外国の友人たちもいた。皆で現場を捜索したが、事故のあった小舟が見つかったのはようやく夜が明けてからであった。小舟は事故の場所よりすこし南西寄りのところにあった。午前中にテクストールのイギリス人船長ジョージ・カーンスとマレー人水夫三名の遺体が見つかった。

私の考えでは、この事故の背景にはカーンス船長の過信があったと言わざるを得ない。周囲の友人たちが制止したにもかかわらず、暗闇のなかを投錨地に向かって舟を漕ぎ出したのである。どうやら小舟は漁網に絡まったようであった。ただ、助かったマレー人水夫の証言からは、このことは確認できていない。いずれにしても、私は当局に対して、船が通る川筋には漁網を張らないよう要請するつもりである」

トゥループはこの事故に際して、イギリス国籍である三名の死者の審問検死を行った。同月六日のこの審問ではファン・デン・ブルークやファン・ボーフェン・ファツハといった居留外国人も証言を行った。翌七〇年六月、この事故で溺死した遺骸が葬られていた寄居一番山で、墓地の墓が何者かによって倒されるといふ事件が起こった。この事件をきっかけに、トゥループら外国領事と県は「新潟外国人墓所約定書」を結び、同墓地の一角に柵矢来を設けて、正式に外国人専用墓地とした¹⁶²。

トゥループはラウダーを引き継いで勝楽寺で公務にあたっていた。その領事館の館務運営に関しても、いくつかの事項が確認できる。

イギリス外務省文書には、随所で外交官スタッフ各々の経歴（勤務地・役職への任免日等）や、各領事館スタッフの名簿が掲載されている。そのなかで、当時の領事代理の俸給は年五五〇ポンドと定められている。これはトゥループだけでなく、領事代理の職にある者に対して一律であった。領事の俸給は年八〇〇ポンドだった。トゥループのように、領事が不在の公館で領事代理を務める者の場合、職務内容はさほど変わらないと考えられるのだが、両者の俸給にはかなり開きがあったことになる。パークスはこの頃、「私は領事代理としてのトゥループの業績を評価している。彼は、日本語に堪能な領事官がいかに優秀に任務を果たすかというよい例であると言える。そのトゥループが五五〇ポンドという低い俸給では、皆日本語を熱心に学ぼうという気がなくなるのではないかと懸念している」と、本省に対して臨時的な増額を進言している¹⁶³。パークスは相当にトゥループを評価していた。パークスによるトゥループに対する高い評価はイギリス外務省文書に散見されるが、とりわけ彼の日本語能力に関しては、パークスの一時帰国時に公使を代理したアダムスからも、「書き言葉まで習熟している点では、サトウ、アストンと並ぶ能力を有する」という評価が与えられている¹⁶⁴。

当初の領事館スタッフは、ラウダーが前任地大阪から連れてきた四名（書記・雑役夫二名・門番）、着任前に横浜で雇い入れたイギリス人警備官一名、および現地新潟で雇った一

名（夜警）の計六名であった。しかし七〇年後半、本省からの指示により規模縮小を余儀なくされた。同年十月の時点では、館員としてはイギリス人警備官のほか、味方尚作（書記）、真田繁太郎（雑役夫）、ジスケ（夜警）の名が挙げられている¹⁶⁵。開設二年弱の時点で、領事館スタッフは六名から四名へと削減された。

これらスタッフのなかでも、書記の配置には特別な配慮が払われた。トゥループは七〇年十月一日付で、本省に対して「他の日本人スタッフ三名とは別に、書記を雇用する経費を認めていただけるようお願いしたい。当地では日本語で当局との業務上の折衝を行っており、日本人書記の助力が是非必要である。何名か試験を行って苦勞の末に現在の有能な書記を見つけ出したので、それ相当の給与を支払ってこの書記を確保し、当局との連絡・折衝に当たることが大いにメリットがあるものと考え。どうか承認願いたい」と訴えている¹⁶⁶。

トゥループがこだわった日本人書記は、味方尚作という人物であった。一般に、明治初期の外国領事館に奉職した日本人スタッフに注意が払われることは少ないであろう。しかし味方尚作の場合には、地元で重きを置かれていた人物が領事館において、しかも、本国からの領事の片腕として奉職した。更には、その奉職期間というのは、領事館が開設された年から閉鎖された時点にまで及ぶ。味方尚作は、その間の活動を短い記録として残している（「家系本録写」¹⁶⁷）これは、当該時期の日本に存在した領事館における現地職員役割の一例を示すものとして貴重な史料であろう。また、本章の叙述を進めるにあたって、イギリス外務省にある関係文書を補完する大切な役割を果たしてくれる。以降、本章では、この「家系本録写」を典拠史料に加える。

あらかじめ味方の前半生について若干触れておく¹⁶⁸。味方尚作は幼名を関右衛門といい、古町通にある商人の家に生を受けた。十六歳にして父母に請うて新潟を離れ、二十歳で帰省するまで江戸で遊学を続けた。その後は家業を引き継ぐかたわら、和歌を嗜み、様々な文士との交わりを深めた。こうした中には、江戸の儒学者で「新潟繁昌記」などを著した寺門静軒や、長州の吉田松陰らが含まれる。一八五〇（嘉永三）年に松陰が越佐を遊歴した折に、味方は松陰から一篇の詩を与えられた¹⁶⁹。その詩は、士農工商の別なく学問を通

表 24: 味方尚作の略歴

年月	西暦	事項	年齢(満)
文政6年	1823	4月28日、商家に生まれる	1歳
天保9年	1838	江戸に遊学し、以降4年間を過ごす	16歳
嘉永元年	1848	太物商を興し、綿屋、古手を兼業す	26歳
明治元年	1868	観光館において講述数回を行う	46歳
明治2年11月	1869	新潟イギリス領事館に奉職(1回目)	47歳
明治5年10月	1872	新潟イギリス領事館の職を免ぜられる	50歳
明治6年3月	1873	小五区小学校句読教師となる(月給8円)	51歳
明治9年6月	1876	西堀校教師を免ぜられる	54歳
明治9年7月	1876	新潟イギリス領事館に奉職(2回目)	55歳
明治12年10月	1879	新潟イギリス領事館の職を免ぜられる	57歳
明治34年5月	1901	逝去	79歳

出典: 味方尚作「家系本録写」

じて人格を形成していくことの尊さを教えるものであった。

やがて明治維新を迎えると、観光館で尚作は助教に任じられた。観光館とは、開港後に坪井良作の建言により設けられ、庶民士族の区別なく教育を授ける場であり、国学・漢学などの伝統的な学問を伝授した¹⁷⁰。その観光館で助教に任じられた味方は、すでに市井の博学者として厚い人望を得ていたのであろう。そして味方は一八六九年十二月十二日（明治二年十一月十日）にイギリス領事館に奉職した。奉職した経緯について、味方は「家系本録写」に「東人吉田食干氏ナル者ノ吹挙ニ依リ」と記している。時期としては、外国商人による函館への米穀輸送を契機とした居留外国人襲撃未遂の騒動が發生（同年十一月二十四日）してから三週間足らずの時点である。険悪な雰囲気は、町内にまだ熱くくすぶっていたであろう。地元住民と居留外国人との抜き差しならぬ緊迫が続いている状況下で、味方は敢えて町民と対峙する外国公館に身を投じたのであった。そして結局は、新潟イギリス領事館が閉鎖されるまで、味方は同館に奉職することになる。

さて、一八六九年八月から一八七一年九月までの二年余に及ぶこの時期のトゥループの新潟駐在であるが、このうち六九年、七〇年に関しては、港での出来事に関連してこれまでも日本側の史料に残り、それらが地方史の研究にも活用されてきた。しかし七一年のトゥループの活動はほぼ不明であった。また、以降は、そもそもイギリス領事館について明らかにされていること自体がわずかとなる。だがイギリス外務省文書を紐解けば、これらが明らかとなる。

七一年のトゥループに与えられた最初の大きな任務は、富山藩及び大聖寺藩への出張であった¹⁷¹。これは一八六七年に長崎で発覚した浦上四番崩れに関連する。この年にキリスト教への信仰を明かした信者らへの江戸幕府による迫害は、明治維新の後、新政府に引き継がれた。信者らは、西日本各地の藩領へ分散して移送された。そのうち最も遠方に移送されたキリシタンが富山藩・大聖寺藩に移された一団だったのである。

列強各国の公使は、この流罪の事実、及びそれに伴う信者への虐待・拷問を非難していた。そのようななか、パークスはトゥループに対して、実際にこれら信者がどのように扱われているかについて、現地へ赴いて調査するよう指示したのであった。七一年四月三日（明治四年二月十四日）に新潟を発ったトゥループは、四月中旬から下旬にかけて両藩で調査を行った。そして、新潟帰着後、公使館へ報告した。早春のまだ寒気が漂う時期の厳しい用務を伴う出張は、陸路による往復とも相まってトゥループの肉体に相当大きな負荷を与えたようである。帰路、直江津から柏崎に至る途中の柿崎で、トゥループは病に伏した¹⁷²。新潟県庁からは、富島貞一及び通弁の秋田政太郎が、四月下旬、柿崎へ急派された。やがてトゥループは快方に向かい、五月一日には柿崎を発った。

その後、新潟に到着したトゥループは、出張から戻って一週間程度を経た五月十一日、今度は私的用途のために横浜に向かった¹⁷³。この事情について、パークスが「トゥループは七〇年には休暇を申請していたのだが、その時点では入省してまだ七年であったし、私

としては、彼がしばらく日本で勤務を続けることを望んだ。彼はこれを承知してくれ、この機会に、長らく婚約していた女性を新潟に招くことになった。新潟から函館に転任する少し前であった」と記した翌七二年六月三日のメモが残っている¹⁷⁴。また、「家系本録写」では「明治四年辛未年四月、又夫妻君ヲ為迎氏ト俱ニ横浜湊」へ向かった、と記されている。

そしてまた、婚約者を出迎えた後のトゥループが横浜から新潟に戻る帰路にあった頃、新潟では大きな事件が起こっていた。七一年六月十二日（明治四年四月二十五日）午前二時頃、新潟英語学校に教師として雇われていたイギリス人キング（Edward Hecht King）が宿舎の正福寺で何者かに襲われ、刀で数か所を切りつけられ重傷を負った。通報を受けた県庁は、すぐにキングのもとに駆けつけて容態を見舞うとともに、市内各所に兵や役人を緊急配備して人々の往来を制限した。以降、県内全域で大規模な犯人捜査が開始された。キングの治療には、当初は地元医師の竹山屯らがあたったが、至急イギリス公使館付き医師ウィーラー（Edwin Wheeler）が東京から派遣されてきた。トゥループは、事件発生から三日後の六月十五日に新潟に帰着した。そして、キング本人からの事情聴取を行ったほか、犯人捜索に関して、あるいはその後のキングの江戸への移送などに関して、日本側との連絡にあたった。

日本政府は、新潟から事件の連絡を受けた翌日には嗟峨大納言、澤外務卿、副島参議の三名が公使館を訪ね、事件について謝罪し、併せて犯人の徹底捜査を約束した。実際、中央政府から刑部省、外務省、更には太政官の官員らが現地新潟に派遣され、事件調査や捜査指揮等を行った。だが、巨額の経費と捜索人員を費やしたにもかかわらず、結局キング襲撃の犯人を逮捕することはできず、事件は迷宮入りした¹⁷⁵。政府とイギリス公使館は、当初、この事件の動機が外国人への攘夷であることを念頭に置いたが、やがて、犯行に政治思想的背景はないだろう、という判断に傾いていった。キングは新潟英学校で生徒に對して体罰を加えるなど評判が悪く、日頃の素行にも問題があった。

この一八七一年、港での貿易はすでに滞っており、船舶の出入りに関する業務は少なかつたであろう。しかしトゥループは、このこととは別に、出張、事件対処に加えて私的事情も重なり、実は多忙な日々を新潟で送っていたのであった。

（3）暫定閉鎖

一八七一年九月、トゥループは函館への転任を命ぜられ、このことを県庁に告げた¹⁷⁶。この時点では、彼の後任のすぐの赴任は見込めず、その交代要員の新潟着任は、なし崩し的に遅れた。その事情は、イギリス外務省文書を紐解けば以下のとおりであった。

明治新政府が歩みを始める頃、日本駐在のイギリス外交官の陣容は手薄になっていた。イギリス外交官の下賜休暇（帰国休暇）は在勤十年が目途とされており、日本の開港に伴って充実が図られてきたスタッフは、日本国内の激動がひと段落したことと相まって、この頃に休暇を取得する者が相次いだ。公使であるパークス自身、七一年春から、彼の日本

在任で初めての賜暇を得ており、書記官アダムスが公使代理をつとめていた。ラウダーもイギリスで休暇中であるうえに、同年十月から休暇に入る者が二名、その他にも健康上の理由で休暇を申し出ている者もいた。公使代理アダムスは、本省と連絡を取りながら大幅な人事異動を検討せざるを得なかった。

その中で、領事官が一名しかいない函館において、その領事ユースデンが同年十月から休暇に入ることになった。そのため九月下旬、トゥループは本省の正式な決定を待たずに、新潟から函館に向かうよう公使館から指示を受けたのであった。トゥループは領事館の書類等の保管を県庁に依頼し、新潟を去った。現実に函館をまったく不在にはできない、というのが公使館の判断だったのである。

しかし、トゥループの後任はすぐには新潟へ来なかった。後任人事が手間取っていたからである。全体の人事異動を決定するにはまだ時間がかかった。アダムスは本省と協議を重ねた。一八七一年十月七日には本省に対して「新潟には現在誰もおらず、後任にはエンスリーを指名したものの、現在彼が駐在する兵庫・大阪は休暇に入る者もおり手薄で、すぐには彼を転任させることはできない」と伝えた¹⁷⁷。また、これと重なる時期、兵庫・大阪では、現地のイギリス人コミュニティによって、エンスリーが同地で引き続き任務にあたるよう公使館に働きかけていた¹⁷⁸。あるいはこのことも、エンスリーの転任決定がずれ込んだ理由の一つであるのかもしれない。

さて、十月二十一日、アダムスは「トゥループによれば、新潟ではイギリスの利害がからむ事柄は少なく、すぐに後任者が赴任せずとも問題ないとのことである。新潟領事代理はエンスリーとすべきか、それとも他の者にすべきか、今年中には電信で指示願いたい」と本省に伝えた¹⁷⁹。これを受けて、イギリス外務省は休暇中のパークスの意見も求めながら、ようやく一八七二年一月、エンスリーの新潟転任を最終決定した。

こうした事情から、勝楽寺にあるイギリス領事館はしばらく本国からの官員が不在となった。しかし、領事館用スペースの賃借は継続され、地元の書記・味方尚作らがその管理にあたった¹⁸⁰。

エンスリーの新潟赴任は、一八七二年五月二十七日であった¹⁸¹。ここにトゥループ離港以来の、ひと冬の駐在外交官不在が解消された。

イギリス外務省文書の記録によれば、ジェームズ・エンスリーは一八六一年二月に公使館のオランダ語通訳として採用された。開国まもない頃、日本では英語を使える者は少なく、英語話者と日本人が話し合う際には、オランダ語を介していた。すなわち、英語・オランダ語、そしてオランダ語・日本語と二度の通訳を介してお互いの意思を通じ合っていた。やがてそうした時期が去ると、エンスリーは他の同僚と同じ扱いでの外交官活動に入っていた。一八六六年からは箱館勤務を経験し、その後、新潟赴任の直前には兵庫・大阪領事館で副領事代理をつとめた。

エンスリーが赴任した時期の新潟港は、すでに外国貿易が停滞していた。新潟にイギリス居留民はおらず、外国船の入港もわずかであった。短い赴任期間のエンスリーだったが、

彼の任期は小蒸気船「新潟丸」の運航が開始される時期と重なった。新潟丸は「新潟佐州夷港外国人居留取極」の第三条に基づいて、新潟港とその補助港である夷港との貨物と旅客の運送のために日本政府が配置したものだ¹⁸²。赴任して約ひと月の七二年七月一日、エンスリーは、小蒸気船「新潟丸」の使用規則に関するドイツ領事ライスナーと平松県令との交渉に加わった。新潟丸の諸元について詳細を承知し、賃料などの使用条件を協議するためである。その後、平松県令がまもなく転任となったため、新たに県令として着任した楠本正隆と更に交渉を重ね、同年九月七日（明治五年八月五日）、「蒸気船新潟丸運送規則」が合意された¹⁸³。

イギリス公使館が一八七二年の各領事からの商業報告をまとめたものの中には、新潟においてエンスリーが七二年八月一日付で公使館に宛てた報告が含まれている。これは、当該年の半ばすぎにすでに記されたものであり、本来の年次報告ではない¹⁸⁴。しかしながら、当時の新潟港をめぐる状況を的確かつ詳細にまとめたものと評価できよう。報告は長大であるので、ここでは以下、筆者の要約によりその概要を示す。

新潟町は越後で最大の町であり、行政の中心地である。しかも出羽から加賀に至る豊かな地域の中央に位置し、内陸方面に向かって多方面へ伸びる水路が発達している。鉱物資源の豊富さは資本と才覚がある者の関心をそそらずにはいない。米の移出量は多大で、様々な生産地との距離は横浜よりも近い。会津の鉾山、越後の茶、出羽・奥州の生糸といった産業は発達しつつある。

こうしたことから、新潟が着実に発展の道を歩んでも不思議ではないのだが、実際には新潟における外国貿易は減少している。そしてまもなく終わりを告げるであろう。その原因は、誰もが容易に指摘できることである。それは、信濃川河口の浅瀬であり、港に適当な碇泊地がないことである。

港は、外国船に限らず日本の平底船でさえ安全が確保できない。このことは船主、代理店、保険会社に広く知られている。外国船の寄港は昨年六月が最後であり、船長たちは新潟に入港する危険を冒すのを嫌っている。横浜から新潟へ航行してもよい、と意思表示した船長がいたが、それはロンドンへの航行よりも高い運送料が条件であった、という話もある。保険会社は新潟港への航行に対して厳しい姿勢で臨んでいる。信濃川の左岸に土砂の堆積が進んでいることは、地元の商人らにとっても大きな不安である。

また、新潟港での船荷の陸揚げも危険で経費が嵩む。好天でも浅瀬を越えられないことがしばしばで、荷船と人夫にかかる経費は、他の条件の良い港よりも高くつく。浅瀬のリスクは保険の対象とならない。

佐渡の夷港には運上所の職員が常駐しているが、様々な欠点があり、補助港の役割を果たすのは困難であろう。新潟港との約三十マイルを小船で人や貨物を運ぶことは危険であるし、保険もかからない。取極に基づく小蒸気船はようやく運用開始となったが、馬力は小さく浅瀬を越えるには不安がある。また一隻では便が悪く、やはり保険がかからない。

二つの港に施設を維持し、あるいは船や人夫の手配を行うには、その分だけ経費も時間も余計にかかる。しかも佐渡と新潟は行政管轄が別で手続きが煩わしい。佐渡自体での輸出・輸入はまったく期待できない。

新潟との間で貨物を輸送する手段としては、横浜であれば陸路も考えられる。しかし道路事情が悪いうえ、経費・遅延の恐れ・リスクとも、海運と比較して決して有利とは言えない。保険もかからない。陸路での輸送に関しては、地域事情を知り抜いている日本の商人が圧倒的に有利となる。新潟と横浜では商品の価格差が大きいので、日本商人のやり方であれば様々な経費を吸収して利益を出すことが可能だが、外国商人にはそれは望めない。したがって、陸路・海路とも、価格が低いからと言って外国商人が新潟で商品買付を行うことは極めて考えづらい。外国からの輸入に關しても事情は同じである。新潟には旺盛な需要があるが、外国商人にとっては常識的なコストの輸送手段がない。そのため、繊維品・砂糖・釘鉄などの輸入品は、すでに日本商人が新潟で大量に扱っている。

さて、新潟の港運と発展に關心がある者は、このような事情を熟知しており、信濃川の状況を何とか改善したいと考えている。これまでも流路の改良工事などが試みられてきたが成功していない。その一方で、内陸部の堤防が貧弱なため、河川の氾濫を防ぐ効果的な手段がない政府は、大規模な分水工事を開始している。信濃川下流部の川水が大幅に減少すれば、河口の土砂堆積は当然更に進むことになり、港は破滅的な状態になるであろう。

新潟を「西海岸の条約港」の名にふさわしい港にするには、とにかく河口の浅瀬を除去することである。分水工事などは即座に中止し、夷港は閉鎖し、それらにつき込まれていた資金、及び新潟とその周辺の住民への少額の課税を元手として、浅瀬を除去するための工事を行うべきである。

新潟港を閉鎖して他の港を外国貿易に開いたらどうか、という議論を耳にすることがある。しかしこのことは新潟開港を決定する際に十分に検討されたことであり、専門技術と資金とが少し加われば、主要港湾として繁栄し得る条件を備えているのは、やはり新潟である。港が現在の状態のまま放置され、しかも信濃川分水路が完成してしまえば、新潟港はわずか数年で破綻をきたしてしまうであろう。そして、交易にまったく適さないと見做された新潟からは、現在居留しているわずかな外国人も皆立ち去ってしまうであろう。

以上の報告を受けたのは、アダムスを引き継いで公使代理の任にあたった書記官ワトソン (Watson) であった。ワトソンは、早速、新潟を訪問した。そして、港の現状を確認し、新潟領事館は現状の体制を維持する必要はない、との結論を出すのであった。以下は、本省に宛てた七二年九月三日付の、その報告である¹⁸⁵。

「八月二十日午前、英国艦サラミス号で新潟に到着した。しかし浅瀬を横切ることができず、また、まったくの好天であるにもかかわらず、小舟で浅瀬を越えることが危険と思われる。そこで、注意を喚起するため銃を発砲した。二時間後にエンズリー氏が解船でサラミス号に近づき、ようやく彼とともに新潟に上陸した。このような底の平

たい船でさえ入港時に一回、出港時には二回、浅瀬に乗り上げかけた。エンズリー氏が「現在、新潟で領事として果たすべき業務はないし、今後もそのような業務が生じることはないだろう」と述べていることはすでにお伝えしたところであるが、私はこのエンズリー氏の言葉に何も付け加えることはない。新潟領事館の維持のために費やしている年間一、一三〇ポンドは不要であるし、エンズリー氏にも別の場所で活躍してもらったほうが有益というものである。

新潟港の発展を阻む浅瀬の除去を行うかどうかは、日本政府の判断である。このことはこれまで何度も指摘しているにもかかわらず、日本政府は莫大な費用が見込まれるこの工事に着手しようとしなない。そこで、新潟の領事館は一時的に引き揚げてしまいい、必要が生じたらまた誰かを派遣することとしてよいのではないか」

新潟領事館の処理にあたっては、港そのものに対する判断に加えて、もう一つ考慮されるべき要素があった。それは、「新潟領事」ラウダーの存在である。

ラウダーは、初代領事として新潟に駐在した後、横浜勤務を経て二年近くイギリスで休暇を取得していた¹⁸⁶。イギリス外務省文書に沿って、更にその後のラウダーを追うと、七年五月、妻と子一人とともにイギリスから出航し、同年七月には再び日本にあった。ラウダーはイギリスで休暇中に法廷弁護士資格を取得し、法律を専門としたキャリアに意欲を燃やしていた。また、日本に戻ると、ラウダーは、明治政府から横浜税関の顧問就任というオファーを受けた。だが公使館の意向は、ラウダーをまず本来の職務地である新潟に戻すことだった。ラウダーにとっては、もはや新潟駐在に戻るといふ選択肢はなかったようである。熟慮の末、ラウダーは九月五日、ワトソンに対して、イギリス外交官の職を辞することを伝えた¹⁸⁷。ラウダーがこのように身を処したことで、新潟領事の職名を有する現職をどのように処遇するか、という問題が消滅したことになる。

ワトソンは、前述の新潟訪問の報告を行ってまもなくの九月十二日、改めて本省に対して「新潟は副領事館に格下げしたい。どのように考えても新潟に領事ポストが必要とは思えない。当面は、新潟には領事官の派遣は不要である」と正式に伝えた¹⁸⁸。やがて本省はこれを了解した。

これに先立つ九月六日、ワトソンはエンズリーに対して「都合がつく限り早急に大阪へ転任されたい。警備官は新潟に残してもよいし、江戸へ行くよう貴君の判断で命じてもよい。イギリスの利益に関わることが今後とも新潟で生じうると考えるのであれば、貴地に滞在する西洋人紳士二名のうちいずれかにその任務を委ねるよう」と指示した¹⁸⁹。赴任の際には新潟行きを敬遠する様子を見せたエンズリーだが、今度は早くも九月十六日に新潟県庁へ離任の通知を行った¹⁹⁰。この時点で新潟に滞在していた西洋人はわずかで、宣教師と県雇用の数名を除けば、ドイツ商人のライスナーとウェーバーの二名である。エンズリーは、この二名のうちドイツ領事を兼任しているライスナーに領事事務を委任した。九月三十日、エンズリーは、以降イギリス船が新潟に入港した場合に手続き上必要となる書類・用紙類、それに領事館の公印をライスナーに預けた¹⁹¹。エンズリーはやがて新潟を去

つていった。

以上が、七二年八月のエンスリー報告及びワトソンの新潟訪問以降、足早に進められた新潟領事館の暫時閉鎖の経過である。こうして、エンスリー及びワトソンの強い意向によって事柄が運ばれ、領事館は一時的に閉鎖された。そのため勝楽寺は引き払われた。

第三節 後半期の領事館

(1) 再開まで

エンスリーが新潟を去り、領事は不在となった。しかしながら、この間イギリスの新潟に対する関心が全く失せてしまったわけではなかった。このことを示す動きを、以下にくつか記す。

一つには、新潟副領事の任命である。エンスリーが新潟を離れた翌年の一八七三年七月、イギリス外務省はトゥループを新潟副領事に任命した¹⁹²。同年四月一日に遡っての任命であった。この時函館領事代理をつとめていたトゥループは、しかし、六一年の日本着任以来の賜暇を初めて得て、イギリスへ帰国する意向であった。トゥループは七三年八月六日に日本を離れ、九月下旬にイギリスに到着した。同年十一月十四日には、トゥループは彼の新潟副領事任命とこうした帰国休暇との関係について、「日本を出発する前には、私の新潟副領事任命が承認される見込みであることを、公使から教えていたがなかったし、正式な任命の知らせが江戸に届いたのも私の出航後であった」と本省に伝えている¹⁹³。休暇は当初一年間の予定であった。しかしトゥループはこの休暇を延長した。翌七四年六月には、「予定どおりの休暇期間で七月末又は八月初めに起航すると、日本には年末に向かう時期に到着することになり、そうなると真冬近い季節に家族を任地の新潟に連れていくことになるので、それは私には現実的でないと思える。また、もう十年間も味わっていない、母国の夏と秋をじっくりと過ごすという経験は、私の健康にとってもこの上ない良い効果があると思う」として、翌七五年二月まで半年の休暇延長を申し出た¹⁹⁴。そしてこれが認められた。こうして、新潟副領事の職名を有する者の着任は遅れた。

もう一つ、領事館空白期のイギリスの新潟に対する関心を示すものとして、この間の公使館員の新潟短期派遣がある。七三年には派遣はなかったが、七四年、七五年には、各々新潟での交易シーズンの終わり頃、若手の公使館通訳生がパークスからの命を受けて、港の状況、町の状況、あるいは信濃川分水工事の進展状況などの調査に赴いた。それらの調査の結果報告は、他の開港の年次報告とともにまとめられ、新潟に関する年次報告を代替するものとして本国へ送られた。

一八七四年の九月に新潟へ派遣されたガビンズ (John Gubbins) は、到着後、ドイツ領事ライスナーとともに税関倉庫へ赴き、そこに領事館財産が無事保管されていることを確認した¹⁹⁵。二年前の十月の暫定閉鎖にあたり、残された事務所備品類は新潟税関の石庫に預けられたのであった。翌七五年の九月に同じく視察を命ぜられたウィリアム (William

Woolley)も、新潟税関倉庫の領事館財産を確認した¹⁹⁶。そして、かつて領事館を所在させていた勝樂寺がこの年の三月の火事で焼失してしまい、現在再築中であることをパークスに報告した¹⁹⁷。パークスはウーリーを新潟へ派遣したことについて、十月十八日、本省に対して「新潟での我が国の利害関係は少ないことから、彼の地の公館は閉鎖されたままであるが、私としては、彼の地の現地事情を探るため、今年も館員を派遣しておくべきと考えた。適当な時期になれば公館をいつでも再開するのだという、我が国の権利を主張しておく、という意味もある」と伝えた¹⁹⁸。時宜が得られれば新潟での公館を再開させる、というのがパークスの意思であった。

さて、副領事の任命を受けていたトゥループは、一八七五年二月二十五日、本国での休暇を終えて妻子と使用人を伴ってサウサンプトンを出航した¹⁹⁹。先述したウーリーの新潟視察の半年ほど前のことである。しかし、横浜に到着したトゥループは、すぐに新潟に向かうことはなく、兵庫・大阪で館務に就いた。この時期、兵庫・大阪領事館では領事が不在となっており、トゥループは同年五月から当面一年間、兵庫・大阪で領事館業務の支援に回るようパークスから指示を受けたのである²⁰⁰。

その一方で、トゥループが同地での職務と並行しながら、翌春に見込まれる新潟領事館(副領事館)の再開に向けて準備を進めていたことが窺える。その準備とは、一つは現地スタッフの確保、もう一つは宿舍探しであった。この二つをほぼ同時に進行させた。

現地業務で彼の片腕となる書記に関しては、前回赴任時にもその職に奉じていた味方尚作に打診した。味方はこの頃、新潟町の小学校の運営に携わっていた。すなわち、一八七二年に我が国に学制が公布された後、新潟において五つの小学校が設立されたが、味方はそのうちの一つの第五小区小学校で句読教師などをつとめ、併せて五校の経費出納を総括する主計掛にも任ぜられていた²⁰¹。トゥループは新潟居留商人のライスナー(ドイツ領事)やウエーバーを通じて味方と連絡を取り、領事館再開の折には再び書記として尽力してくれるよう強く懇願した²⁰²。

一方、新たな建物探しも必要であった。一八七六年一月十七日、トゥループは神戸から公使館に対して、「今春の新潟副領事館再開が近づいてきた。かつて領事館を置いていた寺は昨年春に焼失してしまったため、副領事館となる新たな物件が必要であるが、この件に関しては私に裁量権を与えてほしい」と伝えた²⁰³。そして、「新潟在住の知人が知らせてきた」という三つの借家物件を、当面の宿舍候補として公使館に伝えた²⁰⁴。実際の入居の半年近く前から物件探しに着手していたということになる。

トゥループは同年四月半ばには領事館設置にかかる経費見積書を神戸から公使館に提示した²⁰⁵。そこには、書記のほか雑役夫・門番・夜警の、計四名の現地スタッフの給与・賃金が含まれていた。五月からは借家の家賃支払いも始められていた²⁰⁶。早ければ五月中にも新潟に着任する予定だったからである。だが実際のトゥループの新潟着任は、神戸で彼が担当していた領事裁判の決着がついた後、ようやく七月三日になってからであった²⁰⁷。トゥループは、先述した三つの物件のうちの一つに入居した²⁰⁸。間取りは、四部屋とキツ

チン、それに使用人の部屋であった。小さな小屋も附属した。家賃は月十八ドルであった。これとは別に、新潟着任後、税関倉庫に預けておいた備品類の保管場所として、近くの家屋の一部を借りることとした。こうして新潟のイギリス政府公館が再び設置された。

その後半期の新潟イギリス領事館の所在地については、「家系本録写」には「兼テ依頼ニ依リテ、同年四月中ヨリ、領事館、寄居大畑通壹番町第十拾六番地、小田平十郎屋家ヲ仮設ス」と記されている。別の日本側史料²⁰⁹では、味方尚作が家屋賃借の解約時に差し出した書状（明治十二年九月二十七日付）に、領事館の所在地が「寄居西大畑通一丁目千十六番地」と記載されている。双方の表記に若干の違いはあるが、一八七六年以降のイギリス領事館（副領事館）の所在地は旧寄居村の大畑あたりであったことは確実であろう。もっとも、この一帯の町名・地番はその後変更されている。なお、イギリス外務省文書からは、領事館の家主がオタ・ヘイジロ（Ota Heijuro）であること、借家にはトゥループが入居するしばらく前まで、ある西洋人が居住していたこと、更には、この建物が沼地を埋め立てたばかりの土地と隣接していること、といった周辺情報が記されている²¹⁰ものの、町名・地番の記載はない。

（2）トゥループの二回目の赴任

一八七六年七月三日、トゥループは新潟に着任した²¹¹。領事館閉鎖の前にエンズリーがドイツ領事ライスナーに預けていたイギリス船入港関係の書類や、この間の入港記録などは、七月二十五日に受け取った²¹²。

トゥループのこの二回目の新潟赴任に関して、まず述べるべきことは、彼が副領事館の建物新設に向けて積極的に動いたことである。引き続きイギリス外務省文書の基づき、その経過を足早にたどると以下のとおりとなる²¹³。

トゥループは当面確保した大畑の民間家屋は、領事館活動を行っていくには手狭であり、あくまでも一時的な仮住まいと考えていた。ここに定住するのであれば大規模な増改築が必要だった。しかし現在の建家に中途半端に手を入れるよりも、新たな土地に領事館を新築することを望んだ。すなわち、入居から二週間も経たない七月十五日には、領事館の営繕を所管する上海の工務局に対して「建物を増改築してもよいのだが、この場所はすぐ隣が沼を埋め立てたばかりの土地であり、健康的な所ではない。家自体も新しいものではないし、私の経験からして日本家屋を増改築しても高くつき、その割に満足する結果にはならない。少なくともあと三部屋、それに新しい台所、倉庫も必要である。こうしたことから、私としては別の場所に副領事館の建物を新築することを望む」として、千坪の土地に恒久的な副領事館となる建物を新築することを提案した。この提案に対する上海からの具体的な回答は、史料では明確に確認できないものの、トゥループのその後の返答から推測すると、土地については「実質的に売り渡しになるような長期借地とすること。ただし借地面積は三百坪程度しか認めない」との条件が付けられたものと推測される。トゥループがこの条件で行った土地所有者との交渉は、結局相手方が難色を示したために成立に至ら

なかった。また建物についても、営繕担当者の回答は「建築面積を二部屋分縮減するように」というものだった。これに対してトゥループは、こうした中途半端な規模縮小が経費面も含めて結局得策でないことを指摘した。また、新たな領事館の候補地として、「他に、砂丘地の更に下の、全体で四百五坪の土地や、あるいは川沿いの三百十五坪の土地も挙げられる。もつとも、こうした町中の土地は他の家屋と隣接しているので、火災の心配が大きい」ことなどを伝えた。トゥループは、冬が近づくと砂丘地での建築工事は難しくなる、として、早急な判断を求めた。しかし、上海との折衝は二ヶ月近くに及んだうえ、この期に及んで「本件は本省との協議が必要」との返答が伝えられた。これは実質的に判断保留の先送りという意味を含んでいたと捉えられる。九月半ば、トゥループは領事館新築を断念した。そして、現在の借家の修繕や、物置スペースの確保、あるいはストーブ等備品購入など、近づく冬に備えた暫定措置の了解を取り付けることで、そのまま小田平十郎の借家に入居し続けることを甘受した。

ここで留意すべきは、新潟イギリス領事館の現実の所在地となった建物は、前半期の勝樂寺、後半期の民間家屋とも、イギリスとしては仮の領事館の位置づけであった、ということである。そもそも大國イギリスの領事館が、我が国の開国まもなくの暫定的な時期は別として、本来的に寺や民間家屋の間借り、ということはあるまい。領事館新設への右のトゥループの努力は素直に理解し得るものである。しかしながらこれが実現しなかったのは、イギリス側の事情の他に、新潟ではそのための借地が得づらかった、ということがあったと本論筆者は考える。上海にあるイギリスの工務局は、領事館の用地は実質的に売渡しに近い長期借地であることを条件として付したが、そのような借地を新潟においてこの時点で確保することは至難だったのである。このことに関しては、第Ⅲ部において状況を詳しく明らかにしていきたい。

さて、トゥループが赴任した一八七六年には、結局のところ外国船は一隻たりとも新潟に入港しなかった。開港以降初めての事態であった。その一方で、新潟の近代化は進展していた。とりわけ、勝樂寺の領事館が閉鎖されたのと同じ七二年に新潟に着任した楠本正隆県令により、産業はじめ都市環境、教育などの近代化も急速に進められていた。銀行も整備され、三菱会社など国内蒸気船による輸送も開始された。しかし外国貿易は増進しなかった。また、開港当初は盛んであった外国船による開港間輸送も低調となっていた。

それでも、新潟の外国貿易港としての潜在力についてのトゥループの評価は、前回の赴任時と変わらなかった。このことは、彼が記した一八七六年に関する年次報告から確認できる²¹⁴。トゥループは七七年二月十五日付の報告書において、開港以降八年間の港の輸移出入の概要、地域の産業・天然資源、交通事情や港の整備状況などに詳しく触れ、更には、これもまた前回の赴任時と同様に、新潟を発展させるための方策を改めて提案した。その提案とは、新潟・函館間を軽量の蒸気船で結び、この間を、年間を通して機動的に輸送可能とすることはどうか、というものであった。函館から横浜までは十分な輸送手段が確保されているので、そうした小型蒸気船の運航によって、大型船の出入港には不向きな新潟

港の欠点を補うことができるはず、というのである。以下は、港の将来展望についてのトゥループの考えである。

「新潟港が開港してから、外国との直接交易はほとんど行われていない。また、最初の一、二年間ほどは、外国船を使って沿岸貿易がごくわずかながら行われたことがあったが、今は完全に中止状態である。また、日本の蒸気船による貿易もわずかで、昨年度の貿易量は、使用された蒸気船の数量との比率からすると、取るに足らないものになっている。私はこれまで何度か新潟港の問題点を指摘してきたが、それは私の指摘を待たずとも自明である。夷港を新潟港の補助港として使うことによりその欠陥を補おうとする試みはうまくいっていないし、実際的と思えない。したがって、新潟港は外国貿易に適さないと結論づけるか、外国貿易が可能なように何らかの策を講じるか、二つに一つと考える。現在のところ、外国貿易からあがる収益は、港湾機械設備維持の経費とは比較にならないほどわずかである。

新潟港を改善すべきことはこれまで幾度となく述べられてきたことであり、ここで改めて述べるのも躊躇するほどであるが、何らかの改善策を講じるか、実質的な貿易港にすることを断念して名目だけの存在に甘んじるか、このうちどれかを選ぶしかない。(中略)

この地域からあがる収益は大きいにもかかわらず、現在のところ投資はごくわずかである。したがって、日本政府はこの地域全体により効果をもたらすと考えられる港施設の整備に投資することを考えるべきである。それは財政的に釣り合いがとれるどころか、必ずこの地域の農業や商業に繁栄をもたらすと思われる」

パークスは、この七七年三月五日付の報告を受け、自らの意見を添えて、本省へ以下のように伝えた²¹⁵。そこからは、トゥループの新潟港に対する評価を、パークスも共有していたことが確認できる。

「一八七六年の新潟の交易に関するトゥループ氏の報告書を送付する。トゥループ氏はこの報告書の作成にあたって、一八六九年に開港して以来の新潟港の交易を調査し、報告書に周辺地域の資源についても記述している。それらによれば、輸送に必要な設備さえ整えば、新潟は交易に必要な自然条件を備えていることが十分明らかである。このことを私は日本政府にたびたび進言してきたが、トゥループ氏の簡潔明瞭な報告をもとに、地域の人々に大きな利益をもたらす当地の沿岸交易推進に向けて何らかの方策を取るよう、日本政府に改めて要請するつもりである」

トゥループの二回目の赴任時における具体的な業務に関して、イギリス外務省文書から確認できることは多くない。わずかに、イギリス人宣教師ファイソンによる借地をめぐる新潟県庁との折衝が挙げられる。七七年四月、ファイソンは新潟区内で民有地の借地を試みた。そして、新潟佐渡夷港外国人居留取極には、外国人が借地する場合には県庁の事前許可が必要とされていることから、領事館を通じてその許可を得ようとしたのであった。ところが、以降その許可をめぐる大きな係争が生じ、トゥループは新潟県令との間で数

度にわたる交渉を行うこととなった。問題は新潟における外国人の借地一般のあり方に遷移し、領事と県令の協議では解決せず、東京での公使と外務卿の協議事項となった。そして、この協議は両者のあいだで延々と継続されていくこととなるのである。第Ⅲ部で改めて問題の全体を詳述する。

七七年の秋、トゥループは、日本で任務にあたる外交官スタッフ全体の人事構想のなかで、長崎領事への任命を受けて、同年十月三十一日、家族とともに長崎へ向かった²¹⁶。

一方、新潟へは、彼の後任が派遣されなかった。公使館は、新潟は領事不在でもしばらくは不都合が生じないものと判断したのである。ただし、新潟副領事のポストには、一八七七年四月一日付で新たにウイルキンソン (Hiram Wilkinson) が任命された²¹⁷。ところがウイルキンソンは、実際には新潟に赴任することはなかった。彼は当時、東京の副領事代理を務めており、また横浜イギリス領事裁判所の代理職もこなしていた。イギリス外務省文書からは、法律に詳しい彼の能力は高く評価されており、パークスとしては、ウイルキンソンを実際に新潟に派遣するより、東京や横浜で活躍させることを望んでいた、ということが判明する²¹⁸。

また、「家系本録写」からは、トゥループが去った後は、日本人書記・味方尚作が主人のいない領事館建物を守衛していたこともわかる²¹⁹。この時期に味方が受け取った公使館からの公信等郵送物も、味方家には残されている。

(3) 特需の港活況に伴う領事赴任

一八七八年、新潟港は突然の活況を迎えた。これは、前年からの中国での飢饉により、新潟港から大量の米が大陸に向けて直接輸出されたことが要因であった。その輸出货量・輸出額は開港以来最高を記録した。すでに四月中旬にはイギリス蒸気船ペリーが来港し²²⁰、その後も入れ替わりに外国船や三菱会社の大型蒸気船、帆船が新潟港を訪れた。頻繁な船の寄港に伴い、領事館をいわずに臨時開庁する必要が生じ、領事が派遣されることとなった。しかし本来新潟に赴くはずの副領事ウイルキンソンが派遣されることはなかった。ウイルキンソンは、七七年末には東京副領事代理の職を解かれていたが、翌七八年四月からは、横浜においてそれまでの領事裁判所業務に加えて領事業務を兼任した²²¹。

実際に新潟へ派遣されることになったのは、すでにこの地での駐在経験があるエンズリーであった。エンズリーはこの時期、横浜に在勤していた。

エンズリーの新潟着任は七八年七月七日であった²²²。着任後、彼は留守役をつとめていた書記・味方尚作²²³のほかに、新たに雑役夫及び守衛の二名をスタッフとして雇い、前年のトゥループと同じく大畑地区の民間家屋で領事業務を処理した。このことに関して、エンズリーは公使館から、「すでに借り上げてある領事館の家屋に入居されたい。別に事務所を設ける必要はない。六月末までの家賃と書記の給与は公使館から支払い済である。トゥループが昨年十月に解雇したスタッフを雇ってもよい」との指示を受けていた²²⁴。

この後、三ヶ月半に亘るエンズリーの新潟での業務の中心は、明らかに出入港船舶及び

輸出に関する支援・手続き的業務であったと考えられる。この点では、前々年・前年のトウループとは異なっていた。エンスリーが着任した七八年は、彼自身の報告によれば²²⁵、イギリス船の入港が前年の二隻から九隻へと増加した。また、イギリス以外の外国船も前年の一隻から七隻（ドイツ三隻、ノルウェー・フランス・アメリカ・デンマーク各一隻）へと増加した。新潟へ領事を派遣していない国、すなわちドイツ以外による船舶運航の場合、新潟に唯一の専任領事官として派遣されたエンスリーへ出入港関連業務を委任していたということが推測される。更には、この年には三菱蒸気船の往来も頻繁であり、それら船には、例えば横浜のイギリス商社扱いの荷があったかもしれない。新潟でのエンスリーは、開港場の領事としての通常の業務で十分に多忙であったと考えられる。

エンスリーは、また、前回の赴任時と同様、この年も長大な報告書を作成している²²⁶。報告事項は港運・商品に関することはもとより、新潟とその周辺地域の人口・産業一般・学校・病院など広範囲に及ぶ。特に米商会所における先物取引と、新潟監獄における施設及び収監者の様子の記録は微細に至る貴重なものと言える。しかしここでは、港周辺に関する内容に限って彼の報告の一部を確認しておきたい。

「地元の商人たちは、東京や横浜にある大きな日本の会社の在庫品を購入するほうが自分たちに利益があると考えており、したがって、通常は新潟に拠点を置く外国商人と契約を結ぼうとはしない。東京で売りに出されている様々な商品からこの地域の需要に合った品目を選ぶことができるだけでなく、彼らの場合、輸送はいざとなればどうにでもなるので、新潟までの輸送に関する保険料の割増を払わずに済む。新潟の外国商と取引を行おうとすると、どうしてもこうした保険料が商品コストを押し上げてしまう。南方から茶、絹などの地元産品を運んでくる荷馬の持ち主に頼めば、ほんの少しばかりの料金で済み、これが横浜からの商品輸送の非常に有利な方法となる。（中略）

新潟港の施設について、より正確には同港の風避けのない投錨地のことについては、私や他の者のこれまでの報告書ですでに十分お伝えしているので、非常に悩ましいこの問題について私がここで長々と論ずるのは退屈な繰り返しになるうかと考える。浅瀬はこれまでどおり不都合な状態のままである。しかしながら、当地の切実な要望がようやく十分に認知され、二名の外国人技師によって、中央政府でこれまでしばらく真剣に検討されていた全面改修計画が、まもなく実行に移されるものと期待されている。この急を要する計画のため、多大な額が割り当てられた。工事が実行されれば、危険きわまりないこの浅瀬はほどなく過去のものになることが確実に見込まれる。技術を駆使するこの事業の結果として、信濃川河口の水深は十八フィートになる（現在は五フィート五インチから九フィートしかない）。これは間違いないく大きな改善であり、通常の大きさの航海用船舶が川に入ることも可能になる」

この時期、明治政府は東北開発計画を打ち出し、その一環としての新潟港の整備が現実味を帯びていた。右の報告には、開港初年から一向に改善をみない港施設の不備とともに、

ようやくその不備の解消に向けて動き出した現状が記されていた。

この報告を受け取ったパークスもまた、前年と変わらぬ彼自身の新潟港への期待感を次のように添えて、本国へこの報告書を回付した²²⁷。

「喜ばしいことに、天皇巡幸に同行して新潟を訪問し先般帰京した大蔵卿から、信濃川河口の浅瀬を除去する工事が来春には開始となり、二年後には河口の水深は十八フィートは確保されるだろう、との情報を得た。良好な港施設が提供されることによつて、新潟の外国交易・国内交易の発展が促進することが期待される。この報告書でエンズリー氏は、同港では灯台が適切に機能していないことに触れているが、この点については内務卿に申し入れを行おうと考えている」

七八年十月十九日、パークスはエンズリーへ、交易シーズンが過ぎたことから新潟での業務を終えるよう指示した²²⁸。エンズリーは同月二十六日に離任した²²⁹。その際、エンズリーは新潟に着いてから雇った雑役夫及び夜警を解雇し、大畑地区の副領事館では、引き続き味方尚作だけがエンズリー赴任以前と同様に留守番役をつとめた²³⁰。

(4) 領事館の閉鎖

翌一八七九年九月二十一日、ウーリーが副領事代理として新潟に赴任した²³¹。このウーリーが最後の新潟駐在領事官となる。

ウーリーは、新潟へ赴任するにあたり、パークスから九年九月十三日以下²³²の指示を受けていた²³²。

「今年の新潟港の外国・国内交易、及び先般新潟町とその近郊で起きた騒動の原因とその規模について、可能な限りの情報を収集されたい。越後の米の収穫は重要な関心事だが、今年外国船による輸出が少なかった理由、及びこの点についての今後の見込みについて調査されたい。信濃川河口の浅瀬を深くする改修工事と港施設整備の進捗状況、それに、有効な灯台の設置に向けて何らか措置が取られたかについて調査されたい。居留外国人の現況及び外国人への土地建物貸付の現況を報告されたい。外国人居留取極の履行状況、及びこの取極の変更・改正が必要かどうか見極められたい」

ウーリーは、パークスからのこうした詳細な指示に従つて調査を行い、新潟から東京へ向けての帰路に出立する前に、公使館への報告書を作成した²³³。報告書では、佐渡鉦山の操業状況や、この夏の新潟を襲ったコレラ騒動などについても記されているのであるが、ここでは、港での交易、及び米の輸出減少に関する報告内容を確認しておきたい。この年は、外国船・外国商人による交易活動が前年から一転して、著しい低迷を見せていた。

「輸入減少の理由を説明するのは難しいことではない。当地での取引はすべて紙幣によつて決済されており（メキシコ・ドルや日本の金・銀貨はほとんど見かけない）、他の開港場では今年紙幣の価値が圧倒的に低いことを熟知していなかった当地の地元商人は、通常はドルで商品を売る輸入外国商に儲けを取らせるほどの高い価格を提示するのを拒んだ。そこで輸入外国商は、新潟で米を買い入れるチャンスがない限

り、当地で商品売って受け取った紙幣を横浜へ送金するしかなく、そのための両替によって大きな損失を蒙るリスクを負うわけである。外国人の荷主としては、今年は米が高値だったため帰り荷として米を買い入れても利益は見込めず、したがって横浜で船を安くチャーターできなかった。実際のところ、新潟での外国輸入貿易は米市場に、すなわちその商人が米を有利な価格で買うことができるか否かに大きく依存する。本国から貨物を積載した風帆船や蒸気船が、例えば横浜に寄港してからも新潟に来るということはこれまでなかった。直接船をチャーターする試みも行われたが、船長あるいは船主がこの考えを受け入れなかった。県令代理の話では、政府は来年、新たに安全な碇泊地及び防波堤を建設する意向とのことだが、これが完成すれば、直接貿易が開始され、交易が活発になっていく可能性はあると思われる。現在行われている貿易は、他の開港場からの再輸入であるし、外国商は輸送力のある三菱会社の蒸気船に対抗しなければならぬ。(中略)

昨年は雨と寒さのため、米の出来があまり良好ではなかった。しかも三菱物産会社及び政府が大量の買い付けを行ったため、米価が高騰し、外国商は市場に入り込むことを阻まれた。しかし、全国的には米の出来が良かったことを考えれば、越後だけでなく日本中で米の価格がこれほど高かったのは異常なほどであった。その理由はおそらく、外国へ大量の米を輸出したこと(開国以来最高の四、四六一、六五三ドルを輸出)、琉球併合を巡る対立が原因で中国と日本の関係が険悪化したこと、それに政府が市場へ買い手として参入したこと、が挙げられるであろう」

右の報告書で、ウーリーは、貿易低迷の背景とともに、前年のエンスリーと同様に港改善への期待を述べている。しかし、公使館は日本政府からすでに別の情報を得ていたのではないか。このことは、公使館がウーリーのこの報告を本省へ回付する際に補足した、以下の文章から窺える。²³⁴

「ここにウーリー氏による新潟の交易に関する報告書を送付する。この報告書はウーリー氏が副領事代理として新潟を短期間訪問した際のものである。ウーリー氏の報告は新潟港の交易に関する詳細を伝えているが、すでに同港の交易からは外国交易の要素が失われてしまっているようである」

さて、ウーリーの新潟駐在は同年十月八日までのわずか三週間足らずであり、極端に短い。それにもかかわらず彼が副領事代理の職に任ぜられたのは、明らかに、彼が領事館を正式に閉鎖する、という任務を帯びていたからであった。

すなわち、ウーリーは、報告用務とは別の任務を同時に与えられていた。右の調査指示と同じ九月十三日、パークスは彼に対して「新潟副領事館として使用している小さな日本家屋はもはや必要ないので、貸借契約の定めどおりに一ヶ月前の解約通告を今月末には行われたい。この家屋を管理している書記に対しても、同様に来月末をもって解雇することを通知されたい。新潟を出発する前に、十月末までの家賃と書記の給与の支払いを済ませられたい」という指示を与えていたのである。²³⁵ 新潟到着から六日後の九月二十七日、ウ

リーは小田平十郎に宛てて、同年十月末日をもって建物の賃貸借契約を解除する旨の通知を行った²³⁶。十月六日、ウーリーは県庁に対しても「当港副領事館は、追って指示があるまで閉館する」と通告し²³⁷、また同日付で公使館に対して「借家解約手続きを終え、家主の「オータ・ヘージロ」に六十円を支払った。また書記にも四ヶ月分の給与六十円を支払い、事務所備品等は、税関長の許可を得て税関倉庫の一つに預けた」と報告した²³⁸。その翌々日、ウーリーは新潟を去った²³⁹。こうして在新潟イギリス領事館は閉鎖された。

なお、新潟副領事職にあったウイルキンソンは、その後もしばらく名目上はこのポストにとどまったのだが、一八八一年の暮れになって、彼が上海の上級領事裁判所に移る予定となったことを受けて、同年十一月二十八日、パークスは新潟副領事館の処置について、以下のように断を下した²⁴⁰。

「ウイルキンソンが予定のポストに任命された場合、新潟副領事のポストは空席となる。私は、この機会に新潟副領事館を廃止することを提案する。新潟でのイギリスの利害は極めて乏しく、しばらく前から領事官は駐在していない。必要が生じれば、その都度、外交官を派遣することで十分である。この廃止により年間六〇〇ポンドの経費縮減が可能である」

こうして新潟副領事ポスト自体も廃止され、新潟におけるイギリスの公館は名実ともに消滅した。

本章末尾に、この章で活用した、領事館書記・味方尚作による「家系本録写」のうち、彼の領事館奉職に関する箇所を掲げる。(異体字は改め、基本的に常用漢字を用いる。適宜読点を付す。)

(前略)

明治二己巳年十一月十二日、東人吉田食干氏ナル者ノ吹挙ニ依リ、当湊旧寺町勝楽寺、英國坂岡士館ゼームスツループ氏ノ書記官ニ奉任シテ、俸金若干ヲ受ク、而シテ氏ト俱ニ、奥羽能賀其ノ他諸州ヲ歴覽ス、明治四辛未年四月、又タ妻君ヲ為迎、氏ト俱ニ横浜湊英國公使ゼリバリ、エス、バーグス氏ニ聘迎ス、同年八月、渡嶋国函館湊領事ニ転任ニ相成リ、但シ領事ハ岡士ノ事名ナリ、而シテ同八月、当湊ヲ辞シ、陸上横浜湊ニ道シ、汽船ニ航シテ任所ニ赴カル、而シテ同氏家具ハ当湊ヨリ和船ヲ雇ヒテ函館へ運搬ス、其十月、同船羽後国由利郡金浦湊ニ於テ難破漂着ス、予則チ同湊へ出張、右漂着家具残品同湊ヨリ函館マデ雇船シ、滞無積入帰湊ノ処、又々同船ニ同国同郡ノ琴浦浜ノ海岸ニ於テ、難破漂着ノ趣キ報知ニヨリ、不得止再度同月翌月ニ亘リ、明春ノ便船ヲ依頼シテ帰湊ス、留主仮館ハ則チ予並ニ下役真田繁太郎ト俱ニ守衛ス、明年四月ニ至リ、交代領事仮官エンズリー氏、下士官某ト俱ニ来湊ニ相成リ、又タ予又タ同館へ奉任スル、前ノ如シ、同氏モ亦タ、其年八月、摂州大阪府領事ニ転任ニ相成ルニ依リ、仮館役庁官物及同氏家具ハ、暫時閉館運上所ノ石庫ニ借蔵セリ、実ニ明治五壬申年八月三十日ナリ、而シテ予ヤ、去春中ヨリツルーフ

氏ヨリ函館へ参航致ス可キ命アリ、故ニ其ノ九月中、佐藤弁吉氏ト共ニ海ヲ航シテ、十一月朔日函館湊へ着シ領事館へ到リ、同氏夫妻君ニ相見ス、然リト蚩モ、予ヤ参湊延期ニテ、既ニ東京ヨリ相馬人ナル森一鶴ト云フ者相雇へ、又タ同人妻子モ当事迎取ノ趣キニ依リ、ツループ氏モ偕々周旅来春四月迄滞館ス可キ旨被申候処、事終ニ不成、同氏ヨリ路費ヲ講述シ、佐藤氏ト俱ニ陸上福山旧城下へ廻リ、同所ヨリ航シテ、津軽小泊り駅へ着シ、同伴五六名ト俱ニ、十一月二十八日、当湊へ到着ス

(中略)

明治九丙子年六月中、英国領事ゼームス、ツループ氏ヨリ、当湊へ再任セラルベキ旨ニテ、去ル明治八乙亥年十月中、来状依頼ノ趣キ、当湊在留独乙国領事エト、ラ井ス子ール氏、同ウ井バー氏ヨリ伝達ニ依リ、又度々書翰ニヨリ、遂ニ職ヲ県ニ辞シ、実ニ明治九丙子年六月二十八日ナリ、兼テ依頼ニ依リテ、同年四月中ヨリ、領事仮館、寄居大畑通彦番町第千拾六番地、小田平十郎屋家ヲ仮設ス、並ニ同通二番町、今泉莊七家屋ヲ切半シテ仮役所トス、同氏ハ翌七月三日、妻君並ニ二男子タルゼーメン氏及ビラベン氏ト、同乳母親シヤレーツ氏、小遣二名、夫婦一男家族、都テ拾名ト俱ニ、又家具ニ至迄三菱郵便船ニ乗シテ着湊ス、内尤モ小遣外ニ五名ハ、先達陸上ヨリ到着ス、而シテ予モ亦タ奉任、前ニ同ジ、而シテ同明治十丁丑年三月中、妻君亦タ一男ヲ産ム、都テ一家予ヲ加ヘテ拾六名ナリ、而シテ同月二十八日、英国軍艦着船シ、同国全権公使セリハリエス、パーグス氏、同大書記官アストン氏、騎兵老名、小遣南京人、並ニ予ノ同寮タル佐久間嘉七氏ト、一同上陸ニナリ、我カ主人ツループ氏ハ、亦タ長崎湊領事ニ転任セラル、故ニ家族一同及ビ家具共ニ、同三十日同艦ノ便ニ乗移シ、晚景ニ発艦シ、同十一月二日、一同無恙任湊へ着艦シタル趣キ、信書ヲ以テ知レリ、後屢々信書ノ交通ヲナス、而シテ公使及ビ其他ハ、同月三十一日払曉五時、川汽船魁丸ニテ長岡町ニ発船ス、其ヨリ三国街道ヨリ東京へ帰府ニ相成リシト云ウ、当領事仮館ハ、同君ノ命ヲ以テ、交代領事セラム、ジヨウ井ルキンソン氏ノ着湊迄ハ、予カ預リ守衛セリ

(後略)

第四章 ドイツ領事館

第一節 領事館の概要と基本史料

(1) 領事館の開設まで

ドイツ領事館は、開設はイギリスよりも半年ほど遅れたものの、一八八二(明治十五)年まで存在した。明治期の新潟において最も長く開設されていた外国領事館であった。しかしながら、その実態はこれまでほとんど知られていなかった。開設・閉鎖の時期に関してさえ、近年に至るまで、定見が得られていたとは言いがたかった。開設・閉鎖の時期についても長く開設されていた、ということさえ、明確に認識されることがなかったと言つてよい²⁴¹。領事館の活動そのものに関しては、その実態は更に茫洋としていた。これには、英語を使用するイギリス領事館よりも、ドイツ領事館のほうが領事館側の一次史料へのアクセスの点において困難があった、という事情もある。

しかし、この点に関しては、本論筆者によるドイツ国内の公文書館の調査により、状況は飛躍的に改善した。とりわけ、ベルリンにあるドイツ外務省政治文書館には、日本語とすれば「新潟領事館の人事・管理」とでも称することのできる一件綴り文書が所在する²⁴²。そこには、領事館の開設・閉鎖に関する指示書・書翰文書、及び領事が新潟から行った年次ごとの報告類、などがまとまって保存されている。本章においては、右の一件綴り文書(以下、「ドイツ新潟領事館関係文書」とする。)をはじめ、ドイツ側の一次史料を活用しながら、新潟ドイツ領事館について考察を行う。

さて、新潟ドイツ領事館には、一八六九(明治二)年から一八八二(明治十五)年まで

表25: 新潟ドイツ領事館の開設状況

	駐在領事官	所在地
1869年(明治2年)	ライスナー (領事) 1869.9. -1882.7 ↓ ウェーバー (領事代理) 1870.5-1870.6 ↑ 北ドイツ連邦領事館 ↓ ドイツ帝国領事館	本町通七番町
1870年(明治3年)		
1871年(明治4年)		
1872年(明治5年)		
1873年(明治6年)		
1874年(明治7年)		
1875年(明治8年)		
1876年(明治9年)		
1877年(明治10年)		
1878年(明治11年)		
1879年(明治12年)	ヘーニンクハウス (領事代理) 1879.9-1880.4	下大川前通三ノ町
1880年(明治13年)		
1881年(明治14年)		
1882年(明治15年)	ヘーニンクハウス (領事代理) 1881.9?	

を通じて、領事職は代理者への短期の委任を除き、アドルフ・ライスナーという人物が継続して任ぜられていた。次節において紹介する本国への報告書は、すべてライスナーの手による。ライスナーは本来交易を営む商人であり、当時日本国内の開港地に多く駐在した名誉領事（商人が兼任した領事）の一人であった。名誉領事には属人的要素が濃い。そのため、ドイツ領事館の場合にはイギリスとは違ったアプローチが必要となる。すなわち、ライスナーという特定の人物を照射することで、初めて領事館に関する理解を深めていくことが可能となるのである。そこで、まずはライスナーの出自から確認し、彼の新潟領事着任、すなわち新潟領事館の開設までの経緯を整理したい。

カール・エーミール・アドルフ・ライスナー (Carl Emil Adolph Leysner) は、一八四〇年八月七日、ドイツ西部のクレーフェルト市で生まれた²⁴³。クレーフェルトは十七世紀初頭にプロイセンに帰属した。十八世紀からは絹織物工業が勃興し、アドルフ・ライスナーが生まれた十九世紀中ごろには、国内でも有数の富裕な町の一つに数えられていた。クレーフェルト市文書館には、この町の三十二の有力な一族についての綿密な家系図を整理した史料がある²⁴⁴。そこには十八世紀中頃を起点とするライスナー家の家系図も収められている。ライスナー家は、町の上層階級を形成する有力商家の一つだったのである。ところが、その一族のなかで、新潟領事となるライスナーの父親は官吏の道を歩んだ²⁴⁵。父ペーター・グスタフ・ライスナーはベルリンやケルンの裁判所に勤めた後、クレーフェルト市長となった。市長在籍は一八四五年までであるから、一八四〇年生まれのアドルフ・ライスナーは父親が市長の時に生まれたことになる。更に父ペーター・グスタフは一八四五年から逝去する一八八〇年まで、実に三十五年の長きにわたってクレーフェルト郡長（クレーフェルト市を含む周辺一帯の行政の長）をつとめた。アドルフ・ライスナーが新潟領事の任命を受けた具体的な経緯は、いまだ不明であるが、彼が絹織物の盛んな町の有力市民の家系の出であったこと、そして父親がプロイセン王国の上級官吏の地位にあったこと、という二つの背景が有力な要因として働いたことが十分に考えられる。アドルフは、少年期には同市において一家とともに暮らしていたが、一八六三年十二月十四日に単身オランダに移った²⁴⁶。しかしその後しばらくの足跡は不明である。

来日時期に関しては、手掛かりとなるいくつかの記録はあるが定かではない。一八六六年にすでに一度来日したとの記録があるというが、これは史料で確認できていない²⁴⁷。また、当時の在日外国人に関する年鑑「ジャパン・ディレクトリー」²⁴⁸には、その一八六八年版に横浜居留地五十六番地に所在したトラウトマン商会 (Trautmann & Co.) の社員としてライスナーの名が掲載されているものがある²⁴⁹。だがこの会社は、日本ではこの年だけ横浜の欄に掲載されているにすぎず、詳細は不明である。また、「ジャパン・ディレクトリー」一八六九年版の人名索引にライスナーの名が掲載されているものがあり²⁵⁰、その名の横にはテキストル商会 (Texter & Co.)²⁵¹と、彼の所属する会社が記されている。このテキストル商会のほうは、日本におけるドイツ系商社の草分け的存在として各種史料で散見される。だが、「ジャパン・ディレクトリー」においてライスナーがこの商社と関係

して登場するのは、やはりこの一度きりである。いずれも、それだけをもって明確な在留記録とするには躊躇を覚えざるを得ず、また、ライスマーがこうした交易会社の一員として一時期横浜で活動していたとしても、そのことと彼の後年の新潟領事就任とを直接的に結びつける材料には乏しい。

ライスマーの日本での記録が明確に残っているのは、一八六八年の戊辰戦争さなかの時期である。すなわち、同年八月二十七日（慶応四年七月七日）、ライスマーが仙台において米沢・会津の両藩士と弾薬等の供給契約を結んだ文書があり⁽²⁵²⁾、しかも、その契約の手付金として二千両を受け取った受領書には、ライスマーの署名がなされている。その署名は本論筆者がすでに様々な史料で親しんだライスマー本人のもので間違いない。この時期の多くの外国商人がそうであったように、ライスマーもまた内戦に乗じた商取引に絡んでいた。この契約では、ライスマーが横浜で一万三千両の弾薬等を調達し、テキストル商会によって横浜から仙台へ次の船便で運び込まれることとされていた。

新潟領事の任命は、それから三ヶ月半の後のことであった。それまでのプロイセンとの修好通商条約に代わる北ドイツ連邦との条約は一八六九年二月二十日（明治二年一月十日）に締結されることになるが、それより以前の六八年十二月十二日（明治元年十月二十九日）、ベルリンでは「商人アドルフ・

ライスマー」をその北ドイツ連邦の新潟領事に任命する旨のヴイルヘルム一世による裁可が下された⁽²⁵³⁾。同年十二月二十二日、ライスマー本人に対する領事任命の正式な指令書が発せられた⁽²⁵⁴⁾。

一八六九年三月五日（明治二年一月二十三日）、フォン・ブランドは明治新政府に対して、箱館・長崎のそれまでのプロイセン領事をそのまま北ドイツ連邦領事として任命することに加え、新たに開港した新潟の領事として「商人」ライスマーが任命されたことを通知した⁽²⁵⁵⁾。

新潟における北ドイツ連邦領事館の開設手続きはこうして進んだが、実際のライスマーの赴

表 26: 新潟ドイツ領事ライスマーの略歴

西 暦	事 項	年 齢
1840.8.7	ドイツ西部クレーフェルトに生まれる	
1863	オランダへ単身移る	23 歳
1866.5.19	来日か(横浜着)	25 歳
1866	トラウトマン商会またはテキストル商会(横浜)に勤務か	
1868.12.12	北ドイツ連邦新潟領事の任命を受ける	
1869.2.20	日本・北ドイツ連邦修好通商条約	
1869.7.24	再来日か(横浜着)	
1869.9.16	新潟に着く(領事着任)	29 歳
1879.9-1880.4	一時帰国	
1882.7	新潟を去る(領事離任)	41 歳
1882.9	ドイツ・クレーフェルトに戻る	
1882.11	イギリス・ロンドンへ向かう	42 歳
1883.4	結婚(以降、3人の子をもうける)	
1885.1	ロンドンからクレーフェルトに戻る	44 歳
1886.5	染織会社(C.A.ケトゥゲン)の支配人となる	45 歳
1896 (?)	年金生活に入る	(55 歳)
1926.12.26	逝去	86 歳

任は少し遅れた。当時の横浜港の SHIPPING・リストには、一八六九年七月二十七日（明治二年六月十九日）に横浜に入港した太平洋汽船グレート・リパブリックにライスナーが乗船していた記録がある²⁵⁶。このアメリカ蒸気船は、同年七月三日にサンフランシスコを出航していた。前年夏の戊辰戦争のさなかには確かに日本にいたはずのライスナーなのだが、この乗船名簿によれば、ライスナーはこの時、アメリカから、あるいはいはずこからアメリカを経由して再び来日したことになる。いったんドイツに戻っていた、ということであろうか。当時、日本からヨーロッパへは少なくとも一ヶ月半、ヨーロッパ内の港から陸路での移動を含めると通常は片道で二ヶ月近くの旅路である。一八六八年八月末には確実に日本にいたライスナーがその後ドイツに行ったとすると、そのドイツでの滞在は、長く見積もって同年十月末から翌一八六九年五月末までの半年あまり、ということになる。このあいだには、ドイツ本国においてライスナーを新潟領事に任命することが決定された一八六八年十二月が収まる。すると、仮にライスナーがこの時期ドイツに戻ったのであれば、領事を拝命することが目的だった、という推測がまず浮かぶ。なお調査が必要である。

一八六九年七月二十七日に再来日したライスナーは、同年九月四日（明治二年七月二十八日）、横浜の公使館において代理公使ブランドから領事任命書を受け取り、新潟領事として国家のために最善を尽くすことを神に対して誓う宣誓書を提出した²⁵⁷。翌九月五日、ブランドは日本政府へ、近々にライスナーが新潟に赴任することを伝えた²⁵⁸。九月八日、ライスナーは横浜からイギリス蒸気船オーシャン・クイーンに乗って新潟に向かい、同月十六日に新潟に着いた。そして、その日のうちに、自らの着任を新潟県庁に宛てて「拙者儀、オセアンクイン号ヲ以テ、本日着港致シ候間、明朝十時前ハ何時頃拜謁可致哉、御都合御報知被下度候」と通知した²⁵⁹。また同じ史料には、「八月十一日（一八六九年九月十六日―筆者）、獨乙北部連邦領事館ヲ、本町四之町池田屋市三郎貸家、同国商ウエーブル借用ノ部内ニ置ク」ともある²⁶⁰。

以上が、ライスナーが新潟領事として駐在を開始するまで、すなわち在新潟ドイツ領事館が開設されるまでの経緯である。

（２）領事館の基本的性格

こうして開設されたドイツ領事館の基本的性格について、まずは以下の四点をまとめておきたい。

第一には、領事ライスナーは一義的には商人であった。領事とはいえ名誉職であり、本国や公使館から政府公館と呼びうるような公的施設が用意されることはなく、家屋敷は自ら工面した。一八六九年九月、ライスナーが新潟に赴任する際、フォン・ブランドは日本政府への事前通告のなかで「我が国の領事が新潟での居所を見つけるまでの宿舎として、いずれかの寺を手配願いたい」と要請している²⁶¹。ライスナーは、おそらくは宿のあてもなく単身で新潟に乗り込んできたのであり、本国政府は、本業が商人であるライスナーに宿舎を手当てする意向はなかった、ということを読み取ることができる。また、領事とし

ての報酬を得ていた形跡もない。領事として庇護すべきドイツ人居留者から登録料・手数料を徴収していた記録はあるので²⁶²、おそらくはそれらのわずかな額が彼の領事としての収入だったのであろう。

商人としてのライスナーは、来港当初から同国商人のウェーバーとパートナーを組んでウェーバー・ライスナー商會を営んだ。七四年にはこのパートナーを解消しライスナー商會として独立した。「ディレクトリー」で新潟についての記載が始まる七四年以降、ライスナーの名は公的機関のカテゴリのなかに領事として掲載されるとともに、私人としては右記の商會を営む者としても掲げられている。「ディレクトリー」一八七八年版からは、商人から保険代理業へと職業が変更されている²⁶³が、後述する彼の年次報告からも、また新潟新聞に掲載されている彼の記事からも、以降、商人としての彼の活動実態が失われたとは考えられない。

第二には、ライスナーの領事活動・商業活動・生活の場はほぼ一体であったと考えられる。すなわち彼の居所が領事館所在地ということになる。領事館という言葉から想像しがちな瀟洒な洋館があったわけではなく、外観・造りは基本的に一般日本民家そのものであったと推測される。ライスナーの着任は開港初年であったし、外国人居留地がなかった新潟では、その後もわずかな洋館しか建てられなかった。

その領事館は、前半期は現在の中央区本町通七番町（当時の呼称は新町通あるいは本町通四之町、のち七番町）にあつた²⁶⁴。当初はウェーバーの借家に同居し、やがてウェーバーとは隣接する家屋に別々に住んだ²⁶⁵。

一八七七（明治十）年一月三日、ライスナーは下大川前通三ノ町への領事館の移転を新潟県庁に通知した²⁶⁶。すなわち、この下大川前通三ノ町二一七七〜二一七九番地が領事館の後半期の所在地であると特定できる。しかも建物の形状も確認できる。一八八二年に新潟を去る際、ライスナーはこの土地建物を地元商人に売却したことが「新潟町会所文書」に記録されており²⁶⁷、加えてその地元商人がライスナー離港と重なる時期にこの建物らしき貸家の新聞広告を掲載しているからである²⁶⁸。そこからは、この貸家が広い母屋のほか土蔵を二つ備えた、いかにも商家らしい造りであったことが窺える。立地自体が信濃川の河岸であったことと相まって、ライスナーの後半の本拠地がまさに交易商人にふさわしいものであったことが容易に想像できる。

第三には、ライスナーはほぼ十三年間にわたって継続的に新潟に在住した。新潟領事館の管轄区域は現在の秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県であったが²⁶⁹、ライスナーがこの管轄区域を離れたことが史料で確認できるのは、表27に示した七回である。当時、外国人による国内旅行には厳しい規制が課されており、外国人遊歩区域を越えた内地旅行には事前許可が必要だった。したがって上記以外に史料に出てこないライスナーの内地旅行があつたとはあまり考えられない。表27からわかる状況を反対解釈すれば、ライスナーは十三年間の新潟滞在中、欧州へのただ一回の半年余の休暇を除けば、せいぜい一、二年に一回の頻度でしか新潟を留守にしなかった。しかもこれらの旅行の多くは、移動が容易

表 27: ライスナーが在任中に領事館管轄区域を離れた記録

時 期	内 容
1870(明治3)年 夏	通商司新潟支署による通商への妨害に対する抗議にあたって公使の支援を得るために横浜へ赴いた[本文史料二十七による。また『稿本新潟県史』にも関連の記録がある]。ライスナー不在のあいだウェーバーが領事職を代理した。
1872(明治5)年 春	新潟港改善の必要性を公使に訴えるために横浜へ赴いた[本文史料二十八による]。
1874(明治7)年 春	旅行免状を日本外務省に対して請求した記録が残る。
1875(明治8)年 秋	内地旅行の規制緩和に向けての支援を公使館に要請するため東京へ赴いた[本文史料三十一による]。
1876(明治9)年 春	旅行免状を日本外務省に対して請求した記録が残る。
1879(明治11)年9月 ～1880(明治12)年4月	公使館の許可を得て欧州を訪問した。ライスナー不在のあいだヘーニクハウスが領事職を代理した。
1881(明治14)年9月 秋	東京への出立を日本外務省に通知した記録が残る。ライスナー不在のあいだヘーニクハウスが領事職を代理した。

『稿本新潟県史 第15巻』、外交史料館「在本邦各国領事任免雑件 独国之部 第一巻」

表 28: 明治前期の新潟に居留したドイツ人

氏 名	居留期間	職 業
ウェーバー(Arthur Richard Weber)	1869～1876	貿易商人
ライスナー(Adolph Leysner)	1869～1882	貿易商人
コッホ(Heinrich Koch)	1875/76～1885	貿易商人
フィッシャー(Visscher van Gaasbeck)	1875/76～1883/84	貿易商人
ヘーニクハウス(Heinrich Hoeninghaus)	1879/80～1883/84	貿易商人

な季節の公使館への連絡用務であり、当時の交通・通信事情や領事としての任務を考えれば最低限の出張とも言える。ライスナーの新潟との密着度は相当に高かったと考えられる。第四に、ライスナーが領事として保護すべきドイツ居留民を確認しておく。それら居留民は、短期の滞在で確認困難な者を除き、また佐渡にいた日本政府雇用の一名を除き、ライスナー自身を含めて表28に示す五名であった。この五名はすべて交易商人であった。開港後の新潟に赴いた外国商人の多くは、早々に新潟を去ってしまい、一八八五(明治十八)年にドイツ人商人コッホが新潟を離れ西洋人商人の活動が休止する。彼ら西洋人商人は、開港直後を除けばすべてドイツ人であった。他の開港場と比較すれば人数自体は微々たるものではあったが、新潟はドイツ商人の独壇場であった。

第二節 本国への年次報告書

新潟ドイツ領事館の具体的な活動を考察していくにあたっては、領事ライスナー自身が綴った公使館・本国への報告書が圧倒的な根拠となる。しかし、それはイギリスの場合とは異なり、現状の史料状況では、彼の年次報告にほぼ限定される。その年次報告の内容から推測すれば、ライスナーは、イギリス領事のように頻繁に公使館と文書を往復させることはなかったものと推測される。そこで、以降はライスナーが記した年次報告書を詳細に

表29:ドイツ領事による年次報告書

報告対象年	新潟からの報告書				公使館 送付文 日付	本国での処理
	館務報告	通商報告	提出宛先	日付		
1869年報告	欠	欠	-	-	-	-
1870年報告	[6頁]	欠	北ドイツ連邦首相 ビスマルク	1871.1.1	→ 1871.3.27	→ 首相府が收受し外務省・商務省へ回付
1871年報告	欠	欠	-	-	-	-
1872年報告	[5頁]	欠	ドイツ帝国首相 ビスマルク	1873.1.1	→ (不明)	→ 外務省が收受し首相府・商務省へ回付
1873年報告	[4頁]	欠	同上	1874.1.1	→ 1874.3.2	→ 同上
1874年報告	[3頁]	欠	同上	1875.1.1	→ 1875.3.3	→ 同上
1875年報告	[7頁]	欠	同上	1876.1.1	→ 1876.3.6	→ 同上
1876年報告	[4頁]	欠	同上	1877.1.1	→ 1877.2.25	→ 同上
1877年報告	[3頁]	[本文16頁] [付表6頁]	同上	1878.1.1	→ 1878.2.22	→ 同上
1878年報告	[6頁]	[本文14頁] [付表7頁]	外務省	1879.1.1	→ 1879.3.3	→ 同上
1879年報告	[3頁]	[本文9頁] [付表6頁]	同上	1880.5.1	→ 1880.5.26	→ 外務省が收受し商務省へ回付
1880年報告	[2頁]	[本文8頁] [付表6頁]	同上	1881.1.1	→ 1881.4.13	→ 同上
1881年報告	[3頁]	[本文11頁] [付表6頁]	同上	1882.1.1	→ 1882.3.8	→ 同上

・館務報告はドイツ外務省政治史料館所蔵。通商報告はドイツ連邦文書館リヒターフェルデ館所蔵。「欠」は原史料の存在が確認できていないもの。[]は原史料における頁数。

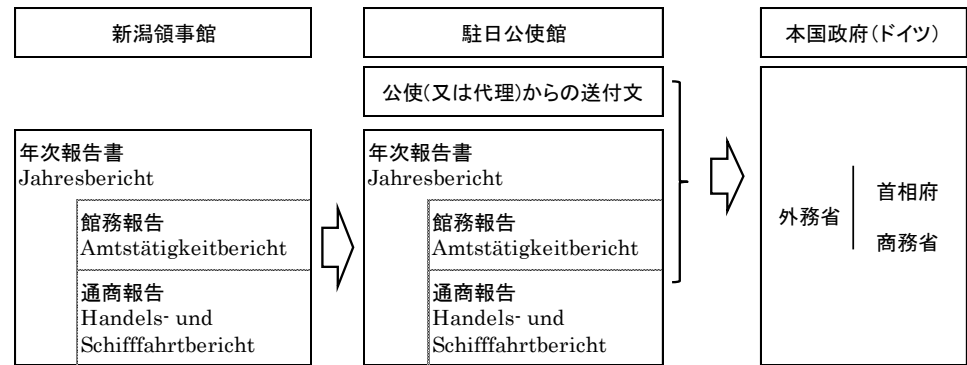
見ていきたい。

年次報告書は館務報告及び通商報告という、性格の異なる二種から構成される。館務報告はドイツ外務省政治史料館が所蔵する。ただ、同史料では一八六九年と一八七一年に関する報告を欠く。また、駐在した最終年の一八八二年に関しては、おそらく報告書を作成せずに離任したと思われる。一方の通商報告に関しては、これまで本論筆者は、領事館後半期、すなわち一八七七年から一八八一年までの五本の報告の存在だけを確認した。ドイツ連邦文書館リヒターフェルデ館が所蔵する。もともと、館務報告が掲載されている前者史料からは、ライスナーは駐在当初から商業報告を提出したことが明らかである。

各々の報告内容としては、館務報告は主に領事が遂行した実務の概要である。通商報告は任地新潟の海運（船舶の出入港状況）及び通商（商品ごとの輸移出入等状況）に関するものである。関連の統計表を含む。分量的には、原史料において館務報告は年により二頁から七頁、通商報告は一四頁から二二頁である。

館務報告及び通商報告は、ともに東京（当初は横浜）の公使館²⁷⁰を経て、本国政府に向

図5: 年次報告書の流れ(ドイツ)



けて送付された。館務報告の初頁には、ライスナーが提出する宛先が記されているが、その宛先は一八七七年報告まではビスマルクとされている。実際には、報告書は公使館から外務省に送付され、外務省はこれを受け取った後すみやかに首相府へ回付していた。しかしながら、一八七八年報告以降は、宛先が外務省へと変更された。そして報告書はやがて首相府に回付されなくなった。すなわち、新潟からの報告書は格下げされた扱いとなつていく。これは一八七八年中、管内の事案に関して領事裁判を執行する権限を失うなど、新潟領事館の権限が縮小されたことに関係していると思われる。また、新潟領事が報告書に記した日付は毎年一月一日に揃えられている(一八七九年報告書を除く)が、実際はもっと後に公使館へ発送されていた可能性が高い。というのも、前年末までの統計数字が一月一日にすべてまとめられている、というのは考えづらいし、公使館から本国への送付文に記されている日付は、いずれの年も二月下旬以降とされているからである。以上のような報告書の構成と処理の流れを表29及び図5にまとめた。

以下は、存在が確認されたライスナーによる各年の年次報告書のうち、館務報告全文を掲出する。本論筆者が原文ドイツ文字筆記体(フラクトゥアー)を独力で解読し、訳出したものである。また、報告書の末尾には、本論筆者による若干の注釈を加えたものもある(「筆者補足」)。これは、報告が扱っている事柄には一般に知られていないものもあることから、部分的ではあるが、それらに関する背景知識を補うものである。なお、本論文の付録2としてドイツ語原文の翻刻を掲げてある。付録2には、一八七七・七八年の二ヶ年の通商報告の一部を、原文翻刻及び翻訳により併せて掲げた。

【史料二十七 一八七〇年報告】

昨年私の館務について、閣下に対して以下のとおり御報告します。

私が最も時間を費やして当地当局と交渉した事項は、当局が米の取引の独占を図り、一八六九年に商人たちの激しい抵抗のなかで強行した米禁輸を、今度は公式に認められた措置に基づいて実行しようとしたことでした。私が二月二日に当地当局から受け取った書翰によれば、米穀の出来が凶作であったことから、四月二日以降は政府の許可がない米の移出を禁ずることを関係者に告知してほしい、とのことでした。このような禁輸措置は政府自らに自由裁量を与えるものであり、私としては、北ドイツ連邦と日本との条約第八条に

違背するものとして拒否せざるを得ませんでした。しかも、米の収穫は良好であったとの情報がありました。三月二十七日、水原県庁は米の出来は良好で例年並みと見込まれると告げました。ところが当地の皆の予想に反して、四月二十六日には条約に基づく形での禁輸が実行に移されました。五月二十五日には禁輸が解除されたものの、政府が目的を達するにはこれで十分でした。というのも、政府及び大名の米は「Gomail〔貢米〕」という名目ですでに港から運び出されていたのです。四月二十六日、私はこのことに抗議を行いました。

同じ四月、日本政府が設けた通商・為替会社である商社、及び通商司の現地支署が設置されました。彼らが講じた措置は当地の交易を破滅させるものであり、また条約にも反すると見なされたことから、私はこうした破滅的措置への抗議を行うことが必要と考えました。しかしその抗議も効果がなかったことから、我が国の外交代表の支援を得るために横浜に赴くこととしました。やがて夏頃に至って商社による措置は緩和されましたが、しかしその誤った活動が完全に終了したわけではありません。

三月、私は、当港における船舶通航の障害を解消するための必要な改善策を意見書として公使に送付しました。これに公使から御同意いただき、江戸の日本政府に対して提出していただきました。しかしながら現在までのところ、日本政府は財政的な困難を理由として何か措置を行おうとする様子はありません。港内輸送船や港内作業者に関する手数料規定など、双方の合意事項がまったく実行に移されない、という由々しき事態に対処するため、私は当地当局と頻繁にやり取りを行いました。

五月、私は陸路で越後、信州、上州、武州を経由し、十日をかけて横浜まで旅行しました。そして六月初め、三国峠を経由して八日をかけて新潟に戻りました。徒歩又は駕籠での旅でした。往路復路とも、一マイルも隔てずに町や村があり、そのどこでも私は好意的に迎えられました。

当地と横浜との海路での行き来は、一年のうち五ヶ月は危険を伴い不可能です。場合によつては、交易上、あるいは私の健康上の理由で横浜とすみやかに往来することも必要です。そうした際には陸路を利用して新潟から横浜に行くことを日本政府が認めてくれないものかどうか、フォン・ブランツト代理公使に尋ねました。日本政府は私に一時的な許可は与えてくれましたが、この許可を通例とするには、まだ判断を待たねばならない状況です。

破産した会社に対する処置や当地で死亡した我が国民の遺品処置も引き続き私の職務となりました。とりわけ日本商人による契約違反や不正行為のために当地当局と頻繁に文書のやり取りや交渉を行いました。こうした場合における日本の法律は極めて不十分です。更には、問題が起こった際に当地当局が好意で提供しようとする助力は、おおよその足しにもならないものであることを申し上げておかなければなりません。むしろ事柄の本質が避けられ、たいはいは空疎で意味のない言葉のやり取りが行われるだけのことです。江戸の中央政府に訴えても事はうまく運びません。

四月二十一日、越後の政庁は新潟に移転するとの通知が知事からありました。これにより、前年に私がお伝えした不都合は解消されました。

【史料二十八 一八七二年報告】

昨年の私の館務について、閣下に対して謹んで以下のとおり御報告申し上げます。

これまでと同様に、日本人がドイツ人に対して加える商売上の欺瞞的行為に関する当地当局とのやり取りに時間を費やしました。そうした行為はたいは処罰されることとなるのですが、彼らには支払い能力がないことから損害は補償されずに終わってしまいます。外国人に関する事案の日本の裁判での取扱いには実にはだらだと時間がかかり、たいはは県令の好意的な判断に頼ることになってしまいます。しかも、事柄の正当性を理解してもらうためには骨の折れる書翰のやり取りや直接の交渉を何回も行わなければなりません。多くの場合、商業に関する法令は不備であり、しかも県令の知識は限られています。

日本人への貸金のために何度か土地を担保に取ったことが問題となりました。当地では外国人が土地を我がものとするのが認められていないので、当局はその土地を強制的に売却させました。しかもその条件が不利であったため、貸した者に損失が出てしまいました。日本人が外国人に対して土地を抵当に入れること自体が否定されました。

河口での土砂堆積により冬のあいだ船が港を通航できなかつたことが何度もありました。交易のための船舶通航を容易にする計画は実行されておらず、あるいは形だけのおざなりなものになっています。そこで私は四月に陸路で横浜に赴き、公使に実情を直接説明して改善に向けての協力をお願いしました。しかし改善の見込みは立っておりません。

昨年の船舶入港は一隻のみであり、陸路による通行が認められるかどうかは切実な課題です。私はこの問題への働きかけを改めて行いましたが、進展はありませんでした。

私が横浜に滞在中であった五月十二日に新潟で暴動が発生したことを、同地の私の代理者から聞きました。すぐさま私は公使に面会してこのことを伝え、こうした暴動では生命財産をもっとも狙われがちな新潟の外国人を保護するよう日本政府に要請してほしい、と依頼しました。幸い、すぐに招集された鎮圧部隊により暴動は抑え込まれ、私が六月に新潟に戻った時にはまったく平静となっていました。

北ドイツ連邦領事館がドイツ帝国領事館に変更されたことに関して、私が引き続き領事に在職する通知を五月に受け取った後、当地当局にこれを通知しました。そして諸手続きを指示どおり済ませました。

交易への著しい障害に対して何らかの対応策を取るよう中央政府に働きかけることを、私は何度も県令に申し入れました。平松時厚県令に代わった新たな楠本正隆県令によって、取組が本格化してきたようです。新県令は改善に向けて様々な提案をしてくれます。例えば、すでに昨年中、新潟町と周辺町村が共同で行う河川蒸気船の会社の設立が、政府に申請されました。九月には、交易促進のために政府が調達した小蒸気船「新潟丸」に関して、イギリス領事及び県令と協議のうえ、その使用料規則を定めました。この蒸気船はより安

全な貨物の積み下ろしを比較的安価に行うことを可能とするものの、当地の条件に合ったものとは到底思えません。この馬力ではよほどの好天の時しか河川の流路にある土砂を越えられません。

八月二十五日にドイツ船コルヴェット艦ニンフェが当地に来港した折、私はフォン・ブレイン船長とともに県令と面会しました。当港の船舶通航が困難であることが話題となりました。

一八七二年五月一日付の新たな指令を八月に受け取りました。それから日数があまり経っていないことから、その実行に関して報告できることはありません。

【史料二十九 一八七三年報告】

昨年私の館務について、閣下に対して御報告すべきことはごくわずかです。入港したドイツ船はなく、お伝えすべきことといえば当地で唯一の商社と日本人との係争に関わることだからです。

もっとも、私としては、こうした事案の解決が前年よりも容易であったことは認めたいと思います。新たな県令は、彼の前任者よりも事情に通じており、多くの場合、積極かつ精力的に私に助力を差し伸べてくれるからです。

三月には税関の新たな規則が当地においても実施されることとなりました。税関の業務時間短縮と、祝休日及び平日時間外の船荷積み下ろし有料化です。私はこれに対して異議を申し入れました。というのも、通常の港はともかく、当港は安全な碇泊地がないのですから、碇泊時間を極力短くする必要があり、時間を無駄に費やすわけにはいきません。そうでなくとも交易には費用も困難も多いうえに、更に大きな障害が加わることとなります。こうした私の申入れは、知事には規則を改定する権限がないということの効果があります。そこで私は公使に対して、この件を適当な時期に中央政府に申し入れてもらうよう要請しなければなりません。

九月には、新たに施行される銃猟法の内容を当地に知らせてくれることで県令と合意しました。江戸の公使からの指令に基づくものです。

同じく九月、船荷積み下ろしのために税関が保有する小蒸気船の使用料規則を改正する交渉を県令と行い、今後は使用料が軽減されることとなりました。

我が国の商人ウェーバーの訴えについては、当地で解決をみることはできませんでした。この報告書を記している私は彼から訴えられている本人ですので、私がこの訴訟を扱うことはできませんでした。一般的な述べ方にとどめますが、訴えには詳しい事実陳述および立証がまったく欠けており、まずは訴件形成が行わなければならないと考えました。そして、原告には当地の例外的な事情から生ずる進め方にしたがう分別を求めました。訴件に明確さを与えなければ裁判を進めることなど何とも不可能です。遺憾ながら原告は、例外的な当地の状況ゆえのこの進め方を是認する意向などなく、そうした進め方自体も問題と捉えているのだ、と私に伝えてきました。

〔筆者補足〕

新潟港は、一八六九年以来「休日ハ勿論、平日開庁時間外ト雖トモ、輸出入貨物ノ陸揚船積ニ関スル手数料ヲ許容スルノ特例ヲ開ケ」、「明治六年一月、横浜税関ニ於テ、臨時開関規則ヲ制定シ、各港一般実施スルコト、ナレリ、然レトモ、本港ハ、上述ノ如ク特別ノ慣行アリテ、明治二十三年十月末ニ至ル迄ハ、之ヲ継続シテ、手数料ヲ徴セス臨時開関シタルヲ以テ、遂ニ該規則ヲ実施セスシテ已メリ」とされる²⁷¹。税関規則の厳正化に関しては、一八七六年報告でも言及されているが、右の報告では、新潟港での例外的な慣行が長く継続した背景にはライスナーによる働きかけがあったことがわかる。

ウエーバーからライスナーへの訴えに関しては、このライスナーによる年次報告を含む同じ史料に、当事者（ウエーバー、ライスナー、フォン・ブラント、本省フォン・ビューロー等）のあいだで往来された書翰八通が残されている。それによれば、ウエーバーは、一八七三年十二月八日付でベルリンの首相ビスマルクへ長文の書翰を送り、新潟での成りゆきを伝えた。すなわち、ウエーバーによれば、ライスナーには「私ウエーバーに対する誹謗行為、会社がライスナーに与えた信用の濫用、更にはその他の不法行為」があったため、私（ウエーバー）が彼を告訴したところ、ライスナーは、この訴件を調査する、として、私（ウエーバー）を召喚し、一八七三年十月六日に告訴状の予備審理を行った、というのであった。ウエーバーは続けて、訴件の当事者が裁判官として振舞うのは不当である、審理には裁判規則上必要な陪席者もおらず、適正な調書も作成されず、自分の主張はねじ曲げられた、近在の別の領事により裁判を執行してほしい、と訴えていた。翌七四年一月一日付のこの年次報告は、こうしたウエーバーからの非難に対する、ライスナーの反論を含んでいたわけである。

なお、その後、フォン・ブラントは七四年四月二十一日付の本国外務省宛ての書翰で、ウエーバーをライスナーの「かつての」共同経営者、と記しているのです、この時点までには、すでにウエーバー・ライスナー商会は清算されていたことになる。

【史料三十 一八七四年報告】

昨年の私の館務について、閣下に対し以下のとおり御報告申し上げます。

通例的な館務、すなわち出入貨物への関税規則の制定及び改定、船舶運航、旅券査証、銃猟規制、署名認証、委任権付与などに関する事項にはさほどの時間を要しませんでした。

ドイツ人から日本人への訴訟事案はありませんでした。日本人からドイツ人への訴訟は二件あり、いずれも解決されました。

あるドイツ人を短いあいだ保護しました。当地では同人への仕事がなく、またドイツ船の来港もないことから、函館で仕事を見つめるように日本の蒸気船で同地へ送り出しました。

船舶通航と陸路通行に関して引き続き県令と交渉を行いました。日本政府による県令への権限付与が十分でないことから、改善に向けての解決には至っておりません。

昨年秋には、我が国政府からの委任により、ライン博士が当地方を訪れました。その際に、私は当地の当局に対して、同博士の訪問目的が達成されるよう各町村から可能な限り協力いただきたい旨を要請しました。県令はこの要請に対して極めて好意的に対応してくれました。

〔筆者補足〕

ラインは、プロイセン政府によって一八七三（明治六）年から一八七五（明治八）年まで日本に派遣され、我が国の地理・産業をつぶさに実地調査した地理学者である。新潟町には一八七三（明治六）年十一月十六日に到着し、ライスナーのもとで一週間を過ごした。ラインはその滞在の様子を故郷の妻に宛てて「今月十六日に新潟に着き、ライスナー領事からこれ以上ないほどの温かい歓待を受けた。それから二十二日までの七日間は、心底からくつろぐことができたひと時だった。雨やあられにたたられた旅路の辛苦から解放された」と伝えている²⁷²。

【史料三十一 一八七五年報告】

昨年の私の館務について、閣下に対して以下のとおり御報告申し上げます。

この間の私の主な職務は、日本人商人に彼らの義務を履行させるために我が国民が裁判所に助力を求める事案に関して、裁判所ができるかぎり迅速に審理するよう仲介することでした。また、地元の人々と支障なくつき合うという我が国民の当然の権利を当地当局が侵害していることに対処することも、私の職務として必要でした。

このような日本人への訴えに対しては、昨年六月までは県令によって審判が下されていましたが、それ以降は、この地に第一審を行う裁判所（初審裁判所）が開設されたことから、この裁判所において任命された六等判事が判決することとなりました。

県令による予備審理では、訴えた側と訴えられた側とが面と向かってそれぞれの主張を述べ合うのではなく、県令と私とが双方の主張につき口頭または文書による取調べを行って審判のための根拠を整理します。その際、訴えられた日本人に刑を与えるべき十分な証拠が揃っているかどうかの判断は、結局のところ、事柄に対する県令の理解と良識とに委ねられます。

独立して設けられた裁判所に訴件回付を行うことは、当事者双方に同時に通知されます。日本の法律は不十分で、その解釈も恣意的であることから、その際、往々にして私は訴件回付の説明を要求したり、あるいは判事に対して我が国民の訴えを正当に扱おう口頭で理解を求めたりしなければなりません。裁判所判事の判断に不服の場合、東京にある第二審の裁判所に訴えることが認められています。

私は県令とともに我が国民からの三件の訴えを扱いました。そのうち二件は約束手形を

履行しなかった日本人商人に対するものでした。もう一件は、日本の運送会社である陸運元会社が、荷物をしつかりと固定せずに行った陸路での物品輸送に対して、補償を拒んだことに関するものでした。これら事案のうち一件が初審裁判によってようやく解決しました。受け取った商品に関する約束手形を実行しなかった日本人をドイツ人が訴えたもう一件も同様でした。他に裁判に至ったものとしては、使用人による物品の横領が一件、また陸運元会社が陸路で運んだ茶に関して約束した返金を怠ったことに対する訴えが一件でした。これらすべての訴件はドイツ人側の主張を認めるかたちで決着しました。最後の一件のみが訴えられた日本人により東京の裁判所に持ち込まれました。すでに述べたとおり、訴えたドイツ人の利益を守るためには日本側の手続きをよく監視しておかねばならないのが通例です。我が国の保護下にある者に対する日本人からの訴えは、昨年はありませんでした。

税関が当港での船舶通航を容易にする義務を怠ったために損害を受けた、との訴えがあるドイツ人から税関に対してありましたが、この件は円満な解決をみました。

更には、日本人から建物を借りようとした際に新潟町の役人から干渉を受けたことに対して、あるドイツ人から訴えがありました。県令は、そのドイツ人の住居に関する詳細を承知したいのは、火事などの際にすみやかに助力できるようにしておくためだ、と説明して、これを正当化しようとしました。しかしながら、こうした干渉の内実は、県令の知らないところで事前審査を経ずに日本人が外国人に建物を売ったり貸したりしないよう、必要な場合には圧力をかけるためである、ということとは間違いありません。外国人の当地居留に関する取極では、外国人は役所の干渉を受けることなく自由に日本人から建物を買っても借りてもよい、とされていますが、私の考えでは、この規定自体が問題を一層複雑にしています。

十月、県が策定した港・河川規則を認めるよう県令から要請がありました。しかしながら、その規則の必要性は十分に納得できるものではなく、むしろ取引に対する不要な監視や間接的な課税をもたらすだけのものになりかねないことから、私としてはこの要請を拒否せざるを得ませんでした。

当港と他の開港との間には定期航路がなく、船による人の往来自体が極めて稀です。そのため、当地に居留する外国人にとっては、突然の重大な必要が生じた場合に時間を無駄にすることなく陸路で横浜に行くことができる、ということが極めて重要です。こうした通行許可に関する日本の規則では、外国人が日本内地を通って旅行する場合には、その旅行の目的と旅行経路をできる限り正確に記して、江戸にある我が国外交使節を通じて日本政府に許可を申請しなければなりません。しかし、電信が設けられていない当地では、この許可のためにあまりに時間がかかりすぎます。そこで私は、江戸の我が国公使に対して、この規則を当地に関して緩和するよう日本政府に要請してほしい、と依頼しました。九月、私は公使に対して本件への顧慮を直接訴えるために江戸に赴きました。公使不在のあいだその代理職にあったフォン・ホルレーベン氏からは、私の手元にすでにある旅行許可証を

使用できるよう日本政府から了解を得たことが伝えられました。その旅行許可証とは、ドイツ人保護を目的とする場合には当地から陸路で江戸に赴くことができるようにするため、日付が記載されていないものなのですが、この許可証に当地の当局限りで旅行期間を記載することができる取扱いとされたのです。

署名認証が二件、軍籍証の更新手続きのための雇用証明が一件ありました。新たな法令改正の告知、その他の業務は滞りなく行いました。

一八七四年十二月三十日の通知に基づく公金収支報告書及び昨年取得した備品（ドイツ帝国領事館リスト一冊及びドイツ領事館執務提要一冊）の登録証を同封にて提出いたします。

別添 備品登録証

・ 十月二十日に当館が收受した一八七五年二月現在のドイツ帝国領事館リスト及び

・ 十一月二十九日に当館が收受したB・W・ケーニヒによるドイツ領事執務提要を領事館と備品として登録しました。ここに証明します。

新潟、一八七六年二月二十三日

帝国領事 アドルフ・ライスナー

【史料三十二 一八七六年報告】

昨年の私の館務について、閣下に対して以下のとおり謹んで御報告申し上げます。

当港を開港する際に、日本政府は船舶通航及び商業取引を容易にするための措置を講ずることに同意したにもかかわらず、これらはわずかしか実行されておりません。そこで、当港の風除けのない碇泊地に碇泊する船舶が迅速に貨物を積み下ろしできるような改善策を講ずるよう、税関に対して求めることが必要でした。そこで私は、税関が開閉時間をかなり短縮する規則を設けようとしていることに対して再考を求めました。日本の他の港であれば積み下ろしは確実に行われるので、そのような開閉時間の短縮は問題にならないでしょう。しかし当港ではこれまで改善措置が進んでいませんので、できるかぎりの譲歩を引き出したいと考えました。その結果、私の要請が大幅に受け入れられ、特に平日の本来の開閉時間以外、あるいは祝休日であっても、船荷を積み下ろし、すみやかに倉庫に運び入れることが認められました。

新たな船着き場の使用規則を定めることへの同意を求められましたが、この施設がもともと合意されている港改善措置に沿ったものであり、これまで長らく延期されてきた単なる暫定的措置でないことが明らかになるまで、私としてはまだ拒否せざるを得ませんでした。

あるドイツ人が日本政府によって事前に発行される通行証を持たずに取極で定められた境界を越えたことに対して、日本側当局から苦情がありました。しかしこれは境界杭がな

3
3

かつたのでそのことを認識せずに犯してしまったことであり、そのドイツ人は当局からの要請によって境界内に戻ったことを説明したところ、この問題は円満に解決しました。

あるドイツ人が、彼の雇い人を取り調べようとした県令からの要請を強く拒否したことと騒ぎが重なりました。そのドイツ人は、日本の役所が自分の個人的なことを訊問しようとしている、と主張し、日本側がこれを否定しても、なおそれを受け入れませんでした。私がそのドイツ人を強くたしなめたので、ようやく落ち着きを取り戻したものの、それでもまだ取り調べに個人的な抗議をさしはさんできました。それで、その雇い人の拘束は彼の家のなかでは行わない、ということと妥協を図りました。

その同じドイツ人に対して横浜のある商会が委託金支払に関して訴えを起こした事案は、横浜裁判所によって解決をみました。

その他諸業務は通常のとおり行われました。特に報告すべきことはありません。

十二月の火災により五十五世帯が家を失いましたが、その多くは貧しい家族でした。そこで私は、イギリス副領事とともに当地居留外国人に呼びかけを行い、寄附を集めました。県令は感謝とともにこれを受け取ってくれました。

ドイツ皇帝プロイセン国王陛下の誕生日には、これまでと同様、県令はじめ県庁・裁判所・税関の高官や当地のドイツ人を招いて祝宴を催しました。

一八七四年十二月三十日の通知に基づく公金収支計算書を添付します。

【史料三十三 一八七七年報告】

昨年私の館務について、閣下に対して以下のとおり謹んで御報告申し上げます。

日本政府は一八六七年の取極第二条及び第三条で約束した船舶通航を容易にする措置を実行しておらず、また小蒸気船や船荷積み下ろしのための舢舨の整備も良好ではありません。そこで私は税関に対して働きかけを行いました。税関としては改善のための資金がとも足りないとのことで、ほとんど間に合わせの措置しか取られておりません。

一月には、佐渡金銀山において鉱山従業員が殺害され、鉱山の公金約五、〇〇〇円が盗まれるという事件がありました（強盗殺人犯は鉱山から解雇されたかつての官員であったと推測されています）。その鉱山で雇用されているドイツ人技師レーから私に対して、身辺保護のために必要な措置を取ってほしい、との要請があったことから、私は佐渡も管轄している当地の県令に対して、彼への十分な保護を与えてほしいと申し入れました。県令はこれに快く応じてくれました。しかし、新潟から佐渡に警官が増派されたにもかかわらず、殺人犯はまだ捕えられておりません。

十月には日本各地でコレラの伝染が広がりました。私はイギリス副領事とともに、当地での伝染病発生を極力防止するよう申入れを行いました。同時に、当地での病気発生に備えて、感染を防ぐための衛生的な準備を行いました。

日本官員からの公式な宴席への招待に対しては、相互の友好促進のためにこれに応じました。

ドイツ船舶の来港はありませんでした。ドイツ人に対する、またはドイツ人からの訴訟事案はありませんでした。

その他諸業務は通常どおりに行われ、特に報告すべきことはありません。

(以下、附属書類として領事館の収支報告書が添付されているが、これを省略する。本論文付録2の原文翻刻では併せて翻刻した。)

〔筆者補足〕

外国人居留取極第二条、第三条とは、新潟港及び夷港の各々における港内船(舢舨船)、及び両港間の運送船を日本政府が配置する規定である。日本政府は一八七三(明治六)年に新潟丸を配備したのであるが、七五年頃には破損が生じ修繕が必要となっていた。政府は新たな北越丸を供用しようとしたが、ライスナーはこの船が運送船の用をなさない、と主張していた²⁷³。

ドイツ人鉱山技師アドルフ・レー(Adolph Reh)は七三(明治六)年から七八(明治十二)年まで佐渡金銀山に雇用された開坑師であった²⁷⁴。

【史料三十四 一八七八年報告】

昨年私の館務について、貴省に対して以下のとおり謹んで御報告いたします。

河口の土砂堆積はますます進んでいます。私は当港における碇泊船が難渋している貨物積み下ろしの軽減策について税関と何回となく交渉を行いました。その対策はあまり進展していません。しかし、現在検討されている港改善計画に良好な船着き場の設置及び河口の流路改良を含めることはできませんでした。

四月には、当領事館管轄区域は裁判に関しては横浜領事館の管轄となった、との通知を受け取りました。そのため、当地の通商記録簿を横浜領事館へ送付しました。この変更は当地にとつては不都合なものです。訴訟事案が生じた場合、当事者はその対処のために最低でも六日を費やして東京へのきつい陸路の旅を行わなければなりません。船で直行する便は極めて少なく、その場合でも五日は要します。

五月には喜ばしい出来事がありました。当地に居留するドイツ商人フィッシャーが堀に落ちた日本人の子供を助けたことに対して、知事からの感謝をフィッシャーに伝えました。

当港を訪れたドイツ船は蒸気船二隻とバルク型帆船一隻でしたが、特に問題はありませんでした。ドイツ人と日本人との訴訟事案はありませんでした。

当館の公金収支計算書を添付します。

〔本論筆者が閲覧した当該史料には、公金収支計算書の添付は見当たらない。〕

〔筆者補足〕

明治政府は西南戦争後の殖産興業政策の一環として大規模な公共事業を計画した。

この報告書でライスナーが「現在検討されている港改善計画」としたのは、その計画の中に含まれていた新潟港修築事業のことと推測される²⁷⁵。

一八七八（明治十一）年四月八日、公使は日本国内における領事裁判権の集中を図り、新潟領事の管轄区域に住むドイツ人にかかる裁判権を横浜領事に委任することを我が国の外務卿に通知した。これに対して外務卿は、新潟にはドイツ人がいるのでやはり裁判権を有する領事を引き続き新潟に置いてほしい旨を要請したが、結局この要求は受け入れられず、同年五月二十三日、外務卿は公使からの通知を受理した²⁷⁶。

【史料三十五 一八七九年報告】

昨年の私の館務について、貴省に対して以下のとおり謹んで御報告いたします。

最初の数ヶ月は通例的業務に携わったのみで、特に報告すべきことはありません。六月にはコレラの流行が始まったため、伝染拡大の防止策についての当局の協議に私も加わりました。しかしながら、対策の効果は極めて乏しいものでした。当局の措置は、たいていは我流そのもので、不合理かつ不十分なそのやり方では目的を十分に達することができませんでした。それどころか、米の価格高騰に加えてそうした措置の影響を強く受けた労働者の一部が暴動を起こしてしまいました。暴動はごまかしと力づくとでようやく抑え込むことができました。

当地の居留ドイツ人が自由に通行できる条約上の遊歩区域を定める交渉は、まだ合意に達しておりません。日本側が示している案は条約第三条の規定を必ずしも満たしていないことから、私としては当地の居留ドイツ人の利益を代表して妥協案を提示することが適当と考えました。県令は私の案を検討すると約束してくれました。この件については後日報告します。

九月、私は欧州に向けて出立しました。私が当地を不在にしているあいだ、ヘーニンクハウス氏が館務を代理しました。昨年末まで特に問題は生じませんでした。その他諸業務については特に報告すべきことはありません。

ドイツ皇帝プロイセン国王陛下の誕生日には、当館において祝宴を催しました。一八七四年十二月三十日の通知に基づく昨年の公金収支計算書を添付します。

〔本論筆者が閲覧した当該史料には、公金収支計算書の添付は見当たらない。〕

〔筆者補足〕

ライスナーの報告書はこの年だけ日付が五月一日となっている。右の報告のなかにあるように、長期休暇を取得したからであった。ライスナーは一八七九（明治十二）年九月十三日に欧州旅行のための休暇を申請し、公使の許可を得て領事代理にヘーニンクハウスを指名すると、本国外務省からの正式な許可を待たずに任地新潟を離れた²⁷⁷。そして十月十一日、横浜からリバプールに向けて出港したアメリカ蒸気船シテイ・オブ・ペキンに乗船した²⁷⁸。休暇申請の際、ライスナーは「休暇は商用のため」

と記しているが、故郷の父親や家族に会いに行くことも大きな目的であったと思われる。ライスナーが一八七九年十一月二十七日にクレーフルトのライスナー家に帰郷した時、父ペーター・グスタフ・ライスナーはすでに死に向かう病床にあった⁽²⁷⁹⁾。領事ライスナーはこの年のクリスマス及び父親の七十五歳の誕生日（一八八〇年一月十七日）をクレーフルトで過ごし、同年一月二十九日にはライスナー家を去った⁽²⁸⁰⁾。その後、父ペーター・グスタフは同年四月十一日に死去した⁽²⁸¹⁾。

ライスナーが帰国休暇のあいだ領事を代理したのはドイツ商人ヘーニクハウスであった。彼はライスナーと同じくクレーフルト出身である。先述した同市の有力一族家系図の中にはヘーニクハウス家のもも収められている⁽²⁸²⁾。その家系図によれば、領事ライスナーの母親はそのヘーニクハウス家の子であり、代理領事ヘーニクハウスは領事ライスナーとはいくこの関係にある。更には、代理領事ヘーニクハウスの父親もまたプロイセンの官吏であった。新潟居留の面では先輩にあたるフィッシャーやコッホをさしおいてヘーニクハウスが領事職の代理を担ったのは、当然こうしたことが背景にあったと考えられる。ヘーニクハウスは一八八一年九月からのライスナー上京時にもライスナーを代理した⁽²⁸³⁾。

ライスナーが新潟を一時離れる直前の夏、新潟ではコレラが猛威を振るっていた。新潟町だけで罹患者五〇〇人・死亡者四三九人、県全体では罹患者五、〇八〇人・死亡者三、〇〇四人であった⁽²⁸⁴⁾。

【史料三十六 一八八〇年報告】

昨年の私の館務について、貴省に対して以下のとおり謹んで御報告いたします。

私は欧州訪問から戻って四月二十四日に当地での領事館業務に復帰しました。それまでの館務はヘーニクハウス氏により適切に行われておりました。

通常の館務を滞りなく処理したことのほか、特に報告すべきことはありません。日本政府は、通行に関するすべての未解決の問題の処理をしばらくのあいだ暗黙のうちに先送りしています。

八月の大火により被害を受けたドイツ人たちは、ベルリン・ケルン火災保険に加入していたことから、私の助けと被害証明により補償金を受け取ることができました。

皇帝国王陛下の誕生日には領事館で祝宴を催しました。

一八七四年十二月三十日の通知に基づく公金収支計算書を添付します。

〔本論筆者が閲覧した当該史料には、公金収支計算書の添付は見当たらない。〕

〔筆者補足〕

ドイツでの休暇を終えたライスナーは、一八八〇年三月二十八日に再来日した⁽²⁸⁵⁾。

そして、右の報告によれば四月二十四日に新潟に到着した。任地新潟を離れたのはおよそ六ヶ月半、うち欧州での滞在はおそらく二ヶ月余りであった。

この年の夏、新潟町は大火に襲われ町の総戸数の六割以上が被災した。焼失したのは上大川前通・本町通・古町通・西堀通などの各六番町より下の地域であった。²⁸⁶ 信濃川の河岸に近い下大川前通に住むライスナーは罹災を免れたと思われる。ライスナーが代理人をつとめる火災保険会社の世話になったドイツ人は、当時本町通七番町に住んでいたコッホであろう。先述のとおり、ライスナーは、一八七八年以降の「ディレクトリー」に保険代理業 (Agent for Berlin-Cologne Fire Insurance Joint Stock Co., Berlin) として掲載されている。²⁸⁷ 新潟新聞では、すでに一八七七 (明治十) 年九月二十五日に彼がベルリン・ケルン火災保険への加入者募集広告を掲載しているのを見出すことができる。

【史料三十七 一八八一年報告】

昨年の私の館務について、貴省に対して以下のとおり謹んで御報告申し上げます。

日本の蒸気船に積載された他港通関済み証明書つき貨物の当地入港に際して、それが当地居留ドイツ人の荷受けである場合は、当港税関でいつも煩わしい検査が行われ、そのために費用も嵩んでしまいます。同じ貨物でも日本人が荷受けする場合にはそうした検査は行われません。そこで私は、税関長に対して、こうした不必要な取引上の措置に対する申し入れを行いました。税関長は、外国人が受け取る船舶貨物をすべて検査することは規則に定められており免除するわけにはいかない、と述べました。しかし、書面で申請すれば、三菱汽船会社の船着き場に到着した貨物をそこから一・五キロ離れた税関までわざわざ貨物を往復させるのではなく、その船着き場で検査することが認められました。

日本側が作成する証明書類の公的認証を行ってほしい、と当地官員と交渉しましたが、自分らはその権限がない、とのことでした。そこで東京のある会社に依頼したところ、助力を差し伸べてくれました。

その他諸業務は通常どおりに行われ、特に報告すべきことはありません。

皇帝国王陛下の誕生日には、例年と同じく日本官員の参加を得て領事館において祝宴を催しました。

一八七四年十二月三十日の通知に基づく公金収支計算書を添付します。

〔本論筆者が閲覧した当該史料には、公金収支計算書の添付は見当たらない。〕

〔筆者補足〕

国内海運に勢力を張りつつあった三菱会社は、すでに一八七六 (明治九) 年に日本海沿岸航路を開設し、新潟にも寄港させていたが、七九 (明治十二) 年四月に下大川前通三ノ町に新潟支店を設けた。²⁸⁸ そこはライスナーが住む領事館と道を隔てた南隣 (信濃川上手) であった。この報告からは、この頃すでに、外国船は、定期航路はおろか寄港自体がわずかであった新潟で、ライスナーを含むドイツ商人らが三菱汽船を利用していたらしいことが判明する。

第三節 報告から見る領事館活動

(1) 基本的事項

以上訳出した、館務報告における報告事項を通じて確認できる領事館活動について、以下、六つの共通項に括ってまとめる。

第一に、領事ライスナーは何よりもまず、新潟港での交易活動を促進するための措置を継続的に日本側当局に働きかけていた。これは彼自身を含めてドイツ人新潟居留者が皆、交易商人であったことから当然と言える。新潟港には強風・波浪を避けることができる碇泊地がなく、しかも浅瀬・砂洲のために港内作業が困難であった。こうした不利を補う措置、すなわち港内運搬船（舢舨や新潟・夷港を結ぶ蒸気船）の確保などを強く求めた。あるいは、税関の業務時間短縮や積み下ろし作業の有料化に反対するなど、新潟港の特殊性を踏まえた柔軟な取扱いを求めた（史料二十九、三十二）。それらに対する日本側の対応は、ライスナーからすれば、必ずしも十分とみなすことのできるものではなかった。しかし、ライスナーのこうした粘り強い働き掛けは、彼自身を含めたドイツ商人らによる新潟港における継続的な活動を支えたであろう。

第二に、個別の民事係争事案の処理のためにライスナーは積極的に動いた。それら係争事案は主に商取引に関するものであった。ライスナーのそれらへの関わりは、ドイツ商人どうしの訴えや日本人からドイツ人への訴えの処理、すなわち領事裁判の執行よりも、ドイツ人から日本人への訴えを日本側当局が処理していく際、それらに協力して解決を探ることのほうが多かった。

報告のなかでライスナーは、「日本人による商売上の欺瞞的行為は、たいていは処罰されることになるのだが、彼らには支払い能力がないため、損害は補償されずに終わってしまう」とか、「外国人に対する事案の日本での裁判の取扱いは実にだらだらと時間がかかる。事柄の正当性を理解してもらうには、骨の折れる書翰のやり取りや直接の交渉を何回も行わなければならない」と、事案処理の困難さを述べている（史料二十八）。こうした状況は、楠本県令の就任により幾分か改善された。前任の平松県知事より事情に通じており、積極的かつ精力的に助力を差し伸べてくれる、とライスナーは楠本を評価している（史料二十九）。一八七五年六月に新潟裁判所が新たに設置され、こうした民事係争の処理に関しては、県令による予備審理から裁判所への訴件回付へ、更に上級審へ、という手続きが整えられた。それでも「日本の法律は不十分で、その解釈も恣意的」（史料三十一）と、ライスナーの立場とすれば不満と苦勞が絶えなかったようである。商取引に関する具体的な係争案件としては、手形不履行や商品の損失補償に関するトラブルなどが挙げられている（史料二十七、三十、三十一）。

第三に、ライスナーは内地旅行の規制緩和を熱心に求めた。新潟港は開港直後を除けば外国船の往来がまれであり、日本の船会社による他の開港との定期航路が開かれるのも遅かった。そのため、陸路による東京・横浜への通行を確保できるかどうかは、居留外国人

にとつて切実な関心事であつた。その結果、やがて領事たる彼に限つての一定の特例措置が認められたようである（史料三十一）。

第四に、管内でのドイツ人の安全確保も領事館の大切な責務であつた。騒擾・事件に際しては、日本側に対して居留民の保護を要請し、かつ自らも対策を講じた。具体的には、信濃川分水騒動（史料二十八）や佐渡鉦山での殺人事件（史料三十三）、コレラ発生（史料三十三、三十五）の際の対応などが確認できる。また、時折来訪するドイツ人に保護を与えていたことも報告書から確認できる（史料三十）。

第五に、自国民への基本的な公的サービス付与、すなわち署名認証や法令改正告知などの領事館業務が確認できる（史料三十、三十一）。

第六に、任国・任地との友好的関係の維持・促進にも努めていた。報告書から確認できた災害見舞い（史料三十二）や地方頭官らとの宴席（史料三十三）は、そうした活動に含まれるものと言えよう。また、皇帝国王ヴィルヘルムの誕生日に地元頭官や居留民らとの宴席を設けていたという記述が見られる（史料三十二、三十三、三十五、三十六、三十七）。

（2）領事館の地位変遷

なお、ドイツ外務省の新潟関連文書の中では、新潟領事館の地位に関して開館期間中に大きな二つの変遷があつたことが記録されているので、ここに記しておく。

一つは北ドイツ連邦領事館からドイツ領事館への変更である。普仏戦争後のドイツ統一に際して、ドイツは名誉領事の配置に変更を加えることはなかつた。ライスナーもまた、そのまま新潟領事にとどまつた。ライスナーは、彼が引き続き領事に在職する旨の通知を七二年五月に受け取り（史料二十八）、六月七日付で県令平松時厚に対してこの変更を通知した²⁸⁹。更に、本国に向けては、同年六月十五日、ライスナーが領事としての宣誓書を自書し、外務本省へ改めて提出したことも記録されている²⁹⁰。

もう一つは、領事館の法的権限の喪失である。外務本省は、一八七八年二月十四日付で横浜領事たるツアッペに宛てて、新潟領事館の管轄区域における裁判権及び出生・婚姻・死亡を認定する権限を横浜領事に与える旨を伝えた²⁹¹。また、同じ趣旨を伝える通知をライスナーが同年四月に受け取つたことは、彼の年次報告からわかる（史料三十四）。以降の新潟領事館は、実質的には権限のない、文字どおりの名誉的な位置づけになつた。

（3）領事館の閉鎖

ライスナーは、一八八二年三月六日付で本国外務省に対して、「この夏、新潟を離れて帰国しなければならぬので領事を辞職したい。当地には領事の職務を引き渡すことをできる者はいない。そのうえ、新潟は我が国の交易面での関心にとつて直接的な利益を失つてゐる。当領事館の關係文書類を公使館へ引き渡すことに異存はない。私にこれまで与えてくれた荣誉と信頼に心から感謝する」と伝えた²⁹²。領事館閉鎖の動きは、この文書発出を起点とする。同年三月十七日、アイゼンデッヒャー公使は、ライスナーからのこの申し出

を本国へ進達し、ビスマルクに対して「新潟は我が国の交易に關して価値を全く失つてゐる。現在の領事、及びその領事を時に代理した者が新潟を離れてしまえば、当地にはただ一名のドイツ人しか残らず、その者は領事に適する者ではない。ついては、領事館の廃止について一任申し上げる」と伝えた²⁹³。同年五月八日付の返書でライスナーの辞職が承認され、新潟領事館の閉鎖が同意された²⁹⁴。アイゼンデッヒャーは六月二十日付で、ライスナーに対して彼の辞職願が正式に承認された旨を通知した²⁹⁵。

一方、アイゼンデッヒャーは日本政府に対してもドイツの正式決定を告げた。すなわち七月十一日、井上馨外務卿に対して「ビスマルクからの指令により、新潟領事館を廃止する。以降、同管轄地域は横浜領事館の管轄となる」と通知した²⁹⁶。七月十五日、井上はこれを承知する旨を同公使へ告げるとともに、同日、新潟県令永山盛輝に対しても領事館閉鎖を通知した。永山は同年七月二十二日付で、これを承知した旨を井上に返信した²⁹⁷。

以上は公的な文書のやり取りであるが、新潟にいるライスナーの実際の動向はどうであったか。新潟新聞には、ライスナーが家族を連れて横浜へ移住するらしい、あるいは家屋敷を売るらしい、といった憶測的な記事が同年五月末以降に現れる²⁹⁸。この頃から彼の離港の噂が巷間に流れたようである。同じく新潟新聞には、六月末からライスナーのための送別宴の記事が見られる。六月二十七日(ライスナー主催)、六月二十八日(新潟税関主催)、六月二十九日(新潟県庁主催)には三夜連続で宴席があった。更に、新聞に見られる最後の宴は、七月一日の県庁主催であった。

「新潟町会所文書」には、ライスナーが永山県令に対して提出した「説明書」なる七月十五日付の文書が残る²⁹⁹。この文書は、それまでライスナーと同居していた日本人女性及びその女性とのあいだでもうけた女兒のために、彼が三、〇〇〇円相当の財産を地元商人に託することなどが記されていた。ライスナーはこの文書に永山から「一見セリ」という一筆を入れてもらった。新潟に残していく母子の行く末を案じて、県令からいわば保証人としての役割を求めたのであった。その二日後、すなわち一八八二(明治十五)年七月十七日、ライスナーは新潟を離れた³⁰⁰。ライスナーの離港とともに新潟ドイツ領事館は活動を終えた。

八月五日、アイゼンデッヒャーはビスマルクに対して、ライスナーがしばらく前に当地東京に着き、数日後にアメリカ経由で帰国する予定であること、日本政府に対してはこれまで新潟領事館管轄下にあった地域を今後は横浜領事館の管轄とすると通知したこと、などを伝えた³⁰¹。翌八月六日に免職辞令を受け取った³⁰²。ライスナーは、八月十一日、イギリス蒸気船コプティックに乗り横浜を出航した³⁰³。船はサンフランシスコ行きであるが、乗船名簿にはライスナーの行先はブレーメンとあった³⁰⁴。

ドイツ帰国後のライスナーについても、若干だけ触れておく。

ライスナーは一八八二年九月下旬にはドイツ・クレーフェルトにいったん戻った³⁰⁵。だがその帰国まもない同年十一月初めには新たな会社を立ち上げるためにロンドンに向かった³⁰⁶。一八八三年四月にはクレーフェルト近郊の町出身の女性(Helene Dühr)と結婚し、

その後二人の子をもうけた³⁰⁷。一八八五年一月、ロンドンから戻りクレーフエルトに住民登録を行った³⁰⁸。翌一八八六年五月、同市で彼の親戚が営む染織会社 (C. A. Kötigen) の支配人となった³⁰⁹。一八九一年までは同社支配人の記録があるが、その後、遅くとも一八九六年までには年金生活に入り³¹⁰、一九二六年十二月二十六日、クレーフエルト市内で逝去した³¹¹。

第四節 公使館の視点

さて、新潟において領事館を長い間維持したことに関して、イギリスの場合は、公使パークスの意思が大きく関わっていた、ということとは、すでに本論考で随所に確認しているとおりである。では、ドイツの場合は、公使館はどのような意向を持っていたのだろうか。

このことは、先ほどのライスナーによる年次報告と同じ一件史料から知ることができる。先述のとおり、ライスナーの新潟からの報告書を本国へ回付する際、公使館は送り文を付けた。そのなかには「新潟からの報告を受け取ったので回付する」とだけ端的に記されているものもあるが、なかには、公使またはその代理者が本省に向けて何らかのコメントを付したものもある。そうしたコメントに、公使らの新潟への認識が端的に窺えるわけである。これらの送り文六通の内容を、以下確認してみよう。ここまで見てきたライスナーによる年次報告書の場合と同じく、原文ドイツ文字筆記体 (フラクトゥアー) から本論筆者が独力で解読・訳出したものである。

【史料三十八 一八七四年報告への送り文 (公使館ツアッペから外務大臣フォン・ビューローへ、一八七五年三月一日)】

我が国新潟領事館の通商報告が引き続き公使館宛てに届けられたので、同封にて謹んで貴官へ回付します。

この報告に謹んで付け加えますが、新潟は直接の外国交易に関して、完全に意味を失っています。というのも、この港が物資を供給している沿岸地方は生活が大変貧しく、しかも外国の工業製品に対する需要は横浜の市場を通じて十分に満たされています。

新潟が開港した時には、そこがどのような商業地であるかまだ十分に情報がなく、また船舶通航に支障が多い港であることも知られていませんでした。碇泊地は厳しい冬のあいだ強風に晒されるために一年のうち六ヶ月のあいだ外国船が近づくには実に危険が多く、しかも残りの六ヶ月も河底が浅いために陸地から離れた場所に碇を下さざるを得ず、舢舨で積荷を陸揚げするにも河口の砂州を越えていかねばならない、といったことは、開港してからようやく判明しました。したがって、外国交易にはあまりに支障が多い同地は、今後とも発展は望めないでしょう。

開港時には四十名から五十名いた新潟の外国人も、こうしたことからすぐに減ってしま

い、現在は十八名しかおりません³¹²。そのうちドイツ人は二名で、他は日本政府雇用のイギリス人やアメリカ人が七名、フランス人は宣教師が二名などです。

【史料三十九 一八七七年報告への送り文（公使アイゼンデッヒャーから外務省へ、一八七八年二月二十二日）】

我が国新潟領事館から昨年における同地の通商及び現地館務に関する封緘便の報告が届けられたので、同封にて貴省へ謹んで回付します。

ライスナー領事に対して、今後は正しく外務省宛てにすること、また通商報告は別途まとめて添付文書として提出すること、の二点について注意を促しておきました。

昨年の通商状況から明らかなことですが、新潟は相変わらず外国交易にとつてほとんど意味がありません。後背地は生産力に富み豊かなのですが、仮に港の整備不足が解消したとしても外国との船舶航行の拡大はほぼ望めないでしょう。現在の日本の外国交易全体が横浜に集中しており、兵庫・大阪でさえ茶の取引でわずかに意味があるにすぎません。私の考えでは、日本政府が提案しているようなこの国の他の港の開港には、関税率の問題で何らかの譲歩をするほどの価値はまったく見出せません。

【史料四十 一八七八年報告への送り文（代理公使グートシュミットから外務省へ、一八七九年三月三日）】

我が国新潟領事館から昨年における同地の館務及び通商・海運に関する封緘便の報告が届けられたので、同封にて貴省へ謹んで回付します。

昨年の新潟の交易に関しては、一昨年中国北西部を襲った極めて深刻な飢饉が大きな影響を与えました。中国政府からの発注に加えて民間の投機的な注文もあり、極めて大量の米が中国に輸出されたのです。突然の大きな需要ではあったのですが、一昨年の日本北西部での米の収穫が豊富であったことから、こうした需要をすべて賄うことができました。米の輸移出額は、一昨年の二九〇万マルクに対して昨年は五〇〇万マルクでした。輸移出にはドイツ船籍の蒸気船二隻と帆船一隻が関わりました。これらの船はバラストで入港しました。

こうした活発な輸移出取引は輸入にもよい影響を与え、砂糖・鉄・木綿といった主な輸移入商品のいくつかが昨年よりも相当な高値となりました。もともと、これらはドイツ産品ではなく、またドイツ商船が扱ったわけでもありません。それに、昨年後半は日本の紙幣の交換率が著しく低かったことが外国人による取引に影響し、この金札の価値下落を商品値上がり分で埋め合わせることは望むべくもありませんでした。

【史料四十一 一八七九年報告への送り文（公使アイゼンデッヒャーから外務省へ、一八八〇年五月二十六日）】

我が国新潟領事館から一八七九年における同地の通商及び館務に関する封緘便の報告二

通が届けられたので、同封にて貴省へ慎んで回付します。

報告によれば、新潟の輸移出入はほとんどすべて日本人によるものとなっています。外国船で昨年新潟に入港したのはイギリス蒸気船一隻だけでした。ところがその一方で、平底船を含めた日本船は四、八〇〇隻以上にもなります。こうしたことから、外国船による輸移出入額は新潟港全体の一、一〇〇万マルク（領事は主な商品だけを計算していますので、実際の全体額はこれよりかなり多いと思われる）のなかのわずか一六万四〇〇マルクにすぎません。なお、輸移出品は米・銅・茶・漆を合わせて約六〇〇マルク、輸移入品は主要品目とされている木綿・塩・砂糖・鉄・紙・木蠟など合わせて約五〇〇万マルクです。

これらの数字によれば、新潟は外国交易及び外国の利害関係にとっての意味がほとんどありません。外国交易はここ数年、全体としては主要港である横浜へと、また茶などいくつかの商品は兵庫へとますます集中が進んでいます。新潟は比較的豊かな後背地を有していますので、かなり以前から計画されている港湾工事が実行に移されれば輸取出引が期待できるのでしようが、残念ながらその実行はまず見込めません。北からの（冬期の）強風は、今も、そして今後も更に、新潟港をほぼ閉鎖状態にしたままでしよう。

新潟はコレラ及び火災に見舞われたにもかかわらず、同地にあるわずかな外国会社（そこにはドイツ人が二名おります）にはまずまずの利益があつたと聞いています。

【史料四十二 一八八〇年報告への送り文（公使アイゼンデッヒャーからビスマルク首相へ、一八八一年四月十三日）】

我が国新潟領事館から昨年における同地の館務及び通商に関する封緘便の報告二通が届けられたので、同封にて貴官へ謹んで回付します。

新潟はこれまでも外国交易にとっての重要性はありませんでしたが、昨年に至り開港としての意味をほぼ失ってしまいました。

新潟は豊かな後背地を持ち、また何といつても米と綿布の重要な取引地ですから、以前から計画されている港施設工事が実施されれば、もっと多くの外国商人・外国商船が参入するかもしれません。しかし現在の日本政府の財政状況からすると、そうした工事は当分望めません。

【史料四十三 一八八一年報告への送り文（アイゼンデッヒャーからビスマルク首相へ、一八八二年三月八日）】

我が国新潟領事館から今年一月一日付の館務及び通商・海運に関する報告が届けられたことから、同封にて貴官へ謹んで回送します。

この報告からわかる問題は、我が国にとって重要であり、かつ条約改正交渉においてまもなく協議を行うことでもあります。もはや申し上げるまでもなく明らかであると私は考えるのですが、ただでさえわずかだった新潟の交易が更に減少したことから、今以上の

港を開くことは、その周辺地域ないし日本全体において外国交易が可能とまらない限り、あまり大きな意味をなさない、ということを示しています。

以上、公使らによる新潟への認識とは、圧倒的に「新潟は外国交易にとって意味のない港」というものであった。アイゼンデッヒャーが一八七九年報告書（史料四十一）にコメントしたように「新潟港の出入りは日本船四、八〇〇隻以上、外国船一隻」という状況であれば、これは現実即した、むしろ当然の認識と言えよう。ライスナーは館務報告の他にも毎年詳細な通商報告をまとめており、その作業には多大な労力を要したと察せられるが、公使館が新潟港における通商自体の分析に及んでいるのは、米の特需があった一八七八年のみであった（史料四十）。

こうしたことから、一八八二年にライスナーが帰国の意思を示した際、公使アイゼンデッヒャーは、外務本省とともに、ライスナーの離任を留保なく認め、併せて領事館の閉鎖を決定した。

小括

開港においては、条約締結相手国の国民による商業活動及び居住が可能であり、国家としてそこに増進すべき、あるいは擁護すべき利益の存在を認めれば、政府の公館たる領事館を設置する。新潟の場合、そうした利益の存在を長期にわたり明確に認め続けた国は、イギリス及びドイツの二ヶ国であった。

イギリスは、一八六七年に「西海岸の開港場」として新潟を選択するに際して、その商業地としての大きな魅力と港の立地・形状の悪さとの非対称に逡巡を覚えつつも、最終的に新潟を開港とすることに同意した。ここでは、公使パークスによる判断が重きをなした。パークスは、我が国の政情が不透明さの度合いを増すなか、最後の開港の確定を急いだ。そして、内戦勃発後は戦線の進展を注意深く見定めつつ、天皇政府の立場に配慮して自国商業者に自重を求め、結果として、思い描いた形での新潟開港を果たした。新潟領事館は、パークスの新潟に関する政治的意図の延長線上で開かれた。

一八六九年初めに開設された領事館では、そこに着任したラウダー及びトゥループは、いずれも港の準備不足や不安定な政治経済情勢に悩まされながらも、商業地の新潟を高く評価し、新潟を国際貿易港としても有望であると評価した。これに対して、一八七二年に着任したエンスリーの場合には、目の前の港の状況に対する悲観が強かった。とは言え、彼の報告書を読めば、繁栄した商業地としての評価は彼の前任者らと変わるものではなく、国際貿易港としての新潟の将来は、もっぱら港施設の改善如何である、と考えていたことがわかる。その港改善は、それまでもトゥループが、またパークスが明治政府に積極的に訴えていた。しかし実現していなかった。

一八七六年、再び新潟に赴任したトゥループは、港の現状が開港初年と大きく変化していないことを確認し、新潟を実質が伴う開港とするのか、それとも名目だけのものとするのかを決する時ではないか、とパークスに伝えた。トゥループ自身は、新潟を発展させることに利益があると考え、改めて港活用のための改善策を進言した。

そうしたあいだ、公使パークスは一貫して新潟に関心と期待を持ち続けた。右のトゥループの改善策を受けて、明治政府に対して新潟港の振興を促し、翌七七年に至っても、明治政府による新潟港改善の意思を確認しつつ、改善が実現すれば新潟港の活況が期待できると本国に伝えた。イギリスにとつての新潟は、自国商船の行き来があったとは言え、結局のところ自国商人は一人たりとも居留していない港であった。その港に対して、パークスが長い間に亘ってこれほどまでにその潜在力を認め続け、相手国政府に対して継続的に改善を働き掛け続けた、という事実は注目すべきことである。領事館は、途中の暫定閉鎖や領事不在期間はあるにせよ、開港からおよそ十二年後まで維持された。

一方のドイツはどうであったか。日本での商業活動において、イギリスに大きく水をあけられていたドイツ（プロイセン、北ドイツ連邦）は、戊辰戦争期、新潟が「事実上の開港」となったことを活用して、自国商業者の利益増進を図った。この時期に新潟を商業目

的で訪れたドイツ商人は、エドワード・スネルに限らない³¹³。彼らが頼りとした奥羽越列藩同盟はまもなく瓦解したが、正式開港後もウェーバーらドイツ商人の新潟への出足は早かった。その新潟に領事館を設置することは、自国商人の活発な活動が見込まれる開港に對する自然な措置であったと言えよう。領事には、ドイツ西部に位置する絹織物産業の町クレーフェルト出身の商人ライスナーが任命された。ただ、領事任命の詳しい背景は不明である。

ライスナーは、一義的には商人であった。その商業活動は、途中に半年ほどの一時帰国はあるが、ほぼ継続して一八六九年から一八八二年まで、およそ十三年に亘り営まれた。そしてこの期間が新潟におけるドイツ領事館の開設期間と理解できる。一八七〇年にはウェーバーが、一八七九年から八〇年、及び一八八一年にはヘーニクハウスが、各々領事代理として指名されたことが確認できるが、これらはイギリスの場合とは異なり、ライスナーが新潟を不在とする間の、まさに臨時的な職務代理であった。

商人兼任であるライスナーの領事としての活動は、日本国内の史料からは断片的にしか確認できない³¹⁴ものであり、領事館と言えざるほどの実態があったかどうかさえ確言できないものであった。しかし、本論筆者が発見したドイツ側の史料には、自国居留者の係争案件の処理や身辺保護、自国居留民を代表しての地元当局との折衝など、ライスナーによる領事としての確実な活動が記録されていた。

新潟ドイツ領事のありようは、イギリス領事とはいくつかの点で大きく異なるものであった。例えば、新潟に赴任したイギリス領事は、職業外交官として、この港町の潜在的可能性を大局から論じ、そのうえで港施設の改善策を提言した。しかしライスナーの場合には、港の使い勝手の良さを求めるということは、税関の開閉時間の短縮や積み下ろしの有料化に反対を唱える、といった、まさに地に足のついた、商業者の実務に直接的に及ぶものであった。また、自国民と日本人との商取引における係争の処理も、イギリス領事には確認できないライスナーの役割であった。これはもちろん、新潟にいた外国商人のほとんどがドイツ人であったことに照応するものである。ライスナー自身が交易商人であるからこそ、本領を發揮できる分野であったろう。そして、そのような領事ライスナーの尽力が支えとなつて、新潟におけるドイツ商人のプレzensが長く維持された。領事館はイギリスよりも長く、一八八二年まで開かれており、ドイツ商人は一八八五年までこの地での居留を続けた。

さて、ライスナーが新潟で綴った報告書を本省へ回付する際に、公使館が記した送り文からは、外国貿易港・新潟への冷めた認識が窺えるのであるが、実は、それ以上のことに考察を及ぼすことも可能であろう。それは、ドイツの新潟への関心喪失の時期、及びその契機についてである。

アイゼンデッヒャーらは、もともと新潟港には豊かな後背地が控えている、とみなしていた(史料四十、四十一、四十二)。そして、その港自体が改善されれば外国貿易の活発化

が期待できるものの、日本政府はその築港工事に手をつける意思はない、とみた（史料四十一、四十二）。公使館は本省の承認を得て、一八七八年に新潟領事館から領事裁判執行などの権限を奪い、やがて一八八二年のライスナーの帰国に伴う辞任申し出を受けて新潟領事館を閉鎖した。するとドイツは、この最後の数年間は現役名誉領事が現地での居留を継続していたがゆえに、領事館を敢えて閉鎖まではしなかった、と解せられよう。公使館のレベルでは、新潟への関心は、アイゼンデッヒャーが「昨年に至り開港としての意味をほぼ失ってしまった」と本省へ伝えた一八八〇年に、最終的に失われたとみなしてよからう（史料四十二）。

このことは、イギリス領事館の動向と重ね合わせると、より重要な意味を持つ。すなわち、ドイツの新潟への関心喪失の時期は、そのイギリスのそれとほぼ重なるのである。イギリス・パークスは、一八七八年に至るまで、新潟港整備の必要性を明治政府に訴え続けており、日本側の前向きな措置を期待をかけていた。ところが一八七九年になると、イギリスは「すでに新潟港からは外国交易の要素が失われてしまった」と判断して、いよいよその領事館を閉鎖したのであった。これは、アイゼンデッヒャーによる「新潟は開港としての意味を失った」という判断と、一年の前後はあるもののほぼ照応する。すなわち、列強諸国のなかで最後まで新潟への関心を示し続けたドイツ及びイギリスは、ともにほぼ同じ時期に、同じ契機により新潟への関心を喪失した、という視点がここで得られるのである。その契機とは、明らかに、明治政府による新潟港築港の断念であろう。東北開発計画に載せられていた新潟港の整備が断念されたことは、この港の将来展望を決定的に後退させるものとして働き、新潟における外国領事館はすべて閉鎖されたのであった。

第三部 外国人居住をめぐる問題

第五章 外国人居住問題の所在と展開

第一節 雑居地新潟の構造

第三部では、新潟における外国人の居住について考察する。序章でも述べたように、新潟には、当初の国際取極に基づき、他の開港開市のような専用の外国人居留地が設定されなかった。この独特の環境は、結果として、開港地としての新潟の低迷を宿命づけたものであった。第五章から第七章にかけては、明治政府と諸外国とが、明治前半期を通じて最も継続的に、最も激しく折衝を繰り返したこの争点について、時系列に沿って詳述してゆく。

考察に先立って、実際に新潟に居留した外国人をあらかじめ確認しておこう。表30は、その概観を得る目的で、開港から二十年近くの主な外国人の居留時期を、試みとして作表したものである。

開港の年、まもなく新潟には外国人が来港したが、その数は、貿易商人を中心に二十名程度、といくつかの史料でほぼ同じように記録されている³¹⁵。しかし、彼らによる商業活動は低迷したため、その多くはまもなく新潟を去っていき、早くも二年後の一八七一（明治四）年には、居留者の数は佐渡を除けば十名を切るまでに減少した。そして一八七四（明治七）年頃からの数年間、新たに居留を始める者がにわか増えた。これは、楠本県令の着任以降、西洋知識を導入するための御雇い外国人の招致が進んだこと、及びキリスト教の解禁に伴って宣教師らが新潟での布教活動を本格化させたことに照応する。しかし、その後の新たな居留者は、基本的には、こうした御雇い外国人や宣教師・居留商人と入れ替わりの者にとどまった。そして、英語学校・医学学校に勤めた御雇い外国人は、一八八一（明治十四）年には途絶え、居留商人は一八八五（明治十八）年のコッホを最後に新潟から消えた。この頃以降の新規居留者としては、ギューリック（Orramel Gulick）やデイヴィス（Robert Davis）らアメリカン・ボードの宣教師が目立つ程度であった。一八八六（明治十九）年以降、新潟に居留し続ける外国人は、主には宣教師の一团（プロテスタント・カトリック）及び西洋料理店を営むミオラ（Pietro Miola）のみであった。結局のところ、新潟における外国人数は明治前半期を通じて、一番多い時期であっても、せいぜいで二十名ほどであった。したがって新潟に長期にわたって滞在した外国人も少なく、例えば五年以上住み続けた者を数え上げてみても、わずか十名程度しか名が挙がらない。

表30: 明治前半期における新潟の主な外国人(居留開始順)

人名・国名・職業	西暦18・・年																
	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85
1 ラウダー(イギリス、領事)	■																
2 ウェーバー(ドイツ、貿易商人)		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3 トゥルーブ(イギリス、領事)		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4 ライスナー(ドイツ、領事・貿易商人)		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5 ファン・ボーフェン・ファツハ(オランダ、貿易商人・操船業)		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6 ファン・デン・ブルーク(オランダ、貿易商人)		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7 ブラウン(アメリカ、英語教師)		■															
8 メース(オランダ、領事・商人)		■															
9 ブラウン(アメリカ、領事・貿易商人)		■															
10 キング(イギリス、英語教師)			■														
11 エヴラール(フランス、宣教師)			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12 エンスリー(イギリス、領事)				■													
13 モス(イギリス、英語教師)					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
14 ヴィダル(フランス、医学教師)					■	■											
15 ミオラ(イタリア、料理店経営)							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
16 フォーリー(フランス、宣教師)							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
17 ワイコフ(アメリカ、英語教師)								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
18 ファン・デア・ハイデン(オランダ、医学教師)								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
19 パーム(イギリス、宣教師)									■	■	■	■	■	■	■	■	■
20 ファイソン(イギリス、宣教師)									■	■	■	■	■	■	■	■	■
21 ドロアール(フランス、宣教師)									■	■	■	■	■	■	■	■	■
22 コツホ(ドイツ、貿易商人)									■	■	■	■	■	■	■	■	■
23 フィッシャー(ドイツ、貿易商人)									■	■	■	■	■	■	■	■	■
24 フォック(オランダ、医学教師)									■	■	■	■	■	■	■	■	■
25 リッデル(イギリス、英語教師)									■	■	■	■	■	■	■	■	■
26 ツルバン(フランス、宣教師)										■	■	■	■	■	■	■	■
27 ランバート(イギリス、英語教師)										■	■	■	■	■	■	■	■
28 ホルターマン(オランダ、医学教師)											■	■	■	■	■	■	■
29 ウーリー(イギリス、領事)											■	■	■	■	■	■	■
30 ヘーニクスハウス(ドイツ、貿易商人)												■	■	■	■	■	■
31 ギューリック(アメリカ、宣教師)																■	■
32 デーヴィス(アメリカ、宣教師)																■	■
33 ル・マレシャル(フランス、宣教師)																	■
34 陳承文(清、商人)																	■
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	明治・年																

1) 上表には、新潟に滞在した外国人のうち比較的長期の滞在者(商人、宣教師など)や公的機関の雇用者など主な者を掲げている。また、特に滞在の始期・終期に着目したものである。
 2) 主な参考資料:新潟県史、新潟市史、稿本新潟県史、新潟町会所文書、日本外務省諸資料、イギリス外務省諸資料、ディレクトリ(居留外国人人名録)、資料御雇外国人、新潟県キリスト教史、新潟開港百年史

新潟居留外国人は、出身国により職業・居留目的に明らかな傾向があった、ということも判明している。すなわち、イギリスからは職業外交官である領事及び語学教師が各々短い期間新潟に滞在したほか、新潟での初期のプロテスタント布教を担ったパーム(Theobald Palm)及びファイソン(Phillip Fyson)が長らく新潟に居留した。しかし、イギリス商人は一人も新潟に居留しなかった。一方、ドイツからの居留者もっぱら貿易商人である。オランダからは、初期の貿易商人らの他、医学教師が新潟を訪れた。フランスからはカトリックの宣教師が交代で赴任し、新潟での布教活動を継続した。アメリカからの居留者は、初期は英語教師などわずかであったが、明治中期になって、先述のアメリカン・ボードの宣教師らが新潟に移り住んだ。イタリアからは、ひとりミオラが長く新潟に居住した。

なお、中国(清)からの居留者が極端に少ないことは新潟の特徴であろう。史料に残る中国人名はわずかで、また彼らの新潟滞在は短期であり、しかも明治中期以降であった。さて、こうした外国人の新潟での居留に関して、何よりも注目すべきは、繰り返しすが、

表 32:新潟の外国人数の推移(イギリス領事による報告)

時期	記述内容	報告者
1869年7月 (明治2年)	今年初めの開港以来、新潟に居を構えた商人は1名のみ。	ラウダー
1869年9月 (明治2年)	ここ10日間でドイツ・スイス・オランダの商人が何人かやってきた。これで当地の居留商人は全部で15名ほどになった。	トゥループ
1869年末 (明治2年)	当地に居留する外国人は全部で17名。交易商人は10名から12名ほどで、ほとんどがドイツ人かオランダ人。	トゥループ
1871年1月 (明治4年)	新潟の西洋人居留者は10名ほどにすぎない。このうち4名が商業活動に携わっている。	トゥループ
1874年春 (明治7年)	今春(1874年)まで外国人は5名いた。2名のドイツ商人、イギリス人教師、オランダ人の船長、フランス人医師だが、最後の者はその後離港した。	ガビンズ
1875年9月 (明治8年)	現在13名の外国人が居留者しており、そのうち商人が2名、宣教師が3名、他は国や県に雇用された者である。	ウーリー
1876年末 (明治9年)	現在この領事区域には21名(子を除く)の外国人が住んでおり、うちイギリス人10名。新潟に18名、佐渡に3名。新潟の18人のうち3名のドイツ人が2つの会社をつくり交易に携わっている。	トゥループ
1877年10月 (明治10年)	外国人15名(ドイツ人4名、会社数2)。	トゥループ
1885年9月 (明治18年)	居留する外国商人は1名もいない。4名のアメリカ人宣教師、2名のフランス人宣教師、それにイタリア人のホテル経営者1名が居留しているだけである。	クウィン

表 31:居留地別の外国人数

(1) 1871(明治4)年初め(国別)

	横浜	神戸・大阪	長崎	函館	新潟	東京	計
イギリス	513	134	91	16	6	22	782
アメリカ	146	41	26	4	-	12	229
フランス	83	47	13	6	-	9	158
ドイツ	76	47	22	5	2	12	164
オランダ	34	32	15	-	2	4	87
イタリア	29	2	-	-	-	-	31
デンマーク	11	3	2	2	-	-	18
スウェーデン	-	4	3	-	-	-	7
オーストリア・ハンガリー	10	10	2	-	-	-	22
ロシア	-	-	2	7	-	3	12
ベルギー	3	-	1	-	-	-	4
スイス	24	3	-	-	-	-	27
スペイン	3	6	-	-	-	-	9
ポルトガル	10	5	19	-	-	2	36
計	942	334	196	40	10	64	1,586

出典はイギリス外務省文書(F.O. 46/138, Parkes to Granville, No.57, April 29, 1871)。

数字は横浜は女性を除く人数。

(2) 1888(明治21)年

	横浜	神戸	大阪	長崎	函館	新潟	江戸	計
	4,494	1,110	280	1,005	93	20	737	7,739

内務省「本邦各港居留外国人戸数口数取調一件」を基に作成。1888年末日の数字。ただし神戸は1889年1月調査、新潟は1889年1月10日届出。

新潟には外国人居留地がなかった、ということである。新潟は開港決定時に定められた国際取極に基づいて、全域が日本人と外国人との雑居地とされ、外国人は町のいづれかの場所、民有地を相対によって、すなわち直接交渉によって自由に借地借家することが認められた。新潟は、この点で他のすべての開港開市と異なっていた。

外国人居留地がないという条件において、明治政府は新潟の居留外国人を實際にどのようにに任まわせたのだろうか。諸史料を検討すると、これまで一般に説かれることのなかった実情を窺い知ることができるのである。そこでは、当初は大幅な自由が認められていたはずの外国人の新潟での居住は、開港から数年後には政府による厳しい干渉の対象となり、その後もそうした干渉は長らく続いた。そのために、外国人らは安定した居住環境を得ることができず、苦心を重ねることになった。一方で日本側もまた、全域が雑居地たる新潟での外国人の扱いにつき試行錯誤を重ねた。

第Ⅲ部では、はじめに外国人の居住環境を規定した制度的条件を確認したうえで、新潟における外国人居住が明治政府によってどのように扱われていたのか、それが年代を追ってどのように変遷を重ねたのか、ということについて仔細に追跡する。

なお、第Ⅲ部で中心となる一次史料は、外務省外交史料館が所蔵する「新潟居留外国人ニ対シ地所家屋相對貸借關係規則協議一件」（以下、「規則協議一件」とする）である。外務省と内務省、外務省と新潟県、あるいは外務省と外国公館といった、外務省を起点とした往復文書など合わせて約五百枚に及ぶこの一件綴りの読み解きに加えて、他の日本外務省文書、あるいは『稿本新潟縣史』『新潟町会所文書』といった地元史料、更にはイギリス外務省文書などを材料として考察を進めていくことになる。

新潟における外国人の居住条件は、江戸幕府と諸外国とのあいだで一八六七年十一月二十四日（慶応三年十月二十九日）に結ばれた「新潟佐州夷港外国人居留取極」（以下、「新潟居留取極」とする）に基づくものであった。その第七条には次のようにある。³¹⁶

【史料四十四】

外国人、新潟并夷港の市中に於て、日本人と相対にて旅宿住居或は倉庫を借り、又は買入る、事勝手たるへし、又両所に於て正当なる所用の為、地面を借受る事勝手次第たるへし、尤別に居留地を定めず、但し新潟に於て外国人地所を借受るる境界は、東北は海岸并川筋を限り、西南は当今奉行所支配所の標杭ある場所とす、田畑其外政府へ年貢を納る地は相対を許さず、前広奉行所へ申立免許を受へし

この条文の要点は以下の三つにまとめられよう。

一 外国人は、日本人の建物所有者との直接取引によって、その建物を借り受け、また買入れてよい。

二 外国人は日本土地所有者との直接取引によってその土地を借り受けてよい。ただし、

年貢を納める田畑を借地する際には、奉行所の許可を必要とする。

三 外国人居留地は設けない。外国人は、新潟全域において居住が認められる。

実際の開港はこの取極が結ばれた一年余り後、江戸幕府ではなく明治政府の手によって実現された。しかし、外国人居留取極には変更が加えられることなく、そのまま開港後に引き継がれた。なお、二に関しては、そうした政治変動に伴って、「年貢を納める田畑」が「徴税対象の土地」に、「奉行所」が「地方庁（明治当初を除けば新潟県庁）」に、それぞれ読み替えられて用いられた。

こうした条件がどのように新潟だけに独特のものであるのか。ここでは開港開市全体を俯瞰して改めて整理しておきたい。

開国後の日本に開港開市を設けることは、安政の五ヶ国条約はじめ諸外国との修好通商条約を根拠とした。条約上は開港（函館（箱館）、横浜（神奈川）、長崎、神戸（兵庫）、新潟）と開市（大阪、東京）とに区分された。これら開港開市における居留地と雑居地のありようは表33のように整理できる³¹⁷。

このうち開港においては、条約に基づき外国人の居住及び商業活動のために一定区域の土地が提供されることとなった。その区域内、すなわち居留地内において、外国人は土地を賃借し、あるいは住宅・倉庫を建築し、購入し、賃借することが認められた。

これら開港においては、本来、日本人との雑居は想定されていなかった。ところがその後の経緯から、函館、神戸、新潟の三ヶ所で雑居地が成立することとなった。その成立の経緯は三者三様であった。

函館では、開港の時点で居留地が整備されるに至らず、実態として外国人は市内の寺院、商家などに雑居してしまった。後年になって居留地の設定とそこへの外国人の集住が企図されたが、その居留地が実際上不便であったことなどが理由で、結局、内外国民が雑居する実態が解消することはなかった。

神戸では、居留地が未完成のまま開港を迎えたため、日本は外国側の要求に応じ、居留地周辺の一定区域において外国人の居住を認めることを在留領事に約束せざるをえなかった。すなわち居留地外の地主の相対による賃借が認められた。やがて居留地が完成し、函館とは異なりそれが十分に機能したものの、函館同様、すでに生じてしまっていた雑居地は

表 33：開港開市における居留地と雑居地

	開港開市の別	居留地の有無	居留地面積 〔明治18年〕	雑居地の有無	単位：坪	
					永代借地面積 〔明治32年〕	
函館	開港	有	1,730	有	5,800	
横浜	開港	有	348,197	無	326,335	
長崎	開港	有	105,787	無	105,041	
神戸	開港	有	49,645	有	40,167	
大阪	開市(のち開港)	有	7,747	有	10,415	
東京	開市	有	26,162	有	29,192	
新潟	開港	無	0	有	0	

※『旧条約下に於ける開港開市の研究』(大山梓)に基づき作表した。ただし居留地面積は内務省編〔1988,19〕による。

解消されなかった。

新潟における雑居地成立の経緯は、これら二港とはまた違う。新潟の場合には日本と諸外国との国際取極により公然と雑居地が定められた。すなわち、一八六七（慶応三）年十一月の新潟佐州夷港外国人居留取極において、新潟には外国人居留地を設けず、外国人は新潟奉行所の管轄区域において日本人と雑居することとされた。

一方、開市については、内外国民の雑居が前提にあり、外国人には一時滞在のために一定区域内で借家することだけが認められるはずであった。条約上、開港のように専用の居留地を設ける規定は存在しなかった。その理由は、そもそも大阪と東京が開市に指定されたのは、神戸、横浜という開港の存在を念頭に、それら開港を本拠とした外国人の商業活動を近隣の主要都市でも可能としたにすぎないものであった、ということによる。しかしながら実際の開市にあたっては、両市ともに、その雑居地のなかの一面が、外国人のための専用の居留地として設けられた。なお、大阪は開市してまもなく開港へと移行した。

表 33 には永代借地の面積を参考として付した。永代借地とは、借地代を支払う限り外国人が無期限に借り続けることが権利として認められていた土地であった。大方は居留地内にあるが、函館と神戸には居留地外であっても永代借地が認められていた土地があった。「外国人が期限の定めなく自由に占有しえた土地」というものを把握するには、上述の居留地・雑居地のありように加えて、この永代借地にも留意する必要がある。

この表で確認されるのは、新潟は開港開市のなかで唯一、居留地がなく、しかも永代借地さえも存在していなかった、ということである。新潟では、開港地のなかの任意の場所において、土地家屋を時宜に応じて相対取引で確保する以外に、外国人がその居住地を得る方法がなかった。

なお、函館は居留地が存在するもののその実態に乏しかった。しかしながら同地では居留地内のみならず居留地外においても永代借地が成立していた。この点で新潟とは明らかに相違があった

ところで、あらかじめ付言しておくべきことに「居留地」という言葉の二義性がある。すなわち、紛らわしいことに、ここまで説明した居留地・雑居地を合わせた区域を指して「居留地」という言葉を広義に用いる場合がしばしばある。すると、これまで述べてきたのは狭義の居留地ということになる。この狭義の居留地と広義の居留地という二つの用語は、当時の史料においても往々にして何ら断りもなく混在している。以降しばらくは、「居留地」「雑居地」という用語をしばしば使って新潟での外国人の居住をめぐる問題を考察していくことになるが、その際にはこうした言葉の二義性に十分に留意する必要がある。

第二節 明治五年までの状況

(1) 開港直後の様相

開港まもない時期に、外国人居住に関する達が発せられた³¹⁸。

【史料四十五】新潟府より達（明治二年二月一日）

外国商人追々渡来致、土蔵并家等借受度旨申聞候ハ、家賃之儀ハ相對ヲ以取引致、
勝手ニ貸渡不苦候、尤其段可届出事

巳二月 新潟府

明治政府は新潟の開港にあたり、江戸幕府が取りまとめた新潟佐州夷港外国人居留取極の規定をそのまま現地に改めて知らしめた。そのうえで、外国人に居所を提供した場合には行政庁へ届け出るよう命じた。明治二年二月一日（一八六九年三月十三日）にこの達が新潟府から発せられた時点では、外国船はまだ一隻も新潟港を訪れていない³¹⁹。

開港して半年を過ぎると、新潟に進出する貿易商人が増え始めた。この年の暮れには十五名から二十名ほどの者がこの地に住んでいた。次に示したのは、史料として残る、もともと初期の外国人調査の記録である³²⁰。

【史料四十六】

明治二年十一月 外国人改め

英国コンシュル ツルプ 英国領事館 宿所 勝楽寺

フロイス国コンシュル ライスナー

フロイス国商人 ウエーブル

右兩人宿所 本町通四ノ丁 池田屋市三郎方

フロイス国商人 エドワード・スネル

仏国商人 ペロンジ

蘭国商人 フアグ

右三人宿所 大川前通四ノ町 加賀屋吉左エ門方

オランダ国商 カステール

フロイス国商人 アーノルド

右兩人宿所 毘沙門島 大西屋勇吉方

亜米利加国 ハレ

宿所 本町通湊町 石山屋又三郎方

亜米利加国 語学教師 フロウン

同人妻

同人娘 一人

右三人宿所 寄居村稻作方

和蘭国 アデリヤン 付属香田

オランダ国 コンシユル メース
同国商人 リンドル

右兩人宿所 片原五ノ町 湊屋吉左エ門方

英国 コンシユル 附士官 フイジェルト 宿所 勝楽寺

スウイス国商人 ロレン 宿所 若狭屋松蔵方

和蘭国 ファンデンフルーク 宿所 勝楽寺

右之外当時居留之外国男女之人員無之候

この史料からは、十八名それぞれが町内の商家や寺などに居所を確保した様子がわかる。³²¹

一八七〇年、年を明けると次の達が水原県新潟局から発せられた。³²²

【史料四十七】 水原県新潟局より達（明治三年二月一日）

町人共、相對ヲ以テ、家屋敷土蔵等、外国人へ貸渡シ候儀、勝手タルヘク候得共、約定之節ハ屹度証人ヲ立、地坪間数ハ勿論、限り之年月賃料等委細約定書取調、速ニ町会所へ可届出事

午二月 新潟局

明治三年二月一日（七〇年三月二日）のこの達によれば、新潟の行政庁は、現実に外国人の居住が始まるなか、その地家貸借の実態について町会所を通じて把握しようと努めていた。しかしながら貸借自体に関しては「家屋敷土蔵等、外国人へ貸渡シ候儀、勝手タルヘク候」とあり、一年前の達と同じく、当事者双方による自由な取引が前提にあった。開港直後の出発点においては、国際取極である新潟佐州東港外国人居留取極第七条に沿った取扱いが行われていたことが確認できる。

（2）外国人への制限導入と「粗漏ノ約定」

一八七一年九月（明治四年七月）に廢藩置県を断行した明治政府は、この中央集権の枠組み整備を契機として、近代的な土地所有制と税制への移行を進めた。翌七二年三月（明治五年二月）、田畑永代売買の禁止が解除され、土地は人民のものとして自由な流通の対象となった。

政府はこれらと並行して、外国人に対する土地の売渡し及び質入れを国民に対して禁じた。明治五年四月十四日（一八七二年五月二十日）の太政官布告第二百二十四号は次のとおりである。³²³

【史料四十八】

御内国一般地所ノ儀、銘々所持ノ分タリ共、外国人へ対シ売渡候儀ハ勿論、金銀取引

表34：新潟における外国人の借地借家（明治初期）

明治4年12月・外務省照会(A)		明治7年9月・内務省照会(B)	
坪数等	貸主	坪数	住所地番
ウェーバー(貿易商人、ドイツ)			
地 90坪2合5勺	吉川更平、小原半造	地 92坪余	本町通七番町465
(元池田市三郎の土地)			
家 建家買受所持		(家 建家所持)	
家 土蔵17坪2合5勺	石垣重太郎		
地 畑地600坪	吉川更平、小原半造	地 600坪	砂山※
ライズナー(領事・貿易商人、ドイツ)			
地 95坪5合		→【消滅】	
家 建家36坪7合5勺	鍋茶屋太三郎	(家 36坪7合5勺 本町通七番町464)	
家 土蔵14坪		家 14坪	本町通七番町464
地 畑地600坪	吉川更平、小原半造	地 600坪	砂山※
エプラー(宣教師、フランス)			
地 62坪	田村宗甫	→【消滅】	
家 建家41坪			
		家 57坪5合	古町通十六番町4
地 畑地775坪	吉川更平、小原半造	地 775坪	砂山※
ファン・ボーフェン・ファッハ(貿易商人・船司、オランダ)			
地 33坪7合5勺		→【消滅】	
家 建家11坪2合5勺	大西屋勇吉		
		家 47坪3合	抹川岸通2丁目38
ミオラ(西洋料理店経営、イタリア)			
		家 13坪5合	寄居村九番組672

「新町通の一角」

「一番山の三筆」

注1) 「地」は借地、「家」は借家(土蔵含む)を意味する。
 注2) (B)の「砂山」は、原資料では「寄居道左東西ノ方砂山ノ出張第一ノ山脈」と記載されている。
 注3) 表内の括弧書きは青柳が補足したもの。(B)ライズナー欄の本町通七番町464の建家36坪7合5勺は、原史料ではウェーバーの欄に掲載されているが、住所からみて実質的にライズナーの借家とみなした。

ノ為メ地所又ハ地券等書入致候儀ハ決テ不相成候条、末々ノ者ニ至ル迄心得違無之様、各管内無遺漏可触示事」

すでに外国人居留地内で外国人の永代借地が認められている土地は別として、我が国の土地が外国人の自由に委ねられることを極力排除する方針を明確にしたわけである。

この頃の新潟における外国人の住まいようはどうであったか。表34にまとめた。これは明治四年十二月(一八七二年一月)の外務省照会、及び明治七(一八七四)年九月の内務省照会に対して、新潟県が当地の外国人による借地借家を取り調べて回答したものである³²⁴。

本表を借地に着目して見ると、明治四年末時点(A)で生じていた借地のうち明治七年半ばの時点(B)では三件が消滅しており、残る借地は、表の右欄外に「新町通の一角」と「一番山の三筆」と付したもののだけであったことがわかる。これらの仮称は私が命名したものである。これ以降しばらくは、新潟では新たな外国人による借地が生じることはなく、しかもこの残された「新町通の一角」及び「一番山の三筆」と居留外国人との関わりは、様々な紆余曲折を経て長引いてゆく。そしてまた、この二つに分けられる地所は、日本側当局から見れば、新潟雑居地では自由に地家を貸借できる、ということの弊害が如実に現れたものであった。そこでは、外国人と契約することへの不慣れや、貸主借主の意思疎通が不十分であったことなどがおそらくは原因で、書面上不備のある「粗漏ノ約定」³²⁵

が結ばれていたのである。

では、その「粗漏ノ約定」の内実を順に見ていきたい。

まず一つは、ドイツ商人ウェーバーが（本町通四ノ町）の地所を抵当流れによって所有せんとしたことに関する約定であった。

表34から見てとれるように、ウェーバーは、開港当初から本町通四ノ丁（七番町）に居所を確保した。そして、ライスナーとともにその一角に複数の建家・倉庫を得ながら商業を営んでいった。本町通七番町にはもともと町会所があり、一八七三（明治六）年には新潟郵便役所が設置されるなど、町の一等地といえる場所であった。また本町通は江戸初期以来、新町通とも呼ばれており、当時の史料においても「新町」としてたびたび登場する。そこで、新潟居留商人らが土地・住家・倉庫を占有したこのあたりに、本論考で筆者は「新町通の一角」という仮名を与えてみた。

その「新町通の一角」において、ウェーバーは、当初は借家であった池田屋市三郎所有の建家を明治四年の時点ではすでに買い取っており、また池田屋への借金の担保としての地所に抵当権を設定しようとしていた。

明治四年十二月、新潟県は外務省に対して「外国人借受中、家主ノ者、右外国人ヨリ多分ノ借財出来、右ノ家屋敷、借財ノ方へ差向候積」と伝えた³²⁶。外国人に家屋敷を貸し与えている家主が、その外国人から多額の借金をしてしまったので、その家屋敷を活用して借金を清算しようとしている、というのであった。「新町通の一角」におけるウェーバーの池田屋からの借地借家を指していた。新潟県は更に、居留取極第七条は「地面を借り受けること勝手たるべし」としているため、このまま無期限の貸付を認めてよいか、それとも同条但書に「年貢を納める地所は相対を許さず」としているため、むしろ政府がその土地建物を引き上げて入札を行い、その入札で得た金を外国人に与えることで清算を行うべきか、そのいずれとすべきかを尋ねた。

これに対して外務省は、明治五年一月、「居留地規則中、外国人等地所買求居留可致トノ免許無之候間、其地人民ニ於テ地所引当ニ金子借受候共、外国人ニ於テ右規則ヲ存存約束致シ候ハ其無念ニ付」、政府においてその土地を引き上げるべきとした。居留取極には外国人が土地を買い取る規定はないので、それを知らずに新潟の住民が借金をしてその代わりに土地を抵当に入れたとしても無効だ、というのであった。そして結局は本件を公的に整理することとし、池田屋から土地を引き上げて、五百円で新潟町へ払い下げた。新潟町は明治五年六月、市長（吉川更平）・副市長（小原半造）が改めてウェーバーとの貸借契約を結び直すこととした。明治五年六月十七日、ウェーバーとその吉

図6：「新町通の一角」



町の中心に近い新町通（本町通）には、外国人が住家・倉庫として占有する一角があった。

川更平・小原半造とは以下の土地貸借に関する約定書を交わした³²⁷。

【史料四十九】

エ、アル、ウエーブル義、吉川更平、小原半造ヨリ新町ノ地所壹ヶ所ヲ壹ヶ年ノ間借受、壹ヶ年ニ付地代金札三百六拾鎧、則九拾円ノ割ニテ、月々ニ其地代金ヲ払ウベシ
エ、アル、ウエーブル義ハ、右地所内へ建物イタシ又ハ井戸等ヲ掘リ候事ハ勝手タルベシ、且壹ヶ年ニ付地代金九拾円、則三百六拾鎧相払候内ハ、右地所ヲ所用ニ宛テ候事モ亦勝手タルベシ

若シ、エ、アル、ウエーブル義、地所内ニ取建テ有之候家作ヲ他人ニ売渡シ候カ、又ハ他人ニ貸渡シ候節ハ、ウエーブルヨリ買取人又ハ借受人ニ此約定書ヲ引渡シ候義勝手タルベシ

都テ地租并町入用等ハ地主方ニテ引請ベシ

(後略)

こうして政府は、雑居地新潟の中心にある土地が一民間人から外国人の手にわたることを阻止し、この土地を町有地として整理して改めてウエーバーに貸し付けることに成功した。

しかしながら、新潟町会所との右の契約は明らかに瑕疵を含むものであった。すなわち、この約定書(史料四十九)には明確な終期が設定されていない。ウエーバーは毎年借地料を支払えばいつまでも借地を継続できる。しかもその借地上では、建家の建築はもちろん、その建家を売却しようが貸与しようがまったく自由とされた。要するに、「金さえ払い続ければ、あとはウエーバーの勝手にしてよい」という内容のものであった。あたかもウエーバーは、市長らと直に取り結んだ契約によって、他の開港開市に存在した永代借地権を正式に得たかのようなのであった。

以上が「粗漏の約定」の一つ、「新町通の一角」におけるウエーバーの借家に関する事情である。

もう一つの「粗漏の約定」は、字浜浦にある土地の外国人への貸与に関するものであった。

江戸時代の奉行所、明治に入って初代新潟県庁とされたあたりの遠く裏手は、寄居村の砂丘と松林の

図7：「一番山の三筆」



町から離れた砂丘地の高台にあった町共有地に、外国人が三筆の借地を得ていた。借地年限は5年と定められていたが、地方当局はこの借地を取り戻すために多大な苦勞を強いられた。

一帯であった。ここはもともと町預かりの共有地であった。宇浜浦のほか、浦浜、砂山、あるいは一番山など、当時様々に呼称された、その町はずれの一带のうちの三筆が明治に入って外国人三名に貸与された。借地に関する書面の取り交わしはなかった。本論考で筆者は、これら三筆の借地に「一番山の三筆」という仮称を与えてみる。

明治五年三月十七日（一八七二年四月二十四日）、外務省は新潟県庁に対して、この土地の借料などを確認するため、約定書ないし官許書の写しを差し出すよう求めた³²⁸。これに対して県は、それまで書面に頓着していなかったことを認め、新たに当時の新潟町南北会所の市長二名が外国人三名と土地貸借契約書を交した。そのうちのライスマーとの約定書を以下に掲げる³²⁹。

【史料五十】

於新潟、明治五壬申年三月六日、西曆一千八百七十二年四月十三日、地所貸渡スコトヲ、市長吉川更平并渋木市蔵ト、エデーライスマル氏トノ間ニ左ノ約定ヲ取極タリ
第一

新潟寄居道左手、東西之方畑地、及ヒ南北ハ砂地ノ出張リ第一ノ山脈ニテ、地所一区ヲ五ヶ年之間、日本坪数ニテ六百坪ヲ借用セリ

第二
借料ハ、年々六百坪ニ付拾六鎧則四両ヲ、エデーライスマル氏ヨリ、毎年前金ニテ払フベシ

第三
約定期限ニ至リ尚借用セント欲セハ、熟議ノ上改テ約定ヲ取極ムヘシ

第四
此約定期限内ニテ、右地面返却スル時ハ、其年代料ハ払フヘシ

第五
前文地所ハ、エデーライスマル氏ヨリ他ノ人へ又貸スル時ハ、是ヲ拒ムノ権アルヘシ
第六

右地所耕作ノ積ニテ他ノ用ヒハ致ス間敷、乍併ライスマル氏ノ植物ヲ護スル為メ同人ノ召使或ハ他ノ番人ヲ置ヘキ小屋ヲ建ルコトハ妨ケナシ

第七
若シライスマル氏前書ノ地面へ二十坪ヨリ大ナル建物ヲ設ケ候ハ、其節ライスマル氏ヨリ地主へ増地代十六鎧ヲ年々払フヘシ

於新潟一千八百七十二年

四月十三日

エデー、ライスマル記

吉川更平

三筆のなかではウェーバー（字浜浦5234番地、六〇〇坪）との約定がもっとも早く、一八七二年三月十八日（明治五年二月十日）に結ばれた。続いてこの史料五十のライスナー（同5232番地、六〇〇坪）との約定が同一八七二年四月十三日（明治五年三月六日）に、更にはフランス人宣教師エブラル（Felix Eyraud）（同5233番地、七七五坪）との約定が同一八七二年四月二十三日（明治五年三月十六日）に結ばれた。契約書面は氏名・坪数・借料を除いて同文であった。また借地期間はいずれも五年間であった。

ところが、これらの約定書ではまさに粗漏としか表現しようがない過誤が犯されていた。日本語の約定書と英語のそれとのあいだに大きな齟齬があったのである。すなわち、約定書の第三条、日本語では「約定期限ニ至リ尚借用セント欲セハ、熟議ノ上改テ約定ヲ取極ムヘシ」とされているにもかかわらず、英文では「借主が借地の延長を希望するならば契約は無期限に延長できる」と定められていた。地元側当事者がこの齟齬にどの時点で気づいたのかは不明である。しかしながら、ライスナーらはこの英文の約定書を楯として、その後も字浜浦の広大な借地を更新していった。詳しくは後述する。

以上が「一番山の三筆」に関する「粗漏の約定」の事情であった。

一八七四（明治七）年九月三十日、新潟県庁は内務省に対して表34の(B)の内容を回答するとともに、「当港ノ儀ハ元来関門内ハ雑居御差許ノ御条約面ニテ：相對ニテ地面并家屋貸渡、従前ノ分粗漏ノ約定相成居候ニ付、先般御達ノ草案ニ從ヒ更正可致旨、貸渡主共へ相達置候」と伝えた³³⁰。それまでの居留外国人との借地契約書取り交わしにあたって不備があったことを認め、内務省の指示に従ってこれらを解消するように努めたい、としたのであった。しかし、これらの「粗漏の約定」のうち、とりわけ「一番山の三筆」は容易には解消に至らず、その解決は実に一八八五（明治十八）年になってようやく達せられることになる。そうした事情は、これから追々確認していくことになるのであるが、ここではまず、外国人の居住に対処していくにあたって、日本側当局とすれば、苦々しい原体験とも言えるような、こうした「粗漏ノ約定」があったこと、そしてそれゆえに、現実として外国人の自由に委ねられてしまった懸案の借地が存在していた、ということを念頭に置いておきたい。

図8：「一番山の三筆」の約定書・第3条の日英の文言比較

第三 約定期限ニ至リ尚借用セント欲セハ、熟議ノ上改テ約定ヲ取極ムヘシ
3)that AR Weber shall have the option, after the expiration of this contract, to prolong the same for any further period, but previous notice has to be given of this intention to the other contracting parties. (借主が借地期限の終了後更にその延長を希望する場合、本契約は無期限に延長できる。ただし前もって貸主にその旨の通知を行うこととする。)

第三節 矛盾の露呈―「居留地外居住問題」

(1) 国による「明治七年の措置」

一八九九（明治三十二）年に諸外国との改正条約が施行される以前において、外国人の居住は原則として居留地及び雑居地の区域内に限定された。しかしこの原則の例外として、居留地外での居住が認められていた外国人が存在した。外国公使館の職員、及び御雇い外国人である³³¹。

外国公使館員に関しては、公使館は日本政府官庁としばしば接触する必要性があるため、そのほとんどが東京府内の中心部に設けられていた。そのため、それら公使館の館員は実態として自国公使館の付近に、すなわち東京の築地居留地の区域外に居住していた。また、御雇い外国人に関しては、彼らには開港開市に限らず日本国内各地での活動が期待されていた。したがって実際問題として居留地外に居住せしめざるをえなかった。

とりわけ御雇い外国人は、欧米諸国を範とした日本の近代化への取組が本格化するにつれて、その数が増していった。官雇の外国人の数は、殖産興業が本格化した一八七五（明治七）年と翌七六（明治八）年に、その数が約五二〇名となり、ピークを迎えた。また、私雇の御雇い外国人の人数は、その後もしばらく増加した³³²。明治政府は、諸外国との条約上に根拠はないものの、一つの便法として、これら御雇い外国人がその所属する施設（学校等）内か、あるいは雇い主が所有する家屋に居住することを認めていた。

外国公使館職員及び御雇い外国人を居留地制度の例外とするこうした扱いは、そもそもこの居留地制度が外国人による商業活動を居留地内に限定させることに眼目があったことを考えれば、理屈の上では、それ自体として特に大きな支障のない、やむを得ざる例外として理解しうる。しかし現実には、こうした取扱の弊害が徐々に明らかになってきた。それは特に東京において顕著であった³³³。

帝都東京には多くの官雇ないし私雇の外国人が居住していた。しかし、東京に設けられていた築地居留地は東に偏って位置し、しかも狭小で借地料も割高であった。そのため、外国人の大半は築地での居住を嫌い、府内各地に住まった。一八七七（明治十）年末の時点で、府内の御雇い外国人は五四〇名（官雇一七七名、私雇三六三名）を数え、そのうち築地（居留地・雑居地）に住まう御雇い外国人は十名にも満たなかったとされる。もはや単なる例外とはみなせない実態だったのである。

しかも、東京府を更に悩ませたのは、こうして府内各地に住まう外国人のなかに、どうやら商業活動を営む者が紛れ込んでいるらしい、ということだった。すなわち、日本人が雇う外国人については、居留地外での居住が認められている、ということを好都合として、東京においては、それ以外の外国人が、場合によっては雇主や家主と示し合わせるうえ、交通至便で賃借料も安価な居留地外の家屋で生活を営んでいる、と疑われる実態があった。

居留外国人が増加するにつれて、一部外国人への例外容認に乗じたこのような不法行為をいかに排除するか、ということが日本政府の課題として顕在化していった。

こうした実態の推移のなか、外国公使館員に関しては、すでに一八七一（明治四）年十月、東京府が国に対して居留地外での居住の特例を認めるよう求めていた。そして、やがてこれが認められた。

また御雇い外国人の扱いに関しても、東京府は、実際問題として居留地外での彼らの居住を認めざるを得ない、とする一方、こうした例外措置が居留地外での外国人の商業活動を助長することのないよう、国に適切な措置を講ずるよう求めていた。内務省、外務省、及び東京府のあいだの種々議論の末、一八七三（明治七）年八月十二日、国は次の布告を発出した。この太政官布告第八十五号は、国が東京府からの提案を受けて発したものであった。³³⁴

【史料五十一】

外国人へ家屋地所等貸渡ノ節、約束上輕忽疎漏ヨリ、竟ニ内外人民ノ間不都合ヲ生シ候テハ自然交際ニモ差響候、自今学校其他ノタメ備入シ居留地外へ居住スヘキ外国人、及公使館附属書記官等へ貸家貸地ノ節ハ、先ツ約定草案相添、其管轄庁へ伺出、許可ノ上結約可致、此旨布告候事

但、建物取毀売払ノ分ハ幾日以内取払ノ約定取結可売渡、尤売渡ノ上ハ其旨管轄庁へ可届出事

明治七年八月十二日

太政大臣 三条実美

この布告では、居留地外に居住しようとする外国人に対して貸家貸地を行う際は、その日本人貸主は約定草案（貸借契約書の案文）を添えて管轄庁に伺い出て、その許可を得てから正式に契約すべきことが人民へ告知された。³³⁵

更に同月、内務省は開港開市を管轄する地方庁（開拓使、神奈川県、長崎県、兵庫県、大阪府、東京府、新潟県）に対して内達を發出した。先の布告の趣旨を徹底させるための実際的な手続きを指示する、内務省によるその内々の指令は、次のとおりであった。³³⁶

【史料五十二】

近来、各国公使附属書記官、其他学校技術等伝習トシテ傭役イタシ候外国人共、居留地外住居追々増殖イタシ候処、地所売渡之儀ハ兼テ御布告モ有之、一切不相成筈ニ候得共、地所家屋等貸渡之節、約定不馴ヨリ輕易粗漏ニ取扱置、将来論議ノ端ヲ開キ、或ハ内地人民ノ損失ヲ醸シ、或ハ外国人人民ノ迷惑ヲ生シ候テハ不都合ニ付、本年第八拾五号公布之旨モ有之、依之以後公使附属書記官及傭役之外国人へ地所家

屋貸渡之儀伺出候砌、別紙約定草案之廉々必記載候様、各地方庁ニ於テ調理之上可伺出、此如相達候事

明治七年八月廿二日

内務卿 伊藤博文

新潟県令 楠本正隆殿

別紙

第一条 家屋貸渡ノ期限ニケ年ヲ過クヘカラス、尤職務ヲ離ル、トキハ、右期限内タリトモ三十日ヲ不過返却スヘキ旨ヲ契約スヘキ事

第二条 借用期限内、他ノ外国人ヲ住居セシメ、又ハ他人ニ貸渡シ、又ハ商業ヲ営ミ申間敷旨ヲ契約スヘキ事

第三条 地上ノ建物据付ノ儘他ノ外国人へ譲渡スヘカラサル旨ヲ契約スヘキ事

第四条 借地家代合テ一ヶ月金若干取極ノ事

但、地所家屋ニ掛ル諸雜費、借リ主ニテ可払約定取極候ハ、地租、区入費等払方、日本政府ヨリ地方へ布達スル規則ノ通可聞旨契約スヘキ事

第五条 地所家屋及ヒ借地税、区入費等ニ付起ル所ノ諸事件ハ、都テ現今将来トモ、日本人民同様、日本政府布達スル処ノ規則ニ従ヒ可申旨ヲ約シ置可申事

第六条 地所或ハ家屋貸渡期限内、双方一方ヨリ要用ノ節ハ、互ニ六ヶ月前引払ノ報知ヲ可為、然ルトキハ、仮令年月ヲ定ムト雖モ、互ニ故障ヲ申間敷旨ヲ約シ可置事

第七条 前条々ノ趣旨ヲ記載シ、末文ハ左之通記載スヘシ

右之条々相違ナキタメ、爰ニ三通ヲ認め、一通ツ、双方へ留置、一通ハ地方庁へ差出置者也

府縣管下何住居

貸主 何ノ誰

何国公使附属書記官

借主 何ノ誰

或ハ日本何国何郡病院

又ハ学校諸技業ニ付雇

何国何

何ノ誰

前書之通相違無之者也

其所

この内達本文によれば、太政官布告では、約定の許可を行うのは開港開市を管轄する地方庁とされているが、これを地方庁の任意裁量とはせず、内務省がその約定草案の事前審査を行うこととされていた。内達には更に条文形式の別紙が添えられ、その約定草案の望ましい記載事項が指針として具体的に示されていた。すなわち、借主が職務を離れた際にはすみやかに借家から退去させること（第一条）、借主以外の外国人が同居し商業活動を行うことを禁ずること（第二条）、更には借主が敷地内に附属建築物を設けてそれを他の外国人へ譲渡することを禁ずること（第三条）など、先の太政官布告の趣旨が確実に反映された契約書を作成すべきとされた。

「外国人の居留地外居住問題」に関する太政官布告第八十五号及び内務省の内達（以下、布告と内達を合わせて「明治七年の措置」とする。）は、主として東京での状況に対処するためのものであったと考えられる。それは、ここまで叙述した事前許可制の導入に至る経緯が物語っているし、布告及び内達の「各国公使附属書記」という文言からしても自明であろう。各国公使館は東京以外には存在しない。しかし太政官布告第八十五号は、東京に限らず全国に向けて発せられた。そして、この布告の趣旨を徹底させるための内務省の達は、開港開市を管轄するすべての地方庁に対して内々に発せられた。

先回りをして述べるならば、この「明治七年の措置」は、少なくとも新潟に適用されるべきものではなかった。繰り返すが、これらの措置は、外国公使館員や御雇い外国人に外国人居留地の外での居住が認められていることに乗じて、それら以外の者が居留地外で不法に居住し商業活動を行うことを取り締まるための措置であった。新潟には専用の外国人居留地はなく、外国人居留取極により外国人の居住と商業活動が全域にわたって認められていた。新潟の外国人は、住まうべき「居留地」がありながら「居留地外」で活動しようとしているわけではなかった。「明治七年の措置」は、その趣旨からして、新潟で適用されるはずのない措置であった。それにもかかわらず、この「明治七年の措置」を根拠として、居留外国人による借家の一件ごとの審査が新潟において始まってしまったのである。

一八七五（明治八）年、表35で示す四件の新潟での外国

表 35: 新潟における「明治七年の措置」の運用状況(1875年(明治8年))

	県から国へ伺い	貸主	借主	家屋物件	内務省許可	備考
1	4月30日	高澤真七郎	パーム	湊町通三丁目 5月から1年間	9月27日	県(楠本県令)から内務省へ運用改善を上申(7月12日)
2	9月27日	鍋谷孫太郎	ミオラ	東中通一番町 9月から6月半	12月23日	
3	11月30日	高野 順信	ファイソン	学校町通 12月から2年間	12月23日	借主から県に対して抗議
4	(12月)	白根 藤吉	ドロアール	(不明)	—	同上(国への伺いなし)

人への貸家案件が記録されている。前年に導入された国の「明治七年の措置」の新潟での運用は、この年の四件をもって早くも頓挫する。以下、その状況を順に追っていく³³⁷。最初の事案は、高澤真七郎なる男から、イギリス人セオバルト・パーム³³⁸に対する貸家であった。

七五（明治八）年四月、高澤はパームへ家屋を貸し渡すことを県庁に申し出た。県庁は同月三十日、高澤から届出があつた約定書案を添えて、この貸家願を聞き届けたい、として内務省へ伺つた。

ところが本伺いに対する同年六月三日付の内務卿大久保利通からの回答には、申し出の約定書案文にほぼ全面的に朱字が加えられていた。そしてその回答には「別紙のとおり文言を修正させ、契約後に改めて提出すべし」との指示が付されていた。その内務省の文言修正ぶりは以下のとおりである。新潟県庁が内務省へ進達した約定書案を地の文とし、内務省による削除部分を取消線で、挿入部分をゴシック体で、各々示した。

【史料五十三】

条約書

第十條 当新潟湊町通三丁目建設何番地ニ有之候高澤真七郎君所持之表中人間奥行
由間主尺之家屋ニ階共、英国人ドクトル、ポアルム君へ当五月ヨリ向十二ヶ月ノ間
貸渡係事ニ付高澤真七郎ヲ甲トシ、ポアルムヲ乙トシ、左ノ条約ヲナセリ

第十一條 借用期限中外圍ノ破損并家根書請等ハ貸主ニテ修理ヲ加フヘシ、尤ポアルム君好ニ依リ内部ノ雜作ヲナスヘシ、悉皆開君之由費タルヘキ事
但戸障子并畳ハポアルム君ノ由費タルヘシ

甲ノ所持スル家屋、表口八間奥行四間三尺、別紙地面之通、家屋二階トモ、一ヶ月ニ付貸家代金八円五拾錢ニテ、当明治八年何月何日ヨリ来ル明治九年何月何日マテ十ヶ月間乙へ貸渡セリ、依テ右貸家代金ハ毎月前ノ月末日迄ニ、乙ヨリ甲へ前払スヘシ、万一延滞スルトキハ、右金高へ一ヶ月ニ付何割何歩ノ利息ヲ加ヘタル金高ノ割合ヲ以テ甲へ払渡スヘキ事

第十二條 貸渡シハポアルム君ニ限ルニ付、ポアルム君ノ期限中ハ、乙ヨリ私ニ他ノ外國此家屋ヲ他人へ貸讓等ハ勿論、借用期限中他ノ外國人ヲ主住居致サセ間敷事渡シ、又ハ讓渡シ申間敷事

第十四條 借用期限後戸障子并畳ヲ除之分、家屋ノ補理雜作等之分ハ、其儘据置立退ルキ事

第十三條 乙へ借用中、家屋外回りノ破損所并屋根普請ハ、甲ニテ修理ヲ加フヘシ、尤戸障子并畳ハ乙ノ自費タルヘシ、且乙ノ好ミニ依リ家屋ノ内部ヲ造作シ模様替ヲナサントスルトキハ、甲ノ承諾ヲ請ケ、悉皆乙ノ自費ヲ以テスヘキ事

第十四條 借用期限後、戸障子并畳ヲ除之外、家屋ノ補理雜作等之分ハ、其儘据置立退ルキ事

第五条 家屋代金ノ用金八円五十銭ト定メ、毎月前ノ内ニ納置可申事

但、家屋ニ掛ル諸東税並ニ区入費 組合費兼、都テ貸主ニテ可払事

第五条 家屋及敷地ニ係ル貢税区入費・組入費ハ、甲ヨリ可相払ト雖モ、地所家作
等ニ付起ル所ノ諸事件ハ、乙ニ於テ、都テ現今将来トモ、日本人民同様、日本政
府ノ布達スル規則ニ従フヘキ事

第六条 家屋貸借期限相守ハ勿論タリトモ、万一期限内、甲乙一方ヨリ要用之節ハ、
五ニ六ヶ月前引払ノ報知ヲ可為、然ルトキハ、仮令年月ヲ定ムト雖モ、五ニ故障
ヲ中間敷事

右之条々、相違ナキ為メ、爰ニ横和文三通リ六通ヲ認メ、式通ツ、双方ヘ留置、式
通ハ地方庁ヘ差出置者也

新潟県平民 新潟湊町通三丁目

貸主 高澤真七郎 印

日本明治八年四月

英国人民

借主 ドクトル・ポアルム

前書之通相違無之者也

右戸長 石附五作 印

内務省によるこの修文を受け取った新潟県令の楠本正隆は、同年七月十二日、自らの意
見を大久保内務卿に対して上申した。すなわち楠本は、「新潟はもともと雑居が許された居
留地であり、他の開港場で居留地外に居住する場合は違う。先の内達のとおりとしては、
居留地内での相對貸借に官が干渉することになる（当新潟港之義ハ、元来条約上御差許相
成居候雑居之居留地ニテ、他ノ居留地外ニ寄留スル類ニ無之、御達面之通りニテハ、居留
地中ニテ相對之貸借ニ官ニ於テ掣肘スルノ筋ニ相当）」と述べた。更に楠本は、「こうした
措置は必ず外国の反発を招くことになる。外国人との地家貸借に関しては、土地売渡は認
めないこと、家屋貸借は返還を主張する権利を失わないよう年限を定めて契約すること、
といった大目だけを公然と布達し、その他の細目に関してはすべて人民が相對で取り決め
るに任せるべきである」と自らの意見を伝え、雑居地新潟における先の内達の適用を再考
するよう求めた。

こうしたやり取りの末、内務卿が高澤真七郎の貸家伺いを最終的に許可したのは、同年
九月二十七日であった。許可を下すまで、実に五ヶ月近くを要したことになる。この遅延
には、内務省と新潟県とのやり取りの途中、七月はじめに内務省が火災に遭ったために関
係書類が焼失してしまい、そのために内務省が新潟県にそれら書類の再提出を求めた、と
いう事情もあった。

また、その最終的な許可下渡しにおいて、内務卿は県令に対して「大目については昨年
八月の達のとおりであるので、県庁から区戸長に対しても達を發すべし（大目之儀ハ、七

年八月及内達置候箇条ニ抛リ、其県於テ区戸長迄相達置可申事」と付け加えていた。楠本県令が「内達によって細かなことにまで指示を出すのではなく、要点のみを公然と布達すべき」と上申したのに対して、大久保内務卿は「内達そのものが要点である」と応じ、むしろ「区戸長（大区小区制における小区の長）への指導を徹底すべし」と命じたのである。

もつとも、楠本県令はすでに同年八月に県令の職を離れており、しかも新たな県令はまだ着任していなかった。そのため、内務卿のこの指示は新潟県参事の南部信近が実行した。すなわち同年十一月五日、南部参事は県令代理として新潟県第一大区（新潟区）の五つの小区の戸長に対して「外国人への貸家は、その都度、必ず契約書の案文を添えて願ひ出させ、それに対する指示を得てから正式に契約を結ぶようにさせるべし（貸渡ノ都度、必条約書草案ヲ以願出、何分之指令ヲ受候上ニテ結約可致）」と布達し、役所への事前伺いの趣旨を区内に徹底させた。更に、「当事者どうしで勝手に契約を結んだ場合、その者には相応の処分を下すことになる（相對ニテ自恣之条約等致候者：可及相当之処分候）」と厳しく伝えた。

こうして、新潟の外国人居留取極では「相對にて住居を借りること勝手たるべし」と定められているにもかかわらず、内務省からの内達及びその後の指令に基づいて、取極とは真逆の達が県庁から新潟区内に正式に発せられた。

続く二件目の事案は、鍋谷孫太郎なる男からイタリア人ピエトロ・ミオラ³³⁹に対する貸家であった。七五年（明治八）年九月、鍋谷はミオラへ家屋を貸し渡すことを県庁に申し出た。南部参事（県令代理）は同年九月二十七日、「この申し出を聞き届けたい」と内務卿へ伺った。鍋谷とミオラとの貸借契約書案文を「規則協議一件」で確認すると、六月三日の内務省指示に基いて高澤とパームとの契約書に大幅な修文が加えられた後のもの（史料五十三の内務省修正済みのもの）に近似している。ということは、鍋谷とミオラとの契約申し出にあたっては、県庁ないし区戸長が鍋谷に指導して文言をあらかじめ整えた上で、鍋谷から契約書案文を提出させ、その案文をもって県庁が内務省に伺った、ということが推測される。したがって内務省がこの伺いを受けて修正を施した箇所はわずかであった。同年十二月十三日、内務卿はミオラの借家が雑居地の区域内にあることを確認したうえで、これを正式に許可した。

「規則協議一件」では、ここまでの事案、すなわち一件目のパームへの貸家、及び二件目のミオラへの貸家に関しては、日本政府の事前審査に対する外国人からの反発は記録されていない。しかし、「官によるこうした干渉は必ず外国の反発を招くことになる」とした楠本前県令の懸念は、やがて現実のものとなった。早くも三件目の事案において外国人借主からの抗議の声が上がったのである。

前件と同じ七五年十一月、高野順信なる男がイギリス人フィリップ・ファイソン³⁴⁰へ家屋を貸し渡すことを県庁に申し出た。南部参事（県令代理）は同月三十日付で、やはり先と同じく「申し出を聞き届けたい」と大久保内務卿へ伺った。内務卿は、ミオラへの許可

と同じ同年十二月十三日付で「許可はするが、ミオラの件と同じ趣旨の修正を契約書案文に加えさせて、結約後あらためて届け出るべし」と指示した。ところがファイソンはこの指示に対して抗議の声を挙げた。県から家主を通じての修文指示に対して「貸主借主のあいだではすでに契約が整っているのに、居留地内において相対で契約するのを官が干渉するのか」と主張したのであった。

そしてまた、これと同じ十二月、フランス人宣教師ドロアール・ド・レゼイ (Druart de Lesezy)³⁴⁾が白根藤吉なる男から借家を試みた。ところがドロアールは「役所が契約書を事前審査して借家を許可するかどうか判断する」との報に接した。ドロアールはファイソンとともに県庁へ抗議に及んだ。ドロアールの反応はファイソンよりも強硬であった。すなわち、ドロアールは借家の伺いそのものを撤回した。そして県庁に対して「フランス公使を通じて直接日本政府にも申し入れるつもりだ」と伝えた。

こうして、新潟での外国人への貸家に関する国の「明治七年の措置」の運用は、早くもその前途が怪しいものとなった。

その頃、新潟には新たな県令として永山盛輝がその任に就いていた。七六(明治九)年一月十日、永山は着任早々のこうした紛糾した事態を内務卿に伝えた。そして自らの意見として「約定草案をそのまま実施し続けるのは困難である。外国人との家屋貸借に関しては、すでに昨年七月に本県から伺ったとおり、大目だけを広く布達しその他の細目はすべて人民が相対で取り決めるに任せることにすれば、外国人居留取極にも触れないのではないか。県庁でも厚く注意するので、この件につき今一度検討いただきたい」と述べ、「相対にて住居を借りること勝手たるべし」と定めた新潟の外国人居留取極を添付して示し、この原則に改めて注意を促した。永山新県令は前任の楠本とまったく同じ考えであった。

このようにして「明治七年の措置」をめぐる新潟での経緯を「規則協議一件」に基いて追っていくと、本件に関する内務省の独善ぶりが次第に明らかになってくる。内務省は、開港地新潟が拠って立つ国際取極上の条件に顧慮を払わずに、自らが定めた方針を国内統一的なものとして押し通そうとした。楠本、更には永山といった新潟県令が繰り返し再考を上申しても、内務省の方針は容易には変わらなかつた。そしてまた、こうした内務省の独善的姿勢は、「外国人の居留地外居留問題」への対処にあたつて連携すべきパートナーであるはずの外務省に対しても同様であった。内務省は、当初からこの措置の運用に関して外務省を極力排除しようとしていたのである。

新潟での初の事案、すなわち先述のパームへの貸家伺いを受け取つた際、内務省はこの件について、新潟県庁に対して大幅な修文を命じる回答を返す前に、外務省への合議を行っていた。ところが、その合議において内務省が外務省へ示した契約書案というのは、県庁から伺いがあった案文に内務省がすでに大幅な修文を加えた後のもの(史料五十三の内務省修文済みのもの)であった。すなわち内務省は、自らの方針に沿つてすでに手を加えた後の約定書案を、あたかも新潟県が内務省に伺つてきた案文そのものであるかのように

外務省へ提示した。そして「この新潟からの案文に問題はないので許可すべきと考える。外国人居留地の内外の区分がない新潟ではこうした契約による不都合が生じるとは考えられないので、以降は貴省への合議は必要ないものと考え」と伝えた。つまり、新潟県はじめ地方庁に対して内達を発して自省への事前経伺を命じていた内務省であるが、新潟でのこうした「官による干渉」の内情については何も明かさなまま、外務省が本件に関与することを排除しようと図ったのである。

だが内務省のこの試みは奏功しなかった。外務省は内務省に対し、「新潟では諸外国との取極により外国人は自由に借家できるはずである。そもそも外国人との土地家屋貸借については地方規則で定めるべきであり、県令に委任されているにもかかわらず、それを敢えて貴省に伺うからには、何らか事情があるのかもしれない。必要があれば今後も当省へ合議を願いたい」と回答したからである。

こうした経緯があったにもかかわらず、内務省はなおその後も外務省を蚊帳の外に置こうとした。後述するが、一八七四（明治七）年の太政官布告第八十五号に関する内務省の地方庁への内々の達について、あるいは、その内達に基いて内務省が居留地外の外国人の借家契約を悉皆に事前審査していることについて、外務省がその実態を把握するのはずっと後になってからのことであった。内務省は極力、外務省に対する情報の秘匿を図り、新潟県もまた、その内務省への配慮から外務省に対してしばしば黙した。

（2）ドローアル借家騒動

早々に行き詰まりつつあった「明治七年の措置」をめぐる新潟での事態は、一八七六（明治九）年に入ると深刻の度を増した。永山県令が「先の約定草案をそのまま運用し続けるのは困難である」と内務省へ自らの意見を上申したのは、この年の一月十日であったが、そのわずか一週間後には、以下に詳しくたどる騒動の火種がすでに生じていた。もともとこの時点では、国はもちろん、新潟県庁もその火種のこととは知らなかった。

先述のとおり、前年末、ドローアルは白根から借家を試みたものの、契約書の事前審査のを知って早々に方針転換した。ドローアルは、もつと意を通じ合える別の日本人から借家することにしたのである。その別の日本人とは、キリスト教に親近感を抱く渡邊喜平という名の地元商人であった³⁴²。ドローアルは、渡邊からある家屋の二階部分を借り受けたのであるが、その家屋は本来渡邊のものではなく、別の地元商人から渡邊が借り受けたものであった。すなわち、渡邊は自分自身の借家の一部をドローアルへ又貸したのであった。七六年（明治九）年一月十七日付の次の約定書がその事情を物語っている。

【史料五十四】

貸渡シ約定書

- 一 齊藤喜十郎所持地、小二区上大川前通七番町第六百六拾八番地建家并土蔵共不残、渡邊喜平借請之内、表二階、見世座敷四坪、蔵所土蔵壹ヶ所、フランス教師トルア

ルへ、明治九年一月十七日ヨリ七月三十日迄、壹ヶ月金拾五円ニ定貸渡申候、只今
金三拾円請取、一月三十日ヨリ五月三十日迄月々金拾五円ツ、請取、六月七月八只
今三十円請取置金子ト差引勘定可致定、尤屋根替ハ地主方ニテ可致事

明治九年一月十七日

渡邊喜平

ドルアル

こうしてドロアルは、事前に県庁に伺いを立てず、しかも内務省が示していた約定草案を無視した契約書を作成して借家を得た。官による干渉に釈然としないドロアルは、こうしたやり方が日本政府の措置に反している、ということは十分に認識しながら、敢えて行動に及んだのであった。

以上が「ドロアル借家騒動」とでも呼びうる事件の発端であった。

七六（明治九）年四月、フランス公使館から外務省に対して申入れがあった。その内容は、新潟でドロアルが居留地内において相対で借家をしようとしたところ、新潟県庁がこれを許可しなかった、ということに対する抗議であった。これを受けて外務省は、同月十三日、新潟県に事情を照会した。新潟県は外務省に対して「確かに昨年十二月以来、当港居留のファイソンとドロアルから苦情を受けており、そのうちのドロアルは、自国フランスの公使からもこのことを日本政府へ申し入れてもらう、と述べていた。しかし外人への貸家に関しては、内務省からの指示もあって区戸長が町民に注意を促しており、県庁は直接関係していない」と答えた。前年十一月に区戸長に対して「事前伺いを徹底させるべし、従わぬ貸主は処分する」とした自らの布達について、県庁は黙っていた。

同年五月、外務省は改めてフランス公使から抗議を受けた。その抗議とは、官庁に対して報告を行わずに家屋をフランス人に貸し渡したことを理由に、その貸主たる日本人が裁判所³⁴³から罰金三円の処分を受けた、ということに対してのものであった。

フランス公使は、この外務省への申入れに際して以下の四つの文書写しを持参していた。まず一つは、ドロアルから新潟県庁への四月一日付の照会に対する、県庁からの同日付の回答であった。ドロアルは、外国人に貸家する際には約定前に県庁の許可を得るべし、との布達が二週間ほど前に新潟で発せられた、と仄聞したことから、このことの真偽をたかったのであった。ドロアルは「その達文を実際に見せてほしい」と要求した。県庁は「そのような布達はない」と回答した。ここでもまた、県庁は前年十一月の区戸長への布達、すなわち内務省の指示に基づく「官による干渉」のことは黙したままであった。

【史料五十五】

外国人へ家屋貸渡之儀、自今約定前県庁へ届出許可之上結約候様、三月十八日当新潟港人民へ布達候趣、御承知ニ付、右達書御一覽相成度、本日附書翰ヲ以テ県令へ御申越之処、右ハ同日ニ於テ右布達候儀無之候条、此段拙者ヨリ可及回答旨、参事之命ニ依テ如斯ニ候、以上

新潟県外務掛 新潟県権中属 橋口正弘

紀元二千五百三十六年四月一日

仏国公教師 ドロアル 貴下

次の二つめの文書によると、上の文書にある、ドロアルが見た三月十八日の布達というのは、どうやら区戸長からのものであった。この「区戸長の布達」なるものを、渡邊は処分以前に知っていたことを書面で認めさせられていた。

【史料五十六】

記

明治九年三月十八日新潟県管下第一大区中へ布達左之通

外国人へ家屋貸渡之義、約定前町会所へ届出、許可ヲ得テ約定可致様、各心得違無之様、区戸長ヨリ達シ相成候処、相違無之候間、私共連印ヲ以申上候也

新潟県管下第一大区二小区

越後国蒲原郡新潟上大川前通七番町

渡邊喜平

明治九年四月十三日

同県下同大区越後国蒲原郡新潟東堀通七番町 福田喜作 印

同県下同大区四小区同郡新潟古町通十二番町 伊藤重太郎 印

更に三つめと四つめの文書によれば、渡邊は事前に役所に伺うことなく外国人へ家を貸し渡したことを理由に、罰金三円を科せられ、即日その罰金を納付させられていた。

【史料五十七】

申渡

新潟県管内第一大区二小区

越後国蒲原郡新潟東堀通七番町

渡邊喜平

其方儀、齊藤喜十郎より借受置ク家屋を管庁へ陳告セス外国人ニ貸シ渡スコ、雑犯律違令重キニ問ヒ、懲役四十日ノ贖罪金三円申付ル

明治九年四月十七日

【史料五十八】

請書

新潟県管内第一大区二小区

越後国蒲原郡新潟東堀通七番町

表 36: 国の「明治七年の措置」からドロアール借家騒動の発覚まで(1874 年～76 年)

		国・県の措置等	新潟での家屋賃借案件
1874 年 (明治 7)	8 月 12 日	居留地外での地家賃借を要事前許可とすることを太政官が布告(第 85 号)	
	8 月 22 日	上の布告に関して内務省が県へ内達を發出 ・地家賃借の内務省伺いを義務づけ ・契約記載事項の指針(「約定草案」)を示す	
1875 年 (明治 8)	4 月以降		国・県による一件審査が始まる
	11 月 5 日	県庁から区戸長への布達 ・太政官布告及び内務省内達の遵守 ・違反者への処分	
	12 月		外国人(ファイソン、ドロアール)からの抗議 渡邊喜平とドロアールが家屋賃借契約を結ぶ
1876 年 (明治 9)	1 月 17 日		
	3 月 18 日	区戸長から町民へ告諭(「布達」) ・太政官布告及び内務省内達の遵守	
	4 月 17 日		新潟裁判所が、官庁への届け出なしに外国人へ貸家したことを理由に渡邊喜平を処分(罰金 3 円)
	5 月		フランス公使が上の処分に対して外務省へ抗議

以上の四つの文書を持参して外務省に赴いたフランス公使の抗議の内容は、以下のよう
に集約される。すなわち、そもそも外国人の借家が自由なはずの新潟において、「区戸長
の布達」なるものを根拠に、ましてやドロアールと渡邊との賃借契約後に發出されたその「布
達」を根拠に、たとえ渡邊がその「布達」を承知していたとしても、ドロアールに家屋を
貸し渡した渡邊を、はたして裁判所が処分しうるのか、ということであった。

一 金三円也
私儀、齊藤喜十郎ヨリ借請置ク家屋、当庁へ陳告セズ外国人へ貸渡スコニヨリ、前
書之金円ヲ 仰付奉畏、依之本日奉上納候、以上
明治九年四月十七日
右 渡邊喜平 印
新潟裁判所長 六等判事堤正巳代理
七等判事 安達盛貞殿

このフランス公使からの申入れを受けた外務省は、さっそく新潟県庁及び新潟裁判所への事情聴取に着手した。しかしここでもまた外務省は、実態を容易には明かすまいとする県庁・裁判所の態度に遭遇した。そのため事情聴取は難航した。それでも数回にわたるやり取りの結果、外務省は新潟での実態を徐々に把握していった。その経過は以下のとおりである。

五月二十四日、外務省は新潟県庁に対して「裁判所が渡邊に処分を下す根拠となるような、何らかの公式の達などが県庁から発せられていたのか」と聴取した。これに対する五月二十九日及び三十一日付の永山県令からの回答は次のとおりであった。

「四月一日のドロアールからの照会を受けた際には私（永山）は上京中であった。そこで南部参事が担当官を通じて町会所へ確認を行ったところ、町会所からの返答は「昨年十二月以来、家屋貸借について外国人から苦情があり、しかも今年一月には渡邊喜平が手順を経ずして外国人と約定を結んだ。そこで町会所としては、明治七年の太政官布告の趣旨もあり、外国との交際に不都合がないよう、区戸長から区内の者へ告諭を行った」というものであった」

右のとおり、この時点で永山は、前々年八月の内務省内達のことや、前年十一月の県から区戸長への布達のことには触れなかった。そして、あたかも町会所が太政官布告の意を体して主体的に区内に働きかけた、というかのような説明ぶりであった。

更に外務省は県庁に対して「渡邊が裁判所から処分を受けたことに県庁は関与していなかったのか。例えば裁判所から県庁に対して事前協議がなかったのか」と尋ねた。永山県令は「県庁は裁判所に求刑したが、それは明治七年の太政官布告に基いたものである。渡邊の処分にあたって裁判所からの事前協議はなかった」と応じた。

永山からのこうした回答を受けた外務省は、六月七日、太政官布告に基いて求刑した新潟県の判断を明確に否定した。すなわち、「本布告は公許の雑居地の外に住む外国人には該当するものである。しかしながら、その雑居地の内に住む外国人については、他の開港場における居留地内の外国人と同じに扱うべきである。新潟雑居地において事前伺いなく家屋を相对貸借しても、先の布告には悖らない。今回の処分は、むしろ諸外国との取極に反するものである」と永山に伝えた。その上で、「そもそも新潟は居留地のない開港場であるのに、その新潟での公許の雑居地を他の居留地と異なる扱いとしたのは何を根拠としているのか」と更に追及した。

こうしたやり取りの後、六月十三日、ようやく新潟県は外務省に対してすべての経緯を明らかにした。それまでは、内務省への配慮から、外務省に対して一部隠蔽を伴う申し開きを行ってきた新潟県庁であったが、ここに至ってそうした配慮を断念した。すなわち、居留地外の地家貸借に事前伺いを義務づけた明治七年九月の内務省内達や、その新潟での運用に関する新潟県と内務省との往復文書一切の写しを、外務省に対して明らかにした。

そして、「新潟県としては、従前から内務省へ上申していたとおり、外国人への地家貸渡しに関しては注意すべき大目だけを示して、他の細目は当事者の相対に委ねるべきであると

考える。内務省と外務省とで協議のうへ至急指示をいただきたい」とした。これまで本論考たどってきた新潟での成りゆきの全体を外務省が把握できたのは、実はようやくこの時点であった。

また外務省は、こうした県庁への照会と並行して、新潟裁判所へも事情を聴取していた。新潟裁判所に対しては「区戸長からの布達をもって官令とは言えないのではないかとフランス公使が主張している」と伝えながら、渡邊に処分を下した根拠を尋ねた。

この五月二十四日付の外務省からの最初の照会を受けた時点で、新潟裁判所では裁判所長の堤正巳が上京のため不在であった。そのため、本照会に対する五月三十一日付の同裁判所からの回答は、所長代理の判事補からのものであった。ここでは「本件は当裁判所の第一支庁が処分を行ったものである」として、その第一支庁からの次の文書をもって、裁判所から外務省への回答としていた。

「三月三十一日、新潟県庁の警察官からの本件求刑書を受け取った。そこで取調べを行った結果、明治七年の太政官布告第八十五号に反することから、本件の処分を行った。同布告では、居留地外の外国人へ貸家貸地をする際には、まず約定草案を添えてその管轄庁へ申し出て、その許可を得てから契約することとされている。当港は居留地外とみなした。」

六月十九日、外務省はこの回答に対して、県庁に対する見解と同じく、「明治七年の太政官布告は新潟の公許の雑居地内では適用されない。処分は太政官布告を誤って適用したものであり、国際取極に反する処分ではないか」と伝えた。そして、居留地が存在しない新潟での公許の雑居地を、他の開港場の居留地と同じとみなさなかった、その裁判所の判断の根拠が何であるのか、ということを追及した。

これに対する六月二十三日付の裁判所からの改めての回答は、今度は裁判所長の堤からであった。堤はこの回答で、判事補と第一支庁による先の回答を一転させた。すなわち、自らの裁判所が下した渡邊喜平への処分を「まったく間違った処分である（全ク誤謬之処分ト存候）」と断じた。この堤の判断は、それまで上京していた彼が新潟に帰任した時点で一連の経緯を聴取してのものであった。裁判所で手違いがあったがゆえに誤った判決がなされた、というのである。その経緯は次のとおりであった。

そもそも本件は、本来の家主である齊藤喜十郎と、その家屋を借り受けた渡邊喜平との訴訟であった。家主の齊藤は、借主の渡邊が家屋の一部を又貸ししたことを不当と訴え、裁判所本庁で審理した。その審理のなかで齊藤が「役所に手続きを取らずに外国人に貸家したことは官令に反するのではないか」と主張した。しかし私（堤）は、明治七年の布告は新潟のような雑居の居留地には関係ない、と判断して、その点は不問とし、渡邊の又貸しという行為について通常民事の判決を申し渡し、審理は終了した³⁴⁴。ところがこの裁判所の判断に納得しなかった齊藤が、その後、「外国人への貸家は官令に反する」として改めて県庁へ告訴した。この点はすでに私（堤）が判断済みであったのだが、県庁から訴件回付を受けた当裁判所が、本件を本庁ではなく第一支庁で扱ってしまった。しかも私がしばらく新潟を不在にしてしまったために、遺憾ながら裁判所として首尾一貫しないこととな

つてしまった。

このように外務省へ報告した堤は、この外務省への報告に先立つ六月十四日、すでに新潟県庁に対して善処を要請していた。堤裁判所長は永山県令に対して「今回の処分は不当と考える。該件に関して新潟雑居地の区域内を他港における居留地と同様に扱うべきことは、外国人居留取極からして明らかである。明治七年の太政官布告は新潟雑居地には関係しない。また、県庁からの布達ではなく戸長を通じて告諭では、そもそも罪は問えない」とした。加えて堤は、「本件については司法省へ報告する。また、渡邊喜平を処分した裁判官は待罪処分とするつもりである」ということも告げた。

この堤からの要請を受けた永山県令は、堤に対して「昨年四月以来、外国人への貸家に関するは内務省の指令にしたがって取り扱っている」と応答し、ここに至ってようやく前年十一月の県庁から区戸長への布達の存在を明らかにした。その上で永山は、「当港は全域が内外人民の雑居であり、町全域を居留地とみなして自由に土地家屋を貸借されては都合が起きかねない」と述べた。

堤は、こうした永山の回答をも外務省に伝え、「内務省と外務省が協議を行ったうえで、政府としての統一した指示を出すことを、新潟県庁も望んでいる」と付け加えた。

当事者たる官庁が実態について黙しがちであったために余分な時間を費やしながら、それでも堤の助けを借りながら、外務省が実態把握につとめているあいだ、フランス公使は、ドロアール借家騒動の解決に向けた措置を取るべきことについて、外務省にしきりに催促を繰り返していた。そしてまた、そうこうするうちに、渡邊喜平がドロアールと結んだ貸借約定の期限である七月三十日が近づいていた。

すなわち、日本政府は二つの事柄に対応を取るよう迫られていた。一つには、全域が公許の雑居地である新潟において、外国人の地家貸借のルールが実際にどうあるべきなのか、ということに関する政府としての方針を改めて示さなければならなかった。もう一つには、実際に外国人へ家屋を貸し渡した渡邊喜平に裁判所が処分を下してしまった、という個別の事柄に対しても何らかの是正がなされるべきであった。

七月一日及び四日、外務省は内務省に対して、新潟県庁の今後の判断の拠りどころとなる達を發するよう促した。外務省は、内務省がしばらく以前に提案した「兵庫（神戸）において県令と諸外国の在留領事とが取り決めている地家貸借に関する指針を、新潟においても参考とする」との基本線に、改めて同調した。しかしながら両省の考えは一つの点で大きく異なっていた。

内務省は「明治七年の措置」における内達（史料五十二）の約定草案第五条「土地家屋等にかかる諸事項については、外国人であっても日本政府の規則に従うべきこと（地所家作等ニ付起ル所ノ諸事件ハ、乙ニ於テモ都テ現今将来トモ、日本人民同様日本政府ノ布達スル規則ニ従フヘキ事）」という文言を何としても挿入すべき、と主張した。例えば神戸雑居地では、我が国と諸外国とがともに了解済みの指針がすでに地方規則としてあり、土地

家屋をめぐる外国人の行動について一定のルールづくりがなされていた。しかし新潟にはそうした規則は存在しなかった。日本政府の規則が遵守されるべき、という原則が立てられなければ、実態は国内一般の市区とほとんど違いがない新潟において、外国人との円滑な混住は実現しない。

一方の外務省は、新潟雑居地は他港の居留地と同然なのであり、内務省の主張は諸外国との関係では堅持し得ないものと考え、これに難色を示した。国際取極上、土地家屋の自由な貸借取引が認められている居留地同様の場所において、それらに関する我が国の種々の法令遵守を外国人に対して私人間の契約で約束させたとしても、実際に効力はないし、諸外国の外交代表がこれを受け入れる余地はない、というのが外務省の見解だったのである³⁴⁵。両省の考えには隔たりがあった。

しかし、やがて内務省が解決の方策を見出した。七月二十二日、大久保内務卿は寺島外務卿に対して、ドロアル借家の一件についてはなお継続協議したい、としながら、新潟に関する一般方針につき新たな提案を行った。その提案で内務省は、まず、「本省が特に「日本政府の規則遵守」の条項に固執しているのは、新潟は他港の雑居地とは違い町全体を区域としており、以下の事項につき双方合意の規則を設けなくては、一般行政上にも支障が生じかねないからである」とした。そして、新潟における外国人との地家貸借に関連して何らかの規則があつてしかるべき、と内務省が考える項目を具体的に次のように二つに分けて列記した。つまり、この新たな提案で内務省は、「土地家屋等にかかる諸事項」云々の「諸事項」を、具体的に項目として書き出したのである。

- ・土地貸借、家屋売買、家屋質入書入、道路幅員制度

これらについてはすでに政府発出の達があるので、それらを遵守させるべき

- ・土地家屋貸借にかかる地租収入、及び家屋に属する費用負担、道路橋梁修繕費用の賦課方法、下水修繕及び浚方の費用、街灯費用、道路下水掃除、橋梁渡船場の賃銭

これらについては政府としての規則がないので、新たに何らかの規則を設けるべき

更に内務省は、これらの事項について新潟県令と同地の在留領事とが協議を行って地方規則を定めるのであれば、「地所家作等二付起ル所ノ諸事件」云々という包括的な文言は必要ない、と外務省へ伝えた。

八月七日、寺島はこの考えに基本的に同意した。その上で、内務省が具体的に書き出した右の項目を、「地所（土地貸借）」に関するものと「家作（家屋貸借）」に関するものに更に区分すべき、とする修正案を伝え、以降、具体的な協議に入っていた。

こうして内務省は、新潟県の意見具申や外国側からの抗議により、「明治七年の措置」を新潟で運用し続けることが困難であることを認識した。七六（明治九）年九月二十日、内務省は外務省と協議の末、明治七年に示した内達（約定草案の雛形を含む）の新潟での適

用を断念した。すなわち、内務省は新潟県に対して達を発し、「居留取極第七条により、新潟での地家貸借は当事者の相対によるものの、新潟は外国人が日本人とともに居住する雑居地であつて、神戸雑居地がすでに定めているような規則がなければ取締上不都合が生じかねない」と伝えた。そして、政府が公益のために必要とする場合には契約当事者双方の意思にかかわらず国が土地を買い上げることができると等、国として求める最低限の条件だけを新潟県へ示しつつ、その他は地方の慣習等を勘案して、新潟駐在の外国領事との協議により地方規則を定めることを新潟県に求めた。

国のこの新たな指示により、一八七六（明治九）年九月、ようやくにして「明治七年の措置」の新潟での運用は正式に断念されることとなった。

第六章 借地規則制定への取組

第一節 寺島外務卿期

(1) 借地に関する動き

引き続き、史料「借地協議一件」の記述に沿って問題の経過を追っていく。ドロアール借家騒動の処理とほぼ並行した時期、すなわち一八七六年から一八七七年にかけて、土地の貸借に関していくつか動きがあった。

まず、借地の新たな申し出があった³⁴⁶。これは第三章第三節で記したことと重なる。七六(明治九)年七月、およそ四年近くの暫定閉鎖を経て新潟のイギリス公館が再開された。赴任した副領事トゥルーブは、貧相な民間家屋での仮住まいには満足できず、新潟に副領事館を新築したいと考え、同年八月初め、そのための土地千坪を借り受けた旨、新潟県に希望を伝えた。これは、ドロアールの一件を受けて国がまだ上述の方針を協議しているさなかの出来事であった。新潟県はすぐさま内務省からの指示を求めた。借家に関する騒動が決着をみていないなか、今度は借地の案件が生じたのである。ところが、まもなく肝心のイギリス政府自体が新潟副領事館の新築の申請を却下した。そのためトゥルーブが希望した借地もまた不要となった。

こうして事態発生から一ヶ月余であえなく雲散霧消してしまった一件ではあったが、この騒ぎは、新潟での地家貸借に関するルールづくりが切実に望まれていることを日本側に改めて認識させたはずである。

借地に関する動きのもう一つは、既設の借地、すなわち先述した「粗漏ノ約定」によって生じた借地においてであった。その動きは、「新町通の一角」と「一番山の三筆」とで異なる成りゆきを見せた。

まず、「新町通の一角」である。前章で述べたとおり、本町通七番町のウエーバーの借地は、町会所との「粗漏ノ約定」によって、実質的には、公認の永代借地と化していたわけであるが、七六(明治九)年、日本側にとっては首尾よく、これが解消に向かった。

この年の秋、ウエーバーが新潟を離れてドイツへと帰国するに際しての、彼の借地の処理に関しては、「町会所文書」のなかにある明治九年十月付の「独乙国人エチ、コフト北村庄吉条約ノ件」と題された一連の書類がその経緯を伝えている³⁴⁷。「エチ、コフ」とはドイツ商人コッホのことで、この年かまたはその前年に新潟居留を開始していた。

「北村庄吉、ウエーフル建家買受候ニ付、従前ノ地借金ニテハ難儀ニ候」として、北村が地代の引下げを町会所へ願い出ている文書が始まるこの一件書類の中には、町会所の屋敷地を北村庄吉が同年九月から五年間借り受ける旨の借地証の案文や、この土地の地価が五百円であったことを記す文書がある。更には、町会所が所有する本町通七番町の九十二坪の土地にある二階付き家屋や土蔵・湯殿などをコッホへ貸し渡す旨の、北村とコッホとの契約書案が含まれている。

こうした文書類からは、ウエーバーの新潟離港に際して、新潟町の所有である「新町通の一角」の借地そのものは北村が引き継ぎ、その土地にあったウエーバーの持ち家はいったん北村が買い取って、あらためてコツホに貸し与えた、ということが推測できる。これ以上の詳しい経緯は不明であるが、「新町通の一角」は、外国人による借地ではなく、純然たる借家としてコツホに貸し渡されたのであった。

一方、ウエーバー、ライスナー、エブラールの三名が一筆ずつ借り受けた「一番山の三筆」のほうは、「新町通の一角」とは対照的な展開となった。

まず、三筆のうちの一つは、借地が満期となる半年ほど前、ウエーバーが帰国に際しコツホとは別のドイツ商人に転貸した。そのドイツ商人フィッシャーは、先述のコツホと同じく、この頃新潟で居留を開始した商人である。一八七二（明治五）年三月十八日付のウエーバーの借地約定書の後段に、七六（明治九）年十月六日付で、貸主たる新潟県第一大区長石附五作とウエーバーのあいだでこの転貸に合意したことが書き加えられた³⁴⁸。

【史料五十九】

前書独乙国、エ、アルウエーフル君ト、元市長吉川更平、渋木市蔵君ト、既二条約取結タル畑地、今般ウエーブル君ノ請求ニ依リ、従前ノ条約面ニ従ヒ、来明治十年三月十七日、西曆一千八百七十七年三月十七日迄、独乙国人ウ井ツスシヤル君へ転貸候義相違無之候、尤満期ニ至リ尚借用セント欲セハ、条約書中第三条ニ依リ更ニ協議ノ上条約ヲ取結ヘシ

「一番山の三筆」のうち別の一筆を借り受けていたライスナーはどうであったか。借地期限が迫っていた一八七七（明治十）年一月、ライスナーが新潟町会所へ差し出した以下の文書が「町会所文書」に残っている³⁴⁹。

【史料六十】

貴君ヨ、閣下ハ小生ニ貸シ置レタル地所一区、並ニ砂丘ノ条約期限ヲ延スコトニ付、今一応談論ヲ望マルタニ因テ、其貴君ニ失敬ナガラ、今度モ、過日申上シ如ク、小生ノ方デハ何時ニテモ彼条約書ノ第三条ニ因テ該約ヲ延スコトヲ希望スト云コト、並ニ閣下ハ之ヲ拒ム可カラザル責任アリト思フト云ウコトヲ以テス、且亦失敬ナガラ、以テ是ヨリ先ノ談論ハ無用ニ属スル故、小生之ヲ辞退スルコトヲ乞フ、閣下ヨ小生ハ実ニ閣下ノ臣デアルベク存ス

一千八百七十七年一月十四日

カーデナル・アドルフ・ライスナー

新潟町会所長殿

この文書は、ライスナーが記した原文（英語かドイツ語）からの訳出であろう。文章自

体は一見して拙く感じられるものではあるが、しかしここでの考察には誠に貴重である。いったいライスナーは何を言わんとしていたのか。「砂丘の借地のことは、貸借契約の第三条に基づいて私が延長したいと言っているのだから、あなた（町会所）はこれを拒否できないのだ。これ以上の相談は無用だ」とは何の意味であろうか。

この裏事情は、すでに前章で触れたとおりである。ライスナーが町会所と交わした約定書は、日本語と英語とで致命的な齟齬があった。すなわち、その第三条の日本語条文では「約定期限ニ至リ尚借用セント欲セハ、熟議ノ上改テ約定ヲ取極ムヘシ」とされていたのだが、英語の条文では「借主が借地の延長を希望するなら契約は無期限に延長できる」と定められていたのであった。ライスナーは、この英語の文言を根拠として、町会所からの「熟議」の申し出を頑として受け付けず、借地の延長を図ったのである。

残るもう一筆はどうか。エブラールの借地に関しては、「町会所文書」に、一八七七（明治十）年四月二十三日付で大区长石附五作が「イブラルド君不在ニ付、同君ノ代理タル同国人トルアール君へ、従前ノ条約面ニ従ヒ、本日ヨリ日本明治十年十月二十四日、西暦一千八百七十七年十月二十四日迄、満六ヶ月間貸渡候義、相違無之候」と記した約定書が残っている³⁵⁰。隣地であるライスナー及びウエーバー（フィッシャー）の借地契約がすでに更新されたなか、エブラールが借り受けていた一筆もまた、居留外国人による借地継続と転貸を認めざるをえなかった。エブラールは七五（明治八）年に新潟を去り、同年にはフランス宣教師ドロアールが代わって新潟で布教活動を始めていた。

い定期限五年が満期を迎えた時期は、現地当局にとつては、これら借地を取り戻す好機であったはずである。しかし、その好機は生かされることはなく、居留外国人三名による一番山の借地は継続されることになった。

（2）県庁独自の約定書雛形

約定書一般をめぐる明治政府内の検討に話題を戻そう³⁵¹。

内務省は、一八七六（明治九）年九月に新潟県庁に対して「現地領事とのあいだで協議せよ」と達を發した後、翌七七（明治十）年二月一日には、「領事と協議のうえ規則を定めよ、としたのは、外国人が借地上に建物を建てる場合のことである。家屋そのものの貸借に関してではない。新潟は雑居地であるので他港の居留地の規則とも異なるはずであり、しかも神戸雑居地のようにまだ規則が定まっていないので、将来の取締上、不都合がないよう、先の達を出したものである」と改めて伝えた。以降、議論の焦点は土地貸借に絞られた。

七七年二月十七日、永山県令は大久保内務卿に対して、「神戸雑居地の規則は政府が指示したのではないか。こうした協議は本来政府が在留公使と行うべきではないか」と疑問を投げかけつつも、この指示を承知した旨を伝えた。そして、神戸雑居地に関する規則書を参考までに送付するよう求めた。

さて、やがて新潟県は外国人借地に関する規則について、聊か大胆な行動に出た。在留

外国領事との協議を経ずに、県庁独自の約定書雛形を新潟町会所に対して内示したのである。その内示の時期は、七年二月下旬以降、遅くとも、これから述べるファイソンに関する騒動が発覚する同年四月上旬までのあいだと推測される。諸外国との合意を欠くその雛形とは次のとおりであった。

【史料六十一】

条約書

当新潟港何町ニ於テ、某君所持ノ第何百何拾番地所ヲ何国人某へ貸渡ニ付、某君ヲ「貸・主」甲トシ、某君「借・主」ヲ乙トシ、左ノ条約ヲナセリ

第一条 甲所持スル何百何拾坪ノ地所一区ヲ、当明治何年何月何日ヨリ来ル明治何年何月何日迄、「何ヶ年・何拾ヶ月」ノ間、乙へ貸渡候事

第二条 乙ニ於テ「家屋・土蔵」ヲ建築セントスルトキハ、日本人民同様、道路幅員ノ制度ニ遵フヘキ事

但、該家屋ニ係ル区入費、組入費ハ、都テ乙ニテ新潟町会所へ可相納事

第三条 既ニ建築シタル「家屋・土蔵」ヲ日本人民へ売却シ、或ハ書入質書ヲ為ストキハ、新潟町会所ノ簿冊ニ登記シ、該「家屋・土蔵」ノ所属主ヲ明瞭ナラシムヘキ事

第四条 該地所、及既ニ建築シタル「家屋・土蔵」ヲ、乙ニ於テ他ノ外国人へ貸讓ントスルトキハ、必ス甲ノ承諾ヲ受クヘシ、尤該「家屋・土蔵」ヲ外国人へ売却スルトキハ、甲ニテ買受人ト更ニ地所貸借ノ条約ヲ為スヘキ事

第五条 貸借期限内、乙ニ於テ土砂ノ敷キ増ヲナスト雖、満期後或ハ他ノ外国人へ地所貸渡ノ場合ニ於テハ、他へ運フヲ得ス、其儘留置クヘキ事

第六条 借地代一ヶ月金何拾ト定メ、「月初・月末」ニ相払ヘク事

但、該地所ニ係ル諸貢税并区入費、組入費ハ、都テ甲ニテ新潟町会所可相納事

第七条 地所貸借期限相守ハ勿論タリト雖、未タ建物ヲ為サ、ル以前ニシテ、甲乙ヲ論セス、若事故アリテ約ヲ解ント欲シ、三ヶ月以前ニ報知スルトキハ、互ニ故障ヲ申間敷、且、既ニ「家屋・土蔵」ヲ建築シタルト雖、万一日本政府ニ於テ該地所ヲ要シ相当ノ償ヲ出ストキハ、仮令期限内ト雖、速ニ返地スヘキ事

右ノ条々相違ナキ為メ、爰ニ英和文三通ツ、六通ヲ認メ、二通ツ、双方へ留置、式通ハ地方庁へ差出置者也

新潟 通何番町

貸主 何ノ某

明治何年何月何日

何国人

借主 何ノ某

西洋・

前書之通相違無之候也

右区戸長

何ノ某

※「」は、原文では「・」の前後が左右に割書とされていることを示す。以下の史料掲出においても同じ、

内務省の指示に反して、独自で雛形を作成した、ということの事情について、後日このことが内務省に知られた際に、永山は「具体的な取扱いについて貴省に伺っていたが、その回答がなかなか得られなかった。これから新潟在留の領事と協議を行うつもりだった」と釈明した。

確かに、「規則協議一件」からは、新潟県は、内務省から地方規則制定の指示を受けた後、その参考として、他の開港場はどのような規定となっているか、など、内務省に照会していた、ということが確認できる。しかし、それらの照会に対する回答が得られなかった。おそらく新潟県庁は、そうしたことから、とりあえず約定書雛形を作成して運用せざるを得ない、と判断したのであろう。行政は継続している。取扱い基準が定まっていないう状態が長く続くことは避けなければならない。しかも協議の相手方となるトゥループとライスナーは、いずれも彼ら自身が借地に関係しており、本件への関心はとりわけ高かったであろう。内務省は、在留領事との合意を経て作成せよ、というが、新潟県庁とすれば、彼ら領事と交渉しても早期の妥協は望めない、と思料したのであろう。しかし、結果として、この県庁独自の約定書雛形は、以下に述べる大きな騒動の導火線の役割を果たすことになった。

(3) ファイソン借地騒動

この契約書雛形の存在が県庁及び町会所以外に知られてしまった事情は以下のとおりである。これらは、「規則協議一件」に加えてイギリス外務省文書からも同様に確認できる。

一八七七(明治十)年四月七日、イギリス宣教師ファイソンは学校町通に借地を希望し、同国副領事トゥループを通じて新潟県庁からその許可を得ようとした。トゥループは永山県令に対して「我が国の国民ファイソンから学校町の土地を借りたいとの話があった。居留取極第七条では租税が課される土地の借受けは政府の許可が必要と定められていることから、ファイソンがその許可を申請してきた。約定書案文によれば租税が支払われることに問題はないので、この約定を認めてほしい」と伝え、ファイソンからの次の案文を示した。

土地貸借約定書案

第一条

新潟港内学校町

東側

五千式百八拾四番

五千式百八拾五番

素屋敷式ヶ所百坪

左之定約ヲ以貸渡可致事

第貳条

右貸地料、現金三百拾六円也、定約決定之日受取可申事

外二年々拾円宛受取可申事

但、右拾円宛出金被成候間ハ、随意ニ御用ヒ被成不苦事

第三条

右之定約書、新潟港ニテ借地之出来ル人へ御譲渡シノ事有之候共異存無之事

明治十年四月七日

牧岡鉄弥

しかしながら、永山県令はトゥループに対して、同月十日付で、「約定書案には、貸主借主のどちらが土地にかかる租税を支払うのか明記されていない。その他にも不備がある。土地貸借に関しては、すでに町会所が設けている規則があるので、貸主たる牧岡鉄弥はこの件に関して区長・戸長を通じて町会所に申し出るべきである。この旨を牧岡へ伝えるよう、貴職からファイソン氏に依頼していただきたい」と返答した。

この話を受けたトゥループがファイソンにその旨を伝えると、トゥループにとって重要な一つのことを明らかにした。永山は十日付の書面で「町会所が規則を設けている」としたが、実は、県庁自身が町会所へ約定書雛形を示していたのであった。トゥループはこのことを知り、県庁に対して「イギリス国民の新潟での居住に関わる規定が、我が方に何らの相談もなしに市内で流布している」として抗議に及んだ。

トゥループからの要請により、さっそく永山とトゥループとの直談判が翌十一日及び十二日の両日に行われた。トゥループは、ファイソンへの早期の借地許可を求めるとともに、外国人の借地に関する一般的な方について永山と協議を行った。すなわち、ここに至るまで手順前後はあったが、県庁とすれば、以前から内務省の指示があった、在留外国領事との協議の場が期せずして設けられたわけである。

その協議は、県令永山とイギリス領事トゥループとの直接談判のほか、県外務掛・権中属の橋口正弘が領事館を訪問しての折衝、あるいは頻繁な書面の往復を通じて進められた。永山・トゥループの直接談判は四月十一日、十二日に続き、同月二十三日にも行われた。

こうした協議での両者の主張と交渉経緯は、「規則協議一件」及びイギリス外務省文書に詳しく記されているが、それらを要約すると以下のとおりである。

トゥループによれば、県独自の約定書雛形（史料六十）には次のような問題点があった。

- ・第二条について、道路幅員に関する規定は不要。公法上の問題であり、貸主借主が取り決めるものでない。

- ・同じく第二条但し書きについて、家屋に関する区入費・組入費を乙（借主）が負担する規定は、イギリス国民への新たな課税であり認められない。他港でも例はない。

- ・第三条及び第四条について、貸主借主に余分な制限が加えられている。新潟居留取極が外国人に原則として自由な居住を認めていることにそぐわない。

県側は、家屋に対する借主への賦課金（区入費・組入費）については他港の状況を国に照会するとしたが、その他は譲歩を示さなかった。また、協議において永山は「長期の借地は認めない。借地期限は最長でも三年程度で、更新は認めない」として貸借年限に大きな制限を加える考えを示したが、トゥループはこれに強く反発した。トゥループは、こうした一般規則の協議はともかく、実際に借地を求めているファイソンの扱いを先行して協議したい、としたが、県側は、一般論についての合意がなければ個別案件であるファイソン借地の処置はできない、と応じた。しかしながらその一般規則に関する協議は平行線をたどった。五月二日、現地での交渉に限界を認めたトゥループは、規則制定のための交渉を東京に委ねるべき、と永山に提案した。永山はこれを了承した。

イギリス外務省文書によれば、トゥループはすでに四月十八日付で東京のパークス公使に対して書翰を送り、ファイソンの借地申し出を発端とした新潟での経緯を伝えていた。この段階では、トゥループはまだ現地新潟で問題解決に向けての協議を継続するつもりであったのだが、パークスは、右のトゥループからの書翰を受けて、すぐさま日本政府に対して抗議を申し入れていた。

以下「規則協議一件」によれば、一方の永山県令もまた、四月十三日付で内務省及び外務省に対してファイソンからの借地申し出の一件を伝えていた。四月三十日、外務省は内務省に対し、「今後のことは協議が必要だが、とりあえず、昨年九月の新潟県への達で、新潟県と在留領事とで詳細を協議して規則を設けるべき、とした貴省の方針を改めてはどうか」と伝えた。五月十一日、内務省は新潟県へのその達を取り消す方針を外務省に伝えた。そして、当面は外国人への貸地の申し出があるたびに、一件ごとに内務省へ経伺するよう、新潟県へ指示した。

こうして、国の「明治七年の措置」に端を発し、更にドロアール借家騒動を経て、一八七六（明治九）年九月に内務省が「領事と協議して外国人借地に関する地方規則を定めよ」と県庁に伝えた指示は取り消された。地方規則の制定に向けた新潟県庁のそれまでの動きは、あえなく水泡に帰した。

(4) 寺島・パークス談判

永山は「新潟の事情は書面では説明を尽くせない」として、五月に県庁の橋口を上京させた。以降、新潟での状況への対処について、内務省・外務省・新潟県の三者による協議が重ねられていく。

七月二十日、外務省は内務省に対して、新潟での外国人による借地については「案文をもってあらかじめ外国公使と協議したい」と伝えた。八月には上京中の永山自身も案文協議に加わった。九月五日、外務省は内務省に対して日本政府としての案文を示し、「ファイソンの借地申し出の件については、この案文に準拠して結約するのであれば許可するよう、まずイギリス公使と談判を遂げ、その後、新潟県令から同国領事へ照会させたい」と伝えた。内務省は、案文に若干の修正を加えたうえでこれを了承した。こうして、日本政府としての案が次のようにまとまった。

【史料六十三】

第一条 外国人ト地所貸借ヲ為ントスルトキハ、其年限ハ弐拾五ヶ年以内ニ定メ、猶引続キ貸借ヲ為ントスルトキハ、更ニ其外国人ヨリ願立ツヘキ事

第二条 建物ヲナストキハ、地方道路幅員ノ制度ニ遵フヘキ事

第三条 借受タル地所へ某所有ノ建物アリト雖トモ、万一鉄道或ハ道路変換、掘割等ノ如キ公同利益ノ為メ該地所ヲ要シ、三ヶ月以前ニ報知スルトキハ、仮令約定期限内ト雖モ、立退キ返地スヘシ、尤費用ノ如キハ、双方ヨリ評価人ヲ選ミ、金高ヲ定ムヘキ事

第四条 地所貸借ニ付、其地所ニ関シ負債トナルヘキ金額ノ貸借ハ不相成候事

第五条 地所貸借期限内、他人之ヲ借受ケ地主ト先条約ノマ、継続スルトキハ、其旨ヲ地方庁へ届出ヘキ事

但、該地所ニアル建物ヲ他人ニ譲渡シ、売渡シ、又ハ貸渡ストキモ前同断

第六条 貸借約定書ハ、和英文共、該区ノ戸長ノ調印ヲ受クベシ

条約書

「新潟港・夷港」何所ニ於テ、某氏所持ノ第何百何拾番地所ヲ何国人某氏へ貸渡スニ付、某氏ヲ「貸・主」甲トシ、某氏ヲ「借・主」乙トシ、左ノ条約ヲナセリ

第一条 甲所持スル何百何拾坪ノ地所一區ヲ、当明治何年何月何日ヨリ来ル明治何年何月何日迄、「何ヶ年・何ヶ月」ノ間、乙へ貸渡候事

第二条 貸借期限内、乙ニ於テ土砂ヲ敷増ヲナスト雖トモ、満期後或ハ他人へ地所貸渡ノ場合ニ於テハ他へ運フヲ得ス、其儘差置ヘキ事

第三条 借地代「一ヶ年・一ヶ月」金何程ト定メ、「一ヶ月毎・一ヶ年毎」ニ相払フヘキ事

但、該地所ニ係ル地租、区入費等ハ、総テ甲ニナル地主ニテ担当スヘキ事

第四条 貸借条約書ハ、和英文各二通ツ、四通ヲ認め、和英文一通ツ、双方へ留置キ、写一通ヲ地方庁へ差出スヘキ事

この政府案の特徴としては、公的規則に関連する遵守事項と、契約当事者間で定めておくべき基本事項とを、区別したことがまず挙げられよう。内容的な要点としては、貸借年限を二十五年以内と定めた。これに関しては、すでに神戸雑居地で同年限を二十五年以内と定めた先例があつたとされる。また、道路幅員の遵守、公用のための土地収用、土地の質入禁止など、従来からの日本側の基本方針が盛り込まれていた。加えて、トゥループが問題とした借地上の建物に関する納税については、諸税相当分の金額を最初から貸地料に含めることにしてしまい、その分を貸主が納税することで処理した。

一八七七（明治十）年九月二十二日、日本政府はこの案をもつてイギリス公使パークスとの交渉に臨んだ。明治政府が新潟での外国人による借地のルールづくりを目ざした、初めての本格的な外交交渉であつた。この交渉で寺島宗則外務卿とパークス公使は三回にわたり激しい議論を交わした。その三回の交渉の概要を以下に追う。

九月二十二日の最初の交渉の冒頭、パークスは「この約定を両国の公的な取極にしよう、とのお考えなのか」とまず水を向けた。寺島は「そうではない。この約定で不都合がなければ、そのことを閣下との了解事項としたい」と答えた。本来は日本人民を律するための国内規則であるが、その制定にあたってパークスからの了解をあらかじめ得ておく、というこの交渉の性格が確認された。パークスはさつそく第一条の「外国人ト地所貸借ヲ為ントスルトキハ、其年限ハ式拾五ヶ年以内」との文言を問題とした。パークスは「二十五年と定める趣旨は何か。他の開港開市では無期限に借地できるではないか。家を建てる者にとつてこの年限は迷惑である」と畳みかけた。寺島は「第三条にある公同資益のために国が土地を必要とする時、その土地上的家屋を買い上げる期限が二十五年なので、これに合わせた。更新することは構わないが、この期限で十分ではないか。元来わが国には土地に関するこうした規則がなかったが、現在は徐々に整えてきているので、以前に結んだ他の開港場の取極とは異なる。公益のために土地を要するということはさほどあるわけではない」と説明した。しかしパークスは納得しなかった。「居留取極では、外国人は新潟港に自由に住居すること妨げなし、としている。年限を定めてはこの取極に反する。再考願いたい」と更に主張した。寺島はこれに応じなかった。

九月二十四日の二回目の交渉でも、両者の主張は平行線をたどつた。パークスは「借地の年限を定める必要はない」と述べ、寺島は「年限を定めなければ外国人が永遠に借りることになるではないか」と応じた。パークスはなおも、「年限があれば、貸借満期の際に更新を拒まれたり、借地料を法外につり上げられたりする可能性がある。すると、どの外国人も新潟に建築物を設けようとするのではないか」、「新潟の県令は、貸借年限は三ヶ年とすべきだなどと言っている。これは外国人には土地を貸すな、と言っているのと同じで

ある」、「居留取極にあるように確実に税を収納できるようにしたければ、地主が納税できなければ居住者が地税を納めるべし、とでも定めればよい。借地年限を定める必要はない」などと訴えた。寺島は「二十五年を超えて新潟に居住してはならない、などと言っているのではない。我が国民と貴国民とが同じ権利を有していないので、やむを得ず年限を定めようとしているのである。詳細は当事者が相談すればよい。いずれにせよ年限は必要である」と応じて、この点に関してパークスに譲る気配を見せなかった。議論が続く、パークスは、「どうしても期限が必要というのなら百年でどうだ」と言い放った。それでも寺島は、百年など人の何代にも亘るではないか、と譲歩を拒んだ。

十月一日にも、パークスは改めて「新潟の件はどうなったか。本官は新潟を訪問するつもりであるので、早く結論を出していただきたい」と、近々の現地訪問をほめかして寺島に強く働きかけた。寺島は「その件はまだ検討中である」とだけ述べた。「イギリスでは外国人もイギリス人も借地に年限はない」、「他の開港場は無期限であり、新潟が無期限でも問題はないではないか」となおも迫るパークスに対して、寺島は「我が国でも貴国と同じというわけにはいかない」、「百年というのは人の二代にも三代にも亘る長さである」、「新潟は、すでに約束済みの他港とは別の話である」となおも強く応じた。膠着状態に陥った交渉は、この三回目の交渉を最後に暫時中断となった。

寺島とパークスの三回の協議を通じて、議論の焦点はただ一つ、土地の貸借年限の上限であった。他の条文には議論が及ばなかった。しかも、その貸借年限の上限について、両者は何らの妥協点も見出せなかった。

県庁独自の約定書雛形作成及びファイソンからの借地申し出を契機として、明治政府とイギリスは一八七七（明治十）年四月以来、半年余にわたり新潟と東京で折衝を続けたが、こうした激しい議論は何らの結論も生み出さなかった。新潟において外国人による借地をどう扱うか。その方針は宙に浮いたままであった。

一方、新潟の行政当局は再三にわたり国（内務省・外務省）への方針伺いを繰り返していった。「規則協議一件」及び「町会所文書」でその様子を確認することができる。

七七（明治十）年十一月二十六日、永山県令は外務・内務両卿に対して、「先般以来追々地所借受申出之者有之、且先年経伺之上貸渡置候分モ既ニ満期相成、更ニ借受之義申立、然ルニ従前之条約甚粗漏ニ付、将来区々不相成様一途ニ結約為致度」と書翰を送った。既存の借地（「一番山の三筆」）は当初「粗漏」な契約を交わしていたため満期が過ぎても外国人が更新を望んでいる、今後は諸外国の合意を得たルールで借地契約を結ぶようにさせたい、と外交交渉への期待を伝えた。

その一方で永山は現実の処置に関して、七八（明治十一）年一月十九日、大久保内務卿に宛てて、「第一条中、年限式拾五ヶ年以内ニシテ、其他私約條款トモ、借主外国人ニ於テ異議無之節ハ、貸借条約之義、当県庁限り聞届調印之上、右写文ヲ以及御届候テ可然哉、至急御指揮相成度」と書翰を送った。当面は、パークスと交渉した政府案を用いて現地限

りて借地を許可してよいか、と伺ったのであった。永山からの伺いを受けた大久保は、この永山の書翰を付して寺島外務卿に外務省としての見解を求めた。

永山は更に二月二十五日、寺島外務卿に対して「昨年四月に英国人ファイソンへ地所貸渡しの願い出があり、殊に先年経伺のうえ貸渡しの分も満期となり更に貸渡しを申し立てている、という現状を説明して、交渉の再開を求めた。これに対して寺島は、三月七日、「内務省と協議した案をもって昨年九月に英国公使へ談判したが、先方が同意しなかった。その後、先方からはまだ回答がない。この一件は地所を必要とする外国人のためであつて、その外国人から公使へ催促すべきものである。当方から公使に回答を督促する筋のものではない」と、永山に対してつれなく回答した。

この寺島からの回答について永山は、三月二十五日³⁵²、大久保に対して、「今月七日付の外務省からの回答は、英国人へ貸渡すべき地所に限つてのものにすぎない」と不満を示した。というのも、新潟県にとつては、問題はこのファイソンからの借地申し出に限つたものではなかった。この大久保への書翰で、永山は、新潟県にとつて大きな懸案となつている「一番山の三筆」に改めて中央政府の注意を促した。永山の説明はこれまでよりも詳細であつた。その説明を以下原文で示す。

「独乙仏蘭西国等之人民へ、先年経伺之上貸渡置候分、疾ク満期相成、更ニ借受之儀申立候得共、最初之条約軽忽粗漏ニ付、将来葛藤不生様結約為致度、然レハ兼テ英国人へ地所貸渡条約之儀ニ付、外務省御協議之上ニテ同国公使へ御談判相成候条目之通、貸借条約為致度候間、獨乙領事ハ現今在留ニ付、右之趣及談判可然哉、尤仏国ハ勿論和蘭伊太利等之領事不在ニ候得ハ、其筋ヨリ該国公使へ御談判有之様致度、實際上不都合之次第モ有之ニ付、至急御指揮相成度、此段相伺候也」

「ドイツ人やフランス人との間でも、すでに地所を貸し渡して満期を過ぎているものがある。イギリス公使との談判が成立すれば、ドイツ領事とは現地で談判し、他は中央で各国公使と談判願いたい」とする右の永山の提案を受けて、四月十八日、大久保は、自らはこの提案に同意する旨を添えて、永山からの書翰を寺島へ回付した。

こうして「規則協議一件」を追つていくと、おそらく寺島は、この時点で方針を改められない、ということが推測できる。借地年限を二十五年とする方針を堅持してパークスとの交渉が膠着している一方で、現地新潟ではすでに実質的に無期限の借地が存在している。このことの重大さを認識したのである。

四月二十日、寺島は大久保に対して、「領事が在留する国については、県令からその領事へ、領事不在の国については、直接県令から借地を望む人民へ、昨年イギリス公使へ示した案をもって各々談判を行い、先方が承諾すれば結約、承諾しなければ貸渡を一切行わないよう、新潟県に達を發出していただきたい」と伝えた。五月二日、大久保は永山に対して、寺島からの要請のまま、「英国公使へ外務省ヨリ即今談判中ノ条目ヲ以テ、其国之領事へ談判ヲ遂クヘク、領事不在之向ハ、借地スル者へ其県ヨリ直ニ申談シ、承諾之者へハ結約致サスヘク、勿論右條款ニ付テ故障申立候向ハ貸渡不相成義ト可心得事」と指示した

同じく寺島は、四月二十日付の大久保への別の書翰で、「二十五年では借地人のほうが難儀するという事情も理解できないわけではないので、借地年限は五十年以内としてはどうか。第三条で、公同資益のためにその土地が必要な場合には三ヶ月前の事前告知を持って立ち退くことを定めておけば、この面でも不都合はない」と、前年九月にイギリス公使パークスとの談判に臨んだ方針、すなわち貸借年限は二十五年とした方針から、五十年へと譲歩したい意向を伝えた。早期に借地規則を制定して、合意されたその新たな規則をテコに、すでに新潟に存在する実質無期限の借地の解消を図ろうとしたのであった。

寺島はこの方針への内務省の同調を促した。しかしながら内務省からの返答は、既定方針である年限二十五年を堅持すべし、というものであった。すなわち五月二十二日、寺島は伊藤博文内務卿から「条約面廿五年以内ト定ムルモ、猶引続貸借云々之廉書載有之上ハ、實際五十年以内ニ無之テ不都合ト申儀モ有之間敷、且又、一旦約定案ヲ以テ御談判ニモ相成候事故、廿五年已内ニテ承諾為致度候」とするの書簡を受け取った。

右の返答が大久保ではなく伊藤からであったのは、大久保は、寺島からの四月二十日付の書翰に返答をすることなく、五月十四日、紀尾井坂において旧石川藩士の襲撃によって暗殺されたからであった。そして、この突然の凶事により大久保に代わって山積する諸事に取り組むことになった新たな内務卿伊藤による判断は、新潟の問題に関しては、右のとおり、必要なら契約を更新すればよいままであり、すでに示してある年限二十五年という政府方針を改めるまでもない、というものであった。

こうして、永山からの再三再四の促しにもかかわらず、明治政府としてイギリスと交渉を再開するには至らなかった。

翌七八（明治十一）年六月二十四日、寺島は改めて伊藤に対して「洋風堅牢の家屋等を建築するためには、借地期限が二十五年では短すぎる。借地人には受け入れがたいであろう。貸借年限を五十年以内と定めるべき」と伝え、なおも内務省の方針転換を期待した。しかしながら、「規則協議一件」には、この書翰に伊藤から返翰があったことは記録されていない。寺島から伊藤への三度の回答督促の書翰が残されているのみである。

七九（明治十二）年十月十一日、パークスは長期休暇を得て本国イギリスへ帰国した。借地年限を五十年まで認める方針転換により交渉打開を目指した寺島の意欲は生かされず、イギリスとの協議は途絶えた。新潟での外国人借地問題に関する外国との交渉は、以降、四年近くにわたって空白となる。

（5）ファイソンの工夫

借地規則の取組を追ううちに、その発端となったファイソンの借地が置き去りにされてしまったようである。そもその事の始まりは、七七（明治十）年四月七日にファイソンが領事トウループに申し出た借地が、「この件は、貸主の日本人から町会所に照会するように伝えてほしい」という永山からの言葉によって制止を受けたことであった。その後、フ

アイソンはどのように行動したのであるうか。

右の最初の申し出から数日後、ファイソンは再びトゥループに対して、「あらためて貸主と契約書案に合意した」として、その案文を添えて、県令からの許可取付けの仲立ちを依頼した。「規則協議一件」が記録するその借地契約書の案文は、以下のとおりである。

【史料六十四】

条約書

当新潟港学校町ニ於テ、牧岡鉄弥所持ノ学校町第五千弍百八拾四番、五千弍百八拾五番地所を英国人ファイソンへ貸渡ニ付キ、牧岡鉄弥ヲ甲トシ、ファイソン乙トシ、左ノ条約ヲナセリ

第一条

甲所持スル壹百零弍坪ノ地所一區ヲ、当明治十年四月十三日ヨリ明治十三年四月十三日迄三ヶ年ノ間乙へ貸渡シ候事、尤此期限後第六条ニ掲クル拾五円金年々乙ヨリ相渡候得バ、尚又三年継キノ条約ヲナスベシ、然レドモ甲ニ於テ之レヲ欲セサルトキハ、第六条ノ現金三百拾六円並ニ其時建築有之建物相当ノ代価、甲ヨリ乙へ相渡シ、地所可請取事

第二条

乙ニ於テ家屋或ハ土蔵等ヲ建築セントスルトキハ、道路幅員ノ制度ニ遵フヘキハ勿論之事

第三条

既ニ建築シタル家屋或ハ土蔵、日本人民へ売却シ、或ハ書入質等ヲナストキハ、乙ヨリ英国領事へ届出ヘク、甲ヨリハ新潟町会所へ届出ヘキ事

第四条

乙ニ於テ此条約書並建築ノ建物、日本人民或ハ条約国ノ人民ニ譲渡候テモ不苦候得共、必ス甲ノ承諾ヲ受クベシ

第五条

貸借期限内、乙ニ於テ土砂等ノ敷増ヲ為スト雖モ、満期後或ハ他ノ外国人へ地所貸渡ノ場合ニ於テハ、他へ運フヲ得ス、其儘差置ヘキ事

第六条

借地代現金三百拾六円相払外ニ、年々拾五円当年ヨリ満期迄、四月十三日限り可相払

事

第七条

万一日本政府ニ於テ該地所ヲ要シ相当ノ償ヲ出ストキハ仮令期限内ト雖モ速ニ返地スヘキ事

右ノ条々相違ナキ為、爰ニ英和文三通宛六通ヲ認メ、式通ツツ双方へ留置、式通ツ、

地方庁へ差出置者也

新潟県第五大区七小区

刈羽郡上原村八百九拾六番地

貸主 牧岡鉄弥

明治十年四月十三日

右の借地契約書が結び直された四月十三日と云えば、トゥループが、領事たる自分に相談もなく、県庁が借地の約定書雛形を町会所に示して指導していた、と県庁に抗議に及んだ頃である。そのようにトゥループは約定書雛形を問題ありとしたが、一方で、新潟県にとつては、この四月十三日付の新たな契約書案文のほうこそが大きな問題を含むものであった。そのため県庁は、この二筆百二坪の土地の貸借を認めなかった。

右の案文（史料六十四）のうち、第六条の「借地代として三百十六円を払い、更に毎年十五円を支払う」という定めは不自然ではないか。この条文は何を意味するのか。県庁はすでにこの裏事情を把握していた。借地代三百十六円は貸主牧岡鉄弥がこの土地を購入するための資金であった。第一条で、牧岡が契約の解除を望む際には三百十六円をファイソンに返すべし、としているのはそのためである。地所はもともと牧岡のものではないのだ。

五月三日、永山は寺島に対して「右地所之義ハ、元来牧岡鉄弥ノ所有ニ無之、去月四日ヲ以テファイソン氏へ貸渡スヘキ為買受タルモノニ有之」と伝え、牧岡鉄弥については「刈羽郡ノ産ニテ現今当港へ寄留致居、兼テファイソン氏トハ格別ノ懇切上ヨリ、地所貸借スヘキ事ニ相成タル趣ニハ候得共、鉄弥ハ固ヨリ戸主ニ無之、又右地所購求スヘキ身元ニモ無之」と報告した。牧岡の素性は「規則協議一件」や「町会所文書」ではこれ以上明らかではない。しかし、新潟におけるキリスト教布教関係の研究がすでに明らかにしているように、牧岡鉄弥はファイソンが来港してまもなく獲得した信者であった³⁵⁴。

それでも外務省は、五月十七日、内務省に対して「この契約書案文で不都合はないのではないか」と伝えた。しかし、内務省や新潟県がこの外務省の考えに従った形跡はない。そして、焦点は一般的な借地のあり方に関する規則の協議へと集中し、やがてファイソンからの借地申し出は議論の外に追いやられてしまった。

さて、半年後、いくら待っても借地の許可をもらえないファイソンは、どうやら別の方法を考えついたらしい。次の契約書が「町会所文書」のなかに見出せる。

【史料六十五】

条約書之事

英人ピリッポ、ケンポール、ファイソンヨリ、牧岡鉄弥ニ現金千弍百円相渡候ニ付、所有地新潟町学校丁五千弍百八拾四、五、六ニ建築ノ家屋ヲ貸シ渡ス条約、左ノ如シ
牧岡鉄弥ヲ甲トシ、ファイソン及ヒ相続人ヲ乙トス

第一条

借料年々金貳拾円、毎年十一月一日ニ、乙ヨリ甲へ前払可致事

第貳条

乙ニ於テ、家屋造リ足ス敷、又ハ普請スルコトハ、甲ニ於テ妨ケズト雖モ、其入費ノ如キハ、乙ノ入費タルベシ

第三条

年限ハ二十五年ト定ム、則明治十年十一月一日ヨリ明治二十五年十一月一日ニ至ル、以後二十五年毎ニ此箇条ニ依テ改ムベシ、尤現金再ビ差出スコトナシ、然レトモ甲再条約ヲ欲セザレバ、前条ノ現金千貳百円ヲ出シテ、約ヲ解クベシ

第四条

乙ニ於テ他へ出立スル際ハ、仮令期限内ナリトモ、甲ヨリ右現金千貳百円ヲ差出スベシ、万一右現金差出ノ道不相立ル節ハ、家屋敷売代金ヲ不足ナリトモ現金ニ当ルトシテ乙ニ渡シ、此条約ヲ廢スベキ事

第五条

乙ニ於テ此条約書及ヒ条約内ノ権理ヲ日本人或ハ条約国人ニ譲リ渡スコトヲ得ベシ

新潟県刈羽郡上原村

本籍八百九十六番地

牧岡鉄弥

明治十年十一月一日

これは先の契約書案（史料六十四）とは違い、家屋の貸借である。契約にあたり借主たるファイソンは、牧岡へ千二百円という大金を渡し、更に毎年二十円の借家代を支払うという。この大金は、契約が満期に至って解約する際には、牧岡からファイソンへ返還しなければならぬ。また、ファイソンが新潟を引き払う場合にも、牧岡は千二百円をファイソンに返還する義務がある。現金がなければ、この土地建物を第三者へ売り払って納めるべし、というのがこの新たな約定書の内容である。

この契約の裏事情を考えてみよう。熟考すれば、契約書冒頭の千二百円という大金は、牧岡がこの学校町の土地を購入し、更にそこに家屋を建てるための資金であった、ということが推測されよう。半年前の契約書案の内容に、更にもう一筆、都合三筆の地所買入れ、及び家屋の建築が加わっているのだ。それが史料六十三の三百十六円と史料六十四の千二百円との差額であろう。

こうしてファイソンは、書面上は借地ではなく借家の契約を結ぶことで、新たな居所を確保しようとした。居留取極第七条においては、家屋の借入れであれば、外国人は何らの留保もなく自由に行える、とされていたからである。

ところで、この借家契約書（史料六十五）は「町会所文書」の中にポツリと単独で収められている。日本外務省の諸史料に関連のものは見出せない。県庁や国とのあいだで問題

とされた形跡はなく、そもそも事実として扱われていない。とすると、この契約書は「町会所止め」だったのではないか。つまり、この借家契約書案を牧岡から受け取った町会所は、考慮の結果、これを外国人の借地とは無関係とみなし、県庁に伺うことなく済ませたのではないか。

明治政府とイギリスが激しい交渉を重ね、また、その後長い交渉に空白が続くあいだ、ファイソンはこうして新潟における居場所を確保していたのである。

第二節 井上外務卿期

(1) 井上就任によるリセット

先に述べたパークスの一時帰国出立をわずかに遡及する一八七九(明治十二)年九月十日、寺島に代わって井上馨が外務卿に就任した。井上は、外国人借地問題の外交レベルでの解決を求める新潟県令永山からの要請にもかかわらず、この問題について自ら率先して動くとはしなかった。「規則協議一件」からは、井上の基本姿勢は彼の前任者である寺島とは大きく異なっていた、ということを読み取ることができる。

永山は就任まもない井上に対して問題の明確な解決を求めた。すなわち、一八八〇(明治十三)年一月九日、永山は「日本政府案」を添えてこれまでの経過を伝えるとともに、「将来貸借出願スルトキハ、別紙之趣意ヲ以テ拾五ヶ年以内之期限ニテ結約可居致旨、御内達ニ付、爾来右之心得ニテ地主ヘ内示セシト雖モ、外国人ニ於テ未承諾セシモノニアラサレハ、自然官庁ヨリ掣肘スルノ筋ニ相当リ、或ハ不都合ヲ醸生スルノ憂ナキニアラス…」と伝えた。県庁はここで「日本政府案」に沿った現地で取扱いを内々に暫時運用していることを説明し、しかもこれが内務省の指示による「官庁による掣肘」であることを認めていたわけである。その上で、外国側が了承する規則がないため支障が生じかねない、各国公使と談判して規則を確定してほしい、と上申した。

新潟県からの上申を受けた外務省は、同年三月十一日、内務省に対して、この二年近く以前となる七八(明治十二)年四月に外務省が伝えた、「年限五十年以内としてイギリスと談判に及びたい」とする方針転換への回答を改めて求めた。これに対して内務省は、三月二十五日、内務省としては新潟での実情を取り調べていたので回答が遷延したが、貸借年限二十五年としては合意が難しいのであれば、五十年としてもかまわない、として、事態打開に向けて動くべき、と外務省へ要請した。すなわち内務省は、「貸借期間中であっても近隣と比較して妥当な貸渡料に増減可能なこととする、という条件を付したうえで外国側と交渉してほしい(二十五ヶ年以内ニテハ實際難渋候儀ニ候得ハ、貸渡年期ハ五十ヶ年以内ト相定、期限中ト雖トモ土地之盛衰ニ依リ近隣ト比較ヲ以テ貸渡料ヲ増減スヘシト之意ヲ加へ、各国公使へ御談判相成候様致度)」と、年限五十年を認める内務省の方針への転換を伝えたのであった。³⁵⁵

内務省の関心事は租税の確実な徴収であつた。新潟は雑居地であり、たとえ外国人が住んでいても適正に地租を徴収せねばならない土地であつた。この点で、横浜や神戸にある外国人居留地とは明らかに異なつた。その地租の基準となる地価と比較して貸地料が大きく上下しては係争が生じかねない、と内務省は考えた。

内務省からの書翰を受けた外務省では、規則協議を再開すべく動きかけた。すなわち、「規則協議一件」には、四月三十日付で「土地を借りて家屋を建築スルニハ、其年限九十九年ハ英国ニ於テハ普通之慣習タルカ如シ、但、其家屋ハ堅牢之建築ニテ、本邦家屋之如ク何時ニテモ取払可相成様ノ事ニ非ラス、亦土地ニ家屋を建築して之を他人ニ貸渡スニハ、貸渡之一期ヲ五年或ハ七年トス、欧州他ノ国も此例ニ大同小異アルノミ、故ニ新潟ニ於テ土地貸渡之規則も五年若クハ七年毎ニ近隣比較を以テ借料を増減シ然可、貸渡之年限ハ五十年ト相定タラハ相当ナラン歟」と、貸借年限五十年まで、ただし貸渡料の増減は五年から七年ごとに可能、との具体案を記す未決裁の起案書が残っている。内務省に同調する右の交渉方針案は、起案書の状況からすると、外務大輔の上野景範が示したものであろう。

しかしながら井上は、こうした議論からは超然としていた。井上の基本姿勢は、新潟での外国人の借地のことは外交交渉の俎上にのせるべきではない、というものであつた。

すなわち、借地年限五十年を容認した先の内務省からの一八八〇年三月二十五日付書翰に対し、井上は七月七日に内務省に対して、「本来貸渡料杯之義ハ、貸借者双方相對示談ヲ以取極タル事柄ニシテ、敢テ官庁ニ於テ干渉可致筋ニ無之候間、右期限中別ニ区分ヲ立、五ヶ年又ハ七ヶ年ヲ以一期ト定メ、毎季貸地料増減可致様、地方庁ヨリ貸主へ注意為致迄ニ止メ、各国公使へ開談可及義ニ無之ト存候」と伝えた。土地貸渡しの具体的なやり方などは、県庁が人民に指導すればよいことであつて、外国と交渉することではない、とし、同年一月の永山県令から外務省への上申に始まつた議論を打ち切つた。

「規則協議一件」によれば、外交交渉再開の上申を外務省に受け入れられなかつた新潟県が次に取つた手段は、内務省への伺いであつた。すなわち同年十月、新潟県は内務省に対し「約定草案相副願出ツルトキハ、曾テ外務省ヨリ公私条約之区分ヲ以テ下附相成候、地所貸借約定案ニ照シ、差支ナキモノハ県庁限り許可之上、御届致シ可然哉」と伺い出た。ここで「かつて外務省から下付された約定案」とは、七七年九月に日本政府がパークスとの談判に及んだ際の「日本政府案」のことである。ここで県庁は、それならば実際に外国人への土地貸渡案件が生じた場合、およそ二年前に作成された「日本政府案」を基準として、県庁限りで許可してよいか、と内務省へ伺つたのであつた。

「規則協議一件」の記録では、新潟県からのこの伺いは、半年以上放置されていたが、この後に述べる条約改正予備會議が開催されて間もなく処理される。すなわち、八二（明治十五）年三月十四日、内務省は外務省へ、この県庁の伺い出を認める、と伝えた。内務省としては、この時点で、かつて寺島がパークスとの談判に及んだ際の「日本政府案」を「公約私約案」として内々に運用するよう新潟県へ指示していたわけであるので、内務省が、県庁の伺いを認める、としたことは素直に理解できる。しかし注目は、外務卿井上の

判断であった。同年四月五日、井上は「当省於テハ別ニ異存無之候」と山田顕義内務卿に短く回答した。寺島が運用に先立ってパークスと激しい交渉を行い、しかも妥結に至らなかった規則案を、井上はそもそも交渉の必要なく現地限りで運用してかまわない、と迅速に判断したのであった。

新潟での外国人への貸地を律するにあたって外国側との交渉の必要なし、とした井上のスタンスは、当時日本が置かれていた一般状況を反映していたと考えられる。この当時、明治政府にとっては、国内行政に対する外国の干渉をいかに排除するかが大きな課題であった。不平等条約下における行政権回復の問題である。

幕末以来の条約に基づき諸外国の領事裁判権が認められていたこの時期、日本政府は自らが定める行政規則が国内で円滑に運用されることを担保するため、その規則の施行以前に諸外国と協議を行って了解を得る、という慣行を余儀なくされていた。先述の寺島・パークス談判は、まさにこの手続きを踏もうとしたものとして理解できる。条約には何ら定めがないこうした協議を日本が甘んじて求めざるを得なかったのは、条約国の了解なしに行政規則を施行しても、外国人がその規則を遵守することは必ずしも期待できないからであった。つまり、仮に規則を無視した外国人の行為によって日本人が不利益を被った場合、その日本人が訴え出るべきは相手国の領事裁判所であるので、その国が日本の該当する行政規則を認めていなければ日本人側に不利な判決が下される。甚だしい場合には、行政規則の意義自体が失われてしまう。主権国家として日本政府がいかに行政規則を自由に制定し運用していくかは、領事裁判権撤廃や関税自主権回復と並んで、不平等条約下における日本の切実な課題の一つであった。井上は、前任の寺島以来、地方規則の制定の問題として扱われてきた新潟での案件について、右のように意識し³⁵⁶、本件は本来的には官が立ち入ることなく、ましてや外国との交渉は要しない、との見解を示したのであった。

(2) 条約改正予備会議

このようにして、新潟での外国人借地問題に関して超然と臨んだ井上であったが、その井上の姿勢は、やがて諸外国からの強い働きかけにより妥協を強いられた。とりわけパークスは局面の打開に向けて積極的に仕掛けた。その最初は、まさに当時の外交の表舞台での本件追及であった。

一八八二(明治十五)年、日本の外交は一つの大きな節目を迎えていた。³⁵⁷ 不平等条約の改正に向けた、条約改正予備会議の開催である。この会議の開催趣旨とは、条約改正のための諸課題を整理し、その結果を各国公使が意見を付して本国に示し、それらをもって条約改正に向けた交渉の基礎とすることであった。諸外国からは日本駐在の公使らが委員として参加し、日本政府からは外務卿井上馨が議長として会議の進行役を担った。

イギリス公使パークスは、この予備会議と同時に帰国休暇を終えて、任地日本に戻っていた。予備会議には二月一日の第二回会合から出席した。

一連の会合の冒頭、井上は論ずべき項目を十三の部類に分けて示し、これらについて順

次議論を進めていくことを提案した。そしてこの提案が合意された。十三の項目のなかには、「領事特権」「民事裁判権」「刑事裁判権」「海関税則」などと並んで、第五部類として「外国人居住及び借地方」という項目が掲げられていた。

同年一月から七月までの二十一回にわたる予備会議全体のハイライトをなしたのは、日本政府による内地開放の方針であった。領事裁判権の撤廃と引換えに外国人の内地雑居を認めようとするものであった。日本はこの大胆な譲歩によって交渉の進展をもくろんだ。井上は四月五日に内地開放宣言を行い、六月一日には更にその細目を示した。

やがて六月十五日の会合を迎えた。すでに領事裁判権、関税率といった主要項目がそれまでの会合で順次論ぜられていた。この日の会合で井上は、各国委員から自由な問題提起を求めた。これに対してパークスは、先述の議題第五部類「外国人居住及び借地方」の範疇に含めるべき問題の一つとして、新潟での外国人借地問題につき次のように発言した。

「一八六七年の該港居留地約定書第七条において『外国人は正当なる所用のため家屋土地を借り受けること勝手たるべし』と定められている。ところが、実際にはこの条項は履行されていない。我が国民は未だに該港において土地を得ることができず、家屋を借り受けることも極めて困難である。しかもこのことは土地家屋の所有者たる日本人の意思によるものではなく、もっぱら地方官庁が当事者間の貸借契約に著しい制限を加えていることによるものである」

新潟において、他港と同じように居留外国人が土地を得られるように措置すべき、とのパークスの問題提起に対して、井上は「今日一日に我が国政府は外国人の土地所有を認める方針を提案したところであり、これが採用されれば、そのような紛争はなくなるであろう。それまでの間は、地方官において処置しうる問題である。また、新潟には現在十四名の居留民がいるが、皆何ら支障なく土地を得ていると聞く。イギリス国民のその一名だけが土地を得られないというのであれば、それはその者に何か特別な理由があるのではないか」と冷淡に応じた。

パークスは井上のこの応接に納得しなかった。このあとパークスは井上に対して長々と陳述したのであるが、その反論の内容は概要以下のとおりであった。「そのイギリス人が土地を得ることができないのは、借地しようにも年限五年以内などという非現実的な条件をつけられているからである。同港で外国人が有している土地は、砂山の二ヶ所を除けばすべて日本人に名義を借りている。外国人は自分の名義では借地をすることができない。新潟では一八六七年の取極が未だに実行されていない。同第七条では、『外国人は新潟ならびに佐渡夷港の市中において日本人と相対で旅宿住居あるいは倉庫を借り入れ、また買い入れること勝手たるべし。また両所において正当なる所用のため地面を借受けること勝手次第たるべし』とされている。ところが実際には、外国人は同港で家屋や土地を自由に手に入れることができない。新潟県庁が右の取極を正しく実行しないからである。このことは数年前から同県庁へも外務省へも申し入れているのだが、何ら是正されていない」

こうした論述に加えて、パークスは更に「外国人の使用のために新潟に一区の居留地を

設けて、その居留地において他の開港場同様に借地することを認めるべきである」と主張した。新潟において外国人居留地を設定すること、そこで外国人の永代借地を認めることを求めたわけである。

外交上の議論から久しく遠ざけられていた新潟での外国人借地問題は、一八八二（明治十五）年六月、こうして改めてその俎上にのせられることとなった。

パークスが予備会議において新潟での問題を持ち出したのには、明確なきっかけがあった。その事情は、今度はイギリス外務省文書で確認することができる。パークスは、長らく新潟に居留していた一人のイギリス人から、同地での借地の問題を会議で取りあげるよう働きかけを受けていたのであった。

その新潟居留イギリス人とは、やはりファイソンであった。イギリス外務省文書によれば、ファイソンは一八八二（明治十五）年二月二十日付でパークスへ書翰を宛てた³⁵⁸。その書翰でファイソンは「新潟では、外国人は家屋建築のための土地を借りることができない。また、借家についても役所が厳しく干渉している」と訴え、こうした新潟の実情を日本政府との交渉において取り上げてほしい、と要請した。パークスが「取り上げたいとは思いますが、内容をもっと詳しく承知したい」と応じると³⁵⁹、ファイソンは三月七日付の書翰で、改めて自らの新潟での経験を詳しくパークスに説明した³⁶⁰。すなわち、町会所が命ずる文言で借地契約書を作成したにもかかわらず、県庁はこれを正式契約と認めなかったことや、その契約を更新しようとした際に貸主から「借主が外国人だと面倒が起りそうなので、あなたを補佐している日本人の名義で契約したい」と持ちかけられたこと、などを述べた。更にファイソンは、「県庁は町会所を通じて新潟町民に圧力をかけ、外国人への貸家契約を結ばせないようにしている」、「町民は、外国人に家屋を貸す際には前もって区役所に申し出るよう諭達されているが、こうした面倒な手続きを好む者は誰もいない」と報告した。

ファイソンはまた、自らに関する以外の、新潟の実情一般についてもパークスに情報提供した³⁶¹。同年六月上旬に新潟を去ったファイソンは、その月の下旬には横浜山手に移り住んでいたのだが、彼はその新たな居住地から新潟居留外国人のうちの二名、すなわちパークム及びライスナーに書翰を宛て、外国人の居住事情に関して証言を求めた。これに対して、パークムは六月二十四日付のファイソンへの返書で、「当地で外国人が自分の名義で所有している地所は、山手のライスナーとコッホのものだけである³⁶²。ライスナーの別の市街地の地所は日本人女性名義である。当地では外国人は自分名義で地所を手に入れることはできない。本来私の所有である地所はすべて日本人名義である」と伝えた。またライスナーも、六月二十五日付のファイソンへの返書で「私が自分名義として借地は砂山の遊園だけである³⁶³。私が知る限り、市街地の地所や家屋は、どの外国人も日本人名義で買い取っており、その買い手たる日本人とは私的に念書を交わしている。こうしたやり方は非常に不便で心もとないが、当地で借地借家する際の様々な面倒を避けるには、これが唯一

の方法である」と記した。

フアイソンはこうした証言をそのままパークスに伝えた。そして、「外国人が行う借地に關しては、必ず守るべき二、三の事項をしかるべき方法で定め、その他は官吏が一切干渉せずに当事者の取決めに任せるべきである」と自らの意見を添えた。

パークスは、このようにして現地新潟での状況を把握しながら、会議の場での井上との論争に臨んだのであった³⁶⁴。

新潟での外国人借地問題がふたたび予備会議で取り上げられたのは、およそ一ヶ月後の七月十八日であった。この日の会合は井上が体調不良のために欠席し、代わって外務少輔の塩田三郎が議事を仕切った。会合で塩田は、「新潟の一件については、パークス氏の陳述に対する答文を用意しているが、今その詳細を述べることは不要であるので、これを省略したい。ただ、本件の要点は借地年限の長短如何であるので、この問題は予備会議の外で談判することで解決を図りたい」と述べた。塩田は更に、「この問題は、井上議長が提案した内地開放によって外国人が土地所有権を得るまでの事柄であり、新潟港に居留地を設けるよりも、むしろこの方法で双方の目的を達するほうが容易であると考える」と付け加えた。

これに対するパークスの発言は、史料には記録されていない³⁶⁵。その一方で、フランス公使トリクーから先のパークスの主張を後押しする発言があった。すなわちトリクーは、「新潟港の現況を改善する良策は、同地に外国人居留地を設けることである。内地を外国人に開放しようという寛大な提案をした日本政府が、すでに開放している一港に外国人居留地を設置することに、何も支障がないではないか」と述べ、「新潟に居留地を設けるべし」という先のパークスの提案への賛意を表明した。

しかしながら、この問題に関する議論がこれ以上予備会議で深まることはなかった。パークスが仕掛けた新潟での外国人の借地に関する論争は、どうやら不発に終わったようであった。

やがて迎えた七月二十七日の最終会合では、それまでのすべての会合の議事録について確認が行われた。本件に関しては、「サー・ハレー・パークス氏は、予定議目の第五類（開港場借地并居住方法）に關係するものとして、：新潟港に於て外国人借地方法の不完全なる件を本会に提出す」とまとめられていた。問題を提起したことだけが記され、この問題の処置については何も触れられていなかった。そこで、最終会合でパークスは「新潟での外国人による借地の件は、本会議が終了した後も引き続き協議すべきと考えるが如何か」と議長の井上に質した。これに対して井上は「本会議外でなるべく早急に協議を始めることで異論はない」と応じた。

こうして予備会議の終了間際に、新潟での外国人借地問題は、条約改正交渉とは別に、以降も議論されることが確認された。

(3) 佐渡夷港官営倉庫の取壊しをめぐる

条約改正予備会議で決着をみなかつたこの問題がふたたび外交上の議論となるのは、その予備会議が開催された年の暮れ、すなわち会議終了のおよそ半年後であった。議論再開のきつかけは、素直には外国人の借地問題とは結び付かない案件の発生であった。この案件に関しては、日本外務省に残る「佐州夷港ニ設アル外国人へ貸納屋取毀方外国公使へ協議一件」(以下、「夷港貸納屋ノ一件」とする)ほか文書及びイギリス外務省文書を重ね合わせることで、その経過がようやく明らかとなる³⁶⁶。

一八八二(明治十五)年十一月十七日、松方正義大蔵卿から井上に対して以下の内容の書翰が発出された。

「新潟港之義ハ、近年ニ至リ外国船舶之入港スルモノ殆ント無之、又居留外国人モ漸次他港ニ移住致シ候ニ付、随テ税関事務之如キ閑暇無事ノ姿ニ有之候、然ルニ尚依然従来之觀ヲ存シ置候テハ、徒ラニ巨多之失費ヲ要シ候ノミニ付、今回同関之体裁ヲ改革シ、仮令入港船アルモ差支ナキ迄ニ縮小候事ニ決定致シ候、就テハ夷港貸納屋ノ義ハ近来次第ニ敗類シ、目下実用ニ適シカタク候間、此際取毀、万一外商等之ヲ要スルノ場合アラハ、同所近傍ニ於テ人民所有之倉庫ヲ借り受、聊力差支無之様可取計積リニ有之候、然ルニ、右貸納屋之義ハ、越後新潟佐渡夷港外国人居留取極第一条ニ関係之事柄ニ付、為念一応及御照会候也」

佐渡夷港は、新潟を開港する際にその補助港と定められた。このことは外国人居留取極第一条において「日本政府は、貿易の用に給するため、佐州夷町の内にて相当の貸納屋を取建、舶来貨物を積置かしむべく、尤日数三十日の間は蔵敷料を取立さる事」と定められていた³⁶⁷。日本政府はこの規定に基づき夷港において官営倉庫(貸納屋)を設け、諸外国の貿易活動のために一定期間は無償で提供していた。しかしながら、実際には夷港が補助港としての機能を果たすことはほとんどなく、この官営倉庫が外国貿易のために使用されたのは、開港以来わずか三回にすぎなかつた³⁶⁸。そこで大蔵省は、経費節減のためこの倉庫を取り壊すこととし、今後外国側から倉庫使用の要請があつた際には、その都度民間倉庫を借り上げて提供することで対応する、という方針を固めた。ただ、官営倉庫はもともと国際取極に基づく施設整備の一環であつたことから、念のため外務省に諮つたのであつた。

照会を受けた外務省は、同年十二月二十一日、この件の了解を求める文書を条約国の公使らに発出した。各国からはこれを承認する旨の回答が順次届けられてきた。翌二十二日付のアメリカ、ベルギー、及びスイスからの回答をはじめ、同年末までには清、オランダ、スウェーデン及びイタリアからも取壊し了解の返答があつた。

ところが、翌八三(明治十六)年に入ってまもなく、外務省は残る各国からこれらとは異なる回答を受け取ることになった。すなわち同年一月十日、イギリスは「貴官からの提案は国際取極に関係する性格のものであり、本官としてはまず本国政府に承認を求めなければ、これに同意することはできない」として提案の承諾を保留した。同日、ドイツもま

た同じ理由から態度表明を保留した。更にはフランスも、三月十二日付で「本件は一八六七年の取極に基くものであり、各国の同意がなければ変更できない」と念を押し、日本政府からの照会を本国に進達した旨を伝えてきた。

とりわけ日本政府にとって意外であったと推測されるのは、これらの回答に付された公使らのコメントであった。イギリスのパークスは、「本国の承認を求めらるにあたっては、本件が先般の予備会議での同取極第七条に関する議論とどのように関連するのかについても意見具申するつもりである」と伝えていた。またフランスのトリクーも、「私見であるが、先般の条約改正に関する会議で議論したように、日本政府が同港居留取極第七条を条文どおり履行するのであれば、今回懸案の倉庫は必ず入用になるのではないか」と記していた。

両者とも、佐渡夷港官営倉庫の取壊し案件を、新潟での外国人借地問題に絡めようと目論んでいるかのようにであった。大蔵省が外務省に「為念一応及御照会候也」としたことから各国の了解を得ることになった一件は、思わぬ波紋を広げていくことになった。

使用する見込みなど皆無に近い倉庫の取壊し案件について、牽強附会とさえ思えるコメントをイギリスとフランスが付したことの水面下の事情については、先の条約改正予備会議でパークスが新潟の件を持ち出した動機と同じく、これもまたイギリス外務省文書で以下のように確認できる。

一八八三（明治十六）年一月二十六日付でパークスが本国外務卿に対して行った報告³⁶⁹によれば、前年末に井上から佐渡夷港官営倉庫取壊しの提案を受け取ったパークスは、一月四日、各国外交代表に対して会合の開催を呼びかけた。そしてその会合は一月九日に開かれた。会合でパークスは、日本政府の倉庫取壊しの意向について「倉庫を修繕して使用しようとするのは、新潟の外国貿易が不振だからである。そしてその貿易不振の原因は、日本政府が同港居留取極の第七条を条文どおりに履行しようとしていないことに少なからず起因している。今回の提案は居留取極第一条の変更に関するものであり、各国の協調した対応が必要であるが、この際、同取極第七条の履行を日本政府に求めることについても、各国が協調すべきと考える」として出席者の賛同を求めた。だが、このパークスの呼びかけは若干時機を逸していた感があった。多くの国がすでに日本政府に提案を了解する旨回答してしまったことが判明したからである。新潟に居留する自国民がいない国は、パークスの呼びかけにほとんど関心を示さなかった。しかしながら、幸いにしてパークスの主張に理解を示す国がいくつかあった。フランスとドイツは、パークスの主張に沿って対処したい、との意向を表明した。この時点で、フランスは宣教師らが、ドイツは貿易商人らが、それぞれ新潟に居留していた。したがって、両国はこの問題に直接の利害関係があったわけである。

一月九日の会合でのこうした申し合わせを踏まえて、先述のとおりイギリスとドイツは翌一月十日付の回答で、またフランスは三月十二日付の回答で、それぞれ倉庫取壊しの一件を居留取極第七条と絡めることを示唆したのであった。

(4) 井上・パークス論争

この一八八三(明治十六)年一月十日付パークスから井上への書翰の表向き本題は、佐渡夷港官営倉庫の取壊しであった。しかしながら、この書翰は新潟での外国人借地問題に關して二つの大きな動きを誘発させた。すなわち、誘発された一つは、改めてこの問題そのものについての井上・パークスの論争であり、もう一つは土地貸借の規則づくりに向けた具体的な動きであった。そしてまたこうした動きの誘発こそが、パークスが一月十日付の書翰を發出した本来の目論見であったと推測される。順に確認したい。

前者に關しては、一月十日のパークス書翰をきっかけとして、井上とパークスが書面のやり取りによる論争を始めたことが日英の史料から確認できる。半年前は不発気味であったが、パークスはこの機会に改めて真正面から井上に議論を仕掛けた。加えてこの論争は、開港以来の新潟での貿易不振の原因についても意見を開陳し合うものとなった。

両者の文書での応酬は実質的に二回の往復であった。各々かなりの長文であるが、直接的に論旨を展開した箇所を抽出して以下に引用する。引用は、パークスから井上への二通の書翰(史料六十六、六十八)はイギリス外務省文書の原文からの拙訳であり、井上からパークスへの二通の書翰(史料六十六、六十八)は日本外務省文書の原文である。後者は現代文で概要を付す。

【史料六十六】一八八三(明治十六)年一月十日 パークスから井上への書翰³⁷⁰

「同港の居留取極第七条には、外国人は『新潟及び夷港において旅宿、住居または倉庫を自由に借り入れ又は買入れることができる。また、正当なる所用のために土地を借り入れることができる』とある。ところが、予備会議で述べたように、我が国民はいまだに新潟で土地を借りることができずにいる。その原因は、土地所有者ではなく同地の地方官庁が、外国人が借地するに際して非現実的な条件を加えているからである。しかも同じような制限は借家を行う際にも見られる。その結果、外国人が土地を得るには、表向き日本人名義とし、かつ恒久的な建築物を設けられないほどの短い借地期間としなければならない。

新潟における外国貿易の現状を鑑みれば、貴国政府が居留取極に基づいた措置に要する経費に見合う利益を得られていないことは、本官としても誠に遺憾と考える。しかしながら本官が確信するところ、新潟の貿易が盛んとならないのは、外国人が建築用地を得ることができず、したがって適当な倉庫施設を建てられないことによるところが少なくない、と言わざるを得ない。こうした施設がなければ、新潟での貿易には相当な危険が伴うことになり、實際上、貿易が妨げられているに等しい。かつて同地の資源を開発しようと試みた外国人もいたが、皆こうした状況に失望して同地を去っていったのである」

【史料六十七】一八八三(明治十六)年二月二十七日 井上からパークスへの書翰³⁷¹

「新潟地所一件ニ付、貴国人ハ未タ嘗テ同港ニ於テ地所ヲ借有スルヲ得ル事ナシトノ御説ハ、拙者乍遺憾御同意難致候

千八百六十七年之取極書第七条ニ依リ、外国人ハ日本地主ト自談ニテ地所ヲ借受クルコト勝手タルハ固ヨリ不俟言儀ニ候、拙者関知スル処ニテハ、同港居留外国人ハ現ニ皆夫々内国之地主ヨリ借地致居候趣、尤之借地年限ニ至テハ貸借双方ノ間相對之約定ニ依リ、自カラ長短有之由ニ候、乍去其取結ヒタル約定之年限、商売上ニ取り利益ヲ享有スルニ充分長カラザルヲ愁訴致候者有之ト、畢竟地所ヲ借受クルコト不能ト云フヲ愁訴スルトハ自カラ別件ニ可有之、即チ右愁訴ノ趣旨ハ、地所ヲ借受クルコト不能之意ニ有之トノ事実ハ、現ニ書翰中ニ御論述之通、外国人ニシテ如何様之地面ヲ得タルモ、皆日本人ノ名ヲ借り云々、ト有之ニ拠テ明白ニ有之、即チ此儀ハ閣下ニ於テモ御自認相成候事ニ有之候、但タ之ヲ得ルノ法方ニ至テ彼此不同アルハ自カラ別種之論件ニ可有之ト存候

且又、新潟港外国貿易ノ衰微、外国人ニ於テ家屋建築等之為地所ヲ借有スルコト不能ニ因ルトノ貴説ニ候得共、拙者之所見ニテハ、第一該港貿易之振起セザル所以ハ、該港之地形タル、船舶之繫泊ニ甚不便ナリ、是其大原因ト存候、將又同地方ハ中央市場ニ遠キ僻陬ノ地ニシテ、又其近傍人民多クハ農業ニ従事シ、一体ニ奢侈ヲ好マザル風俗ナレハ、外国輸入品之需用極メテ僅少ナルコト、是亦其一因ト存候」

〔右の概要〕貴官の御意見には同意しがたい。そもそも新潟の居留取極では、外国人は地主との話し合いで自由に借地できることとなっており、実際に新潟の外国人は問題なく土地を借りている。その長短に対する不満と、貴官が述べるような、外国人が新潟で土地を得られないということとは、まったくの別問題である。

また、新潟での貿易不振の理由は、貴官が述べるような、建設用地を取得することの困難さなどではない。本官の考えでは、港の地形上、停泊地がないという不便さがもつとも大きな原因である。また、同地が主要な消費地から遠く離れて位置しているうえに、近隣の住民の多くは農業に従事しており、贅沢を好まず、したがって外国輸入品の需要が極めて少ないことも一因である。

【史料六十八】一八八三（明治十六）年三月十四日 パークスから井上への書翰³⁷²

「貴官は、新潟では外国人が建築用地を得られない、と本官が述べたことに同意されないようである。また、本官が、外国人が土地を得られないと言いながら、実際には土地を得ていると本官が認めている点を、矛盾ではないかとお考えのようである。（中略）」

本官としては、貴官の見解には同意いたしかねる。（中略）本官が主張しているのは、新潟では、地方官庁が土地所有者に対して、外国人が借地する際に、その土地に建築物を設けることがまったく無理なほどの短い借地期間で契約するように強いている、ということである。また、そのため外国人へは、居留取極が定めているところの正當なる所用のための自由な借地や借家が、現在に至るまで認められずにきている、とい

うことである。日本人の名義で借地するなどという屈辱的な手段を用いざるを得ず、しかも五年間という短期でしか外国人が借地できない現状は、居留取極が履行されているとは断じて言えない。そのようにして得られた土地は、法的には、実際に資金を出した外国人の所有ではなく、そうした土地に外国人が建築物を設けることができないことは明白だからである。

貴官は、借地期間に長短があるということと、本官が主張するところの借地不能ということが、この場合まったく別問題である、との見解であるが、本官は以上述べた理由から、これには同意しかねる。新潟では、短い借地期間を強いられることで、建築用地の借入れが不可能となっている。条約により外国人に与えられた権利は実質的に奪われている。(中略)

前回の書翰で本官は「新潟で貿易が盛んにならないのは、外国人が建築用地を得ることができず、したがって適当な倉庫施設を建てられないことによるところが少なくない」と述べたが、港施設の欠陥が同港の貿易の発展を相当に阻害している要因であるという点については、本官は貴官とまったく同じ考えである。本官がこの問題にずっと以前から関心を抱いていたこと、かつまた港を改善する最良の方法について最初に報告を行ったのが我が国の専門技術者であったことは、貴官も御承知のことと思う。しかしながら、船舶の係留地の問題にかかわらず、その後、同港では一年のうちのかかなりの期間は大型船が比較的完全に船荷を積み下ろすことが可能であることが明らかになってきた。一八七八年には、現実に外国の大型船十六隻が新潟港を出入りしたのである。そこで本官が指摘したいのは、新潟に日本の他の港のような良好な港施設があつたとしても、収納した貨物に付保できるほどに堅固な倉庫を建てるための用地が得られないようでは、十分に安全な貿易活動を行うことはできない、ということである。貴官は、新潟の人民はあまり輸入品を好まない、と言うが、しかし同地には輸向けに資源が決して少なくない。こうした資源が十分に開発されていけば、やがて同地の輸入品に対する需用も増すであろう。貴官と本官とは、新潟の商業を發展させたいという希望を共有しているものと考ええる。貿易を阻害する人為的な要因を取り除けば、自ずと望ましい結果を生み出すことができるのではないか」

【史料六十九】一八八三(明治十六)年五月八日 井上からパークスへの書翰³⁷³

「今回御差越ノ貴書翰中、御論述ノ次第熟読候処、其趣旨左ノ如クニ過キサル様相見候即チ

日本官吏、外国人借地ノ件ニ干渉シ、借地期限ヲシテ家屋等ヲ建築スルヲ得サラシムル様極メテ短縮セシムルガ為メニ、是迄英国人ヲシテ家屋建築ノ為メニ地所ヲ借入ル、コトヲ得サラシメ、之ガ為メニ外国人ハ条約書ニ拠リ勝手ニ借地スルコトヲ得ス、不得己日本人名前ヲ以テ借地スルガ如キ拙手段ヲ取ルニ至ルハ、是レ条約ヲ履行セシモノト云フ可ラス、此クノ如キ手段ヲ以テ得タル地所ハ法律上於テ其買金ヲ払ヒ所持

スル外国人ノ地所ト看做ス能ハサルコト明白ニ候ヘハ、外国人ヲシテ条約面ニ抛リテ保持スル権ヲ失ハシムルモノナリトノ趣ニ相見候、然ルニ右御趣旨ニ対シテ、閣下モ御引証相成候千八百六十七年取極書第七款ノ末段ニ閣下ノ御注意ヲ請ハサルヲ得ス、其文ニ云

田畑其外政府へ年貢ヲ納ムル地ハ相對ヲ許サス、前広奉行所へ申立、許可ヲ受クベシ

右ノ明文ニ抛レハ、凡ソ我政府へ租税ヲ納ムヘキ地所ニ関シテハ、地方官ノ許可ヲ得サレハ契約ヲナス能ハサルトノ儀明瞭ニ有之、然ル時ハ同港ニ於テ家屋ヲ建築スヘキ宅地ノ如キモ、即チ從來年貢ヲ納メ来リタル地所ニ付、地方官ノ許可ヲ得サレハ貸借スルコトヲ得サルハ勿論ノコトト存候、殊ニ明治六年、我政府地租改正ノ令ヲ發セシ已来ハ、五ヶ年毎ニ其地価ノ昂低ニ依リ租額ヲ上下致候義ニ付候得ハ、新潟県令於テモ地所貸借人ヨリ契約ノ免許出願候有ハ、之ニ対シ借地期限ノ儀ハ右等ノ年規ト其土地ノ習慣トヲ斟酌シ処分ニ及候儀ニ可有之候、其辺篤ト御了解有之度、右ハ畢竟閣下御申越ノ如キ苦情相生シルノ起因ハ、前書条約第七條特別ノ約束書有之候為メノ結果ニシテ、地方官吏ノ無謂之ニ干渉スルカタメニハ無之、又之ニ干渉スルモ前述之通不得己次第ニ有之候、就テハ可成速ニ条約ノ改正ヲ遂ゲ候ヘハ、右等ノ不便モ随テ消除シ、双方ノタメ満足ノ結果ニ可至ハ不実儀ト存候

〔右の概要〕居留取極第七條には「田畑その他政府へ年貢を納むる地は相對を許さず、前広に奉行所へ申し立て免許を受くべし」とある。同港において家屋を建築すべき宅地について、地方官の許可を得なければ貸借を行うことができないことは明白である。我が国政府は明治六年に地租改正を發令し、五ヶ年ごとに地価の高低によって租税額を調整することとした。貸地の申し出があった場合、新潟県令はこうした法規への考慮などを斟酌しながら判断している。貴官が申入れの根拠としている取極第七條の末段は、地方官吏が契約の内容に干渉するためのものではなく、干渉するとしても右のごとくやむを得ないものである。ついては、条約を改正すればこうした不都合が解消し、満足できる結果となるのではないか。

こうして、新潟での外国人借地及び貿易不振についての両者の基本認識の交換は、平行線をたどったままであった。我が国は新潟の外国人居留取極に沿って適切に処置している、それでも貴官が不都合と考えるなら条約改正を急ごう、という五月八日付の井上の拒絶を含んだ提案をもって、両者の議論は閉じた。「規則協議一件」には、その五月八日付の井上書翰（史料六十九）の後に葉書大のカードが挟まれている。それは、パークスから井上に五月十二日付で宛てられたもので、そこにはパークスによる「貴官からの回答には誠に失望した」という文言がしたためられていた。

両者による書面での応酬が途絶えてまもなくの同年七月十日、パークスは本国外務卿から正式な訓令を受け取った³⁷⁴。そして七月十九日、その内容を以下のとおり井上に通知し

た³⁷⁵。「新潟の外国人に供している倉庫の腐朽に伴い、貴官から、一八六七年の取極を改正したいとの提案があったところ、我が国としては、貴国政府が新潟の外国人への建設用地貸渡しについて、満足できる規則を發布する意向があれば、これに同意する」

イギリスは政府の正式決定として、佐渡夷港倉庫の取壊しへの同意を、日本政府が「居留取極第七条の履行」を実現するならば、という停止条件付きとした。

「夷港貸納屋ノ一件」によれば、イギリスに続いてドイツもまた、一八八三（明治十六）年十二月二十日付で、本国の指示により「夷港貸納屋の件を承諾する。ただし、このために新潟居留取極第一条の改定を公布する際には、外国人による土地借入れなど同取極第七条が定める外国人の権利を確実に付与することを併せて公布願いたい」と外務省に伝えた。また同年十二月三十一日、オーストリア³⁷⁶ハンガリーも同様の回答を外務省に対して行った。「夷港貸納屋ノ一件」からは大蔵省の並々ならぬ執着が窺える佐渡官営倉庫の取壊し案件は、こうしてイギリス、ドイツなどによって明確に「居留取極第七条の履行」という停止条件付きとされた。その後、佐渡官営倉庫の取壊しに関して何らかの進展があった、とする記録を、本論筆者は知らない。

（5）再開された規則案の協議

さて、一八八三（明治十六）年一月十日のパークス書翰に誘発されたもう一つの動きはどうであったか。

井上・パークス論争の激しさを考えれば一種奇妙なことに、この論争とまさしく並行して、土地貸借の規則づくりに向けた取組が動き出した。その内々の事情は、先にも引用した同年一月二十六日付のパークスから本国外務卿への報告³⁷⁶により、以下のとおりであったと確認できる。

日本政府が望む佐渡夷港倉庫の取壊しを、パークスとしては「居留取極第七条の履行」と絡めるつもりである、との書翰を井上に発出した、その一月十日以降のことであった。二人はある機会で同席した。さまざまな案件について話しているなかで、井上は新潟に関する一月十日のパークス書翰に触れ、「新潟の件は、貸借年限を五十年まで認めることとすれば、貴国にとって受入れ可能になるだろうか」とパークスに話を持ちかけた。この打診に対してパークスは「年限を設けるなら百年とすべき、と私は貴殿の前任者に申しあげたのだが、そのように提案したいということであれば、私としてはその提案の理由をよく伺って検討してみたい」と応じた。

新潟での外国人による借地のルールづくりに向けての協議は、明治十年の寺島・パークス談判が暫時中断して以来、井上による政府方針のリセット、パークスの長期帰国、条約改正予備会議での議論の不発などによって、長らく滞っていた。しかしながら、ここに至ってようやく具体的な動きが再開した。パークスは、日本政府から佐渡夷港官営倉庫取壊しの提案を受けたことを奇貨とし、その日本政府を規則協議の場に引き戻そうとした。その目論見は奏功した。

右のパークスの内々の発言を受けて、日本政府は新たな提案の検討に着手した。「規則協議一件」によれば、一月二十九日、井上は山田顕義内務卿に対して、新潟での外国人の借地に関する規則につき「各国公使ヨリ申出候義有之、及御協議度候条」と、協議再開の意向を伝えるとともに、現時点での内務省の方針如何を照会した。

これに対して山田は、二月一日付で「貸渡ニ付、土地ノ盛衰ニヨリ近隣比較ヲ以テ貸付料ヲ増減スルコトアルヘシ、トノ一項ヲ加候義ハ、：彼我之間ニ於テ偏利ヲ生候義ハ、スヘテ不備ナル契約ヲ結タル者ノ失策ニ帰シ、其儘差置候モ不苦候得共、政府ノ制度ニヨリ地租地方税協議費等ノ差出方迄拒候時ハ：差支難致黙止」とし、更に「道路溝渠等之義ハ、地方ノ公益ニ関候間、仮令借地期限中タリ共、右等之為メ返地ヲ要スル節ハ、五十日前ニ其旨相達、難持除不動産ノ為ニ、特ニ評価人ヲ：差出、協議シテ代価ヲ定メ、売渡シ異議ナク返地候様、御談判有之度候」と伝えた。地租等租税の確実な徴収、及び政府による土地収用権の確保、という内務省の関心の所在が改めて確認できる。

二月十日、井上は山田に対し、新たな規則案の基本線について「過日英国公使ト談判ノ末、：大体協議ヲ遂ケ候」と告げた。内務省は、その基本線と前回案（「日本政府案」）とを一体化させて具体的な条文を作成する作業に入った。貸借年限を五十年以内とすること、土地返却の際にはそれまでの借主に対して土地上の建物の補償を行うこと、貸地料の十年ごとの改正を認めること、補償料・貸地料の額に関し双方が合意できない場合のため第三者による裁定の手段を定めること、などの基本方針が改めて確認された。そして二月二十三日、内務省は、全八条からなる新たな「新潟及夷港外国人雑居規則」の案文を外務省に示した。この案では公約と私約の区別はない。すなわち、契約当事者のための例文は消滅し、国の規則の形式に一本化して整理された。

【史料七十】

新潟及夷港外国人雑居地規則

第一条 外国人、新潟及夷港ニ於テ地所ヲ借用セントスルトキハ、其地主ト約束書ヲ整へ、本国領事庁ノ添書ヲ受ケ、所轄地方庁ニ願出ヘシ

第二条 貸借年限ハ五十年以内タルヘシ、其期限ノ終リニ至リ双方ニテ同意スルトキハ、尙向五十年以内ノ期限ヲ継続スルコトヲ得ヘシ、然レトモ、貸者若シ其期限継続ヲ望マサルトキハ、借者ニ於テ建築シタル家屋等其地ニ存在セル者ハ、至当ノ代価ヲ借者ニ償却シテ其地所ヲ取戻スコトヲ得ヘシ

借者ヨリ請求スル建物等ノ代価ヲ過当ナリト思唯スルトキハ、地方庁ニ乞フテ其裁定ニ任スヘシ

第三条 地価ハ時トシテ昂低スルモノニナルヲ以テ、貸地料額ハ十ヶ年毎ニ改正スルヲ得ヘシ

貸者ヨリ請求スル貸地料ノ増額、借者ニ於テ過当ナリト思唯スルトキハ、地方庁ノ裁定ニ任スヘシ

第四条 土地ニ係ル諸税ハ貸者之ヲ払ヒ、建物ニ係ル諸税ハ借者之ヲ払フヘシ

第五条 借者ハ借地並ニ建物ニ就テハ堅ク地方ノ制度ヲ遵守スヘシ

第六条 借者若シ第三条、第四条、第五条ノ規則ニ背クカ又ハ貸者トノ約束ニ背クト

キハ、己レノ費用ヲ以テ建物、樹石、其他ノモノヲ処分シ、地所ヲ元形ニ復シテ返還スヘシ、但、返還ノ期限ハ其要求ヲ請ケタル日ヨリ一百日ヲ過クルヲ得ス

第七条 貸借年限中ト雖トモ、鉄道或ハ道路等、凡テ公共ノ利益ヲ図ル事業ノ為メニ、日本政府ニ於テ必要ト見認ムルトキハ、其地所ヲ返還セシメ、第二条ニ準シ費用ヲ償却スヘシ、但、返還期限ハ前条ニ同シ

第八条 貸借年限中ハ、借者其借地権ヲ他人ニ移スヲ得ルト雖トモ、必ス前ノ条約ノ儘継続スルヲ要ス、且、貸者(地主)ト共ニ其旨ヲ地方庁ニ届出ヘシ

三月七日、外務省はこの規則案をパークスに提示し、書面での意見を求めた。三月三十日、規則案に対するパークスの意見書が外務省に届けられた。外務省がパークス意見書の日本語訳を終えて内務省に示したのは四月十六日であった。以降、この意見書を踏まえた更なる修正案づくりが両省により進められた。

以下、この二月二十三日の「新潟及夷港外国人雑居規則」に、三月三十日のパークス意見書の概要を付し、更にはそのパークス意見書に対する日本政府による取捨の判断(採用、不採用)を併せて掲げる。長年にわたり新潟での外国人借地問題にこだわり続けてきたパークスが最終的に示した妥協点は奈辺であったのか、そして日本政府はそのパークスの意見をどこまで包容しえたのか、ということについて確認する。

【史料七十一】

新潟及夷港外国人雑居規則

第一条 外国人、新潟及夷湊ニ於テ地所ヲ借用セントスルトキハ、其地主ト約束書ヲ

整へ、本国領事庁ノ添書ヲ受ケ、所轄地方庁ニ願出ヘシ

〔第一条へのパークス意見〕修正なし

第二条 貸借年限ハ五十年以内タルヘシ、其期限ノ終リニ至リ双方ニテ同意スルトキハ、尚向五十年以内ノ期限ヲ継続スルコトヲ得ヘシ、然レトモ、貸者若シ其期限継続ヲ望マサルトキハ、借者ニ於テ建築シタル家屋等其地ニ存在セル者ハ、至当ノ代価ヲ借者ニ償却シテ其地所ヲ取戻スコトヲ得ヘシ

借者ヨリ請求スル建物等ノ代価ヲ過当ナリト思唯スルトキハ、地方庁ニ乞フテ其裁定ニ任スヘシ

〔第二条へのパークス意見〕満期時に貸主が契約更新を望まない場合、借主は借地上の家屋建築分の補償に加え、土地に改良を加えたことによる価値増加分についても補償を要求できることとすべきである。

↓ 日本政府はこれを採用

第三条 地価ハ時トシテ昂低スルモノナルヲ以テ、貸地料額八十ヶ年毎ニ改正スルヲ得ヘシ

貸者ヨリ請求スル貸地料ノ増額、借者ニ於テ過当ナリト思唯スルトキハ、地方庁ノ裁定ニ任スヘシ

〔第三条前段へのパークス意見〕貸地料の改定を十年ごととするのは短期すぎる。二十五年ごととするべきである。

↓ 日本政府はこれを不採用

〔第三条後段へのパークス意見〕貸主による増額要求だけではなく、借主による減額請求も想定するべきである。

↓ 日本政府はこれを採用

第四条 土地ニ係ル諸税ハ貸者之ヲ払ヒ、建物ニ係ル諸税ハ借者之ヲ払フヘシ

〔第四条へのパークス意見〕諸税の内容を具体的に明記するべきである。

↓ 日本政府はこれを採用

第五条 借者ハ借地並ニ建物ニ就テハ堅ク地方ノ制度ヲ遵守スヘシ

〔第五条へのパークス意見〕該当する地方規則は施行一ヶ月前に借主へ通知することとすべきである。

↓ 日本政府はこれを採用

第六条 借者若シ第三条、第四条、第五条ノ規則ニ背クカ又ハ貸者トノ約束ニ背クトキハ、己レノ費用ヲ以テ建物、樹石、其他ノモノヲ処分シ、地所ヲ元形ニ復シテ返還スヘシ、但、返還ノ期限ハ其要求ヲ請ケタル日ヨリ一百日ヲ過クルヲ得ス

〔第六条へのパークス意見〕借主の費用負担により原形に復して返地する場合は、

「地方規則を故意に遵守しないか又は諸税を納入しない場合には、日本政府は貸借契約を解除できる」と、より厳密に規定するべきである。

↓ 日本政府はこれを採用

第七条 貸借年限中ト雖トモ、鉄道或ハ道路等、凡テ公共ノ利益ヲ図ル事業ノ為メニ、日本政府ニ於テ必要ト見認ムルトキハ、其地所ヲ返還セシメ、第二条ニ準シ費用ヲ償却スヘシ、但、返還期限ハ前条ニ同シ

〔第七条へのパークス意見〕土地の強制収用を受ける場合は、第二条（契約期間満了）とは違い、借主にとっては突然の解約となるので、土地建物の代価を補償するだけでなく、借地を失うことによって発生する借主の営業上または職業上の損害についても補償額に含めるべきである。

↓ 日本政府はこれを不採用

第八条 貸借年限中ハ、借者其借地権ヲ他人ニ移スヲ得ルト雖トモ、必ス前ノ条約ノ儘継続スルヲ要ス、且、貸者（地主）ト共ニ其旨ヲ地方庁ニ届出ヘシ

〔第八条へのパークス意見〕修正なし

〔その他のパークス意見〕他に以下の三条を追加すべきである。

追加一 各条の補償額または借地額に関して争論が生じた際の適切な仲裁方法について規定を設ける。

↓ 日本政府はこれを採用

追加二 土地貸借にあたっては当事者間の契約が優先させるべきであり、本規則の適用は、本規則のうち基本的事項（貸地期限、諸税の納入、地方規則遵守、及び土地収用）を除いては私人間の契約を損なわない範囲に限定する。

↓ 日本政府はこれを採用

追加三 条文上の「貸者」及び「借者」には、その嗣子、委託人、代理人、譲受人を含める。

↓ 日本政府はこれを採用

パークスはこの意見書において、貸借契約が終了する際に借主たる外国人への一層の厚い措置がなされること（第二条、第六条、第七条）など、外国人側の利益がより保護される規定ぶりに改めるよう求めた。その一方で、外国人が地方規則を原則遵守すべきことを認めた（第五条）。また、貸借年限ほかこの規則で定めるいくつかの基本事項を除いて、当事者間の約束事が尊重されることを明示すべきとした（追加二）。日本政府は、これらパークスの意見を一部は排除しつつも概ね受け入れた。

同年九月十八日、内務省は「新潟及夷湊雑居地規則之義ニ付テハ、春來申進候義モ有之候処、英国公使力意見書ヲ添、更ニ再考スヘキ旨、本年四月十六日公第五十一号ヲ以テ御照会ニ付、更ニ勘考ヲ加ヘ、別紙之通修正候条、可然御取計相成度」として、以下の規則案を外務省に示した³⁷⁷。

【史料七十二】

新潟及ヒ夷港ニ於テ日本人ヨリ外国人ニ地所貸渡ニ関スル規則

第一条 外国人、新潟及夷港ニ於テ、地所ヲ借用セントスルトキハ、其地主ト約束書ヲ整ヘ、本国領事庁ノ添書ヲ受ケ、所轄地方庁ニ願出ヘシ

第二条 貸借年限ハ五十年以内タルヘシ、期限ノ終リニ至リ双方ニテ同意スルトキハ、再三向五十年以内ノ期限ヲ継続スルコトヲ得ヘシ

然レトモ、貸者若シ第一期・第二期ニ拘ハラス、其期限継続ヲ望マサルトキハ、地所ヲ取戻スコトヲ得ヘシ、但借者ニ於テ建築シタル家屋并ニ其地ニ存在セル改良物売渡ヲ望マハ、至当ノ代価ヲ以テ之ヲ買取スヘシ、

右代価ノ要求ハ借者ヨリ申出ツヘシ、若シ貸者ニ於テ其要求ノ代償ヲ過当ナリトシテ払方ヲ拒ムトキハ、此規則第八条ニ定メタル手続ニ従ヒ之ヲ裁定スヘシ

第三条 地価ハ時トシテ昂低スルモノナルヲ以テ、貸地料額ハ十年毎ニ改正スルヲ得ヘシ

借主或ハ貸主ニ於テ借料ノ改正ヲ請求シ、他ノ一方ニ於テ若シ之ヲ拒ムトキハ、此

規則第八条ニ定メタル手續ヲ以テ之ヲ裁定スヘシ

第四条 土地ニ係ル諸税「地租地租割・并町村公費」ハ貸者之ヲ払ヒ、建物ニ係ル諸税「戸数割或家屋税・并ニ町村公費」ハ借者之ヲ払フヘシ

第五条 借者ハ、借地並ニ建物ニ就テハ、堅ク地方ノ制度ヲ遵守スヘシ

凡ソ地所或ハ納税ノ事ニ付、内外人ノ別ナク借地人一般ニ関係スル地方規則類ハ、渾テ其施行ニ先タテ一ヶ月前以テ、其領事ヲ經由シテ外国借主ヘ布達スヘシ

第六条 借者若シ此規則第五条ヲ故意ニ遵奉セス、並ニ納金期限ヨリ三十日ヲ過キ尚諸税ヲ納メサルトキハ、政府ハ其貸地ヲ解約セシムヘシ、但シ此場合ニ於テハ、一百日以内ニ自費ヲ以テ、其地所ニ取設タル諸物件ヲ取払フヘシ、若シ一百日ヲ過クレハ、其権利ヲ放棄シタルモノト看做シ、政府ニ於テ其物件ヲ入札払ニナスヘシ、然レトモ、借者ニ於テ借料ヲ納メス、或ハ貸地ノ約束箇条ヲ執行スル能ハサルトキノ如キハ、貸主ノ見込次第ニ解約スルト否ヲ任スヘシ

第七条 貸借年限中ト雖トモ、鉄道或ハ道路等、凡テ公共ノ利益ヲ図ル事業ノ為メニ、日本政府ニ於テ必要ト見認ムルトキハ、其地所ヲ返還セシメ、其弁償ノ方法ハ第二条ノ例ニ依リ、其返還ノ方法ハ前条ニ依ル

第八条 第二条及ヒ第七条ニ依リ払フヘキ金高、及ヒ第三条ニ依リ改正スル借地料ノ高二付、双方ノ間ニ争論ヲ生スルトキハ、二人ノ仲裁人ヲ立テ決定ヲ取ルヘシ、該仲裁人ハ、双方ヨリ一人ツ、ヲ選ムヘシ、然レトモ、仲裁人ニ於テ尚異説アルトキハ、之ヲ一人ノ行司ニ委託スヘシ、此行司ハ、其要求者モシ外国人ナレハ地方裁判所ノ判事タルヘシ、其要求者モシ日本人或ハ日本政府ナレハ其件ニ関スル外国人所属ノ本領事（本領事ナケレハ地方裁判所ノ判事）タルヘシ、又甲ノ者ヨリ乙ノ者ニ書面ヲ以テ仲裁人ヲ選ムヘキ旨申送リタル後十四日間ニ之ヲ選マサルニ於テハ、甲者ノ選タル仲裁人一人ニテ終局ノ決定ヲ為シ得ヘシ

第九条 借地年限中ハ、借主其借權ヲ他人ニ移スルヲ得ルト雖トモ、必ス前ノ条約ノ儘継続スルヲ要ス、且其貸者（地主）ト共ニ其旨ヲ地方庁ヘ届出ヘシ

第十条 本規則中ノ貸主トアルハ、貸主、其嗣子、委託人、代理人、譲受人ヲ包括シ、借主トアルハ、借主、其嗣子、委託人、代理人、譲受人ヲ包括スヘシ

第十一条 第一条及ヒ貸地期限、諸税ノ納方、地方規則ヲ遵奉スルコト、及ヒ借受ケタル土地ヲ公衆共用ノ為メ政府ニ返戻スルコトニ関シ、此規則中ニ制定スル條款ヲ除クノ外ハ、外国人ハ日本人ヨリ地所及ヒ建物ヲ借受クル契約ヲ為スニ全ソ他ノ干渉ヲ受ケス、一切自由ヲ得セシムヘシ、則チ此規則ヲ適用スルニハ、先ツ甲乙相対ノ私契約如何ヲ顧ミ、此規則ノ條款ニ抵触セサルヲ以テ程度トシ、苟モ此規則ヲ援引シテ契約書ノ明文ヲ無効タラシムルコト無カルヘシ

しかしながら、内務省がこの規則案を外務省に渡した時には、すでにパークスは日本にいなかった。すなわち、パークスは八月二十九日、井上らに見送られ横浜港を離れた。次

の任地である清国に赴いたのであった³⁷⁸。

結局のところ、パークスは日本政府を規則協議の舞台へと引き戻したものの、その協議は未了に終わった。しかしながらこの規則案は、このあと一八八五（明治十八）年に改めて日本政府が諸外国に規則協議を申し入れる際、その提出した原案に生かされていくこととなる。

第七章 着地点・明治十八年

(1) 宣教師らによる借地の行方

その最後の規則協議を確認する前に、この頃の新潟での外国人の借地の様子を見ておこう。

まずファイソンである。一八七五（明治八）年に新潟に居留し始めて以来、役所の干渉に不満を持ちながらも見かけ上は「借家」の契約を結んで学校町に居所を確保していたファイソンであったが、新潟から横浜へ転出するにあたって一つの行動に出た³⁷⁹。

一八八二（明治十五）年六月、牧岡鉄弥が次の契約書案をもってファイソンへの土地貸渡しを県庁に伺い出た。

【史料七十三】

条約書草案

一 牧岡鉄弥所有ノ新潟区学校町五千式百八拾四番、五千式百八拾五番、五千式百八拾六番之三屋敷地所ヲ、英国人ピリツポ、ケン、ホール、ファイソン氏ニ貸渡スニ付、牧岡鉄弥ヲ甲トシ、ピリツポ、ケン、ホールファイソンヲ乙トシ、結約スル左ノ如シ

第一条

甲所有ノ前記三屋敷百五拾三坪之地所ヲ、当明治十五年何月幾日ヨリ明治四十年何月幾日迄二十五ヶ年間、乙へ貸渡シ候事

第二条

建物ヲナストキハ、地方道路幅員ノ制度遵フベキ事

第三条

地所貸借期限内、他人へ譲渡シ、売渡シ、又ハ貸渡ストキハ、前同断

第四条

貸借約定満期ニ至リ、乙ニ於テ尚引続キ貸借ヲナサントスルトキハ、更ニ乙ヨリ地方庁へ願出ヘキ事

第五条

貸借期限内、乙ニ於テ土砂ノ敷増ヲナスト雖モ、満期後或ハ他人へ地所貸渡之場合ニ於テハ他へ運フヲ得ス、其儘差置クヘキ事

第六条

甲ニ於テ乙ヨリ身元金トシテ銀貨ニテ四百六拾円ヲ無利足ニテ預リ置キ（預リ証ハ別ニ製シ置ク事）、借地代ハ壹ヶ年金式拾円ト定メ、一ヶ年毎ニ乙ヨリ甲へ前払イタスヘキ事

第七条

地所貸借ニ付、其地ニ関シ負債トナルヘキ金額ノ貸借ハ不相成候事

第八条

借受ケタル地所へ乙所持ノ建物アリト雖モ、万一、鉄道或ハ道路変換掘割等ノ如キ公同資益ノ為メ、該地所ヲ要シ、三ヶ月以前ニ報知スルトキハ、仮令定期限内ト雖モ立退キ返地スヘシ、尤モ、費用之如キハ、双方ヨリ評価人ヲ選ミ金高ヲ定ムヘキ事

第九条

貸借約定書ハ和英文式通宛四通ヲ認メ一通宛双方へ留置、写巻通宛地方庁へ差出スヘキ事

明治十五年何月何日

貸主

新潟県刈羽郡上原村八番地

牧岡鉄也

借主

英国人 ファイソン

そしてまた、そこには条約書草案の第六条が記すところの身元金の預かり証も付されていた。

【史料七十四】

明治十五年何月幾日結約書第六条ノ身元金預証

一 金四百六拾円也

右ハ拙者所持ノ学校町五千式百八拾四、五、六番之三屋敷之地所ヲ貴殿へ貸渡スニ付、身元金トシテ銀貨ニテ前記ノ金額無利足ニテ預リ置ク所、確實也、条約書ノ箇条ニ遵ヒ解約スルトキハ、何時ニテモ銀貨ニテ四百六拾円相渡シ申スヘシ、其期ニ至リ万一金円調達ノ道相立サルノ節ハ、前三屋敷ヲ公売ナシ、不足ナリトモ其金ヲ以テ前記ノ預金ニ当ルモノトシテ解約スルニ違背ナキ極メ、依テ預証如件

日本新潟県 平民 牧岡鉄弥

明治十五年何月

英国人 ファイソン殿

要するにファイソンは、この時点で当事者のあいだで有効な契約書（史料六十四）の第四条「乙（ファイソン）ニ於テ他へ出立スル際ハ：甲（牧岡）ヨリ右現金千式百円ヲ差出スベシ」という条項に反して、新潟出立後も土地の権利を確保し続けようと考えたのである。改めて借地の契約に戻し、身元金は四百六十円と明記した。身元金とは、契約の履行を担保するための一時預り金、と理解しうるであろう。一見したところ土地代金とは関係していない。しかしこの身元金が実際には土地代金相当額であることは、別途作成した預り証が示唆している。

六月五日、新潟県は内務省に対して「第六条身元金預置云々：鉄弥へ削除方屢及内諭候得共、ファイソン於承諾不致趣ヲ以テ、草案ノ通結約致シ度旨申立、該金円ハ既ニファイソンヨリ其実受取置候趣相聞：」と報告した。牧岡は、ファイソンが頑として譲らない、それにこの身元金はすでに受け取ってしまった、と主張したわけである。本件につき内務

省は、外務省への合議において「条約草案第六条ハ：身元金トシテ貨幣ヲ預ルモノニシテ、敢テ差支無之、聞届申可事ト存候」とした。内務省はこの合議のなかで、「この契約によって国内の土地が外国人の抵当に入るわけではなく、したがって土地が外国人の手に渡る可能性はない。外国人への土地売却・質入を禁じた明治五年の法の趣旨に反するわけではない」という解釈を示した。外務省も同年十一月二十四日、これに同意した。

ファイソンのこの最後の試みには大きな意味がある。まず、ここでは建物の貸借ではなく土地の貸借が認められた。加えて、その借地の契約内容は町会所止めなどではなく、公式に日本政府が認めるものとなった。すなわち、この一八八二（明治十五）年にファイソンが最後に結んだ契約は、七二（明治五）年の「粗漏ノ約定」以降、日本政府がその内容を公式に承認した、居留外国人による新潟での初めての、形式が整った借地契約と考えられるのである。

さて、「町会所文書」によれば、国のこの判断を受けた県庁は新潟区に対して、牧岡とファイソンとの契約を認める旨を伝えるとともに、牧岡から正式な契約書の写しを届け出させるよう指示した。ところが、この正式契約書がなかなか出てこない。県庁は催促を繰り返したが、そのたびに牧岡の親族から「鉄弥は現在東京にいる。届け出はしばらく猶予願いたい」と願い出があった。県庁から区役所への催促は、一八八四（明治十七）年八月まで続いた。

やがて事情が明らかになった。新潟区が調べたところ、牧岡鉄弥はすでに一八八三（明治十六）年六月に新潟区外へ引越し、しかも同じ年のうちに牧岡は学校町の地所を他人へ売り渡してしまった、ということであった。

すなわち、この土地貸借契約の伺いは、公式に日本政府がその内容を認めたのではあるが、結局のところ役所への成約の報告はなされなかったのである。

もともと、この契約書と預り証が当事者間では有効だったであろうことは、前後の脈絡からすれば明らかであろう。ファイソンはこの文書化された約束によって、新潟を離れた後も学校町の土地の権利を（土地代金を確実に回収できる、という形ではあるが）保持し続けたのである。

次にドロアールである。ファイソンと同じく一八七五（明治八）年に新潟居留を始めたドロアールは、来港してまもなく借家をめぐり公使館も絡む大きな騒動を引き起こしたのであったが、結局はその借家を確保したと考えられる。その後、七七（明治十）年秋に新潟での布教活動を後任宣教師であるエルネスト・ツルパン（Ernest Tulpin）にまかせて、ドロアール自身は佐渡での布教に専念した。そしてツルパンが早々に新潟を去ると、代わって八一（明治十四）年から再びドロアールが新潟での布教を担った³⁸⁰。彼ら教団の活動拠点は、当初は東中通とその周辺に、やがて西大畑方面に確保されていた。

以下に示す契約書のことを県庁が承知したのは八四（明治十七）年十月であった。ただ、契約書の日付は、これを二年以上遡る、八二（明治十五）年八月二十八日であった³⁸¹。

【史料七十五】

地所貸借約定証

越後国新潟区寄居白山外新田

字大畑

六百四十三番

一 貳畝七歩

六百四十四番

一 壹畝拾八歩

〔以下、地番及び面積の列記が続く…中略〕

五反三畝拾歩

右地主 佐藤平太郎

右借地主 ドロアル

右地所平太郎持地、今般天主教教会主宰代理ドロアル方へ貸借致候ニ付、左之ケ条之通約定取結候事

第壹条

今明治十五年ヨリ五十ケ年間、平太郎ヨリ天主教教会主宰代理ドロアル方へ貸渡候、満期之節ハ、猶又此約定書之通、第壹条ヨリ第四ケ条迄、無相違貸借約定可致事

第貳条

標記地所貸渡地代金壹ケ年金百五拾円トシテ、天主教教会主宰代理ドロアルヨリ平太郎へ、毎年相渡可申約定之事

第参条

標記地所ニ関スル地租金及ヒ区費、其他一切、町並ノ通、若干ニテモ公教会ヨリ平太郎へ其時ニ相渡スヘキ極之事

第四条

政府ニ於テ鉄道ヲ設ケ、其他道路川溝普請等ニテ、国益之為メ御用地ト相成候ハ、此約定書相廢シ候極之事

但、貸借約定致候上ハ、決シテ違約不致為、双方姓名自記捺印為取換証書、依テ如件

新潟区東仲通壹番町 地貸人 佐藤平太郎 印

明治十五年八月二十八日

日本国並緯天主教教会 主宰代理 ドロアル 印

佐藤平太郎なる者からドロアルへのこの借地は、それまで新潟で外国人が試みた、どの借地とも大きく異なっていた。まず規模が大きい。都合十五筆、五反三畝十歩、すなわちおよそ千六百坪に及ぶ広い土地であった。そしてまた借地期間の面でも、これまでにない五十年という長期であった。そのうえ契約書第一条は、貸借は満期になると当然に更新

されるかのような定めぶりである。宣教師会は永久に土地を占有できるかのようなのである。しかも第三条では、地租はじめ税金はすべて宣教師会が払うとしているのだから、これはもう通常の借地を超えたものではないか。そのような契約が二年以上を経てから区役所を通じて出てきた。

一八八四（明治十七）年十月十四日、県庁は区役所に対して「新潟及び夷港外国人居留取極書第七条ニ準シ相對条約不相成ハ勿論、五十ヶ年間貸渡事、公私約定案ニ抵触、不都合之義ニ有之、∴右内条約ハ破約シ、更ニ公私条約案ニ適ヘル条約ヲナスベキ様、御取計有之度」と伝え、佐藤とドロアルからのこの申し出を突き返した³⁸²。

これは、県庁としてはそれまでの方針を堅持しすぎなかった。というのも、先述のとおり、県庁から区役所への指示は、一八七八（明治十一）年以内務省の指示に基づくものであり、この新たなドロアルの借家契約は、許可の運用基準であった「公私条約案」とは貸借年限など多くの点で異なっていた。

要するに県庁としては、契約書の形式が役所の指示に合っていない、県庁の事前許可がないものは一切無効である、そもそも年限五十年という長期の貸地などは認められない、契約をやり直せ、というのがこの十月十四日付の文書の趣旨であった。

ところが、県庁が当然と考えていたそうした指示に対して、予期せぬ方向から圧力がきた。以降の国と県とのやり取りの経過は、外務省文書「新潟居留外国人へ地所家屋相對貸借雜件」（以降「相對貸借雜件」とする）により把握できる。

同年十月二十九日、外務省は新潟県に対して電報で「其港在留ドルアル借地之義ニ付、故障アル由、仏公使ヨリ申出タリ」と伝え、ついでには「先年内務省ヨリ達セシ約定案ニ不拘、貸借人互ニ契約シ、∴貸渡シ、其結果申出スベシ」と命じたのであった。外務省は、内務省に対しても十一月五日付でフランス公使から抗議があったことを伝え、「外務省としては、居留取極第七条末項は、その土地の租税が確実に徴収されることを確認するものに基づき、官が民間の契約に干渉するためのものではない、との見解である」とした。

フランス公使の行動には背景があった。この時期、日本政府と諸外国とは、新潟における外国人の借地につき規則づくりを進めていた。日本政府はこうした協議において、土地の貸借年限を上限五十年まで認める方針を固めていたのであった。前章でたどったとおりである。おそらく公使は、このことをいづれかの時点で承知したのであろう。

あらためて時系列で整理する。

日本政府（外務省・内務省）は新潟での外国人の借地に関する制限を緩和する方針を固めていた。おそらくは一八八四（明治十七）年後半、フランス公使はこのことを知り、宣教師会に伝えた。これを受けた宣教師会は、それまで日本側に隠していた新潟の借地を一転して公然とすることとした。そしてすでに二年以上前に契約済みの借地を新潟県庁に明らかにした。県庁はこの契約を認めなかった。この措置に対して今度は東京でフランス公使が外務省に抗議した。外務省はこれを認めるよう県庁に命じた。

こうなると、知らぬは新潟県庁だけである。「相對貸借雜件」からはその後の県庁の慌

てぶりが窺える。

同年十一月十日、県庁は内務・外務の両省に対して、「県では明治十一年の内務省からの内達に基づいて処置している。これに抵触するものは許可しがたい」と伝え、改めて指示を仰いだ。

十一月二十七日、内務省は県庁の期待に反して「新潟県下外国人雑居地にかかる公私両約案は廃止する」と訓示した。県庁はなおも、「居留取極第七条末段は取り消されたのか」と、自らが本来の許可権者であることを主張した。

最終的には十二月二十三日、両省は「居留取極第七条ノ義ハ取消シタルモノニアラス、追テ貸借規則細目、各国公使ト議定スル迄ハ、只公私両約案ノミ取消タル義ト心得ベシ、速ニ貸渡スヘシ」と、内務卿山縣有朋および外務卿井上馨の両卿の名をもって新潟県令に命じた。

「規則協議一件」に戻れば、十二月二十四日、県庁は区役所へ「其区内東仲通一番町佐藤平太郎所有地、仏国人ドロアルへ貸渡之義、：貸借条約案ヲ以テ速ニ可願出様可取計、此旨相達候也」と伝えた³⁸³。

翌明治十八年一月九日、佐藤平太郎からの貸地申し出が区から県へ進達された³⁸⁴。その後、貸借される土地の租税をどちらの負担とするかで若干時間を要したが、最終的には同年三月十日、永山県令は新潟区に対して「願之趣聞届候事」と通知した。ここに日本政府は、年限五十年という外国人による長期借地を正式に許可した。

以上、ファイソンは契約書に工夫を施すことで、またドロアルは公使館による援護を頼りに、と手法は異なりながらも、いずれも居留当初から現地当局によって加え続けられた干渉に抗して、最終的には彼らの借地契約を日本政府に認めさせることに成功した。そして、ファイソンの場合にはその成約が役所に届けられることはなかったが、ドロアルのほうは、日本側との手続きにおいても有効な契約となった。ドロアルの契約は、一八七二（明治五）年以降初めて、新潟居留外国人が正式な手続きによって借地取得を果たしたことを意味した。

（2）貿易商人の居留途絶

新潟での居所確保に苦心を重ねた外国人は、大きく宣教師と貿易商人に分けられた。宣教師らに関しては、概ねこれまで見てきたとおりであったが、一方の貿易商人のほうはどうであったか。彼らの借地借家を少し遡って整理していきたい。

遅くとも一八七二（明治五）年以降、新潟に居留している西洋人商人は、ドイツからのわずか二名、すなわちウェーバー及びライスナーのみであった。それぞれ新町通の一角（本町通七番町）に居所を確保し、あわせて「一番山の三筆」にも借地を有していた。ウェーバーは七六（明治九）年に新潟を去ってドイツに帰国したが、その際に新町通にあった借地は日本人へ返還し、その借地上の持ち家はコッホーへ引き継ぐ形となった。また、一番山の借地はそのままフィッシャーに譲り渡した。一方のライスナーは、七七年初めには下

大川前通に移り住んでいた。八二（明治十五）年に新潟を去るにあたって、ライスナーはその下大川前通の居所は引き払い、「一番山の三筆」のうち彼が借地していた一筆を返却していった。

さて、コッホはウェーバーから引き継いだ新町通の借家に、八〇（明治十三）年夏まで住んでいた。新潟新聞には、例えばこの年の二月二十八日に、コッホが町内遊歩の際に懐中物を落としてしまったので、拾得して自分まで持参した者には謝礼金を提供する旨の広告が見られ、そこには広告主として「本町通七番町 コーフ」と住所が掲載されている。

また「町会所文書」には、「新潟区本町通七番町寄留独乙人商人コーフ方」に日本人三名が雇入れられている旨の、同年三月五日付の新潟区長への届出が見出せる³⁸⁵。

その八〇（明治十三）年の八月、新潟は大火に襲われた。町の総戸数の六割以上が被災したこの大火では、上大川前通・本町通・古町通・西堀通などの各六番町より下の地域が悉く焼失した。本町通七番町にあるコッホの借家も当然焼失したことであろう。以降、「新町通の一角」での居留外国人の足跡を示唆する記録は見当たらない。すなわち、この時点で「新町通の一角」と居留外国人との縁は解消したと考えられる。

コッホは新潟大火後、この年の十月から営所通に一時的に住まった。「町会所文書」には、翌八一（明治十四）年八月から一年間、彼がこの営所通二番町の建家を借り受けた約定書が見出せる³⁸⁶。しかしこの借家契約では、翌年八月一日以降は契約がすべて無効であることや、借主が家賃支払いを怠った場合にはただちに貸主が役所に届け出ること、あるいは地震や火災で家屋が大きな損害を被った場合には借主がすみやかに立ち退くことなど、借主には極めて厳しい条件が付されていた。

やがてコッホは町中から郊外の一番山へと移転してゆく。新潟新聞には、例えば明治十七年九月二十七日に「新潟一番山コーフ商会」のドイツ産輸入ビールの広告が掲載されている。また同じく明治十七年十月十九日及び同二十四日の記事にも「字一番山に寄留する独逸人コーフ」とある。そこは七六（明治九）年にウェーバーがフィッシャーへ引き継いだ一筆であったようだ。しばらくしてコッホは、フィッシャーの代理としてこの字浜浦5234番地の借地契約を解除している。フィッシャーは、八四（明治十七）年にはコッホに先だつて新潟を去ったと考えられ、コッホは少なくともその後はこの一筆を、名義変更をせずに占有していたようだ。

そのフィッシャーの新潟での居所はどこであったか。八年間ほど新潟に居留していたはずのフィッシャーだが、彼の居所に関する史料はほとんど見出せない。彼の名と新潟の地名とが結びついている史料は、確認できる限り、ウェーバーからの借地引継にかかる契約書（史料五十九）のみであり、その場所は「一番山の三筆」である。フィッシャーは新潟に居留した期間を通じてここに居住していた可能性が高い。

ドイツ商人はもう一人、ヘーニンクハウスが新潟に居留した。おそらく八一（明治十四）年頃から八三（明治十六）年頃までに至る彼の新潟居留に関して、その居所を伝えるものは、明治十六年五月一日の「当区浦浜に居留の独逸人、ヘンリフ、フーニングハウス（廿

九年) …」で始まる新潟新聞の記事くらいである。浦浜、すなわち一番山にヘーニンクハウスは住んでいたと考えられる。

これらを要するに、明治十年代後半に至って、ドイツからの新潟居留商人であるコッホ、フィッシャー、及びヘーニンクハウスの三名は「一番山の三筆」に集住していた、と推測されるのである。

そして、フィッシャーとヘーニンクハウスに続いて、コッホが一八八五(明治十八)年に離港する際には、フィッシャー名義の借地を返還していった。すなわち、「町会所文書」⁽³⁸⁷⁾によれば、この年の三月二十五日、コッホは区役所に対して、新潟を離れるつもりであるが、フィッシャー名義の一番山の一筆の借地契約を継続したい、と希望を伝えた。しかし、区役所は「右土地は当区において要用これあり」として、これをはねつけた。結局コッホは、三月三十日には借地上の建家を竹山屯に売却し、更に四月二日には借地契約書を区役所に返上した。コッホの離港は、同時に新潟から居留西洋人商人が途絶えたことを意味した。

ドイツ商人らは、明治政府が一八七二(明治五)年以降、彼らの居住環境への干渉を次第に強めていくなか、すでにその時点までに「粗漏ノ約定」によって得ていた借地を、既得権として主張することで、何とか居住地を確保した。そして、そこを拠点に商業活動を営んだ。そのドイツ商人らの新潟居留は、いよいよ一八八五(明治十八)年春、コッホの離港をもって途絶したわけであるが、その彼らが最後まで確保できた土地は、新潟の町中からはほど遠く、しかも港をはるかに見下ろす一番山であった。新潟に住まったわずかな外国商人らは、こうした境遇に甘んじざるを得なかったのである。

なお、「一番山の三筆」のうち残る最後の一筆の借地契約は、同じ一八八五(明治十八)の十二月十六日、フランス宣教師ル・マレシャルがドロアールの代理で解除した。これによって、「一番山の三筆」は最終的に解消された。

(3) 借地規則の成案見送り

新潟での外国人による借地の整理がこうして進められていくのと同じ頃、明治政府はふたたび借地規則制定への前進を試みていた。

一八八五(明治十八)年四月二十二日、外務卿井上馨は米国公使ビンガムに対して、一八八三年九月に政府として整理した全十一条の規則案(史料七十二)に若干の修正を施した⁽³⁸⁸⁾。そして、「これまで見解の相違があった「新潟居留取極」第七条の主意を明瞭にするため、ここに規則案を起草した。新潟での土地貸借に関する双方の利益を増進するものと確信する。ついで閣下及び御同輩の御意見を伺いたい」として、関係各国の意見取りまとめを要請した。

ビンガムはこの要請を受けて各国公使に意見照会した。イギリス、フランス、オランダなどの公使からいくつかの修正意見が出された。同年五月、これら各国の意見はビンガムによって取りまとめられて井上に提出された。日本政府はこれらの意見を検討して、規則

案に更なる修正を施した。そして英訳文の確認も終えた。同年六月に最終的にまとめられた規則案は次の全十条であった。

【史料七十六】

新潟及ヒ夷港ニ於テ日本人ヨリ外国人ニ地所貸渡ニ関スル規則

第一条 外国人、新潟及ヒ夷港ニ於テ、地所ヲ借用セントスルトキハ、其地主連署ノ約定書ヲ認め、之ニ本国領事ノ添書ヲ受ケ、書面ヲ以テ其登録ヲ所轄地方庁ニ願出ツヘシ、然レトモ、若シ其地ニ在留ノ領事ナキトキハ、願人ノ便宜ニ從テ直チニ地方庁ニ出願スルカ、若クハ其願人本国ノ外交官ヨリ日本外務卿宛ノ添書ヲ以テ、之ヲ出願スルコトヲ得ヘシ

地方庁ニ於テ、其貸地約定中ニ一モ此規則、或ハ不動産貸借ニ関スル日本ノ法律ニ抵触スルモノ無シト認ムルトキハ、可成速ニ之ヲ登録シ、以テ其願人ニ下渡スヘシ

第二条 貸借年限ハ五十年以内タルベシ、其期限ノ終ル毎ニ双方同意スレハ、更ニ向五十年以内ノ期限ヲ継続スルコトヲ得ベシ、然レトモ、貸主若シ第一又ハ第二以下ノ期限ニ至リ、之レカ継続ヲ望マサルトキハ、地所ヲ取戻スコトヲ得ベシ、但、此場合ニ於テハ、借主カ該地ニ建築シタル家屋並ニ其改良物ヲ至当ノ代価ヲ以テ買取ルベシ

右代価ノ要求ハ借主ヨリ申出ツベシ、若シ貸主其要求ノ代価ヲ過当ナリトシテ払方ヲ拒ムトキハ、此規則第八条ニ定メタル手續ニ從ヒ之ヲ決定スベシ

第三条 地価ハ時々昂低スルモノナルヲ以テ、若シ双方ニテ其趣キヲ貸地約定書ニ記入スルトキハ、借地料額ハ拾ヶ年毎ニ改正スルヲ得ベシ、借主或ハ貸主ニ於テ借地料ノ改正ヲ要求シ、他ノ一方之ヲ拒ムトキハ、此規則第八条ニ定メタル手續ヲ以テ之ヲ決定スベシ

第四条 土地ニ係ル諸税「地租地租割・並町村公費」ハ貸主之ヲ払ヒ、建物ニ係ル諸

税「戸数割家屋税・並町村公費」ハ借主之ヲ払フベシ

第五条 借主ハ、内外人ノ別ナク借地人一般ニ関シ時々発行スル処ノ地所建物及ヒ納税ニ関スル地方ノ規則ヲ渾テ遵守スベシ、且ツ此地方規則類ハ、其施行ヨリ一ヶ月前、本国領事ヲ經由シテ借主タル外国人ニ告知スベシ、尤領事不在ナレハ地方官ヨリ直ニ之ヲ告知スベシ

第六条 借主若シ此規則第五条ヲ遵守セズ、又ハ納金期限ヨリ三十日ヲ過キ尚諸税ヲ納メサルトキハ、政府ハ其貸地ヲ解約セシムベシ、但此場合ニ於テハ、一百日以内ニ自費ヲ以テ、其地所ニ取設ケタル諸物件ヲ取払フベシ、若シ一百日ヲ過クレハ、該物件ニ対スル権利ヲ放棄シタルモノト看做シ、政府ハ入札払ヲ以テ之ヲ処分スベシ、然レトモ、借主ニ於テ借料ヲ払ハズ、或ハ貸地ノ約束箇条ヲ履行セサルトキ（但建物ニ係ル諸税ヲ払ハサルトキハ此限ニアラス）之ヲ解約スルト否ハ、貸主ノ随意タルベシ

第七条 貸借年限中ト雖トモ、非常ノ場合又ハ鉄道或ハ道路等、凡テ公共ノ利益ヲ圖ル事業等ノ為メ、政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ、其地所ヲ返還セシムベシ、又該地上ノ家屋或ハ改良物ノ代金ト、並ニ斯ク此買上タル家屋等ガ工作製造ニ使用サレタルモノニテ、移転ノ為メ其業ノ廢絶又ハ中止セラル、トキハ至当ノ阻害償金トヲ、第八条ノ方法ニ依テ借主ヘ払フベシ、尤此場合ニ於テハ、非常ノ事故アル外ハ、六ヶ月以前ニ之ヲ通知スルヲ要ス

第八条 第二条ノ場合ニ於テ代価金高、第七条ノ場合ニ於テ互ニ支払フヘキ代価金高、並ニ阻害償金高、及ヒ第三条ニ依リ増減スル借地料ノ高二付、双方協議ニ至ラサルトキハ、二人ノ仲裁人ヲ立テ決ヲ取ルベシ、該仲裁人ハ、双方ヨリ一人ツ、ヲ選ムベシ、然レトモ、仲裁人ノ間ニ尚異説アルトキハ、其仲裁人ニ於テ更ニ一人ノ判定者ヲ選定シ、其決ヲ取ルベシ、二人ノ仲裁人ニ於テ判定者ノ選定ニ付異論アルトキハ、要求者日本人ナレハ其要求ヲ受クル外国人本国ノ領事ニ於テ裁定シ、若シ外国人ナレハ該地方県令ニ於テ之ヲ裁定スベシ

然レトモ、第七条ノ場合ニ於テ裁定ヲ要スルトキ仲裁人ノ間ニ協議調ハズ、且ツ判定者ヲ選定セズ、又ハ其地ニ外国人本国ノ領事居ラサルトキハ、日本外務卿ト其外國公使ト協議決定スベシ

貸主又ハ借主ヨリ、他ノ一方ニ仲裁人ヲ選定スヘキ旨ヲ書面ヲ以テ通知シタル後、十四日間之ヲ選ハサルトキハ、貸主又ハ借主一方力選ミタル仲裁人ニ於テ決定シ、之ヲ確定ノモノトスベシ

第九条 借地年限中ハ、借主ハ其借權ヲ他人ニ讓与スルヲ得ルト雖トモ、前条約ノ儘之ヲ継続スルヲ要ス、且其讓与シタルコトハ必ス所管地方庁ニ届出テ、又貸主（地主）ニ通知スベシ

第十条 本規則中、貸主トアルハ、貸主本人、其嗣子、遺族管理人、管理人、及ヒ讓受人ヲ包括シ、借主トアルハ、借主本人、其嗣子、遺族管理人、管理人及ヒ讓受人ヲ包括スベシ

この最終的な規則案の内容を確認すると、一八八三年（明治十七）年九月の規則案（史料七十二）と比較して、考え方に際立った変更はないものの、各条文がかなり詳細な規定ぶりとなっていることがわかる。特に、借地料や補償金につき契約当事者双方の考えに相違があった場合の仲裁方法は綿密に定められた。円滑な運用を期した、一層精緻で現実的な規則案になったと言える。また、外国公使や在留領事に求められる役割が明記されたことから、規則案は国際取極の性格を明確に帯びるものとなった。

こうして、長年の懸案であった、新潟での外国人の居住に関する規則を設ける準備が万端に整った。残るは、この規則案を改めて各国に提示して正式合意を得る手続きだけである。

ところが、「規則協議一件」の綴りは、内定したこの規則案の英語訳（一八八五年六月十二日付）が実質的に最終で、あとはこの規則案の作成途上の書類が断片的に参考として付されているだけである。唐突に終了し、その続きはない。意外にも、日本政府はこの時点で規則制定に関する作業を放棄してしまったようなのである。

本論筆者が推察するに、日本政府は最終段階で、この規則の即時施行を強く迫る国はない、との感触を得たのではないか。そして、この精緻にまとめられた土地貸借規則案の出版はまだ早い、と判断したのではないか。「規則協議一件」の綴りのほぼ最終、この規則案英訳のうちの一葉に、次の文言が朱筆で添えられている。外務大輔吉田清成によるものと推測される。

「従前協議談判ノ続ヨリシテ、遂ニ本案ノ如ク内定セシモ、彼ニ於テ強ヒテ請求セザル以上ハ、マズ結局ニ至ラシメザル方得策ナラム、是他ナシ、当今此規則ヲ施行スル時ハ、向年他ノ開港場等ニ於テ、彼我協議ノ土地所貸借ニ関スル規則ヲ取極ムル際、必ス本案ヲ以規範トセンコトヲ求ムルハ必定ナリ、亦我ニ於テ之ヲ拒絶セントスルモ道理ナキニ近シ、故ニ此案ハ暫ク其儘ニ周循シ、後日改正ノ談整ヒ候上、諸開港場場所一件協議ノ節、一纏メニ局ヲ結フコト、尤当ヲ得ル策ナラント思フ」

すなわち、日本政府が思案の末に至った結論とは以下のとおりであった。

この土地貸借規則の策定協議は、開港場全域が公許の雑居地という、新潟の特殊な状況に対処するために進められてきた。そして長年の紆余曲折を経て、ようやく日本と諸外国とが合意できる規則案ができあがった。しかしながら、条約改正交渉はこれからが正念場である。我が国は、外国人の内地雑居容認を交渉妥結への切り札として、維新以来の悲願達成に臨む所存である。条約改正が成案する際には、日本内地での外国人への土地貸渡しのあり方について改めて検討することになるだろう。そうであるならば、どの国も早急な成立を望んでいるわけでもないこの新潟の土地貸借規則案をここで確定させてしまったら、その時の足かせになりはしないか。条約改正交渉の行方はまだわからないのだから、当面はこの案を政府の懐に温めておくほうが得策にちがいない。

その後の成りゆきはどうかであったか。

井上馨による条約改正交渉は、一八八六（明治十九）年に本交渉へと移った。交渉は、諸外国が領事裁判権を放棄することとし、日本が外国人に内地を開放し、国内での外国人の居住権・営業権を認めることで妥結した。しかしながら、改正条約が外国籍判事の任用など国辱的な内容を含むものであることが明らかになるにつれて、国内で反対の世論が沸騰し、やがて条約改正は頓挫した。そして、その条約改正成立にあわせて有用とすべく外務省が書棚に保管していた新潟の土地貸借規則案もまた、こうした交渉の成りゆきのためについて陽の目を見ることなかった。

小括

新潟において外国人が関与する土地家屋の貸借は、当初の国際取極上は大幅な自由が認められていた。開港当初しばらくのあいだは、この取極に沿って、外国人は比較的自由に新潟での生活の根拠となる場所を確保していた。

しかし、明治政府が中央集権体制を固め、国土において統一的な土地政策と税制を確立していく流れにおいて、政府は新潟での外国人の借地借家の自由を制限する方向に大きく傾き、一八七四（明治七）年からは明確に政府の干渉が加えられた。その最初の現れは、外国人の居留地外居住に関する「明治七年の措置」の、新潟における適用であった。その適用にあたり、雑居地新潟における外国人の借家の扱いが焦点となり、明治政府内諸官庁の見解と方針の不一致が露呈された。とりわけ内務省の処置は拙劣であった。

問題は、新潟での外国人の居留に関して地方規則がないことであった。これに関して、最も動きがあったのは明治十年前後であった。規則の制定という課題の解決は、一時は新潟県に委ねられたものの、ファイソンの借地に関するイギリス公使パークスから外務省への抗議を契機として、結局は国が引き取ることになった。国は政府としての案を作成し、これに対するパークスの同意を求めた（寺島・パークス談判）。しかし、寺島・パークスの三度の直接交渉は不調に終わった。その後は、パークスの一時帰国と外務卿の交代により、借地規則制定への取組は数年の空白を余儀なくされた。

一八七九（明治十二）年九月に外務卿に就いた井上のスタンスは、この問題の展開に新たな要素を加えた。井上は当初、国内一地方における土地貸借の規則づくりを外国との交渉に委ねるつもりはなかった。官が立ち入ることでない、とさえ考えた。

しかしながらパークスは、居留取極第七条の文言どおりの履行を求め、一八八二（明治十五）年の条約改正予備会議の場において、このことを日本政府に主張した。だが両者の歩み寄りはなかった。

予備会議においては「条約改正交渉の粹外とすべき」と処理された新潟での外国人借地問題は、同年末に日本政府が諸外国に提案した佐渡夷港官営倉庫の取壊し案件を、パークスが巧みに利用したことで、改めて真正面から議論されることとなった。井上とパークスは書面での論争を繰り返したが、両者の主張はなおも平行線をたどった。だがその裏では、土地貸借規則の制定を目指す取組がふたたび動き出した。

一方、現地新潟では、こうした経緯のあいだ、実際の土地家屋の貸借をめぐる様々な摩擦が生じた。諸外国が容認するルールが定まらないなか、対応に苦慮する新潟県庁に対して、内務省は先にパークスに示した政府案を、内々に運用するよう指示した（原史料では、「公約私約案」、「公私両約案」、あるいは「公私約定案」と称されている）。外国人への貸家は、契約の際に一件ごとに審査が課された。そうした役所の審査は、居留外国人からみれば、新潟に関する国際取極が認めている、私人間の自由契約に対する官による干渉以外の何ものでもなかった。彼らはこうした措置に強く反発したが、一方では、一定の安定し

た居留生活を確保するため、日本人名義を利用するなど、迂回的な方法で目の前の現実に対処した。そのような外国人の「工夫」は、借家と借地とのあいだの表面上の境界線を不明確にすることにもつながり、日本側の審査もそれだけ念入りとなった。居留外国人による「工夫」と政府の厳しい審査とは、事態をますます悪化させる下降スパイラルの様相を呈した。

一八八五（明治十八）年に大きな節目が訪れた。それまでの現地での取扱いからすれば破格とも言える、「公約私約案」とはかけ離れた契約に基づく年限五十年の借地が、新潟での外国人による公認の借地としては十三年ぶりに成立した。もともと、中央政府とすれば、それは借地年限を五十年として妥協を目指していた借地規則制定に沿ったものであった。しかし、日本政府による借地規則制定への取組は、同じ一八八五（明治十八）年に静止し、その後の条約改正交渉の大きな流れのなかで霧消していった。またこの年には、開港以来長らく居留を続けていたドイツ商人が新潟から最終的に消え、西洋人貿易商人の新潟居留が途絶した。

外国人の居住をめぐるこうした長い混乱の原因は結局何であったのか。まず指摘すべきは、国際取極が定めた雑居地新潟というものの位置づけの不明確さである。換言すれば、本章冒頭で述べた「居留地」の二義性の問題でもある。この問題は混乱の第一幕とも言える「外国人の居留地外居住問題」に如実に表れた。すなわち、国（内務省及び外務省）、新潟県庁、あるいは居留外国人など、「外国人の居留地外居住問題」の新潟での展開に関わった諸主体の観念のなかに、狭義の居留地と広義の居留地とが様々に混在していた。

日本と諸外国との条約に基いて新潟が開港し、条約国の国民はそこに居住し商業活動を営む権利を得た。新潟には、どのような形態にせよ外国人が居留しうる地、すなわち「居留地」が存在するはずであった。ところが、両者による国際取極では、新潟には居留地（狭義）を設けないこととされていた。居留地（狭義）と公許の雑居地との違いは、外国側から見れば、自分たちが権利として住まうことができる一定区域が外国人専用であるか、それとも日本人との混住であるか、という違いでしかなかった。どちらも広義の「居留地」であることに違いはなかった。結局のところ、新潟に関して「居留地」という言葉を用いる場合、この広義の用法しかあり得なかった。こうした新潟雑居地のありようは、一八七五（明治八）年に楠本県令が大久保内務卿に述べた「新潟は雑居が許された居留地」という表現に正確に言い表されていた。それにもかかわらず、狭義・広義の居留地の観念が錯綜して扱われた。

その結果はどうであったか。国の「明治七年の措置」は、そもそも居留外国人のなかでも例外的な者に対する措置だったはずである。ところが、「居留地」という言葉を内務省や新潟裁判所第一支庁のように狭義で用いれば、新潟にはそのような居留地はないので、新潟においては、外国人は誰もが「居留地」外に住まうことになる。したがって、「明治七年の措置」を新潟で適用すれば、新潟に住まおうとする外国人の誰もが国への事前伺いを必

要とすることになってしまふ。国としては全国的には例外の外国人を対象としたはずの措置が、新潟においてはすべての外国人を対象となつてしまつた。例外への対処を意図した制限的措置が、新潟では悉皆に適用されてしまつたのである。こうした「居留地」の二義性のはざまが、雑居地新潟が陥つた隘路であつた。

混乱に更に拍車をかけたのは内務省の姿勢であつた。一八七四(明治七)年の創設以来、急進的に内治の推進を図る内務省の政策判断は、雑居地新潟に関しては明らかに誤つていたにもかかわらず、国内統一的な措置を強行した。そして、外務省が新潟での適切な措置のあり方について再考を促すまで、内務省は新潟県にも外務省にも独善的に振舞つた。更に内務省は、確実な地租収税、及び公共目的の土地収用権の留保、という二点を主要な関心事として、雑居地新潟における外国人の居住に関して、県庁への再三再四の内達を通じて干渉を加え続けた。しかし、そうした内務省による内達行政への不満を鬱積させた居留民(ファイソン)によつて、ついには井上とパークスによるせめぎあいが開されることとなつた(井上・パークス論争)。

一八八三(明治十六)年に繰り広げられた、その井上とパークスとの議論が、交わることのない平行線を描いたのは何故であろうか。それは、「居留地」の二義性を根源とする、開港新潟に対する両者の基本認識の隔絶ゆえであつた。すなわち、井上にとつて新潟は一義的に「内地」、つまり国内一般の土地であり、パークスにとつて新潟は「外国人の自由な居住が認められた地」であつた。

新潟佐渡夷港外国人居留取極第七条には、「新潟においては外国人居留地を設けず、町全域を日本人との雑居とし、外国人は原則として自由に借地借家し、また家屋を所有できる」と規定されていた。しかし、新潟を基本的に内地と捉える明治政府にとつて、狭小な新潟の市街に外国人が占有する堅固な洋館があらこちに散らばり、そこだけが政府の制御が及ばない、ということでは、この町の国内行政が貫徹できない。そこで政府は、居留取極第七条の先述の規定に続く文言、すなわち「ただし徴税の対象となる土地の貸借は地方庁の許可を必要とする」という趣旨の文言を根拠として、新潟での外国人の借地に制限を加えていった。

しかしながらパークスの根本認識は、「新潟は外国人の自由な居住が認められた地」ということであつた。その自由な居住を担保する大きな前提は、永代借地権であつた。パークスは、彼が居留取極に合意した際には、日本人との雑居であつても、新潟では外国人による永代借地が認められる、と考えていた。市街に堅固な洋館や倉庫が散在するありようこそが、パークスが想定していた開港新潟であつた。それでもパークスは、明治政府の頑なな姿勢を前に、無期限の借地すなわち永代借地という原則の主張を断念して、貸借の上限を百年へ、更には五十年へ、と次第に歩み寄つた。

一方の井上は、パークスがこだわり続けた貸借年限の長短に、何ら本質的な問題を見出さなかつた。そしてまた、国内でも有数の一つの町が、まるごと「内地であり、しかも外国人の自由な居住が認められた地でもある」というありようは、政府にとつて解消せねば

ならない大きな矛盾であった。結局のところ明治政府は、居留取極第七条の原則にもかかわらず、また貸借年限の具体的な年数においてはパークスに歩み寄りつつも、新潟を「内地」として整理しようとしていた。

こうして両者は、基本認識の隔たりが一向に埋まらないにもかかわらず、その一方で着地点を探った。それが、一八八三（明治十六）年の規則協議の再開であった。

最後に、その井上・パークス論争で、両者が借地問題と並行して展開した、新潟での貿易不振の原因をめぐる議論についても検討を加えておく。

井上は新潟の貿易不振の原因として、一つには、港に適当な船舶の係留地がないこと、もう一つには、新潟が大きな消費地から遠く、しかも地元人民が贅沢を好まないため輸入品の需要がないこと、という二点を挙げた。この物言いには井上の周到さが漂う。換言すれば、地形・地理といった自然的条件と、地元住民の気質という二つが、新潟港の不振の原因である、と井上は主張した。要するに井上の見解とは、新潟の貿易が盛んとならないのは明治政府の力の及ばないことが原因なのだ、ということであった。築港により港を改良しようとしなかったこと、新潟で殖産興業を進めなかったこと、更には外国人の自由な新潟居住を阻止し続けてきたこと、そうした明治政府の主体的な意思を伴う要素に井上は触れなかった。

これに対してパークスは、人為的な要因を取り除けば新潟の商業には自ずと望ましい結果が生ずる、と主張した。この文脈でパークスが言わんとした、除去すべき人為的要因とは「居留取極第七条の不履行」、すなわち明治政府による外国人への借地借家の制限であったことは明らかであろう。あるいは、彼が新潟開港当初から何回となく主張した港施設の改善にかかる、明治政府の懈怠も含まれていたかもしれない。だが一八七八（明治十一）年には大型船が頻繁に港を出入りしたことを考えれば、後者は決定的な要因ではなかったようだ。いずれにしても、「明治政府がしかるべき施策を実行すれば、新潟はおのずと発展する」というのが、慶応三年以来新潟港を見続けてきた、そして幕末から明治にかけての長いあいだ日本に大きな影響力を与え続けてきた、この当代随一の外交官が、駐日公使を離任する直前に至ってもなお抱いていた確信であった。すでに新潟から貿易港の実態がほぼ失せてしまった明治十年代半ばにおいても、なお、彼がこの港町の潜在力をこのように高く評価し続けていたことを、一体どう解釈すべきか。

新潟が開港五港の一つであるにもかかわらず、明治期を通じて貿易港として十分な発展をみなかった理由としては、港が河口にあるため水深が浅く、したがって外国貿易のための大型船舶の出入りが困難であったため、と片づけられることが多い。あるいは、地元の人々が進取の気性を欠いていたことなども指摘されている³⁷⁸。右のパークスの見解は、そうしたこれまでの見方が十分に当を得ていたのかどうか、改めて掘り下げて検討する視点を与えてくれているのではないだろうか。開港たる新潟が寂寥たる様相を呈したのは、この地に外国人居留地が設けられなかったことと密接な関係があるのではないか。

ようやく条約改正が成り、外国人への内地開放が実行されることとなった一八八九（明

治三十二年、国内では横浜や神戸を中心に、日本人と外国人との雑居によって犯罪などのトラブルが多発するのではないかと大いに懸念されたという。しかし新潟の場合には、そもそも開港当初から内外国民が雑居する以外に方法はなかった。開港場として発展していくには、明治初年からのこの環境は、あまりに過酷であったと言えよう。

終章 明治十八年以降の開港の行方

一八八五（明治十八）年は、開港五港としての新潟に実質的な終止符が打たれた象徴的な年、と言つてよい。この年をもって新潟に居留する西洋人商人は途絶した。その一方で、この地にわずかに残った外国人である宣教師の一部は、現地新潟でのそれまでの取扱いからすれば破格の年限五十年という広大な借地を、日本政府に認めさせることに成功した。しかしいづれにせよ、外国人の居住に一定のルールをつくるための政府の取組がこの年に断念されたことから、新潟からは、貿易港として発展する素地が最終的に奪われた、と言つてよいだろう。明治初年からの既得権的な借地がすべて解消してしまい、もはや貿易商人が住むことさえ困難な新潟で、その貿易の発展など論外である。それまでも、新潟で住居を得ることは外国人にとって容易なことではなかったが、その状況を打開しようという努力だけは続いていた。その努力がこの年をもって終了した。そして、明治政府による新潟の外国人に対する扱いは、この年以降、更に転換した。その転換にしたがつて開港新潟の姿も変化を遂げていくことになる。

本論考の最後となるこの章では、そうした八五年以降の開港新潟の状況についてまとめ。前章までにたどった外国人居住の問題にかかる経過を、史料を少し遡つて確認していくことから考察を始めたい。

第一節 外国人居住の処罰化

（1）内達行政からの決別

新潟における外国人の居住をめぐる、「官ノ掣肘」という言葉を最初に用いたのは、県令楠本正隆であった。一八六七年に幕府と諸外国とのあいだで結ばれた新潟佐州夷港外人居留取極第七条によれば、新潟では、外国人による自由な借地借家が認められていたはずであった。その新潟において、楠本は、「官ノ掣肘」は本来あつてはならないものと考えた。すなわち、一八七五（明治八）年、外国人居留地の区域以外に住もうとする外国人について、内務省が前年の内達に基づいて、その借家約定書を事前に検閲しようとした際、楠本は、全域が雑居地の新潟でこの内達のとおりとしては、「当事者が行う貸借に政府が干渉すること（相对之貸借ニ官ニ於テ掣肘スルノ筋）」になる、として、内達の運用を見直すよう求めた。楠本を引き継いだ県令永山盛輝もまた、当初はまったく同じ考えであった。翌七六年、新潟に着任してまもなくの永山は、本件に関して、楠本同様の上申を内務省に対して行つた。しかしながら、やがて永山は、内務省の内々の指示を受けながら、新潟での外国人の居住に「官ノ掣肘」を加える側へと転じていった。

内務省を起点とし、新潟県を通じて行われ続けた「内達行政」は、紆余曲折を経ながらも七九（明治十二）年の暮れに一般化された。この年の十二月十五日、永山は内務省の内

達にしたがつて、新潟区長に「公約私約案」を内示した。その「公約私約案」とは、もととは七七（明治十）年に明治政府がイギリス公使パークスとの交渉の際に示した案であった。この交渉は成立しなかったが、その後、現地で外国人の借地を認めるに際して何らかの基準を示すよう求める新潟県庁からの要請に応じて、内務省が内々での運用を指示したのであった。

翌八〇（明治十三）年四月二十二日、またも新潟県から新潟区長へ内達が発せられた³⁹⁰。そこでは、前年十二月十五日の内達は「敢て官ノ掣肘ニ不及ノ意ヲ深切ニ内示」したものだ、として、それでいて、外国人への貸地の申し出があった場合には以下の各点などに留意するよう区長に伝えた。

・ 貸借年限二十五年とはいえ、地価高騰の場合には隣地と比較して（貸借期間中でも）貸借料を増加できるようにすること

・ 契約満期後の貸借継続にあたっては、最初の契約を破棄して新たに契約書を作成できるようにすること

・ 各条文とも外国語・日本語に齟齬がないよう十分に注意すること

以降、県庁はこうした内達に基づき、あるいは、おそらくこれら内達の額面よりも更に厳しい運用を通じて、外国人による借地へ干渉を加え続けた。

ところが、県庁はやがて不本意にも、「公約私約案」から大きく逸脱する借地を認めざるを得なくなった。それが、前章で叙述した、八四（明治十七）年に明るみに出た、佐藤平太郎からドロアールへの年限五十年の借地であった。ここでは、もう一度、改めて短くこの借地許可の様子をたどってみよう。

この年の十月、新潟区寄居町の佐藤平太郎が、区役所を通じて、フランス人宣教師ドロアールへ年限を五十年として千六百坪の土地を貸し渡したい、と申し出た。しかもその約定書は先に内示していた「公約私約案」とは多くの点で異なっていた。県庁は、この貸借を認めぬ、と区役所に伝えたが、東京では並行してフランス公使が日本政府に対して直接この件で抗議に及んでいた。すると外務卿井上馨は、県庁に対して、この土地をすみやかに貸し渡すべし、と内務省を飛び越して命じたのであった。井上は内務省に対しても、居留取極に役所の事前許可が留保されているのは納税が滞らないようにするためのものであって、「大体ノ貸借ニ於テハ自由ヲ付与シ、官庁ニ於テハ干渉ス可カラザル主意ニ有之候」と伝えた。

十一月二十七日付で内務省から訓示を受けた県庁は、この訓示に沿って、それまでの「公約私約案」の運用を取り消す旨、区役所に対して内示した³⁹¹。

【史料七十七】

新潟区役所

新潟港ニ於テ外国人へ地所貸渡ノ義ニ付、明治十二年十二月十五日及内達置候公私兩

約案ハ、詮議ノ次第有之、一ト先取消候条、此旨内示候事

明治十七年十二月九日

新潟県令永山盛輝代理

新潟県警部長 井上正貞

中央政府からの頭ごなしの指令は、県庁にとってあまりに唐突であったに違いない。県庁とすれば、内務省の指示に従って外国人の借地借家に厳しい目を向けていたのは、その実態が彼らによる土地所有も同然、と疑わざるを得なかったからであった。

こうして、五十年という長期借地をいきなり認めたらうえに「公約私約案」を取り消したことで、新潟県庁は外国人による以降の借地事案を取り扱うにあたっての規範を失ってしまったようであった。

しかしながら県庁は、このドロアールの一件を処理する過程で、いわば一矢を報いていた。

すなわち、外務省の「その土地の納税に問題がなければ大体の借地は認める、というのが新潟の居留取極の趣旨だ」という見解に対して、県庁は「公約私約案」を取り消しつつも、一八八五（明治十八）年一月九日、内務・外務両省へは「それならば、今後は、貸主が諸税を負担するならば県庁限りで許可してよいか（将来地租地方税区町村費等貸主ニテイテ負担スル場合ニテハ、貸借人自由ノ条項ヲ掲ゲ願イ出ズルモ、当庁限り聞届ケ良キヤ、又ハ願出デズシテ秘カニ貸借スルモノノ如キハ不問ニ付スベキヤ、至急指揮ヲ仰グ）」と念を押した。内務省はこれに対して翌日、「総テ伺ノ通、但シ処分ノ都度内務卿へ届出ズベシ」と回答した。

ここにおいて、「外国人は借地を自由に行つてよい。ただし年貢を納める土地は奉行所の事前許可を要する」とした当初の取極どおりのあり方が、ようやく明治政府の關係官庁（外務省・内務省・新潟県庁）すべてが認める共通の了解となった。それは県庁にとって、内務省に長年強いられてきた「内達行政」から決別する端緒となった。

（2）公然取締りへの転換

ところが現実における内達行政からの決別は、まもなく発覚する事件によって意外な展開を見せた。

話は迂遠な切り出しで説き直すことになる。

新潟における清国人の存在感は極めて薄い。わずかに、『稿本新潟県史』のなかに三人の清国人の名が記録されている³⁹²。すなわち、明治四（一八七一）年九月の居留外国人人員姓名調査では、「ウエーブル、ライス子ル組ニテ召使置候」者として「支那人 稿臣」の名が見出せる。また明治六（一八七三）年一月と十一月、明治七（一八七四）年一月の調査では「獨逸商同居」ないし「李人同居」の「支那人」として「岐川」及び「鄭莊」の名がある。この時点の新潟には外国商会として「ウエーバー・ライスナー商会」しかなかった

ので、これら二名のドイツ人の使用人であったということになる。いずれも短期の雇用であったと思われる、次の七四年七月の調査では、もはや清国人の名はない。その他には、管見の限り清国人の具体名をとどめる当時の史料は認められない。新潟以外の開港では、多くの場合、居留外国人全体の半数以上を占める最大勢力であった清国人だが³⁹³、新潟での活躍の場は明治前期を通じてほぼ閉ざされていた。

ところが、一八八四（明治十七）年に至ってこの状況がにわかに変化する。

新潟新聞によれば、この年の五月、区役所が実施した調査で、新潟には「書画家徐曇渡、吳競輝、王治本（以上三人は目下佐渡遊歴中）、王仁爵（古町通六番町寄留）、王藩清（東堀前通六番町寄留）」といった清国人が住んでいたことが確認された³⁹⁴。また、八月二十七日の同新聞には「清商泰記号」なる商号の雑貨店の広告が掲載された。新潟における清国人の独立した営業として、確認できる最初のものであろうか。更には、十一月六日の記事には「目下当港に寄留して処々に商店を開き居る支那商人は都合二十三名なり」とある。どうやら、清国人はこの時期に一気に新潟に流れ込んできた。

そのようななかで、彼ら清国人による日本酒醸造がまもなく発覚した³⁹⁵。

それまで横浜居留地にいた陳承文は、八四年六月から新潟に移り住み、古町通七番町で雑貨屋を営んでいた。しかし商売は振るわず負債もかさんだことから、知己の日本人からの勧めもあつて翌八五年二月から東湊町通四ノ町に移って酒造を始めた。雑貨屋はまもなく廃業した。

陳とその仲間による酒造は、たちまち地元酒造業者の注目と大きな反発を生じさせた。というのも、清を含む³⁹⁶諸外国が領事裁判権を留保していた当時、日本政府は外国人の製造販売に対して行政権（課税）を行使できずにいた。そのため、彼らによる無税・廉価の酒が地元業者の経営を圧迫したからであった。まして当時、松方財政下で清酒への課税が強化されており、不況のなか新潟の中小業者は厳しい経営環境にあった。

八五年三月、新潟新聞には清国人の日本酒醸造の噂が報じられ、また「清商大同号」による清酒販売の広告が掲載された³⁹⁷。以降、清国人による酒造の話題が新聞をにぎわすことになる。

五月には、清国人の酒造に課税すべき、と同紙社説で論ぜられた。更に八月には県内酒造家による大集会が開かれ、外国人を日本の税則に従わせるか、さもなければ酒類醸造禁止につき外国政府と談判すべき、などと政府に請願することが議論された。

一方、四月から探偵を行っていた県庁は、六月初め、中央政府（司法省・外務省・大蔵省）に対してこの問題への対処を要請した。同時に県庁は、六月終わりから七月初めにかけて、陳承文や彼の協力者への聞き取り調査を行った。酒造には多くの清国人・日本人が絡んでいた。新潟区に限らず県内には、清国人への宿や酒蔵・酒造道具・原料の提供者として、また酒造にかかる人夫として、あるいは酒の受託販売人としてなど、様々に関与する日本人がいた。不況による商売からの落伍者あるいは困窮者の存在が背景にあった。更に、中国人の協力者としては、郭学順・金其相ら多数の名が挙げられた³⁹⁸。

事柄の詳細が明らかにされると、清国との談判が始まった。日本政府からの要請を受けた清国公使は、八月、公使館員を新潟に派遣して実地調査を行ったうえで、陳承文に酒造禁止を命じた。

しかしながら陳はその後も酒造をやめなかった。危機感を募らせた地元業者らは、十月、陳による酒造売買の証拠を示して、政府当局が厳しく対応するよう促した。

それまで清国との関係に配慮していた日本政府も、やがて我が国としての禁令の検討を始めた。新潟県庁は十二月七日に布達案文を作成して国に伺った。同月二十二日、その案文にほぼ沿って、「新潟港居留清国人陳承文等ニ於テ製造蒸留スル日本酒、自今醸造販売差止候旨、清国理事公署ヨリ通知有之候条、以来右酒類一切売買不相成、若シ違フ者ハ違警罪ヲ以テ罰セラルヘシ」と、陳承文らが製造する日本酒を販売する日本人を処罰する布達がなされた³⁹⁹。

翌八六（明治十九）年一月、陳承文の酒類・酒造器具が没収され公売に付された。陳自身は横浜領事館に連行されていった。こうして、陳承文による酒造の一件は終結をみた。

さて、以上略述した陳承文の一件は、新潟での外国人居住に関して一つの転機をもたらした。

まず着目すべきは、同年六月、酒造事件の関係者への聞き取り調査に先立って発出された以下の布達である⁴⁰⁰。

【史料七十八】

甲第百二十八号

新潟夷両港ニ於テ、外国人ニ地所家屋ヲ賃借シ、若クハ住居止宿セシメタルトキハ、其地所轄警察署分署、及ヒ区役所戸長役場へ届出ベシ

明治十八年六月十八日 新潟県令 篠崎五郎

ここでは、外国人への地所家屋の賃借あるいは宿の提供という、つまるところ外国人が新潟区に住まうための何らかの手段を与えた者に、警察及び役所への届け出義務が正式に課された。しかも、後述するように、警察・役所は住民からの届け出をただ漫然と受け身で待っていたわけではなかった。

同じ日にもう一つ、県内全域への布達がなされた⁴⁰¹。

【史料七十九】

甲第百二十七号

明治十五年二月本県甲第三十一号新潟県違警罪目第九ヲ割リ、左ノ二項ヲ増加シ第十ヲ第十一ト改メ、以下順次繰下ケ候条、此旨布告候事

明治十八年六月十八日 新潟県令 篠崎五郎

第九 外国人私ニ雑居セシメ、又ハ旅行免状ヲ持タサル外国人ヲ止宿セシメタル者
 第十 遊歩規定外ニ於テ旅行免状ヲ所持スル外国人、又ハ遊歩規定内ニ於テ、外国人ヲ止宿セシメ届出ザル者

違警罪とは、旧刑法下において、軽罪として裁判によらずに警察署長が即決処分とされた罰則であった。八二（明治十五）年三月に施行された新潟県違警罪には、例えば「市街ノ河溝ニ塵芥又ハ汚穢物ヲ投棄シタル者」「道路に於テ濫リニ歌舞ヲ為シタル者」など雑多で幅広な罪目が列挙されており、これらの違反者は一日以上十日以内の拘留または五錢以上一円九十五錢以下の科料に処するとされた⁴⁰²。そうした違警罪の罪目として「外国人を私的に雑居させる」ことなどが付け加えられた。すなわち、外国人の自由な居住が認められているはずの新潟区においても、外国人を宿泊させる行為が明らか処罰の対象となつた。

それまでの新潟県庁による干渉は、厳しくはあつても内々のものであつた。ところが、酒造事件を契機として県庁は「官ノ掣肘」を加える法的枠組みを公然と整えた。

そしてまた、怠れば罰則が待ち受けている届出義務を背景に、県庁は新潟における外国人居住の実態把握に改めて乗り出した⁴⁰³。

「町会所文書」によれば、八五（明治十八）年十月六日、県庁は新潟区役所に対して、現在区内で外国人へ土地家屋を貸し渡している者を「其地主ニ就キ御取調、至急御報知有之度」と伝えた。またその翌日には、県官川原兼寛五等属が区に対して「昨夕願上置候儀ハ、左記ノ布達ニ依リ御取調被候様致度、此段願上候也」と伝え、そこに甲第百二十八号（史料七十八）を添えた。布達は、貸主たる日本人のもとへ直接赴いてまで調査をするための根拠となつていた。

しかし区役所による調査は難渋したようである。回答は容易に得られず、県庁は十二月二十二日、二十四日、翌八六（明治十九）年一月六日、二十三日とし

表 37: 外国人への民有地家賃貸渡表(1886(明治 19)年 1 月)

地 所	地坪・建坪	借地借家	貸 付 日
古町通七番町 995	家 10 坪 5 合	鄭克盛 (清)	明治 18 年 12 月～明治 19 年 2 月(期間 3 ヶ月)
東湊町通四ノ町 3398	家 180 坪	郭学順 (清)	明治 18 年 5 月 1 日～明治 19 年 5 月 30 日(期間 1 年 1 ヶ月)
学校町 5281 番地 ほか計 6 筆	地 305 坪 8 合	デービス (米)	明治 18 年 11 月 1 日～明治 33 年 10 月 31 日(期間 25 年)
西大畑通二番町 566 番地甲ほか計 4 筆	地 269 坪	スカッター (米)	明治 18 年 11 月 1 日～明治 33 年 10 月 31 日(期間 25 年)
南浜通二番町 562 番地 ほか計 14 筆	地 1,600 坪	ドロアール (仏)	明治 15 年 1 月～(期間 50 年)
西堀通八番町 1574 番地	家 105 坪	ミオラ (伊)	「雇人鈴木サト所有地ナルヲ以テ賃借ノ契約ナシ」(借料なし)

「新潟町会所文書 外務書類」に基づいて作表。外国人名表記は修正した。

きりに区役所へ督促した。ようやく一月二十八日となって提出された外国人への貸渡表は表37のとおりであった。

この表37を二つの着目点に分けて見ていきたい。

まず一つは、清国人による短期の借家である。区役所は鄭克盛と郭学順の二名の借家だけを報告したが、酒造事件が世間を賑わしていた時期の実態としては疑問が残る。県庁が区役所へ督促を繰り返すあいだにも、実態は移ろっていたのかもしれない。

というのも、県庁はこの調査と並行して清国人への取締りを強化していた。陳承文らの酒を販売する日本人への処罰に関して県庁が国に伺ったのは明治十八年十二月七日であったが、その翌日には次の「照会」を区役所に行った。

【史料八十】

秘第五百十四号

外国人へ地所家屋ヲ賃貸シ、若クハ住居止宿セシメタルモノ届出方ニ付、本年甲第二百二十八号ヲ以テ布達相成候処、近来支那人ニ家屋等ヲ賃貸シ、為メニ酒造蔵等ニ使用スルノミナラス、大ニ人心ニ関係ヲ惹起シ、取締ニ関スルヲ以テ、自然賃貸若クハ止宿住居等届出候ハ、其賃貸人住居主へ用向ノ如何、詳細御尋問ノ上、至急御通報有之度、此段予メ及御照会候也

明治十八年十二月八日

警部長三村実代理 警部 樫尾紋治

新潟区長 安田正秀殿

清国人がどこそこに居住している、との届け出を受けたらば詳しく調べて通報いただきたい、との警察からの右の「照会」は、やはり同年布達甲第二百二十八号（史料七十八）を根拠としていた。

その後の様子は、同じ「町会所文書」では、八六（明治十九）年六月から八月にかけての断片的な記録だけが確認できる。その記録によれば、区役所は県庁から「至急御取調越有之候様致度」「急速御調越有之度」と、四回にわたり厳しく調査の督促を受けた。この間、例えば東湊町四番町の田村久三郎は六月八日、「自分義、昨明治十八年五月清商学郭順へ本年五月三十日限りヲ以テ酒造蔵耆ヶ所貸借置候」と届け出た。また、古町通六番町の関市三郎は、翁傳凱、楊世明、楊世炎が「自分店ニ於テ商業営度趣依頼ニ付、承諾之上同居為仕候」と届け出た。

こうした取締りには、清国人と日本人とのまさに文字どおりの雑居が酒造以外の面でも地元との様々な摩擦を生んでいた、という背景があったはずである。この時期、新潟新聞では清国人の店先での喧嘩沙汰や、陳承文や金其相の家賃滞納によるもめ⁴⁰⁵ことなど⁴⁰⁴が報じられ、また清国人による売菓営業が問題視されていた⁴⁰⁵。

取締りがどれほど奏功したかは明確ではないが、市井の人々の日々のなりわいを侵しか

ねない清国人に対しては、相当の厳しさをもって「官ノ掣肘」が加えられたのであった。

(3) 宣教師による借地の定形化

一八八六(明治十九)年一月の貸渡表(表37)において清国人と並んで掲げられたのは宣教師など西洋人による長期借地であった。それらの扱いは清国人とは対照的であり、またそれらは先に「大体は自由」とされた借地のあり方に沿っていた⁴⁰⁶。

アメリカン・ボードの宣教師であるヘンリー・デービス及びドレムス・スカンダーによる二つの借地は、地名地番からして各々ファイソン及びパームからの引継ぎであることは明らかだった。表37の借地日はともに八五(明治十八)年十一月一日とされているが、これは急場しのぎの届け出であつたらしく、各々その後改めて手続きが踏まれた。

まず、デービスによる学校町通の借地を追ってみよう。

八六年四月五日、デービスは貸主の松井有三とともに約定書案を示して土地貸借を申し出た。

【史料八十一】

交換条約書

松井有三所有ノ宅地、新潟区学校町通第五千二百八十一番ヨリ五千二百八十六番迄、都合六ヶ所ノ地面、今般米国人ロベルドヘンリーデビスニ貸渡スニ付条約スルコト左ノ如シ

第一条

前記六ヶ処ノ宅地合三百五坪八分ヲ基督紀元一千八百八十六年、即明治十九年四月一日ヨリ一千九百十一年、即明治四十四年三月三十一日迄満二十五年間、松井有三ヨリヘンリーデビスヘ貸渡事

(中略)

第七条

借主ヨリ敷金トシテ金一千円ヲ貸主ヘ預置、満期解約ノ節ハ借主ヘ差返ス可シ、万一調達差支ルニ於テハ、該宅地ヲ悉皆公売ヲナシ、其代価ヲ以返金致ス可キ事

第八条

借地料ハ一ヶ年金二十五円ト定メ、毎歳貸主ヘ前払ニ致ス可シ、尤該地所ニ係ル地租地方税区費等ハ総テ貸主ニ於テ負担ス可キ事

(後略)

この契約書は、年限二十五年の設定、道路幅員に関する地方規則の遵守、公益事業のための土地収用の容認、土地を担保とした金銭貸借の禁止など、「公約私約案」が示す標準にほぼ沿っていた。ただ、借主から貸主へ「敷金」と称して千円を預けておき、解約時にそれを返還するとされた。これは、牧岡とファイソンの一八八二(明治十五)年の契約で「身

元金」と称されたものと同様である。これでは土地の取得資金の出どころがデービスであることは明らかだが、ファイソンによる借地申し出の際、すでに国はこのやり方を認めていた。

四月十日、県庁は「その土地はもともとファイソンが住んでいたはずである。ファイソンが戻ってきたときに問題は生じないのか」と区役所に確認を求めた。これに対して区役所は、「牧岡鉄弥からファイソンへの貸渡しはすでに取り消されており、土地は牧岡から眞部俊蔵が譲り受け、更に眞部から松井が買い取った。現在ファイソンとはまったく関わりがない」と回答した。

こうしたやり取りを経て、四月二十一日、県庁は区役所に「差支ナキ御見込ニ候上ハ、明治十二年十二月十五日御内達ニ照シ区长ヨリ御進達添書取計候様致度」と伝えた。明治十二年十二月の内達とは「公約私約案」のことである。つまり、県庁は明治十七年十一月に取り消していた「公約私約案」を、それから約一年半の後、独自の判断であっけなく復活させていたわけである。

そしてまた、この年一月に内務省が容認したとおりに、県庁は国へ事後の届け出で済ませた⁴⁰⁷。

すなわち、県庁は八七（明治十九年）四月二十九日付で松井有三とデービスとの貸借を認可した後、五月三日付で内務・外務両大臣に対して「条約面中、地租地方税区費等貸主於テ負担スヘキ旨明記有之候ニ付、願意聞届候条、別紙条約書写相添此段致御届也」と伝えた。

次に、スカッダーによる寄居大畑地区の借地に関しては、明治十九年十二月になってようやく認可願の提出があった。県庁は、和英文文の齟齬など若干の文言訂正をさせたうえで、翌八七（明治二十）年一月九日、この貸借を認めた。契約書は「公約私約案」に沿ったものであったが、ここでも借地料（年五十円）と比較して多額の敷金（千七百円）が定められていた。

この際も県庁は認可後に、すなわち同年一月十九日になり、「外国人へ土地貸渡ノ儀御届」を内務・外務両大臣に宛てた⁴⁰⁸。内務省は一月二十二日に外務省へ「本件ハ従来ノ振合ニヨリ契約ヲ結ヒタルモノニシテ、別ニ不都合ノ箇条無之ト認定候」と伝え、外務省も二月一日にそのまま同意した。

この松井・スカッダーの契約以降、県庁による認可、及び認可後の国への届け出、という流れに加えて、県庁・区役所・契約当事者の間の手続きも固まっていた。

すなわち、貸主たる日本人と借主たる外国人は連名で新潟県令宛てに地所貸渡認可願を作成する。同時に、同じく連名で、新潟区長に対してこの認可願への奥印願を提出する。区役所は区長の奥印を入れたうえで、当事者両名からの認可願を県庁に進達する。解約の場合にも同じ手続きを経る。

このやり方は、同八七（明治二十）年一月の佐藤平太郎とドロアールによる借地解約、同じく二月の大江雄松とル・マレシヤルによる借地契約、同じく十一月の松井とスカッダ

表 38: 外国人が日本人名義で所有している土地一覧表(1892(明治 25)年)

坪数	名義人	所有外国人	所有ノ目的	摘要
畑 2,183 坪	大江雄松	ル・コント (仏)	住家教会学校	「名義人ノ資産ニ比シ 不平均ナル故外人ノ出 金ニ係ルモノト認ム」
畑 2,145 坪				
林 723 坪				
宅 1,941 坪	阿部欽次郎/ 松田国太郎	ニューエル (米)	住家学校	同
畑 518 坪				
宅 184 坪	諸星茂吉	ミオラ (伊)	西洋料理店兼 住家	「曾テ外妾日本婦人ノ 名義ナリシガ不得止事 情アリテ旧区長ノ手ヲ 経テ当市助役諸星ノ名 義トナセリ」

「外国人土地家屋営業一覧表」から新潟県関係箇所を抜粋して作表。外国人名表記は修正した。

表 39: 外国人使用地一覧表(1897(明治 30)年)

地番	面積	期間	作表者による備考
(記載なし)	5 反 3 畝 10 歩 (約 1600 坪)	明治 20 年 1 月～ 同 60 年 12 月	
南浜通二番町 561 ほか計 9 筆	5 反 4 畝 12 歩 1 合 2 勺(約 1630 坪)	明治 27 年 1 月 30 日～ 同 28 年 12 月 (目下更二年限ヲ定メ 継続約定ノ請求中ナ リ)	原史料には、新潟市役所が 土地所有者である京都府同 志社へ照会し、同社からペッ ドレーに貸し付けたこと確認 した文書が別添されている。
西堀通八番町 1574	6 畝 4 歩(184 坪)	明治 20 年 12 月 11 日 ～同 45 年 12 月 10 日	原史料には、土橋多四郎(当 時の新潟区長)がミオラと交 わした明治 20 年 12 月の貸借 契約文書が別添されている。

「新潟町会所文書 外務書類」(新潟市歴史博物館所蔵)に基づいて作表した。

による借地解約、二十二年二月の松井とデービスによる借地解約、とすべてに通じる。このようにして、西洋人宣教師による借地の手続きは当初の国際取極の主意に沿って定形化され、「官ノ掣肘」のありようは一定の着地点を見た。

なお、八五(明治十八)年に当局から公認されたドロアールの借地は、同二十年一月に解約され、その翌月に大江雄松からル・マレシヤルに貸し渡されたのだが、その際の契約は「公約私約案」とは大きく異なるドロアールのもを踏襲していた。大江雄松は有力なカトリック信者であり、ル・マレシヤルはドロアールの後任宣教師であった⁴⁰⁹。アメリカン・ボードの宣教師らプロテスタントが、「公約私約案」に沿った条文に加えて多額の敷金を定める、という「ファイソン方式」を踏襲した一方で、カトリックは「ドロアール方式」を既成事実化させた、というわけである。

さて、「相对貸借雑件」によれば、九一(明治二十四)年六月二十七日、新潟県令籠手田安定は、加藤勝弥⁴¹⁰から米国人宣教師ニューエルへの貸地契約に関する届け出を内務・外務両省に対して行った。この契約書もまた、「ファイソン方式」に則った、定式化された

条文から成っていた。同年八月十三日、内務省は外務省に対して「本件ノ如キハ、従来ノ慣行ニ依リ当省ニ於テ取扱、貴省へ合評致来候処、民有地ノ貸借ハ当省ニ於テハ取扱ヘキモノニアラス、又合評ヲモ要セス、却テ貴省ニ於テ取扱相成ル方至当ト存候」と伝えた。つまり内務省は、新潟での外国人による民有地貸借への関わりから退く意向を明らかとし、以降は外務省の管轄とするよう提案したのである。同月十五日、外務省は一切の留保なくこれに同意した。

この頃、日本内地における日本人名義での外国人による土地占有は、全国的にも徐々に珍しいものではなくなってきた。

一八九二（明治二十五）年、外務省はそうした土地の調査を府県に命じて、実態の把握をめざした⁴¹¹。その全国調査結果のなかから新潟県内の事例を拾ったものが表38である。

新潟県庁は、表面上は四名の地元日本人が所有する土地は、実態としてはキリスト教団及びミオラによる所有である、として外務省へ報告していた。

もっとも、この調査の全体では、全国三十二の道府県において二百三十七名の外国人が二百八十四名の日本人の名義を使って都合五百三十三箇所、六四四、九六九坪の土地を実質所有している、という結果がまとめられている。したがって、新潟県だけが特に目立っていたわけではない。

その後の状況も基本的に変化はない。表39は、外国人への内地開放が実現する直前の実態である。そして一八九九（明治三十二年）年、いわゆる不平等条約の改正が発効し、日本全土で外国人の居住、土地所有及び商業活動が公然と認められた。そして、この時点で新潟は「開港五港の一つ」という地位を名実ともに喪失した。

第二節 対岸貿易と北洋漁業への道筋

新潟での外国人借地の観点では、このようにして九九（明治三十二年）年までをたどることができるところであるが、それでは、本論考が焦点としてきた、肝心の港とその周辺に限って見た場合、明治十八年以降の成りゆきはどのようなものであつたのだろうか。ここでも、少しばかり時点を遡及しつつ確認しておきたい。

一八七八（明治十一年）年のことである。その前年に中国北部で大凶作があつたことから、新潟港から大陸に向けて、大量の米が直接輸出された。輸出入全体としても、開港以来、飛びぬけた数量・金額を記録した。そしてその大半は、やはり外国商人の取扱いによるものであつた。税関統計にあるその内訳は表40のとおりである⁴¹²。

もっとも、米の海外への運び出しは新潟港の統計に記録されているものがすべてではない。後段で掲載する西脇悌二郎の新聞論説には「およそ百万俵の米が輸出され、そのうちの半分は新潟居留の外国商人が扱った」とある。この数値は大雑把なものであろうが、ひ

とまず額面通りにこれを受け取るとすると、この年の越後（あるいは周辺地域を含む）からの米の海外への運び出しに関しては、表41のように推計することが可能であろう。

この時期、新潟には三名の外国商人しかいない。コッホ、ライスナー、それにフィッシャーである。このわずか三名の商人が五十万俵という大量の米を新潟で買い付け、そのおよそ半分は外国船や三菱蒸気船をチャーターして新潟港から直接海外へ運び出し、あとの半分は横浜・神戸など他の国内港を経由して輸出した、ということになる。『新潟税関沿革史』は、この状況を、「鋭利ノ外商、此ノ時機ニ乗シ大利ヲ得」た、と解説している⁴¹³。

さて、七九（明治十二）年一月七日、新潟新聞に福沢諭吉の書翰文が掲載された。福沢が同紙の社友である小千谷の商人・西脇悌二郎に与えたものであった。慶応義塾出身である西脇は、書面からすれば、前年十二月に上京した際に福沢諭吉に会い、新潟は五港の一つであるにもかかわらず外国交易は低調で外国商人も少なく閑散たるもの、と嘆いたらしい。これに対して福沢は、それはむしろ好都合ではないか、として持論の直輸主義を説いた。

【史料八十二】

左ノ一編ハ、客年十二月社友西脇悌二郎氏ガ出京セキトキ、福澤諭吉先生ヨリ氏ニ贈ラレタル書ナリ、今之ヲ写シテ、以テ本日ノ社論ニ代フ

過日御来訪の節、新潟港の近況を詳らかにせり。同港は開場以来貿易未だ盛大に至らず。居留の外国人も誠に寥々たる由。この一事につき小生はこれを憂うることなくして却ってこれを祝せざるを得ず。そもそも安政の始め長崎、横浜、函館の三港を開き、我国人は素より外国貿易の如何の情を知らず、只管渡来の外商に依頼して僅かに国産の品を輸出し、またその手を経て外国の製造品を輸入することにて、出入の商権まったく彼の方に帰し、之がために外国人の渡来居留する者日に多くして、横浜の如きは居留の外商を以って現に一都邑を成し居留地は恰かも日本国の一小国に異ならず。而してこの外国人は何を以って今日の生計と為すや、他なし輸出入の物に就いて幾分の利を取りその利潤を以って衣食の資に供し余れば之を本国に持帰るのみ。仮に横浜の

表 40: 1878(明治 11)年の新潟港からの米の直接輸出

	数 量	原価(円)
内国商	3,470,956 斤	66,567
外国商	24,260,800 斤	516,032

※1000 斤=1 俵

『新潟税関沿革史』324 頁により作表。

表 41: 1878 年の越後産米の輸出状況(概数、推計)

		新潟港からの 輸出(税関統計)	他港經由による 輸出(推計)	計
外国商人	「越後米の輸出は概ね100万俵で、その半額は新潟居留外商による」	24 万俵	26 万俵	50 万俵
日本商人		3.5 万俵	46.5 万俵	50 万俵
計		27.5 万俵	72.5 万俵	

『新潟税関沿革史』324 頁、及び新潟新聞明治12年1月14日より作表。

外国商館を百戸となして毎戸一年の費用及びその所得の余益を合して二万円とすれば、合して二百万円なり。この二百万円の金を払うてこの外商を養うは誰ぞや、我が日本人なりと云わざるを得ず。近日に至りて、少なく経済の主義に通ずる人は国の為に之を憂ざる者なし。年々歳々巨万の国財を費やして純粹の仲買なる外国商人を我が国土に俸養する、その利害誠に明白なれども、如何せん習慣以つて事の体を成し、今日に至りては容易に居留の外商を我国より打払いするの機を得ず。国の為に一大難事を言うべし。

なれば外国貿易は直輸を以つて基本色とすること固より論を俟たず。外国の荷主は直にその品物を我が国に輸入して直に我が商人に売り、我が国の荷主は直にその物産を外国に輸出して直に彼の商人に売り、出入ともに居留人の手を要することなくして、始めて対立の商法も行わるべし。幸いにして新潟港は未だ外商の居留する者甚だ多からず、未だ仲買の習慣をも成さざることなれば、今後勉めて外国直達の貿易に眼を着して毫も居留の外人に依頼せざるよう致したく、世間、あるいは横浜等に外国商館の盛にして外国人の群衆するを見て、貿易盛大の徴となす者なきにあらず。畢竟外相に欺かれて内実忘るる者なり。開港場に外国人の多きは、直に国の禍にして間接にその地方の不利なり。之を思わざるべからず。

右の如く只管他人に依頼して我国の開港場を外国仲買商の巢窟と為すは、畢竟我が国人の事に慣れざると、また一には資本の不自由なるとに因るといへども、事に慣れざる一段は日本と外国との関係は双方ともに慣れざるものなれば、独り我国人のみその禍を蒙るの理なし。また資本不自由なりと云うといへども、我が国に資本なきにあらず。小生の考えにはその罪特に我が商人の無気力にあることと存じ候。無気力の極度に至りては日本国内沿海の商売をも外人の手に托する者ありと云えり。驚き入りたる次第にあらずや。新潟港の近傍には生糸、製茶、石油、苧麻等の産物もあらん、輸出品には乏しからず。殊に米の輸出は日本最大一なるべし。何卒一個の品物をも外人の手に托せずして、十分の商権を我に握るよう致したく、仁兄は銀行の取締、即ち金権を有するの人なり。また藤田九二君は新聞記者なり。普く地方の人を奨励して直輸出の主義を鳴らし、実際に臨みては銀行力を以つて諸商人に応援することあらば、新潟の実力を増すこと多年を待たざるべし。是れ即ち小生が新潟の寥々を憂ずして之を祝する所以なり 拝具

(※原文のカタカナはひらがなとした。)

新潟港が未だ交易が盛んでなく外国商人も少ないことは、むしろ祝すべきことだ。横浜や神戸の繁栄は我々が金を払って外国商人を扶養しているようなもので、我が国商人の無気力の結果である。新潟港において地元の人々が商権を掌握し、一個の品物も外国人に託することなく輸出するよう、銀行家たる西脇君は商人らを応援せよ、新聞記者たる藤田君は世論を喚起せよ、と福沢は西脇と藤田を鼓舞したのであった。当時新潟新聞の編集長で

あつた藤田九二もまた、西脇と同様に慶応義塾出身であつた。

西脇は、すでにこの一月のうちに廻送米会社の設立に動き出した⁴¹⁴。鈴木長八、鍵富三作、小澤七三郎、斎藤喜十郎、藤田文二、白勢彦次郎ら富商・地主らが役員・社員として名を連ねる新潟会社を設立したのである。当地における本格的な会社組織の嚆矢であつた。

西脇は、新潟新聞紙上で次のように商人らへ強く訴えた⁴¹⁵。

新潟ではまだ外国商人による仲買が活発でない、というの間違いである。昨年越後から輸出された米およそ百万俵のうちの半分は、新潟居留の外国商人によるものではないか。彼らは、多くの米を新潟から横浜・神戸に運輸し、横浜・神戸の外商がその米を中国に輸出している。わずか数百里の近海へ米を運ぶのに二回も外商の手を経ているのである。そこから彼らが得た巨利は、本来諸君が無気力でなければ諸君に帰すべきものだったはずである。新潟商人が資本を合すれば必ずや数十万俵の米穀を買い入れることができるはずである。新潟に居留する外国商人はまだ少ないが、昨年の彼らの巨利は新たな外商の来港を招来するであろう。これを予防するのは今日である。

一方の藤田もまた、「福沢先生が廻送米会社設立のことを聞けば、新潟商人は国家のために大いに気力ありと祝すであろう。新潟商人の榮譽は大きい」とこの動きを紙上で後押しし、更に新潟商人に元来欠如していたのは共同して大きな事業をなす心構えである、と長文の論説を連載して地元商業者を大いに扇動した⁴¹⁶。

こうして、新潟に居留する外国商人の動きが刺激となり、また福沢諭吉の一文が直接のきっかけとなり、地元商業者による共同事業の機運が促されていった。そしてその共同の気運は、まもなく地元商業団体の結成や、地元商業者による対岸貿易の試み、更には北洋での漁場開拓の展開へとつながっていく⁴¹⁷。

新潟港は、我が国の近代化に向けた西洋との窓口、という開港五港に本来期待されていた役割を担うことはなかった。それでも、開港から十五年ほどは、外国商人・外国船が行き来する港ではあつた。しかし、その港の姿がいよいよ後景に退き、港が諸外国の視野から遠ざかると、それでも税関施設を備えるこの港は、今度は新潟県人をはじめとした日本人が対岸貿易を試み、あるいは北洋漁業の拠点とする港、すなわち海外への雄飛のための港としての道を歩んでいったのであつた。

総括

新潟から「開港五港の一つ」としての実態が失われていく時期と並行して、我が国の近代国家としての骨格は次第に整えられていった。殖産興業と富国強兵を前のめりに推し進めた我が国は、日清戦争・日露戦争を経て、世界の強国の一つに数えられるまでに至った。その過程で、表日本と裏日本との役割分担は定められていった。

この頃の新潟港に対する見方はどうであったか。旧新潟市史は、その編纂にあたり、港の変遷に関しては主に『新潟税関沿革史』に基づいて記述を進めた。しかし、一次史料を豊富に収めたこの書には、同時に、新潟港に対する強烈的な偏見が、その解説の中に時折顔を出す。『新潟税関沿革史』は、新潟が外国貿易に開かれながら期待したような発展を見なかった原因を、次のように総括した⁴¹⁸。

【史料八十三】

「夫レ新潟港ハ維新後幾クモナク開港場ノ一二位シ海路各方ニ通スルノ便アリ雖モ、其景況ニ至テハ、近年ニ至ルマテ、依然トシテ旧時ノ体面ヲ存シ、恰モ不開港場ニ異ナラサルカ如キモノ、抑々何ソヤ、是レ本港ハ北海中最モ危険ノ港口ニシテ、諸船舶出入ニ甚タ便ナラサルカ為メニ由ルト雖モ、要スルニ、亦本港人民ノ智識ニ蒙昧ナルカ故ノ致ストコロト云ワサル可ラス、何トナレハ、当港人民ノ風俗ヲ觀察スルニ、原来競進ノ精神ニ乏シク、常ニ因循姑息ノ慣習ニ固染シ、嘗テ他地方ノ人民ト往来交通スルヲ好マス、常ニ彈丸ノ地ニ坐シテ眼前ノ小利ニ銜イ、以テ一分ノ生計ニ聊スルモノ、比々皆然リ、維新後年ヲ逐フテ稍ヤ風俗ノ改良ニ移ルモノナキニ非スト雖モ、各自ノ目的ヲ永遠二期スルノ事業ニ至リテハ、未タ蒙乎トシテ、越人ノ胡境ヲ見ルカ如クナリキ、是レ開港以来年ヲ閱スル、茲二十年更ニ進歩發達ヲ見サル所以ナリ」

新潟港の不振の要因は、港の形状の問題もあるが、突き詰めれば、地元人民の無知蒙昧さにこそある、と断じたのであった。「越人の胡境を見るが如し」、すなわち、新潟人の蒙昧さを眺めれば、彼らはまさに地の果てに住むがごとき連中、とまで新潟は極論された。

『新潟税関沿革史』が編纂された一九〇四（明治三十七）年、独立した新潟税関はすでに存在せず、新潟の税関は横浜税関の管轄下にあった。したがって、この沿革史もまた、新潟税関を引き継いだ横浜税関によって最終的にとりまとめられたのである。そこには、この時期に太平洋側から新潟へ向けられた、多分に蔑視を含んだ眼差しがあったのではないか。

その眼差しは、本論考の第六章第二節で触れた、一八八三（明治十七）年の井上馨とパークスとの論争の際の、井上の発言に相通じるであろう。その際、パークスが、新潟周辺

の資源は輸出品として有望であり、港施設の不備は克服しうるものである、明治政府がしかるべく施策を展開すれば新潟はおのずと発展する、と説いたのに対し、井上は、この町と港が地理・地形の面で外国貿易に不向きであること、そして、地元の人々の嗜好からも外国製品の輸入が期待できないこと、という二点を開港新潟の不振の理由として挙げた。新潟における貿易の不振は、明治政府の力の及ばないことが原因である、と井上はパークスに反論したのであった。

こうした「暖地史観」の呪縛は、その後もこの港を語るに際して付きまとってきた。時代は下り、第二次大戦後の高度成長期、新潟を含めた地域は、再び自らが「裏日本」であることを強く自覚せざるを得なかったのであるが、その時期が過ぎ去っても、なおもその呪縛は、この港を眺める視座を規定していたようである。一九八〇年代に編纂された『新潟県史』においてさえ、新潟港が外国貿易港として伸び悩んだ原因は次の二点であった、と指摘されているのである⁴¹⁹。

一 港が不利な立地条件にあった。新潟港は河口港であったため水深が浅く、しかも河水の増減や風波の強弱によって海底の状況が変化し、大型船の出入りには不適當であった。冬期間は入港が困難であることや、夷港という補助港の利用も、交易には不向きであった。

二 こうした悪条件を解決して貿易を發展させよう、という新潟県や新潟商人の積極性が不足していた。

そしてまた、貿易の不振は地元努力不足も一因である、とする、この後段の論拠として、「当時の人々のあいだでも、すでにそのような見方があった」のだ、とし、事もあろうか、先述の『新潟税関沿革史』の記述、すなわち、「当港人民の風俗を観察すると、元来競進の精神に乏しく、常に因循姑息の慣習に固染し、他地方の人民と往来交通するを好まず、常に弾丸の地に座して眼前の小利を誇示している」という一節を紹介しているのである。このようにして新潟は、自らの港を語るにあたり、表日本からの視点を自らの中に摂取し、更にその視点を自らが増幅させてきた。

本論考が、こうした偏見の呪縛から新潟港を解き放つ一助となれば幸いである。仔細に眺めれば、開港新潟は異なる視点で捉えることが可能なのである。本論考が示したその視点とは、以下のとおりである。

開港の歴史とは、一地方の人々が自らの事柄として語る、ということでは尽きるものではない。開港には、国家の意思が強く働き、また諸外国の意思が働く。そうした対外関係にまで考察を広げ、それらを俯瞰することで、初めて開港の全体像を捉えることが可能となる。この目的を達するためには、我が国に所在する幅広い史料はもとより、外国史料にも積極的にアプローチし、多角的な視座から分析と考察を行うことが必要となる。本論考では、新潟港に関してそうした分析と考察を可能な限りで試みた。すると、これまで見えていなかった様々なもの、例えば、開港直前・直後における外交の駆け引き、及び外国商人

らの動向、開港後に設置された外国領事館から注がれた眼差し、外国人の居住をめぐる明治政府・外国公使館・外国人のあいだの長く激しいせめぎあい、といったものが詳しく明らかとなってきた。

それらを、いま一度、本論考に沿って改めて整理をすると、次のようであった。

新潟港は、戊辰戦争の強い影響のもとで正式開港を迎えた。現地新潟における政治・経済の混乱に加えて、北方での戦乱の継続は、最初期の新潟での貿易活動に大きな影響を与えた。しかし一方では、新潟港の大きな潜在力が改めて認識されもした。期待と不安が交錯した新潟港の状況は、開港翌年のシーズン当初を襲った、新潟通商司が引き起こした騒動のために、大きく不安へと傾いた。外国商人の多くは、この港に商機を見出すのをあきらめ、早々に港から立ち去った。これが、開港新潟にとっては一つ目の大きな節目であった。そこまでに至る流れを、本論考は第Ⅰ部で明らかにした。

開港三年目以降の新潟には、港との関わりで言えば、イギリスとドイツの領事、及びドイツのわずかな商人だけが残った。彼らの新潟での活動は、様々な起伏を孕みながらも、しばらく継続した。また、開港決定に強く関与し、その後も新潟に期待していたイギリスは、明治政府によるこの港の開発を強く促し続けていた。しかしながら、開港からおよそ十年を経た時点で、どうやら築港工事は実現しないことが明らかとなった。当時の最強国イギリスと、それを追う新興国ドイツは、新潟への積極的な関与を放棄した。この時点で、外国領事館は、純粹な名誉職となったドイツ領事に限られることとなった。港施設改善に向けた明治政府の意欲喪失と、これに反応した外国の公的プレゼンス放棄が、開港新潟にとって二つ目の大きな節目であった。このことを、本論考は第Ⅱ部で明らかにした。

さて、港施設のありようとは別に、新潟で貿易活動を営む上での致命的な障害が徐々に明らかになってきた。新潟では、外国人が新たに居住を始めること自体が著しく困難だったのである。そもそも借地借家を得がたいからである。ここでは貿易の活発化どころではない。開港初年に既得権を得て商業活動を営んでいたドイツ商人らは、十数年後、最終的に新潟から姿を消した。同じ頃、明治政府は外国人の居住問題を解決する努力を放棄した。これが開港新潟の三つ目の節目であり、この開港の最終的な帰着点と言えるものであった。第Ⅲ部で明らかにしたところである。

開港新潟の歴史は、貿易に不利な港の形状をもって、あたかも静止面であるかのように捉えられるべきものではなかった。河口港であったことをもって、開港から数年後、数十年後のことが宿命づけられていたわけでもなかった。開港新潟の成りゆきには、明治政府の意思が濃厚に関与していた。その意思が、右の三つの大きな節目を境として、港の行方を決定づけた。

そしてまた、これを更に大きく捉えれば、近代日本が歩んだ道筋とまさに並行する。国際物流の流れは、横浜を起点として太平洋岸を東西に延びるように形成され、国内の産業・流通網もまた、太平洋側の地域に強く偏って整備されていった。そのようなことを後世から振り返ってみれば、「裏日本」に位置した開港・新潟がたどった低迷への道筋は、あたか

もそれが宿命であつたかのように錯覚してしまうかもしれない。しかし、これは誤った見方である。日本の近代の歩みと同じように、開港新潟がたどった道も、必然と偶然、自然と人為とが折り重なった結果であつた。ある時代を生きた人々が将来を眺めた時、そこには変数が満ちていたはずである。それは、明治初年をこの港町で生きた人々も、現代に生きる我々も同じである。

注

序章

- (1) 新潟県編(一九八七、四三五・四三九)。明治前半期の港湾統計としては、日本駐在のイギリス領事による報告に基づくものがある。本論考においても、新潟に関する領事報告を多く用いることになる。また、一八七三(明治六)年以降は、我が国政府による統計も整えられる。これらいずれを見ても、当時の六つの港(大阪を含む)のなかで、新潟港の輸出入輸送実績は、ほぼ常に最下位であった。他の五港を凌いだのは、唯一、一八七八(明治十一)年の輸送額で大阪を上回り五番目の数量を記録したのみである。また、例えば大蔵省編(一九九〇)を見れば、貿易統計作成上、主要港として横浜、神戸、大阪、長崎、函館の五港の実績が港別に記録されており、新潟は、特別許可による輸出入実績がある下関・博多・宮津などとともに「其他」の港の一つに分類されている。外交史料館「新潟港閉港ノ一件」には、一八七六(明治九)年一月三十日付、大蔵卿大隈重信から太政大臣三条実美宛て文書に、この「新潟港ハ有名無実ノ開港場」という表現がある。税関施設等の維持にかかる恒常的な経費がある一方で、使用されることが稀で、したがって関税収入が極端に少ないことから、冗費を省くために、新潟を閉港してはどうか、と大隈は三条へ提案した。
- (2) 例を挙げれば、小風(一九九五)では、幕末の開国以後、帝国主義世界下における日本の国際的自立の経過が、海運に即して考察されており、そこでは、とりわけ一八七〇年代の分析において、外国船舶ないし西洋形船舶、並びに和船による海運の状況を示す種々の統計数値が用いられている。新潟は、そうした統計、あるいはそれら統計を用いた分析において、開港の一つ、ないし日本海沿岸航路網を形成する一地点として登場するが、考察上の重要な意味を付与されているとは言い難い。また、稲吉(二〇一四)は、近代以降の我が国の海港整備をめぐる政治的側面のダイナミズムを考察するが、これは当然ながら、並行する時期の海運の発展と重なる。しかしながら、一九一〇年代となつてようやく築港事業が実現した実態と比例して、海港たる新潟の扱いは限定的である。
- (4) 古厩(一九九七)によれば、古来、越の国は、政治の中央からみて辺境と意識されてはいても、そこに「表」と「裏」という関係性はなく、また、実際にそこに住む人々も、そのような意識は希薄であった。むしろ、北陸地方は、近世においては、蝦夷地と関西とを結ぶ商品流通の海の大動脈上にあった。それが、近代に入り、富国強兵・殖産興業が強力に推し進められてゆくにつれて、社会資本投下は太平洋側地域へ偏り、日本海側地域は太平洋側地域へ租税(地租)・労働力・エネルギーを供給する、という役割を増大させていった。そして、日本の資本主義経済が一定の完成を見た一八八〇年代に、初めて、北陸・山陰地方を指して、「裏日本」という言葉が現れた。当初は地理的な概念であったこの言葉は、まもなく、近代化進展のための社会経済的システムを表す言葉として用いられることとなつていった。
- (5) 石井(一九五七)では、開港日とされた一八六八年四月一日の時点では、江戸幕府の支配下にあり、その後も奥羽越前藩同盟方が支配をつづけた新潟港が、同勢力の物資補給の拠点として重要性を増すなかで、その新潟開港が外交問題の焦点として浮上してゆく様子が描かれた。そうした考察は、石井(一九八四)において、北越戦局が深く分析される文脈のなかで、更に詳述されている。
- (6) 新潟市編(一九三四)の編纂は、新潟築港が竣工した一九二五(大正十二、昭和元)年に着手され、一九三三(昭和八)年に脱稿するまで、八年近くに及ぶ大事業であった。編纂開始時には高橋義彦・八木朋直らが顧問、鏡淵九六郎・佐藤莊松・諸星茂吉らが編集委員として加わっていたが、高橋、八木をはじめ、発行を待たずに物故となつた者も多かった(同書の序文より)。
- (7) 編纂にあつたの史料上の困難については、この旧市史の序文に、「本市の如く港津の繁栄を立都の基礎とせる市邑は、是を旧藩在所の都邑に比するに顕著なる政治的色彩あるなく、又賢哲の隨筆・日記類にも乏しき憾あり、加之市井雑事の記録は大凡数度の大火に焚滅して僅に零碎なる断片を止めるのみ」と記されている。
- (8) 横浜税関編(一九〇四)は、新潟港成立以来の沿革の記述に始まり、開港した一八六九(明治二)年から一九〇一(明治三十四)年までの、税関の運営体制(組織・規則・施設・人員等)及び取扱実績(船舶・貨物・倉庫等)の記録等を網羅する。新潟税関は一九〇二(明治三十五)年に横浜税関の支署となつたことから、発行者は横浜税関である。
- (9) 明治政府による一八七四(明治七)年の命令に基づき、明治維新以来の各県の沿革が収集記録されたが、これら「府県史料」の一つが「新潟縣史」である。正本は国立公文書館、副本は新潟県立図書館が所蔵する。
- (10) 新潟県が「新潟縣史」編纂にあつた一八八五(明治十八)年までに残した稿本は、一九九一(平

- 成三)年から九二(平成四)年にかけて、整理編集のうえ、順次刊行された。
- (11) 新潟県編〔一九八〇、三八・四三、一〇三三・一一〇一〕では、「新潟居留和蘭人スネル物品代価要償一件書類」「新潟開港一件書類」「新潟港米穀津留一件書類」「新潟通商司の処置貿易を妨害する旨英国公使抗議一件書類」「キング傷害事件記録」が各々抄出掲載され、同時にこれらへの解題が付された。
- (12) 一八七三(明治六)年から一八八〇(明治十三)年まで、ヴィダル、ファン・デア・ハイデン、フォック、ホルターマンの四名が医学教師として本県に赴任し、新潟医学学校において西洋医学の伝授にあたった。
- (13) 新潟県における西洋医学受容史に関しては、蒲原宏(一九七一、一九八八)による研究がある。
- (14) 新潟における明治初期の英語教育には、まずアメリカ人ブラウンが一八六九年の暮れに招かれた。その後も、この県立の英学校のほか、新潟町民が中心となって設けた新潟洋学校(のち県立)において、更には一八七四年から一八七七年まで設置されていた官立外国語学校において、外国から招かれた英語教師が活動した。
- (15) 新潟県教育庁編〔一九七〇〕及び新潟市教育委員会編〔一九七三〕は、そうした概説書の代表的なものである。
- (16) 本県における明治初期のキリスト教伝道の様子は、新潟県プロテスタント史研究会(一九九九)、本井〔二〇〇六〕などの概説書によって詳しく知ることができる。また、全国における同じ時期の伝道の概要は、高橋〔二〇〇三〕にまとめられている。
- (17) イギリス領事による貿易統計は第二章第二節及び第三章第一節で改めて取り上げる。
- (18) 新潟港の築港は、一九一七(大正六)年に工事着手され、一九一九(大正八)年に一部施設が完成した。その後、第一次世界大戦による資金難や、新潟市から新潟県への事業移管を経て、ようやく一九二六(大正十五)年に県営埠頭の完成をみた。
- (19) 東京大学史料編纂所により一九五〇年代からフィルム撮影された日本関係外交文書(イギリス国立公文書館が所蔵する一般対日外交文書 General Correspondence, Japan/ F.O. 46 及び駐日英国公館文書 Embassy and Consular Archives, Japan: Correspondence (F.O. 262 等) は、同所及び横浜開港資料館において閲覧が可能である。本論考においても重要な一次史料として活用した。注(22)も参照。
- (20) 前掲注(5)で述べた石井〔一九五七〕のほか、石井〔一九七七〕などは、これら史料を活用した代表的な研究と言える。他にも、本論考に関連するものとして、五百旗頭〔二〇一〇〕が挙げられる。
- (21) ドイツ連邦政府外務省の政治文書館 (Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes) には、同国の新潟領事館に関する一件綴り文書が所在する。他に、連邦文書館リヒターフェルデ館 (Bundesarchiv, Lichtenfelde)・プロイセン枢密文書館 (Geheimes Archiv des Preussischen Kulturbesitz) にも新潟関連の史料が存在する。
- (22) 東京大学史料編纂所では、これまで蓄積してきた、様々な文書館・史料館が所蔵する膨大な在外日本関係史料を、デジタル化・データベース化し、一つのシステム (Hi-CAT Plus) で検索・閲覧可能とする、大規模な取り組みを進めている。同所では、現在、すでに海外史料約五百万コマがこの同一データベースで利用可能であり、更に二百万コマが追加される予定である。外国の複数の文書館、複数の言語を用いて日本史を研究する環境は飛躍的に整備されつつある。

第I部

第一章

- (23) アメリカとの修好通商条約の当該条項は〔内閣記録局編〔一九七七、一七・一八〕。他の各国との定めについても〔内閣記録局編〔一九七七〕〕。
- (24) 新潟市史編さん近世史部会編〔一九九七、四〇八・四一四〕。
- (25) 新潟市史編さん近世史部会編〔一九九七、四一五・四一九〕。
- (26) F.O. 46/81. Parkes to Stanley, No. 138, Aug. 17, 1867. パークスは、横浜から三陸海岸、日本海沿岸を航行して到着した長崎において、一八七六年八月十七日付で、彼自身が視察した新潟・七尾・敦賀という開港候補地に関する評価を本省へ報告した。この報告ではまた、七尾を補助港として新潟を開港するというアイデアにも触れられている。
- (27) 諸外国が条約上の権利である日本西海岸の一つの港を開港として選ぶ、という状況について、ノースチャイナ・ヘラルドは一八六七年八月五日に以下のような記事を掲載している。「本紙の読者ならご承知のように、日本と西洋列強との条約には、この帝国の西海岸に貿易港を開港するという条項が盛り込まれていた。日本についての当時の不完全な知識からすれば、中国に面した海岸には長崎以

- 外にもどこか大商業地があるはずだと考えたとしても無理のないことである。交渉の当事者や商人たちも、過大に見積もられた日本の人口数にごまかされて、日本の西海岸に港が開かれれば通商には極めて有利だろうと踏んでいた。こうした読みに沿って開港の要求が出され、日本側もそれを受け入れたのである。だが、当の日本側はおそらく、わが外交官たちがどの港を選んでも結局は少なからぬ困難に巻き込まれる羽目になることを承知だったに違いない。日本の西海岸には港こそ多いが、そうした場所にはなぜか町はなく、町のある所には港がない。日本の都市の名に値するのは、四つぐらいと考えていいだろう。「公使の皆さん、買い物をしたいのはそのちらなのですから、あとはお好きにどうぞ」というのが日本側の本音であった。記事はこの後、アメリカによる沿岸調査に携わった者の情報として、新潟・七尾・三国・敦賀・宮津の状況を紹介し、「貿易港の候補地の名簿はこれですべてであり、ここから一つを選びださなければならぬ。しかしお気づきのように、このなかで海港の名に値するのは新潟しかない」と記している(国際ニュース事典出版委員会・毎日コミュニケーションズ編「一九八九年、三九〇・三九一」)。
- (28) F.O. 46/82. Parkes to Stanley, Nov. 28, 1867.
 (29) 外務省調査部編「一九四八(一)・五〇〇」。
 (30) 外交史料館「新潟開港一件并附属書類」, F.O. 46/92. Parkes to Stanley, No. 93, April 8, 1868.
 (31) 石井孝「一九五七・八五五・八五八」。
 (32) 石井孝「一九五七・八五八・八五九」。
 (33) 外交史料館「新潟開港一件并附属書類」。
 (34) F.O. 46/94. No. 147, June 26, 1868. Encl. 5, June 25, 1868.
 (35) 外務省調査部編「一九四八(一)・八一〇・八一六」。
 (36) 外務省調査部編「一九四八(一)・八六〇・八六五」。
 (37) 外務省調査部編「一九四八(一)・八六五・八六九」。
 (38) 石井孝「一九五七・八六三・八七八」。
 (39) 外務省調査部編「一九四八(一)・六一・六四」。
 (40) 外務省調査部編「一九四八(一)・一四六・一四九」。
 (41) 外務省調査部編「一九四八(一)・一五八・一六四」。
 (42) 外務省調査部編「一九四八(一)・八四・八九」。
 (43) F.O. 262/168. Eusden to Parkes, No. 15, Jan. 30, 1869.
 (44) F.O. 262/168.
 (45) その結果、例えば、イギリス領事報告に基づく詳細な分析を行っている小風「一九九五」において、箱館における一八六八年統計の欠落が見とれる(九六・九七)。
 (46) 一八六八年及び六九年の船舶運航状況は、横浜に関してはジャパン・タイムズ・オーバールランド・メール(The Japan Times Overland Mail)、神戸に関してはヒョーゴ・アンド・オーサカ・ヘラルド(The Hogo and Osaka Herald)に各々掲載されている船舶出入港リスト(シッピング・リスト)で確認できる。前者は横浜開港資料館で、後者は神戸市文書館で各々閲覧が可能である。
 (47) 当論説記事はジャパン・タイムズ(The Japan Times)同年九月二十六日号の一面記事から転載であることは、前者の十月二十一日号に掲載された当論説記事への投書に記されている。
 (48) この記事では、The Order in Council(本論筆者は「布令」と訳出)の第二十九条について本文のとおり掲出している。このことと関連して、保谷「二〇一八、九・一〇」によれば、中国と日本の領事裁判における一八六五年の枢密院勅令 The Order in Council において、第八十一項で、大君政府への反乱もしくは戦争に加担した者は、二年以下の禁固もしくは懲役、五〇〇〇ドル以下の罰金を科す、とする罰則条項が定められていた。
- (49) F.O. 46/96. Parkes to Stanley, No. 220, Encl. 2, Parkes to Adams, Sep. 8, 1868.
 (50) アダムス一行の北方海域探索に関しては、萩原「二〇〇〇・二二六・二二六」に詳しい。
 (51) F.O. 46/98. Parkes to Stanley, No. 294. Encl. Memorandum by Willis, Nov. 13, 1868.
 (52) F.O. 46/98. Parkes to Stanley, No. 285, Nov. 13, 1868.
 (53) イギリス外務省文書では、一八六八年十一月十三日に行われた東久世・パークスの東京開市についての会談及び新潟開港についての会談が別個に報告されており(前者は F.O. 46/98. Parkes to Stanley, No. 284, Nov. 13, 1868。後者はこれに続く同 No. 285)。両者の前後関係は必ずしも明確ではない。しかし、会談の流れからすれば、まず東京開市について、次に新潟開港について会談が行われたものと筆者は推測する。
- (54) F.O. 46/98. Parkes to Stanley, No. 280, Nov. 13, 1868.
 (55) F.O. 46/93. Parkes to Stanley, No. 103, May 2, 1868.
 (56) F.O. 262/142. Stanley to Parkes, No. 100, July 6, 1868.

- (57) F.O. 46/98. Parkes to Stanley. No. 289, Encl. Gower to Parkes, Oct. 10, 1868.
- (58) F.O. 46/98. Parkes to Stanley. No. 289, Dec. 2, 1868.
- (59) 外務省調査部編「一九四八(二)」、五四七・五四八」。
- (60) 東京開市に関しては、東京都編「一九五七」、大山梓「一九六七」、及び外務省調査部編「一九四八(一)」、二五九。
- (61) 開港宣言に対する各国の回答は、外交史料館「新潟開港一件并附属書類」。外務省調査部編「一九四八(二)」、五四九・五五六」にも一部掲載あり。
- (62) 領事派遣要請及びこれに対する各国からの回答は、外交史料館「新潟開港一件并附属書類」。外務省調査部編「一九四八(二)」、七〇八・七二〇」にも一部掲載あり。
- (63) プロイセン枢密文書館所蔵 Rep.120 Ministerium für Handel und Gewerbe Nr.7 Bd.3.
- (64) F.O. 262/171. Lowder to Parkes, No. 6, Jan. 1, 1869.
- (65) The Hiogo and Osaka Herald, Jan. 9, 1869.
- (66) The Japan Times Overland Mail, Jan. 13, 1869.
- (67) F.O. 46/99. Parkes to Stanley, Dec. 29, 1868.
- (68) 外務省調査部編「一九四八(二)」、七四四」。
- (69) 外務省調査部編「一九四八(二)」、七五六」。
- (70) F.O. 262/176. Lowder to Parkes, No.58, Feb. 18, 1869.
- (71) 菊池「二〇一五」、一三三」。
- (72) 菊池「二〇一五」、一八二」。
- (73) 箱館から青森への退避の際に備船されたプロイセン船タイパンヨの借料は一万五千両であった(保谷「二〇〇七」、二六九)。
- (74) 菊池「二〇一五」、一九一」。
- (75) イギリス外務省文書によれば、ユースデンは箱館に内戦の焦点が近づいてきた一八六八年九月十六日以降、日誌形式で日々の出来事を記録し、ほぼ二、三週間ごとにまとめて公使館へ報告していた。
- (76) 我が国とドイツとのあいだには、それまでのプロイセンとの修好通商条約に代わり、一八六九年二月二十日(明治二年一月十日)に北ドイツ連邦との修好通商条約が結ばれた。十九世紀半ばに至るまで、四十近い大小の諸邦国に分かれていたドイツは、一八六六年に勃発したプロイセン・オーストリア戦争(普墮戦争)の結果、プロイセンの主導による統一の流れが決定的となった。プロイセンは、翌六七年四月、それまでのドイツ連邦に代わって、緩やかな国家連合体である北ドイツ連邦を成立させていた。
- (77) 菊池「二〇一五」、一九九・二〇〇」。
- (78) クニッラー商会は、一八五九年に長崎と横浜へ進出した、草分け的なドイツ系商会である。その後、一八八〇年には事業継承者の名を取ってイリス商会と社名を改め、現在も株式会社イリスとして活動を継続している。株式会社イリス「二〇〇九」を参照。
- (79) 長崎県立図書館編「二〇〇二」による。
- (80) ドイツ外務省政治文書館所蔵 R.252381, Personal und Verwaltung, Niigata 1868-1886
* Abteilung IC. 一八七三年十二月八日「ウェーバーがフォン・ブランドへ宛てた書翰中にある。
- (81) The Hiogo and Osaka Herald, Jan. 9, 1869.
- (82) The Japan Times Overland Mail, Jan. 11, 1869.
- (83) F.O. 262/176. Lowder to Parkes, July 31, 1869.
- (84) F.O. 262/198. Troup to Parkes, Jan. 25, 1870.
- (85) オランダ貿易会社は、ナポレオン戦争により一時独立を失ったオランダが、東インド諸島の植民地の再興を図って一八二四年に設立した私企業である。一八世紀末に解散した東インド会社と業務の性格は相似する。オランダ国立公文書館にはオランダ貿易会社の史料が残されているが、近年、西田泰民によって、そのなかに新潟に関する三〇〇通以上に呼ぶ書翰(商用通信)ほか報告書類が存在することが確認された(西田「二〇一九(二)」。西田は、これらの書翰類の翻刻・翻訳及び分析に取り組み、その成果を順次発表している。
- (86) 西田「二〇一九(一)」。原文(ウェーバーの書翰)は<http://www.nbz.or.jp/archive/DB/>で検索可能。
- (87) Arthur Richard Weber「一八八六」。邦題とすれば「商人服と領事帽」。一部を割愛した訳書に坂井編・訳「一九九七」がある。
- (88) 前掲注(83)と同じ。
- (89) F.O. 46/155. Enslie to Watson, Aug. 1, 1872.
- (90) 新潟佐州夷港外国人居留取極では、第一条において、新潟とその補助港である夷港とのあいだに貨物人員輸送用の船舶を供用することが日本側に義務付けられていた(内閣記録局編「一九七八、

三六〇〕。

- (91) 日本経営史研究会編「一九七九、四七」。東京海上保険会社の「会社設立案」では、国内開港場及び上海の各港相互の保険料率表が、汽船・風帆船の別、更に各々分損を担保するかどうかにより區別されて示されている。そこでは、新潟の場合、長崎・兵庫神戸大坂・横浜の三港との料率のみが掲出されているが、この三港すべてからの航行に際して「端舟ノ危険ヲ除ク」とされている。保険料率自体においても、どの港との間、どの貨物区分においても他と比較して最高の料率が設定されている。しかも、横浜との汽船を除いては、重量貨物の分損にはそもそも保険料率が設定されていない。これは、主に新潟からの米輸送に対しては全損を除き付保しない、ということの意味するであろう。
- (92) 以下、オランダ貿易商会についての叙述に関しては西田「二〇一七」。原文(ウェーバーの書翰)は<http://www.nbz.or.jp/archive/DB/>で検索可能。
- (93) 新潟市編「一九六九、四五〇-四五二」。
- (94) 前掲注(92)と同。
- (95) F.O. 262/176. Lowder to Parkes, No. 21, July 31, 1869.
- (96) F.O. 46/114. Troup to Parkes, Sep. 22, 1869.
- (97) 前掲注(92)と同。
- (98) ケンブリッジ大学中央図書館が保管するサー・ハリー・パークス文書のなかには、ファン・デン・ブルークが新潟から横浜のジャーディン・マセソン商会へ送った書翰十通が残っている(MIP Parkes 13/413/5)。そのうちもっとも日付が早い書翰は一八六九年九月十九日のものであり、そこにはホンキューの新潟港入港について記述されている。
- (99) 外交史料館「新潟居留和蘭國人「スネル」ヨリ会米両藩へ係ル銃器売渡代価並新潟戦争ノ際ノ幹官軍掠奪ニ係ル物品代価要償一件」には、一八六九年八月七日付でファン・ボーフェン・ファッハが新潟で記した書翰が収められている。
- (100) トゥループは、この一八六九年末の時点での居留者の状況について、「西洋人に雇われた数名の中国人を除き、当地に居留する外国人は全部で十七名に過ぎない。貿易に携わっている者は十名から十二名ほどで、そのほとんどがドイツ人かオランダ人である」と報告している。本論考の付録1を参照。
- (101) F.O. 262/176. Lowder to Parkes, No. 21, July 31, 1869.
- (102) Japan Times Overland Mail の一八七〇年六月四日号には、トゥループによる年次報告書本文とともに、新聞社によるその解説記事が掲載されているのであるが、ここでは、同報告書に対して、次のような高い称賛が与えられている。「最後に、この素晴らしい報告書を作成したトゥループ氏に対して、最大限の賛辞を与えなければならぬ。…人は、特に若者は、やるべきことがほとんどなければ、何もしいか、あるいは、そのわずかなことを悪くやってしまうものだ。ところがトゥループ氏は、彼に情報や助力を与えてくれるあらゆる地元民・外国人と連絡を取り、極めて詳細な統計を作り上げた。…彼が貴重な時間を費やしたこの成果に対して、心からの祝福を贈りたい」。

第二章

- (103) 明治文献資料刊行会編「一九六二、二五九」には、「明治二年二月二十二日通商司ヲ各開港場ニ置、以テ貿易事務ヲ幹理セシメ外国官之ヲ統管ス」とある。また、一八六九年八月一日(明治二年六月二十四日)の太政官令達では、通商司の権限として、「物価平均流通ヲ計ルノ権、両替屋ヲ建ツルノ権、金銀貨幣ノ流通ヲ計リ相場ヲ制スルノ権、開港地貿易輸出入ヲ計リ流通ヲ計リ諸物品売買ヲ指揮スルノ権、廻漕ヲ司ルノ権、諸商職株ヲ進退改正スルノ権、諸商社ヲ建ルノ権、商税ヲ監督スルノ権、諸請負ノ法ヲ建ルノ権」と列記されている(日本銀行調査局編「二九五五、二二六」)。
- (104) 外交史料館「新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使ヨリ抗議一件」。
- (105) 岩崎「一九七二」。
- (106) 間宮「一九六八」。
- (107) 崎島「二〇一五」。
- (108) 新潟県編「一九八七」及び新潟県編「一九八〇」。
- (109) 新潟市史編さん近代史部会編「一九九六」及び新潟市編「一九六九」。
- (110) 例えば、新潟県編「一九八七」においては、後述する「書面(下ケ札)(史料十四)が「各国がよせた逐条反論」の文書であると誤認され、「このような強い態度におされ、明治三年三月の布達(筆者注―本論考で後述する「触書・覚」、史料五)も取消され、…遅れた民間の商業を強力に先導していこうとした政府の通商政策は…ついで去った」と結論づけられている。また間宮「一九六八」

- においては、「書面へ下ヶ札」を明治三年六月頃（一八七〇年七月頃）に新潟県庁に宛てられたものとする誤認がある。崎島（二〇一五）においてもまた、「書面へ下ヶ札」や、やはり後述する「商社門前の掲札」（史料十六）を正確に同定できず、その後の新潟での展開が把握不能となっている。
- (111) 新潟港での米禁輸措置は、一八七〇年二月二十四日、越後内での米の不足が懸念される、として二ヶ月後の実施が予告され、七〇年四月二十六日には予告どおり禁輸が実行された。しかしながら早くも七〇年五月十八日、その懸念が解消された、との理由で禁輸の解除が予告され、同月二十五日をもって実際に解除となった（新潟県編（一九八七））。こうした朝令暮改的ないきさつについて、イギリス領事トゥループは、同年に関する公使館への年次商業報告のなかで、「今秋の収穫期までの米の供給が昨年の収穫で不足がないことは、十分に推測できることであった。そもそも最初からこの理由付けは疑わしいものであった」とし、実際の禁輸及び禁輸解除の理由は、それらによって政府が米の流通を制御し、実質的に自らの独占状態にすることであった、と分析している。
- (112) 一八七〇年初めの時点で、越後北部（岩船郡、蒲原郡）の政府直轄地は水原県を成しており、新潟は水原県の一支局である新潟局の管轄であった。同年四月七日（明治三年三月七日）には水原県が廃止されて新潟県が成立し、県庁は新潟町に移った。併せて、県知事（知県事）三条西公允及び大参事本野盛亨は水原町から新潟町に移った。
- (113) 新潟町は、長岡藩による支配及び幕府の新潟奉行所管轄の時期を通じて、それらの監督のもと町役人が実際の町政を運営しており、検断はその町役人の中の首位者であった（新潟市史編さん近世史部会編（一九九六、一〇三））。この体制は明治になっても引き継がれたが、明治四年九月二十七日、新潟町会所の組織改編に伴って検断職が廃止された（新潟市史編さん近世史部会編（一九九六、一〇三））。
- (114) 「触書・覚」は地方行政庁である新潟局から発出されているが、「日本側通商司史料」によれば、もともとは、新潟通商司が新潟局に発出を要請したものであった。本章第二節を参照。
- (115) 正徳三（一七二二）年以来、新潟港では他の多くの港にもあった船荷への課税が行われており、これを仲（すあい）と呼んだ。仲の対象品目や免除規定は時期により変遷を重ねるが、移出入される取引額の概ね一％が徴収されていた（新潟市史編さん近世史部会編（一九九六、一三三・一三五））。商人相互での口銭（手数料）のやり取りも様々な取引で行われていた（新潟市史編さん近世史部会編（一九九七、八五、一五二、一六六））。
- (116) 大川前通下一之町から横町（現在の上大川前通四番町から十二番町）は、当時の新潟の町並みのもつとも信濃川近くに長く連なる一帯であり、他門店（たもんだな）とも呼ばれた（新潟市（二〇〇四、三二））。大川前通三ノ町から四ノ町にかけては大問屋が軒を連ねていた（新潟市（二〇〇一、九九））。
- (117) 「英国側通商司史料」に記載されている、新潟商社から一万両の寄附申し出に関しては、「日本側通商司史料」には何らの示唆もない。しかしながら、「山城国京都平松家文書」のなかの「平松時厚行政日記」には、明治四年一月十一日（一八七一年三月一日）の出来事の記述として、「新潟通商会社ヨリ年々一万金献上ノ儀願書、願下ケ聞届候事」とある。すなわち、日本側の史料からも、新潟商社から寄附申し出があった、だが、後段で触れる新潟通商司の撤退及び新潟商社の業務縮小という事態を受けて、この申し出が反故にされた、ということ史料上裏付けることができる。
- (118) 現在、新潟市の中心を成す信濃川河口附近には、従来、川を挟んで新潟と沼垂という二つの港町があった。江戸時代初期以来長岡藩の支配下にあり一八四三（天保十四）年に幕府によって上知された新潟は、幕末に至って開港と定められたわけであるが、商業港として発展したその新潟を見捨てるかのように、商用船（廻船）が新発田藩領の米の積出港である沼垂へこそぞって向かった、ということは、新潟の商人にとって極めて大きな打撃を意味する出来事であったと考えられる。
- (119) ここでは、トゥループからの一回目の抗議書翰に対する回答（史料十）が三条西・本野の連名であったのに対して、この二回目の抗議書翰への回答（史料十一）が三条西だけからの発出となっていることに注意を要する。すなわち、後述するが、本野はこの七〇年五月二十八日の時点で東京への出府途上にあつたと推測される。
- (120) 「日本側通商司史料」によれば、新潟県庁は七〇年五月五日（明治三年四月五日）付で外務省に宛てて、通商司・商社が新潟で活動して以来の「掟」「願」「触書・覚」ほか多数の布告文書類を送付していた。本章第二節を参照。
- (121) 「日本側通商司史料」によれば、前掲注（120）のとおり、中央政府は新潟県庁からの関連文書類送付により状況を把握し、これを受けて民部大蔵省が通商司本司官員である原口千健少佐を新潟に派遣した。また、「英国側通商司史料」によれば、イギリス側にとっては七〇年七月上旬に判明することであるが、原口は、大隈・伊藤の連名で新潟県の名和大参事・本野大参事に宛てた七〇年五月十四日付の委任状（史料二十一）を携えて東京を発ち、同月二十日に新潟に到着した。以上は本章

第二節を参照。なお原口の官職は、「英国側通商司史料」の原文では「Shojo」（少掾）と繰り返して記されているので、本論考では、「英国側通商司史料」の脈絡では「少掾」と訳した。ただし、「少掾」は本省における官位名であり、官員録によれば、通商司としては「少掾」は「少佑」にあたる。外交史料館「新潟港米穀津留一件」には「日本側通商司史料」（「新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使ヨリ抗議一件」と同じく「掟」「願」「触書・覚」が掲載されているが、その最初の頁の欄外に「午四月十八日（筆者注・一八七〇年五月十八日） シーボルトより差出」との添書きがある。すなわち、シーボルトは七〇年五月十八日にこれら文書類を日本外務省に渡し、外務省は文書類を民部大蔵省に回付した。文書回付を受けた民部大蔵省は、同二十二日の両国談判に先立つて、その内容につき協議を行っていた。

(123) 民部省から派遣されたこの官員は原口千健である。本文のこの後段に掲げる七〇年六月二日付パークスから本省への書翰で述べられている。本章第二節でも改めて触れる。

(124) 新潟から出府してきたこの官員は古谷節敏と考えられる。「日本側通商司史料」によれば、新潟県庁は七〇年五月五日（明治三年四月五日）付の外務省への書翰の中で、新潟通商司支署の古谷権大佑は、新潟での事情を説明するために明日（すなわち七〇年五月六日）出府する、と伝えていた。本章第二節でも触れる。なお、その後七〇年七月のアダムスによる新潟訪問の後、トゥループが県庁及び通商司支署の官員と会談した際（七〇年七月五日）には、古谷に次ぐ次席の関戸少佑が通商司支署を代表して参会していることから、古谷は七〇年五月の上京の後、任地新潟に戻ることはなかったものと推測される。

(125) 「書面へ下ケ札」は、原史料「日本側通商司史料」では付箋ないし下げ札の体裁ではなく、布告文書類の各々文面のあいだに、朱筆で文言を添える形となっている。また、「英国側通商司史料」では、「掟」「願」「触書・覚」及びこれらへの「書面へ下ケ札」の全文がシーボルトによつて英語に訳出されており、それら全体の表題が「Treasury Minute on the Niigata Papers」とされている。ここでは、「英国側通商司史料」の文脈でこれらを指す際に、「この英語訳に沿つて『大蔵省の注釈書き』という言葉を用いた。すなわち、『書面へ下ケ札』と『大蔵省の注釈書き』とは同一である。

(126) この時期、日本産輸出蚕糸の品質低下が諸外国の懸念材料となつており、アダムスはこの問題への対処のために、前年に続き東日本の主要養蚕地（武蔵・上野・信濃）への調査に赴いていた。その調査報告書（F.O.46/127. No. 136, Parkes to Granville, Sep. 22, 1870）においても、本論考で記した日程が確認できる。

(127) 正確には、ウェーバーとライスナーは商売上のパートナーであり、ウェーバー・ライスナー商会を結成していた。第四章第一節を参照。

(128) 原口が明治三年四月十三日（一八七〇年五月十三日）に東京を出立した、というパークスの記述と、その原口が史料二十三にあるように、大隈・伊藤から新潟県大参事宛ての明治三年四月十四日付のメモを持参した、ということには齟齬があるが、ここでは前者を優先させて記述を進める。

(129) トゥループからの二度目の抗議に対する県庁からの回答書翰（明治三年四月二十八日付、史料十一）では、他の書翰とは違い本野の名がなく、三条西が単独で発信者となっている。しかも「英国側通商司史料」にある七〇年七月五日（明治三年六月七日）付のトゥループからパークス宛て書翰では、「本野は新潟商社門前に告知文が掲げられる少し前に新潟を発つた」と伝えられている。更には、「日本側通商司史料」のなかにある明治三年五月三日（七〇年六月一日）頂上談判の応接記（史料十五）には、「過日新潟より役人出府候様承知いたし候」の箇所にも異筆で「是ハ本野大参事出府之事也」と添え書きされており、本野はこの頂上談判より数日前に東京に着いたことも確認できる。こうしたことから、本野の新潟出立は、まさに明治三年四月二十六日前後と推定される。

第II部

第三章

(130) 外務省調査部編（一九四八（二）、七〇八・七一〇）。イギリス・フランス・アメリカ・オランダ・プロイセン・イタリアに対しては東久世から通知し、ベルギー・スイス・ポルトガル・デンマークに対しては、同日、外国官判事の町田久成から通知。各国からの回答は外交史料館「新潟開港一件并附属書類」。

(131) 新潟における各国領事の任命ないし各国領事館の開設・閉鎖の網羅的な記録は、他の開港・開市の状況とともに川崎（一九八八）においてまとめられている。また、新潟県庁と領事らによる直接的な書翰の往来の形で新潟県編（一九九二）に基本的な記録が残っている。

(132) 外務省調査部編（一九四八（二）、七五八・七六〇）、新潟県編（一九九二、三九八・三九九）。

(133) 新潟県編（一九九二、四〇〇）。

- (134) 新潟県編〔一九九二、四一一〕。
- (135) 新潟県編〔一九九二、四〇八〕。
- (136) 領事の選任方法に関しては、時代を遡及すれば、ヨーロッパ中世において、本国の都市(領城国家)の観念が根ざす以前の都市)が派遣した「派遣領事」と、植民地の商人が彼らのあいだで自主的に選挙した「被選挙領事」があった、とされる(伊藤〔一九五四〕)。本務領事と名誉領事の区分は、そうした起源を反映するものと言える。我が国における幕末・維新期の名誉領事(商人領事)に関しては、さしあたり鈴木〔二〇一八〕を参照。
- (137) F.O. 46/118. Draft, July 6, 1869.
- (138) F.O. 262/312. Troup to Parkes, Feb. 25, 1877.
- (139) エンスリーによる一八七二年報告(本章第二節第三項で抄出)には、越後のほか佐渡・能登・越中・加賀・岩代・羽前に関する詳細な産物リストが掲げられ、またこれらの地域の地形図も付されていることから、これらの地域が新潟領事館の管轄区域であったことが判明する。
- (140) 例えば、一八六九年の新潟に関する商業報告は、The Japan Weekly Mailの「一八七〇年六月四日号」に全文が掲載された。また、新潟を含むすべての開港からの商業報告等は、一括されて、別冊「一八七〇年七月九日に販売された」。
- (141) イギリス外交文書の刊行本としては、例えば「British Documents on Foreign Affairs」(University Publications of America)が一八八〇年代より各年代・各地域に関して広範な刊行を行っている。本論者当該時期の日本に関しては、その中の「East Asia, Vol. 1, Japan and North East Asia 1860-1878」が参考となる。
- (142) F.O. 262/176. Lowder to Parkes, No. 1, Feb. 11, 1869.
- (143) F.O. 262/176. Lowder to Parkes, No. 4, Feb. 13, 1869.
- (144) 以下、領事館の立ち上げにかかるスタッフ配置及び宿舍確保等諸手続きに関しては、F.O. 262/176. Lowder to Parkes, No. 2, Feb. 13, 1869. など。
- (145) 一八六九年二月十一日付で、ラウダーは新潟府知事への書翰で、前日に新潟に着き、「正業寺ヲ当今旅亭トシ、然シテ同寺ヲ岡土館ト定メタリ」と伝えた(新潟県編〔一九九二、三九八〕)。
- (146) 前掲注〔144〕と同。
- (147) F.O. 262/176. Lowder to Parkes, March. 1, 1869. ラウダーはパークスへ、「このたび、日本政府のクーリエが、当地から江戸へ毎月五、十五、二十五の日に差し立てられるよう整えられ、必要があればこれを無料で利用できるよう計らってもらえた」と伝えた。なお、明治新政府による新潟・東京間の文書往復に関しては、一八六九年二月二十日(明治二年一月十日)の段階では、この日付のパークスからの照会に対して、外国官准知事の東久世が、差し立ての日は定めておらず、臨機により差し立てる、行程は凡そ九日である。と回答している(神奈川県編〔一九七〇、一一九〕)。開港後徐々に郵便事情が整えられていった事情が窺える。
- (148) F.O. 262/176. Lowder to Parkes, No. 14, April 15, 1869.
- (149) F.O. 262/176. Lowder to Parkes, No. 16, May 5, 1869.
- (150) F.O. 262/176. Lowder to Parkes, No. 18, June 22, 1869.
- (151) F.O. 46/115. Draft, Feb. 26, 1869.
- (152) F.O. 46/108. Parkes to Clarendon, No. 17, April 29, 1869.
- (153) 六九年八月四日、ラウダーは楠田十右衛門及び水野千波に対して、翌日新潟を出立することを告げた(新潟県編〔一九九二、三九九〕)。
- (154) F.O. 262/116. Lowder to Parkes, No.21, July 31, 1869.
- (155) トゥループの新潟着任に関するF.O. 46/117. Troup to Parkes, Accounts No. 2, Aug. 21, 1869. 新潟到着に関しては新潟県編〔一九九二、四〇〇〕にも記録がある。
- (156) F.O. 46/114. Troup to Parkes, Copy No. 3, Sep. 22, 1869.
- (157) F.O. 46/114. Troup to Parkes, Copy No. 2, Sep. 22, 1869.
- (158) 一八六九年から七〇年にかけての二度の米穀津留に関しては、外交史料館「新潟港米穀津留一件」及び新潟県編〔一九九二〕に基づいて新潟県史、新潟市史で叙述されているが、その成りゆきは近藤〔二〇一九〕が詳しい。
- (159) F.O. 46/126. Troup to Parkes, March 10, 1870. 及びF.O. 46/126. Troup to Parkes, June 11, 1870.
- (160) ブラントン〔一九八六、八八・九八〕を参照。ブラントンは、一八六八年八月に来日し、日本各地の灯台建設に携わったことで知られる建築工学の専門家である。彼の新潟港調査とその後の成りゆきについて、ブラントンは右の著書の中で、「私が提案した計画は、すでにヨーロッパのいくつ

- かの川でも採用されており、効果を上げている。分水路の計画は知的な考察から全く逸脱したものであり、この計画に固執したことは、日本政府の奇怪な対応」という趣旨を記している。
- (161) F.O. 262/176. Troup to Parkes, No. 6, Nov. 8, 1869.
- (162) 新潟県編 [一九九二・一四 - 一六]。
- (163) F.O. 46/130. Parkes to Granville, No. 75, Dec. 30, 1870.
- (164) F.O. 46/158. Adams to Granville, May 14, 1872.
- (165) F.O. 46/131. Troup to Granville, Oct. 1, 1870.
- (166) 前掲注 (162) と同じ。
- (167) 本論筆者が味方尚作の後裔である方から二〇一二年に拝見させていただいた文献である。同家には、この味方尚作が整理した文書類が残されており、それらは、①尚作自身が町会所、新潟県庁、郡役場などから受け取った辞令書及び目録、②領事館が収受した往復文書二十二通(内訳は平松新潟県令からトゥループ宛て四通、公使館等から尚作個人宛等十一通(その差出人はサトウ六通、アストン三通、エンスリー一通、トゥループ一通)、③その他の公的文書等(県庁、税関等から)七通、④尚作本人が執筆した家系本録写、辞令目録一覧、等である。
- (168) 以下の味方尚作に関する事績は、新潟県教育庁編 [一九七〇]、新潟市教育委員会編 [一九七三]による。
- (169) 奈良本 [一九七三・二二四]。
- (170) 観光館に関しては、新潟県教育庁編 [一九七〇・六 - 七]及び新潟市教育委員会編 [一九七三・三一 - 三四]。
- (171) トゥループの富山藩・大聖寺藩出張に関しては、F.O. 46/140. Adams to Granville, Aug. 21, 1871. 「大政類典」第五十九巻、明治四年四月の柿崎県から民部省上申(弁官宛)によれば、トゥループは金沢藩への公用からの帰路、同三月五日(七〇年四月二十三日)、柿崎において罹患した。そして、医師の介抱などによりやがて快方に向かい、同月十二日(七〇年五月一日)に同地を発つて新潟に向かった。また、「平松時厚行政日記」明治三年三月八日条には、「英国岡士ツループ、柿崎ニテ重病ノ趣申来候間、富島秋田出張候事」とある。
- (173) 「平松時厚行政日記」明治三年三月二十一日〔筆者注・一八七〇年五月十日〕条「ツループ、明日出立ニ付、暇乞トシテ出庁候事」。
- (174) F.O. 46/158. Memorandum by Parkes, June 3, 1872.
- (175) キング事件に関しては、新潟市編 [一九三四]をはじめ、新潟の自治体史及び教育史で様々に取り上げられているが、イギリス外務省文書にも関連の記録がある (F.O. 46/139, 140, 152)。
- (176) 新潟県編 [一九九二・四〇一]。
- (177) F.O. 46/145. Adams to Granville, No. 33, Oct. 7, 1871.
- (178) F.O. 46/254. British subjects in Hyogo and Osaka to Adams, Sep. 20, 1871.
- (179) F.O. 46/145. Adams to Granville, No. 34, Oct. 21, 1871.
- (180) 「味方家系本録写」に「トゥループは、明治四年八月渡嶋国箱館湊領事ニ転任ニ相成リ…当湊ヲ辞シ…任地ニ赴カル…留守飯館ノ、則チ予並ニ下役真田繁太郎ト俱ニ守衛ス」とある。
- (181) F.O. 262/234. Enslie to Adams, May 28, 1872.
- (182) 居留取極第三条に基づく運送船の配備に関しては、適当な船を種々物色した結果、神奈川にあった建造中の新船を夷港まで運び、組立・修理の後、明治四年七月に新潟へ回航した。その後、乗組員を確保し、明治五年五月に運用開始された(伊東 [二〇一八])
- (183) 新潟県編 [一九九二・三二六 - 三二六]。
- (184) F.O. 46/155. Enslie to Watson, Aug. 1, 1872. エンスリーは、この報告の冒頭で、報告は、昨年、来たる条約改正に向けての状況を報告するよう、公使から各領事へ同文公信による指示があったものに対する回答である、と記している。
- (185) F.O. 46/158. Watson to Granville, Sep. 3, 1872.
- (186) ラウダーの離職に関するF.O. 46/158 21連の経緯がある。
- (187) F.O. 46/158. Lowder to Watson, Sep. 5, 1872.
- (188) F.O. 46/158. Watson to Granville, Sep. 12, 1872.
- (189) F.O. 46/158. Watson to Enslie, Sep. 6, 1872.
- (190) 新潟県編 [一九九二・四〇一]。
- (191) F.O. 262/295. No. 8, Encl. 3, Enslie to Leysner, Sep. 30, 1872.

- () F.O. 46/171. Draft, July 1, 1873.
- () F.O. 46/171. Troup to Undersecretary of State for Foreign Affairs, Nov. 14, 1873.
- () F.O. 46/186. Troup to Derby, June 3, 1874.
- () F.O. 46/183. Gubbins to Parkes, Oct. 17, 1874.
- () F.O. 46/194. Woolley to Parkes, Oct. 4, 1875.
- () 前掲注 (19) ヲ回シ。
- () F.O. 46/194. Parkes to Derby, Oct. 18, 1875.
- () F.O. 46/197. Troup to Undersecretary of State for Foreign Affairs, Jan. 11, 1875.
- () F.O. 46/206. Parkes to Derby, No. 108, June 29, 1876.
- () 新潟県教育庁編「一九七〇'一四七-一五二」。
- () F.O. 46/211. Troup to Derby, Oct. 7, 1876. また「味方家家系本録写」には「明治九丙子年六月
中、英国領事ギートス・シループ氏ヨリ、当湊へ再任セララルベキ旨ニテ、去ル明治八乙亥年十月中、
来状依頼ノ趣キ、当湊在留独ニ国領事エト、ラ井ス子ール氏、同ウ井バー氏ヨリ伝達ニ依リ、又度々
書翰ニヨリ、遂ニ職ヲ果シ辞シ、実ニ明治九丙子年六月二十八日ナリ」とある。
- () F.O. 262/295. Troup to Parkes, Jan. 17, 1876.
- () F.O. 262/295. Troup to Parkes, Feb. 2, 1876.
- () F.O. 262/295. Troup to Parkes, April 20, 1876.
- () F.O. 262/295. Troup to Marshall, July 15, 1876.
- () 前掲注 () ヲ回シ。
- () 前掲注 (206) ヲ回シ。
- () 新潟市「小田氏旧蔵山ノ和正氏所蔵文書」。
- () 前掲注 (206) ヲ回シ。
- () F.O. 262/295. Troup to Parkes, No. 5, July 4, 1876.
- () F.O. 262/295. Troup to Parkes, No. 8, Encl. 1, Leysner to Troup, July 25, 1876.
- () 以降、副領事館新設に關シテ F.O. 262/295.
- () F.O. 262/312. Troup to Parkes, Feb. 25, 1877.
- () F.O. 46/222. Parkes to Derby, March 5, 1877.
- () トゥループの長崎領事任命及び實際の転任に關シテは、F.O. 46/222 及び F.O. 262/312.
- () F.O. 46/222. Draft, Aug. 22, 1877.
- () F.O. 46/222. Parkes to Derby, Dec. 10, 1877.
- () 「味方家家系本録写」には「この間に關シテ、「我カ主人ツループ氏ハ、亦タ長崎湊領事ニ転任
セラル、…当領事飯館ノ、同君ノ命ヲ以テ、交代領事セラムジヨウ井ルキンソン氏ノ着湊迄ハ、予
カ預リ守衛セリ」云々。
- () 新潟新聞 明治十一年四月十九日。
- () F.O. 262/329. Parkes to Robertson, April 3, 1878.
- () 新潟県編「一九九二'四〇四」。
- () 味方家資料には「この間に公使館から新潟領事館が受け取った公信・他港の領事報告等が残され
し云々。
- () F.O. 46/231. Parkes to Salisbury, No. 121, Encl., Enslie to Parkes, Oct. 31, 1878.
- () 前掲注 (22) ヲ回シ。
- () F.O. 262/313. Parkes to Enslie, July 1, 1878.
- () F.O. 46/231. Parkes to Salisbury, No. 121, Nov. 25, 1878.
- () F.O. 262/313. Parkes to Enslie, Oct. 19, 1878.
- () 新潟県編「一九九二'四〇五」。
- () 前掲注 (23) ヲ回シ。
- () F.O. 262/343. Woolley to Parkes, Sep. 22, 1878. 及び新潟県編「一九九二'四〇五」。
- () F.O. 262/344. Parkes to Woolley, No. 11, Sep. 13, 1878.
- () F.O. 46/194. Woolley to Parkes, Oct. 8, 1879.
- () F.O. 46/248. Kennedy to Salisbury, No. 197, Nov. 12, 1879.

- (45) F.O. 46/194. Parkes to Wooley, Sep. 13, 1879.
- (46) 新潟市「小田氏旧蔵山下和正氏所蔵文書」。
- (47) 新潟県編「一九九二、四〇六」。
- (48) F.O. 262/343. Parkes to Wooley, Oct. 18, 1878.
- (49) 新潟県編「一九九二、四〇六」
- (240) F.O. 46/282. Memorandum, Nov. 28, 1881.

第四章

- (241) 開設期間(領事館の始期・終期)に関しては、例えば新潟市編「一九六九、一五九」では「明治二年一月六日、A・Dライスネルがドイツ国北部連邦の領事に任ぜられ、同年八月十一日新潟に着任した」とし「明治七年七月、A・Dライスネルは領事を罷免され新潟を去った」とされている一方で、「明治十年一月三日、ドイツ帝国領事館を下大川前通三の町四一四二番地に移転した」とされ、一見矛盾した記述になっている。新潟県編「一九八七、四三五」は、その開設年月日を「明治二年一月六日」、閉鎖年月日を「不明」としている。新潟市史編さん近代史部会「一九九六、三七・三八」に至り、領事館設置期間を「明治二年八月から明治十五年七月まで」と正しく改めている。地元編纂書以外での領事館開設期間に関する記載は、例えば生熊「一九九一、五〇」では一八六九年から一八八四年まで、Mathias Koch, Sebastian Conrad「二〇〇六、三〇五」では一八七四年から一八八四年まで、¹⁾とされている。
- (242) 「Personal und Verwaltung, Niigata 1868-1886」 R 252881」(人事及び管理。新潟、一八六八年・一八八六年)。
- (243) クレーフェルト市文書館所蔵 出生証明書(Geburtsurkunde), Bestand 24 Standesamt Reg. Nr. 1371/1927,
- (244) Stammtafel alter Krefelder Familien (Bestand 70, Nr. 1155) 及び Nr. 16 Leysner^o。
- (245) Krefeld, Die Geschichte der Stadt, Band 3, 九九-一〇三。
- (246) クレーフェルト市文書館所蔵 住民登録簿(Einwohnermelderegister) 1858-74, Bestand 4, Nr.2149.
- (247) ライプツィヒ在住の日独交流研究者ベルント・レーパッハ(Bernd Lepach)氏によれば、駐日スイス領事兼商人であったドゥメリーン(Arnold Dumelin)が残した文書のなかに、「ドゥメリーン自身の来日に関して「私は一八六六年五月十九日にライスナーと同じ船で横浜に着いた」と記されているという。私がレーパッハ氏からこの記述の典故として示唆を受けたのは、チューリッヒ大学ハンス・トムセン(Hans Thomsen)教授により二〇一五年にスイスで発見されたドゥメリーン文書であるが、一八六六年以降の書類類からなる一、〇〇〇頁以上に及ぶその膨大な資料群のなかから、本論筆者はまだライスナー関連の記述を見出してはいない。
- (248) 第二次世界大戦前、日本や中国で発行された英文の年鑑(西洋人が居留する各地等における人名・社名・統計資料等)は、一般に「ジャパン・ディレクトリー」と総称される。数種類が発行されており、年代によっても掲載内容が変遷している。開港後、明治前半期の新潟に関しては、①ディレイリー・プレス社(香港)が発行した「The Chronicle & Directory for China, Japan & the Philippines」(一八七四年以降に新潟の欄がある)²⁾ ジャパン・ガゼット社(横浜)が発行した「The Japan Gazette Directory / The Japan Directory」(一八七五年以降に新潟の欄がある)³⁾ ジャパン・ラルド社(横浜)が発行した「The Japan Herald Directory」(一八七七年、一八七九、一八八〇の各年版に新潟に関する掲載あり)の三種類を参考に行うことができる。本論考では、これら三種につき、①を「ジャパン・ディレクトリー(香港ディレイリー版)」、②を「ジャパン・ディレクトリー(横浜ガゼット版)」、③を「ジャパン・ディレクトリー(横浜ラルド版)」と略称する。ジャパン・ディレクトリー」は居留地の動向に関する貴重な史料であるが、新潟の欄の掲載がもっとも早いものでも一八七四(明治七)年からである(「ジャパン・ディレクトリー(香港ディレイリー版)」)ことからも察せられるように、多数の西洋人から遠く隔たった環境において、情報の行き来に限界があったであろう新潟に関しては、内容を仔細に確認すると誤植と考えられる記載や年鑑どうしの齟齬が見られる。そのため、具体的な人物の動向を追うためには、他史料と照合するなど十分留意して用いる必要がある。また、西洋諸国の新潟に対する関心の後退を反映して、一八八〇年代半ばからは新潟の扱いが極端に小さくなっていく。
- (49) 「ジャパン・ディレクトリー(香港ディレイリー版)」一八六八年版。
- (250) 「ジャパン・ディレクトリー(横浜ガゼット版)」一八六九年版。
- (251) 一般には「Textor」と表記されるが、¹⁾では当該史料のまま「Texter」とした。

- (252) 外交史料館「新潟居留和蘭人「スネル」ヨリ会米両藩へ係ル銃器売渡代価並新潟戦争ノ際官軍ノ掠奪ニ係ル物品代価要償一件」。
- (253) 「ドイツ新潟領事館関係文書」。
- (254) 前掲注(253)と同じ。
- (255) 前掲注(253)と同じ。また、外交史料館「在本邦各国領事任免雑件 独国之物部 第一巻」。
- (256) The Japan Times Overland Mail, Aug. 9, 1869.
- (257) 前掲注(253)と同じ。
- (258) 前掲注(253)と同じ。また、外交史料館「在本邦各国領事任免雑件 独国之物部 第一巻」。
- (259) 新潟県編「一九九二、四一〇」。
- (260) 新潟県編「一九九二、三」。
- (261) 外交史料館「在本邦各国領事任免雑件 独国之物部 第一巻」。
- (262) ライスナーによる館務報告の多くからは、彼がその年の公金収支報告を添付書類として提出した様子が窺えるが、原史料においてその公金収支報告の記載自体が確認できるのは一八七七年に関する報告だけである。この年は、収入として、個人・法人の登録料(各々一件当たり一円五十銭(六七五マルク))が挙げられている(本論考末尾の付録2を参照)。
- (263) 「ジャパン・ディレクトリー(香港デイルー版)一八七八年版以降」。
- (264) 新潟県編「一九九二、三」に「(明治二年)八月十一日(筆者注一八六九年九月十六日)、獨乙北部連邦領事館ヲ本町四之町池田屋市三郎貸家、同国商ウエーブル借用ノ部内ニ置く」とある。
- (265) 新潟県編「一九九二、一八」によれば、明治四(一八七二)年十二月の新潟県から国(外務省)への報告では「建家三十六坪七合五勺、土蔵壹棟十四坪、総地九十五坪五合」がライスナーの居所とされている。一方、明治七(一八七四)年九月の新潟県から国(内務省)への報告では「本町通七番町四百六十四番にある三十六坪七合五勺」の建物は、ウエーバーが一八七〇年十一月五日に借り受けており、同じ地番の十四坪の建物は同じ七〇年十一月にライスナーが借り受けている(新潟県編「一九九二、二二・二四」)。また、ウエーバーに関しては、明治四(一八七二)年九月の新潟県から国(外務省)への報告では「本人所持の建家がある九十坪二合五五」が居所とされ(新潟県編「一九九二、一八」)、明治七(一八七四)年九月の新潟県から国(内務省)への報告では「本町通七番町四百六十五番地にある九十二坪余」の土地をウエーバーが借り受けている(新潟県編「一九九二、二三」)(表34を参照)。以上を総合すれば、ライスナーはウエーバー住家の隣にあるウエーバー名義の家屋(約三十六坪)に居住していたと考えられる。なお、本町通七番町の四百六十四番地、四百六十五番地に該当する地番は現在ない。これらの番号は当時の建物に付された番戸であったと考えられる。
- (266) 新潟県編「一九九二、四二」に、ライスナーから永山新潟県令に宛てて「獨乙帝國領事館之儀、今般下大川前三ノ町四十一番地へ移転候間、此段御通知申進置候、以上、新潟ニテ、千八百七十七年一月三日」とある。もつとも、下大川前通三ノ町「四十一番地、四十二番地」とは当時の建物に付された番戸と考えられ、地番でない。そもそも下大川前通三ノ町には二桁の地番や四〇〇番台の地番はかつても現在も存在しない。
- (267) 「新潟町会所文書」(簿冊141、史料番号五九二・一)「外務書類(綴二)のうち「外国人雇人石川マキ及其娘保護ノ件」。
- (268) 新潟新聞 明治十五年七月一日。ライスナー宅、すなわちドイツ領事館建物のもので考えられる「貸家広告」は、北村庄吉なる男からのものであるが、ここでは、「新潟区下大川前通三ノ町、三菱会社北隣」にある家屋二ヶ所及び土蔵二ヶ所を「廉価に貸渡」す旨が広告されている。
- (269) 「ドイツ新潟領事館関係文書」及び外交史料館「在本邦各国領事任免雑件 独国之物部 第一巻」に掲載されている。
- (270) ドイツ(プロイセン・北ドイツ連邦)の公使館の所在地は、明治維新後の一八七〇年頃には横浜の山手居留地内とされていたが、一八七二年五月より東京・永田町一丁目へ移転した(川崎「二〇一一、五一・五二」)。
- (271) 横浜税関編「一九〇四、二四四、二五五」。
- (272) Mathias Koch, Sebastian Conrad 編「二〇〇六、三〇五」。
- (273) 横浜税関編「一九〇四、一三〇」。
- (274) 新潟県編「一九八七、四六九、四七四」。
- (275) 新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、一七二」。
- (276) 外交史料館「在本邦各国領事任免雑件 独国之物部 第一巻」。

- (77) 「ドイツ新潟領事館関係文書」。
- (78) The Japan Weekly Mail, Oct. 11, 1879.
- (79) 領事ライスナーの弟(アルトウール・モーリッツ・エーベルハルト・ライスナー Artur Moritz Eberhard Leysner)の妻ヨハンナ・マティルデ・ライスナー Johanna Mathilde Leysner (旧姓ケトウゲン Kötigen) が記した日記に基づく。筆者は、日記筆者の曾孫にあたるリェトガー・ケトウゲン氏の御厚意により、この日記を閲覧させていただいた。
- (280) 前掲注(279)と同じ。
- (281) クレーフェルト市文書館所蔵 Bestand 70 Nr. 1155 Stammtafel alter Krefelder Familien, Nr. 16, Leysner.
- (282) クレーフェルト市文書館所蔵 Bestand 70 Nr. 1155 Stammtafel alter Krefelder Familien, Nr. 10, Hoeninghaus.
- (283) 外交史料館「幕末カラ明治初年マテ各国トノ往来翰」。明治七(一八七四)年三月六日に「総領事ライス子ル陸行免状願」とあり、更に同年四月十一日には「総領事ライス子ル陸行免状請求」とある。明治十四年九月十四日、ライスナーは新潟税関に対して翌日東京に向けて出立すること、及び不在中はヘーニクハウスが領事職を代理すること、を伝えた。
- (284) 新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、一五〇」。
- (285) The Japan Gazette, March 29, 1880.
- (286) 新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、一七七-一七八」。
- (287) 「ジャパン・ディレクトリー(香港ダイリー版)」一八七八年版以降。
- (288) 新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、一六六」。
- (289) 新潟県編「一九九二、六四、一三二」。
- (290) 「ドイツ新潟領事館関係文書」。
- (291) 前掲注()と同じ。
- (292) 前掲注()と同じ。
- (293) 前掲注()と同じ。
- (294) 前掲注()と同じ。
- (295) 前掲注()と同じ。
- (296) 外交史料館「在本邦各国領事任免雑件 独国之部 第一巻」。
- (297) 前掲注(296)と同じ。
- (298) 新潟新聞には明治十五年五月二十八日に「当区下大川前通り三ノ町の獨乙国領事ライス子ル氏は、今度横浜港へ移住さるゝに付、居宅土蔵とも売却ひ、近々のうち、家族を携さへ同港へ出起さるゝといふ」との記事があるのをはじめ、ライスナーがまもなく新潟を去ることに關する記事が六月二十四、二十三日にも見られる。記事の内容が後で取り消されているものもある。
- (299) 「新潟町会所文書」(簿冊141、史料番号五九二-1「外務書類(綴)」)。
- (300) 新潟新聞 明治十五年七月十九日。
- (301) 「ドイツ新潟領事館関係文書」。
- (302) 前掲注(301)と同じ。
- (303) The Japan Weekly Mail, Aug. 12, 1882.
- (304) 前掲注(303)と同じ。
- (305) ライスナーの義妹ヨハンナ・マティルデの日記に基づく。前掲注(279)を参照。
- (306) 前掲注(305)と同じ。
- (307) クレーフェルト市文書館所蔵 Bestand 70, Nr. 1155, Stammtafel alter Krefelder Familien, Nr. 16, Leysner.
- (308) クレーフェルト市文書館所蔵 住民登録簿 (Einwohnermelderegister) 1858-74, Bestand 4, Nr. 2149.
- (309) 「ドイツ新潟領事館関係文書」。
- (310) クレーフェルト市文書館所蔵の同市住所録 (Adrebbuch) には、一八九一年版までライスナーの職業が「Prokurist (支配人)」と記載されているが、その後は「Rentner (年金生活者)」に変更される。
- (311) クレーフェルト市文書館所蔵 死亡登録簿 (Sterberegister) Bestand 24 Standesamt Reg. Nr.

1371/1927,

(312) ツァッペによるこれらの数字は、他の史料と照らし合わせれば、明らかな誤認と考えられる。

小括

(313) 戊辰戦争時に新潟で商業活動を行っていたと考えられるドイツ商人としては、クレマー（外交史料館「横浜居留独逸国人「クレメル」ヨリ新潟戦争ノ際官軍ノ掠奪ニ係ル商品要償一件」、ゲルトナーなどが推測される。なお、他にはイタリア・アメリカ・フランスの商人らの存在が諸史料から推測される（西田（二〇一九（二）））。

(314) 日本側史料においては、領事としてのライスナーの活動に関して、一八七〇年の新潟通商司に対する抗議、一八七三年の新潟丸運航にかかる規則の協議などが、新潟県編（一九九二）によって比較的詳しく記録されている程度である。

第Ⅲ部

第五章

(315) 一八六九年末・翌七〇年初めの時点での居留者の状況については、この明治二年十一月外国人改めに加えて、第一章第二節で取り上げたように、イギリス領事代理トゥルーブによる「一八六九年末時点の外国人は十七名」との記録があり（前掲注（100））、両者はほぼ一致する。更には、外交史料館「新潟開港一件并附属書類」の中に、明治二年十月付の新潟官員（児島謙蔵）から民部省への建言において、「当今居留之洋人二十余名」とある（新潟県編（一九八〇、一〇六〇））。外国船往來がない厳冬期の居留者数の増減は考えづらいので、これらの外国人が開港後最初に迎えた新潟で冬を過ごした、とみなしてよからう。

(316) 内閣記録局編（一九七八、三六〇）。

(317) 本論考における開港開市を俯瞰した制度的整理は大山（一九六七）による。なお、大山は三つの本来の開港（函館、神戸、新潟）における雑居地成立過程の相違について、函館を「慣行上の雑居地」、神戸を「約束上の雑居地」、新潟を「取極上の雑居地」という用語で説明している。

(318) 新潟県編（一九九二、二四八）。

(319) 正式開港後の新潟港に最初に現れた外国船は、一八六九年五月十八日（明治二年四月七日）に入港したイギリス帆船スタッグであった。第一章第二節を参照。

(320) 新潟市編（一九六九、一四三）に所載。同書では、この外国人名簿の典拠が記録されていないが、新潟市が所蔵する「窪田町平田氏収集文書」の中に、開港時に新潟税関詰の少属心得であった渡邊保による「手扣」を、原稿用紙に筆写した外国人名簿が残されており、その「巳十一月改」の名簿は新潟市編（一九六九）のものと一致する。

(321) 注（315）を参照。

(322) 新潟県編（一九九二、二五一）。

(323) 外交史料館「外国人二地所家屋売渡賃入等禁止布告一件」に所載。

(324) 表34は新潟県編（一九九二、一七・一九、二三）をもとに作表した。

(325) 「規則協議一件」では、しばしばこの「粗漏ノ約定」という言葉を用いた文書が現れる。

(326) 明治四年十二月から翌五年一月にかけての新潟県と外務省とのやり取りに関しては、すべて新潟県編（一九九二、一九）による。

(327) 「新潟町会所文書」（簿冊95、史料番号五二五・三「約定書（新町の地所貸借につき）」）。

(328) 新潟県編（一九九二、一九）。

(329) 「新潟町会所文書」（簿冊107、史料番号五二四・四「地所貸借約定書類」）。

(330) 新潟県編（一九九二、二二）。

(331) 一部外国人に居留地外における居住を例外的に認めたこと、及びそこから派生した居留地外居住問題の発端に関しては、外交史料館「官私雇外国人家屋相对貸借取扱参考書」による。

(332) 梅溪（二〇〇七、二二一）。

(333) 以下の東京に関する事情は、東京都編（一九五七、二九八・三〇一）による。

(334) 原文は、外交史料館「官私雇外国人居留地外地所家屋相对貸借取扱参考書」に所載。

(335) このあと本論では、「外国人の居留地外居住問題」について、新潟での展開に絞って追うことになる。参考までに、この問題全般のその後の流れについて、外交史料館「官私雇外国人家屋相对貸借

取扱参考書」及び大山（一九六七）に沿って以下のとおりその概要を記す。外国人の居留地外居住は、一八七四（明治七）年八月の太政官布告第八十五号により、事前許可制という制限を設けることで正式に認められた。しかしながら、外務省は本布告により居留地外での相對借家が認められるのは官雇外国人だけ、と解釈する一方、内務省は官雇私雇ともに対象とすべき、と主張し、運用にあたって解釈の相違をみた。外務省の見解には、そもそも居留地外で不法に商業活動を行おうとする者が紛れ込む事例はおもに私雇の御雇い外国人のもとにおいてである、との疑いが前提にあった。一方の内務省は、官雇と私雇とで扱いが異なるのは好ましくない、との立場であった。両省は一八七七（明治十）年に至るまで種々協議を行ったが、同年三月の太政官布告第二十七号により、私雇外国人の居留地外居住の許可は外務省の所管事項とされたことから、外務省はこれら外国人につき許可基準を定めて一件ごとにその可否を判断することとし、政府の見解と所管の整理としては一応の着地を見た。やがて我が国の発展とともに御雇外国人の人数自体が減少するなか、「外国人の居留地外居住問題」は、最終的には改正条約の施行に伴う一八九九（明治三十二）年の居留地制度の廃止により消滅した。

(336) 原文は、「規則協議一件」に所載。

(337) 表35に示した四件の貸主（日本人）については、いずれも不詳である。

(338) パームはエディンバラ医療伝道会に所属するイギリス人宣教師であった。一八七五（明治八）年春から一八八三（明治十六）年秋までの約八年半のあいだ新潟に居留し、地元の人々への伝道と治療につとめた（新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、四〇、一三七・一三九」、本井「二〇〇六」）。

(339) ミオラはイタリア人で、もともと一八七四（明治七年）に新潟を訪れたフランス曲馬団の一員であったと言われている。その曲馬団から新潟に置いていかれてしまった、とされる彼は、やがて肉屋を開業した。ミオラが提供する当時珍しい牛肉や牛乳は地元の人々に好まれ、彼の店はまもなく西洋料理店へと発展した（新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、四二二」）。

(340) ファインソンはイギリス聖公会の宣教師として一八七四（明治七）年に来日した。翌七五（明治八）年五月から八二（明治十五年）六月までの約七年にわたり新潟で布教活動を続けた。その後も横浜、大阪、北海道で長らく日本での伝道に携わった（本井「二〇〇六」）。

(341) ドロアールはパリ宣教師会の宣教師で、一八七四（明治七）年後半に新潟に赴任してから一八八四（明治十七）年秋までの約十年を新潟と佐渡での布教に費やした（新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、一三八」、新潟県プロテスタント史研究会「一九九三」）。

(342) 渡邊喜平は地元の商人で、米屋であったとも洗濯屋であったともされる。ここで叙述する出来事より四年前にあたる一八七二（明治四）年にもフランス人宣教師エヴラールに部屋を貸し与えていた。また、渡邊は後年になってキリスト教に入信し、函館のトラピスト修道院で生涯を閉じた（新潟県プロテスタント史研究会編「一九九六」）。

(343) 新潟裁判所は、一八七五（明治八）年四月にその設置が布告され、同年六月二十二日に開庁した。初代裁判所長の六等判事堤正巳は、一八九一（明治二十四）年の大津事件の際に大審院法廷での裁判の裁判長をつとめた法官である。また、新潟裁判所第一支庁は新潟区を管轄する裁判所として一八七六（明治九）年三月五日に設置された（新潟市編「一九三四、八三七・八三九」）。ここでたどるドロアール借家騒動は、新潟での裁判所制度のまさに黎明期に起こった出来事であった。

(344) 「規則協議一件」では、この堤による「通常民事の判決」がいかなるものであったかについては触れられていない。

(345) ここでの外務省と内務省との議論は、外国人がしばしば日本の行政に服さなかった、という当時の状況を背景としている。すなわち、不平等条約下において、日本政府は外国人が日本の行政規則を遵守すべきことを貫徹し得なかった。そのため、政府が行政規則を制定しようとする際には、その規則の円滑な運用を担保するため、諸外国と事前に協議を行わざるを得なかった（井上「一九五五」）。このことは、条約改正交渉において、解決すべき大きな課題であると認識されていた（五百旗頭「二〇一〇」）。こうした事情が、「市区全域が雑居地である場合に外国人が地家貸借に関する日本の行政規則を遵守しないようでは、新潟の一般行政に大いに不都合が生じるので、あらかじめ私人のあいだの貸借契約のなかで外国人の遵法性を確保しておきたい」とする内務省の立場に結びつくわけである。

第六章

(347) 「新潟町会所文書」、及びイギリス外務省文書（F.O. 2621295）に一連の経緯がある。

(348) 「新潟町会所文書」（簿冊95、史料六三三「ドイツ人エチ・コーフへ家屋貸渡約締書」）。

- (348) 「新潟町会所文書」(簿冊107、史料番号五二六・一「地所貸借約定関係諸書類綴」)。
 (349) 「新潟町会所文書」(簿冊95、史料番号五二四・一「地所貸借約定書類(二通)」)。
 (350) 「新潟町会所文書」(簿冊137、史料番号五七六「フランス人イブラルドとの畑地貸借関係諸書類綴」)。
 (351) 以下は、「規則協議一件」に基づく。
 (352) 「新潟町会所文書」(簿冊141、史料番号五九二・一「外務書類(綴)」では三月二十七日とされる。
 (353) 「新潟町会所文書」(簿冊141、史料番号五九二・一「外務書類(綴)」)。
 (354) 牧岡鉄弥については本井(二〇〇六)。
 (355) 内務省は一八八〇(明治十三年、新潟県庁を通じて、新潟区雑居地域における外国人への土地家屋貸渡しの実態調査を行っていた(「規則協議一件」)。貸借期限を五十年まで認めるとの内務省の方針転換は、この実態調査を踏まえてのことと考えられる。
 (356) 新潟での外国人借地問題を処していく際のこの観点での考慮は、すでに森有礼が示唆していた。「規則協議一件」によれば、少し遡る一八七七(明治十一年、内務省が現地外国領事と協議のうえ規則を定めるよう新潟県庁に指示したにもかかわらず、県庁が領事との協議なしに約定書雛形(史料六十)を作成したことに、イギリスが強く抗議した際、内務省は、この抗議を受けて、約定書雛形はとりあえず取り消すよう新潟県庁に指示する旨を外務省へ合議した。この時、外務卿代理の立場にあった森は、同年六月十三日付の内務省への回答において、この内務省からの合議を了解しつつも、彼の見解を添えた。本件規則は我が国民を律するためのものである、その規則を定めるにあたって外国領事と協議すべき、という内務省の指示が、結果として我が国の自治に対する外国の介入を招かぬよう十分に注意すべきである、というのがその趣意であった。長文となるが、以下に原文を示す。
 「元來同港於テハ別ニ外国人居留地ノ取設ハ無之候得共、既ニ居留取極書ヲ以経界ヲ定メ、其画
 中ニ在テハ外国人正當ナル所用ノ為メ地面ヲ借受ルコト勝手次第タルベシ、ト明許セシ上ハ、官
 庁ヨリ公然其筋ヘ約定案ヲ下達シ、是然共右ヲ照準シ結約為致候様トノ義ハ、我法令ノ配下ニ居
 ラサル外国人ニハ容易ニ施ス能ハサル筋ニ有之、所謂勝手次第ノ意ニ有□□キ候□ヨリ、過般及
 御照會通、英國公使ノ論議ヲモ来タシ候事ニ存候、乍然該港人民ノ如キハ、未タ外国人ヘ対シ地
 家賃借等ノ件慣熟不致ヨリ、自然粗漏ノ約定取結置、後日ノ紛糾ヲ生シ候様ニテハ不都合ニ付、
 右結約方ハ地方ノ公理ニ違反セサル様、其筋ヨリ人民ヘ教諭致候義ハ、敢テ差支ノ筋ハ無之候間、
 右ノ意ヲ差含居候様、県令ヘ御通達有之度候、將又約定案県令ヨリ各領事ヘ遂協議決定候様トノ
 事ハ不好義ト存候、何トナレハ、該約定案性質ハ前書ノ如ク我人民ヘ教諭スル迄ノモノニ有之、
 人民伶俐ナラハ我県官スラ強テ差図スルニ不及モニ有之、然ルヨ一旦領事ト商議決定候上ハ、則
 彼我共立規則ノ類ニシテ、將來該約定中ノ趣意ヲ改正セントスル毎ニ彼ヘ協議セサルヲ不得、則
 新潟居留取極書ヘ別ニ新約ヲ添ヘタルモノトナリ、外国領事ヲシテ我内治ニ立入ラシムル姿ニ相
 成候条、先例有之ノ場所ハ暫差置、新潟ノ如キ新創ノ地ヘハ成丈右ノ弊習ヲ生セサル様致度候、
 尤県令ヨリ領事ヘ公然書面等ノ往復ヲ為サス、談話ヲ以其意見ヲ承ク等ノ義ハ交際上或ハ然ルヘ
 キ事ニテ、實際施行ノ節差支ヲ生セサル一策ニ有之、其辺県令於テ厚注意候様御達置有之度、此
 段回答申進候也」
 (357) 以下、条約改正予備會議に關しては、外務省調査部編(一九四八(三))による。パークス、井上
 などの發言は筆者が要約したが、全文は右史料及び大山(一九六七)に所載されている。
 (358) F.O. 262/392. Fyson to Parkes, Feb. 20, 1882.
 (359) F.O. 262/394. Parkes to Fyson, Feb. 27, 1882.
 (360) F.O. 262/392. Fyson to Parkes, March 7, 1882.
 (361) F.O. 262/392. Fyson to Parkes, June 29, 1882.
 (362) パームが「山手」と呼び、ライスナーが「砂山の遊園」と呼ぶ地所は、前章以降何度か述べた「一
 番山の三筆」のことである。このことに關して、パームは六月二十四日付のファイソンへの書簡の
 なかで、更なる事情を概ね次のように明かしている(F.O. 262/392 Fyson to Parkes, June 29, 1882,
 Encl. Palm to Fyson, June 24, 1882)。「この地所は一八七二年にライスナー氏とウェーバー氏に
 貸し渡された。県庁ではこれを取り戻そうとして種々手を尽くしたが、結局はできなかった。もと
 もとこの地所の金額は二十円を超えないものであったが、県庁では莫大な金額をもつてライスナー
 氏に返還を申し込んだ。しかしライスナー氏はこれを拒んだ。本日ライスナー氏に聞いたところでは、
 同氏はこの借地を九十九年の期限に改めようと談判中とのことであった。またコッホ氏のほう
 は、地所を日本人の名前で買い取ろうと考えているとのことであった」

- (663) F.O. 262/392 Fyson to Parkes, June 29, 1882. Encl., Leysner to Fyson, June 25, 1882
- (364) なお一方の日本側では、「規則協議一件」によれば、パークスが予備会議で本件を取り上げた後の七月四日、外務省が内務省に対して、新潟での外国人への土地家屋貸渡し状況について照会した。これに対して内務省は七月六日付の文書で、明治十三年に新潟県に命じて実施していた土地家屋貸渡しの実態調査を外務省へ渡した。日本側は、こうして新潟の実態把握に努め、これに基づいて七月十八日会合で塩田が発言したわけである。
- (365) 七月十八日会合の議事録にはパークスの発言が記録されていない。彼はこの会合で本件について発言しなかったものと考えられる。先の会合で問題提起の熱弁をふるったパークスが、何故この会合では発言しなかったのであるのか。本論筆者は、パークスは内地開放宣言と新潟での外国人借地問題との関連性について、後の会合で井上の見解を直接確認したかったからなのではないか、と推測する。パークスは、塩田の「内地開放を含めた条約改正の実現を図れば、新潟の問題はおのずと解決する」という趣旨の発言について、後日、本国への報告のなかで「内地開放といった大きな課題が実現するまでのあいだ、なぜ新潟の外国人が現条約下で認められている権利を奪われたままではないか、塩田氏の発言が理解できなかった」と記している(F.O. 262/397. Parkes to Granville, Jan. 26, 1883)。パークスは、塩田が述べた「日本政府としての『詳細な答文』なるもの内容について直接井上から説明を受け、更に議論することを望んでいたのではないか。しかしながら、予備会議においてそのような機会は訪れなかった。」
- (366) 以下、佐渡夷港の官営倉庫をめぐる記録に関しては、他に注記がない限り外交史料館「佐州夷港二設アル外国人へ貸納屋取毀方外国公使へ協議一件」による。
- (367) 内閣記録局編〔一九七八、三六〇〕。
- (368) 外交史料館「税関事務関係雑件」によれば、一八八五(明治十八)年四月十四日付で松方大蔵卿が井上外務卿に対して、「新潟開港以来、外国人之ヲ使用セシム、明治三年正月蘭人某一回、同六年九月及同七年十二月獨逸人某各一回、即ち都て三回ニシテ、爾後外国人ノ之ヲ使用スル者有ルコト無シ」と、当該倉庫の使用が極めて稀であることを伝えている。
- (369) F.O. 262/397. Parkes to Granville, Jan. 26, 1883.
- (370) F.O. 262/543. Parkes to Inoue, Draft No. 3, Jan. 10, 1883.
- (371) 「夷港貸納屋ノ一件」。
- (372) F.O. 262/543. Parkes to Inoue, Draft No. 22, March 14, 1883.
- (373) 「規則協議一件」。
- (374) 本省グランヴィル外相からの訓令(F.O. 262/395. Granville to Parkes, No. 52, May 28, 1883)を「公使館は同年七月十日に受け取った」。
- (375) F.O. 262/543. Parkes to Inoue, Draft No. 53, July 19, 1883.
- (376) F.O. 262/397. Parkes to Granville, Jan. 26, 1883.
- (377) 日本政府は、一八八三(明治十六)年三月三十日にパークスからの意見書を受け取った後、更なる修正案づくりに同年九月十八日までという長い時間を要した。そして、その間にパークスは駐日公使を離任してしまった。パークス意見書を受けての調整作業が相当に難儀であったとしても、敢えて交渉相手が去ってまもなくの時点で更なる修正案が取りまとめられた詳しい事情について、「規則協議一件」からは確認することができない。
- (378) The Japan Times Overland Mail, Sep. 1, 1883.

第七章

- (379) 以下、ファイソンの動向に関しては「規則協議一件」。
- (380) ドロアールとツルパンによる佐渡での布教などに関しては、新潟県プロテスタント史研究会〔一九九九〕に詳しい。
- (381) 新潟町会所文書〔簿冊142、史料番号五九二・一「外国交際関係書類」〕。なお、この契約書には「寄居白山外新田字大畑」とあるが、同地は明治十二年にすでに新潟区に編入されていた(新潟市史編さん近代史部会編〔一九九六、七五〕)。
- (382) 「新潟町会所文書」〔簿冊141、史料番号五九二・一「外国交際関係書類」〕。
- (383) 「新潟町会所文書」〔簿冊142、史料番号五九二・一「外国交際関係書類」〕。
- (384) 「新潟町会所文書」〔簿冊142、史料番号五九二・一「外国交際関係書類」〕。
- (385) 「新潟町会所文書」〔簿冊149、史料番号六一一「外国人に雇用された人の届書綴」〕。

- (386) 「新潟町会所文書」(簿冊152、史料番号六三三)、「ドイツ人エチ・コーフ(家屋貸渡約締書)。
- (387) 「新潟町会所文書」(簿冊142、史料番号五九二・一)、「外国交際関係書類」。
- (388) 以下、借地規則に関しては「規則協議一件」。
- (389) 新潟県編「二九八七、四三八」。

終章

- (390) 「新潟町会所文書」(簿冊142、史料番号五九二・二)、「外国交際関係書類」。なお、新潟県庁はこの内達とほぼ同じ内容を明治十二年十二月十三日に公達として発したものの、翌明治十三年二月十二日に「詮議有之」として取り消した。そして、その後まもなく本文の内達が出された。何らかの事情で新潟県ないし内務省の方針が揺れていたことが推測される。
- (2391) 「新潟町会所文書」(簿冊142、史料番号五九二・二)、「外国交際関係書類」。
- (2392) 新潟県編「二九九二、五九・六四、一一〇」。
- (393) 横浜開港資料館編「二〇〇七」によれば、一八八七年における各港別の外国人のうち中国人の割合は、横浜六六%、神戸六九%、長崎七〇%など。
- (394) 新潟新聞 明治十七年五月十三日。
- (395) 陳承文による新潟での酒造は、我が国と諸外国とのいわゆる不平等条約と関連して扱われる事件である。ここでは、趙「二〇一六」に基づいて事件の顛末を概述した。酒造事件に関しては、別に注記がない限り右による。
- (396) 我が国と清との条約は不平等条約ではなかったが、互いに領事裁判権を認めていた。
- (397) 新潟新聞 明治十八年三月十二日。
- (398) 新潟新聞には、明治十八年八月に清国公使館員から醸造の禁止を命じられた人物として、陳承文及び郭学順が挙げられている(同紙八月二十日)。また、事件に関連して、郭学順・金其相の両名は陳承文とともに県庁に出頭していた(同紙十一月十四日、十二月八日、十二月十二日)。
- (399) 「県治報知」明治十八年布達甲第二百二十五号「清国人醸酒売の件」(資料番号CH144)。
- (400) 「県治報知」新潟県に於いて外国人へ地所等貸下の件」(資料番号CH143)。
- (401) 「県治報知」新潟県違警罪目中改正」(資料番号CH143)。
- (402) 「県治報知」明治十五年県庁布達甲第三十一号「本県違警罪目を定む」(資料番号CH11)。
- (403) 以下、新潟県と新潟区とのやり取りに関しては「新潟町会所文書」(簿冊142、史料番号五九二・一)、「外務書類」による。
- (404) 新潟新聞 明治十八年十二月十二日、十五日、十七日の記事など。
- (405) 新潟新聞 明治十九年四月二十九日、六月十三日。
- (406) 以降の西洋人による長期借地に関する記述は、別に注記がない限り「新潟町会所文書 外務書類」による。
- (407) 以下、国と新潟県とのやり取りに関しては「相對貸借雑件」による。
- (408) 「相對貸借雑件」。
- (409) 新潟県プロテスタント史研究会編「一九九三、三四・三五、四一・四三」。
- (410) 加藤勝弥は一八八七(明治二十)年に開校した北越学館の初代館主(館長)として知られる。やはりキリスト教徒であった(新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、四〇二・四〇三」)。
- (411) 外交史料館「外国人ニシテ日本人名義ヲ以テ土地家屋ヲ所有シ並会社ヲ設ケ商業ヲ営ムモノノ調査一件」、及び同「外国人土地家屋営業一覽表」。
- (3412) 横浜税関編「一九〇四、三三三・三三二四」。
- (441) 新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、一六八・一六九」。
- (415) 新潟新聞 明治十二年一月十四日。
- (416) 新潟新聞 明治十二年一月十二日。更に二月以降、藤田は「新潟県、特に新潟港の商売諸君」、「新潟県運輸の便」といった連載記事を公表した。
- (417) 西脇が率先した、この一八七九(明治十二)年の新潟会社は、国内他港への米穀運輸において外国商人に対抗するためのものであったが、会社はまもなく新潟貿易会社に再編された。そして、この年の十月には地元商人の手によるウラジオストクへの直接輸出が試みられた。伏見半七らによる対岸貿易への試みがここから始まる。また、その動きはやがて関矢儀八郎らによる北洋での漁場開

総括

拓の展開へとつながっていった（新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、一六八・一六九、三二五・三三五」）。また、一八七九（明治十二）年六月、地元の商人や地主・官員らにより、新潟倶楽部が結成され、この動きは更に二年後の北越興商会の結成へと進展していった（新潟市史編さん近代史部会編「一九九六、一五八・一五九」）。

(418) 横浜税関編「一九〇四、三三二」。この分析は、開港から一八七八年までの十年間の状況を振り返って総括したものと記述されている。

(419) 新潟県編「一九八七、四三八・四三九」。

参考文献一覧

未刊行史料

外務省外交史料館

- 三門一類一項二号「新潟開港一件并附属書類」
三門一類一項四号「新潟港閉港ノ一件」
三門一類二項一号「税関事務関係雜件」
三門一類二項一八号「佐州夷港ニ設アル外国人へ貸納屋取毀方外国公使へ協議一件」〔※本文・注では「夷港貸納屋ノ一件」と略記〕
三門二類一項九十九号「外国人土地家屋營業一覽表」
三門五類二項二号「新潟港米穀津留一件」
三門三類七項一号「新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使ヨリ抗議一件」〔※第二章本文・注では「日本側通商司史料」と略記〕
三門九類四項四十七号「外国人ニシテ日本人名義ヲ以テ土地家屋ヲ所有シ並会社ヲ設ケ商業ヲ営ムモノノ調査一件」
三門十二類一項三十二号「外国人ニ地所家屋売渡賃入等禁止布告一件」
三門十二類四項九号「新潟居留外国人ニ対シ地所家屋相對貸借關係規則協議一件」〔※本文・注では「規則協議一件」と略記〕
三門十二類四項十一号「新潟居留外国人へ地所家屋相對貸借雜件」〔※本文・注では「相對貸借雜件」と略記〕
三門十二類四項二十一号「官私雇外国人家屋相對貸借取扱参考書」
四門一類三項三号「新潟居留和蘭國人「スネル」ヨリ会米両藩へ係ル銃器売渡代価並新潟戦争ノ際ノ官軍掠奪ニ係ル物品代価要償一件」
五門三類一項八号「横浜居留独逸國人「クレメル」ヨリ新潟戦争ノ際官軍ノ掠奪ニ係ル商品要償一件」
六門一類八項三・十一号「在本邦各国領事任免雜件 独国之部 第一卷」
七門一類三項三六・五号「幕末カラ明治初年マテ各国トノ往来翰」
国立公文書館
「太政類典」
国文学研究資料館
「山城国京都平松家文書／平松時厚關係史料／新潟県知事行政日記」
新潟県立文書館
「県治報知」
新潟市
「小田氏旧藏山下和正氏所藏文書」
「窪田町平田氏収集文書」
「新潟町会所文書」〔※ 注では、新潟町会所文書の簿冊ごとに付される「P・A・76・」に続く番号、及び史料ごとに付される史料番号を「簿冊〇〇、史料番号〇〇〇」のように表記した。〕
味方家文書
「家系本録写」個人蔵、
イギリス国立公文書館 (The National Archives United Kingdom) 所蔵
イギリス対日外交文書 (General Correspondence, Japan, F.O.46)

駐日英国公館文書 (Embassy and Consular Archives, Japan: Correspondence, FO.262)

【※いづれも、本文では「イギリス外務省文書」と表記。また第二章では「英国側通商司史料」とも略記】

ケンブリッジ大学中央図書館保管文書

サー・ハリー・パークス文書 (Papers of Sir Harry Parkes)

ドイツ外務省政治文書館 (Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes) 所蔵文書

R.252881, Personal und Verwaltung, Niigata 1868-1886, Abteilung 1 C

【※本文では「ドイツ新潟領事館関係文書」とも略記】

ドイツ連邦文書館リヒターフェルデ館 (Bundesarchiv Lichtenfelde) 所蔵文書

プロイセン枢密文書館 (Geheimes Archiv Preussischer Kulturbesitz) 所蔵文書

新聞

The Hiogo and Osaka Herald, 1869-1870

The Japan Times Overland Mail, 1868-1869

新潟新聞

刊行史料

大蔵省編

一九九〇年 『大日本外国貿易年表 明治26・27年』 原書房。

外務省調査部編

一九四八年(一) 『大日本外交文書(一)』第一卷第一冊 日本国際連合協会。

一九四八年(二) 『大日本外交文書(二)』第一卷第二冊 日本国際連合協会。

一九四八年(三) 『大日本外交文書(三)』条約改正関係会議録 巖南堂書店。

国際ニュース事典出版委員会・毎日コミュニケーションズ編

一九八九年 『外国新聞に見る日本 国際ニュース事典 第一巻』 毎日コミュニケーションズ。

内閣記録局編

一九七七年 『法規分類大全 第22巻 外交門(1)』 原書房。

一九七八年 『法規分類大全 第25巻 外交門(4)』 原書房。

内務省編

一九八八年 『大日本帝国内務省第一回統計報告(明治17・18年)』 日本図書センター。

長崎県立図書館編

二〇〇二年 『幕末・明治期における長崎居留地外国人名簿 I・II・III』。

新潟県編

一九八〇年 『新潟県史 資料編13 近代I 明治維新編I』。

一九九二年 『稿本新潟県史 第15巻』 国書刊行会。

日本銀行調査局編

一九五五年 『会社全書』『日本金融史資料 明治大正編 第一巻』 大蔵省印刷局。

明治文献資料刊行会編

一九六二年 『大蔵省沿革志』 大内兵衛・土屋喬雄『明治前期 財政経済史料集成 第二巻』。

横浜税関編

一九〇四年 『新潟税関沿革史』。

Mathias Koch, Sebastian Conrad 編

二〇〇六年 『ドイツ地理学者ヨハネス・ユステイス・ライン。日本からの手紙(一八七三年・一

八七五年)』 Iudicium Verlag, München, 2006。

研究書・自治体史 等

五百旗頭薫

二〇一〇年 『条約改正史 法権回復への展望とナショナリズム』 有斐閣。

井熊文編・訳

一九九一年 『ギルデマイスターの手紙―ドイツ商人と幕末の日本』 有隣堂。

石井孝

一九五七年 『増訂 明治維新の国際的環境』 吉川弘文館。

一九八四年 『戊辰戦争論』 吉川弘文館。

一九七七年 『明治初期の国際関係』 吉川弘文館。

岩崎宏之

一九七二年 「明治維新期の東京における商人資本の動向 ―東京商社を中心として―」 西山松之

助編『江戸町人の研究 第1巻』 吉川弘文館。

稲吉晃

二〇一四年 『海港の政治史』 名古屋大学出版会。

井上清

一九五五年 『条約改正』 岩波書店。

株式会社イリス

二〇〇九年 『イリス150年―黎明期の記憶』。

梅溪昇

二〇〇七年 『お雇い外国人 明治日本の脇役たち』 講談社。

大山梓

一九六七年 『旧条約下に於ける開市開港の研究 ―日本における外国人居留地』 鳳書房。

川崎晴朗

一九八八年 『幕末の駐日外交官・領事官』 雄松堂出版。

蒲原宏

一九七一年 「新潟医学校における3人のオランダ人医学教師」緒方富雄編『蘭学と日本文化』 東

京大学出版会。

一九八八年 「ヴィダル、ヘーデンとフォック」蒲原宏ほか編『医学近代化と来日外国人』 世界

保健通信社。

菊池勇夫

二〇一五年 『五稜郭の戦い 蝦夷地の終焉』 吉川弘文館。

小風秀雄

一九九五年 『帝国主義下の日本海運―国際競争と対外自立』 山川出版社。

坂井洲二編・訳

一九九七年 『ドイツ商人幕末を行く!』 新潟日報事業社。

高橋昌郎

二〇〇三年 『明治のキリスト教』 吉川弘文館。

東京都編

一九五七年 『東京都史紀要四 築地居留地』。

奈良本辰也

一九七三年 『日本の旅人⑮吉田松陰』 淡交社。

新潟県編

一九八七年 『新潟県史 通史編6 近代1』。

- 新潟県教育庁編
一九七〇年 『新潟県教育百年史 明治編』。
- 新潟県プロテスタント史研究会編
一九九三年 『新潟県キリスト教史 上巻』 新潟日報事業社。
- 新潟市
二〇〇四年 『新潟の地名と歴史』。
- 新潟市編
一九三四年 『新潟市史 上巻』。
一九六九年 『新潟開港百年史』。
二〇一一年 『新潟湊の繁栄 港とともに生きた町・人』 新潟日報事業社。
- 新潟市史編さん近世史部会編
一九九七年 『新潟市史 通史編2 近世(下)』。
新潟市史編さん近代史部会編
一九九六年 『新潟市史 通史編3 近代(上)』。
- 新潟市教育委員会
一九七三年 『新潟市義務教育史』。
- 日本経営史研究会編
一九七九年 『東京海上保険会社百年史 上』。
- 萩原延寿
二〇〇〇年 『江戸開城 遠い崖・アーネスト・サトウ日記抄7』 朝日新聞社。
- 古厩忠夫
一九九七年 『裏日本』 岩波新書。
- R・H・ブランドン
一九八六年 『お雇い外人の見た近代日本』 徳力真太郎訳 講談社学術文庫。
- 保谷徹
二〇〇七年 『戊辰戦争』 吉川弘文館。
二〇一八年 『国際法のなかの戊辰戦争』 奈倉哲三・保谷徹・箱石大編 『戊辰戦争の新視点 上』 吉川弘文館。
- 本井康博
二〇〇六年 『近代新潟におけるプロテスタント』 思文閣。
ユネスコ東アジア文化研究センター編
一九七五年 『資料御雇外国人』 小学館。
- 横浜開港資料館編
二〇〇七年 『開港ものがたり』。
- Arthur Richard Weber
一八八六年 Kontorock und Konsulatsnütze! Karl Gründers Buchhandlung, 1886. (新版
一九三九、一九七三 ドイツ東洋文化研究協会)

研究論文

- 伊東祐之
二〇一八年 「新潟税関備船「新潟丸」の建造と運航」『新潟市歴史博物館研究紀要』第十四号。
- 伊藤不二男
一九五四年 「中世の領事制度 領事の任命と選任」九州大学法政学会『法制研究』第二十一・二十二号。

- 川崎晴朗
二〇一二年 『外務省調査月報 2012/No.1 明治時代の東京にあった外国公館(2)』
近藤麻里
二〇一九年 「明治初期新潟港における救荒政策と交易 外務省記録「新潟港米穀津留一件」を事例に」『外交史料館報』三十一号。
崎島達矢
二〇一五年 「通商司政策の内在的課題の検討——『新潟一件』を題材に——」『東京大学日本史研究室紀要』第十九号。
鈴木祥
二〇一八年 「明治期日本における領事裁判と商人領事」『外交史料館報』三十号。
趙国
二〇一六年 「明治期外国人への課税問題と地域社会・清国人陳承文の酒造事件から見る。」『史観 第一七四号』早稲田大学史学会。
西田泰民
二〇一七年 「開港直後の新潟の状況・オランダ国立公文書館資料より」『新潟史学七十五号』新潟史学会。
二〇一九年(一) 「オランダ国立公文書館所蔵新潟関連文書解題」『新潟県立歴史博物館研究紀要』第二十号。
二〇一九年(二) 「開港前の新潟滞在外国人覚書」『新潟県立歴史博物館研究紀要』第二十号。
間宮国夫
一九六八年 「明治初年の通商司政策」『社会科学討究』第十三卷第二号、早稲田大学社会科学研究所。

図表一覧

<p>表 1 新潟港の船舶出入港及び輸出入額（新潟税関統計から）・・・ 12</p> <p>表 2 新潟港の船舶出入港及び輸出入額（イギリス領事商業報告から）・・・ 12</p> <p>表 3 イギリス商船による日本国内開港間の運航実績（1868年）・・・ 20</p> <p>表 4 1868年に新潟港を出入りしたと推測される外国商船・・・ 21</p> <p>表 5 1869年1月以降の西海岸での外国商船航行状況・・・ 32</p> <p>表 6 1869年における外国商船の新潟港出入状況・・・ 33</p> <p>表 7 1869年の新潟港輸送実績（外国船）・・・ 42</p> <p>表 8 1869年の新潟港輸送実績（日本船・その他）・・・ 43</p> <p>表 9 イギリス外交文書における新潟通商司関連の文書群（「英国側通商司史料」）・・・ 47</p> <p>表 10 「新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使ヨリ抗議ノ一件」（「日本側通商司史料」）のうち日英両国の会談記録・・・ 49</p> <p>表 11 新潟港での移出入品に課される徴収金（取引額に対する料率）・・・ 55</p> <p>表 12 新潟通商司による「新たな商法」に関する布告類・・・ 80</p> <p>表 13 現地状況の東京への伝達・・・ 80</p> <p>表 14 新潟港の混乱と現地外国領事からの抗議・・・ 82</p> <p>表 15 明治政府（中央）の対応・・・ 82</p> <p>表 16 外国船の新潟入港状況（1869～1870年、月別）・・・ 91</p> <p>表 17 新潟居留外国人の推移（1869～1870年）・・・ 91</p> <p>表 18 新潟における外国領事館の開設状況・・・ 93</p> <p>表 19 新潟イギリス領事館の開設状況・・・ 95</p> <p>表 20 明治前期の新潟に居留したイギリス人・・・ 97</p> <p>表 21 イギリス領事による年次報告（領事商業報告）・・・ 99</p> <p>表 22 新潟領事ラウダーから公使館への公信一覧・・・ 101</p> <p>表 23 会津の産物資源（ラウダーによる報告）・・・ 103</p> <p>表 24 味方尚作の略歴・・・ 109</p> <p>表 25 新潟ドイツ領事館の開設状況・・・ 127</p> <p>表 26 新潟ドイツ領事ライスナーの略歴・・・ 129</p> <p>表 27 ライスナーが在任中に領事館管轄区域を離れた記録・・・ 132</p> <p>表 28 明治前期の新潟に居留したドイツ人・・・ 132</p> <p>表 29 ドイツ領事による年次報告書・・・ 133</p>	<p>表 30 明治前半期における新潟の主な外国人（居留開始順）・・・ 158</p> <p>表 31 居留地別の外国人人数・・・ 159</p> <p>表 32 新潟の外国人数の推移（イギリス領事による報告）・・・ 159</p> <p>表 33 開港開市における居留地と雑居地・・・ 161</p> <p>表 34 新潟における外国人の借地借家（明治初期）・・・ 165</p> <p>表 35 新潟における「明治七年の措置」の運用状況（1875（明治8）年）・・・ 173</p> <p>表 36 国の「明治七年の措置」からドロアール借家騒動の発覚まで（1874年～1876年）・・・ 181</p> <p>表 37 外国人への民有地家賃渡表（1886（明治19）年1月）・・・ 242</p> <p>表 38 外国人が日本人名義で所有している土地一覧表（1892（明治25）年）・・・ 246</p> <p>表 39 外国人使用地一覧表（1897（明治30）年）・・・ 246</p> <p>表 40 1878（明治11）年の新潟港からの米の直接輸出・・・ 248</p> <p>表 41 1878年の越後産米の輸出状況（概数、推計）・・・ 248</p> <p>図 1 新潟港における貿易の推移・・・ 10</p> <p>図 2 イギリス帆船「スタッグ」の航行実績（1869年）・・・ 34</p> <p>図 3 箱館戦争期における新潟への商船の動き（概念図）・・・ 38</p> <p>図 4 年次報告書の流れ（イギリス）・・・ 98</p> <p>図 5 年次報告書の流れ（ドイツ）・・・ 134</p> <p>図 6 「新町通の一角」・・・ 166</p> <p>図 7 「一番山の三筆」・・・ 167</p> <p>図 8 「一番山の三筆」の約定書・第3条の日英の文言比較・・・ 169</p>
---	---

【付録1:イギリス領事年次報告】

新潟駐在イギリス領事が作成した年次報告のうち、開港した年（1869年）、及びその翌年（1870年）に関するものを原文翻刻及び拙訳により全文を示す。ともに、当時の新潟領事代理であったジェームズ・トゥループによる。開港まもない時期の新潟港の外国貿易をめぐる状況を把握するうえで貴重な報告であり、1869年の報告では開港直後の状況及び近隣地域の産業・資源分布状況について、1870年の報告では米禁輸・通商司を通じた日本側の貿易阻害措置の状況について、各々特に詳細に記されている。

なお、翻刻底本にはイギリス外務省による記録そのもの、すなわち報告者ジェームズ・トゥループの自筆による報告書を用いた（1869年報告は F.O. 262/176, Troup to Parkes, January 25, 1870, 1869年報告は F.O. 262/198, Troup to Parkes, January 25, 1871）。文字綴りや単語のキャピタライズ（頭文字の大文字化）、コンマ、ハイフン、ダッシュの挿入等は、原文に極力忠実であることを期した。そのため、これらはこの報告書を基として活字化されたイギリス議会報告等の既存史料とは若干異なる。

〔1869年に関する年次報告〕

原文

British Consulate, Niigata,
January 25th, 1870.

Sir,

I have the honour to report on the Trade, Commerce and Navigation of this Port and District for the past year.

Trade and Commerce. The only trade that Niigata has enjoyed during the past year, — the first of its existence as an open Port, — has been with other

open Ports of Japan. No ship has as yet visited this place coming from any Foreign Country direct; and even the Coasting Trade with the other Ports has not been a large one. For various reasons the opening of this place attracted little attention. None of the brilliant hopes were entertained of it, which many had of Osaka and Hiogo before they were opened. The state of the Import Trade generally in Japan, and, in particular, the want of confidence in the matter of the currency, rendered mercantile people shy of venturing on the uncertain field of a new Port. Consequently no British merchant has settled here during the past year, and few of other nationalities. At the end of the year there were, exclusive of a few Chinamen in the employment of Europeans, only seventeen Foreign residents here; all told, — of whom some ten or twelve were engaged in trade, almost all of them Germans or Dutchmen. Comparatively small consignments of Imports have been sent here, and the Export Trade has been still smaller. I inclose Returns of the quantities and values of the Imports and Exports in British and other non-Japanese vessels. In these Returns, the usual forms have been followed, with the exception that an attempt has been made to distinguish, as far as such was practicable, articles which were of British manufacture or production from such as were not. In compiling these Returns, I have trusted very little to the Returns furnished by the Custom-House, as these were very vague, and probably otherwise not much to be relied on. The frankness and liberality of the Foreign merchants resident here, in furnishing me with particular statements of the goods and treasure imported and exported by them, have however enabled me to frame Returns which may be relied upon as being sufficiently near the truth for all practical purposes.

But the character of the trade of Niigata, unlike that of Yokohama, would be very inadequately exhibited by Returns of the goods imported and exported in non-Japanese vessels only. I have therefore, with the assistance of the Japanese Authorities, endeavoured to compile Returns of the Imports and Exports in Japanese junks also; and it would be unjust not to mention that the

materials for these have been furnished to me with great willingness, and at the cost, I have reason to believe, of very considerable labour, undertaken specially for this purpose. While the figures of these Returns are not probably to be depended on so much as those of the tables of Imports and exports in non-Japanese vessels, still the return is both interesting and useful as detailing the staple articles at least of Japanese domestic trade here. Another table is added, showing the quantities and values of goods brought into Niigata, many of them for Export, by river-boats from the interior of this Province.

Of the goods imported in British and other non-Japanese ships, among which cotton and woollen manufactures held the most important place, about sixty per cent have been sold. These consist chiefly of shirtings, cotton yarn, taffachelass, cotton and woollen mixtures, T-cloths, camlets, black Orleans, lastings, nail-rod iron, sugar, raw cotton, and a few other articles. Cotton yarn could have been sold in larger quantities if it had been on the spot, and at prices somewhat higher than in Yokohama, No. 16-24 lion chop has had the preference. This article may be looked upon as sure to become a staple import here, to many times the amount of what has been imported during last year. Grey shirtings is another article sure to find a good market. Some consignments of raw cotton have sold at profitable prices. As a rule, cotton manufactures have had a much better sale than wollens. Among woollens, scarlet and black camlet, chiefly the former, and black Orleans may be mentioned as among the articles which have obtained the most ready sale. Thin nail-rod iron, and probably bar-iron, will find a ready market here. China sugar has been sold in some quantity both white and brown. Number two white will usually find here a sale.

A very imperfect idea would, however, be obtained of the probable opening future extent of the market for Imports here by confining one's attention to what has been done by Foreign merchants during last year. The Import Trade done by Foreigners, - which after all has only been an attempt to sell at this

place such goods as could not find a ready sale in Yokohama, has been considerably less than the trade in Foreign Imports brought by Japanese overland from Yokohama. It is somewhat strange that such should have been the case, and it can only be accounted for on the supposition that Japanese merchants take some time to get out of their old runs of business into new ones, even when the latter are the more profitable. It is by no means a true axiom to apply to them that they will always "buy in the cheapest market and sell in the dearest." I have been able to obtain from a reliable source an estimate of the quantity of imported manufactures thus brought by Japanese merchants overland from Yokohama to the towns of Mitsuké, Nagaōka, Sanjo, Shironé, Kameda, Niigata, &c. all of which first mentioned places are within a radius of less than forty miles of this Port, and are connected with it by the cheapest of all modes of communication, that by water. From this Table it will be observed that imported manufactures to the value of \$788,000 or say £177,300, consisting chiefly of cotton yarn, raw cotton, shirtings, camlets, orleans, &c. have thus been brought overland. Whether the trade of Yokohama would be reduced by this amount were these manufactures bought here instead of at Yokohama, or whether other outlets for its trade would be found, I shall not attempt to discuss; but it is quite clear that the above trade must ultimately be done through this Port, which is the natural emporium for the District, comprehending the above towns, and even a much wider one beyond.

The total value of goods imported from other countries which have been brought into this District during the past year, both by sea and overland, may be safely estimated at over \$1,300,000 or £292,000 Sterling.

It may be mentioned here in passing, that a large overland trade exists between this Province and Yedo, &c. in domestic produce and manufactures, accurate statistics of which are difficult to obtain.

Amongst Exports in British and other non-Japanese ships, rice had held the first place, and would have exhibited a very much higher figure but for the

persistent interference of the Provincial Authorities with this trade. Prices were cheaper here than in almost every other part of Japan at the commencement of the season, and contracts were made so low as a half bus per picul. Under the influence partly of competition, but principally of the restrictions imposed by the Government, prices gradually rose to fifteen bus. Several ships that had come here with the hope of obtaining cargoes of rice in the earlier part of the season had to leave, either in ballast, or with only part of their cargo made up. By the month of September the Provincial Authorities had entirely prevented rice from coming to Niigata from the interior, ostensibly for the purpose of making an estimate of the amount of rice in the Province, and the probabilities of there being a sufficient supply for the inhabitants until the new crop was gathered in. The consequence was that rice became much dearer in Niigata than in all the inland towns of the Province, and indeed the only supply which remained for the inhabitants of Niigata itself for some time, was that sold from the Government rice store here, for which a much higher price was thus obtained than would have been the case had the farmers and others been permitted to send their rice freely into the market. These restrictions continued until in the month of October two vessels arrived from Hakodate, under charter to the Government, to fetch rice from here. It was then intimated that foreigners were quite at liberty to ship rice from other open Ports of Japan; but the intimation was of little or no use, as the Japanese merchants were afraid to sell rice to Foreigners by this time, in consequence of the severe measures taken with them while the prohibition was in force. Besides the rice shipped for the Government, therefore, only an insignificant quantity was shipped.

The Government appears to have no idea of the advantages to the country generally which would accrue from the free circulation of food within the same; and although it cannot expect to be able to transport supplies of rice to such places as these may be required at, so soon and in such quantities as can be

done by the combined action of merchants, Japanese and Foreigners, still, either through an unenlightened adherence to traditional custom, or with the miserable idea of putting the profits of the trade into its own coffers, at the expense of its half-starving subjects, it continues to follow its former policy.

Some further remarks on the subject of rice will be found under the head of Agriculture.

Silkworm-eggs have been exported to the extent of some 30,000 cards. These will undoubtedly become an important article of export, as this Port is near to many of the districts where they are produced, such as Gosen, Koidé, and the Uyeda valley, Yonezawa, &c. It may be remarked of this article, as of silk, that but small quantities have been brought here during the past year, simply for the reason that there was no certain market for such in this place. If the Japanese are sure of a regular market for these articles here, they will be ready to bring them, from Kaga on the South West, to the Oshiu districts at the North East. During the past year the silk brought here has been quite insignificant.

The small amount of business done in Exports may be partly accounted for by the fact that for most of the articles which the Japanese have offered for sale, they have asked the most unreasonable prices, apparently imagining that Foreigners were ready to buy at any price, and expecting that they themselves were to become enriched all at once by Foreign trade. Experience will, in the course of another year, no doubt correct this mistake, and show them that they may indeed become enriched by Foreign trade, but only by a more slow and laborious method than they had at first imagined.

The state of the currency must be put down as the principal reason of the depressed state of trade during the past year. In this part of the country immense quantities of spurious nibus, coined by Aidzu, Sendai, and other northern Daimios, were put in circulation during the civil war. In the early part of the year, great difficulties were experienced in consequence of this, and of the

inundation of the country by Government paper. After the Government proclamation was issued here in the beginning of September, prohibiting the use of counterfeit coin, and requiring all nibus to be presented for examination, it became by degrees very difficult to pass nibus, even such as had been declared genuine by the Government inspectors. It was equally hazardous to receive nibus as it was difficult to pass them, — unless indeed the receiver had an immediate prospect of getting rid of them again for something else: for, in spite of the offer of the Government, to shroff all nibus tendered to Foreigners in payment for goods, it was impossible for the Foreign merchant to tell whether he was receiving genuine money or not. The Government shroffs here had no fixed criterion of good and bad coin, but evidently made it a point always to declare sole proportion of the coin presented to them bad, stamping the remainder as good. If, however, the rejected coin was anew presented for inspection along with other coin, a similar operation was repeated, — a certain quantity was pronounced bad, the rest being stamped as good; and so on, until in some cases the whole of what was at first declared bad was stamped as good.

The rates of exchange between silver bus, gold nibus, and Government paper will show the preference given at different times during the year to these different kinds of money. In the commencement of the year one hundred Rios of silver were equal to one hundred and twenty Rios gold. In July the premium was only about 10 % (ten per cent,) while at the end of the year it reached fifteen per cent. For one hundred Rios paper, at the commencement of the year, seventy Rios gold were received. Afterwards the exchange went down so low as forty five. From the month of August, under the compulsory influence of the Government paper gradually rose, until in October it reached par. At the end of the year it reached a premium of ten per cent against gold.

In consequence also of the great depreciation of the Japanese currency, as against dollars in Yokohama it became almost impossible for merchants here

having consignments of goods on hand, to know for what they were selling them; and it often happened that what was thought here to be a good sale, turned out when the remittance reached Yokohama, to be a loss.

The effect of the depreciated coinage, and the issue of the inconvertible Government paper, has told however, much more terribly on the Japanese merchants and people generally. They at least are the sufferers in the first instance. Of those who have risked their capital in trade, some complain bitterly that they have been already ruined. They have given away their good money in exchange for merchandize, and the retail of this merchandize has only put into their hands a coin for which they can purchase nothing. Paper money has now come to be the most ordinary medium of exchanges. Towards the end of the year, spurious imitations of the Government paper have however appeared, and it is understood that large quantities of such are being made in the North. The result which is only too likely to arrive is too frightful to contemplate. From the effects of the ruin caused by the war of the year before last, with the destruction of the rice crops in some parts by inundations, to which has been added the counterfeit and depreciated coinage, distress sufficient to provoke risings of the peasants in the neighbouring provinces has been induced; and it is even reported that in Oshiu mothers have been guilty of the most frightful crimes on their own children because they had no food to give them. The effect of the inconvertible paper money has not yet been felt to a great extent; but, if it is not redeemed in time, sheer ruin on the populations of these naturally rich, and, until lately, prosperous provinces, must be the result.

Shipping and Navigation. I inclose Returns of the Carrying Trade in British vessels from and to the other open Ports, and of the domestic trade in Japanese Junks between this port and other places, to which is added a short table to show the extent of the Japanese River Trade. Finally, four summeries are added, one showing the relative value of the Coast Trade in British ships to that of the total Coast Trade in British and other non-Japanese vessels, the

second showing the relative value of the same to the whole Coast Trade of the Port, as far as such is ascertainable, including that in Japanese junks. The third is a general Return of the British and other non-Japanese shipping. From this last it will be seen that of the non-Japanese shipping by far the greater part has been under the British flag, and the value of the cargoes carried by British ships has been even more than proportionately large. The only matter of regret that I have with regard to these Returns is, that I have not been able to include in them Foreign-built vessels owned by Daimios. Of this description one steamer belonging to Satsuma, one belonging to Kaga, and two sailing vessels belonging to Choshu have visited this place, the first bringing some sugar and other articles, and one of the last taking away a cargo of rice. These vessels, I am informed, are treated as "men-of-war," and no record is kept of them or their cargoes. It is to be hoped, however, that this practice will be amended in future. Excluding these four vessels, then, a general estimate may be formed of the entire number and tonnage of merchant-vessels entering and leaving this Port during the past year, and the value of the trade in them. This constitutes the fourth summary.

The present state of the entrance to the river at Niigata, does not admit of European ships coming into the river. As far as such are concerned, the Port of Niigata consists merely of an open roadstead, without shelter or protection of any kind. From the beginning of May till the end of November there is little danger in discharging cargo here, but during the rest of the year it is hazardous for ships to attempt to discharge. In some parts of the anchorage good holding ground is to be found; it has not however yet been properly examined and buoyed for the guidance of vessels. There are two small light towers at the mouth of the river, but not much regularity is observed in the lighting of them, - a circumstance which has rendered the passage in and out of the river at night somewhat precarious. The bar is often very rough when the sea is comparatively smooth, and it is liable to become suddenly so in certain

directions of the wind. Too much care cannot be observed in crossing it in boats. A good landing-place has been constructed since the opening of the Port a little distance up the river, opposite the Custom-House.

The harbour of Ebisu-Minato, in Sado, is well sheltered from the prevailing stormy winds on this coast. Ships can lie at a quarter of a mile from the shore in perfectly smooth water, with a bottom of large pebbles and sand. Excellent stone ballast is strewed on the beach, all along the shores of the bay. The salt lake at the back of the town is about six feet in depth just within the narrow entrance, and afterwards becomes suddenly deep. In the middle it is about seven fathoms, and five towards the farther side. - Its breadth may be estimated at about a mile, by three miles in length. A small landing-place has been constructed near the entrance to the lake, and there are a few officers from the Niigata Custom-House stationed at the place.

In spite of the natural advantages of Ebisu-Minato as a harbour, it is not likely to become of much service to the trade of this place, otherwise than as a shelter for ships to run to when stormy weather comes on during their stay at Niigata. There is no market in the island itself either for Imports or Exports, and the merchants who have settled here are with some reason opposed to the arrangement of landing cargo at Ebisu-Minato. The reshipment of it for Niigata would involve additional risk and expense, and would moreover hardly be possible except at seasons of the year when ships could discharge at Niigata itself. On the other hand it must be admitted that as ships discharging or taking in cargo at Ebisu-Minato, could calculate on always being able to do so without interruption, the expenses incurred by them while staying there would be less than has usually been the case with ships discharging and taking in cargo at Niigata, at least during the Autumn. The latter have sometimes been obliged to keep up steam while lying in the anchorage here, and several of them have had repeatedly to run for shelter to Ebisu-Minato during their stay.

The improvement of the entrance to the river at Niigata itself is a favourite

project with some of the Japanese themselves; and undoubtedly this would be the best solution of the problem of a West Coast Port. The splendid situation of Niigata as regards inland communication, its already large domestic shipping trade, its position as the centre of what is now the largest and perhaps the richest province of Japan, all point it out as a suitable place for a seat of foreign trade. The expense of the improvement of the harbour might be considerable, but the advantage accruing therefrom, not merely to foreign shipping, but also to the Japanese shipping itself, would be immense. At present, during winter no junks can enter the river; and they either go instead to some of the small harbours along the Coast, or wait about Sado until the Spring. There are from four to five fathoms of water in the river within the bar, and room for almost an indefinitely large number of vessels to lie in the river.

It is not too much to say that the creation or not of a harbour is, after all, the question on which the development of Niigata as an open Port depends. The immense mineral wealth and productive resources of the neighbouring country, the large market for imports which may reasonably be expected under favourable circumstances to arise here, will hardly of themselves be sufficient to surmount the disadvantage of the almost total suspension of communication with other places by sea for five months in the year. If, however, the difficulties of a harbour were overcome, it would not be too much to expect a development of trade sufficient to repay in no long time the cost of the work.

The building and repair of junks, sea and river boats is carried on to a considerable extent in Niigata. The materials are chiefly brought from the forests of Aidzu and from Kaifu in this Province.

Agriculture. The principal crop of the Province of Echigo is rice. Indeed this Province is the largest rice-producing one in Japan, if the lately subdivided Province of Oshiu be excepted. It is estimated that in an average year a yield of some seven millions, five hundred thousand piculs, or say thirty five millions, seven hundred thousand quarters, is obtained, more than a third of which may

safely be looked upon as available for export to other parts of the country. The rice is, however, not equal in quality to the best Japanese rice. Of the rice produced in Oshiu, but a very small quantity finds its way out by this Port.

Wheat, barley, and buckwheat are produced in the neighbouring provinces, but only for home consumption.

Tobacco is produced in this province in pretty large quantities, as well as in the neighbouring Provinces of Shinshiu and Dewa. - In this province Akatsuka, Nagaoka, Sôkuzuré, Ojika, Sambonki, and Sône are mentioned as the chief places where it is produced. Although of different qualities, it may be generally characterized as inferior.

The tea of this province is also inferior in quality. The annual production at Murakami, Chiujo, Gosen, Niitsu, Muramatsu, and Kurokawa, is estimated at under three thousand piculs. The quality of the tea grown in Echizen and the neighbouring provinces may be similarly characterized; and the finer kinds can be brought to Yokohama more cheaply than to this port.

Raw silk is produced in Echigo at Horinouchi, Koidé, and what is known as the Uyeda valley, that is, valley of the right branch of the Upper Shinano-gawa. The present production of these places is estimated at somewhat under one hundred piculs per annum. - Silk is also grown at Tochiwo, Kambara, Gozen, Kinotomura, Iwabuné, Ogoto, Neya, and other places in the province. The silks of Oshiu, Dewa, Joshu, and Shinshiu are already known; but it may be confidently expected that the opening of this place will give a fresh impulse to the development of its cultivation in these districts, as well as in this province.

Silkworm-eggs have already been alluded to under the heading of Trade and Commerce. These with waste silk, and the like, may naturally be expected in time to come in large quantities to this place from the places just named.

Vegetable wax is produced in this province, but still more largely in the neighbouring country of Aidzu, now the province of Iwashiro, where it is manufactured into candles.

Ginseng is also produced largely in the same province, - to the amount, it is estimated of some ten thousand piculs per annum. Ginseng will probably become an important article of export from this Port.

Cotton is produced in Oshiu, Joshu, and Shinshu, as well as in this province, and, in fact, throughout the district, but only for home consumption.

Hemp is produced in Shinshu, Joshu, Dewa, Oshu, and elsewhere; and a good trade is said to have been going on in this article between this and the Southern Ports. Hemp of coarser quality is produced at Yoita and Nagaoka, in this province, and is used for making cordage.

Besides the above, almost every vegetable product of the other parts of Japan is found within this District. The plant called "ai" by the Japanese, used for making the common blue dye with which they dye their clothes, various kinds of potatoes and other root crops, maize, millet, rape-seed, the sesamum orientalis, called by the Japanese "Goma," from which a very excellent oil for cooking is obtained, are all found here in greater or less abundance. Pulse of different varieties, but chiefly the small bean called "adzuki," is exported to other parts of the country, as well as fruit, - the apples, pears, and other fruits of this part of Japan having a high reputation elsewhere. Timber is plentiful in Dewa, Aidzu, Kaifu, &c.

Amongst animal products, it ought not to be omitted to mention deer-skins, which form a staple article of domestic trade.

Population and Industries; mines, &c. The population of Niigata itself is estimated at nearly forty thousand registered inhabitants, with a floating population of some ten thousand more. The cluster of small towns on the other side of the Shinano River, lying between it and the Aga no Kawa, and comprehending Nottari, Kameda, and several others, is estimated to contain about as many inhabitants as there are in Niigata. The total population of this town and the neighbourhood may be thus estimated at nearly one hundred thousand inhabitants. This population is variously employed in general trade,

and in connection with the shipping of the Port. There are in Niigata forty-eight shipping "Tonyas" or agencies. The presence always of a considerable seafaring and other floating population occasions the existence of a large number of tea houses and places of entertainment. The merchants of the town, and of Kameda, &c.; appear many of them to be in very comfortable circumstances. A considerable part of the population also lives by fishing. Great quantities of salmon and other fish are caught in the river, and the sea-fishing also appears to be fairly productive. It may be remarked here that salmon is caught in all the rivers of the Province. Besides in the Shinanogawa, it is found in the Aga no Kawa, the Ara-Kawa, and the Miomote-gawa or Murakami River, to the North East. Awabi and other fish are caught at Sado; and the collection of seaweed there is pursued with profit. The manufacture of furniture is carried on in Niigata, for the purpose of Export to places further North. The dyeing of both home and foreign manufactured cottons is also pursued as a branch of industry, as well as the manufacture of cottons themselves.

The Province of Echigo is a large and populous one. Its length from South West to North East is nearly one hundred and seventy miles. Its average breadth about twenty five to thirty miles. It contains, besides the cluster of towns already mentioned, some eight or more towns with a population of from twenty to forty thousand inhabitants, amongst which Sanjo, Takata, and Nagaoka, are perhaps the most important. Besides these a whole host of smaller towns, of from four thousand inhabitants upwards, are scattered over the province.

The manufacture of cotton goods is carried on in many of these places, and large quantities of imported cotton yarn is thus consumed. The principal seats of this manufacture are Mitsuké, Kameda, and Nagaoka, for striped cottons, and Yoshida, Soné, Nagaoka, and Ono, for white. Silk manufacture is carried out at Tochiwo, the Uyeda valley, and Gosen in this Province, and in Joshu, Dewa, &c. The cloth made from hemp for Summer wear called "chijimi," is

manufactured at Ojiya and the valley of the left branch of the upper Shinano-gawa. The same is also made in Oshiu, Shinshiu, and elsewhere. Cutlery and hardware are manufactured in Aidzu. Lacquer ware is made in the district in several localities, but it is chiefly of inferior quality. The value of that made in this Province is estimated at some fifty thousand dollars; of that made in Aidzu, at thirty thousand dollars, per annum. The manufacture of bamboo ware, the coarser sorts of porcelain and earthenware, paper, sake &c., is also carried on in several places. Much of the so-called Kutani porcelain brought to Niigata is not genuine, and is usually inferior. Large quantities of charcoal are brought from the forests of Aidzu and Dewa and also from Sado. The rouge called "beni" is manufactured from the plant of the same name, in Dewa, to the amount of four hundred fifty piculs per annum.

But it is in its minerals that the district possesses its greatest natural wealth. Copper is found in Echigo, at Mazé, near Yahiko-yama, at Gosen and Oshirakawa; in Dewa, at Akita; in the Island of Sado, and in Aidzu. In the last named place the annual produce is estimated at seven hundred thousand piculs.

Lead is found at Takiya, and at Buddo near Murakami, in this Province, as well as in Aidzu. Iron, in small quantity is also found in Aidzu.

Gold and silver are mined for in Sado, - the former being found in the greater quantity. The mines are said not to have been very productive this year. Gold is also found mixed with the copper of this Province.

Coal is found in Aidzu, and in this Province at Akadani, near Shibata; at Ojiya, Tsugawa, Gosen, and Nunobé, near Murakami. That of Gosen is probably the nearest to Niigata, - being only some fifteen miles off. The coal brought thence, however, being merely surface coal, is of inferior quality, and not suitable for steamers.

Many mines of different minerals are known of in this District, which are as yet not worked; and those which are so, are worked in a very imperfect manner.

At present probably only copper can be expected to become a common article of Export. But the mineral resources of the District are no doubt immense.

Petroleum issues by a natural spring from the ground at Niitsu, - some twelve or fourteen miles from Niigata, and is collected by the Japanese for sale. There are also a few artificial wells worked in the same locality. The means applied in working these wells, however, being comparatively rude, the yield is small. A project is on foot to work them under foreign superintendence, by a Japanese company, and to purify the oil. The wells are situated in a most favourable locality for the transport of the oil, being close by a branch of the river, which is navigable to within a short distance of the spot where the wells are. A great part of the country is evidently full of underground treasures of petroleum, and probably also coal. What the Japanese term "fire-wells," or jets of inflammable gas issuing from the ground are in existence in some parts of the province. Near the wells of Niitsu, - or more properly Kusoju, from which the oil takes its name among the Japanese, - one issues from the ground at the village of Garamiki. At Miyôhôji, between Sanjo and Mitsuké, there are three oil four of these "fire-wells." Indeed, the natural petroleum spring near Niitsu, above alluded to, would appear to be only one of these "fire wells" which had got filled with water. The so-called spring consists of a circular aperture, about six feet or more in breadth, and apparently very deep, filled to the brim with water, which has the appearance of bubbling up in the centre in the violent stream, or as if it were boiling. It does not overflow; so that there is probably no spring of water concerned in causing this somewhat singular phenomenon. The supposition of a strong jet of gas at the bottom would however sufficiently explain it. The petroleum issues floating on the surface of the water, and is skimmed off from time to time with ladles. The gas at Garameki and at Miyôhôji has little smell, so that the absence of any other observable smell except that of the petroleum at this spring is not remarkable.

It is quite clear that this article alone, if it were properly worked, would

create an important export trade at this place.

Beyond Tochiwo, from forty to forty five miles from Niigata, there is a salt spring issuing from the ground, indicating, it were presumable, the existence of rock salt. Another such is marked on the local maps near Yahiko-yama.

Under the head of Public Works, the only things to be noted are the erection of a Custom-House, with sheds for cargo, and Bonded Warehouses attached, on the bank of the river about a mile from the mouth, and the construction of a road and bridge to connect these with the town. The Custom-House buildings are well constructed, and the Bonded Warehouses are good insurable stone godowns, sufficiently far separated from other buildings in case of fire; The road is well made; but it is by the previously existing canals that goods are transported between the Custom-House and the warehouses of the merchants, so that the road is hardly used except for passenger traffic.

Having now touched upon most of the subjects on which it is usual to remark in a Trade Report, it may not be out of place to add a few general observations on this Port and District. The town of Niigata was first settled about two hundred and fifteen years ago, by three merchants of Echizen, with the permission and under the direction of Makino, the Daimio of Nagaöka, in whose territory it was situated. It was laid out, the streets were made, and its admirable system of canals dug within a few years of its first settlement. The idea of the founders of making a flourishing Port here, was not disappointed. Under the jurisdiction of Nagaöka, it continued to flourish, until in the year eighteen hundred and forty three it was taken over by the Shogun's Government. For a short time during the civil war of the year before last, it was held by Aidzu and the Northern Daimios, until it was taken possession of by the Mikado's Government.

Niigata is at present merely a Department under the Provincial Government of Echigo, the chief seat of which is placed at Suibara, a small town in the interior, where the Governor at present resides; an arrangement

which is about the worst that could be made for the settlement and development of this place as an open Port. There is a prospect of this being soon changed, however, for the better.

The revenue of Niigata in rice is a mere trifle, amounting to less than 1,000 Kokus per annum. That of all the Government territory in Echigo amounts nominally to over one hundred and seventy thousand Kokus, or four hundred and twenty seven thousand piculs, but the actual revenue is much larger. The annual duties collected on domestic trade at Niigata amount to some fifteen thousand dollars. It is said that the small duty hitherto levied on articles of Japanese production imported here, has now been abolished. The total duties collected on foreign trade during the past year amount to only five hundred and sixteen dollars, the imports having almost all paid duty at some of the other open ports.

The District of which Niigata may be said to form the Port is one of considerable extent. It may be looked on as comprising the Province of Dewa, the late territory of Aidzu, and the neighbourhood, now called the Province of Iwashiro, the Province of Echigo, parts of Joshuu, and Shinshuu, Etchuu, Noto, Kaga, Hida, and the Island of Sado. From all these provinces produce may be expected to come here rather than to any of the other open Ports, imports being taken in return. The internal communication from Niigata to other parts of Echigo, to Aidzu, and other districts by means of the Shinano-gawa and Aga no Kawa, with the innumerable cross streams, branches, creeks, and canals connected with these rivers, is truly admirable. The Shinano-gawa is navigable for river boats by both of its upper branches to a distance of between seventy and eighty miles from Niigata, towards Joshuu and Shinshuu; and the Aga no Kawa, which drains the other part of the Province, to a distance of nearly forty miles from its mouth; towards Aidzu. Near the former river are situated the inland towns of Ono, Shironé, Sanjo, Mitsuké, Nagaöka, and many smaller ones, and the vallies on the upper part of its course form the chief silk

producing district of the province. Near the latter river are the towns of Shibata, Nakajima with Suibara, Muramatsu, Niitsu, Gosen, Mano, Yasuda, and Tsugawa. The two rivers once discharged themselves into the sea by the same mouth, — that, namely, which now forms the mouth of the Shinano-gawa only. About Anno Domini, one thousand eight hundred and twenty, the Daimio of Shibata cut a passage for the Aga-no Kawa direct into the sea, by which means a great extent of rice land was reclaimed. At the time that this was done, an engagement was made with the town of Niigata, that if the shipping interest should suffer by the reduction thus made in the quantity of water discharged from the mouth of the Shinanogawa, the work should be undone again. It seems not, however, to have injured the shipping interest much; at all events, the Aga-no Kawa continues to discharge itself by the artificial mouth then made for it. The old channel connecting it with the Shinano-gawa however, still remains. There are only some five or six miles between the present mouths of the rivers. Indeed, the whole country between them. for a long distance inland would appear to have been gradually reclaimed either from swamp, or from the sea. I have seen an ideal map of the ancient state of the Country, in which Niitsu, now some thirteen or fourteen miles from the sea, is represented as a seaport on the shores of the bay into which the two rivers then discharged themselves.

The following imperfect weather table may be of some use, as showing the prevailing winds and weather here during the latter part of the past year: —

Weather Table from 7th August to 31st December 1869.

Prevailing winds	August (7-31)	September	October	November	December
S.	0 days	4 days	3 days	0 days	3 days
S. W.	9 "	17 "	6 "	6 "	8 "
W.	3 "	2 "	1 "	1 "	8 "
N. W.	3 "	4 "	5 "	7 "	8 "

N.	1 "	1 "	2 "	3 "	1 "
N. E.	5 "	2 "	8 "	6 "	0 "
E.	1 "	0 "	0 "	2 "	1 "
S. E.	3 "	0 "	6 "	5 "	2 "
	25	30	31	30	31
Prevailing weather					
Fine	16 days	16 days	20 days	9 days	7 days
Rainy	5 "	11 "	6 "	6 "	5 "
Windy	3 "	3 "	1 "	6 "	1 "
Stormy	1 "	0 "	4 "	6 "	5 "
Snow, hail or sleet	0 "	0 "	0 "	3 "	13 "
	25	30	31	30	31

In conclusion I may mention that a school has been established here by the Government, for instruction in the English language, under the superintendence of an American gentleman well known in Japan. The pupils are chiefly children of officials and others of the two-sworded classes, but the school is open to all, and not a few of the mercantile class have availed themselves of the opportunity of sending their children for instruction. The present number of pupils is about twenty eight, including both children and young men. A considerable increase is expected after the Japanese New Year.

I have the honor to be
 Sir,
 Your most obedient
 humble Servant
 J. Troup

訳文

1870年1月25日、新潟にて

新潟港及び管轄地域の昨年の交易、商業、及び港湾施設についてご報告申し上げます。

交易及び商業

開港初年である昨年、新潟で行われた交易は国内の他の開港場とのものだけでした。外国から直接当港に寄港した船舶はなく、他の開港場との沿岸交易も大規模なものではありませんでした。新潟の開港は様々な理由からあまり注目されることなく、兵庫・大阪が開港・開市される前に湧き起こったような明るい期待感はありませんでした。日本における輸入を巡る全般的な情勢、とりわけ通貨に対する信頼欠如のため、外国商人は新たな港という未知の分野へ進出する意欲を鈍らせました。その結果、昨年当地に居を構えるに至ったイギリス商人はいませんし、他の国の商人もわずかだけでした。昨年末の時点で、西洋人に雇われた数名の中国人を除き当地に居留する外国人は全部で17名にすぎませんでした。交易に携わっているのは10名から12名ほどで、そのほとんどがドイツ人かオランダ人です。輸移入貨物は比較的少なく、輸移出貨物はそれよりまたさらに少ない状態です。イギリスはじめ日本以外の船舶による輸移出入の貨物量及び価額を別添の統計表に掲げました。これらの交易統計は通常の報告様式を用いていますが、イギリス製品とその他の国の製品とを区分することが有用である場合にはこれを試みました。これらの統計を作成するにあたり運上所の統計に依拠することはほとんどありませんでした。不明確な点がとても多く、そうでなくとも信頼性に欠くのです。しかし、新潟に居を構えている外国商人が自分たちの輸移出入商品の取引実績を率直に提供してくれたので、実用的観点から見ればほぼ正確と見なすに足る交易統計を作成することができました。

しかし新潟の交易の実情は、横浜とは違って日本以外の船舶による輸移出入統計だけからは非常に読み取りにくいものです。そこで私は、日本の当局の助力を得て、日本の平底船による移出入統計の作成を試みました。この統計作成に関しては、日本の当局から積極的に資料提供をいただき、この目的のためだけの作業

に多大な労力を費やしていただいたことを特に付言しておきたいと思います。これらの数字は日本以外の船舶の輸移出入統計ほどには信頼できるものではないでしょうが、新潟における主要な国内交易産品が詳しくわかるという点からだけでも、興味深くかつ有用です。さらに、内陸方面から川舟で新潟に運ばれる産品の貨物量及び価額の表も加えました。これらの産品の多くは新潟港から移出されていきます。

イギリスその他の外国船で輸移入される商品は綿及び毛製品が主なものですが、それらの約6割がすでに売り捌かれました。主に金巾・綿糸・唐棧・綿毛交織・天竺布・キャムレット・オルレアン黒・ラストイング・釘鉄・砂糖・繰綿などの商品です。綿糸は、もっと持ち込めば横浜よりもいくらか高い価格で更に売れたでしょう。綿糸16番手-24番手は当地で好まれている商品で、今後も昨年の数倍は売ることのできる主要輸入商品になると思われます。また、生金巾も需要が旺盛です。入荷した繰綿は利益の出る価格で売れました。一般的には毛製品より綿製品のほうがずっとよい売れ行きです。毛製品では、緋色か黒、特に緋色のキャムレット、それに黒のオルレアンが、すでに十分に需要を当てにできる商品と言えます。細い釘鉄、それにおそらく棒状の鉄もすでにマーケットが存在するようです。中国産砂糖は白砂糖・赤砂糖ともある程度は売れました。白砂糖2番は今後も売れると見込まれます。

輸入品に関する新潟の市場規模を展望するに際して、外国商人の昨年の商売に目を向けるだけではかなり不十分と言えます。結局のところ外国商人が行った商売は、横浜で売れなかった商品を新潟で試しに売ってみただけのことです。日本商人はこれよりはるかに多くの輸入品をわざわざ内陸経由で横浜から運んできているのです。このことは少し不思議に思えるかもしれませんが。日本商人が商売のやり方を新しい方法に変えるまで、たとえそのほうが利益が上がるとわかってもすこし時間がかかる、ということなのかもしれません。商人が「最も安い市場で買い、最も高い市場で売る」というのは、常に正しい原則ではないのです。日本商人が横浜から内陸経由でどれだけの量の輸入品を見附・長岡・三条・白根・亀田・新潟などの地域に運んできているのか、その推計量のある信頼の置ける情報源から得ました。これらの町はすべて新潟港から半径40マイル以内にあり、最

も安価な輸送路である水路によって新潟港と結ばれています。その推計によると、主に綿糸・繰綿・金巾・キャムレット・オルレアンなどの輸入商品が全部で78万8千ドル、すなわち17万7,300ポンドも内陸経由で運ばれているのです。これだけの輸入商品が横浜港を経由してではなく直接新潟港に輸入されるとしたら、はたして横浜での貿易がその分だけ縮小するのでしょうか。それとも別の販路を見つけ出して売り捌くことになるのでしょうか。この点について論じるのは差し控えましょう。しかし、先ほど掲げただけの貿易が最終的に新潟港で行われるようになることは実に明白です。新潟にはこれまで述べた地域、さらにはもっと広い地域に及ぶ交易の中心地になる条件が元来備わっているのです。

昨年これらの地域に持ち込まれた輸入品は、海路・陸路合わせて少なくとも130万ドル（29万2千ポンド）を優に上回るものと推定されます。

国内産品についても、越後と江戸などとの間で内陸経由でかなり大量に取引が行われていることを述べておいてよいかと思いますが、その正確な統計を得ることは困難です。

イギリスその他の外国船による移出では、米が第一の地位を占めました。当地の役所による執拗な取引への介入がなかったなら、米の移出量はもっとずっと多かったことでしょう。昨年初め、当地の米は国内のほとんどの地域より安価であり、1ピクル当たり、一分にして7枚半で取引されました。ところがその後価格が徐々に上昇して一分15枚にまでなりました。この価格上昇は競争の激化も一因ですが、主な原因は政府による取引制限によるものでした。昨年前半、米の積出しを当てにして何隻かの船が入港しましたが、空荷かわずかな船荷で出港せざるを得ませんでした。9月になると地方当局は内陸部から新潟町への米の運び出しを完全に制限しましたが、この制限の表向きの目的は、越後全体の米の量を推し量って収穫期まで十分な米の供給を住民のために確保する見込みをたてることでした。その結果、新潟町での米の価格は内陸のどの町よりも高くなりました。しばらくの間、町の住民は政府の米を売る店からしか米を入手することができず、それも農家などが自由に市場に米を売ってよい場合よりはるかに高値となりました。この制限は、10月に政府備船の2隻の船が米の運び出しのため函館から入港するまで続きました。その頃には、外国商人は他の開港場から米を自由に運び込

んでよい、との布告がありましたが、これはほとんど意味のないものでした。というのは、取引を制限している間の取締が厳しかったため、この頃には日本商人が外国人に米を売るのを控えるようになっていたからです。そのため、政府が扱うものの他は船荷となる米はごくわずかだったのです。

政府は、食糧を国内に自由流通させることがもたらす国全体の利益については何も考えていないようです。商人なら、日本人でも外国人でも協力し合っ必要な場所にすぐに大量に米を運ぶことができるのです。たとえそれが伝統的な商慣習に盲目的に従ったものだとしてもです。あるいは、すきつ腹を抱えた人々を見過ごしてでも儲けを自分の懐に入れようという邪意な考えからだとしてもです。ところがこうしたことは政府からは期待できません。それでも政府はこれまでのやり方に固執しているのです。

米に関しては、農業に関する報告のセクションでさらに述べたいと思います。

蚕卵紙はおよそ3万枚が輸出されました。新潟港は五泉、小出、上田谷、米沢など多くの養蚕地と近接していますので、蚕卵紙は間違いなく主要な輸出品となるでしょう。昨年わずかな数量しか新潟に集まらなかった理由は簡単で、蚕卵紙の、つまり生糸の確実なマーケットがここには存在しなかったからです。新潟でいつも取引があると確実に分かれば、南西は加賀から北東は奥州各地から生糸が新潟に持ち込まれることでしょう。昨年集まったものはごくわずかです。

輸出取引が活発でなかった理由の一つは、売ろうとする商品に日本人があまりに法外な値段を要求したからだと思われます。商人たちは、外国人はどんな値段でも取引すると思ひ込み、外国人との取引ですぐに大儲けできると考えてしまったのです。こうした誤解はあと1年もすれば是正されるはずですが、そして、外国交易は確かに利益の多いものではあっても、それは初めに想像するよりもっと着実に努力を重ねた結果としてであることがわかるでしょう。

さて、昨年交易が停滞した主要な原因には、間違いなく通貨を巡る情勢が挙げられます。この地方一帯では、会津藩、仙台藩ほか北部の大名たちが鑄造した贋の二分鑄貨が先の内戦の際に大量に出回りました。この贋金と、さらに加えて政府発行紙幣の国内での大量流通によって、昨年前半は非常に混乱した状況になりました。9月初めに贋造の金貨・銀貨の使用を禁止する政府布達が出て二分金・

二分銀はすべて検査に回すよう義務づけられてからは、たとえ政府の検査官が真正と認めたものであってもこれらの鑄貨を支払いに使うことが次第に難しくなりました。それと同時に、これら鑄貨を受け取ることも危険なことになりました。何か別の代金としてすぐに使ってしまう見込みがない限り、その鑄貨を支払いに使うことは困難だからです。というのも、政府は外国人が商品代金として受け取った二分金・二分銀をすべて鑑定しようと提案しているのですが、外国人商人にとってはその鑄貨が真正か贋造かを判断できないからです。政府の鑑定は、真正か贋造かの明確な基準がないのに、提出された金貨・銀貨の一部を贋造と判定し、残りは真正と認めて刻印するのが常でした。贋造と判定された鑄貨を他の鑄貨と一緒にして改めて鑑定してもらおうと、また同じような鑑定が繰り返されました。すなわち、一部が贋造と判定され、残りは真正と刻印されるのです。そして、このように繰り返されていくうちに、はじめは贋造とされた鑄貨が最後にはすべて真正なものとして刻印されることもあるのです。

二分銀・二分金・紙幣のそれぞれの換算レートは、この一年でも時期によってどれが有利か入れ替わりました。年初めには二分銀の 100 両は二分金の 120 両と交換されていました。7 月にはこの割増が約 10 パーセントだけとなり、年末には 15 パーセントになりました。年初めには金札 100 両で受け取ることができる金貨は 70 両でしたが、その後 45 両にまで下がりました。8 月からは政府が紙幣の使用を強制した効果で紙幣の価値が上がり、10 月には金貨と同等になりました。さらに年末には金貨に対して 10 パーセントの割増がつくことになりました。

横浜では日本通貨がドルに対して著しく下落したこともあって、当地から商品を送り出そうとする商人にとってその売値を知ることはほとんど不可能になりました。新潟ではよい売値と思ったものが、仕向地からの代金を横浜で受け取ったところ損失が明らかになった、というようなこともしばしば起きました。

しかしながら、鑄貨の価値下落や交換不能な政府紙幣の発行のためにはるかにひどい被害を蒙ったのは日本商人と日本人一般です。彼らこそが、まず何と言っても被害者でした。取引に資金をつぎこんだ者のなかには、もはや破産状態だ、と苦々しく不平を漏らす者もいます。商品と引換に大金を支払い、その商品を買って受け取ったものが、何を買うにも使えない鑄貨だったのです。今は紙幣が通

常の交換通貨となっています。しかし年末近くになって偽の紙幣が現れ始めました。多くは日本の北部で贋造されたものと思われます。このような事態が当然惹き起すと予期される結果は、考えるだけでもおぞましいことです。一昨年の戦乱による傷跡の影響がいまだ残っており、水害によって米作に大きな打撃を受けた地域がある状況に、通貨の贋造や価値下落が加わったことで、近隣地域において農民一揆を誘発しているのと同じ類の不満がここでも生まれつつあります。奥州では子供に食べ物を与えられない母親たちが最も恐ろしい犯罪行為を自分の子供に行っているという話さえ聞きます。交換不能な紙幣の影響は今のところさほど強くは感じられませんが、早急にこれが是正されなければ、もともと豊かでごく最近まで繁栄していたこの地方の人々にまさに破滅的な結果がもたらされるに違いありません。

海運及び港湾施設

イギリス船による新潟港と国内の他の開港場との間の中継取引に関する統計、日本の平底船による新潟港と他の港との間の国内取引に関する統計、さらに国内の河川取引に関する簡単な統計を掲載しました。これらの統計から、日本船を除けばイギリス船の船舶数が最も多く、貨物量においてはイギリス船が船舶数以上の割合で他より多いことがわかります。ただ一つ残念なことは、日本の諸侯が所有する国外建造船を統計表に含めることができなかったことです。これに該当するものとして、薩摩藩の蒸気船が 1 隻、加賀藩が 1 隻、長州藩の帆船が 2 隻、新潟に入港しました。薩摩藩の船は砂糖などを運んで入港し、長州藩の船のうち 1 隻は米を運んで出港しました。これら船舶は戦時輸送船と見なされ、その出入港や取扱貨物は記録に残さないのだそうです。しかし、今後はこうした取扱も改められることが期待されます。この 4 隻を除けば、昨年新潟港に出入りした商業船の全体の船舶数・貨物積載量・取扱貨物価額が全体的に推計できるでしょう。この統計表も加えました。

新潟港の信濃川河口部が現在の状況では、西洋船舶は川の中まで進入することができません。新潟港には広々とした投錨地があるのみで、船舶の待避や安全確保のための場所がまったくありません。5 月初めから 11 月終わりまではほぼ安全に貨物の荷降ろしができますが、その他の時期には大きな危険が伴います。投錨

地にはいくつか確実な碇泊場所もあるでしょうが、まだ十分に確認されておらず、船舶をそこに導くための浮標も設けられていません。河口には小さな灯台が2つ設置されていますが、恒常的に灯火が照らされているわけではなく、この状態で夜間に河口を出入りするには不安がつきまといます。海上が穏やかな時でも浅瀬が大きく起伏していることもしばしばで、風向によってはそれが突然生じることもあります。小舟で浅瀬を越える際にはいくら注意してもしすぎることはありません。開港後、川を少し上った運上所の向かいに良好な船着場が建設されました。

佐渡の夷港は、沿岸で一般的な風向からの強風をうまく避けられるようになっています。海岸から4分の1マイルほど、海底が小石や砂で広く覆われ、波の静かな海に船を碇泊させることができます。湾全体にわたって良好な砂利の海岸が続いています。町の背後にある塩水湖は、その狭い入口部分では深さ6フィートですが、奥に入ると急に深くなります。中央の深さは約7ファズム、奥のほうは5ファズムです。幅は1マイルほど、長さは3マイルほどと思われます。この湖の入り口付近に小さな船着場が建造され、新潟の運上所から派遣された数人の官員が駐在しています。

夷港には港としてのこうした地形面での利点はあるのですが、新潟港碇泊中に強風に見舞われた船が避難港として利用する以外、この地の交易にとって役に立つことはないと思われます。島自体には輸出入のマーケットが存在しません。新潟居留商人たちも夷港で船荷を陸揚げすることには反対です。夷港で積み替えをして新潟港に向かうことは、その分だけリスクも費用も増すことになり、そもそも新潟港での積み降ろしが可能な季節以外では考えられないことだからです。しかしその一方で、夷港での船荷の積み降ろし作業は常に中断なく行えるという計算が立つので、新潟港で同じ作業を行うよりも通常は安く上がるということと言えます。少なくとも秋はそうでしょう。これまで何隻かの船は新潟港で投錨している間でも蒸気を焚き続けざるをえなかったのです。碇泊中に、繰り返し夷港に待避した船も相当ありました。

信濃川の河口自体に改修の手を加えたいという考え方は日本側にも存在します。これは日本西海岸における開港場の問題を解決する最善の方法に違いありません。内陸交通に関して絶好の位置にあること、すでに国内舟運が盛んなこと、日本の

最も広い、それにおそらく豊かな地方の中心に位置すること。これらすべてから、新潟が外国交易に適した地であることは明らかです。改修に要する経費は莫大であるかもしれません。しかし改修から得られる利点は、外国交易にとってばかりではなく、国内舟運にとっても計り知れないほど大きいものと考えます。なにしろ現在は、平底船でも冬のあいだ河口より中へ進入することができず、代わりに近くの小さな他の港に行くか、春まで佐渡で待っていなければならないのです。浅瀬を越えれば川は4ファズムないし5ファズムの深さですから、船舶が碇泊できる場所はいくらでもあるのです。

港を改修するか否か、究極的にはこのことに新潟の開港場としての発展がかかっている、と言っても過言ではありません。周辺地域の鉱山をはじめ資源が非常に豊富で、かつ情勢が落ち着いてくれば当然輸入品の有望な市場としても期待できるのですが、しかしそれだけでは年に5か月間、他の地域との海上交通がほぼ完全に遮断される不利を覆すことにはなりません。しかし港の不備が克服されれば、改修工事に要する支出をさほど長くない期間で回収できるほど交易が発展することが十分期待できるのです。

新潟町では平底船や川船などの建造・補修が広く行われています。そのための木材は主に会津の森林かあるいは越後の海府から運ばれてきています。

農業

越後地方の主要な作物は米です。最近行政区分が分割された奥州地方を別にすれば、日本で最大の米作地域です。平年の収量は推定で年間750万ピクルほどであり、その優に3分の1以上は国内の他の地域へ移出可能と見なすことができます。しかし越後の米は品質の点では国内最高とは言えません。奥州で生産される米で新潟港から積み出されるものは非常にわずかです。

周辺地域では小麦・大麦・蕎麦も生産されていますが、これらは地元で消費されています。

煙草は越後をはじめ、信州や出羽地方でもかなりの量が生産されています。越後では赤塚・長岡・Sokuzure・大鹿・三本木・沢海が主な産地です。場所によって違いはありますが、概して良質とは言えません。

当地方の茶も良質とは言えません。村上・中条・五泉・新津・村松・黒川での

生産量は3千ピクル弱と推定されます。越前や他の地方で生産される茶についてもほぼ同様のことが言え、良質のものは当港よりも安い価格で横浜に運ばれます。

生糸については、越後では堀之内、小出、それに上田谷と呼ばれる信濃川の上流右岸の地域で生産されています。これらの地域での生産量は、年間100ピクルを下回る程度と推定されます。また、栃尾・蒲原・五泉・乙村・岩船・大毎・寝屋などの各地でも絹の生産が行われています。奥州・出羽・上州・信州の生糸はすでに知られているところですが、新潟の開港は、越後のみならずこれら各地方の生糸生産の発展にも刺激を与えることになるでしょう。

蚕卵紙については、すでに交易及び商業のセクションで述べました。当然のことですが、屑糸なども含めて今ほど挙げた地域からわずかな時間で新潟へ大量に運ばれてくるのが期待されます。

木蠟は越後でも生産されていますが、会津、すなわち今は岩代と呼ばれている地方でもっと多く生産されており、蝋燭づくりに使用されています。

朝鮮人参も岩代で生産されています。年間生産量は推定で約1万ピクルです。おそらくは新潟港からの重要な輸出商品になるでしょう。

木綿は奥州・上州・信州・越後ほか一帯で生産されていますが、地元消費のみです。

麻は信州・上州・出羽・奥州その他で生産されています。新潟港と国内の南方の港との間でよく取引されていた品目とのことです。粗い麻は越後では与板と長岡で生産されており、縄の生産に使われています。

その他、国内各地にある野菜類はこの地域一帯でもほぼすべてが生産されています。一般的な青色の衣料用染料として使われる日本語で「アイ（藍）」と呼ばれている植物、様々な種類の芋類ほか根菜類やトウモロコシ、黍、菜種、非常に良質の食用油が採れる「ゴマ」など、量の多少はあるにせよ越後にすべてあります。様々な種類の豆類、特に「アズキ」と呼ばれる小さな豆は国内に移出されています。リンゴ、梨などのこの地域一帯の果物類は全国で高い評判を得ています。木材は出羽・会津・海府などに豊富にあります。

動物由来の商品としては、日本国内で一般的に取引されている鹿皮を挙げておかなければなりません。

人口及び鉱工業等

新潟町には4万人近くの登録住民がおり、その他に約1万人が一時滞在しています。信濃川とその対岸の阿賀野川とに挟まれた地域には沼垂、亀田など小さな町が集まっており、新潟町と同じくらいの数の住民がいます。したがって、新潟町及び周辺地域の人口はおよそ10万人と推定されます。これらの人々が様々な形で港での交易に関係しているのです。新潟には回船問屋が48軒あります。船乗りや一時的に町に出入りする人でいつも賑い、そのため茶屋や遊戯施設がたくさんあります。

新潟や亀田などの商人の暮らし向きは概ねとても良好のようです。漁業で生計を立てている者も多くいます。河川では鮭などの魚が獲れ、海での漁獲もかなり多いようです。信濃川のほか阿賀野川や荒川、さらに県北東部の三面川（村上川）など、この地方のどこでも鮭の漁が期待できます。佐渡では鮑などの魚介類が獲れ、海草でも収入が期待できます。新潟では家具製造が行われており、はるか北部地方へ移出されます。綿製品の生産の他、国内外の綿製品の染色も工業の一分野として営まれています。

越後は広く人口も多い地方です。南西から北東まで長さ170マイル近くに及び、東西の幅はだいたいのところ25マイルから30マイルです。新潟周辺地域のほか、人口2万から4万人の町が8つほどはあり、中でも主な町は三条、高田、長岡です。これより小さい、人口4千人以上の町は越後各地に散在しています。

綿製品の生産はこれらの多くの町で営まれており、綿糸が大量に使用されています。主な生産地として、縞木綿は見附・亀田・長岡、白木綿は吉田・曾根・長岡・大野が挙げられます。絹製品は越後では栃尾・上田谷・五泉、ほかに上州や出羽などの地方でも生産されています。「縮」とよばれる夏衣向けの麻布は小千谷や、信濃川の上流左岸にある谷あいでも生産されています。また奥州・信州などの地方でも生産されています。刃物・金物は会津で作られています。漆器はいくつかの地域で作られています。概して良質ではありません。越後での推定生産額は年間約5万ドル、会津では同じく約3万ドルです。竹製品、陶器・磁器類（日用品）、紙、酒などもいくつかの町で生産されています。新潟に持ち込まれる九谷焼は本物でなく、たいていは品質が劣ります。会津及び出羽の山間部、及び佐渡

から木炭が大量に運び込まれてきます。出羽では「ベニ」が同名の木から年間 450 ピクル生産されます。

しかし、この地域一帯で最も誇るべき豊富な資源は鉱山資源です。銅は、越後の間瀬・五泉・大白川、出羽の秋田、また佐渡や会津で見つかっています。会津での生産は推定 70 万ピクルに及びます。

鉛は、越後では滝谷、葡萄、それに会津にあります。

鉄は、少量ですが同じく会津にあります。

金及び銀が佐渡で採掘されています。特に金の量が多いのですが、今年はまだ採掘が進められていないとのこと。佐渡では金は銅とともに見つかっています。

石炭は、会津のほか、越後の赤谷、小千谷、津川、五泉、布部にあります。新潟に最も近いのはおそらく五泉で、15 マイル程度しか離れていません。しかしこの石炭は露天掘りで品質が悪く、蒸気船用には適していません。

越後では様々な鉱物がある鉱山が見つかってはいますが、まだ操業されていません。また、操業している鉱山も不十分な状態です。今のところ、輸移出用に期待されるのは銅くらいでしょう。それでもこの一帯の鉱物資源が非常に豊富であることは間違いありません。

新潟から 12 マイルから 14 マイルほどの距離にある新津の天然泉から湧き出る石油が、日本人によって採取され売られています。この泉と同じあたりに手掘りの井戸も 2、3ヶ所あります。しかし、やり方がかなり粗雑であるため生産量は少しばかりです。ある日本の会社によって、外国人の監督の下で操業して石油精製を行う計画が進んでいます。井戸は舟が入ることのできる近くの川の支流のすぐ脇という、石油を運び出すには格好の場所にあります。日本国内のかなりの部分で石油が、それにおそらく石炭が、地下に豊富に埋蔵されているはず。越後には、日本人が言う「火井」、すなわち地面から可燃性の気体が噴き出すガス井がある場所があります。新津の油井の近くの、より正確には、日本語で石油にあたる言葉がそのまま地名になっている草水の近くの柄目木村に、そのような噴出孔が 1ヶ所あります。三条と見附との間にある如法寺には、こうした「火井」が 3つか 4つあります。前に触れた新津の石油の天然泉はこうした「火井」の 1

つにすぎず、そのガス井が水で満たされてしまったものと考えられます。そのいわゆる泉は、幅 6 フィート以上の円形の開口部を有し、一見したところ非常に深く、縁まで水に満たされています。激しい流れの中央は泡立ち、あるいは沸騰しているかのように見えますが、水が溢れ出ることはありません。つまり、このいくらか奇妙な現象には水の湧出は関係していないのでしょう。しかし、水底部で激しい気体の噴出があるとすれば、この現象に十分に説明がつけます。水面に浮き上がった石油はひしゃくで掬い取ります。柄目木及び如法寺のガス井の気体があまり匂わないことから、この泉では石油の匂い以外には識別できる臭気がないのは、そう不思議なことではありません。

油井が適切に操業されれば、それだけで当地で相当の輸出取引が生じることは間違いありません。

柄尾のさらに向こう側、新潟から 40 マイルから 50 マイルの所に地面から湧き出る塩水井があります。おそらく岩塩が存在する証でしょう。越後の地図には、弥彦山付近にも塩水井が示されています。

公的施設整備に関する報告としては、唯一、運上所の建設が挙げられます。運上所は、信濃川河口から 1 マイルほど入った川岸に上屋及び保税倉庫とともに建設されました。また、運上所と町とを結ぶ道路及び橋も設けられました。運上所は堅固な建物です。保税倉庫は十分に保険対象となる石蔵であり、火災への用心として他の建物とは十分に間隔を置いて建てられています。建設された道路も良好です。しかし貨物は運上所から商人たちの倉庫まで以前と同じく運河で運ぶことから、歩行者以外が道路を使うことはほとんどありません。

さて、商業報告で通常触れる事項についてはおおよ報告してしまいましたので、新潟の港と町について一般的な観察を付け加えることをお許しいただきたいと思えます。新潟の町は今からおよそ 215 年前、当時この地を支配していた長岡の大名である牧野氏の裁可と指導の下で 3 人の越前商人が移り住んだことに始まります。住み始めて数年後には町割の計画が行われ、道路や目を見張るような運河のシステムが造られました。この地に繁栄する港を造ろうという、最初の居住者たちの考えは実現しました。長岡藩の管轄のもとでの繁栄は、1843 年に幕府がこの地を上知するまで続きました。一昨年の内戦のあいだの短期間、新潟は会津

など北部の大名によって統治され、その後はミカド政府の支配となりました。

現在、新潟は越後を統治する県の一つの支局に過ぎません。県庁は内陸の町である水原に設けられ、そこに知事があります。これは新潟町が開港場として定着し発展していく上で最悪の措置です。しかし、間もなくこれも改善される見通しになっています。

新潟町の米の収入はわずかばかりで、年間1千石にも届きません。越後における政府直轄地域全体の収入は名目上17万石以上ですが、実際はこれを大きく上回ります。新潟町で国内取引に対して徴収される関税は約1万5千ドルにのぼります。移入される国内産品に課される少額の税は廃止されたという話です。昨年の外国取引への課税は総額でも516ドルにすぎません。輸入品のほとんどがすでに他の開港場で関税の支払を済ませているからです。

新潟港が集積すると考えられるのは広大な地域です。すなわち出羽、岩代と呼ばれることになった旧会津領とその近隣、越後、上州の一部、信州、越中、能登、加賀、飛騨、それに佐渡島です。これらの地域の産品が集積し、またこれらの地域へ輸入品を送り出すことが期待されるのは、やはり他の開港場ではなく新潟港です。信濃川と阿賀野川によって、そしてこの2つの川と交差する河川、支流、入り江、運河など無数の水路によって新潟と越後各地や会津その他の地域とが結びついている内陸交通網には、実に目を見張るべきものがあります。信濃川は、川舟を使えばその2つの支流によって上州方面と信州方面に新潟から70マイルから80マイルほど上流へ航行できますし、阿賀野川はそれとは別の地域を流れており、会津方面に河口から40マイル近く航行可能です。信濃川の川筋には大野・白根・三条・見附・長岡などの内陸の町とこれらより小さな多くの町があり、さらには越後の絹の主産地である上流の谷あいの村々があります。阿賀野川の川筋には、新発田・中島・水原・村松・新津・五泉・真野・安田・津川などの町があります。この2つの川はかつて1つの河口から海へと流れ込んでいました。そこは現在、信濃川だけの河口となっています。1820年頃、新発田の大名が阿賀野川から直接海へと繋がる水路を切り開き、そのことによって広大な水田を獲得しました。この工事が行われた時、新潟町との間で取極が交わされ、もしこの工事の影響で信濃川河口から流れ出る水の量が減少して海運に支障をきたしたなら、その

水路をもう一度埋め戻すことを申し合わせました。しかし、海運への影響はあまりなかったようです。いずれにせよ阿賀野川は開削された河口から海へと流れ込んでいます。しかし、阿賀野川と信濃川とを結んでいたかつての水路は今も残っています。現在、この2つの川の河口は5、6マイルほどしか離れていません。両方の川に挟まれたずっと内陸の地域では、沼や湖が徐々に干拓されていったようです。私は、この地域のかつての様子がよくわかる地図を見たことがあります。現在海岸から13マイルか14マイル内陸にある新津が、その地図では2つの川が流れ込む湾の岸に位置する港町として記されていました。

以下に掲載する気象統計は、昨年後半の風向及び天候との支配的傾向を示したものです。不完全ではありますが、多少は意味のあるものかと思えます。

1869年8月7日から12月31日までの気象

風向	8月 (7日~31日)	9月	10月	11月	12月
南	0日	4日	3日	0日	3日
南西	9日	17日	6日	6日	8日
西	3日	2日	1日	1日	8日
西南	3日	4日	5日	7日	8日
北	1日	1日	2日	3日	1日
北東	5日	2日	8日	6日	0日
東	1日	0日	0日	2日	1日
南東	3日	0日	6日	5日	2日
	25	30	31	30	31
天候					
晴	16日	16日	20日	9日	7日
雨	5日	11日	6日	6日	5日
風	3日	3日	1日	6日	1日
強風	1日	0日	4日	6日	5日
雪・雹・霰	0日	0日	0日	3日	13日
	25	30	31	30	31

最後に、当地で英語を教える学校が政府によって設立されたことを述べておきたいと思います。この学校の校長は、日本でよく知られたアメリカ人紳士です。生徒は主に官吏か士族の子弟ですが、学校は誰にも開放されており、この機会に自分の子弟を学校に入れようとする商人も少なくありません。学生数は現在、青年・少年合わせて28人ほどです。日本暦の新年が明けてから、学生数がさらに増える見込みです。

ジェームズ・トゥループ

[1870年に関する年次報告]

原文

British Consulate, Niigata,
25th January, 1871.

Sir,

I have the honor to report on the Trade and Navigation of Niigata for the past year, and to inclose a series of Tables exhibiting details of the same. These Tables consist of

Returns of Imports and Exports: —

Table No. 1. Return of the Import Trade from other Ports in Japan, in British and other non-Japanese Vessels.

Table No. 2. Return of the Export Trade to other Ports in Japan, in British and other non-Japanese vessels.

Table No. 3. Return of the Re-export Trade to other Ports in Japan, in

British and other non-Japanese vessels.

Table No. 4. Return of the Import Trade from other Ports in Japan, in Japanese vessels.

Table No. 5. Return of the Export Trade to other Ports in Japan; in Japanese vessels.

Shipping Returns: —

Table No. 6. Return of the Indirect or Carrying Trade in British vessels, from and to other Ports in Japan.

Table No. 7. Return of the Carrying Trade in Foreign, except Japanese, vessels from and to other Ports in Japan.

Table No. 8. Return of the Carrying Trade in Japanese Vessels, from and to other Ports in Japan.

Summaries: —

Table No. 9. Summary (Form “B”) of the Coast Trade in British and other non-Japanese vessels.

Table No. 10. Summary (Form “C”) — Shipping Return: — (1) British (2) Foreign, except Japanese.

Table No. 11. Summary (Form “B”) of the Coast Trade in British and Foreign vessels including Japanese.

Table No. 12. Summary (Form “C”) -- Shipping Return: — (1) British, (2) Foreign, including Japanese.

I should state here that I was kindly furnished by the Custom-House with a number of Returns of the Trade in non-Japanese vessels, but that these, although exhibiting considerable improvement on those furnished to me last year, were not of such a nature that I could frame satisfactory Returns from them alone. I have consequently, in compiling the Returns now forwarded, not relied on these Custom-House Returns exclusively, or even chiefly, but have made use of a series of private memorandums which I have been favoured with by the Foreign merchants engaging in this Trade. With respect to the Trade in

Japanese vessels, I have relied entirely on the materials supplied to me by the Courtesy of the Governor.

Trade and Commerce. It will be seen by the following comparative statement that the Trade of the Port in non-Japanese vessels has been less during last year than in 1869:—

	Imports.	Exports.	Total.
1869	\$ 542,471	\$ 177,501	\$ 719,972
1870	405,075	150,400	555,475
Decrease	\$ 137,396	\$ 27,101	\$ 164,497

No account is here taken of Re-exports in 1870, as these consist, in fact, of goods which have left this place simply on account of their being unsaleable here, and which, therefore, should not be reckoned in making an estimate of the actual Trade. The result shown by the above figures is not to be wondered at, considering the obstacles to trade which have had to be encountered at this place, such as I have referred to at length in my Report for 1869, or shall here refer to presently. Indeed, the surprise is rather that the Trade of last year has not been still less than it has been. Moreover, although the total value of goods thus brought into this Port last year has been less, as above shown, than in 1869, the total value of imported goods which have been actually sold last year has at least been equal to, and probably greater than the value of those sold in the former year. Further, the experience of the past year may be said to have demonstrated that a regular demand does exist here under normal circumstances for what may be termed staple Imports, and, although the Export Trade cannot be looked on so hopefully, some features of it deserve attention as pointing at least to the possibility of a valuable Export Trade springing up in some articles of which no great expectations were formed a year ago. A few remarks on some of the articles of Import and Export will best illustrate the statement is now made. First of all, however, a short survey of the

fluctuations of the year's Trade in general will be necessary in order to lead to a clearer understanding of the causes which have operated upon it, so as to impel it out of its regular course, and such a survey will also obviate the necessity of lengthened remarks on particular articles of commerce.

Owing to the unusual severity of last winter business was very dull at the commencement of the year. The simple fact of the rivers, canals, and roads having been for a considerable time stopped with ice and snow, was of itself sufficient to preclude the possibility of transporting merchandize of large bulk. As the spring advanced, however, matters improved, and by the month of April Imports were in good demand. In May the demand fell off, except perhaps in the case of sugar and one or two other articles, and by the months of June and July business had almost totally ceased, both as regards Imports and Exports. In August again a revival took place, and some good sales were effected in cottons, camlets, sugar, nail-rod iron, &c. Some transactions in exports also took place: But when, in September, the certainty of a great struggle, perhaps a prolonged one, in Europe became obvious, and holders of stocks of Imports became desirous of realizing as quickly as possible, prices declined, and Japanese merchants became chary of buying in a rapidly falling market. Silkworm-eggs too, were next to unsaleable, and these causes combined to produce a great stagnation in Trade. Things continued during the Autumn very much in this way, until the certainty of a good rice crop in the Province was obvious. After the crop had been gathered in, and sales of rice began to be made, the demand for Imports revived, and towards the end of the year, cottons and some woollens were in good demand, although at very much reduced prices, as also nail rod iron and sugar, — the last mentioned at an advance in price. In addition to the cause just stated, the comparatively good cotton crop in the Province also probably acted to depress to some extent the price of cotton and cotton goods.

From the above it will be noted that there has always been a tendency for a

demand for Imports to arise here, but that this has met with two notable checks during the year, in May, June, and July namely, and again in the Autumn. The cause of the latter I have already alluded to; but as the former was clearly the result of artificial circumstances to which I shall allude more particularly below, I shall here merely request your attention to the fact itself. I may now note a few of the articles of Import and Export in which transactions have taken place.

Imports. Cotton yarn was in some demand in the early part of the year, prices ranging from 65 to 66½ Rios for No. 16/24 after the Japanese new year. In April the demand was at its best. From the month of May it slackened, and prices fell until in July it ceased altogether. In August, however, a better demand showed itself, and prices recovered a little. Since then, until the end of the year prices have fallen gradually to 43 and 43½ Rios, the demand being very dull in September, but improving towards the end of the year.

In Shirtings, a similar fluctuation was observable, 8¼ lbs. Shirtings selling at four Rios in February and March, prices declining and the demand lessening until it ceased altogether in June and July, improving in August again with a slight advance in prices, suffering some relapse in September, but increasing again, although at reduced prices, — say about 3 Rios, — towards the end of the year.

Of other cottons, the only articles in any demand have been muslins, taffachelas, turkey-red cloth, and velvets. The demand for woollens has been very limited. Fancies have been entirely neglected. Camlets and blankets may be mentioned among woollens.

Thin nailrod iron has been usually in demand, at prices ranging from 4 Rios to 3¾ Rios per picul.

Shanghai cotton has been in demand almost all the year round, prices and demand slackening, however, towards June and July, but recovering again in August. From that time to the end of the year prices gradually fell still lower,

but the year closed with a good demand.

Sugar, No. 1 white, No. 2 white, and brown, has also been usually saleable. Towards the close of the year both prices and demand have improved.

The Saigon rice mentioned in the Import Table was not for this Province, but for shipment to Kaga. It was transshipped into junks at Ebisu-Minato. The other Imports do not seem to require special comment here.

Exports. Rice, the principal article of export from Niigata, does not show so large a figure among the Exports of last year as might have been expected from the high prices ruling elsewhere in Japan, as compared with those in this Province. This is so clearly traceable to the operation of the laws regulating this trade, coupled with the mode in which the Government Authorities have employed these laws, that a short notice of some of the circumstances seems here desirable. In January prices here ruled at about eleven ichibus per picul, — a figure which still left a good profit on export to other Ports in Japan. In the month of February, however, it was understood that the Government had it in contemplation putting prohibition on the transport of rice to other Ports, — a prohibition which was accordingly notified to Japanese and Foreigners alike on the 24th of February, to come into force two months later according to the terms of the Convention regulating this trade. The ostensible object of this prohibition was to prevent rice from leaving this province until it should be seen whether the supply from the old crop would be sufficient for the wants of the Province until the new crop should be secured: Meantime prices rose to 13½ ichibus per picul, owing to the demand for rice to be shipped before the date of the prohibition coming into force. Considerable activity was displayed for some ten or fifteen days before that date in shipping this article to Sado, to be shipped thence to other Ports at leisure. After the purchases for this object had been made prices fell to thirteen ichibus. On the 18th of May, however, or only twenty three days after the prohibition had come into force, it excited some surprise to learn that the Authorities would withdraw the prohibition on and after the 25th

of May. That the Government had so early ascertained that the supply from the old crop would be sufficient for the wants of the Province until the new crop of rice should be secured, is more than can be supposed, assuming that the point was ever doubtful. If the wheat and barley crops were looked to these were only calculated to excite apprehension, — for they were extremely bad. The more credible explanation of the speedy withdrawal of the prohibition was however to be found in the fact that the Government had accumulated large stores of rice in their magazines in Niigata, which were in the meantime waiting for exportation to other Ports in Japan.

In May, therefore, rice again rose to $13\frac{1}{2}$ ichibus; in July it was at its highest, $14\frac{1}{2}$ ichibus. From that time, as the season promised well for the crop, rice gradually fell, until in November it was as low as $7\frac{1}{2}$ ichibus. A slightly finer tendency appeared towards the close of the year.

I have detailed these circumstances for the purpose of showing that the Government has hitherto by one means or other succeeded in reducing the rice trade almost to a monopoly, under its own control, and to all appearance for its own advantage, but obviously to the detriment of the growers, as well as to that of the consumers in other parts of Japan. There can be little or no doubt that the Authorities still look upon this trade as being peculiarly a perquisite which tradition has sanctioned the Government to keep strictly within its own control. It is instructive to remark that of the rice shipped from this Port during the past year, only one cargo has been shipped by a Foreigner under his own name, and that under difficulties which it is not to be supposed any merchant will like to meet a second time. I may be permitted to express it as my conviction that no satisfactory solution of the question of the rice Trade will be arrived at until the Japanese Government sees that it is the only sound policy to declare the trade perfectly and unconditionally open, at least within Japan itself.

Next to rice, Tea this year figures as the most important article exported in non-Japanese vessels. The market price of tea has ranged from $6\frac{1}{2}$ rios to 11

Rios per picul according to quality.

Silkworm eggs show a very low figure for this place. This is owing perhaps to the restricted demand for Japanese seed which now exist, coupled with the many frauds practiced by the makers of cards, and the high prices which have been demanded in the belief that Foreigners would in the end be obliged to buy. fifteen ichibus per card were demanded for cards bearing the Yonezawa stamp, but no annuals were actually exhibited on the market. In the end about ten thousand cards were bartered for Imports at the rate of from one ichibu to six ichibus per card, many remaining unsold.

Some silk purchases were effected in August by Japanese merchants, probably with the intention of shipment to Yokohama, at the rate of 650 Rios per picul.

Copper, irico, &c., this year appear for the first time among the Exports. High prices are still, however, demanded for produce. Some remarks on articles of Export will be found under the heading of Agriculture, mines, &c.

It will be observed from the list of Re-exports that the chief Articles which have had to be sent away from this place as unsaleable are arms and some woollen goods. That the former have not met with purchasers is hardly to be looked upon as a matter of regret, in view of a trade in regular Imports being done here. Amongst the latter, too, blankets may be looked upon to a certain extent as of a piece with arms, inasmuch as one of the chief uses made by the Japanese of blankets is as a covering for soldiers, — blankets being more portable and more generally useful than their own articles used for bedding.

Special remark on the tables of Imports and Exports in Japanese vessels does not seem to be called for here. The latter includes also articles of Re-export, it having been found impossible to distinguish accurately between such and Exports the produce of this district arriving otherwise than by sea. Some comparison of the trade of last year in Japanese vessels with that of 1869 will be found under the heading of Shipping.

Operation of Trade Laws. The question of the Rice Export has been already alluded to. The difficulties in connexion with this matter have, however, influenced but one branch of Trade, — although a principal one. But there has been another series of measures taken by the Government Authorities which has operated in a most important manner on every branch of Trade, and that in a way far from beneficial. Early in the year an association was established here termed the Shosha, or Commercial Corporation, under the direction of a department of the Government termed the Tsushoshi, or Commercial Department, which also at the same time establish a branch office here. The object of the establishment of this association was stated to be the transfer to it of the business hitherto conducted by the Toiyas, — namely, the disposal of goods arriving at this place from other Ports, the purchase of goods for shipment to other Ports, and such like. It was farther proposed, generally, by means of this institution to reform the Commercial Laws, as it was called, and to secure for the merchants of the Corporation a uniform rate of profit, instead of, as had hitherto been the case, different persons being allowed to carry on trade in various ways according to their own inclinations. It was proposed thus to secure the prosperity of the Port by means of a flourishing Commerce.

It is hardly necessary for me to recapitulate here the details of the progress of this dual institution, as these are already familiar to you. Suffice it to say, that a series of regulations were from time to time issued here, the sole effect of which was to hamper trade both domestic and foreign, that unprecedented imposts were laid upon domestic trade, and that in the end, about the months of May and June, business among both Japanese and foreign merchants had become almost impossible; and at one time indeed had actually been completely suspended, and junks were beginning to betake themselves to other Ports, in place of coming here, as it had become impossible for them to dispose of their cargoes. It appears, however, that the action of the Office of the Commercial Department here was disapproved of by the Government in Yedo,

and in the month of August it was withdrawn, — an announcement having been made, some time previously, that trade was again subject to the same regulations as had obtained before the establishment of the Office here. The Commercial Corporation, however still remains and apparently engages in certain branches of Trade, such as the importation of foreign goods from the other Open Ports, the export of rice to other Ports, and so on.

It is to the establishment of this Office and Corporation here that I attribute the decline in Trade witnessed in the months of May, June, and July, to which I have already alluded. In the month of August a revival was evident again on the return to the former state of things; and this appears to have continued until it became evident that the war in Europe would be of some lengthened duration, as I have already observed.

That there are practices obtaining among native merchants here, which it is desirable should be amended, is probably undeniable, but when the cure is applied it is to be hoped that it will be after a thorough diagnosis of the case has been made, and that, withal, the cure will not be worse than the disease. The Toiyas of Niigata do not differ materially from the Shipping Toiyas of Osaka and elsewhere. The “Kabu” system obtains here amongst the Toiyas, but not otherwise. Amongst other merchants, although associations for mutual assistance, and for purposes of information, and such like exist, the “Kabu” system does not appear to hold. On the whole I am not aware that any serious impediment to Foreign trade has been felt here, as likely to arise from the hitherto existing Commercial system, although probably an intelligent amendment in some ways might be attended with good results.

Currency &c. during the past year the most notable feature as respects the Currency has been the gradual departure of coin from this part of Japan for Yedo and Yokohama, and the substitution for it of paper. This process had been going on even previously, but has been most marked during the year now enclosed. Silver, both old and new, became very scarce by about April or May,

and by the month of July was no more to be found. Gold nibus have been going away in the same manner, although they have not yet gone out of circulation. As a coin, however, they may even be said no more to circulate; for it is only when made up in packages and stamped by the Shosha, to whom the Government Authorities have entrusted the business, that they can be passed. Trade is now principally carried on by means of the paper currency. Apart from the distrust which is felt in such a Currency, and the difficulty in distinguishing genuine from spurious paper, and in passing paper which is somewhat worn, the paper Currency has not as yet caused so much inconvenience as might almost have been expected. But the difficulties just mentioned are by no means to be underrated, and cause great apprehension for the future. Notes of from one Rio downwards have now become very much worn, and consequently difficult to pass, and the number of spurious notes in circulation must be very considerable. Many arrests and some executions of the fabricators of false paper have taken place, but in spite of this the evil has undoubtedly gone a great length, and false notes are constantly to be met with. The loss, in the end, is unhappily, most likely to fall on those of the less intelligent mass who may have their means to a greater or less extent kept by them in paper, or who may be the unfortunate last possessors of worn out or spurious notes.

Notice should not be omitted of the fact that in the territories of some of the Han in this part of the country, local paper still continues to circulate, - in Yonezawa, for example, and to a small extent in Shibata. As such paper does not find acceptance beyond the limits of the territory where it is issued, it naturally acts as a barrier, effective in proportion to the amount in circulation, to transactions between that territory and the rest of the country.

The following are the Rates of Exchange which have held here between paper, silver, and gold nibus, at different times during the year: In the month of January, paper was at par with silver. From that time it has fluctuated variously at from 2% discount in February to 20% in June, - when silver

altogether disappeared. Gold has on the whole been steadier as against silver. It continued at from 9% to 10% discount, from January to April; in May it reached 14 % and in June 20%, the same as paper. From July to the end of the year paper and gold nibus have continued at about par.

Shipping and Navigation, it will be observed from the Tables that British shipping last year does not exhibit a great contrast with that of 1869; the number of ships has slightly decreased, while the tonnage on the other hand shows a slight increase. A considerable increase has however, taken place in the other non-Japanese shipping, principally in the American. This has been chiefly owing to the employment of a large American steamer in carrying Japanese passengers from this place to the North. During the Summer and Autumn as many as 7,569 passengers were carried by her. As she carried little cargo this accounts for the small values of the cargoes carried by Foreign, in proportion to those of the cargoes carried by British ships.

Respecting the Japanese shipping it may be sufficient to observe, after what has been already remarked on Trade here generally, that while the Junk trade shows some increase in the number of vessels, a falling off has taken place in the tonnage. The value of the cargoes, especially on the Export side, has fallen off still more largely. As I was not able to procure any account of the Trade in Japanese Steamers for 1869, I cannot here institute any comparison between it and that for the past year. A remarkable feature in the Trade in Japanese Steamers, however, is the extremely insignificant value of the cargoes carried in them. It may be noted also that the total trade in Japanese junks and steamers together does not nearly come up to that in Junks alone in 1869, so that it cannot be said that the trade hitherto done in junks has been transferred to Steamers.

The figures are as follows: -

	Entered and Cleared.	Value of Cargoes.
1869. - Junks	Tons 165,614 (estimated)	\$ 3,369,089
1870. - Junks & Steamers	173,480	\$ 2,675,297
	7,866 Tons. Increase in tonnage, caused by Steamers.	\$ 693,792 Decrease in cargoes.

I make these remarks on the Japanese part of the trade on the assumption that the figures in the Tables are at least approximately reliable. They have been deduced by me, as already said, from materials supplied to me by the Government Authorities, and on these materials alone I have relied in this case.

Great difficulties have been experienced since the opening of the Port from the want of efficient lighters for the landing and shipping of cargo. Towards the latter part of the past year a number of new lighters have, however, been constructed, and a steam-lighter for the use of the Port is at present being fitted together at Ebisu-Minato, and is expected to be ready for use in the Spring. It is to be hoped that these improvements will do something towards obviating the inconveniences hitherto experienced in this matter.

To the other natural deficiencies of the harbour there has last year been added a decrease of water on the bar, caused by the floods in the River on the melting of the snow in the Spring. The bed of the River itself also appears to be moving gradually in the direction of the North East bank, the South West, or Niigata side, being sanded up in proportion, or sand banks being formed in the River towards the same side. The inconvenience occasioned by this change both to domestic and foreign shipping has been considerable. Junks of larger draught have to be lightened outside the bar before they can enter the River, and the lighters employed in discharging Foreign ships have found it

impossible to approach the Custom-House landing-place, — the goods carried by them having had to be again discharged into small flat-bottomed river-boats before they could be landed.

The attention of the Authorities has been seriously given, I am aware, to this matter of the sanding up of this side of the River; but it remains yet to be seen what effective practical steps may be taken to remedy the same. The removal of some quantities of deposit forming the sand-banks opposite the Custom-House, for the purpose of reclaiming ground for building purposes between the River and the present town, is not a work which can be expected to remove these constantly-forming obstructions.

Another work at present in progress on the Shinano-gawa cannot fail to have much influence on the River as it reaches this place, as it is intended for the mitigating of the floods in the River, which are, no doubt, a main cause of its sanding up or changing its bed. I refer to a cutting which is being made from the River, near the town of Jizôdô, about 25 miles from here, to the Sea at Teradomari. I enclose a sketch of map showing the cutting. The prime object of the cutting has indeed nothing to do with the harbour of Niigata. It is intended for the purpose of letting off the surplus water of the River in flood times, so as to protect the extensive rice-grounds near the Shinano-gawa from the frequent devastations which they are subject to from inundations. At the cutting, the River is only some seven or eight miles from the Sea, — which distance will thus correspond with the length of the cutting. Its proposed length at the ingress is stated at 100 yards at the top, with a slope towards the bottom on either side sufficient to sustain the banks. At its egress, near Teradomari, its breadth at the top is much greater, as it there passes through a range of low hills. Thousands of workmen have been, as the seasons of the year permitted, employed on the work, which is expected to be completed in the Summer. It will be seen therefore that a work of this nature and of such magnitude cannot fail to have a most important bearing, — whether beneficial or otherwise, — on the

features of the River at Niigata.

Agriculture, Mines, &c. The early crops of the season, such as wheat, barley, rape-seed, &c., were rather poor in this Province, owing to the long continued severity of last Winter. The Autumn crops, however, have been good, and amongst them especially the rice crop, which has been a remarkable fine one, both in quality and quantity. Although this is a fact which can here be stated in so few words, it is perhaps the most important one which can be stated with respect to this District in reference to the past year, and its beneficial effects have already begun to be felt.

Some modification appears necessary of the statement contained in my Trade Report of last year on the subject of Tea. It would appear that the tea of this Province is not universally so inferior as is there stated, and the annual production is probably larger than is there mentioned. Some attention is being given at Muramatsu, which is the chief tea-producing neighbourhood in the Province to the improvement of the firing process; and the cultivation of the plant also appears to be on the increase there.

An effort was initiated last year by the silk-growers of Tochiwo and the neighbourhood, in this Province, to bring Echigo silk into notice on the market, and to improve its quality; but as this matter has been reported to you from another source, it is not necessary for me to do more here than allude to it. I learn besides that some silk-growers of the Murakami district, in the North East part of this Provinces are desirous of extending the silk-culture in the neighbourhood of Niigata, by planting mulberry trees along the embankments of the lower course of the Shinano-gawa and its branch streams. It would appear that the silk-growers of this part of the Country generally had devoted their attention last year to the production of seed rather than of silk, and, for reasons which have already been alluded to, it is to be feared that disappointment has mostly been the consequence.

The Sado mines have last year been placed under the superintendence of an

English mining engineer, and machinery for crushing the ore, and other processes, is now being filled up at the mines.

I regret to state that the mines in this Province which I have either visited or obtained information regarding, and which were formerly worked by private enterprise, — although doubtless in a very imperfect manner, are now either entirely unworked, or almost so. The copper mine of Mazé, for example, near Yahiko-yama, appears to have been once worked with considerable enterprise, but is now as good as unworked.

The copper mines in different parts of the ken of Wakamatsu (the former territory of Aidzu,) appear to be now worked by the Government with more or less success.

Good anthracite coal has, I am informed, been discovered on the coast of Sado lying next to Niigata, in a position convenient for ships lying close to. Should this coal turn out well, there can be no doubt that it will prove a most important thing for this place in many ways. I have last year also seen good specimens of coal from some localities which have not, I believe, been hitherto mentioned, such, for example, as Ori-i-yama, in the territory of Shibata, and some parts of the Nagaöka territory.

Early last year, Niigata became the residence of a Chikenji, or Governor of a Ken, or Imperial territory, instead of being subject to the Ken of Suibara, in the interior, which latter became a sub-department under the Government of this Port. Besides Suibara, there is another sub-department of the Ken of Niigata at the town of Sanjo. By a re-distribution of the territories in this Province, also, the territory under the Government of Niigata has been gathered around this Port so as to be contiguous and compact. The revenue of this Government in rice, under this new arrangement, amounts to nearly 240,000 kokus, or say, £270,000 Sterling.

The duties on Foreign Trade collected here last year have only amounted to \$949, almost all imported goods having already paid duty at some of the other

Open Ports.

Ebisu-Minato ceased last year to have a branch of the Niigata Custom-House placed there. Instead of this arrangement, the Custom-House there has been placed under the Government of Sado itself.

The number of European Residents in this District at present amounts to some ten souls only, — or less than at this time last year. Of these, only some four are encraged in commercial pursuits, none of these latter being British subjects. The actual foreign trade done, however, is, as may be seen from the Table of Imports, to a large extent in British manufactures, and the total value of the cargoes carried in British vessels exceeds that of the cargoes of all the other foreign shipping put together.

If it is asked, what prospects to British enterprise does the Trade of Niigata present, I can only answer that the experience of another year has only confirmed and defined, without materially modifying, the anticipations formed of it a year ago.

I have the honor to be
Sir,
Your most obedient
humble Servant
J. Troup

訳文

1871年1月25日、新潟にて
昨年の新潟の交易及び新潟港についてご報告するとともに、これらの詳細を示す交易統計表を添付します。

〈中略〉

まずは、運上所の好意で日本船以外に関する統計を数多く受け取ることができ

たことをお伝えしたいと思います。これらの統計は昨年受け取ったものよりもかなり改善されてはいるものの、これだけを基に満足のいく統計を作成できるものではありませんでした。そこで私はこの報告書の交易統計を作成するにあたり、運上所の統計のみに頼ることなく、と言うよりも運上所の統計には基本的に頼らずに、当地で交易に従事している外国人が好意で提供してくれた多くの個人的メモの類を活用することにしました。また、日本船による交易に関しては、すべて知事からご恵与いただいた資料に基づいています。

次に掲げた比較表のとおり、昨年の日本船舶以外による新潟港の交易額は1869年を下回りました。

日本船以外による新潟港の輸移出入額

単位：ドル

	輸移入額	輸移出額	合計
1869年	542,471	177,501	719,972
1870年	405,075	150,400	555,475
減少額	137,396	27,101	164,497

1870年の数字には再輸出は含めていません。これらの商品は単に新潟で売り捌けないために再輸出することになったものであり、実際の交易の推計には含めるべきでないからです。上表の数字が示す結果は、私が1年前の商業報告書で詳細に報告し、また今回の報告書でこれから報告するような、交易に対する当地での様々な障害のことを考えれば、特に驚くにはあたりません。むしろ、昨年の交易が上表の実績よりも少なくなかったことのほうが驚きです。昨年新潟港に輸移入された商品の総価額は、上表のように1869年よりも少ないにもかかわらず、昨年実際に新潟で売られた輸移入品の総価額は、一昨年と少なくともほぼ同額か、おそらくはむしろ多いのです。昨年の経験によれば、当地では通常の状況下であればいわゆる主要輸入商品に対する需要が存在するかもしれないことが明らかになった、と指摘できるかもしれません。輸出品に関しては、あまり期待できない状況ではあるものの、1年前にはさほど期待されなかったいくつかの商品の輸出が

今後急増していくという、少なくともその可能性が挙げられます。これから輸出・輸入商品のいくつかについて短く触れていくことで、以上のことを詳らかにしていきたいと思えます。しかしまずは、昨年全般の取引動向について簡単に振り返ってみます。最初にこうした概観を行うことで、取引が通常の在り方から逸脱していった原因を明確にできますし、個別の商品についての長々とした説明が避けられるからです。

昨冬の異常な厳しさのため、年初めの取引はとて低調でした。その理由は明快で、氷雪の影響で長い期間に亘って河川・運河・道路が通行不能となり、商品を大量に運搬できなくなってしまったからです。しかし春が近づくにつれてこうした状況も収まり、4月までには輸入の需要は十分になりました。5月には砂糖ほか一、二の商品を除き需要が落ち込みました。そして6月、7月にかけて輸出入とも取引はほとんど停止してしまいました。8月に入ると再び動きが出て、木綿・キャムレット・砂糖・釘鉄などが好調な売れ行きを見せました。また、輸出もいくらか行われました。しかし9月になって欧州で大きな戦乱が勃発することがどうやら確実になり、しかもそれが長引くかもしれないと見込まれたことから、輸入品の在庫を抱える商人はできる限り早く商品を現金化することを望み、価格が下落しました。日本商人は、急落する市場で商品を買うことに慎重になりました。蚕卵紙もほとんど売却不能となり、これらが重なり合って取引が大幅に停滞することになりました。この状態は秋の間じゅう、当地の米の豊作が確実になるまで継続しました。稲刈りが終わり新米が売られ始めると輸入需要が回復しました。年末に至るまで、綿製品のほか毛織物の一部は、価格が相当抑えられたものの十分な需要がありました。釘鉄や砂糖も需要があり、砂糖は価格も上昇しました。これまで述べた原因のほか、当地で木綿の収穫が良好だったことも綿の価格低迷にある程度影響を与えたと思われま。

以上から、新潟では輸入需要が常に存在していたこと、しかしながらその需要には昨年中に2回、すなわち5月・6月・7月及び秋にかなりの休止状態があったことがわかります。秋の休止状態の原因については上で述べました。しかし、5月から7月にかけての原因は、これから詳しくご報告しますが、明らかに当地でつくり出された事情の結果です。そこでまず、取引実績に注目したいと思いま

す。輸出入が行われたいくつかの商品についてこれから述べます。

輸入

綿糸は、昨年前半はいくらか需要があり、日本暦の年明けの綿糸16番手 - 24番手の価格は65両から66両でした。4月に需要のピークを迎え、5月からは需要に陰りが見えて価格も下がり、7月になると買い手が全くつかなくなりました。しかし8月はまずまずの需要で、価格もいくらか回復しました。それから価格が徐々に下落し、年末には43両から43½両になりました。需要は9月にかなり落ち込みましたが、年末には回復しました。

金巾でも似たような変動が見られました。8½ポンド物は2、3月には4両で取引されました。その後価格下落及び需要減退が進んで、6、7月には取引がなくなりました。8月には再び買い手がつき価格も若干上昇したものの、9月には需要減、さらに需要増と価格下落を経験し、年末の価格は3両ほどでした。

他の綿製品では、多少に関わらず需要があったのはモスリン、唐棧、緋金巾、天鷲絨でした。毛製品への需要はかなり限られたものでした。装飾布はまったく買い手がいませんでしたが、毛製品ではキャムレットと毛布がまずまずでした。

釘鉄は常に需要が見込める商品で、価格は1ピクル当たり4両から3½両でした。

上海綿はほぼ一年を通じて需要がありました。6、7月には価格も需要も落ち込みましたが、8月には回復しました。その後、年末まで徐々に価格がさらに落ち込みましたが、需要は年末には十分にありました。

白砂糖の1番、2番、及び赤砂糖も大抵は買い手がつきました。年末にかけては価格・需要とも上昇しました。

輸入統計に掲載したサイゴン米は新潟ではなく加賀仕向けのもので、夷港で平底船への積み替えを行いました。その他の輸入品目で特に付言すべきものはありません。

輸出

新潟からの主要移出産品である米は、国内各地で越後より高値で米が取引されていたにもかかわらず、昨年新潟からの移出量全体のなかで期待したほど大きな割合を占めませんでした。これは明らかに米取引を規制する法令と、これら法令の政府の適用方法によるものです。この事情について少し説明を加えます。1月、

米の価格は1ピクル当たり一分11枚が当地の相場であり、まだ国内各港への移出でよい儲けが出ていました。しかし2月に入ると政府は他港への米の積出しを禁止することを目論み、同月24日、2か月後に禁輸を実行に移す旨、米取引に関する取極に基づいて日本商人・外国商人に対して事前通告を行いました。この禁輸の表向きの目的は、昨年収穫された米の供給が今秋の収穫期まで十分であるかどうかを見極める必要がある、ということでした。間もなく米の価格は1ピクル当たり一分13枚半まで上がりましたが、これは禁輸が実施される前に米の積み出そうとして需要が高まったためでした。禁輸実施日の10日から15日ほど前には、他港へいつでも移出できるようにまず夷港へ運び出す作業で慌ただしい様相となりました。このための買入れが一段落すると価格は一分13枚に下がりました。しかし5月18日、すなわち禁輸実施のわずか23日後、驚いたことに政府は同月25日をもって禁輸を解除することを明らかにしました。今秋収穫期までの地元住民への米の供給が昨年の収穫で問題がないことがこのように早い段階でわかることは、十分に推測できることでした。そもそも最初からこの理由付けが疑わしいものでした。確かに小麦や大麦であれば、著しい不作だったのですから憂慮すべきであることはわかります。しかし米の禁輸を解除したもっと信ずるに足る理由は、政府が新潟の倉庫に大量に米の在庫を抱えており、他港へ移出する必要があることであるに違いありません。

案の定、米の価格は5月に一分13枚半まで上がり、7月には14枚半という最高値に至りました。この頃から、今秋の収穫が順調に見込めることが判明したため価格は徐々に下がり、11月には7枚半という安値をつけ、その後若干回復して年末に至っています。

私がこのように詳しく事情を説明したのは、政府が米の取引を管理して首尾よく取引量を抑制し、ほぼ自らの独占状態とすることに成功したことを示したかったからです。これはどう見ても政府の利益のためでした。そしてそれは、生産者の、さらには国内の他の地域の消費者の不利益と引き換えだったのです。政府は、これまでのやり方からして当然のごとく、米取引は政府が厳しく管理して差し支えないものだと考えているのです。さらに教訓的なことは、昨年の新潟港からの米積出しのうち外国人が自ら取り扱ったのは1回だけですが、その際、その外国

商人は誰もが二度と経験したくないような非常な困難に晒されたことです。米取引の問題の満足のいく解決は、日本政府が、少なくとも国内では完全かつ無条件に米を自由取引にすると宣言することが健全な政策だと考え直す以外にない、というのが私の確信するところです。

米に次いで、外国船による昨年の最も重要な輸出商品は茶でした。茶の市場価格は品質により1ピクル当たり6½両から11両でした。

蚕卵紙は新潟の市場では非常に低調でした。その理由はおそらく、日本種への現在の需要が限定的であること、産地で多くの不正が行われていること、さらには、外国商人が結局は買わざるを得ないことを当てにして値が吊り上げられていることだと思われます。米沢産の捺印がある蚕卵紙が一分15枚の値で売りに出されましたが、実際にはこのような取引は行われませんでした。結局、蚕卵紙約1万枚が1枚につき一分1枚から6枚のレートで輸入品と引き替えられましたが、売れなかったものも多く残りました。

生糸の取引は8月に日本商人によっていくらか行われました。おそらく横浜へ運ぶため、価格は1ピクル当たり650両でした。

今年になって銅、煎海鼠などが初めて輸出品に名を連ねました。しかしまだ高い値が要求されています。輸出品については、農業・鉱業等のセクションでも触れたいと思います。

再輸出品のリストからわかることは、新潟で買い手が見つからず再び外国へ送り出される主な商品が武器及び一部の毛製品であることです。当地で通常の輸入取引が行われていることを考えれば、武器が売れないことは他の商品とは違って惜しむべきこととは言えないでしょう。毛製品の中でも毛布についてはこれと似たようなことが言えます。毛布は普通の日本の寝具よりも携行に便利で使い勝手がよいことから、主に兵士の寝具として使用されているからです。

日本船による輸出入統計表に関しては、特記すべき事項はないと思います。輸出統計は再輸出品も含めました。再輸出品と船舶以外で持ち込まれた当地域の産品の輸出とを正確に区別することは不可能だからです。日本船による交易の一昨年と昨年との比較については、海運のセクションで述べます。

交易関連法令の施行

米の移出の問題についてはすでに述べました。この問題は主要交易品に関することですが、その影響は交易の一分野にとどまるものです。しかしながら、これとは別に政府が当地で行った一連の措置があり、しかもそれは交易のすべての分野に及ぶ極めて重大で、かつ有益とは程遠い措置でした。昨年初めて「商社」なる組織が設立されました。これは政府の通商所管部局である「通商司」の方針に基づくものでした。また、商社とともにこの通商司の支署も新潟に設置されました。商社の設置は、これまで廻船問屋が行ってきた活動を引き継ぐことを目的としているとのことでした。すなわち、他港から新潟港に着いた船荷の売り払いや、他港へ送り出す船荷の買入れなどを行うことです。さらに、いわゆる通商規則の改正がこの商社を通じて提案されたのですが、この改正は、これまでのように個々の商人が各々のやり方で取引を行うのではなく、商社の会員が受け取る利益を一定の率に定めようというものでした。政府は、このような方法で商業を盛んにして港の繁栄を築いていくことを提案したのです。

その後の商社及び通商司の成り行きについては閣下もすでにご承知のことですので、ここで詳しく繰り返すまでもないと考えます。やがて新潟において様々な規則が発せられたこと、しかもそれらは国内・外国の交易を妨げる効果しかなかったこと、国内交易に対して前例がないほどの賦課金が課せられたこと、そして結局のところ、5月から6月頃には日本商人・外国商人を問わず商売を行うことがほぼ不可能になったこと、以上で十分でしょう。実際、交易はしばらくの間完全に停止状態となり、新潟港で船荷を売り捌けなくなった平底船が他港に向かい始めたのです。しかし、新潟の通商司支署が取った措置は中央政府から反対を受けたようで、8月には通商司支署が新潟から撤退しました。撤退の少し前に、今後の交易のやり方は通商司支署設置以前の規則に従うことが布達されました。しかし商社のほうはまだ存在しており、他の開港場からの外国商品の移入や、他港への米の移出など、現在でも新潟港での取引の一部に関わっているようです。

この通商司支署及び商社の設置こそ、すでに述べた昨年5月・6月・7月の交易の停滞の原因であると私は考えています。8月になってこうした状況が元通りになると、交易は明らかに回復しました。そしてこの状態はしばらくの間、先ほど述べたように欧州の戦乱がすぐには終結しない見通しがはっきりする時期まで

続くことになりました。

新潟の商人が覚え始めた商売のやり方にはまだ正すべきことがあることは否定できないでしょう。しかし、治療を加えるのであれば、まずは症状を詳細に診断してからにすべきです。それでなければ、病気そのものよりも治療のほうが悪い影響を及ぼしてしまいます。新潟の間屋は大阪やその他の船問屋とさほど違っていない。新潟では回船問屋は「株」制度を取っていますが、他には「株」制度はありません。回船以外の商売では、相互扶助や情報交換などを目的とした同業組織はあるものの、「株」制度が続いているわけではないようです。全体的に見て、新潟のこれまでの商慣習で外国との交易を著しく妨げるだろうと感じるものは、私には思いつきません。もっと正しい情報が当地に入るようになれば、おそらく良い結果が生まれるのです。

通貨等

昨年中、通貨に関して生じた最も重要なことは、鑄貨が次第に江戸、横浜方面に流れ、その代わりに紙幣が出回ってきたことでしょう。この傾向はすでに以前からありましたが、昨年になっていよいよ明確になってきました。銀貨は、古いものも新しいものも4月、5月頃にはわずかな量となり、7月までには皆無となりました。同じことは二分金貨にも言え、まだ流通はしているものの、今後は金貨が硬貨として流通することはなくなると思われます。と言うのは、政府から通商業務を委任された商社が箱詰めにされた二分金貨を刻印することで、初めてその金貨を使用できるようになったからです。商取引は今や主に紙幣によって行われています。紙幣に対する不信感はまだ根強いうえに、紙幣は真贋の見分けも難しいことや擦り減った紙幣は流通しづらいなどの欠点があるのですが、今のところ懸念していたほどの不都合は生じていません。しかしこうした欠点は決して過小評価してよいものではなく、ゆくゆくは憂慮すべき事態が生じます。すでに1両から下の額の紙幣はかなり擦り切れ、流通が難しくなっています。また、贋札が相当多く流通しているはずですが、多くの偽造犯が逮捕され処分を受けていますが、それでもすでにかなり出回ってしまっているらしく、たびたび贋札に出くわします。結局損失を蒙るのは、不幸なことなのですが大抵の場合、あまり知恵が働かない一般庶民、すなわち何がしかの財産を紙幣の形で貯えていたり、たまた

ま最後に贋札や擦り切れた札をつかんだりした人々なのです。

また見過ごせないこととして、この一帯の諸藩の支配地で藩札がまだ流通していることがあります。例えば米沢がそうですし、新発田にもある程度当てはまります。藩札は発行された藩支配地外では受け取ってもらえないため、当然その地域と他の地域との取引を、その流通量に比例して阻害する障壁として働きます。昨年(明治17年)の紙幣、金貨、銀貨の各々の二分の交換レートを時期にしたがって次に記しておきます。まず1月、紙幣は銀と同価でした。それ以降は様々に変動し、2月は紙幣が2パーセント安、銀貨が消えた6月には同じく20パーセント安となりました。これに対して、金は全般的に銀に対してより堅調でした。1月から4月までは金は銀に対して9パーセントから10パーセント安でした。これが5月には14パーセントになり、6月には紙幣と同じく20パーセント安となりました。7月から年末までは、紙幣と金は同価を維持しました。

海運及び港湾施設

別添の統計表からは、昨年(明治17年)のイギリス船の状況は一昨年と比較して大きな変化がなかったことが見て取れるでしょう。船舶数は若干の減少で積載量は若干の増加でした。一方、イギリス以外の外国船、特にアメリカ船が大きく増加しました。これは、新潟から北部地方に向けた多数の人々の輸送をアメリカの大型蒸気船が担ったことが主な理由です。夏から秋にかけて7,569人もの乗客を輸送しました。これらのアメリカ船は貨物をほとんど積載しなかったことから、貨物の価額ではイギリス船に比較してイギリス以外の船舶が少なくなっているわけです。

日本船に関して、これまで新潟の全般的な交易として報告したこと以外では、平底船の数が若干増加したもののその貨物積載量は減少した、ということを指摘すれば十分かと思います。価額の減少は、特に移出額のほうが著しいものでした。蒸気船については、一昨年の統計数字を入手していないことから、昨年との比較を行うことはできません。しかし、日本蒸気船による交易で際立つのは、これらによる貨物輸送価額が非常に少ないことです。昨年(明治17年)の平底船・蒸気船を合わせた交易額が一昨年の平底船のそれにも満たないことから、平底船による交易が蒸気船に移行した、ということも言えません。

以下がこれらの数字です。

	出入港積載量 (トン数)	貨物価額 (単位: ドル)
1869年 平底船	165,614	3,369,089
1870年 平底船及び蒸気船	173,480	2,675,297
減少額	蒸気船による増加 7,866	貨物減少額 693,792

日本船による交易についての私の報告及び評価は、交易統計の数字が概ね信頼に足るだろうということを前提にしています。すでに述べたように、これらの統計数値は日本政府が提供してくれた資料に基づくものであり、これらの資料が唯一の拠り所です。

開港以来、船荷の積み降ろしを効率よく行える艀船が不足していることが大きな問題となっています。しかし昨年後半にはかなりの数の艀船が新たに建造されました。また、港内用の小蒸気船が現在夷港で建造中であり、この春には供用される見通しです。これらの改善措置によってこれまでの不都合が解消されていくものと期待されます。

昨年(明治17年)の報告書では、新潟港のもう一つの所与の欠点として、春先の雪解けによる洪水が原因で河口の水量が減少していることを挙げました。河床自体が北東へ、または新潟町側の南西へと徐々に移動していると思われ、この方向の陸地へと土砂が押し上げられているか、またはその近くに浅瀬ができています。この変動によって生じる国内・外国交易への影響は甚大でした。比較的大きな平底船は浅瀬の手前で船荷を軽くしなければ河口から中に入ることができず、また、外国船の荷降ろしのために雇われた艀船も運上所の荷揚げ場に近づくことができませんでした。そのため、運ばれてきた船荷はもう一度、底の平たい川船に積み替えられ、ようやく陸揚げすることができました。

信濃川の新潟町側に土砂が堆積しつつあることには、当局も深い懸念があるようですが、効果的な対策が講じられるかどうか、まだ何とも言えません。運上所の近くで砂州を形成している堆積物の一部を取り除いて信濃川と現在の新潟町との間に土地を造成する工事が行われていますが、そうした工事では土砂がさらに

堆積し続けるのを防ぐことにはならないでしょう。

信濃川で現在行われているもう一つの工事は、河口となる新潟町の川筋にも大きな影響を与えずにはいないものです。と言うのも、土砂堆積及び河床変動の明らかに最も大きな原因である河川氾濫を緩和することを目的としているからです。その工事とは、新潟から 25 マイルほど上流の地藏堂町付近で信濃川からの水路を掘削し、寺泊で海へと放水するものです。この分水路の本来の目的は、新潟港とは何ら関係ありません。洪水時の余分な水を放水して、信濃川の氾濫による度重なる洪水被害から川沿いの広大な水田を守るためのものです。分水路を掘削し始める地点は海から 7、8 マイルほどの距離しかなく、つまりこれが分水路の長さとなります。分水路入口の幅は堤防部分で 100 ヤードとし、堤を支えるため底面まで十分な斜面を造るとのことです。寺泊近くの分水路出口では、付近が低い丘陵地であるため堤上部の幅をさらに広く取ります。この工事には施行可能な時期にはこれまで何千人という人々が従事してきており、この夏の完成を見込んでいます。こうした目的の、しかもこれほどの規模の工事が、果たして新潟町における信濃川の様相に重大な影響を及ぼさずに済むかどうか、そしてその影響とは好影響であるかどうか、それは間もなく明らかになることでしょう。

農業・鉱業等

小麦、大麦、菜種といった春収穫の作物は、今年の長く厳しい冬のために不出来でした。しかし秋収穫は良好で、なかでも米は質量ともに素晴らしい出来栄でした。当地ではこうした米の豊作について語られることが少ないのですが、今年の新潟の最も重要な出来事ではないでしょうか。そしてこの好影響はすでに現れ始めています。

茶については、今年の私の報告には若干修正が必要と考えています。当地の茶は、今年の報告とは異なり一概に品質が悪いわけではなく、また年間の生産量も報告したよりはもっと多いようです。当地方の茶栽培の中心地域である村松では焙煎工程の改善が進められており、また栽培面積も拡張されているようです。

栃尾及びその周辺の養蚕業者の間では、越後生糸の品質を向上して市場に売り出そうという動きが昨年からは始まっています。しかし、このことについてはすでに別の報告がありますので、ここではこれ以上触れません。また、越後北東部に

ある村上地方の養蚕業者の中には、新潟町周辺に養蚕を広げるため、信濃川下流及びその支流の川岸に桑の植栽を行おうとしている者もいます。この地方の養蚕家は生糸より蚕種の生産に力を入れているようですので、すでに報告されている理由から、結局は期待するような結果にはならないのではないかと懸念されます。

佐渡鉱山では、昨年、イギリス人の鉱山技術者が監督を任せられ、鉱石粉砕などの製造工程のための機械導入が現在進められています。

残念なことに、私が実際に見たり情報を集めたりした鉱山では、現在全くかあるいはほとんど採掘が行われていません。これらの鉱山では、当然非効率にしてもかつては個人経営での操業が行われていたものです。例えば、弥彦山付近の間瀬銅山は、以前はかなり盛んに鉱山経営が行われていましたが、今やほぼ操業停止状態です。

若松県（かつての会津藩領）にあるいくつかの銅山は、現在政府が経営しており、多少なりとも成功しています。

佐渡島の新潟に近い側の海岸で、積み出しにも適した場所から良質の無煙炭が発見されたと聞きました。この石炭の品質が確認できれば、間違いなく当地における最も重要で用途の広い産品となるでしょう。昨年、私は、おそらくこれまでの報告から漏れていた地域、例えば新発田藩領の折居山や長岡地域の数ヶ所から採掘された良質の石炭の見本を見せてもらいました。

昨年前半、新潟町は政府直轄県の長、すなわち知県事の所在地となり、これまで新潟町を管轄下に置いていた内陸の水原県は新潟県の一支部となりました。水原のほかに三条町にも新潟県の支局が置かれました。この行政再編によって、新潟県が管轄する地域は新潟港周辺に集積して一つのまとまった地域になりました。また、この再編によって新潟県の収入米はほぼ 24 万石、すなわち 27 万ポンドとなりました。

昨年、外国交易に対して新潟で徴収された関税額は、輸入品のほとんどが他の開港場ですでに納税済であることから、949 ドルにとどまりました。

夷港では昨年、新潟運上所の支局が廃止されました。代わりに佐渡県が運上所を管理しています。

新潟の西洋人居留者は現在 10 名ほどにすぎず、一年前よりさらに少なくなりま

した。このうち4名ほどが商業活動に携わっており、この中にイギリス人はいません。しかし、輸入統計からもわかるように実際行われている外国交易のかなりの部分がイギリス製品であり、イギリス船が輸送する貨物の価額合計は、他の外国船をすべて合計した額を上回っています。

イギリスの通商にとって新潟の今後の交易の見通しは如何なるものか、尋ねられたとしましょう。これに対して私が回答できることは、ただ、2年目の経験は、1年前に抱いた期待を何ら本質的に変えることなく、その期待が改めて確認され、また同時に限界も示された、ということです。

ジェームズ・トゥループ

【付録2：ドイツ領事年次報告】

新潟ドイツ領事アドルフ・ライスナーが作成した年次報告の原文翻刻を示す。

年次報告のうち、館務報告はドイツ外務省政治文書館が所蔵する（“Personal und Verwaltung, Niigata 1868-1886”, Bestellsignatur R 252881）。これらの本論筆者による訳文は、本論考の第四章第二節に掲載した。一方、通商報告の原史料はドイツ連邦文書館リヒターフェルデ館の所蔵する（“Handels- und Schifffahrtsbericht der Consuln des Deutschen Reichs, Japan”, R1501/108704a）が、ここではその中の2ヶ年（1877年及び1878年）を翻刻抄出し、その拙訳を掲載した。

ライスナーによる原文は、ドイツ文字（フラクトゥアー）による手書きである。翻刻にあたっては、各語の綴り字はすべて原文解読のままとした。そのため、現代用法とは異なるものや、同じ語が箇所により別綴りとなっているものが散見される。綴りの誤りと推測されるものもある。キャピタライズ（文頭及び名詞頭文字の大文字化）、コンマ、ピリオドに関しては、原文を尊重しつつも一部修正を加えて文意把握に供した。これらは、そもそも原文において不明確であることも多い。また、原文においては名詞の並列が多くみられるが、これらの一部は合成語として一語にするか、あるいは並列する名詞の間にハイフンを付して処理した。

〔1870年に関する年次報告〕

館務報告 原文

Niigata 1. Januar 1871

Euer Exzellenz beehre ich mich über meine Amtsthätigkeit in dem verflossenen Jahre nachfolgendes zu berichten.

Ein Hauptpunkt, worüber ich viel hier mit dem localen Gouvernement zu unterhandeln hatte, waren die Bestrebungen desselben, den Reishandel zu monopolisieren, und versuchte dieselbe, in diesem Jahre unter einem officiell

sanctionirten Vorwande dasjenige zu erreichen, was sie in 1869 durch alle die Hindernisse, die sie den Kaufleuten gemacht, erreicht hat. Am 2. Februar erhielt ich von ihr ein Schreiben, womit dieselbe mich ersuchte, bekannt zu machen, daß in Folge einer schlechten Ernte die Reisausfuhr ohne Gouvernements Erlaubnis vom 2. April ab verboten sei. Diese Form des Verbots, die der Regierung selbst zum Extrem freie Hand ließ, mußte ich als dem Sinne vom Art. 8 des Norddeutsch-Japanischen Vertrages zuwider verweigern. Gleichzeitig lauteten hier die Berichte über das Ergebnis der Ernte im Ganzen günstig. Am 27. März machte das Amt des eigentlichen Ken der Suibara (Sitz des Provincial-Gouvernements) bekannt, daß die Ernte eine Bessere als eine jährliche Durchschnittsernte gewesen sei, und gegen alle Vorstellungen von hier trat das Ausfuhrverbot in vertragsmäßiger Form am 26. April in Kraft, um am 25. Mai wieder aufgehoben zu werden, welche Maßregel jedoch für das Gouvernement genügte, um ihren Zweck zu erreichen. Am 26. April mußte ich gegen die Verschiffung von Gouvernement und Daimio Reis protestiren, die unter der Flagge von go-mai (Auswärtiges Amt) versucht wurde.

Im selben Monat wurde hier eine Filiale der Kaiserlichen Handels- und Bank-Gesellschaft, Shosha und Tsuschodji, errichtet, und da deren Vorgehen den Handel hier zu ruinieren dachte und dem Sinne der Verträge entgegen werde, sah ich mich genöthigst, gegen deren Ausschreitungen zu protestiren und als solches vergebens war, mich um Unterstützung an den Vertreter des Norddeutschen Bundes nach Yokohama zu wenden. Im Laufe des Sommers fand in Folge dessen eine Modificirung dieser Gesellschaft statt, ohne jedoch das Uebel gänzlich zu beseitigen.

Um den Uebelständen der Schifffahrt abzuhelpen sandte ich im März ein Memorandum, der nöthigsten Verbesserungen des Hafens hier betreffend, an den Geschäftsträger des hohen Bundes zu Befürwortung und Unterbreitung bei der japanischen Regierung in Jedo, doch hat diese Frage wegen finanziellen

Schwierigkeiten bis jetzt noch keine Aussicht in Angriff genommen zu werden.

Viel Schwierigkeiten und Correspondenzen entstehen auch aus dem Uebelstand, daß die locale Regierung ihren Zugeständnissen und Arrangements in Bezug auf locale Uebereinkommen wie z. B. Leichter-Taxen, Coolie-Taxen, etc., keine strenge Gerechtigkeit widerfahren läßt.

Im Mai reiste ich über Land nach Yokohama, in 10 Tagen durch die Provinzen Etchingo, Joshui, Sinshiu und Bushiu, und returnierte Anfangs Juni, indem ich den Weg über den Mikuni Pass nahm und Niigata in 8 Tagen erreichte. Die Reise geschah zu Fuß oder im Tragstuhl. Beide Wege führen durch viele Städte und Dörfer in meistens kaum einer Meile Abstand und wurde ich überall mit der größten Freundlichkeit aufgenommen.

Da nun beinahe fünf Monate im Jahr der gefährliche Verkehr mit Yokohama unmöglich ist, und Fälle vorkommen können, wo für Handel oder Gesundheit eine schnelle Communication mit Yokohama unerläßlich ist, so frug ich bei dem Geschäftsträger des Norddeutschen Bundes, Herrn von Brandt, an, ob es bei der japanischen Regierung nicht möglich zu machen sei, daß bei vorkommenden Fällen der Ueberlandweg nach Yokohama benutzt werden kann. Die japanische Regierung hat nun mich eine temporäre Erlaubniß gegeben, doch bleibt zu wünschen, daß solche sich in eine permanente verwandelt.

Die Ordnung von Fallissementsangelegenheiten und solche des Nachlasses eines hier verstorbenen Bundesangehörigen fielen weiter in den Kreis meiner Amtsthätigkeit und hatte ich besonders viele weitläufigen Correspondenzen & Verhandlungen mit dem hiesigen localen Gouvernement wegen Contractbruch und Unredlichkeiten von jap. Kaufleuten, in welchen Fällen sich die japanische Rechtspflege meist als höchst mangelhaft erwies.

Noch muß ich hier erwähnen, daß die freundschaftliche Hülfe der localen jap. Regierung hier bei vorkommenden Beschwerdefällen im höchsten Grade negativ ist, und sich meist auf eine phrasenhafte, unverständliche

Correspondenz beschränkt, womit sie den Gegenstand zu umgehen sucht. Appellationen an die Regierung in Jedo sind meistens ohne Erfolg.

Am 21. April theilte mir der Gouverneur mit, daß der Regierungssitz der Provinz Etchingo nach Niegata verlegt worden sei, wodurch einem in meinem vorjährigen Schreiben gemeldeten Uebelstand abgeholfen worden ist.

Ad Leysner

An

den Kanzler des Norddeutschen Bundes

den Herrn Grafen von Bismark Schönhausen Excellenz

Auswärtiges Amt

[1872 年に関する年次報告]

館務報告 原文

Niigata 1. Januar 1873

Euer Durchlaucht erlaube ich mir über meine Amtsthätigkeit im vergangenen Jahre das Nachstehende zu berichten.

Wie in früheren so auch im vergangenen Jahre haben von Japanern gegen Deutsche ausgeführte Betrügereien zu langwierigen Verhandlungen mit der localen Behörde gesichert und auch meistens in der Bestrafung der Betrüger resultirt, ohne jedoch die den Deutschen durch solche zugefügte Verluste stets ersetzt zu erhalten wegen Zahlungsunvermögen der Angeklagten.

Die Lauigkeit und Langsamkeit der japanischen Justiz in

Angelegenheiten der Fremden machen die meisten Sachen von der guten Auffassung des Gouverneurs abhängig und bedarf es meistens einer erschöpfenden Correspondenz und vieler mündlichen Verhandlungen, um denselben von der Richtigkeit der Thatsachen zu übergenügen, da dessen Kenntniß von kaufmännischen Angelegenheiten, für die in den meisten Fällen gesetzliche Bestimmungen zu fehlen scheinen, nur sehr beschränkt ist.

Die in einigen Fällen als Sicherheit für an Japaner gegebene Credite vorliegende Verpfändung von Grundbesitz führte in sofern zu Schwierigkeiten, als, da den Fremden hier kein Grundbesitz erlaubt ist, die Behörde durch Zwangsverkauf solcher Grundstücke unter ungünstigen Verhältnisse für die Betreffenden Verluste herbeiführte und selbst den Japanern die Verpfändung von Grundstücken an Fremde untersagte.

Die wiederholt gemachte Erfahrung, daß aus Grund der Versandung der Flußmündung die Schifffahrt im Winter zur Unmöglichkeit geworden ist und die für den Handel hier vorgesehene Erleichterungen in Betreff der Schifffahrt sich nicht bewährten oder nur dem Namen nach erfüllt waren, veranlaßten mich unter anderen im April über Land nach Yokohama zu gehen, um dem Herrn Ministerresidenten die ungünstigen Verhältnisse persönlich vorzustellen und zu sehen, ob keine Abhülfe zu erlangen sei, wozu sich jedoch keine Aussichten zeigten.

Auch die Frage der Ueberlandreise für hier wohnende Fremde, die sich, da in diesem vergangenen Jahre nur eine Schiffsgelegenheit war, recht drückend fühlbar machte, suchte ich wieder anzuregen, leider aber ohne Erfolg.

Während meines Aufenthalts in Yokohama erhielt ich von meinem Stellvertreter hier die Nachricht von einem am 12. Mai bei Niigata ausgebrochenen Aufruhr, und begab ich mich gleich zu dem Herrn Ministerresidenten, um davon Mittheilung zu machen, und die künftige Unterstützung der Centralregierung für die hier wohnenden Fremden, deren

Leben und Eigenthum bei solchen Revolten am meisten gefährdet ist, zu beantragen. Glücklicherweise erwiesen sich die schleunigst herbeigezogenen Truppen als genügend, um den Aufstand zu dämpfen, und fand ich bei meiner Rückkehr, Anfangs Juni, wieder alles ruhig.

Die Umwandlung des Norddeutschen Consulates in ein Consulat des Deutschen Reiches motivirte ich der localen Regierung hier nach Empfang meiner Ermächtigung im Mai, und wurden die damit zusammenhängenden Uebertragungen den Vorschriften gemäß vorgenommen.

Zu wiederholten Malen versuchte ich den Gouverneur zu veranlassen, die Centralregierung um Abhülfe der den Handel so lähmenden Hindernisse zu ersuchen, und scheint erst der neue Gouverneur Kusumoto Masataka, der im Juni an Stelle von Hiramatsu Tokiatzu Kenrei (Gouverneur der Provinz oder Ken) wurde, sich der Sache mehr annehmen zu wollen, indem er manche Verbesserungen in Vorschlag brachten, sowie noch vor Ende des Jahres die Regierung um die Sanctionirung der Gründung einer japanischen Flußdampfschiffahrtsgesellschaft ersuchte, die mit Mitteln der Stadt und am Fluße liegenden Ortschaften ins Leben gerufen werden soll.

Im September brachte ich im Verein mit dem britischen Consul und dem Gouverneur eine Regulierung der Taxen für die Benutzung des von der Regierung dem Handel zur Verfügung gestellten kleinen Dampfers "Niigata maru" zustande, der, wenn auch bei billigere Sätzen, eine sicherere Löschung und Laden der zur See angebrachten Waaren gewähren, jedoch bei weitem den hiesigen Bedürfnissen nicht entspricht, da seine schwache Maschine nur bei dem günstigsten Wetter, den Uebergang über die dem Fluße vorliegende Sandbank möglich macht.

Bei Anwesenheit S. Majästät Corvette "Nympe" hier am 25. August besuchte ich mit Herrn Capitain von Blane den Gouverneur und kam besonders die Schwierigkeiten der Schifffahrt hier zur Sprache.

Die neuen Instruktionen vom 1. Mai 1872 empfing ich im August, doch

war die Zeit noch zu kurz, um über die praktische Ausführung derselben Mittheilungen machen zu können.

Ad Leysner

An

den Kanzler des Deutschen Reiches
den Herrn Fürsten von Bismark Schönhausen Durchlaucht
Auswärtiges Amt des Deutschen Reiches

[1873 年に関する年次報告]

館務報告 原文

Niigata 1. Januar 1874

Euer Durchlaucht habe ich über meine Amtsthätigkeit im vergangenen Jahre nur wenig zu berichten, da keine deutschen Schiffe den hiesigen Hafen besuchten und meine Vermittelung nur in den wenigen Fällen in Anspruch genommen wurde, wo es sich um Differenzen zwischen dem einzigen hier bestehenden Handelshause und Japaner handelte.

Gerne erkenne ich an, daß die Erledigung solcher Fälle im vergangenen Jahre mit wenigen Schwierigkeiten verknüpft waren, indem der neue Gouverneur dieses Ken in solchen Sachen besser bewandert als früherer, in den meisten Fällen mit großer Bereitwilligkeit und Energie mir zur Hand ging.

Im März wurde eine Bestimmung des Zollhauses betreffend Einschränkung der Arbeitsstunden und einer zu zahlenden Vergütung an dasselbe für das Löschen und Laden von Schiffen an Sonn- und Feiertagen und nach den Arbeitsstunden an gewöhnlichen Tagen auch für hier in Anwendung

gebracht, wogegen ich jedoch Vermahnung einlegte, da solche für Plätze, die einen Hafen haben, wohl gerechtfertigt sind, hier aber bei der offenen Rhede, wo keine Stunde unbenutzt bleiben darf, um den unsicheren Aufenthalt der Schiffe auf derselben zu verlängern, ein großes Hinderniß für den ohnehin schon mit großen Kosten und Schwierigkeiten verknüpften Handel sind. Meine Vorstellungen hier waren ohne Erfolg, da Gouverneur zu einer Abänderung dieser Verfügung nicht ermächtigt war, und mußte ich mich dieserhalb an den Herrn Ministerresidenten in Yedo wenden, um diesen Fall zu geeigneter Zeit bei der Centralregierung zur Sprache zu bringen.

Im September kam ich mit dem Gouverneur zu einem Verständniß betrefft der Publication der einzuführenden Jagdgesetze für hier in Uebereinstimmung mit den mir darüber von Herrn Ministerresidenten in Jedo ertheilten Instruktionen.

Im selben Monat verhandelte ich mit dem Gouverneur eine Revision der Bestimmungen für die Benutzung des von Zollhause gestellten kleinen Dampfer zur Erleichterung des Löschens und Ladens der Schiffe und resultirte solche in eine Ermäßigung der bisher dafür berechneten Sätze.

Eine Klage des deutschen Kaufmannes Weber konnte hier nicht erledigt werden, da Unterzeichneter als persönlich darin beschuldigt dieselbe nicht abhandeln konnte. Da solche, in allgemeinen Ausdrücken gehalten, jede nähere Bestimmung und Beweismittel entbehrte, so glaubte ich derselben vorerst eine Definition-Gestaltung geben zu müssen und rechnete auf die Einsicht des Klagers, sich den durch die exceptionellen Verhältnisse hier gegebenen Maßregeln zu fügen, um einer Sache eine Klarheit zu geben, die ohne solche zu verhandeln reine Unmöglichkeit ist. Leider wollte oder konnte der Klager diese Maßregel nicht als durch die Ausnahmestellung hier geboten anerkennen und theilte mir mit, daß er solche als Anlaß zu neuen Beschwerden genommen habe.

Ad Leysner

An
den Kanzler des Deutschen Reiches
den Herrn Fürsten von Bismark Schönhausen Durchlaucht
Auswärtiges Amt des Deutschen Reiches

[1874 年に関する年次報告]

館務報告 原文

Niigata 1. Januar 1875

Euerer Durchlaucht beehre ich mich über meine Amtsthätigkeit während des vergangenen Jahres nachfolgendes zu berichten.

Die Besorgung der laufenden Geschäfte, wie Bekanntmachung neuer oder veränderter Bestimmungen in Betreff der Aus- und Eingangszölle, Schifffahrt, Paßwesen, Jagdverordnung, Legalisation von Unterschriften, Ertheilung von Vollmachten, nahm nur wenig Zeit in Anspruch.

Klagen von Deutsche gegen Japaner lagen im vergangenen Jahre nicht vor, während von solchen, wo Japaner gegen Deutsche klagten, nur zwei Fälle zur Verhandlung und Erledigung kamen.

Ein Deutscher mußte auf kurze Zeit unterstützt werden und da derselbe hier keine Arbeit fand und kein deutsches Schiff nach hier kam, mit einem japanischen Dampfschiff nach Hakodadi gesandt werden, wo derselbe Beschäftigung zu finden hoffte.

Verhandlungen mit dem Gouverneur hier, die zum Zweck hatten, der Schifffahrt und dem Verkehr über Land weitere Erleichterungen zu schaffen,

konnten bisher noch wegen ungenügender Vollmachten des Gouverneurs von Seiten der japanischen Regierung nicht zum Abschluß gebracht werden.

Meinem Ersuchen, die Behörden der betreffenden japanischen Ortschaften dieser Provinz anzuweisen, die Absichten und Wünsche des in Auftrag der hohen Regierung im Herbst des vergangenen Jahres diese Provinz bereisenden Dr. J. J. Rein, möglichst zu fördern, kam der Gouverneur aufs Bereitwilligste und Wirksamste entgegen.

Ad Leysner

An
den Kanzler des Deutschen Reiches
den Herrn Fürsten von Bismark Schönhausen Durchlaucht
Auswärtiges Amt des Deutschen Reiches

[1875 年に関する年次報告]

館務報告 原文

Niigata, 1. Januar 1876

Euerer Durchlaucht beehre ich mich die nachfolgenden Mittheilungen über meine Amtsthätigkeit während des vergangenen Jahres zu unterbreiten.

Dieselbe war hauptsächlich in Anspruch genommen zur Vermittelung einer möglichst schnellen Justiz in Fällen, wo Deutsche genöthigt waren, die Hülfe der japanischen Gerichte nachzusuchen, um japanische Kaufleute zur Erfüllung eingegangener Verpflichtungen zu zwingen, oder angemaaßten Uebergriffen der lokalen Regierung in die den hier sich aufhaltenden

Deutschen zustehenden Rechte zur Erleichterung des Verkehrs mit den Eingeborenen entgegenzutreten.

Bis im Juni des vergangenen Jahres wurden solche Klage gegen Japaner von dem Kenrei, oder Gouverneur, abgeurtheilt, während nach dieser Zeit mit der Eröffnung eines Gerichtshofs erster Instanz (Shishin Saibansho) dem dazu ernannten Richter 6ten Klasse (Roku to Hanji) der Erledigung dieser Klagen oblag.

Im ersten Falle der Aburtheilung durch den Gouverneur fand gewöhnlich keine Confrontation der Kläger und Beklagten statt, sondern bildeten die Aussagen beider Partheien in durch den Gouverneur einerseits und mir andererseits angestellten mündlichen oder schriftlichen Untersuchungen den Grund zu den Verhandlungen zwischen demselben und mir, wobei viel von dem Verständniß und guten Willen des ersteren abhing, ob derselbe die vorgebrachten Beweise als genügend erachtet, um den beklagten Japaner daraufhin zu verurtheilen.

Mit der Unterweisung der Gerichtsbarkeit an einen abgesonderten Gerichtshof kam eine gleichzeitige Bescheidung der Kläger wie Verklagten von demselben in Annahme, doch war ich, bei der Unvollständigkeit der japanischen Gesetze sowie der willkürlichen Interpretation des Sinnes mancher denselben, mehrmals genöthigt, Aufklärungen zu verlangen, oder durch mündliche Unterredungen mit deren Richter die Sache der deutschen Kläger in das geeignete Licht zu setzen. Gegen das Urtheil des Richters ist die Appellation an ein Gericht zweiter Instanz, das seinen Sitz in Tokio hat, zuläßig.

Mit dem Gouverneur hatte ich 3 Klagefälle von Deutschen zu verhandeln, wovon 2 gegen japanische Kaufleute, die eine Promesse unbezahlt gelassen und eine Klage gegen die japanische Transportgesellschaft, Rikuung-Moto Kwaisha, wegen verweigerter Entschädigung für einen mangelhaft ausgesicherten Gütertransport über Land. Einer der obrigen Fälle fand erst

durch den Gerichtshof erster Instanz seine Erledigung, von welchem noch eine weitere Klage eines Deutschen gegen einen Japaner wegen unbezahlt gelassenen Promesse für empfangene Waaren zur Verhandlung kam, sowie ein Fall von Entwendung von Gegenstände durch Dienstboten und eine Klage gegen obengenannte Gesellschaft wegen Nichterfüllung einer übernommenen Garantie für die Rückzahlung von Vorschriften auf durch dieselbe über Land transportirten Thee. Alle Fälle fanden zu Gunsten der deutschen Kläger ihre Erledigung und wurde nur im letzten Falle von dem japanischen Verklagten das Rechtsmittel der Appellation nach Tokio angekündigt.

Wie schon vorher bemerkt ist es im Interesse der deutschen Kläger in den meisten Fällen nothwendig, die japanischen Verhandlungen zu überwachen. Klagen von Japanern gegen deutsche Schutz angehörige lagen im vergangenen Jahre nicht vor.

Eine Klage eines Deutschen gegen das japanische Zollhaus wegen Schädigung seiner Interessen durch mangelhafte Erfüllung der zugestandenen Erleichterungen für die Schifffahrt hier, fand durch gütliches Uebereinkommen ihre Erledigung.

Eine weitere Klage von Deutschen wegen Belästigungen durch städtischen Officier beim Miethen von Gebäulichkeiten von Japaner, suchte der Gouverneur dadurch zu entkräftigen, daß er diesen Einmischung den Anschein gab, als wenn solche nur dazu dienen, die Wohnungen der Deutschen in Erfahrung zu bringen, um in Fällen von Feuer etc. schnell Hilfe bringen zu können, doch ist kein Zweifel, daß in Wirklichkeit, wenn die Japaner veranlassen will, nicht ohne Wissen und vorheriges Gutachten des Gouverneurs Gebäulichkeiten an Fremde zu verkaufen oder zu vermieten, um dadurch in gewünschten Fällen einen Druck ausüben zu können. Auf meine Vorstellungen, daß nach dem Wortlaut der Regulationen für die Niederlassung von Fremden hier, es denselben frei steht, Gebäulichkeiten von Japaner ohne Einmischung der Behörde zu kaufen oder zu miethen, enthält

von sich weiteren Belästigungen.

Im October ersuchte der Gouverneur um Annahme von von Ihm ausgearbeiteten Hafen- und Fluß-Regulationen, die aber, ohne einen Bedürfniß für solche Rechnung zu tragen, nur zur unnöthigen Beaufsichtigung und indirecter Besteuerung des Handels gedient haben würden und deßhalb von mir abgelehnt werden mußten.

Da eine regelmäßige Verbindung zur See zwischen hier und anderen offenen Häfen Japans nicht besteht und überhaupt Schiffsgelegenheiten für Personen nur selten sind, so ist es für hier ansäßige Fremde von äußerster Wichtigkeit, bei sich plötzlich bindenden Veranlassungen ohne Zeitverlust den Ueberlandweg nach Yokohama nehmen zu können. Nach den Vorschriften der Paßverordnungen für Japan ist für jede Reise eines Fremden in das Innen des Landes erst durch die deutsche Mission in Jedo bei der japanischen Regierung dort um einem Paß anzufragen mit möglichst genauer Angabe des Zwecks & die Route. Da solches jedoch für hier bei Abwesenheit einer telegraphischen Verbindung zu zeitraubend ist, so bat ich den Kaiserlich-Deutschen Ministerresidenten in Jedo an, bei der japanischen Regierung um eine Erleichterung dieser Vorschriften für hier anzutragen. Im September begab ich mich selbst nach Jedo, um diesen Fall persönlich mit dem Herrn Ministerresidenten Rücksprache zu nehmen und erhielt in dessen Abwesenheit von dem stellvertretenden Geschäftsträger, Herrn von Holleben, die Zusage der wirksamsten Verwendung bei der japanischen Regierung, eine mir bereits in einem Falle zugestanden, auf Ansuchen von deutschen Schutzgenossen einen Paß zu erwirken, das ohne Ausfüllung des Datums jeder Zeit die Reise von hier über Land nach Yedo möglich macht, indem das auf die Dauer der Reise bezügliche Datum erst hier bei Benutzung des Paßes einzustellen ist.

Zwei Legalisationen von Unterschriften, die Bescheinigung einer festen Anstellung behufs Motivierung eines Gesuchs um Verlängerung eines

Militairpasses, die Bekanntmachung von neuen Veränderungen sowie sonstige laufende Arbeiten nehmen nur wenig Zeit in Anspruch.

Eine Zusammenstellung der dienstlichen Ein- und Ausgaben, et Circular vom 30. December 1874 e.o./75, sowie Inventarisationsattest über im vergangenen Jahre für das Konsulatsarchiv erhaltene; ein Verzeichniß der Kaiserlichen Deutschen Konsulate und ein Exemplar von Königs Handbuch des Deutschen Konsular-Wesens, sende ich in der Anlage.

Ad Leysner

An

den Kanzler des Deutschen Reiches

den Herrn Fürsten von Bismark Schönhausen Durchlaucht

Auswärtiges Amt

Anlage: Inventarisationsattest

Daß, der am 26. October a.p. für das Kaiserliche Konsulat zu Niigata empfangene

- Verzeichniß der Kaiserlich Deutschen Konsulate vom Februar 1875

und das am 29. November a. p. empfangene

- Handbuch des Deutschen Konsularwesens von B. W. König

dem Konsulatsinventarium einverleibt worden sind, wird hierdurch amtlich bescheinigt.

Niigata, den 23. Februar 1876

Der Königliche Consul Ad Leysner

[1876 年に関する年次報告]

館務報告 原文

Niigata, 1. Januar 1877

Euerer Durchlaucht habe ich über meine Amtsthätigkeit während des vergangenen Jahres folgende Mittheilungen ganz gehorsamst zu unterbreiten.

Die nur theilweise Ausführung der bei Eröffnung dieses Hafens zur Erleichterung der Schifffahrte und des Handels von der japanischen Regierung zugesagten Verbesserungen machte es nothwendig, von dem hiesigen Zollhause das möglichste Entgegenkommen zu verlangen, behufs schnellen Löschens und Ladens von Waaren von und in auf die hiesigen offenen Rhede ankernden Schiffen. Es war daher meine Aufgabe, den Absichten des Zollhauses Regulationen zu größerer Beschränkung der Arbeitszeit wie bisher, die in anderen Häfen Japans wegen Sicherheit derselben ohne Beschwerden Anwendung finden konnten, entgegenzutreten und mit Hinweis auf die noch stets verzögerte Aussicherung der für hier zugefügten Erleichterungen die weit möglichsten Concessionen zu verlangen, die zum größten Theil auch zugestanden wurden, und meist darin bestehen, daß das Löschen und Laden von Waaren auch außer den gestellten Arbeitsstunden des Zollhauses und Festtagen gestattet wird, wie aus Vornahme der Zoll-Revision der Waaren zur schnellmöglichsten Bergung derselben in die Waarenhäuser.

Den Beitritt zur Formulierung von neuen Regulationen für die Benutzung eines neuen Landungsplatzes mußte ich noch ausstellen, bis solche Anlagen mehr den zugesagten Verbesserungen entsprechend die Wahrscheinlichkeit eines bisher stets verlängerten Provisoriums außer Frage stellen.

Ueberschreitung der Vertragsgrenzen eines Deutschen ohne den vorgeschriebenen japanischen Paß führte zu Klagen der jap. Behörde, die sich

aber mit der Erklärung des Deutschen zufrieden stellte, daß demselben solche Grenzen als nicht markirt unbekannt gewesen und er auf Aufforderung des japanischen Beamten wieder über solche zurückgekehrt sei.

Mehr Schwierigkeiten machte die hartnäckige Weigerung eines Deutschen, der einer Aufforderung des Gouverneurs, seinen japanischen Diener zur Untersuchung zu stellen, unter Angabe, daß die jap. Behörde denselben über seine Privatangelegenheiten befragen wolle, trotz Versicherung des Gegentheils nicht nachkommen wollte und sich erst ernstlichen Vorstellungen meinerseits fängte, die Untersuchung aber durch persönliche Einmischung wieder in Frage stellte. Dem Verlangen des Gouverneurs, die Stellung des Dieners zur Untersuchung nochmals zu veranlassen, hatte ich nur die Ermächtigung entgegenzustellen, denselben im Hause des Deutschen arretiren zu lassen, falls derselbe immer wiederholter Aufforderung nicht Folge leisten würde.

Eine gegen denselben Deutschen von einem Yokohama Hause eingebrachte Klage auf Erstattung von Commissionsgebühren fand durch Schiedsricht in Yokohama ihre Erledigung.

Die Subalternen Geschäfte hatten ihren regelmäßigen Verlauf und boten nichts Bemerkenswerthes zur Mittheilung.

Ein Brandunglück im December, wodurch 55 meist arme japanische Familien obdachlos wurden, veranlaßte mich, im Verein mit dem britischen Vice-Consul eine Sammlung bei den hier ansässigen Fremden abzuhalten, die von dem Gouverneur als willkommen dankend anerkannt wurde.

Der Geburtstag Seiner Majestät des Reiches von Deutschland und Königs von Preußen wurde wie in früheren Jahren durch ein Festessen im Deutschen Konsulat gefeiert, wozu ich den Gouverneur, die oberen Beamten der Provinz, des Gerichtshofs, des Zollhauses, und anwesende Deutsche geladen.

Eine Zusammenstellung der dienstlichen Einnahmen und Ausgaben, laut Circular vom 30. December 1874 e.o./75, sende ich in der Anlage.

Ad Leysner

An

den Kanzler des Deutschen Reiches

den Herrn Fürsten von Bismark Schönhausen Durchlaucht

Auswärtiges Amt

[1877 年に関する年次報告]

館務報告 原文

Niigata, 1. Januar 1878

Euerer Durchlaucht habe ich über meine Amtsthätigkeit während des vergangenen Jahres folgende Mittheilungen ganz gehorsamst zu unterbreiten.

Die nur mangelhaft von der japanischen Regierung in Ausführung gebrachten Verträge zur Erleichterung der Schifffahrt hier, laut Artikels 2 & 3 des Uebereinkommens von 1867, sowie die schlechte Instandhaltung des Dampflechters und Boote zum Löschen und Laden der Schiffe, haben mehrmals zu Vorstellungen meinerseits Veranlassung gegeben, fanden aber, bei den dem Zollhaus ersichtlich nur kürzlich zugemessenen Geldmitteln, kaum nothdürftigste Abhülfe.

Ein im Januar durch jap. Raubmörder an die jap. Angestellte der Sado Gold- und Silberminen verübter Mord und Beraubung der Bergamtskasse rund 5000 Yen (vermuthlich aus der Dienst entlassener jap. Beamte) veranlasste den dort angestellten deutschen Berg-Ingeneur Reh, sich wegen etwa benöthigten Schutz an mich zu wenden, und veranlaßte ich den hiesigen

Gouverneur, der zugleich Gouverneur von Sado ist, genügende Sicherheitsmaßregel zu treffen, worauf derselbe bereitwillig einging, ohne daß es jedoch der von hier verstärkten Sado-Polizei gelang, die Mörder zur Haft zu bringen.

Die im October an mehreren Orten Japans ausbrechende Cholera veranlaßte mich, in Gemeinschaft mit dem britischen Vice-Consul den Gouverneur zu Anordnungen aufzufordern, wodurch die Einschleppung der Krankheit hier möglichst verhindert würde, sowie zu solchen sanitärischen Vorbereitungen, die bei Auftreten der Krankheit mit einer Verbreitung nach Kräften entgegenwirkte.

Die Einladung der jap. Behörde zu officiellen Festlichkeiten erwiderte ich zur Beförderung des gegenseitig freundschaftlichen Verkehrs.

Deutsche Schiffe kamen nicht nach hier, und lagen auch keine Klagen von oder gegen Deutsche vor.

Die Subalternen Geschäfte hatten ihren regelmäßigen Verlauf, ohne Bemerkenswerthes zur Mittheilung zu bieten. Eine Zusammenstellung der dienstlichen Einnahmen und Ausgaben füge ich anbei.

Ad Leysner

An

den Kanzler des Deutschen Reiches

den Herrn Fürsten von Bismark Schönhausen Durchlaucht

Auswärtiges Amt des Deutschen Reiches

Anlage: Rechnung über die bei dem Kaiserlichen Konsulat zu Niigata
im Jahre 1877 vorgekommenen Einnahmen und Ausgaben

Einnahmen

Datum		Betrag in			
		Yen	sen	Mark	pf.
Januar 8	Matrikelgebühren von H. Koch	1	50	6	75
	Do A. Visscher	1	50	6	75
	Eintragungsgebühren der Firmen Koch & Co. in das Handelsregister	1	50	6	75
December 20	Gebühren für Legalisation der Unterschrift Koch & Co.	1	50	6	75
Summe der Einnahmen		6		27	

Ausgaben

Datum		Betrag in			
		Yen	sen	Mark	pf.
December	Ausgaben für Porto in 1877	1	14	5	13
Summe der Ausgaben		1	14	5	13

[1877 年に関する年次報告 続き]

通商報告 (抄) 原文

[※ 通商報告の完全な判読は、原史料の状態からしてほぼ不可能である。そのため、冒頭の一部分のみ翻刻・試訳することとする。翻刻中の「…」は判読不能を含む箇所を文意が通じる範囲で割愛したものである。]

Niigata, 1. Januar 1878

Euerer Durchlaucht behändige ich ganz gehorsamst in der Anlage über Handel, Schifffahrt etc. des Hafens von Niigata (Japan) für das Jahr 1877.

- 1) Verzeichniß des Einfuhrhandels nach Niigata von anderen Häfen Japans in fremden nicht japanischen Segelschiffen
- 2) Verzeichniß des Ausfuhrhandels von Niigata in fremden nicht japanischen Segelschiffen
- 3) Verzeichniß der Reis-Ausfuhr von Niigata nach anderen Häfen Japans in 777 japanischen Segelschiffen
- 4) Verzeichniß der Haupteinfuhrartikel nach Niigata von anderen Häfen Japans in 535 japanischen Segelschiffen
- 5) Frachtenhandel in fremden nicht japanischen Segelschiffen
- 6) Frachtenhandel in japanischen Segelschiffen
- 7) Meteorologische Beobachtung in Niigata während des Jahres 1877

Da das japanische Zollhaus nur die Manifeste der fremden Schiffe einfordert und japanische Schiffe ohne specielle Angabe der Ladungen ein- und ausgehen können, so war es mir nur möglich, über ein- und ausgehende Ladungen bei den japanischen Schiffsrhedern Auskünfte zu erhalten, die aber oft viel an Genauigkeit zu wünschen übrig lassen.

Die japanische Dampfschiffgesellschaft Mitsu-Bishi hat im vergangenen Jahre keinen ihrer Dampfer nach hier laufen lassen, die in Folge des Aufstands in Süden, die japanische Regierung alle disponibelen Dampfer in Anspruch genommen hatte.

Von fremden Schiffen kamen 3 Segelschiffe nach hier, von denen nur 2 Importe brachten, während alle mit Reisladungen von hier wieder auslaufen. Ferner 3 Kriegsschiffe, die französische Korvette 12 Kanonen, die amerikanische Kriegsschaluppe Alert 4 Kanonen, und die englische Korvette Modest 14 Kanonen.

Sämtliche Ladungen Reis waren für China bestimmt, und würden sicherlich mehr fremde Schiffe von Reisladungen auch hierhergekommen sein, wenn ... die stärkere Nachfrage nach Reis für China bereits weit vorgerückte

Jahreszeit für Segelschiffe unthunlich machte, nach hier zu kommen, da bisher nichts von der Regierung gethan worden ist, um die Einfahrt von größeren Schiffen in den Shinanogawa-Fluß zu ermöglichen. Auch hält es überhaupt noch schwer, Kapitänen von Segelschiffen zu veranlassen, Frachten nach Niigata anzunehmen, bei eigener Vorkenntniß des Hafens und den Vorurtheil, daß derselbe zu gefährlich sei Die Erfahrung hat gezeigt, daß Segelschiffe ohne größere Gefahr ... wie in vielen anderen Häfen von Ende März bis Ende October ankern können, und jenen guten Ankergrund ... in 9 Faden Stellen finden.

Die Lade- und Löschtage ... waren im vergangenen Jahr wie folgt:

9 Tage im Januar	24 Tage im Juli
9 Tage im Februar	18 Tage im August
7 Tage im März	18 Tage im September
19 Tage im April	9 Tage im October
21 Tage im Mai	6 Tage im November
21 Tage im Juni	10 Tage im Dezember

Nachfolgende Aufstellung der Importe der Hauptimportartikel hier im Vergleich mit dem vorhergehenden Jahren nämlich:

〈中略〉

Die Importengeschäfte hatten fast das ganze Jahr hindurch unter der Unsicherheit der Zustände, in Folge der Aufstände in Süden, die erst im September gänzlich von der Regierung unterdrückt werden konnten, und beschränkten sich fast hauptsächlich auf Einfuhr der Hauptbedarfsartikel ... nur in geringen Quantitäten und selbst dem noch zu nur schlechten Preisen Absatz fanden.

Den hier ansässigen Kaufleuten ist eine Erleichterung dadurch geworden, daß die Berlin-Kölnische Feuerversicherung-Actiengesellschaft hier eine Hauptagentur errichtet hat, da die Versicherung der Warenhäuser und Wohnhäuser ... übernimmt, die früher nicht zu beschaffen war.

〈後略〉

Ad Leysner

An

den Kanzler des Deutschen Reiches

den Herrn Fürsten von Bismark Schönhausen Durchlaucht

Auswärtiges Amt des Deutschen Reiches

通商報告 (抄) 訳文

新潟、1878年1月1日

新潟 (日本) の1877年における通商、海運等について、本書のとおり謹んでお伝えいたします。

- 1) 外国帆船による国内他港から新潟への輸移入品
- 2) 外国帆船による新潟からの輸移出品
- 3) 日本帆船 777 隻による新潟から国内他港への米の移出品
- 4) 日本帆船 535 隻による国内他港から新潟への主要移入品
- 5) 新潟に出入港した外国船舶
- 6) 新潟に出入港した日本船舶
- 7) 1877年における新潟の気象観測

日本税関からは外国船だけが積荷目録の提出を求められ、日本船は詳細な申告を行わずに積み下ろしができます。そのため日本の船主らによってしか積み下ろし貨物に関する情報が得られません。その情報も正確さに関しては疑わしいこともしばしばです。

日本の三菱蒸気船会社は昨年一隻も蒸気船を運航しませんでした。南方での武装蜂起に伴い、日本政府が可能な限りすべての蒸気船を用役したためでした。外国船は帆船3隻が当地に寄港しました。うち2隻が積み荷を積んで入港し、3隻とも米を積んで出港しました。他にフランスの大砲 12 門搭載コルヴェット艦、アメリカの大砲 4 門搭載スloop艦「アラート」、イギリスの大砲 14 門搭載コル

ヴェット艦「モデスト」が寄港しました。

米はすべて中国に向けて輸送されました。米の引き合いが多かった時期は帆船の航行にはまだかなり早い季節であったのですが、もしそうでなければもっと多くの外国帆船が米の輸出に用役されたことでしょう。これまで政府は何ら方策を講じていないため、大きな船舶は信濃川河口を通航することができないのです。それにまた、帆船の船長たちは、この港がきわめて危険であると思い込んでおり、そうした先入観を抱いている船長たちに新潟への運航を受け入れてもらうことは依然としてまったく困難でもあります。これまでの経験からすれば、3月末から10月末までのあいだであれば、帆船は他の港と同じくさほどの危険なく碇泊できます。深さ9尋のよい停泊地もあるのです。

積み下ろしに適した月別の日数は以下のとおりです。

1月	9日間	7月	24日間
2月	9日間	8月	18日間
3月	7日間	9月	18日間
4月	19日間	10月	9日間
5月	21日間	11月	6日間
6月	21日間	12月	10日間

主要な輸移入品に関する前年との比較統計は以下のとおりです。

〈中略：主要移出品（砂糖、鉄、木綿、塩、油脂、紙）に関する輸送実績や価格推移の記述が続く。〉

輸移入品の取引は南方における武装蜂起のためほぼ一年を通じて不安定な状態でした。9月には蜂起は政府により完全に鎮圧されましたが、この影響で、輸移入はわずかな量の生活必需品に限られ、しかも価格も著しく低いものでした。

ベルリン・ケルン火災保険株式会社が本格的な代理業務を開始することになったことは、当地に居留する商人らにとって朗報でした。倉庫や住居に保険をかけることは、これまでは不可能だったことです。

〈後略：主要輸入品（金巾・天竺布等の綿製品）に関する輸送実績・価格の記述が続く。その後、海運・鉱工業（佐渡金山を含む）・漁業などに関する記述が続き、最後に本報告の冒頭にある7項目についての付表）が掲げられている。〉

ライスナー

ドイツ帝国首相 ビスマルク侯爵閣下
ドイツ帝国外務省御中

〔1878年に関する年次報告〕

館務報告 原文

Niigata, 1. Januar 1879

Dem hohen Auswärtigen Amt habe ich die Ehre, über meine Amtstätigkeit während des vergangenen Jahres folgende Mittheilungen ganz gehorsamst zu unterbreiten.

Wiederum haben Verhandlungen mit dem Zollhaus betreffend Erleichterungen in Anbetracht der Schwierigkeiten im Löschen und Beladen von hier ankernden Schiffen, in Folge der zunehmenden Versandung der Flußmündung, einen Theil meiner Zeit in Anspruch genommen, mit leider nur geringem Erfolg, davon in Hauptsachen, wie Anlage eines guten Landungsplatzes und Regulirung der Flußmündung auf die projectirten Hafenanlagen verwies.

Im April erhalte ich den Bescheid, daß der Amtsbezirk des hiesigen Konsulats dem Jurisdictionbezirk von Yokohama zugetheilt worden sei, und sandte demselben auf Verlangen das hiesige Handelsregister ein. Die Sache

hat nur den Nachtheil, daß bei vorkommenden Fällen Betheiligte zur persönlichen Besorgung von Anliegen eine wenigstens 6 tägige beschwerliche Reise über Land von hier nach Tokio zu machen haben, da directe Schiffsverbindung, die auch ca. 5 Tage dauert, nur selten ist.

Im Mai hatte ich das Vergnügen, dem hier ansässigen deutschen Kaufmann A. Visscher den Dank des Gouverneurs für die Rettung eines in den Kanal gefallenen japanischen Kindes zu übermitteln.

Die nach hier gekommenen deutschen Schiffe, 2 Dampfer und eine Barke, boten keine Schwierigkeiten. Klagen von oder gegen Deutsche lagen nicht vor und boten Subalterne Geschäfte nichts Bemerkenswerthes zur Mittheilung.

Eine Zusammenstellung der dienstlichen Ein- und Ausgaben sende anbei.

Ad Leysner

An

das Auswärtige Amt des Deutschen Reiches

[1878 年に関する年次報告 続き]

通商報告 (抄) 原文

[※ 通商報告の完全な判読は、原史料の状態からしてほぼ不可能である。そのため、冒頭の一部のみ翻刻・試訳することとする。]

Niigata, 1. Januar 1879

Dem hohen Auwärtigen Amt habe ich die Ehre, über Handel, Schiffahrt etc. des Hafens von Niigata (Japan) für das Jahr 1878 in der Anlage zu behändigen.

1) Verzeichniß des Einfuhrhandels nach Niigata von anderen Häfen Japans in fremden nicht japanischen Segelschiffen

- 2) Verzeichniß des Ausfuhrhandels von Niigata in fremden nicht japanischen Segelschiffen
- 3) Verzeichniß des Einfuhrhandels nach Niigata von anderen Häfen Japans in Mitsu-Bishi Dampfschiffen
- 4) Verzeichniß des Ausfuhrhandels von Niigata in Mitsu-Bishi Dampfschiffen
- 5) Verzeichniß der Haupteinfuhrartikel nach Niigata von anderen Häfen Japans in japanischen Segelschiffen
- 6) Verzeichniß der Reis-Ausfuhr von Niigata nach anderen Häfen Japans in japanischen Segelschiffen
- 7) Verzeichniß der im Jahre 1878 in dem Hafen von Niigata angekommenen und von dort abgegangenen deutschen Schiffe
- 8) Frachtenhandel in fremden nicht japanischen Segelschiffen nach und von Niigata
- 9) Frachtenhandel in japanischen Segelschiffen nach und von Niigata
- 10) Meteorologische Beobachtungen in Niigata während des Jahres 1878

Wie schon in früheren Jahren gemeldet, fordert das Zollamt nur Manifeste der fremden Schiffe, worunter auch solche unter japanischen Flagge, während japanische Junken keine Angabe beim Zollamt zu machen haben, sodaß sich deren Handel schwer bestimmen läßt; es ist nur mit willigen Hülfeleistung des Gouverneurs möglich gewesen, über die Hauptartikel genauere Angaben zu erhalten.

Die japanische Dampfgesellschaft Mitsu-Bishi hat in den Monaten April bis Ende November 19 ihrer Dampfschiffen hier anlaufen lassen, und wurden 16 fremde Sciffe hier beladen, alle mit Reis. Sonst besuchten nach diesem Hafen der französische Kriegsdampfer Cosmar 12 Kanonen, und der jap. Regierungs Lauschendampfer 'Meiji Maru.'

Die Zunahme der fremden Schiffahrt nach hier war ausschließlich Folge der starken Reinsnachfrage für China und der im Ganzen günstige Ernte dieser

Provinz. Die vermehrte Reisausfuhr; 611,755 picul (1 Picul=59,962kg), Mark 4,997,885 gegen 434,726 Picul, Mark 2,934,400 in 1877, hat auch eine größere Einfuhr als in vergangenen Jahren mit sich gebracht, und auch Resultate in der ersten Hälfte des Jahres für die Importeur meist günstig ausfielen, so waren solche in der zweiten Hälfte des Jahres meistens wenig befriedigend, wenn nicht Verlust bringend, da bei langsamer, aber stetiger Entwerthung des hier ausschließlich kursierenden jap. Papiergeldes (Kinsats) keine entsprechenden Preiserhöhungen der Artikel stattgefunden haben, sodaß, wenn auch hier die meisten Artikel, die Preise in der zweiten Hälfte des Jahres sich wieder besserten, solche Preissteigerungen nicht der Entwerthung des Papiergeldes gleich kamen.

Eine Ausstellung der Gasamteinfuhr ist wegen fehlenden Materials nicht zu machen.

〈後略〉

Ad Leysner

An

das Auswärtige Amt des Deutschen Reiches

通商報告 (抄) 訳文

新潟、1879年1月1日

新潟港 (日本) における 1878 年の通商・海運等に関して、添付のとおり謹んで報告いたします。

- 1) 外国船による国内他港から新潟への輸移入品
- 2) 外国船による新潟からの輸移出品
- 3) 三菱蒸気船による国内他港から新潟への移入品
- 4) 三菱蒸気船による新潟から国内他港への移出品
- 5) 日本帆船による国内他港から新潟への移入品
- 6) 日本帆船による新潟から国内他港への米の移出品
- 7) 1878 年におけるドイツ船の新潟出入港

8) 新潟に出入港した外国船舶

9) 新潟に出入港した日本船舶

10) 1878 年における新潟の気象観測

これまでの報告ですでお伝えしているとおり、税関が申告を求めるのは外国船の積荷目録、及び日本船でも外国人が取り扱う積荷のみであり、日本の平底船には申告の必要はありません。そのためそれら船舶による取引を把握するのはとても困難です。県令の特別のはからいで主要商品に関するかなり正確な数字を入手することができました。

日本の三菱蒸気船会社が 4 月から 11 月末までのあいだ蒸気船 19 隻を当地に寄港させました。また外国船 16 隻も寄港し、積み荷としてはすべて米を扱いました。他にはフランスの大砲 12 門搭載軍用蒸気船「コスマ」、及び日本政府の輸送蒸気船「明治丸」も寄港しました。

外国船の増加はもっぱら中国への米の需要増大、及び当地方の米が全般に豊作であったことによるものです。米の輸移出は、1877 年の 434,726 ピクル (1 ピクル=59.962 キロ)、すなわち 2,934,400 マルクに対して、昨 1878 年は 611,755 ピクル、すなわち 4,997,855 マルクまで増加し、このことが輸移入にも相当の増加をもたらしました。年の前半の輸移入は順調でしたが、後半については、損失は出ないまでも満足のいくものではありませんでした。というのも、年の後半は多くの商品で価格が回復したものの、緩やかではあっても着実な紙幣の価値下落がそれを上回ったからです。

輸移入全体の統計は資料不足により作成されませんでした。

〈後略：主要な輸移入品・輸移出品の輸送実績や価格推移・海運・鉱工業 (佐渡金山を含む)・漁業などに関する記述が続き、最後に本報告の冒頭にある 10 項目についての付表が掲げられている。〉

ライスナー

ドイツ帝国外務省御中

[1879 年に関する年次報告]

館務報告 原文

Niigata, 1. Mai 1880

Dem hohen Auswärtigen Amt habe ich die Ehre, über meine Amtsthätigkeit während des vergangenen Jahres folgende Mittheilungen ganz gehorsamst zu unterbreiten.

Während in den ersten Monaten nur laufende Arbeiten verliefen, die nichts Mittheilungswerthes bieten, brachte die im Juni auftretende Cholera noch mehr mit der japanischen Provinzial-Behörde zusammen zur Berathung effectiver Preventivmittel gegen die Ausbreitung der Krankheit, die aber insofern von sehr geringem Nutzen waren, als die Japaner in Anwendung derselben nur meist ihren eigenen Weg gingen und durch unpraktische und unzureichende Vorsichtsmaßregel nicht nur den Zweck in Frage stellten, sondern auch einen Theil des Arbeitervolkes, der durch solche Maßregel härter betroffen wurde bei schon bestehender Unzufriedenheit über hohe Reispreise, zum Aufstand brachte, der nur mit Mache und blanker Waffe gedämpft werden konnte.

Verhandlungen über eine bestimmtere Abgrenzung der Vertragslimiten, innerhalb welcher hier ansäßige Deutsche sich frei bewegen können, sind noch nicht zu einem Abschluß gekommen, da die darüber von der japanischen Behörde vorgelegten Pläne nicht mit Gewißheit dem Sinne des bezüglichen Artikel 3 im Vertrag entsprechen, und ich im Interesse der hier ansäßigen Deutschen einige Concessionen in Vorschlag zu bringen für angemessen hielt, die der Gouverneur in Betracht zu ziehen versprach, und worüber später gehorsamst berichten werde.

Im September ging ich nach Europa und vertrat mich während meiner Abwesenheit von hier Herr H. Hoeninghaus, dem sich in derselben bis Ende

des Jahres keinerlei Schwierigkeiten entgegenstellte, sowie die Erledigung der Subalternen Geschäfte nichts Mittheilungswerthes bieten.

Der hohe Geburtstag Seiner Majestät des Kaisers von Deutschland und Königs von Preußen wurde durch ein Festessen im Deutschen Konsulat gefeiert.

Eine Zusammenstellung der dienstlichen Einnahmen und Ausgaben, laut Circular vom 30. December 1874 e.o./75, sende in der Anlage.

Ad Leysner

An

das Auswärtige Amt des Deutschen Reiches

[1880 年に関する年次報告 原文]

館務報告 原文

Niigata, 1. Januar 1881

Dem hohen Auswärtigen Amt habe ich ganz gehorsamst über meine Amtsthätigkeit im vergangenen Jahre folgende Mittheilungen zu machen.

Von meinem Besuch in Europa zurückgekehrt übernahm ich am 24. April wieder die consularischen Geschäfte hier, deren Verwaltung durch Herrn Hoeninghaus in geordneter Weise verlaufen war.

Außer den laufenden Arbeiten, die in gewöhnlicher Weise ihren Erledigung fanden, ist nichts Bemerkenswerthes vorgefallen, und hat die japanische Regierung die Erledigung aller noch schwebenden Fragen über Erleichterung des Verkehrs einstweilen stillschweigend ins Unbestimmte

vertagt.

Bei einem großen Feuer im August zu Schaden gekommene Deutsche, die bei einem deutschen der Berlin-Kölnischer-Feuerversicherungs-Actiengesellschaft versichert waren, erhielten solche Vergütung unter meiner Mitwirkung und Beglaubigung des Schadens.

Das hohe Geburtsfest Seiner Majestät des Kaisers und Königs wurde mit einem Festessen in Consulat gefeiert.

Zusammenstellung der dienstlichen Einnahmen und Ausgaben, laut Circular vom 30. December 1874 e.o./75, befindet sich angebogen.

Ad Leysner

An

das Auswärtige Amt des Deutschen Reiches

[1881 年に関する年次報告]

館務報告 原文

Niigata, 1. Januar 1882

Dem hohen Auswärtigen Amt habe ich ganz gehorsamst über meine Amtsthätigkeit im vergangenen Jahre folgende Mittheilungen zu machen.

Die vom hiesigen Zollhaus stets vorgenommene umständliche und extra Kosten verursachende Visitation der für hier ansässige Deutsche eintreffenden Waaren, die von Zollhaus-Certificat begleitet von anderen Häfen Japans mit japanischen Dampfern nach hier kommen, während alle für Japaner unter gleichen Umständen ankommende Waaren von dieser unnützen

Untersuchung des Zollhauses frei waren, veranlaßte mich, der dem Zollhaus vorstehenden Behörde Vorstellungen über solche unnütze Erschwerung des Handels zu machen. Die Zollbehörde berief sich auf die Vorschrift, wonach sie alle für Fremde zur See eintreffenden Waaren zu examiniren habe, wovon sie glaubte nicht abgehen zu dürfen, verstand sich aber zu der Erleichterung, daß solche Examination auf schriftliches Ansuchen am Landungsplatz der Mitsu-Bishi Dampfergesellschaft, die alle von ihr angebrachten Waaren selbst landet, vorgenommen werden kann, statt am Zollhaus, das circa 1 1/2 Kilometer von diesem Landungsplatz dem Fluß abwärts liegt, und vorhin dieser nichts bezweckenden Formalität fallen, die Waaren hin und zurück transportirt werden mußten.

Mit der hiesigen japanischen Behörde hatte ich Verhandlungen wegen Beglaubigung japanischer Urkunden, wozu dieselbe bisher keine Autoritation hat, und mußte ich zur Abhilfe dieses Mangels mich an die Gesellschaft nach Tokio wenden, die eine Abhilfe dieses Bedürfnisses in Aussucht stellte.

Die Subalternen Geschäfte hatten ihren regelmäßigen Verlauf, ohne Bemerkenswerthes zur Mittheilung zu bieten.

Das hohe Geburtsfest seiner Majestät des Kaisers und Königs wurde wie in früheren Jahren mit einem Festessen am Deutschen Consulat feierlich begangen, unter Betheiligung der japanischen Behörden.

Eine Zusammenstellung der dienstlichen Einkommen und Ausgaben, laut Circular 1874 e.o./75, befindet sich angebogen.

Ad Leysner

An

das Auswärtige Amt des Deutschen Reiches